

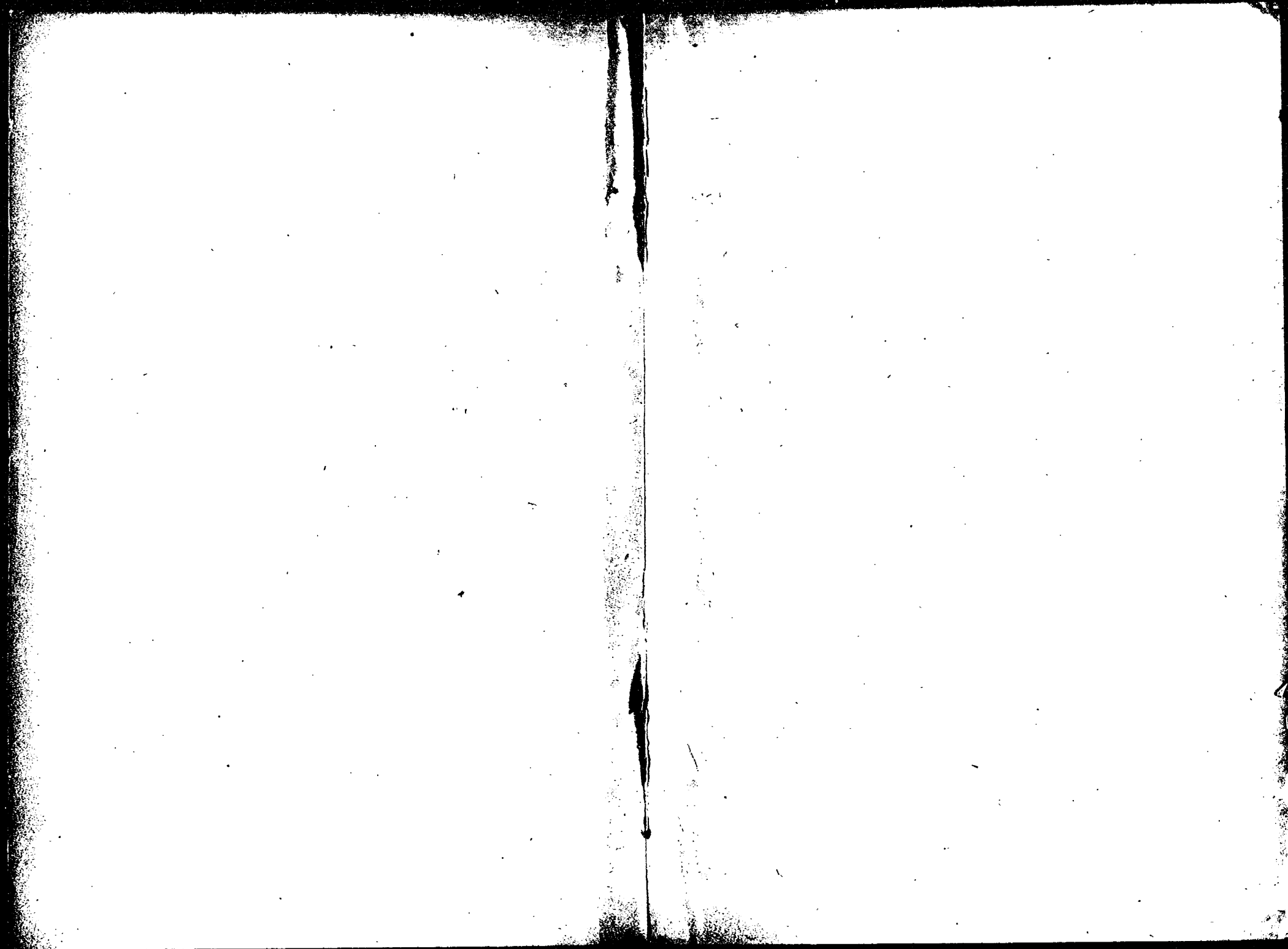
第  
五

昭和十五年版

拓務要覽

拓務省







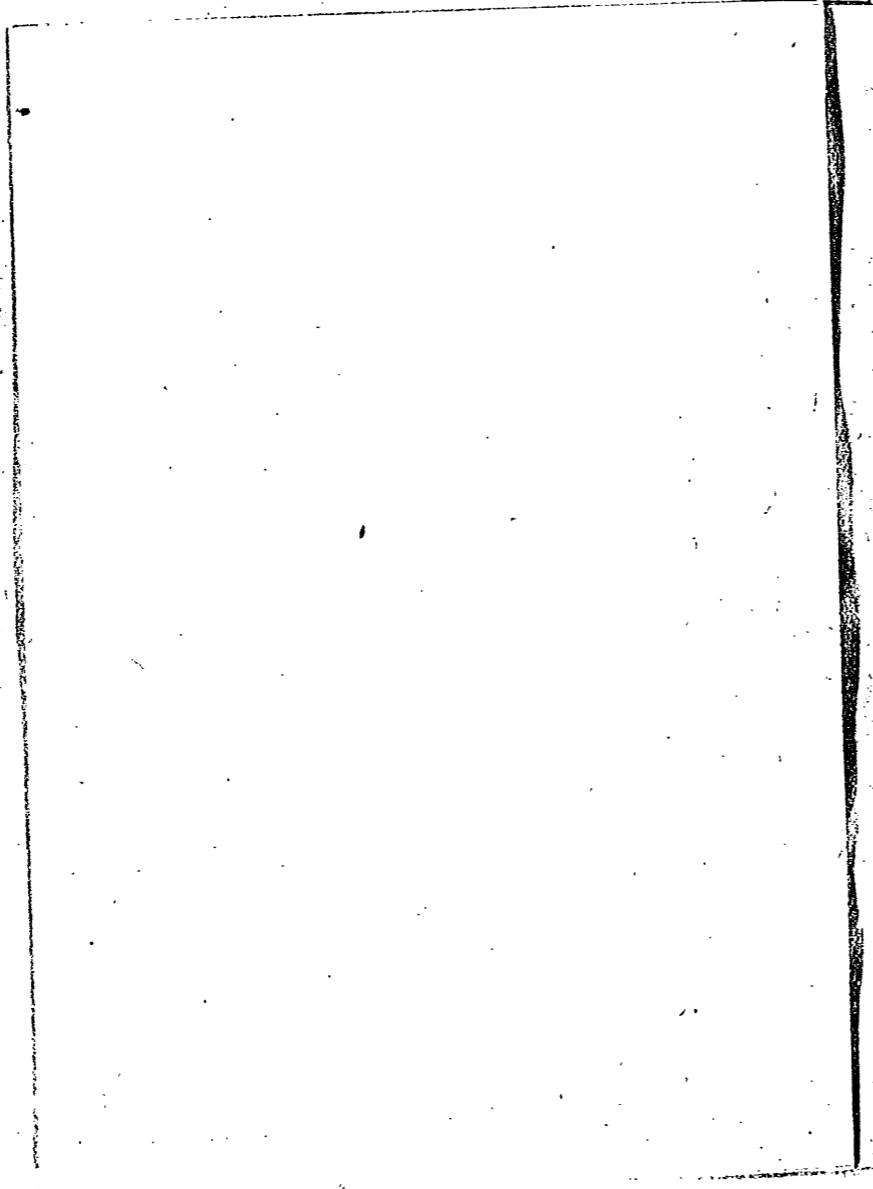
昭和十四年版

拓務要覽

拓務省



317
318







317
318



76513-1

### 序

我國は明治維新の大業に依り三百年間の鎖國政策を一擲し進取開國の大方針を確立して以來、國運頓に振張し、遂に東亞の一大雄邦たるに至つた。

今や我が帝國の國境は北は北緯五十度の線を以て露領に接し西は鴨綠江豆滿江を隔てて遠く滿洲に連り、南は臺灣及南洋群島を堺として遙に南方諸邦に相對し、正に東亞に於ける一大海國であつて又昔日の島國ではない。従て人口、食糧、資源及異民族統治等の諸問題が日を逐うて、帝國の關心事たるに至つたことは國際場裡に雄飛する者の避け難き運命であり將た必然の歸結である。

昭和四年六月新に拓務省が設置せられ拓務行政の擴充強化を圖るに至つたのは決して偶然ではない。蓋し維新以來國是として大に皇基を振起せんとし努力し來つた當然の結果に外ならない。

拓務省は設置以來一視同仁の 聖旨を奉體して外地施政の大綱を統べ、總督、長官と

序

密接不離の聯繫を保ち各外地の特殊事情に即應すると共に、内外兩地を一貫する綜合統制の下に渾然一體としての統治の萬全を期し以て今日に及んでを。輓近是等地域と内地との經濟問題は日に増し複雑となるに至つたが、殊に支那事變の進展に伴ふ諸般の情勢は内外地間緊密の度を一層高め、拓務省の重要使命は益々加はるに至つた。仍て拓務省は内外兩地の錐體的頂點に立つて精細なる調査と不斷の研究とを爲し以て外地行政の運用に遺憾なきを期してゐる。

惟ふに現下の如き我國未曾有の難局を克服し國運の隆昌を圖る方途として、國民の海外發展を助長獎勵するの緊要なるは申す迄もない。

畏くも明治維新の御宸翰には「萬里ノ波濤ヲ拓開シ國威ヲ四方ニ宣布シ天下ヲ富岳ノ安キニ置カンコトヲ欲ス」と宣せられたのであつて、國民海外發展は實に我國の國是である。拓務省は敍上の趣旨に鑑み、移植民及海外拓殖事業の指導獎勵に銳意努力し、世界何れの地たるを問はず國民の平和的經濟的發展を期して居る。即ち南米、南洋方面に於ける移植民及海外拓殖事業に對し夙に夫々保護獎勵の施設を講じ平和的經濟的發展に

努めて居るが、今後は南米は勿論南洋方面に對する邦人の移住資本の進出をも大いに促進しなければならぬ。

翫つて眼を北方に轉ずれば其處には滿洲開拓事業の希望と光明とに滿てる輝かしき進展を見る。滿洲開拓政策が重要國策の一として政府の採擇するところとなつてから今日で既に七年有半の星霜を経た。昭和七年十月所謂試驗移民が雄々しくも北滿の一角に聖嶽を打ち込んでこの方、現在では七萬に餘る同胞が立派に自然を克服し滿洲の大地に活躍を續けてゐる。滿洲開拓事業は滿洲國の産業文化を開發し、其の健全なる發達を促進し、日滿兩國共存共榮の理想を實現すると同時に我國の農村更生に裨補する所尠しとせぬ。加ふるに支那事變勃發し茲に東亞新秩序建設の大業を執行するに及び、之が據點を培養すべき新しき意義が加へられたのである。拓務省に於ては此の新しい客觀的諸情勢に對處せんが爲既往の開拓政策に就き再檢討をなすの必要を認め、曩に臨時滿洲開拓民審議會の答申を俟つて滿洲開拓政策基本要綱を決定し、意義深き紀元二千六百年を契機として之が運営實行に移されることとなつた。本書は即ち各外地の行政、經濟、天然、人

事等諸般の事項を網羅し且之が發展の過程を敘し以て外地開發の治績を一冊の中に瞭然  
 たらしむると共に、邦人の大陸及海外への發展狀況を略述し拓務行政の運用に對する一  
 般認識の啓發強化に資せんとするのである。

今や帝國の支那事變處理は新國民政府の成立に依つて局面の新展開を見たとはいへ、  
 新東亞建設の崇高なる聖業完遂の爲には前途尙多難なる荆棘の徑を豫想せらるるのであ  
 る。仍ち今後一層内外地の鞏固なる精神的結合を圖り、經濟上互に相通じ相補ひ内外地  
 眞に打つて一丸となり以て所期の目的貫徹に邁進せねばならぬ。仍て本書は特に本事變  
 と外地の關係とに就き一篇を設け事變下の外地狀況を略述した。

今本書を編纂するに當り國民の拓務行政に對する關心と認識との益々深大ならんこと  
 を切望して已まぬ次第である。

昭和十五年四月

拓務省

### 拓務要覽目次

#### 第一編 本省

##### 第一章 拓務行政機構の沿革

- 第一節 拓務省設置前の機構の變遷……………一
- 第二節 拓務省の設置……………二
- 第三節 拓務省設置後の經過……………三

##### 第二章 權限及組織

- 第一節 權限……………五
- 第二節 組織……………七
- 第三節 會計……………一〇

#### 第二編 外地

目次……………一三



目次

第一章 地理、沿革及住民

第一節 位置、地勢及氣候

第一 朝鮮 一三

第二 臺灣 一四

第三 太 一五

第四 南洋群島 一六

第二節 沿革

第一 朝鮮 一七

第二 臺灣 一七

第三 太 一七

第四 南洋群島 一七

第三節 住民

第一 朝鮮 一八

第二 臺灣 一七

第三 太 一九

第四 南洋群島 一九

第二章 法令、行政及司法制度

第一節 法令制度

第一 概 說 二〇

第二 法律 二〇

第三 律 二〇

第四 制 令(法律ニ相當スベキ命令其ノ一) 二〇

第五 勅 令(法律ニ相當スベキ命令其ノ二) 二〇

第六 勅 令(法律ニ相當スベキ命令其ノ三) 二〇

第七 省 令 二〇

第八 外地官廳の命令 二〇

第二節 行政制度

第一 朝鮮 二五

第二 臺灣 二五

第三 太 二六

二

目次	第四節 宗教	第一 朝鮮	第二 臺灣	第三 南洋群島	第四 南洋群島	第三節 神社	第一 朝鮮	第二 臺灣	第三 南洋群島	第四 南洋群島	第二節 社會教育	第一 朝鮮	第二 臺灣	第三 南洋群島	第四 南洋群島	第三 樺太	第四 南洋群島
	二〇六	二〇六	二〇六	二〇六	二〇六	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇四	二〇四	二〇三	二〇三	二〇三	二〇四	二〇四	二〇四

目次	第四 南洋群島	第三節 地方制度	第一 朝鮮	第二 臺灣	第三 南洋群島	第四 南洋群島	第四節 司法制度	第一 朝鮮	第二 臺灣	第三 南洋群島	第四 南洋群島	第三章 教育、社會教育、神社及宗教	第一節 教育	第一 朝鮮	第二 臺灣
	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八

目次

第三 樺太……………一〇

第四章 警察、衛生、社會事業及兵事

第一節 警察……………一三

第一 朝鮮……………一三

第二 臺灣……………一五

第三 樺太……………一六

第四 南洋群島……………一九

第二節 衛生……………二二

第一 朝鮮……………二二

第二 臺灣……………二三

第三 樺太……………二三

第四 南洋群島……………二四

第三節 社會事業……………二五

六

第五章 財政

第一節 朝鮮……………二七

第一 歲計……………二七

第二 租稅……………二四

第三 專賣……………二五

第二節 臺灣……………二五

第一 歲計……………二五

第二 租稅……………二六

目次……………七

第一 朝鮮……………二五

第二 臺灣……………二五

第三 樺太……………二五

第四 南洋群島……………二五

第四節 兵事……………二五

兵事一般……………二五

陸軍特別志願兵制度……………二五

……………二五

……………二五

……………二五

……………二五

……………二五

……………二五

……………二五

……………二五

……………二五

……………二五

……………二五

……………二五

……………二五

……………二五

……………二五

第三專賣

第三節 樺太

第一歲計

第二租稅

第三專賣

第四節 南洋群島

第一歲計

第二租稅

第五節 國有財産

第六章 産業

第一節 農業

第一朝鮮

第二臺灣

第三樺太

目次	第四節 畜産	第一朝鮮	第二臺灣	第三南洋群島	第四南洋群島	第二節 林業	第一朝鮮	第二臺灣	第三南洋群島	第四南洋群島	第三節 水産業	第一朝鮮	第二臺灣	第三南洋群島	第四南洋群島
	二二五	二二六	二二七	二二八	二二九	二三〇	二三一	二三二	二三三	二三四	二三五	二三六	二三七	二三八	二三九

目次

第四節 南洋群島

二七

第五節 工業

二八

第一節 朝鮮

二九

第二節 臺灣

三〇

第三節 樺太

三一

第四節 南洋群島

三二

第六節 鑛業

三四

第一節 朝鮮

三五

第二節 臺灣

三六

第三節 樺太

三七

第四節 南洋群島

三八

第七章 商業及貿易

三一

第一節 商業

三一

第一節 朝鮮

三二

第二節 臺灣

三〇

第三節 樺太

三一

第四節 南洋群島

三二

第二節 貿易

三五

第一節 朝鮮

三五

第二節 臺灣

三六

第三節 樺太

三七

第四節 南洋群島

三八

第五節 各外地對滿洲貿易

三七

第八章 金融

三二

第一節 朝鮮

三二

第二節 臺灣

三三

第三節 樺太

三四

第四節 南洋群島

三五

目次

一一

一〇

第九章 交通及通信

三五

第一節 朝鮮

三五

道路

三五

港口

三五

海路

三五

航空

三五

第二節 臺灣

三六

道路

三六

海路

三六

航空

三六

第三節 樺太

三六

道路

三六

海路

三六

航空

三六

鐵道  
海路  
通信

三六  
三七  
三九

第四節 南洋群島

四〇

道路及鐵道

四〇

海路

四〇

通信

四〇

第三編 支那事變と外地

四〇

第一章 支那事變と外地一般概況

四〇

第一節 朝鮮

四〇

第二節 臺灣

四〇

第三節 樺太

四〇

第四節 南洋群島

四〇

第二章 國民精神總動員運動……………四二五

  第一節 朝鮮……………四二五

  第二節 臺灣……………四二五

  第三節 樺太……………四二九

  第四節 南洋群島……………四三一

第三章 支那事變と外地の財政的協力……………四三五

第四章 支那事變と外地産業經濟……………四三九

第四編 特殊會社……………四六一

  第一章 東洋拓殖株式會社……………四六一

    第一節 設立の沿革……………四六一

    第二節 會社の組織及經理……………四六四

    第三節 事業の概況……………四七一

第二章 臺灣拓殖株式會社……………四八九

  第一節 設立の沿革……………四八九

  第二節 會社の概要……………四九一

  第三節 事業の概況……………四九四

第三章 南洋拓殖株式會社……………五〇一

  第一節 設立の沿革……………五〇一

  第二節 會社の組織及經理……………五〇二

  第三節 事業概況……………五〇八

第四章 滿洲拓植公社、滿洲拓植委員會及財團法人滿洲移住協會……………五二五

  第一節 滿洲拓植公社……………五二五

  第二節 滿洲拓植委員會……………五二八

  第三節 財團法人滿洲移住協會……………五二九

目次……………一五

第五編 移殖民及海外拓殖事業

第一章 移殖民

- 第一節 移殖民の沿革……………五三
- 第二節 移殖民の現況……………五九
- 第三節 移殖民の種別及渡航方法……………五七
- 第四節 移殖民獎勵及保護指導に関する施設……………五四七
- 第五節 滿洲開拓民……………五五五
- 第六節 外地移殖民……………五六八

第二章 海外拓殖事業

- 第一節 海外拓殖事業の沿革……………六四〇
- 第二節 海外拓殖事業の現況……………六四〇
- 第三節 海外拓殖事業の指導獎勵に関する施設……………七〇三

- 第四節 財團法人日本拓殖協會……………七〇九
- 第五節 財團法人日本棉花栽培協會及財團法人東亞綿羊協會……………七二

附 録

- 一、拓務省官制……………一
- 一、拓務省内臨時職員設置制……………三
- 一、昭和十四年勅令第五百六號（臨時拓務省ニ拓殖調査部ヲ設置スルノ件）……………四
- 一、拓務省分課規程……………五
- 一、海外拓殖調査會官制……………三
- 一、歴代拓務省首腦部一覽……………
- 一、歴代外地總督、長官等一覽……………

附 圖

- 一、滿洲開拓民入植圖……………
- 一、中南米ニ於ケル邦人拓殖事業狀況圖……………
- 一、外南洋ニ於ケル邦人拓殖事業狀況圖……………



第一篇 本省

## 第一編 本省

### 第一章 拓務行政機構の沿革

#### 第一節 拓務省設置前の機構の變遷

明治三十八年四月、日清講和條約に依り臺灣が我國の領有に歸するに及び、同年六月内閣總理大臣の監督の下に臺灣事務局を置き、臺灣及澎湖列島に關する文武諸般の事務を管理せしめた。臺灣事務局の機構は總裁、副總裁の外委員若干名を以て之を構成した。又臺灣に總督府を置いて民政事務を掌理せしめた。

次いで明治二十九年四月、先進國の例に倣ひ、植民地に關する事務を獨立の一省の下に置かんとする主旨より拓殖務省が新設せられた。拓殖務省は臺灣に關する諸般の政務及北海道に關する諸般の政務にして従來内務省の主管に屬したる事項を管理し、南部局及北部局の二局を置き前者をして臺灣に關する事務を、後者をして北海道に關する事務を掌らしめた。

併し當時の輿論は未だ其の必要を感じなかつたことと財政緊縮とに由つて拓殖務省は同三十年九月に廢止せられ、同省所管の事務の中臺灣に關する事務は臺灣事務局が復活せられて之に移管せられ、北海道に關する事務は内務省に移管せられて北海道局の掌る所となつた、然るに翌三十一年十月に至り臺灣事務局は再び廢止せられて同事務も亦内務省所管に屬せしめられた。

明治三十七八年戦役の結果、日露講和條約に依り南樺太が我が領有に歸し、又關東州が我が租借地となり、樺太には樺太廳、關東州には關東都督府が設置せられ、又明治三十八年十一月の日韓新協約に依り韓國に對する我が保護政治の基礎確立せられ統監府の設置を見るに及んで、明治四十三年六月内閣總理大臣直屬の拓殖局が設置せられた。同局は臺灣、樺太及韓國に關する事項(同年八月日韓併合條約の成立と共に朝鮮總督府が設置せられた)を統理する外、外交に關する事項を除くの外關東州に關する事項をも統理した。

然るに其の後大正二年六月、行政整理の結果拓殖局は廢止せられ、爾來朝鮮、臺灣及樺太に關する事務は内務省に於て、又關東州に關する事務は外務省に於て管掌せられ來つたが、大正六年七月再び内閣直屬の拓殖局が設けられ、朝鮮、臺灣、樺太及關東州に關する事務並に南滿洲鐵道株式會社に關する事務を掌ることとなつた。而して歐洲大戰に際し我が海軍の占領したる南洋群島は對獨平和條約の結果、大正九年我國の委任統治地域となり、同十一年四月臨時南洋群島防備隊司令部の廢止と共に南洋廳が設置せられ、拓殖局は更に南洋群島に關する事務をも掌ることとなつた。之は同年十一月行政整理の結果拓殖事務局に改められ、同十三年十二月には内閣の内局としての拓殖局と改めらるるに至つたのである。

### 第二節 拓務省の設置

拓務省が昭和四年六月に設置を見るに至る迄、省の前身である拓務行政の機構は明治二十九年に二度拓殖務省が設置せられた以外は概ね内閣の外局としての存在しか持たなかつた。然し内閣總理大臣は各省大臣の首班として行政各部の統一を保持し、庶政變理の任に當るものであるから、斯かる劇務を有する者をして、朝鮮、臺灣、樺太、關東州及南洋

群島の統治に關する中央機關たらしむるも、是等の事務に専念することが出來ず、且拓殖局の如き組織の小なるものにては到底廣汎多岐に互る統治事務の大綱を統べるに遺憾の點なきを得なかつた。又從來我國に於ける移植民及海外拓殖事業に關する事務は外務省、内務省等に分屬せられ其の間事務の連絡統制を缺き不便の點が尠くなかつた上に、殊に當時邦人の海外進出大いに要望せらるるの狀態にあつた際でもあり、移植民及海外拓殖事業の保護獎勵に關する事務の統制を圖る上にも、特に一省を設くるの必要があつたのである。茲に於て政府(田中内閣)は昭和二年十一月、拓殖省設置準備委員會を設置し、爾來該委員會に於て中央に於ける拓務行政機構の審議検討を重ねつつあつたが遂に成案を得るに至り、第五十六回帝國議會に拓殖省豫算を提出して其の協贊を経たので、昭和四年六月十日より拓務省の新しい發足を見ることとなつた(勅令第五百五十二號拓務省官制)。明治二十九年拓務行政機關の萌芽が兆して此の方三十有餘年の歲月を経て、茲に始めて外地行政と共に移植民海外拓殖行政を併せ名實共に拓務行政事務は一省の下に統轄せらるるに至つたのである。

當時の拓務省は現在の機構と大體同様であつて、拓務大臣は朝鮮總督府、臺灣總督府、關東廳、樺太廳及南洋廳に關する事務を統理し、南滿洲鐵道株式會社及東洋拓殖株式會社の業務を監督すると共に移植民、海外拓殖事業に關する事務を管理するものとせられ、省には大臣官房の外朝鮮部、管理局、殖産局、拓務局の一部三局を置いて之が事務を掌理せしめた。

### 第三節 拓務省設置後の経過

其の後昭和九年に至り對滿關係機關の調整問題の議起り、九月十四日の閣議に於て其の成案を決定せられ、同年十

二月勅令第三百四十七號を以て對滿事務局官制の公布を見るに及び、拓務省より對滿事務中移植民に關する事項を除き、關東廳に關する事務、滿洲に於ける拓植事業の指導獎勵に關する事務、南滿洲鐵道株式會社及滿洲電信電話株式會社の業務の監督事務は擧げて同局に移管せらるることとなつた。次いで昭和十三年十二月支那事變處理に當り内閣總理大臣の管理下に興亞院の設置を見るに及んで、支那に於ける拓植事業に付ては同院の掌ることとなつたのである。

## 第二章 權限及組織

### 第一節 權 限

拓務大臣は拓務省官制第一條の定むる所に依り次の各項に述ぶる權限を有してゐる。

第一、外地統理の權限 拓務大臣は朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳及南洋廳に關する事務を統理する。

拓務大臣の外地統理權の内容は外地行政の全般に亙るものであるが、其の主なるものを擧ぐれば

(イ) 外地關係の法律勅令の制定及公布は拓務大臣が専ら國務大臣として其の責に任ずる。官制に付ても亦同様である。外地の特殊立法たる制令及律令に付ても勅裁を仰ぐ場合は必ず拓務大臣を経由することになつてゐる。

(ロ) 外地の各特別會計は總て拓務大臣の所管に屬する。

(ハ) 外地の奏任官の進退は總督からの上奏を傳達する外樺太及南洋の官吏に付ては直接拓務大臣より上奏する。又勅任官の進退に付ては拓務大臣が講議をし閣議決定を俟て内閣總理大臣より上奏する。

拓務大臣の總督又は長官に對して有する權限は拓務省官制に對應して各外地の官制にも夫々規定がある。即ち朝鮮總督府官制には別段の規定がないが、臺灣總督は其の監督を(臺灣總督府官制第三條)、樺太廳長官及南洋廳長官は其の指揮監督を承くる旨明記せられてゐる(樺太廳官制第三條、南洋廳官制第三條)。唯特別の事項に付ては夫々他の各省大臣の監督を承けるのであつて、臺灣總督は、貨幣、銀行、擔保附社債信託、關稅及粗製樟腦、樟腦油專賣に付

ては大蔵大臣、郵便及電信に付ては逓信大臣の監督を承け明治二十九年勅令第八十六號及明治三十年勅令第九號、樺太廳長官は郵便、電信及電話に付ては逓信大臣、貨幣、銀行及關稅に付ては大蔵大臣、度量衡及計量に付ては商工大臣の監督を承け南洋廳長官は郵便及電信に付て逓信大臣の監督を承ける以外は樺太廳長官と同一の事項に付き大蔵大臣及商工大臣の監督を承けるのである。右の外樺太には内地の裁判所構成法が施行せられ、司法に關して内地と一帯をなす關係から同島の司法行政亦司法大臣の直接管理に屬するのであつて例へば豊原市にある樺太刑務所は司法大臣の管理に屬し典獄補、看守長等の司獄官吏は身分上にも司法大臣に隸屬する。又樺太に於ける關稅行政は函館關の管轄區域内に編入せられ、大泊及眞岡には稅關支署が設けられ支署長は身分上にも大蔵大臣に隸屬する外、樺太に於ける煙草專賣も亦札幌地方專賣局の管轄下に置かれ、豊原市の札幌地方專賣局出張所、樺太各地の煙草販賣所共に大蔵大臣の管理に屬する。その他樺太に於ける航路標識は逓信大臣の直接の管理に屬する等樺太に於ては拓務大臣以外の各省大臣の管理に屬するものがある。

第二、特殊會社の業務監督權 拓務大臣は拓務省官制第一條第一項の規定に依り東洋拓殖株式會社の業務を監督する外「臺灣拓殖株式會社法」に依り臺灣拓殖株式會社、「南洋拓殖株式會社令」に依り南洋拓殖株式會社、「海外移住組合聯合會ニ對スル政府貸付金ノ出資等ニ關スル法律」に依り日南産業株式會社並に「滿洲拓殖公社」設立ニ關スル協定」に依り日滿合辦の滿洲拓殖公社の業務の監督に關する權限をも有して居る。尤も臺灣拓殖株式會社（本店臺北）の業務に付ては臺灣總督が第一次の監督權を有し拓務大臣の監督權は第二次のものであつて、南洋拓殖株式會社（本店南洋群島）が拓務大臣の直接の監督を受けるのと趣を異にする。又滿洲拓殖公社は條約を根據法規とする日滿兩國籍の特殊法人であるので公社の業務の監督は日滿兩國政府の掌るところである。

第三、移植民及海外拓殖事業の管理 拓務大務は涉外事項に關するものを除いて移植民事務、滿洲及支那以外の海外拓殖事業の指導獎勵事務を管理し、是等の事務に付ては外務大臣を経由して領事官を指揮監督する權限を有してゐる（拓務省官制第一條第二項及第三項、領事官職務規則第一條第二項）。又移植民に關する事務に付ては各地方長官をも監督する（各省官制通則參照）。

## 第二節 組織

### 第一、本省の機構

拓務省の組織は大臣官房の外朝鮮部、管理局、殖産局及拓務局の一部三局並に臨時に拓殖調査部がある。この中大臣官房を除いて朝鮮部、管理局及殖産局が外地行政の主管部局であり、拓務局及拓殖調査部が移植民海外拓殖行政の主管部局である。

(一) 大臣官房 大臣官房は秘書、文書、會計の三課に分たれ、大體各省官制通則第十條の規定に定められた各種の事務を掌る。

(二) 朝鮮部 朝鮮部は朝鮮總督府に關する事務を一切掌理せしむる立前で設けられたものであつて專任の部長なく部長は拓務次官である。

(三) 管理局 管理局の所管事務は官制第五條に依れば(一)他局の主管に屬するものを除くの外臺灣總督府、樺太廳、南洋廳に關する事務(二)拓務大臣の定むる地域に於ける移植民の保護指導に關する事務の二である。管理局で掌る事務は外地行政の事務が主であつて、之は地域的には朝鮮を除いた以外の外地といふことにな

第一編 本省 第二章 権限及組織

八、事務的には外地の地方行政、教育、社寺宗教、法務、警察、衛生、兵事、社會、外事の各般に互り又各外地特別會計の豫決算及經理、國有財産の事務をも掌る。大雜把に言へば外務、内務、陸軍、海軍、司法、厚生、文部の各省關係事務、大藏省の主計局關係の事務を掌るものとみてよい。局内の分課は行政、司計、警務の三課である。

(四) 殖産局 殖産局の所管事務は官制第六條に依れば(一)臺灣總督府、樺太廳及南洋廳の産業、交通、通信、金融、租税及專賣に關する事務、(二)東洋殖産株式會社の業務の監督に關する事務、(三)拓務大臣の定むる地域に於ける海外拓殖事業の指導獎勵に關する事務の三である。殖産局で掌る事務は外地行政事務及特殊會社の業務監督事務が主であつて、外地行政事務は地域的には管理局同様朝鮮以外の外地であり、事務的には外地の産業、交通、通信、金融、租税及專賣に互り大體大藏、農林、商工、逓信、鐵道の各省關係事務を掌るものとみてよい、特殊會社の業務監督事務としては東洋殖産株式會社の外臺灣殖産株式會社及南洋殖産株式會社の業務の監督事務をも掌る。局内の分課は農林、商工、鑛務及理財の四課である。

(五) 拓務局 拓務局の所管事務は官制第七條に依れば(一)他局の主管に屬するものを除くの外移植民に關する事務、(二)他局の主管に屬するものを除くの外海外拓殖事業の指導獎勵に關する事務の二である、拓務局では専ら移植民及海外拓殖事業の事務を掌り、之に關連して滿洲拓植公社及日南産業株式會社の業務の監督事務をも掌る。移植民關係事務としては滿洲開拓民關係の事務、南洋、南米方面の移植民事務があり海外拓殖事業の指導獎勵事務は南洋と中南米方面の海外拓殖事業の指導助成が其の主なるものである。局内の分課は總務、東亞第一、東亞第二、南米及南洋の五課である。

(六) 拓殖調査部 拓殖調査部は客年七月二十九日より拓務省に臨時に設けられたものである。之は現下我國の當面する東亞新秩序建設の大業に即應し、此の新情勢に對應する新たな方策を確立し、之が遂行に萬全を期せんが爲、滿洲開拓民並に南洋南米方面の移植民及海外拓殖事業の調査及企畫を掌らしむるの必要から生れたものである。部長は省内の勅任官を以て之に充つるものとせられ現在は拓務次官である。部内の分課は第一及第二の二課である。

第二、諮問機關

諮問機關としては海外拓殖調査會がある、海外拓殖調査會は拓務大臣の諮問に應じて移植民及海外拓殖事業の指導獎勵に關する重要事項を調査審議する爲の機關である。之は現下東亞新秩序建設の國策に即應し此の新しい客觀的事態に對處せんが爲、昭和十年六月に設置せられたる既往の海外拓殖委員會を改組し新方策の樹立遂行に遺憾なきを期したものである。

第三、所屬官署

拓務省の所屬官署としては國立の移住教養所がある。之は内務省所管時代には移民收容所と呼ばれた。移住教養所は拓務大臣の指定したる海外移住者の保護教養に關する事務を掌るのであるが、海外渡航者の衛生、診療の事務が其の重きをなすことから所長は醫官を以て之に充てることになつてゐる。

現在國立の移住教養所があるのは神戸及長崎の二箇處であつて神戸移住教養所は南米方面主としてブラジル及パラグアイ國に移住する者、長崎移住教養所は南洋方面に移住する者を入所せしめることに指定せられてゐる、尤も兩

所共収容力に餘裕あるときは他の方面の移住者をも入所せしむることがある。

第三節 會計

拓務省の會計に就て概述すれば、昭和四年拓務省設置以來の本省所管一般會計歳出は左の通りである。

年 度	歳 出	年 度	歳 出
昭和四年度	三二、五六六、六一四	同 十年度	一七、四七〇、八二三
同 五年度	二七、一二三、九三二	同 十一年度	一九、一〇八、八四八
同 六年度	二五、五九一、一八五	同 十二年度	三一、八〇七、四五七
同 七年度	二六、〇九一、九九七	同 十三年度	二八、六四一、二一八
同 八年度	三〇、〇二五、二三八	同 十四年度(豫算)	四七、四一二、九七八
同 九年度	三二、五二五、七九二		

右の歳出中には拓務省自體の經費と、國庫内の移管で所管特別會計の歳入に繰入れられるものがあり、之を分類掲記すれば左の通りである。

本省自體の經費

區 分	昭和七年度	同八年度	同九年度	同十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度(豫算)
○經常部	七七〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	六九、七〇〇	六九、三〇〇	七三、四〇〇	七九、七五〇	八〇、三〇〇	八四、七〇〇
諸 支 出 金	七六〇	一、〇一〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	二、四〇〇	四、〇〇〇	五、二〇〇

合 計	昭和七年度	同八年度	同九年度	同十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度(豫算)
○臨時部	七〇、八〇〇	七〇、四〇〇	七〇、二〇〇	六六、三〇〇	七四、八〇〇	七五、三〇〇	七七、三〇〇	八三、七〇〇
移住 救 養 所	一三、八〇〇	一五、〇〇〇	一七、九〇〇	二九、〇〇〇	二二、〇〇〇	二六、七〇〇	二〇、四〇〇	一〇、六〇〇
移民及海外拓殖事業臨時調査費	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
獎勵費	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
拓務委員 會 諸 費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
南洋拓殖株式會社補助金	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
棉花及羊毛資源開發費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
國民精神總動員諸費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
日本拓殖協會補助	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
在勤俸其他臨時増給	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
滿洲拓殖公社出資拂込金	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
滿洲拓殖株式會社臨時増給	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
物資供給調整諸費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
災害 費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
總 計	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇

備考 拓務委員會諸費は從來は移民及海外拓殖事業保護獎勵費中に含まる。

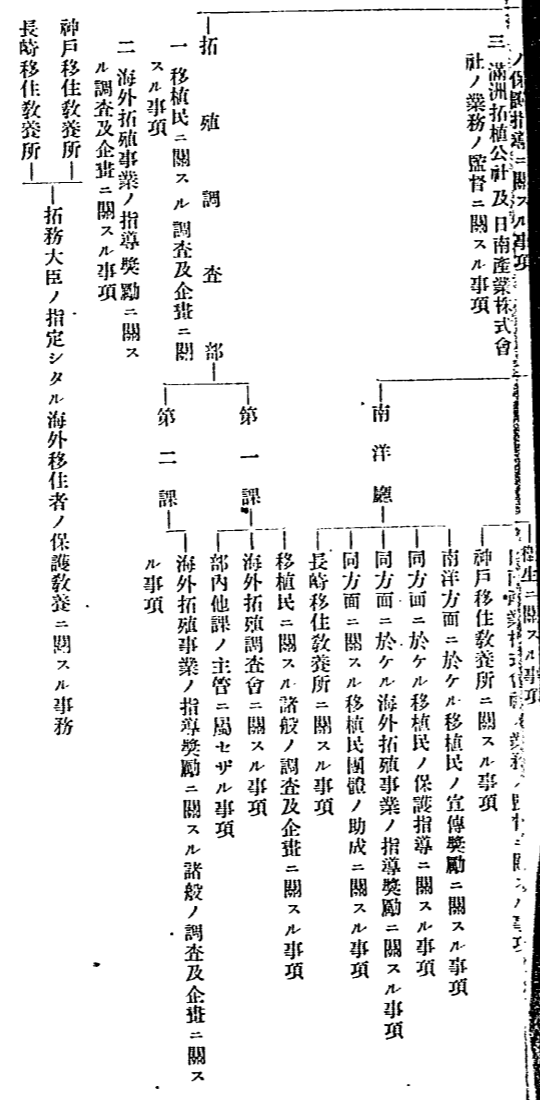
特別會計に移換せらるる經費

第一編 本省 第二章 機構及組織

第一編 本省 第二章 機構及組織

區分	昭									
	和七年度	同八年度	同九年度	同十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度	同十六年度
○經常部	1,433,714	1,316,331	1,345,000	1,521,964	1,496,314	1,400,000	1,505,173	1,608,691		
○臨時部										
特別會計經費補充金	1,853,940	1,853,940	1,853,940	1,853,940	1,853,940	1,853,940	1,853,940	1,853,940	1,853,940	1,853,940
朝鮮總督府經費補充金	3,933,940	3,933,940	3,933,940	3,933,940	3,933,940	3,933,940	3,933,940	3,933,940	3,933,940	3,933,940
關東廳經費補充金	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000
樺太廳經費補充金	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
南洋廳經費補充金										
總計	9,927,594	9,614,111	9,692,880	10,810,808	10,640,104	10,546,880	10,698,027	11,855,271	11,855,271	11,855,271

(備考) 昭和九年度以降關東廳經費補充金は大藏省の所管となる。

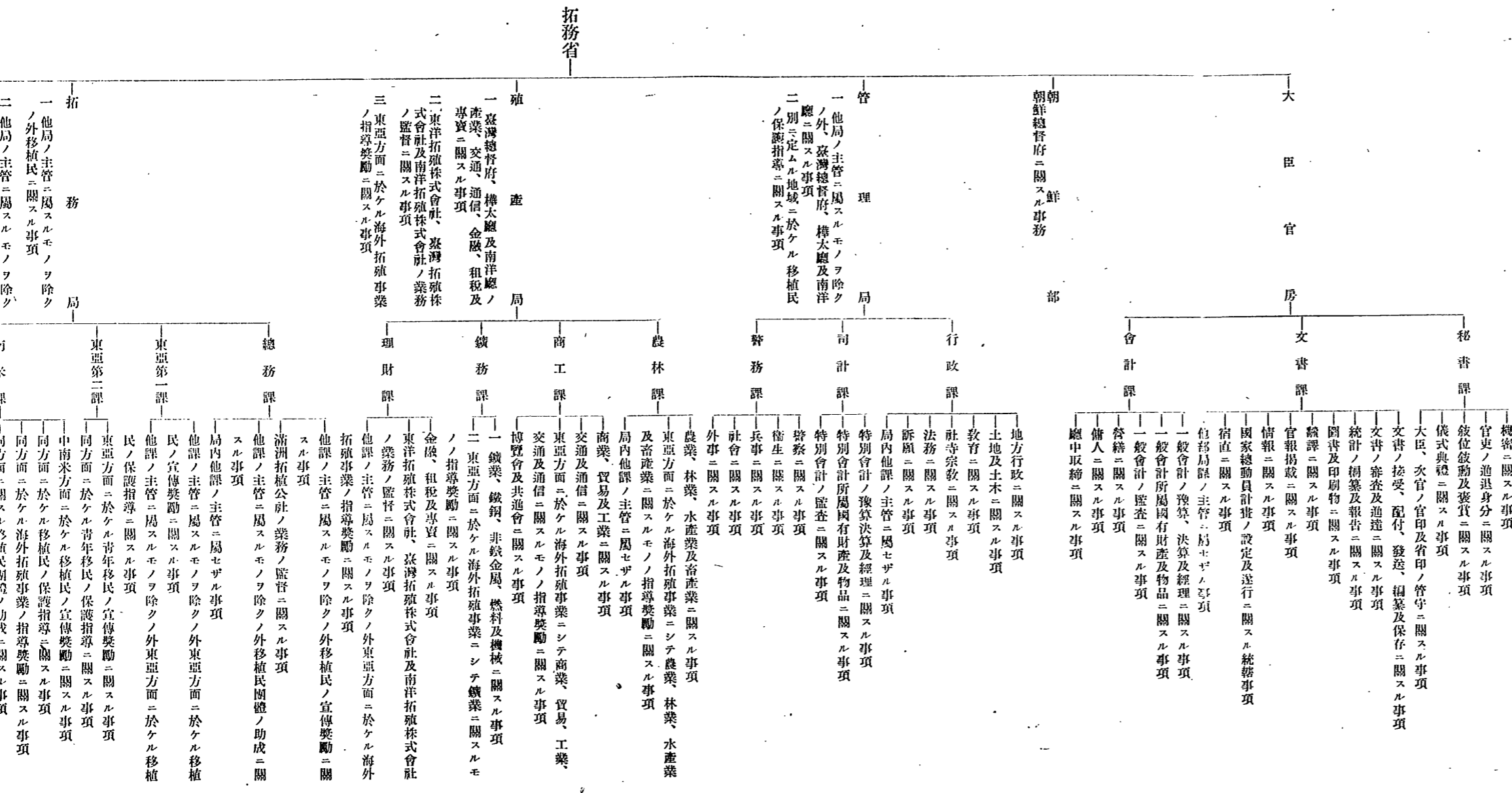




朝鮮總督府經費補充金	三,九三九,九三三
關東廳經費補充金	一,〇〇〇,〇〇〇
樺太廳經費補充金	一,〇〇〇,〇〇〇
南洋廳經費補充金	一,〇〇〇,〇〇〇
總計	六,九三九,九三三

(備考) 昭和九年年度以降關東廳經費補充金は大藏省の所管となる。

## 拓務省内分課一覽



朝鮮總督府ニ關スル事務  
朝鮮總督府ニ關スル事務

文書課  
官報掲載ニ關スル事項  
情報ニ關スル事項  
國家總動員計畫ノ設定及遂行ニ關スル統制事項  
宿直ニ關スル事項  
他部局課ノ主管ニ屬セザル事項  
一般會計ノ豫算、決算及經理ニ關スル事項  
一般會計所屬固有財産及物品ニ關スル事項  
一般會計ノ監査ニ關スル事項  
管轄ニ關スル事項  
備入ニ關スル事項  
總中取締ニ關スル事項

管 理 局  
一 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外、臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ニ關スル事項  
二 別定ニ定ムル地域ニ於ケル移殖民ノ保護指導ニ關スル事項

行政課  
地方行政ニ關スル事項  
土地及土木ニ關スル事項  
教育ニ關スル事項  
社寺宗教ニ關スル事項  
法務ニ關スル事項  
訴訟ニ關スル事項  
局内他課ノ主管ニ屬セザル事項  
特別會計ノ豫算決算及經理ニ關スル事項  
特別會計所屬固有財産及物品ニ關スル事項  
特別會計ノ監査ニ關スル事項  
警察ニ關スル事項  
衛生ニ關スル事項  
兵事ニ關スル事項  
社會ニ關スル事項  
外事ニ關スル事項

殖 産 局  
一 臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ノ産業、交通、通信、金融、租稅及專賣ニ關スル事項  
二 東洋殖産株式會社、臺灣殖産株式會社及南洋殖産株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項  
三 東亞方面ニ於ケル海外殖産事業ノ指導獎勵ニ關スル事項

農 林 課  
農業、林業、水産業及畜産業ニ關スル事項  
東亞方面ニ於ケル海外殖産事業ニシテ農業、林業、水産業及畜産業ニ關スルモノノ指導獎勵ニ關スル事項  
局内他課ノ主管ニ屬セザル事項  
商業、貿易及工業ニ關スル事項  
交通及通信ニ關スル事項  
東亞方面ニ於ケル海外殖産事業ニシテ商業、貿易、工業、交通及通信ニ關スルモノノ指導獎勵ニ關スル事項  
博覽會及共進會ニ關スル事項

殖 産 局  
一 臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ノ産業、交通、通信、金融、租稅及專賣ニ關スル事項  
二 東洋殖産株式會社、臺灣殖産株式會社及南洋殖産株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項  
三 東亞方面ニ於ケル海外殖産事業ノ指導獎勵ニ關スル事項

商 工 課  
一 鑛業、鐵鋼、非鐵金屬、燃料及機械ニ關スル事項  
二 東亞方面ニ於ケル海外殖産事業ニシテ鑛業ニ關スルモノノ指導獎勵ニ關スル事項  
金融、租稅及專賣ニ關スル事項  
東洋殖産株式會社、臺灣殖産株式會社及南洋殖産株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項  
他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外東亞方面ニ於ケル海外殖産事業ノ指導獎勵ニ關スル事項  
他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移殖民ノ宣傳獎勵ニ關スル事項  
滿洲殖産公社ノ業務ノ監督ニ關スル事項  
他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移殖民團體ノ助成ニ關スル事項  
局内他課ノ主管ニ屬セザル事項  
他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外東亞方面ニ於ケル移殖民ノ宣傳獎勵ニ關スル事項  
民ノ宣傳獎勵ニ關スル事項  
他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外東亞方面ニ於ケル移殖民ノ保護指導ニ關スル事項

殖 産 局  
一 臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ノ産業、交通、通信、金融、租稅及專賣ニ關スル事項  
二 東洋殖産株式會社、臺灣殖産株式會社及南洋殖産株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項  
三 東亞方面ニ於ケル海外殖産事業ノ指導獎勵ニ關スル事項

總 務 課  
滿洲殖産公社ノ業務ノ監督ニ關スル事項  
他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移殖民團體ノ助成ニ關スル事項  
局内他課ノ主管ニ屬セザル事項  
他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外東亞方面ニ於ケル移殖民ノ宣傳獎勵ニ關スル事項  
民ノ宣傳獎勵ニ關スル事項  
他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外東亞方面ニ於ケル移殖民ノ保護指導ニ關スル事項  
東亞方面ニ於ケル青年移民ノ宣傳獎勵ニ關スル事項  
同方面ニ於ケル青年移民ノ保護指導ニ關スル事項  
中南米方面ニ於ケル移殖民ノ宣傳獎勵ニ關スル事項  
同方面ニ於ケル移殖民ノ保護指導ニ關スル事項  
同方面ニ於ケル海外殖産事業ノ指導獎勵ニ關スル事項  
同方面ニ於ケル海外移殖民團體ノ助成ニ關スル事項  
海外移住組合ニ關スル事項  
日南産業株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項  
神戶移住教養所ニ關スル事項  
南洋方面ニ於ケル移殖民ノ宣傳獎勵ニ關スル事項  
同方面ニ於ケル移殖民ノ保護指導ニ關スル事項  
同方面ニ於ケル海外殖産事業ノ指導獎勵ニ關スル事項  
同方面ニ關スル移殖民團體ノ助成ニ關スル事項  
長崎移住教養所ニ關スル事項  
移殖民ニ關スル諸般ノ調査及企畫ニ關スル事項  
海外殖産調査會ニ關スル事項  
部内他課ノ主管ニ屬セザル事項  
海外殖産事業ノ指導獎勵ニ關スル諸般ノ調査及企畫ニ關スル事項

殖 産 局  
一 臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ノ産業、交通、通信、金融、租稅及專賣ニ關スル事項  
二 東洋殖産株式會社、臺灣殖産株式會社及南洋殖産株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項  
三 東亞方面ニ於ケル海外殖産事業ノ指導獎勵ニ關スル事項

南 洋 課  
南洋方面ニ於ケル移殖民ノ宣傳獎勵ニ關スル事項  
同方面ニ於ケル移殖民ノ保護指導ニ關スル事項  
同方面ニ於ケル海外殖産事業ノ指導獎勵ニ關スル事項  
同方面ニ關スル移殖民團體ノ助成ニ關スル事項  
長崎移住教養所ニ關スル事項  
移殖民ニ關スル諸般ノ調査及企畫ニ關スル事項  
海外殖産調査會ニ關スル事項  
部内他課ノ主管ニ屬セザル事項  
海外殖産事業ノ指導獎勵ニ關スル諸般ノ調査及企畫ニ關スル事項

殖 産 局  
一 臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ノ産業、交通、通信、金融、租稅及專賣ニ關スル事項  
二 東洋殖産株式會社、臺灣殖産株式會社及南洋殖産株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項  
三 東亞方面ニ於ケル海外殖産事業ノ指導獎勵ニ關スル事項

南 米 課  
海外移住組合ニ關スル事項  
日南産業株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項  
神戶移住教養所ニ關スル事項  
南洋方面ニ於ケル移殖民ノ宣傳獎勵ニ關スル事項  
同方面ニ於ケル移殖民ノ保護指導ニ關スル事項  
同方面ニ於ケル海外殖産事業ノ指導獎勵ニ關スル事項  
同方面ニ關スル移殖民團體ノ助成ニ關スル事項  
長崎移住教養所ニ關スル事項  
移殖民ニ關スル諸般ノ調査及企畫ニ關スル事項  
海外殖産調査會ニ關スル事項  
部内他課ノ主管ニ屬セザル事項  
海外殖産事業ノ指導獎勵ニ關スル諸般ノ調査及企畫ニ關スル事項

殖 産 局  
一 臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ノ産業、交通、通信、金融、租稅及專賣ニ關スル事項  
二 東洋殖産株式會社、臺灣殖産株式會社及南洋殖産株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項  
三 東亞方面ニ於ケル海外殖産事業ノ指導獎勵ニ關スル事項

東 亞 第 一 課  
東亞方面ニ於ケル青年移民ノ宣傳獎勵ニ關スル事項  
同方面ニ於ケル青年移民ノ保護指導ニ關スル事項  
中南米方面ニ於ケル移殖民ノ宣傳獎勵ニ關スル事項  
同方面ニ於ケル移殖民ノ保護指導ニ關スル事項  
同方面ニ於ケル海外殖産事業ノ指導獎勵ニ關スル事項  
同方面ニ於ケル海外移殖民團體ノ助成ニ關スル事項  
海外移住組合ニ關スル事項  
日南産業株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項  
神戶移住教養所ニ關スル事項  
南洋方面ニ於ケル移殖民ノ宣傳獎勵ニ關スル事項  
同方面ニ於ケル移殖民ノ保護指導ニ關スル事項  
同方面ニ於ケル海外殖産事業ノ指導獎勵ニ關スル事項  
同方面ニ關スル移殖民團體ノ助成ニ關スル事項  
長崎移住教養所ニ關スル事項  
移殖民ニ關スル諸般ノ調査及企畫ニ關スル事項  
海外殖産調査會ニ關スル事項  
部内他課ノ主管ニ屬セザル事項  
海外殖産事業ノ指導獎勵ニ關スル諸般ノ調査及企畫ニ關スル事項

裏 面 白 紙

第二篇外

地

## 第二編 外地

### 第一章 地理、沿革及住民

#### 第一節 位置、地勢及氣候

第一 朝鮮 朝鮮は亞細亞大陸の東端に突出して居る一大半島で、其の位置は東經百二十四度十一分より百三十度五十六分二十三秒、北緯三十三度六分四十秒より四十三度三十六秒の間に位して居る。即ち東は日本海に面し、西は黄海に臨み、南は朝鮮海峡を隔てて九州及中國地方に對し、北は鴨綠江及豆滿江に依り滿洲國及露領に隣接して居る。其の面積は二十二萬七千九百九十餘方里にして本州より稍々小さい。

地勢は蜿蜒たる長白山脈が東北方より西南方に連つて北方の國境を擁し、其の一脈は南に延び東海岸線に沿つて走り半島の脊梁を成して居る。此の脊梁山脈以東の地は斜面が急峻で大川、平野に乏しいが、其の以西は傾斜が比較的緩慢で處々に平野開け、鴨綠江、洛東江、大同江、漢江等の大河多く、舟楫の便と灌溉の利とに富み地味概ね肥沃である。尙南部及西部海岸は多くの岬灣出入し、釜山、木浦、仁川等の良港は此の海岸線上に在る。

氣候風土は大體積きの爲、北方部は概して所謂大陸性氣候で寒暖の差が甚しい。従つて冬季の寒氣は極めて厳しく、又夏季は内地に比して更に高温である。(稲作期間中の温度の如きは甚だ高温且つ日照時間が多い)然し南方部に至ると内地と同様に氣候は一般に溫和である。

年平均気温は南部海岸地方に最も高く十四度（攝氏、以下同様を示し、北部に向ふに従つて遞減し、中央部では十度内外、國境附近では四度乃至三度になる。又東部海岸は西部海岸に比較すると餘程溫和で、夏季を除けば約二度内外の高温を示すのが常である。此の理由は西部海岸は冬季に北西季節風が多いに對し、東部海岸は脊梁山脈の爲に風勢弱く、且つ海水温度が西部海岸よりも高温なる等に因ると思はれる。尙全島を通じて寒氣は南北に大差があるが、暑氣は其の差が極めて少ない。

雨量は概して少なく、全土の大半は八百乃至千耗（これは内地の半に達しない）であつて、南東部海岸は稍々多く北部並に北西部に至るに従つて次第に減少する。降雪期は年々遅速があるが、初雪は北部高原地方が最も早く十月下旬に降雪を見、他は概ね十一月に、南東海岸は最も晩く十二月下旬に之を見る。又終雪は北部國境地方が最も晩く四月末に、釜山附近では三月上旬にあり、其の他の地方では三月中旬乃至四月中旬の間である。然し積雪量は極めて少く、北部の山地に於て一、二尺に及ぶのみで、中部以南の平原では五寸を越すことは稀である。

**第二 臺灣** 臺灣の位置は我國の南端に位し、臺灣本島・澎湖島・新南群島及其の他の附屬島嶼から成り、東經百一度三十分より百二十二度六分二十五秒、北緯七度より二十五度三十七分五十三秒の間に在り、周圍は千五百六十六耗、其の面積は三萬五千九百六十一餘方耗にして、九州より稍々小さく樺太と伯仲して居る。

地勢は東西に狭く南北に長く、又東海岸は屈曲が少い。所謂臺灣山脈（脊梁山脈）は稍々東方に偏して南北に貫通するが、其の中央より西方に分岐するものにシルピヤ山脈、水社山脈、新高山脈等がある。北端に近く大屯火山系、東部海岸には臺灣山脈に並行して海岸山脈がある。全島總面積の約三分の二は山嶽地帯にして、而も是等の山脈中には三千米以上の高峰が六十二座ある。斯く南北を貫通する臺灣山脈は本島の地勢を自ら東と西に兩分し、東部では多くは

斷崖直に海に迫り平野は少いが、西部の方は一目茫々たる平野を成し濁水溪、下淡水溪、大甲溪等が其の間を貫流し、臺灣の主要産業たる農産物を豊富に産出する。

氣候、風土は北回起線が島の中央部を横斷し熱帯に跨る爲、内地に比すると夏季は長く冬季は短い。冬も高山の外降雪なく、平地では結霜することも極めて稀で、氣温も氷點以下に降つたことは領臺後僅か二回あつたのみである。既往各年に於ける平均最低氣温は北端基隆が十八度九、南端恒春が二十一度六、北部でも尙佛桑花の眞紅な花等が開花し、常磐なる山野の美景と相俟つて臺灣情調を添へて居る。唯冬期北部地方は北東季節風の影響を受け所謂雨期となるが同じ時期南部では乾燥期である。而して夏は氣温三十二度以上の日數が東京の二十七、八日内外なものに比し、臺北は時に七十日乃至百日に達することがあるが、天候は概して平穩である。唯七、八、九月の候南洋方面に發生した颱風が本島を横斷し支那大陸に入る際往々甚大な損害を蒙ることがある。雨量は地方に依り相當の差異あり、全島を通じての年平均は二、五〇〇耗であるが基隆附近の火燒寮は六、六〇〇耗、澎湖列島の漁翁島は九一六耗である。

**第三 樺太** 樺太の位置はオホツク海と日本海との間に介在して南北に延び、東經百四十四度五十五分より百四十一度五十一分に跨り、西は開宮海峡を隔てて沿海州に對して居る。南端は北緯四十五度五十四分に位し宗谷海峡を隔てて北海道と相呼應し、北部は北緯五十度を以て蘇聯邦薩哈連州に境する。延長四百五十五耗六、幅員二十七耗五乃至百五十七耗、其の面積は三萬六千九百九十方耗にして、臺灣より稍々大である。

地勢は地貌及地質に依り之を三地帯に區別することが出来る。西部山嶽地帯、西部山嶽地帯の脊梁を成す所謂西樺太山脈は、概ね南北に延び平頂を有し幾條の深谷を以て南北に連續して居る。本山脈の東西兩側には丘陵性の臺地が蜿蜒として起伏して居る。

東部山嶽地帯 東部山嶽地帯は多來加灣頭より榮濱に至る間海中に没し南北に分たれる。本地帯の南半には海拔一千四十五米の鈴谷岳を有する鈴谷山脈其の脊稜と成り、東南は富内、池邊等諸湖を湛へた遠淵低地に依つて斷絶して居るが、再び中知床半島を起して南走して居る。

中央低地帯 中央低地帯は北は大部分所謂ツンドラと稱する一種の低濕地で、厚層の泥炭上に厚い蘚苔類密生し、倭小なる落葉松點々と疎生するのみにして、沼澤多き階段的な平地である。然し幌内川及其支流の兩岸にはどろ柳、椴松、銀夷松、落葉松等叢生し、或は階段的の乾燥する部分に於ては往々白樺の純林を見る。斯くの如く幌内川の兩側に展開するツンドラは寂漠荒涼たる濕地なれども、其の地方に居住するオロツコ族及ニクブン族にとつては馴鹿の好放牧地である。南中央低地帯は榮濱附近より鈴谷川口附近に至る約八十八軒に互る平野にして、土地豊饒にして農牧に適し、良好なる部分は既に之を開墾して幾多の農村が處々に發達して居る。而して河川の主なるものは概ね南或は北に流れて居る。

氣候、風土は其の沿岸が寒暖二種の海流に洗はれ、内部は二條の山脈之を縦貫し、近く亞細亞大陸の影響をも受けて居る。之を概観するに南西沿岸部は暖流に洗はれる爲に比較的溫暖であるが、北東海岸は寒流の影響を受けて寒冷であり、中部は山脈に圍まれて居る爲に大陸的氣候を呈し寒暑の差が甚しい。而して世界同緯度の地に比し氣溫の低いのは、近海に暖流の少きこと以外に主として亞細亞大陸の影響に因つて居る。年平均氣溫は本島の四度五分より敷香の氷點下零度一分の間に在り、最寒なるは一月にして最暖なるは八月である。晩春より初秋に互つては氣候溫和にして盛夏の候でも三十度以上は稀である。

第四 南洋群島 南洋群島は赤道以北の太平洋中に散在する舊獨逸領のマリアナ、カロリン、マーシャル三群島を

總稱したるものにして、その位置は東經百三十度より百七十五度、北緯零度より二十二度に及び、其の包容する海面は東西二千七百海里、南北一千三百海里に互つて居る。此の内に散在する島嶼の数は約千四百餘を數ふるも、其の總面積は僅かに約二千四百九十九方呎に過ぎず、東京府の面積と相伯仲して居る。

地勢は島嶼多くは狭小にして、大きなものも漸く三百七十五方呎を出でないので、特に各島の地勢として云ふべきものはない。強いて概観すれば地勢は一般に急峻であるが、山嶽の高いものも約七百六十米を限りとし、河川も亦溪流で鹽分を含み舟楫の便はない。唯所在の島嶼が多くは相叢つて居るので、其の間の水運の便は極めて自由である。

群島の地質は主として珊瑚礁及火山岩に依つて形成されて居る。

氣候、風土は其の位置赤道に接し、全管内悉く熱帯圈内に在るので他の温帯地の様に四季の別なく、一年を通じて温帯夏季の氣候にして所謂「常夏の國」である。而してスコール（驟雨）多く純然たる海洋性氣候に屬し、其の晝夜の差に依る氣溫の變化も亦極めて少い。尙全群島一般に氣溫殆んど相等しく、又一年を通じて變化極めて少い。一年中の最高温度は概ね攝氏三十度位で、一日中の温度の差は僅かに四度乃至六度に過ぎない。尙南洋群島は内地若は臺灣を襲ふ颱風の發生地であるが、管内に於ける氣象の變化は僅少で、偶々颱風を發生すべき變化を起すことはあるが、其の低氣壓は幼年期に屬するものが多い爲、暴風に達することは稀である。

## 第二節 沿革

第一 朝鮮 朝鮮上古の歴史は逸として之を尋ねるに由ないが、文獻上ほのかに認められるのは、殷人箕子によつて開かれた「箕子朝鮮」、次で之に代つた燕人衛滿の「衛氏朝鮮」で、今の平壤に都し、約三百年の後漢の武帝に亡ぼさ

れた。時恰も我國では開化天皇の御代にして漢は其の地に眞番、玄菟、樂浪及臨屯の四郡を置いて統治した。

半島の南部には古來韓種族が居住し馬韓、辰韓、辨韓の三國に分れて鼎立したが、一衣帯水日本に對して居た爲早くより日本との交通が行はれた。其の後崇神天皇の御代に、朴赫居世辰韓の一國より興り新羅國を建て、是と同時に滿洲では朱蒙起り高句麗と稱したが、垂仁天皇の御代には朱蒙の異母弟溫祚南下して馬韓の地に入り百濟國を建てた。仁徳天皇の頃より高句麗の國勢は頗る旺んとなり、當時獯支那領であつた半島の北部を略し、又屢々出兵して百濟の地を侵し都を平壤に移し、遂には百濟の國都をも陥れたので百濟は愈々衰へた。偶々新羅には英王相繼いで出で頻りに近隣を攻略したが、高句麗は國力猶衰へず、百濟も亦我國と固く結んで居た爲、新羅は唐の助勢を得て百濟、高句麗を攻め滅ぼし百濟舊領地の全部及高句麗舊領地の一部とを併せ領した。時恰も我國で天智天皇の御代であつた。當時佛教の隆盛に伴ひ漢學美術も亦頗る發達したが、二百數十年を経て國政甚しく亂れ、遂に潛王弓裔の部將王建が衆に推されて王位に即き、國號を高麗と稱し開城に都した。是れ高麗の始祖太祖にして恰も我が醍醐天皇の御代に當る。次で新羅國の降を容れ、其の國土を併せ十九年には半島の地を統一したが、北部地方には他の種族蟠居して猶高麗領ではなかつた。

高麗は其の中葉肅宗(第十五世)の頃迄國內良く治まり文化も亦進んだが、毅宗(第十八世)立つに及び武人跋扈し、王權は著しく衰微し國勢日に衰へた。恰も恭愍王の時其の臣李成桂頻りに軍馬の功を樹て、遂に後龜山天皇の御代(紀元二千五十二年)に多くの朝臣に推戴せられ、恭讓王(第三十四世)を廢して王位に即いた。之が即ち李朝の始祖太祖で、二年國號を朝鮮と改め、三年都を京城に遷した。太宗(第三世)の十三年全國を八道に分ち、次いで世宗(第四世)の十九年鴨綠、豆滿の二江以南を領土としたが、其の後國內の黨争甚しく加ふるに純祖(第二十三世)の頃より内

外の形勢一變して國勢漸く陵夷し、哲宗(第二十四世)薨するに及び宗室興宣君の第二子(諱熙)選ばれて即位せられた。當時王は年少の故を以て其の父興宣君が實際の政治に與かられたが、興宣君は後の大院君で王は李太王殿下である。偶々日本では王政維新の鴻業成り、更に外國と和親の宏議定まるに及び先づ修交使を遣はし、次いで明治九年二月、日本は列國に率先して朝鮮を獨立自主の國家と認めた。其の後政府の紀綱弛み庶政亦紊れ國內朋黨軋し屢々擾亂を起した爲、清國の乘するところとなり其の主權を脅かさるるに至つたので、日本は善隣の友情と自衛との爲明治二十七年八月清國と開戦し、翌二十八年四月和を講じ、朝鮮が完全なる獨立國なることを確認させて局を結んだ。斯くて明治三十年朝鮮は光武と改元し國號を大韓と改め、國王は皇帝に即位して獨立國の體裁を整へた。是より先、極東經營に専念せる露國は日清戰役後清國に代つて朝鮮に勢力を扶植し、漸を逐ふて内政に干渉し、遂には其の獨立さへ脅威するに至つた。茲に於て朝鮮と唇齒輔車の關係に在る我國は、東洋の和局と自國の保全との爲、明治三十七年二月十日宣戰の大詔を發し、國運を賭して露國と兵火の裡に見えるに至つたが、越えて二十三日、日韓兩國政府は益兩國の友誼を厚うし東洋の平和を確立する議定書に調印し、更に八月二十二日兩國政府代表者の協商成り、韓國に於ける施政の改善と外交に關する詳細な取極とをなした。

一方日露の戦局は我國の勝利に期し明治三十八年九月日露講和條約締結せられ、我國が韓國に於て政治上、軍事上及經濟上卓絶せる利益を有することを承認せしめ、且つ日本帝國政府が韓國に必要と認むる指導保護及監理を爲すに當り、之を阻礙し干渉しないことを約せしめた。偶々同年八月十二日調印せられたる日英同盟約款に依り、英國も亦我國の韓國に於ける政治上、軍事上及經濟上の卓絶せる利益並に該利益を擁護増進する爲、正當且つ必要と認むる指導監理及保護の措置とを認めたので、日露條約の承認と相俟ち韓國に對する帝國の地位は頓に鞏固明確の度を加へ

た。帝國政府は此の新關係に依り、韓國に對する保護指導を全うし利益共通の主義を鞏固にする爲、明治三十八年十一月十七日、日韓新協約を締結し韓國保護政治の基礎は愈々確立した。斯くて該協約第三條に依り、同年十二月二十日勅令第二百六十七號を以て統監府及理事廳官制を公布し、統監府を京城に、理事廳を京城、仁川、釜山、元山、馬山、鎮南浦及木浦其の他樞要の地に置き、在韓國の帝國公使館、領事館を廢し、最初の統監には侯爵伊藤博文を以て之に任じ、翌三十九年二月一日より各々其の事務を開始した。かくて韓國の外交は擧げて帝國の監理に歸し、國內の治安も亦我が統監政治の下に維持せられ保護の實績頗に揚つたが、固より累代の積弊は一朝に更新せられず、偶々明治四十年六月海牙密使事件等のことあり、統監は日韓兩國の關係を一層密接ならしむる必要を認め、同年七月二十四日韓國政府の代表者たる總理大臣李完用との間に左の協約を結んだ。

- 一 韓國政府は施政改善に關し統監の指導を受けること
- 二 法令の制定及重要なる行政上の處分に付豫め統監の承認を経ること
- 三 司法事務は普通行政事務と區別すること
- 四 高等官吏の任免は統監の同意を要すること
- 五 統監の推薦する日本人を韓國官吏に任命すること
- 六 統監の同意なく外國人を備聘せざること
- 七 財政顧問の備聘を廢すること

斯くて政務機關全般に互る官制改革を斷行し、宮中、府中を區別し司法制度の獨立を企圖したが、韓國政府の窮乏なる財政を以てしては却々實現は困難であつた。

明治四十二年六月、伊藤博文職を罷め副統監曾根荒助代つて統監と爲り、翌七月韓國の司法及監獄事務を擧げて我が政府に委託する條款を約定した。其の後帝國政府は韓國の國利民福を増進する爲鋭意努力したが、其の治安は未だ十分に維持せられず、各地に義兵と僭稱する匪賊が蜂起して人命を奪ひ財産を掠め、國內不安の形勢は日韓兩國の併合を斷行するより外彼の康寧を確保し得ざる情勢に立ち至つた。翌四十三年五月統監曾根荒助病を以て職を辭し、陸軍大臣寺内正毅現職の儘統監に任ぜらるるや、同六月二十四日帝國は韓國の警察事務を繼承し、統監府警察官署官制を公布し同年七月一日より之を實施した。越えて八月二十日統監は半島の民心と帝國の輿論とに鑑み、政府に日韓兩國政府の商議に成つた併合條約案を電報し、二十二日御裁可を得、一方韓國皇帝も亦夙に日韓兩國の併合が、相互永遠の幸福の基であることを認められ同日條約案を裁可せられたので、其の日午後統監寺内正毅と總理大臣李完用との間に併合條約の調印を了へた。次いで二十九日我が 天皇陛下は優渥なる詔書を以て之を天下に告げ給ふと共に併合條約を公布せしめられた。之と同時に帝國政府は韓國と條約を有し、又は最惠國條款を有する諸國並に其の他の諸外國政府に夫々此の旨を宣言し、又舊韓國皇帝は舊韓國臣民に併合の勅諭を發せられた。

茲に於て平和裡に併合の事成り、韓國を改めて朝鮮と呼び、統監を廢して朝鮮總督を置き、寺内統監を初代の朝鮮總督に任ぜられた。併合の當日總督は朝鮮統治に關して各地理事官に訓令を與へ、又朝鮮上下の民衆に施政の綱領を示す諭告を發した。同時に 天皇陛下には優詔を下し給ひ、舊韓國の皇帝及皇族は王公族として帝國皇族の禮を享け、後世子孫をして其の榮錫を世襲し永く寵光を享けさせられた。更に朝鮮貴族令を定め勳功ある朝鮮人には榮爵を授けられ、又情狀酌量すべき罪囚中の者には大赦を行ひ、且つ積年の通租及當年の租税を減免せられ、及臨時恩賜金三千萬圓を下賜せられて恵恤、尙齒、褒賞に充てられた。



第二 臺灣 臺灣及澎湖島は支那人の發見に係り、隋 唐の時代に支那人の澎湖島に移住する者も相當に在つた様であるが、臺灣本島との關係は全く不明である。其の後元の末葉に至り巡檢司を澎湖島に置き、之を福建省同安縣に隸屬せしめたことがある。西紀一六〇二年和蘭人が爪哇のバタビヤに東印度會社を起し東洋貿易に従事したが、一六二一年東進して澎湖島を占領した。明國は其の勢抗すべからざるを知つて一六二四年遂に和蘭人の臺灣占領を認め、其の代り澎湖島を放棄せしめ、斯くして臺灣は和蘭東印度會社の管轄の下に置かるに至つた。然し和蘭人の占據せるは臺灣南部のみであつたが、西班牙艦隊亦一六二六年北部臺灣、即ち基隆地方を發見して此處に上陸し、四圍を撫化して其の勢侮るべからざるものあるや、勢の趨くところ遂に兩國人の大争鬭となり、其の結果西班牙が敗北して全部放逐せらるるに至つた。降つて明朝滅亡の際明の遺臣鄭成功は臺灣の回復を圖り、一六六一年先づ澎湖島を略し更に臺灣に渡つたが、和蘭人は聚兵敵せず遂に臺灣を棄てて爪哇に去つた。

鄭氏の臺灣に據るや、澎湖島をも併せ自ら此の地に王として恩威並び行はれたが、其の孫克塽に至つて父祖の大業を繼ぐに堪へず、清國の來り攻むるに遇ひ遂に其の軍門に降つた。時に康熙二十二年(西紀一六八三年)七月である。康熙二十三年清國は此處に臺灣府を設け府の下に三縣を置き、臺灣府を福建省に隸屬せしめ、福建巡撫の下に之を統轄せしめた。然し清國の統治は臺灣の開発よりは、寧ろ荒廢の孤島として匪賊の巢窟と化するを防ぐに在つたので、政府は本島を輕視し官吏は苟安を事としたので、治政紊れ土匪の反亂と共に清國政府の最も苦しめられたところである。歐洲諸國の東漸の勢を示すや、清國は臺灣に於ても安平、淡水、基隆、打狗の四港を開いて佛英諸國と通商するに至り、臺灣は萬國交通の公路と爲つた。明治四年琉球藩民五十餘名が臺灣に漂着し蕃人に殺害せられたが、清國政府は生蕃は化外の民にして、固より政治の及ぶところに非ずとして責任を回避した爲、我國は清國の主權が臺灣に及

ばざるものと認め、同七年海軍中將西郷從道を遣はして之を討伐せしめた。然るに其の後清國は説を變じて臺灣は其の版圖に屬することを主張し、遂に其の責を負ふて償金五十萬兩の交付を我國に約するに至つた。爾來清國は時勢に鑑み臺灣統治に意を注ぐに至り、光緒十一年(明治十八年)臺灣を福建省の管轄より分離して之を一省と爲し、新に臺灣巡撫を置き統治の刷新を図ることとなつた。明治二十七年日清兩國の修交破れ、同二十八年の下關講和條約に依り臺灣は澎湖列島及其他の附屬島嶼と共に我が領有に歸した。同年五月第一代總督として海軍大將樺山資紀が任命せられたが、當時臺灣守備の清國兵等は割讓を潔しとせず、日本に對して抵抗せんとした爲、帝國は茲に征討の命を發するに至つた。近衛師團長北白川宮能久親王殿下は天命を拜して征途に就き給ひ、躬ら軍に將として三貂角に御上陸せられ基隆を攻撃し六月三日之を陥れて北部の鎮定を完了せられた。他方臺南を固守した劉永福の徒も、別に派遣せられたる陸軍中將高島鞞之助の討つところとなり、臺灣全島全く茲に鎮定した。然るに檳風沐雨征討に盡瘁せられたる北白川宮殿下には南進の途上風土病に罹られ凱旋の日近き十月二十八日、臺南城下に薨去せられたことは千秋の恨事である。其の後土匪の變亂相次いで起つたが、明治三十五年頃遂には全く我が皇威に服し平靜となるに至つた。

第三 樺太 古代の樺太に關しては文献の徵すべきものなく、之を邦領として認むるに至つたのは、文祿二年豊臣秀吉の松前慶廣に對する蝦夷地統轄の公許及寛永以後に於ける松前氏の樺太探險施設に初まる。降つて皇紀二、三、五〇年頃露國は東方經略の基礎定まるや、驥足をアラスカ地方に伸張し、勘察加を根據とせるコサツクは千島、樺太間を往來して動靜を窺ひ、黒龍江を地盤とせる露人は北部樺太より侵入して漸次南下せし爲、北方の危態漸く急なるに及んだが、松前藩の力差微し其の北方經營は唯名目のみと化するに至つた。

斯くて露國は我國に對して皇紀二、四五二年(寛政四年)にラツクスマン、二、四六四年(文化元年)にレザノフを遣

して修交を求め更に二、五二三年(嘉永六年)には水師提督ブウチヤチンを遣して和親通商を求め、且つ樺太に於ける日露國境劃定の事を議せしめたが議合はず、次いで二、五一九年(安政六年)にムラヴィヨフ渡來し、樺太全島を以て露領なりと強硬に主張したが、我が委員遠藤但馬守及酒井右京之亮等の峻拒するところとなり空しく歸國した。越えて二、五二一年(文久元年)には我國より竹内下野守、松平石見守、京極能登守等を歐洲へ派遣するに際して、露國に對し樺太境界劃定を提議せしめたが、我は北緯五十度を、彼は北緯四十八度を固持して相譲らず、遂に確定を見るに至らなかつた。茲に於て幕府は二、五二六年(慶應二年)に至り再度小出大和守、石川駿河守等を露都に遣し、曩に提議したる北緯五十度線劃定の實行を迫らしめたが、議纏るに至らずして漫然兩國の所屬として之が假條約を締結するに過ぎなかつた。降つて明治五年露國代理公使ビオツオフ來つて協定を試みたが成功を收むるに至らず、遂に明治七年、駐露公使榎本武揚は政府の命を受けて之が交渉に當り、明治八年千島樺太交換條約を締結した。斯くして樺太は一時露領に歸したが、明治三十八年日露の講和成るに當りポーツマス條約に依り、北緯五十度以南は永久に我が領土となるに至つた。

次に我國の樺太に對する施設の跡を観るに、樺太の經營は當初松前藩が之に當つたが、後幕府は松平忠明を抜擢して蝦夷地行政を統督せしむる外、幕府に蝦夷地掛を置いて直接之が經營に當つた。寛政十一年、幕府は従来の制度を廢して老中連帶制に改め蝦夷地統治の大體を確立し、享和二年、東蝦夷地を永久上地せしめて函館に蝦夷地奉行(後函館奉行)を置き、文化四年遂に西蝦夷地及北蝦夷地(樺太)をも上地せしめ、茲に蝦夷地全部を幕府の直轄として奥羽の大藩を以て之が守備に任せしめた。然るに極東の事態稍々小康を保ちたるを以て、幕府は松前氏を再度蝦夷地に封じ其の所領に復せしめたが其の後内外の形勢に鑑み、安政二年再び蝦夷地一帯を上納せしめて幕府の直轄に移し

た。降つて明治元年四月、函館に裁判所を設置し、侍從清水谷公考を總督に任じて函館奉行に代らしめ、閏四月之を廢して函館府として清水谷公考を府知事に任じ、翌二年六月清水谷公考を罷め鍋島直正に蝦夷開拓督務を命じ、七月

函館に開拓使を置いて鍋島直正を長官に任じ、以て蝦夷地一般の行政事務を統督せしめた。樺太には明治元年八月、判事岡本監輔に命じて楠溪に駐し、此の地に公議所を設けて樺太の行政事務を統轄せしめたが、明治三年二月、開拓使を北海道開拓使並に樺太開拓使に分離し、同年五月黒田清隆を北海道開拓使次官に任じ、樺太開拓使の事務を兼任せしめた。明治四年八月、樺太開拓使を北海道開拓使に合併して開拓使と稱し、明治五年八月、クシュンコタンの公議所を廢して樺太支廳を置き出張所を増設し、明治六年八月黒田次官を開拓使長官に任じたが、明治八年五月、樺太島は遂に千島列島と交換せらるるに至つた。

第四 南洋群島 マーシャル群島は西曆一、五〇〇年代に發見せられたと傳へられるが、周く世上に紹介せられたのは一七八一年、英國の船長マーシャルの探險に初まる。仍つてマーシャル群島と稱することである。當時未だ其の占領の形式完全ならざるに乗じて、獨逸は物に之を占領せんとの野心を包藏し、先づハンブルグのポター商會をして群島開拓の任に當らしめ、著々占領の計畫を進め、一、八七七年には軍艦アドリアネを派遣してヤルト島の一酋長に交渉し貯炭場設置を承諾させ、次いで一、八八五年再び砲艦ナウチクスを派遣して各酋長を説き、ヤルト島及其他の群島を占領するに至つた。其の後一、八八八年英獨間の協約を以つてギルバート島を英領とし、本群島及ナウル群島を獨逸の植民地と定めたのである。

マリアナ群島は一、五二二年有名なる葡萄牙の航海者マゼランが之を發見し、一、五六五年初めて西班牙の領有に歸した。時の皇帝フィリップ四世の皇后マリアナは、土人の教化事業の費用を下賜せられたので、其の徳を稱へんが

爲マリアナ群島と稱したと傳へられて居る。一、八九九年の米西戦争の結果、一、西班牙政府は比律賓及マリアナ群島中の巨島グアム島を米國に割譲するに至つた。然るに獨逸は西班牙が戦後益々財政の困難を極めたのを奇貨として之が譲與を提議し、數回折衝の結果、同年六月、マリアナ及カロリンの二群島を併せて二千五百萬ベセタ（我が約九百六十萬圓）で買収したものである。

カロリン群島は從來東西カロリン及パラオ諸島の總稱である。本群島は一、五二七年葡萄牙人デイエゴ・ドロシヤに依つて發見せられたが、一、六八六年西班牙の領有に歸し、時の國王カロロ二世の名に因んで之をカロリン群島と稱せられるに至つた。一、八九六年六月、獨逸は本群島をマリアナ群島と共に西班牙より買収したが、大正三年の歐洲大戰に際し、我が海軍の占領するところとなり、次いで對獨平和條約の結果、同九年我國の委任統治地域となり同十一年四月一日、臨時南洋群島防備隊司令部廢止と共に南洋廳を置き現在に至つた。

尙我國の昭和八年三月二十七日國際聯盟脫退の通告を爲すや、世界の一部には我國の南洋群島統治に疑義を挟む者あり、島民にも亦多少動搖の虞れがあつた爲、四月一日南洋廳長官の名を以て告諭を發し、我國が聯盟を脱退するも南洋群島に對する帝國の地位に毫末も影響なく、帝國領土の構成部分として我が國法の下に施政を行ふ旨を明かにした結果、其の後全住民は安堵して従前通り各々其の業務に精勵するに至つた。

### 第三節 住民

第一 朝鮮 朝鮮に於ける現住民を大別すれば、内地人、朝鮮人、臺灣人及外國人で、昭和十三年末の現在數は左の通りである。

内地人	一五八、八三四戸	六三三、二八八人
朝鮮人	四、一〇二、一〇一	二一、九五〇、六一六
臺灣人	九	三二
外國人	一〇、三六四	四九、八一五
合計	四、二七一、三〇八	二二、六三三、七五一

朝鮮に於ける人口増加の趨勢を観るに左の通りである。

内地人	朝鮮人	臺灣人	外國人
明治四十三年末	一七一、五四三	一三、一八、七八〇	一三、三一三、〇一七
昭和十一年末	六〇八、九六四	二一、三七三、五七二	二二、〇四七、八三六
同 十二年末	六二九、四八一	二一、六八二、八五五	二二、三五五、四八五
同 十三年末	六三三、二八八	二一、九五〇、六一六	二二、六三三、七五一

尙朝鮮に於ける最近十箇年間の一箇年間平均人口増加率は千人に對し約一六・七で、昭和十三年末現在に於ける一方料に對する人口密度は一〇二・五人である。

第二 臺灣 臺灣に於ける現住民を大別すれば、内地人、本島人、朝鮮人、中華民國人及其他の外國人で、昭和十三年末の現在數は左の通りである。

内地人	八八、七五五戸	三〇八、八四五人
本島人	八八六、三七四	五、三九二、八〇六
高砂族（本島人中の再掲）	二五、六二七	一五五、九二一
合計		二七

第二編 外地 第一章 地理、沿革及住民

第二編 外地 第一章 地理、沿革及住民

朝鮮人	三五〇〃	二八
中華民國人	一一、八一七〃	
其の他の外國人	七八〃	
合計	一、〇三三、〇〇一〃	
	五、九〇二、八八〇〃	

本島人は漢民族と平埔族、高砂族とより成り、更に前者は福建系、廣東系及其の他の漢人系に分たれ、本島總人口の九割一分を占めて居る。平埔族及高砂族は本島最古の住民にして、平埔族は今日全く漢民族化して一般の本島人と何等變りはない。高砂族は主として山地に居住し、其の大部分は固有の風俗習慣を墨守し進化の程度は概して低い、現在高砂族は七種族に分類せられ、各其の言動風俗を異にして居る。昭和十三年末現在に於ける人口を觀るにアミ族五萬九百四人、パイワン族四萬四千五百八十一人、タイヤル族三萬七千八百八十四人、ブメン族一萬七千六百二十五人、ツォウ族二千二百五十七人、ヤミ族千七百七十七人、サイセツト族千六百十九人、其の他七十四人計十五萬五千九百二十一人である。

臺灣に於ける人口増加の趨勢を觀るに左の通りである。

明治三十八年末	内地人	朝鮮人	本島人	外國人	計
昭和十一年末	二八二、〇一二	五九、六一八	三、〇五五、四六一	八、二二三	三、一二三、三〇二
同 十二年末	二九九、二八〇	一、六九四	五、一〇八、九一四	五、九二四、三	五、四五一、八六三
同 十三年末	三〇八、八四五	一、九八五	五、二六一、四〇四	四六、三七三	五、六〇九、〇四二
尙昭和十三年末人口を明治三十八年末人口に比するに、	一、〇九三	五、三九二、八〇六	四三、四〇五	五、七四六、九五九	
二百六十二萬三千六百五十七人を増し、					
毎年平均七萬九千					

五百五人の増加となる。而して昭和十三年末現在に於ける一方籽に對する人口密度は一五九・八一一人である。

第三 樺太 樺太に於ける現住民を大別すれば、内地人、朝鮮人、臺灣人、土著人及外國人にして、昭和十三年末の現在數は左の通りである。

内地人	六三、四〇六戸	三二九、七四三人
朝鮮人	一、五二六〃	七、六二五〃
臺灣人	一〃	三〃
土著人	三五九〃	一、六四八〃
外國人	九六〃	三三八〃
合計	六五、三八八〃	三三九、三五七〃

土著人の主なるものはアイヌ人にして、昭和十三年末現在に於ける人口はアイヌ千二百七十四人、オロツコ二百五十一人、ニクブン八十四人、キリリン二四、サンダー十三人、ヤクーツ二人、計千六百四十八人である。

樺太に於ける人口増加の趨勢を觀るに左の通りである。

昭和十一年末	内地人	朝鮮人	臺灣人	土著人	外國人	計
同 十二年末	三一、九二六	六、六〇四	一	一、八七六	三五九	三二一、七六五
同 十三年末	三一八、三二一	六、五九二	一	一、七四六	二八七	三二六、九四六
同 十三年末	三二九、七四三	七、六二五	三	一、六四八	三三八	三三九、三五七

之を領有當初の明治三十九年末の人口一萬二千三百六十一人に比較すれば、昭和十三年末に於て二十二萬六千九百九十六人の増加となる。而して昭和十三年末現在に於ける一方籽に對する人口密度は九・四人である。

第四 南洋群島 南洋群島に於ける現住民を大別すれば、日本人、島民及外國人にして、昭和十四年六月三十日の

第二編 外地 第一章 地理、沿革及住民

現在数は左の通りである。

日本	一八、九九〇戸	七三、〇二八人
島民	九、四二六	四〇、四〇六
外國人	四七	一一九
合計	二八、四七三	一一三、五六二

南洋群島に居住する種族は、或は西方馬來半島より東進したものと傳へられ、或は東方ポリネシア族の西進したるものと稱せられる。人種學上總稱してミクロネシア族と呼ぶるものが最も多きを占めて居るが、固より一定して居ない。寧ろ數種族の混血せるものであらう。而も各群島内甚しきは同一群島内に在る島嶼にして尙種族の異なるものがある。従つて彼此言語風俗を異にして居るが、大別してカナカ族及チャモロ族の二種族とする。前者はミクロネシア族の一部で、後者はカナカ族と白人との混血であると云はれ、或は全然別人種なりとも云ひ定説がない。而してチャモロ族の本據はマリアナ群島のサイパン島で、次は西部カロリン群島に屬するヤツプとバラオで在る。而して右二種族の昭和十四年六月三十日現在に於ける人口は、カナカ族三萬六千七百七十一人にして、チャモロ族は三千六百三十五人である。

南洋群島に於ける最近四箇年の人口の増加數を觀るに左の通りである。(各年十月一日現在十三年は十二月末日現在)

昭和十一年	日本人	島民	外國人	計
同十二年	五六、四九六	五〇、五二四	一一七	一〇七、一三七
	六二、三〇五	五〇、八四九	一一三	一一三、二七七

同十三年 七一、八四七 五四、九九八 一二四 一二二、九六九  
島民中チャモロ族は人口の増殖率が高いが、カナカ族は全群島を通じて現狀維持の狀態に在る。而して昭和十四年六月三十日現在に於ける一方杆に對する人口密度は五七・五人である。

(參考)

朝鮮總督府官制

第四條 總督ハ其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ朝鮮總督府令ヲ發シ之ニ一年以下ノ懲役若ハ禁錮、拘留、二百圓以下ノ罰金又ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

朝鮮總督府地方官官制

第六條 知事ハ管内ノ行政事務ニ關シ職權又ハ委任ノ範圍内ニ於テ道令ヲ發スルコトヲ得

第二十一條ノ五 島司ハ管内ノ行政事務ニ關シ法令ニ依リ又ハ知事ヨリ委任セラレタル事件ニ付島令ヲ發スルコトヲ得

大正八年勅令第三百九十二號(朝鮮總督府道知事ノ發スル命令ノ罰則ニ關スル件)

朝鮮總督府道知事ハ其ノ發スル命令ニ三月以下ノ懲役若ハ禁錮、拘留、百圓以下ノ罰金又ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

臺灣總督府官制

第五條 總督ハ其ノ職權若ハ特別ノ委任ニ依リ總督府令ヲ發シ之ニ一年以下ノ懲役、禁錮若ハ拘留又ハ二百圓以下ノ罰金若ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

臺灣總督府地方官官制

第六條 知事又ハ廳長ハ部内ノ行政事務ニ付其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ管内一般又ハ其ノ一部ニ州令又ハ廳令ヲ發スルコトヲ得

知事ハ其ノ發スル命令ニ二月以下ノ懲役若ハ禁錮、拘留、七十圓以下ノ罰金又ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

廳長ハ其ノ發スル命令ニ拘留又ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

樺太總督官制

第四條 長官ハ其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ廳令ヲ發シ之ニ三月以下ノ懲役若ハ禁錮、拘留、百圓以下ノ罰金又ハ科料ノ罰則ヲ附

第二編 外地 第一章 地理、沿革及住民

スルコトヲ得

第十七條 支廳長ハ法律命令ニ依リ又ハ長官ヨリ委任セラレタル事件ニ付支廳令ヲ發スルコトヲ得

南洋廳官制

第四條 長官ハ其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ廳令ヲ發シ之ニ一年以下ノ懲役若ハ禁錮、拘留、二百圓以下ノ罰金又ハ科料ノ罰則ヲ

附スルコトヲ得

第五條 長官ハ安寧秩序ヲ保持スル爲臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テハ前條ノ制限ヲ超ユル罰則ヲ附シタル命令ヲ發スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ發シタル命令ハ公布後直ニ拓務大臣ニ由リ内閣總理大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ勅裁ヲ得サルトキハ長官ハ直ニ

其ノ命令ヲ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ

第十六條 支廳長ハ部内ノ行政事務ニ付其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ支廳令ヲ發スルコトヲ得

## 第二章 法令、行政及司法制度

### 第一節 法令制度

第一 概説 外地に行はるる法令の根據法規とも謂ふべきものは朝鮮、臺灣、樺太の各地域に行はるべき法令に關する定めをした法律（明治四十四年度法律第三十號朝鮮に施行すべき法令に關する法律、大正十年法律第三號臺灣に施行すべき法令に關する法律、明治四十年法律第二十五號樺太に施行すべき法令に關する法律）以下之等は便宜上朝鮮法令法、臺灣法令法、樺太法令法と略記す）と各外地の官制（朝鮮總督府官制、臺灣總督府官制、樺太廳官制、南洋廳官制）に之を求めることが出来る。今其の内容を略説すれば

(一) 朝鮮及臺灣 に於ては法律、勅令の外法律に相當するものとして朝鮮に在つては制令、臺灣に在つては律令が行はれ制令、律令の下に内地の勅令、省令等に相當するものとして各總督府令がある又内地の府縣令に相當するものとしては朝鮮には道令、臺灣には州令及廳令がある。

(二) 樺太 には法律、勅令が行はれるのみであつて制令、律令に相當するものはなく其の他には法律、勅令の下に長官の發する廳令が行はれる。

(三) 南洋群島 に至つては委任統治地域である關係上現在の制にては法律に相當する事項も勅令を以て規定せらるる慣例である、猶勅令の下には長官の發する廳令がある。

**第二 法律** 右に述べた様に法律の行はるる外地は概ね朝鮮、臺灣及樺太の三地域である。南洋群島は委任統治地域であり我國の領土ではないから憲法第五條の原則は行はれず従て議會の協賛を経たる法律は原則として南洋群島には行はれないものとせられてゐる。然らば此等の外地にはどの様な形式で法律が行はれるかと謂ふと現在の法制では此等の外地に施行の目的を以て制定された法律の外は朝鮮、臺灣、樺太の三地域に限つて勅令に依り内地の法律（全部又は一部）を施行することが認められてゐる（朝鮮法令法第四條、臺灣法令法第一條第一項、樺太法令法參照）茲に勅令を以て法律を施行すると謂ふのは勅令に依り内地の法律の施行區域を此等の外地に擴げることであつて勅令が此等の外地に行はれるのではなく勅令を媒介として法律其のものが外地に行はれるのである。

(一) 外地に當然適用の法律 外地に施行する目的を以て制定せられた法律は主要之を三つに分つことが出来る、其の一は内地當然適用法、其の二は外地適用法、其の三は内外地關涉法である。

(イ) 内地當然適用法 内地に當然適用を見る法律としては例へば裁判所管轄區域に關する法律、航空法、米穀自治管理法、臨時船舶管理法の如き其の適用例である。

(ロ) 外地適用法 茲で外地に適用ある法律と謂ふのは主として屬地法に關するものであるが外地に本據を有する法人所謂外地法人に關し規定した法律の如き屬地法的性質のものを含めた意味である。

朝鮮及臺灣に於ては夫々法律に代るべき制令及律令の制度があるが、此等の地域に於ても事柄の性質上法律を以て規定するを適當とし又之を必要とする場合さへある。殊に樺太に於ては長官に制令、律令の如き法律に代るべき命令制定の權限なき爲樺太に於て法律を要する事項で施行すべき内地の法律がないか又勅令を以て内地の法律を施行することが困難な場合には必ず新たな法律の規定に俟たなければならぬのであつて、樺太に施行の目的を以て制定せられた

法律は可なりある。今各地域別に其の例を擧ぐれば朝鮮には朝鮮に施行すべき法令に關する法律、朝鮮私設鐵道補助法、朝鮮銀行法等があり、臺灣には臺灣に施行すべき法令に關する法律、臺灣私設鐵道補助法、臺灣銀行法、臺灣殖産株式會社法等があり、樺太には樺太に施行すべき法令に關する法律、樺太に於ける租税に關する法律、樺太に於ける石炭の採掘に關する法律、樺太地方鐵道補助法、樺太町村制、樺太市制等があり以上の外朝鮮及樺太は夫々陸境國境を有すると謂ふ特殊性に基き之等外地の國境地帯に適用あるべき國境取締法がある。

(ハ) 内外地關涉法 内外地關涉法は異地域相互間の交渉を規律した法規である、例へば共通法の如きは其の適用例であつて之は民事及刑事に關し朝鮮、臺灣は勿論南洋群島、關東州等内外地法間の交渉を規律したものである（共通法の適用に付ては樺太は内地に包含せられてゐる）其の他司法事務共助法、内地、朝鮮、臺灣又は樺太と南洋群島との間に於ける船舶及貨物の出入に關する法律、租税其の他の收入徴收處分屬託に關する法律等何れも此の例に屬するものと見てよい。

(ニ) 勅令施行の法律 勅令を以て法律を外地に施行することが認められてゐるのは朝鮮、臺灣及樺太の三地域である。尤も朝鮮、臺灣、樺太と地域の異なるに從ひ勅令を以て施行せらるる法律の範圍にも相違を生ずることは以下述べる通である、扱右の法律は何れも内地に施行の目的を以て制定せられたものであるから之を外地に施行するに當つては各外地の特殊事情を考慮しなければならぬ。

茲に外地の特殊事情と謂ふのは次の事實を謂ふ。之は法律に付てばかりでなく制令、律令、勅令等外地に行はるる總ゆる法令に付て考慮しなければならぬ問題であるので此處に總て述べて置かう。

(イ) 其の一は内地と外地とは行政に關し天皇の下に分權主義が行はれ内地の行政は各省大臣が之を分擔するに

對し外地行政は總督又は長官が一括之を綜合すると謂ふことである。

(ロ) 其の二は外地の地方制度は官治的色彩が濃厚で内地の其れと著しく趣を異にするを謂ふことである。

(ハ) 其の三は外地は内地と法域を異にし内地の法律は原則として外地に施行せられず外地では別個の法規を有することである。

(ニ) 其の四は外地には朝鮮人、臺灣本島人等幾多の異民族を包擁してゐる爲之等の民族に關する慣習法の存在を認むるの要があることである。

(ホ) 其の五は外地では行政救済の制度が完全に行はれず例へば行政廳の違法處分に依り權利を毀損せられた場合にも行政訴訟を以て其の救済を求むる途がないこと(樺太以外には行政裁判制度がない)である。

(ヘ) 其の六は外地には内地の裁判所構成法の施行を見ず(樺太を除く)司法制度を異にするを謂ふことである。

大體以上の様な點を考慮に入れ内地の法律の全部施行を不適當とするときは其の一部を施行すると謂ふことにならうし(廣義の特例事項)且又法律の一部に改變を加へて施行(狹義の特例事項)しなければならぬ場合をも生じて來る。

(イ) 廣義の特例事項(一部施行) 勅令を以て法律を外地に施行するときは全部施行でもよく一部施行でもよい(朝鮮法令法第四條、臺灣法令法第一條、樺太法令法)。茲に一部施行とは全部施行に對應する觀念であつて數十箇條より成る法律の僅か一箇條を除いて施行する場合も一部施行である。

(ロ) 狹義の特例事項 勅令を以て法律を外地に施行する際外地に施行するのに工合の悪い條文は之を除いて施行し得るが外地に於ける特殊事情からして法律の一部に改變を加へて施行しなければならぬ必要も多分にある譯である。前にも述べた様に外地は總て綜合行政の立前を採つてゐる關係上行政官廳の職權等に關して例へば内地で各省大

臣の行ふべき職務を外地では總督なり長官なりが行ふと謂ふことにしなければならぬし(法律上期間の定めあるものに付ては其の遠隔地なる事實に鑑み之を適宜延長する必要がある)。然し右は何れも法律の一部に改變を加へるものであるから之が改變を爲し得る爲には法律の根柢がなければならぬ。前掲臺灣法令法及樺太法令法では右の場合を豫想し一般に勅令を以て之が特例を設け得る旨を規定した。

(A) 臺灣に施行すべき法律の特例 臺灣に法律を施行する際に勅令を以て規定し得べき特例に付ては臺灣法令法第一條は法律の全部又は一部を臺灣に施行する場合に於て官廳又は公署の職權、法律上の期間、其の他の事項に關し臺灣特殊の事情に因り特例を設くる必要あるものに付ては勅令を以て別段の規定を爲すことを得るものとした法律は一應列舉主義を採つてはゐるが第三項其の他の事項云々と謂ふのがある爲に特例事項の範圍は廣く法律施行に便なる様になつてゐる。之は臺灣には朝鮮と異なり成る可く内地の法律を施行しようとする法の精神の現はれである。

(B) 樺太に施行すべき法律の特例 樺太に法律を施行する際に勅令を以て設け得る特例は

(a) 土人に關すること

(b) 行政官廳又は公署の職權に關すること

(c) 法律上の期間に關すること

(d) 裁判所又は裁判長が職權を以て選任し又は選定する辯護人、訴訟代理人又は訴訟承繼人に關すること  
の四項目に限られて居り(樺太法令法)臺灣に於けるとは可なり趣を異にする爲法律の施行には種々の不便が伴ふ。然し右の點に關し最近の立法例で之が救済の途が開かれてゐることは次に述べる通りである。

(C) 朝鮮に施行すべき法律の特例 朝鮮に在つては臺灣及樺太の場合に於けるが如く一般に特例事項を勅令に委



任した規定がない爲に朝鮮に内地の法律を施行の際の特例に付ては特例に關する別個の法律を必要とする。例へば關稅法、關稅定率法、倉庫業法等を朝鮮に施行した際には之が特例に關する法律を別個に制定した（大正九年八月七日法律第五十三號關稅法、關稅定率法及倉庫業法等の朝鮮に於ける特例に關する法律）

以上述べた様に内地の法律の施行に付て朝鮮では勅令で特例を設くる途が全く開かれてゐないし樺太では樺太法令法に依り一應勅令で特例を設け得る場合が認められてはゐるが僅か四項目に限定せられてゐる爲に内地の法律の施行に不便が尠くない。殊に樺太では内地の法律の施行が出来ないときに朝鮮に於けるが如く法律に相當すべき勅令に依る手段がないから其の不便が一層甚しい仍て最近の立法例では右の不便を救済する爲に法律制定當時豫め之を外地に施行することが豫定せらるる法律に付ては本法其のものを外地に施行に便なる様本法制定の折に考慮を加へる慣例である。即ち

(a) 行政官廳の職權に關する事項に付ては主務大臣各省大臣等は之を行政官廳或は政府と規定して讀替への雜をさせ

(b) 或は廣く特例事項を勅令に委任し得る根據法規を設け例へば法律を外地に施行する場合必要があれば勅令を以て別段の定めを爲し得る旨特に本法中之が規定を置く例である。

勅令を以て法律を施行すると謂ふときは其の法律の本文は固より其の附則も通例外地に行はれる。然し施行期日を定めた規定の如きが外地に適用を見ないことは當然であり、又外地に施行するを不適當とする附則は通常之を除いて施行する勅令を以て施行せられた法律は其の施行の事實に依り内外地が同一の法域になるのであるから内地の法律に改正があれば其の改正の効果は改正法律の勅令施行と謂ふ様な手續を俟たずして當然法律の施行せられて外地にも及ぶ

改正は一部改正たると全部改正たるとを問はない。尤も内地法の全部改正の場合に改正法律が形式上全然別個の法律であるときは従前の法律は新法に依つて取つてかはられ通例廢止せらるることとなるのであるから外地に於ては當然根據法規を失ふことになる。従て外地に於ても特別の事情のない限り内地に於て制定さるべき新法を更めて外地に施行の手續を採らねばならぬ。

以上は主として屬地的性質の法規に付ての説明であり屬地法に付てのみ法律の施行の問題が起り得るのであるが右の外屬人的性質の法規があり或は人に或は物に或は事件に追隨して地域の如何を問はず效力を有するものがある。

(三) 屬人的性質の法律 屬人的性質の法規は屬地的性質の法規とは異なり其の施行區域を限らるべき性質のものではない此等の法規は或は人に追隨して如何なる外地にも行はれ得る。例へば恩給法、恩給の減額補給及停止に關する法律、恩給扶助料の増額に關する法律等恩給關係の法規は恩給法の適用を受くべき公務員だとか其の遺族でさへあれば其の者に追隨して屬人的に如何なる外地にも行はれる。或は國の會計と云ふ事件に追隨して外地に行はれるものがある。朝鮮、臺灣、樺太、南洋等の各特別會計法、一般會計歳出の財源に充つる爲特別會計より爲す繰入金に關する法律、支那事變に關する臨時軍事費の財源に充つる爲特別會計より爲す繰入金に關する法律、國債整理基金特別會計法、資金金特別會計法等何れも右の例である。或は又事業に追隨して外地に行はれる法律としては最近の立法例として大日本航空株式會社法がある。之は航空輸送事業と云ふ事業に追隨して朝鮮、臺灣、樺太は勿論のこと南洋群島にも行はれるのである。日本産金振興株式會社法も同會社が内地及朝鮮に於て事業を営むことを豫想して規定せられてはゐるが之も屬人的性質の法律と謂ひ得ようし東洋拓殖株式會社法も亦右の部類に屬するものと見てよ。

第三 律令（法律に相當すべき命令其の一）

(一) 沿革

(イ) 明治二十九年法律第六十三號(所謂六三法) 明治二十八年臺灣が我國の領土に編入せられた當時の第九議會(伊藤内閣)に臺灣總督に立法權を委任した法律案の提出をした之は臺灣總督が勅裁を経て其の管内に法律の效力を有する命令を發布し得ると謂ふことを認めたる案であつた。然し議會では臺灣總督に對する廣汎な立法權の委任は憲法第五條の原則に對する例外を認めることであつて違憲であるとの論争が絶えなかつたが臺灣は二百有餘年に亘つて清朝の治下に在り其の大部を占むる住民は支那民族であつて内地とは著しく風俗習慣を異にし實際内地と同一の立法形式に依ることは困難な事情にあつたので議會では違憲の疑があつたに拘らず一應其の有効期間を三箇年に限ることとして之に協賛を與へ明治二十九年法律第六十三號臺灣に施行すべき法令に關する法律として公布せられた所謂六三問題で著名な法律である。之に依り臺灣總督は其の管内に法律の效力を有する命令を發し得ることとなり(同法第一條)之を律令と稱した。尤も當時に於ては右律令制定の手續として臺灣總督府評議會の議決を経なければならぬと云ふ制限附のものであつた。本法は三箇年の期間經過後も猶其の存續を必要とする實情にあつた爲爾來延期を重ね明治三十九年法律第三十一號の新法制定に至る迄行はれた。

(ロ) 明治三十九年法律第三十一號 之は舊法同様臺灣に於て法律を要する事項は臺灣總督の命令を以て規定することを得せしめたが臺灣總督府評議會の議決を得ることの條件は撤回せられた。猶此の命令は臺灣に施行した法律及臺灣に施行する目的を以て制定した法律及勅令に違背することを得ずとの制限が明記せられた。本法も舊法と同様其の施行期間を限り明治四十年一月一日から同四十四年十二月三十一日に至る五箇年間其の效力を有するものとせられたが此の期間は其の後數次の改正で結局大正十年末迄延期せられた。

(ハ) 大正十年法律第三號 大正十年に制定公布された新法同年法律第三號は従前と異なり其の施行期間を限ることなく無期限に臺灣總督に法律に相當する命令發布の權限を認めた。本法に於ては従來の律令第一主義を更め内地延長主義の立前を採り臺灣には勅令を以て施行することを原則とし唯臺灣に於て法律を要する事項で施行すべき法律なきもの又法律の施行と謂ふ方法に依り難いものに付ては臺灣特殊の事情に因り必要ある場合に限りて臺灣總督の命令を以て之を規定することを得せしめることとした。

(ニ) 律令施行の狀況 臺灣に於ては朝鮮と異なり内地の法律の施行せらるるものが多い。大正十年法律第三號公布以前は臺灣に於ける立法は律令の形式に依ることを原則としたが同法が同十一年一月一日より實施せらるるに及び民法、商法等の民事法規を始め質屋取締法、海港檢疫法、水難救護法、行政執行法等幾多の行政諸法が施行を見ることとなり、之等の法規に該當する従前の律令は廢止せられた。又昭和八年五月二十五日からは船舶法、船舶職員法、海員懲戒法等海事關係諸法規も従來の律令を改め内地の法律を施行したので現在律令で規定せられてゐる分野は法律の其れよりも狭い。現在律令に依り規定せらるる分野を見ると例へば裁判所の構成とか地方制度に關する法規の如きは臺灣に於ける裁判制度や地方制度が内地と著しく趣を異にする爲に何れも律令を以て規定せられ(臺灣總督府法院條例、臺灣州制、臺灣市制、臺灣街庄制)專賣に關する法規も粗製樟腦、樟腦油專賣を除いて煙草、食鹽、酒類等總て律令に依つてゐるが(臺灣煙草專賣規則、臺灣食鹽專賣規則、臺灣酒類專賣令、臺灣酒類專賣令)租稅關係の法規では租稅の性質に應じ所得稅、地租、營業稅、臨時利得稅、相續稅の如き收得稅は律令に依り印紙稅、登録稅の如き流通稅、砂糖消費稅、織物消費稅、揮發油稅、骨牌稅、關稅等の消費稅は内地の法律を施行すると謂ふ慣例である。此の外臺灣に行はるる重要な律令としては臺灣阿片令、臺灣土地收用規則、臺灣刑事令、臺灣鑛業規則、臺灣糖業令等がある。

(三) 律令の形式 律令は勅裁を経て發せらるる臺灣總督の命令である。此の命令は朝鮮の様に法律中に明文はないが臺灣總督命令公布式第一條に依り律令と呼ばれる律令に依り規定せらるる形式は大體之を二つに分つことが出来る。

(イ) 内地の法律を基準とせるもの 律令には内地の法律に依るの形式を採るものがある大正十年法律第三號制定前では内地の法律を勅令で施行することは現在の様に勅令を以て法律の特例を設けることが認められなかつた關係から甚だ困難であつた。之は現在の勅令と符を一にする。従て内地に基準とすべき法律がある場合でも其れを其の儘施行出来ないときは常に律令の形式に據らねばならなかつた。従て現在臺灣に行はるる律令で「依る」の形式を採るものは大正十年法律第三號制定前の發布に依るものが多い「依る」と謂ふのは内地の法律を其の儘律令の内容とするのであつて律令の内容として内地の法律が行はれる譯である。

律令に於て内地の法律に依る場合は勅令に依り内地の法律を施行する場合とは異なり全然別個の法域を爲すのであるから内地の法律に改正があつても其の改正の効果は當然に臺灣に行はれるものではないが此の場合に於ても改正法律に依ることを便宜とするから明治三十二年七月十六日律令第二十一號(臺灣に適用せらるる法律の改正ありたるときの效力に關する律令)は此の點に付明文を設け律令の規定に依り臺灣に適用せらるる法律に改正があれば別段の規定をなさない限り其の改正法律施行の日から其の改正法律の効果は當然臺灣にも及ぶ旨を規定した改正は一部改正たると全部改正たるとを問はぬ。又律令に於て依つてゐる内地の法律が廢止になつても其の廢止の効果は改正の場合と同様當然臺灣に及ぶべきものではなく臺灣では依然として舊法に依ることとなるのであるが此の場合も實際問題として新に制定さるべき内地の新法に依る必要が多いから律令の改正を行ひ新法に依ることとする例である。律令は臺灣

總督に委任せられた立法の形式であり總督の命令として發せらるるものであるから假令律令に於て内地の法律に依る場合と雖も之は唯便宜の問題であつて勅令を以て法律を施行する場合の様な特例事項の制限がないことは勿論であり律令の内容として盛られる内地の法律に對し如何なる改變を加へてもよい譯である。唯實際問題としては勅令施行の法律と同様前掲外地の特殊事情に付必要な特別規定を掲ぐるに止める例である。

(ロ) 臺灣独自の規定を掲げたもの 律令には(イ)に記述の如く「依る」の形式を採るものの外臺灣に於ける特殊事情に鑑み内地の法律を基準とせず臺灣独自の規定を掲ぐるものもある。大正十年法律第三號制定後に於ては特別の事情なき限り此の形式に依ることを原則とする之は基準とすべき内地の該當法律がない場合か假令あつても内地の法律を基準とすることが出来ない場合であつて前者の例は臺灣糖業令であり後者の例は臺灣州制、臺灣市制、臺灣街庄制、臺灣商工會議所令等である。

(四) 律令規定事項の制限 臺灣總督の命令即ち律令を以て規定するに當つては次の二つの制限を受ける。

其の一は臺灣では原則として法律を施行し律令を以て規定する場合は眞に已むを得ない場合に限る臺灣法令法第二條は此の點に關し規定を掲げ臺灣に於て法律を要する事項で施行すべき法律なきもの又は勅令を以て内地の法律を施行することが困難な場合で且臺灣特殊の事情に因り必要な場合に限り律令を以て之が規定を爲し得るものとした。之は朝鮮の勅令に右の様な制限が加へられてゐないことと著しい對照をなす従て現在では臺灣で律令を以て規律せらるる分野が朝鮮に比べ甚しく狭められて來たことは前述の通である。

其の二は臺灣法令法第五條の制限であつて律令は臺灣に行はるる法律及勅令に違反することを得ないと謂ふのであるが之は當然の規定と謂つてよ。

(五) 律令の進達手續 律令は主務大臣たる拓務大臣を経て勅裁を請ふを要する(臺灣法令法第三條) 尤も臨時緊急を要する場合は臺灣總督は前掲の手續を踏まずして直に律令の公布を爲し得るが公布後直に勅裁を得るの手續を採らねばならないのであつて、若し勅裁を得ないときは將來に向つて效力なきことを公布しなければならぬ(臺灣法令法第四條) 之は内地に於ける緊急勅令に相當するものと謂つてよい。

第四 制 令 (法律に相當すべき命令其の一)

(一) 沿革 明治四十三年、韓國が我國に併合せられたときも臺灣領有當時と同様總督に立法權の委任を認むる必要があつたが、時恰も議會閉會中であつた爲時の政府桂内閣は明治四十三年八月二十九日緊急勅令第三百二十四號を以て之が關係法規を公布した。次の議會では此の緊急命令に對する承諾を拒んだが總督に立法權の委任をする實際の必要は臺灣の場合と同様寸毫も變らなかつたので政府は右緊急命令に代るべき法律案を議會に提出し議會の承認を経て明治四十四年法律第三十號として公布した。此の法律は臺灣の先例に鑑み無期限に朝鮮總督に立法權の委任を認められたもので今日迄行はれてゐるものが即ち其れである。

(二) 制令施行の状況 朝鮮では内地の法律の行はるるもの少く法律に該當する事項は概ね制令を以て規定せらるる現狀である。從て茲では制令がどの様に行はれてゐるかと言ふことよりも内地の法律で朝鮮に施行せらるるものにはどんなものがあるかを述べる方が遙かに適當であらう。例へば特許法、意匠法、商標法等無體財産に關する法律、貨幣法、臨時通貨法等の貨幣關係法規、郵便法、郵便爲替法、電信法等の通信に關する法律、陸軍刑法、海軍刑法等の軍人に關する刑罰法規は概ね内地の法律が施行せられてゐるが、産業關係の法規に至つては制令を以て規定せらるるものあり法律に依るものありと云ふ工合で一様でない。同じく統制關係の法律であつても其の統制の程度に應じ肥料業

の統制は制令に據り(朝鮮重要肥料業統制令、朝鮮臨時肥料配給統制令)、重要産業の統制、米穀の統制に關する法規等は内地の法律を施行してゐる。其の他銀行、信託、無盡業、取引所等の商業關係法規、地方制度、社會、警察、衛生關係の法規を始め幾多の法規は殆んど制令を以て規定せられてゐる。租稅法規にしても臺灣とは著しく異なり財產稅、消費稅、流通稅共何れも制令に據り關稅法、關稅定率法、保稅倉庫法、保稅工場法等の關稅關係法規が内地の法律を施行する方法によつてゐる位である。海事關係諸法規の如きも臺灣では總て内地の法律を施行してゐるのに反し朝鮮では制令の形式に依つてゐる。

(三) 制令の形式 制令は勅裁を経て發せらるる朝鮮總督の命令である。此の命令は朝鮮法令法に依り制令と稱せられる(同法第六條) 制令に依り規定せらるる形式は臺灣と同様内地の法律を基準とし「依る」の形式を採るものと朝鮮独自の規定を掲ぐるものがある。唯朝鮮では朝鮮法令法第四條の規定を見ると明かな様に制令に特例事項の委任をした規定がない爲に内地の法律に極僅かの特例を設ければ勅令で法律の施行が出來ると謂ふ様な場合にも勢ひ制令の形式に據らねばならないのであつて制令には臺灣と異なり「依る」の形式を用ひたものが多い。朝鮮に於て臺灣に比べ特殊立法たる制令で規定せらるる分野が廣いのは此の理由に依るのである。猶制令で内地の法律に依る場合に其の法律の改正の効果が朝鮮に及ぶかと謂ふことに付ても臺灣同様の規定がある(明治四十四年六月二十二日制令第十一號) 制令に於て法律に依るの規定ある場合に於て其の法律の改正ありたるときその效力に關する件)

猶併合の結果舊韓國の法令は勿論従前韓國に於て效力を有した帝國法令も亦其の效力を失ふべきではあるが併合草創の際一朝にして其の改廢を行ふことは事實不可能であつたから朝鮮總督府設置の際其の效力を失ふべき従前の帝國法令及韓國法令は當分の間其の效力を有するものと定め制令に相當するものは制令、府令に相當するものは府令とし

て取扱ふことになつた。併合後三十年の歳月を経た今日當時の法令で今猶效力を有するものがある（明治四十三年八月二十九日制令第一號朝鮮に於ける法令の效力に關する件、明治四十二年十月一日制令第八號明治四十三年制令第一號に依る命令の區分に關する件）帝國法令で現在制令として效力を有するものとしては統監府設置後發布を見た統監府令例（ば保安規則（明治三十九年四月十七日統監府令第十號）出版規則（明治四十三年五月二十八日統監府令第二十二號）、新聞紙規則（明治四十一年四月三十日統監府令第十二號）明治四十二年七月日韓條約に依り韓國の司法裁判、監獄行政等が帝國政府に委任せられてから公布せられた。朝鮮總督府裁判所令（明治四十二年十月十八日勅令第二百三十六號）があり韓國法令で現在效力を有するものとしては新聞紙法、保安法、出版法がある。

(四) 制令規定事項の制限 制令に付ては臺灣法令法第二條に該當する様な制限がなく同法第五條と同趣旨の規定が存するのみである（朝鮮法令法第五條）。明文上は一は臺灣に行はるる法律及勅令に違反することを得ずとあり一は朝鮮に施行したる法律及特に朝鮮に施行する目的を以て制定したる法律及勅令に違背することを得ずとあるも之は全く同様のことを規定したものと謂つてよい。

(五) 制令の進達公布の手續 制令は内閣總理大臣を経て（朝鮮法令法第二條）勅裁を請ふを要する尤も臨時緊急を要する場合は朝鮮總督は前掲の手續を踏まずして直に制令の公布を爲し得るが公布後直に勅裁を得なければならぬのであつて若し勅裁を得ないときは右の制令が將來に向つて效力なきことを公布しなければならぬ（朝鮮法令法第三條）。

第五勅 令（法律に相當すべき命令其の三）

(一) 南洋群島に於ける立法 南洋群島は委任統治地域であつて我國の領土ではなく従て憲法第五條の原則は行は

れないものとせられ南洋群島に於ける立法は議會の外に置かれてゐる従て南洋に於ては法律に該當する事項も原則として勅令を以て規定せらるる慣例である。朝鮮、臺灣、樺太には勅令を以て内地の法律を施行することが認められてゐるし勅令に依て施行せられた法律は其の法律に關する限り内外同一の法域を形成すると謂ふことがあり得るのであるが、南洋群島では勅令を以て内地の法律を施行することが認められてゐないから南洋群島は内地とは別個の法域を形造つてゐる。

(二) 勅令の形式 南洋群島に行はるる法律に相當すべき勅令も形式上は内地に於て行はるる勅令と全く異なる所はない唯實質上は法律に該當する事項を勅令を以て規定するのであるから内地に於ける勅令の様に罰則の點に付て制限を受ける様な事はない（明治二十三年九月十八日法律第八十四號命令の條項違反に關する罰則の件に依り勅令に附し得べき罰則は體刑最高一年、罰金最高二百圓となつてゐる）。勅令の形式は大體制令及律令と同じであつて内地の法律を基準とし之に依るの形式を採るものと獨自の規定を掲ぐるもの（例、南洋群島鑛業稅、南洋群島所得稅令）との二種に大別され制令及律令に付て行つた説明は大體右の勅令にも當嵌る勅令で内地の法律に依る場合に其の法律の改正の効果が右の地域に及ぶかと謂ふことに付ても規定があり（大正十二年勅令第三十號南洋群島に行はるる勅令に於て法律に依るの規定ある場合に於て其の法律の改正ありたるべきの效力に關する件）、之に付ては制令及律令に付記述の點を参照されたい。

(三)、勅令規定事項の制限 南洋群島に行はるる法律該當の勅令に付ては制令律令等總督の發する命令に付規定せらるる様な制限規定はない。唯南洋群島は委任統治地域であり委任統治條項に依て地域内に陸海軍根據地又は築城を建設することを禁止せられてゐるから要塞地帶法、軍港要港に關する法律其の他軍事關係の法規は假令勅令であつて

も之を規定し得ないと謂ふ重大な制限を受く。

第六 勅令

勅令には法律施行の勅令、法律附屬の勅令等執行命令及委任命令に屬するものの外官制官吏令、軍制令、榮典令、恩赦令等獨立命令に屬するものがある。今此の各項に付分説すれば

(一) 法律施行の勅令 朝鮮、臺灣及樺太の三地域に於ては法律の全部又は一部を施行する場合に勅令の形式に依ることは既に詳述した朝鮮法令法、臺灣法令法、樺太法令法に基いて發せらるるものであつて、通常の委任勅令と著しく性質を異にすることは法律の項を参照せられれば自づから明白であらう。

(二) 法律附屬の勅令 法律を執行する爲に又は法律の委任に基き規定せらるる勅令は通常何々法施行令、施行規則等の名稱を以て呼ばれ、法律の外地施行と同時に之等の施行令が外地にも效力を有するかの問題がある。法律附屬の施行令は法律と一體を爲し之が内容を補充するものであつて、法律の外地施行に伴ひ通常外地にも適用の必要が生ずる譯であるから之が爲施行命令中に外地に適用の場合の特例を設くる慣例である。例へば國家總動員法は朝鮮、臺灣及樺太に施行せられ南洋群島に於ても勅令を以て同法に依るものとせられてゐるので、國家總動員法關係の勅令は何れも外地關係の特例規定を掲げ之等の勅令が同時に右の地域に適用あるべきことを明記した。尤も法律附屬の施行令の中には法律の外地施行と同時に内地の施行令を適用せず外地に施行の爲の別個の施行令を設くる例もあるのであつて此の種の勅令は施行區域を外地にのみ限るものと解すべきである(職業紹介法樺太施行令第三條(防空法朝鮮施行令及防空法臺灣施行令))。

(三) 官制其の他

(イ) 官制 外地官廳の組織及權限は内地の其れと同様勅令を以て規定せらるる例である。尤も外地は内地と行政機構を異にし官制の種類も自づと異つてゐる。今其の代表的なものを列擧すると

(A) 朝鮮には朝鮮總督府官制、朝鮮總督府中樞院官制、朝鮮總督府地方官官制

(B) 臺灣には臺灣總督府官制、臺灣總督府評議會官制、臺灣總督府地方官官制

(C) 樺太には樺太廳官制

(D) 南洋には南洋廳官制等がある。

(ロ) 官吏令 官吏の官等、俸給、旅費、分限、懲戒等に關する規則は何れも憲法第十條の大權に基き發せらるるもので何れも行政命令の性質を有し官吏と云ふ身分に追隨する屬人的勅令であり當然外地にも行はれる。例へば高等官官等俸給令、判任官俸給令、文武判任官等級令、内國旅費規則、外國旅費規則、文官任用令、奏任文官特別任用令、判任文官特別任用令、文官分限令、文官懲戒令、官吏服務紀律等其の主なるものである。尤も外地勤務官吏の加俸、外地に於ける官吏の特別任用の制等に付て特別の勅令規定があることは云ふまでもない。

(ハ) 軍制令 陸海軍の編制に關する定めで勅令を以て規定せらるるものが性質上外地にも當然行はれ得ることは明白である。此の種の勅令を例示すれば陸軍航空廠令、陸軍兵器廠令、陸軍倉庫令等を擧ぐることが出来る。

(ニ) 榮典令 位階、記章、褒章等に關する規定は憲法第十五條の榮典大權に基き定めらるるものであつて何れも屬人的性質を有し當然外地にも行はれ得る位階令、勳章從軍記章制定の件大勳位菊花大綬章、大勳位菊花章圖式及大勳章以下略級の件、文化勳章令、褒章條例等其の例である。



(ホ) 恩赦令 憲法第十六條の恩赦大權に基き發せらるる勅令例へば恩赦令、減刑令、復権令等は何れも内外共通の規定である。

(ヘ) 公式令 法令等の公布に關する公式令が外地に行はるる法律、勅令にも適用あることは勿論である尤も制令、律令等外地に特有な法令に付ては府令なり廳令なりで別個の公布式が定められてゐる。

(ト) 祭祀令 神宮、神社の祭祀は天皇の大權に源を發するもので之等に關する定めは何れも勅令を以て規定せらるる慣例であり官國幣社以下神社祭祀令は外地にも適用がある。

(チ) 學制令 學制令は性質上行政命令に屬するから何れも勅令を以て規定せられ義務教育を課せられてゐる小學校に關する定めのみも猶勅令を以てせらるる例である。而して小學校令、中學校令、高等女學校令、實業學校令、專門學校令、大學令等は何れも其の施行區域を内地に限つてゐるので外地では別個の勅令を以て之に關する規定が設けられてゐる。即ち朝鮮には朝鮮教育令、臺灣には臺灣教育令があつて普通、實業、專門、大學の各教育に付夫々内地の勅令を基準として規定が設けられて居り樺太に在つては樺太に於ける小學校に關する件（明治四十一年勅令第四十五號）で小學校に關する定めを爲し（内地の小學校令に依る）てゐるが中等學校に付ては廳令の定むる所となつて居り南洋は小學校、實業學校、高等女學校何れも廳令に依り規定せらる。

第七 省令 省令は内地各省大臣の命令であり内地の行政官廳の權限が原則として外地に及ばないことから省令も亦外地には行はれないものであるが（閉令に付ても同様）此の原則にも例外がある。例へば閉令、大藏、商工、陸海軍省令等の或るものは外地にも行はれ又司法省令や拓務省令は樺太にも行はれる。樺太は他の外地とは異なり内地の裁判所構成法が施行せられ司法に關しては内地と一帯を爲す關係上司法省令で樺

太に實施せらるるものが多い。又樺太行政に關する監督は拓務省の前身であつた拓殖局や内務省の時代から内地の地方官並に取扱はれて來たと謂ふ歴史性に基いて現在でも法律の施行の際の勅令を以て或は法律附屬の施行令等に於て通例樺太廳長官の權限に屬せしめらるることと拓務大臣の權限に留保せられたものが多い。従て樺太に行はるる拓務省令は可なりあつて、例へば樺太の小學校に關する件施行方、樺太に於ける租税の種類及課率、樺太に於ける軌道法施行に關する件、官幣大社樺太神社會計規則其の他を例示することが出来る。

#### 第八 外地官廳の命令

##### (一) 朝鮮

(イ) 朝鮮總督府令 朝鮮總督は其の職權又は特別の委任に依つて朝鮮總督府令を發することが出来る、之は内地の勅令、省令等に該當するものと見てよい。茲に特別の委任と謂ふのは制令に依る委任の外法律及勅令に依る委任をも含むことは勿論である。府令に附し得べき罰則の限度は一年以下の懲役若は禁錮、拘留、二百圓以下の罰金又は料と謂ふことになつて居り勅令と同程度である（朝鮮總督府官制第四條）。府令も制令と同様規定の形式は二つあつて通例獨自の規定を掲ぐるものであるが内地の省令等を基準とし之に依るの形式を採るものもある。

(ロ) 道令、島令 道知事が管内の行政事務に關し職權又は委任の範圍内に於て發するものが道令である（朝鮮總督府地方官官制第六條）。道令は内地の府縣令に相當し附し得べき罰則の限度は三月以下の懲役若は禁錮、拘留、百圓以下の罰金又は料となつて居り閉令省令と同程度で府縣令よりも遙かに罰則の程度は高い（大正八年勅令第三百九十二號朝鮮總督府道知事の發する命令の罰則に關する件）。猶此の外に島司が管内の行政事務に關して法令又は知事の委任を受けて發するものに島令がある（朝鮮總督府地方官官制第二十一條の五）。

(二) 臺灣

(イ) 臺灣總督府令 臺灣總督府令は臺灣總督の命令で朝鮮總督府令に付述べた處と同様である罰則の限度も體刑最高一年、罰金刑最高二百圓で朝鮮と變りがない(臺灣總督府官制第五條)

(ロ) 州令、廳令 州知事又は廳長が管内の行政事務に關し發する命令が州令又は廳令であり内地の府縣令に相當すること朝鮮の道令と同様である之に附し得べき罰則の限度は州令には二月以下の懲役若は禁錮、拘留、七十圓以下の罰金又は科料を附し得ることとなつて居り朝鮮の道令よりも低く内地の府縣令よりも高い、廳令には拘留又は科料の罰則を附し得るのみ。

(三) 樺太

樺太廳令、支廳令 樺太廳長官は其の職權又は特別の委任に依り廳令を發することが出来る。之は内地の省令、府縣令に相當し之に附し得べき罰則の限度は體刑最高三月、罰金刑最高百圓で内地の罰令、省令と同程度であり(樺太廳官制第四條) 府縣令よりも遙かに其の程度は高い、猶支廳長は法令に依り又は長官よりの委任に基き支廳令を發することが出来る。(樺太廳官制第十七條)

(四) 南洋

南洋廳令、支廳令 南洋廳令は略樺太廳令に相當するものではあるが之と相異する處が二點ある。其の一は之に附し得べき罰則の限度が體刑最高一年、罰金刑最高二百圓で勅令と同程度であると謂ふことである。從て南洋廳令は、内地の省令府縣令の外勅令にも相當する(南洋廳官制第四條)。其の二は安寧秩序の保持の爲臨時緊急を要する場合は右の制限を越ゆる罰則を附した廳令を發し得るといふことである。之は固より法律事項ではあるが南洋群島では法律に相當

する事項も勅令を以て定むる慣例であるから官制で之を授權してゐるのである。然し公布後拓務大臣に由り内閣總理大臣を経て勅令を請ふを要し、勅令がなければ將來に向つて其の效力なきことを公布しなければならぬ(南洋廳官制第五條)。猶支廳令は樺太支廳令と大體同様である(南洋廳官制第十六條)。

第二節 行政制度

第一 朝鮮

朝鮮總督府は朝鮮に於ける中央行政府にして、其の長官は總督である。

朝鮮總督は大正八年以前は單に政務を統轄するのみに止らず、兵權をも併せ有して居た爲陸軍又は海軍の大將を以て之に任ずるの制であつたが、大正八年の官制改革に依り總督に對する兵權の委任を解き、從つて陸軍又は海軍の大將たるを要しないこととなつた。

總督は親任官にして(一)諸般の政務を統理し、(二)安寧秩序保持の爲必要ある場合は朝鮮に於ける陸海軍の司令官に兵力の使用を請求し、(三)法律を要する事項に付命令(制令)を發する外(前掲明治四十四年法律第三十號朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律參照)一般總督府令を發し之に一年以下の懲役若は禁錮、拘留、二百圓以下の罰金又は科料の罰則を附することを得、(四)所部の官吏を統督し奏任文官の進退及所部文官の敘位敘勳は内閣總理大臣を経て奏する等の權限を有してゐる。

補助機關として總督官房の外、内務、財務、殖産、農林、法務、學務、警務の七局がある。總督を輔佐し府務を統理し各局の事務を監督する爲親任官の政務總監があり、以下局長、秘書官、事務官、理事官、統計官、土木事務官、山林事務官、教學官、視學官、編修官、銀行検査官、技師、通譯官、屬、編修書記、技手、通譯生等の職員が設置せ



られて居る。別に選信官署、鐵道局、專賣局、税關、稅務官署等の所屬官署がある。

中樞院は朝鮮總督に隸し其の諮詢に應ずる所にして、兼ねて朝鮮の舊慣及制度に關する事項を調査する場合がある。中樞院には議長(政務總監を以て之に充つ)、副議長一人(親任待遇)、顧問五人(親任待遇)及參議六十五人(勅任又は奏任待遇)等を置き、議長の外は朝鮮人中の達識の士を採り、總督の諮詢に應ぜしめ以て民意の暢達に資して居る。副議長以下の任期は各三年を原則とし、總督の奏請に依り内閣に於て之を任命する。

次に地方行政機關を觀れば行政上之を京畿、忠清(南北)、全羅(南北)、慶尙(南北)、黄海、平安(南北)、江原、咸鏡(南北)の十三道に區劃し、更に十八府、二百十八郡、二島に區分し、郡及島は六十三の邑と二千三百七の面とより成つて居る。(昭和十二年十二月末現在)

道は地方行政組織の第一次のものにして、其の行政長官は道知事である。

道知事は殆んど内地の府縣知事と其の地位權限を等しくし、國稅、專賣、交通、通信等他の官廳の權限に屬せしめられたるものを除くの外、道内一切の行政を管理擔任するものである。同時に管内の行政事務に關して職權又は委任の範圍内に於て道令を發し、之に三月以下の懲役若は禁錮、拘留、百圓以下の罰金又は料金の罰則を附することを得る。知事は自ら出兵を要求するの權なく、其の必要あるときは總督に具狀するを原則とするも、緊急の場合には直ちに當該地方の陸海軍の司令官に兵力の使用を要求することを得る。

道には知事官房、内務部、警察部及産業部を置いてある。其の他道には多數の補助機關があることは内地の府縣と同様であるが、朝鮮特有なものとして參與官がある。勅任又は奏任の官にして専ら朝鮮人を以て之に任じ、道知事の諮問に應じ又は臨時命を承けて事務に服するもので、道事務官を兼任し産業部長を命ぜらるるを例とする。

府、郡、島 此等は等しく朝鮮地方行政組織の第二次のものにして、其の長官は府尹、郡守又は島司である。府尹、郡守、島司は道知事の指揮監督を承け法令を執行し、管内の行政事務を管理し、部下の官吏を指揮監督する官廳である。而して島司に限り法令に依り又は知事の委任ある事項に付島令を發することを得る。

邑、面 邑、面は第三次の地方行政組織にして、郡及島にのみ存する。其の長を邑長、面長と謂ひ、奏任又は判任官の待遇官吏を以て構成するもので、郡守、島司の指揮を承け邑、面内の行政事務を補助執行する。而して其の任免は道知事の權限に屬する。

第二 臺灣 臺灣總督府は臺灣に於ける中央政府にして、其の長官は總督である。

臺灣總督は初め陸海軍大將又は中將を以て任ぜられ、政務の外に兵權をも委任せられたが、大正八年の官制改革に依り朝鮮と同じく兵權を解かれ、唯總督が陸軍武官なるときは臺灣軍司令官を兼ねしむるを得ることとした。

總督は親任官にして、(一)拓務大臣の監督を承け諸般の政務を統理し、臺灣に於ける貨幣、銀行、擔保附社債信託、關稅及粗製樟腦、樟腦油專賣に關する政務に付ては大藏大臣、郵便及電信に關する事務に付ては選信大臣の監督を承ける。(二)法律を要する事項に付、臺灣特殊の事情に因り必要ある場合に限り命令(律令)を以て之を規定することを得るの外(大正十年法律第三號臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律)、其の職權又は特別の委任に依つて總督府令を發し、之に一年以下の懲役、禁錮若は拘留又は二百圓以下の罰金若は料金の罰則を附することが出来る。(三)安寧秩序の保持の爲必要と認むるときは、其の管轄區域内に於ける陸海軍の司令官に兵力の使用を請求することを得る。(四)所屬官廳を指揮監督し所部の官吏を統督し、拓務大臣に由り内閣總理大臣を経て所部文官の敘位敘勳を上奏する等の權限を有して居る。

臺灣總督府の機構としては總督官房の外に内務、文教、財務、殖産、米穀、警務、法務の七局及外事部を置き、總督の補助機關としては總務長官、局長、事務官、理事官、警視、視學官、社會教育官、編修官、稅務官、技師、體育官、統計官、翻譯官、屬、幹部、編修書記、技手、體育官補、通譯等の職員があり、總務長官は全局補助で、他は部局補助である。別に交通局、專賣局、稅關等の所屬官署がある。

臺灣總督府評議會は從來臺灣總督の監督に屬し、廣く民意を徵する爲設置せられたる總督の諮問機關であつたが、昭和五年六月勅令第二百二十八號に依り單に諮問に應ずるに止らず、施政上の重要事項に付建議することを得ることとなつた。諮問事項は廣く統治上の一般重要事項に及び、會長は臺灣總督、副會長は臺灣總督府總務長官を以て之に充て會員は四十人以内で其の任期は二年とし、臺灣總督府部内の高等官及臺灣に居住する學識經驗ある者の中より臺灣總督が之を命ずることとなつて居る。

次に地方行政機關を觀れば、行政上之を臺北、新竹、臺中、臺南、高雄の五州及臺東、花蓮港、澎湖の三廳に分ち、州は比較的文化的な地方にして、廳は然らざる地方である。

州知事又は廳長は、交通、專賣、稅關事務等の官廳の權限に屬せしめられたるものを除く外、部内の行政事務を管理して居る。知事又は廳長の所管事務並に職權は内地の府縣知事、朝鮮の道知事と大體同様にして、部内の行政事務に付其の職權又は特別の委任に依り管内一般又は其の一部に州令又は廳令を發することが出来る。而して州令には二月以下の懲役若は禁錮、拘留、七十圓以下の罰金又は料金の罰則を、廳令には拘留又は料金の罰則を附することを得る。知事又は廳長は管内の紛議を維持する爲兵力を要する場合には、之を總督に具狀することとなつて居る、但し

緊急の場合には直ちに當該地方の陸海軍の司令官に兵力の使用を要求することを得る。

州には知事官房の外に内務、警務の二部を置き、又臺北、高雄の兩州には別に港務部がある。

知事及廳長の兩者に共通する補助機關として地方理事官、地方警視、地方視學官、視學、屬、幹部、技手、通譯、警部補、稅務吏、森林主事、警察醫、巡查等があり、此の外州知事の補助機關には事務官及地方技師がある。尙澎湖廳にあつては廳の事務を分掌せしむる爲支廳を置くことを得る。

郡、市、街、庄、州に在つては郡市、廳（澎湖廳を除く）に在つては郡が各々其の第二次地方行政組織を爲して居る。

郡及市に在つては地方理事官たる郡守又は市尹が其の長にして、其の地位及職權は朝鮮に於ける郡守、府尹と略々同様であるが、臺灣に於ける郡守は右の外警察及衛生に關し郡に配置せられたる警部、警部補及巡查を指揮監督するの權限を有して居る。而して郡は從來四十五なりし昭和十二年十月一日より臺東、花蓮港兩廳下に各三郡計六郡設置せられ五十一となり、市は九である。是等の補助機關として市に地方理事官たる助役があるの外視學、屬、技手等がある。

總督の指定する蕃地を除くの外、郡の區域は更に街又は庄に分たれる。故に此の場合の街又は庄は第三次地方行政組織にして、其の長は街長又は庄長であつて各管内一般の行政事務を掌理して居る、街庄長は奏任官又は判任官の待遇である。

澎湖廳に於ける街及庄、澎湖廳は其の地域狭少なる爲郡を置かず其の管内に街及庄を置く、街庄長の職務は郡に於けるものと同様である。

**第三 樺太** 明治四十年勅令第三十三號を以て樺太廳官制の公布あり、從來の軍政は同年三月三十一日限り廢止せられ、同年四月一日より樺太廳が設置せられた。其の後數次の改正あつて今日に至つて居る。

樺太廳の最高行政官廳は樺太廳長官にして、長官は(一)拓務大臣の指揮監督を承けて法律命令を執行し部内の行政事務を管理する。但し郵便、電信及電話に關する事務に付ては逓信大臣、貨幣、銀行及關稅に關する事務に付ては大藏大臣、度量衡及計量に關する事務に付ては商工大臣の監督を承ける。(二)長官は其の職權又は特別の委任に依つて廳令を發し、之に三月以下の懲役若は禁錮、拘留、百圓以下の罰金又は科料の罰則を附することを得る。(三)非常急變の場合に臨み兵力を要し又は警護の爲兵備を要するときは師團長に移牒して出兵を請求することを得る。(四)長官は所部の官吏を指揮監督し、高等官の功過は拓務大臣に具狀し判任官以下の進退は之を專決する。樺太廳長官の權限は大體府縣知事に似て居るが、其の權限は遙かに廣汎にして、鐵道、郵便、電信、電話、鑛山、國稅等にも及ぶこと又廳令に附し得る罰則は府縣令に比し重いこと等が異つて居る。

樺太廳に長官官房の外内務、殖産、交通及警察の四部があり、長官の補助機關には部長、事務官、視學官、社會教育官、支廳長、警視、技師、鐵道技師、通信技師、屬、視學、警部、技手、通譯、鐵道書記、鐵道技手、通信書記、通信技手、警部補がある。別に林務署、鐵道事務所等の所屬官署がある。

更に第二次行政組織として支廳がある。支廳長は長官の指揮監督を承けて法律命令を執行し、部内の行政事務を掌理し部下の官吏を指揮監督する。現在島内は豊榮支廳以下八支廳に分かれ、外に一支廳出張所がある。

**第四 南洋群島** 大正九年平和條約成立し、國際聯盟規約第二十二條及委任統治條項第二條等に基いて、本群島が我が委任統治地域となるに及び、大正十一年從來の南洋群島防備條例を廢止し、同年三月勅令第百七號を以て南洋

廳官制の公布あり、同年四月一日より南洋廳が設置せられ、然に現行行政制度の確立を見るに至つた。

南洋廳の最高行政官廳は南洋廳長官にして、長官は拓務大臣の指揮監督を承けて部内の政務を管理する。但し郵便及電信に關する事務に付ては逓信大臣、貨幣、銀行及關稅に關する事務に付ては大藏大臣、度量衡及計量に關する事務に付ては商工大臣の監督を承ける等、其の地位、權限、職權は大體樺太廳長官と同様である。南洋廳に長官官房の外内務、殖産の二部があり、長官の補助機關には部長、事務官、警視、技師、航空官、屬、視學、警部、警部補、技手、通譯生があり、其の官署の所在地はパラオ諸島コロール島である。尙管内は六支廳に分たれ、其の行政官廳を支廳長と言ひ、事務官、屬又は警部を以て之に充て、長官の指揮監督の下に法律命令を執行し部内の行政事務を掌理し部下の職員を指揮監督する。尙支廳長は部内の行政事務に付、其の職權又は特別の委任に依つて支廳令を發することが出来る。又支廳の事務を分掌せしむる爲、支廳出張所を置くことが出来、現在デミアン島、ロタ島にサイパン支廳出張所がある。

### 第三節 地方制度

**第一 朝鮮** 朝鮮に於ける地方制度は、大正九年各地方團體に諮問機關を置いて以來、年を關すること十年、民度の向上と世運の進展とに鑑み地方制度改正の要を認められたので、昭和五年十二月一日、道制、府制、邑面制及學校費令學校組合令の各地方制度改正制令を公布したが、道制が昭和八年四月一日より施行せられたる外、他は孰れも昭和六年四月一日より施行せられた。改正の要點は第一に道地方費令を改正して道制とし、道を法人とし又道會を議決機關とせる點、第二に府制を改正して府會を議決機關とせる點、第三に面制を改正して邑面制とし、從來の指定面を邑と

爲し邑會を議決機關として選舉制度とせる點並に面協議會員の選任に付ても選舉に依ることとせる點、第四に學校費令及學校組合令を改正し、府に於ける學校費、學校組合は之を廢止して之を府の事務とし、府に於ては學校組合及學校費を特別經濟として第一教育部會及第二教育部會を設けたる點等である。

朝鮮に於ける現行の地方團體は道、府、邑、面の四種及特別地方團體たる學校組合、學校費がある。今其の概要を述べれば次の通りである。

道 道は道なる行政區劃を地域とする地方團體にして、道制(昭和五年制令第十五號)に依り法人格を附與せられて居る。道は官の監督を承け法令の範圍内に於て其の公共事務及法律、勅令又は制令に依り道に屬する事務を處理する。

道の理事機關は内地の府縣同様官吏たる道知事にして、一般に道に關する行政を掌つて居る。其の補助機關に道の官吏と道費に依る有給吏員とがある。

道には議決機關たる道會がある(道制第五條)。議長たる道知事及道會議員を以て組織し、道會議員の定員は朝鮮總督の定むるところに依り、現在は二十一乃至四十五人である(道制第六條、道制施行規則第二條)。而して道會議員の三分の二は選舉に依り、三分の一は道知事が之を任命する(道制第七條、第十條)。道會議員の選舉は各選舉區に於て府會議員、邑會議員及面協議會員之を行ひ、各選舉區に於て選舉すべき議員の數は道知事が之を配當する(道制第八條、道制施行規則第四條)。他の三分の一は學識名望ある者にして被選舉權を有する者の中から道知事が任命する。道會議員は名譽職で其の任期は四年である(道制第十一條)。何れの場合に於ても道會議員は帝國臣民たる二十五年以上の男子にして獨立の生計を營み、一年以來道内に住所を有することを必要とし、又一定の缺格事由に該當しないことを要する(道制第九條)。

道會の權限は大體内地の府縣會の權限と同じであるが道に自治立法權がない結果それに関する制定改廢の權限はなし。

道の監督は朝鮮總督之を行ひ強制豫算の制度がある(道制第五十八條)。

府 府は府なる國の行政區劃を地域とする地方團體にして、府制(昭和五年制令第十一號)に依り法人格を附與せられて居る。府は官の監督を承けて法令の範圍内に於て其の公共事務及法令に依つて府に屬する事務を處理する。

昭和五年の改正府制と舊制(大正二年制令第七號)との主なる差異は、新に府に議決機關を設けたること及府の教育事務を統一して教育部會を設けたることである。

府の理事機關は國の官吏たる府尹にして府を統轄し之を代表する(府制第二十二條)。補助機關として府の官吏と府吏員とがある。

府には従來府尹の諮問機關たる協議會があつたに過ぎぬが、昭和五年制令第十一號に依つて議決機關たる府會を創設した。

府會は議長(府尹)、副議長(府會議員中選舉)及府の人口に従ひ二十四人以上の府會議員を以て組織する。府會議員は道會議員と異り總て選舉されるが、内地人議員及朝鮮人議員の數は何れも定員の四分の一を下ることを得ない。府會議員は名譽職で任期は四年である。府會の議決事項は大體内地の市會の夫れと同じであるが、列舉主義を採つて居る。

次に昭和五年の改正に依り、従來學校組合令及學校費令に依れる教育事務を府の事務とすると共に、之を府の一般經濟より分離して内地人教育を目的とするものと、朝鮮人教育を目的とするものとを各特別經濟とした。而して此の特別經濟に關する事項を議せしむる爲に、第一教育部會(内地人教育を目的とするもの)にして議長及内地人議員を以

て組織す)及第二教育部會(朝鮮人教育を目的とするものにして議長及朝鮮人議員を以て組織す)を設けた。従つて府會は特別經濟に關する事項に付ては權限を有せざるものである。而して教育部會に關しては大體府會に關する規定を準用する。

府は第一次に於て道知事、第二次に於て總督之を監督し、監督官廳の職權は道の場合と同様である。

邑、面 從來内地に於ける町村に相當する地方團體として面があり、面制(大正六年制令第一號)に依り一定の公共事務の處理能力が認められて居たが、昭和五年十二月制令第十二號邑面制を以て之を改め、從來の指定面を邑とし邑面も亦地方團體として法人格を有することとなつた。

邑及面は法令の範圍内に於て邑面に屬せしめられたる事務を處理する。面制に於ては其の事務は範圍が限定されて居たが、新制度に於ては包括的に之を有することとなつた。邑面は第一次に郡守又は島司、第二次に於ては道知事、第三次に於ては總督が之を監督する。

邑面の理事機關は國家の官吏たる邑面長にして、其の補助機關として吏員がある。

從來は諮問機關として面協議會があつたに過ぎぬが、邑面制に依つて邑に邑會、面に面協議會を置き、邑會を議決機關として面協議會を諮問機關とした。邑會に於ては邑長、面協議會に於ては面長が議長となる。邑會議員及面協議會員の定員は八人以上十四人以内で、法定資格者中より選舉せられ、名譽職で任期は四年である。

邑會の決議事項は殆んど府會の決議事項と同じく、面協議會の諮問事項も亦之に類したるものである。  
其の他の地方團體 學校組合は學校組合令(大正二年制令第八號)に依つて法人格を附與せられ、法令の範圍内に於て内地人教育に關する事務を處理する地方團體である。從來は組合の區域は組合規約を以て定むることを得たのであ

るが、昭和五年十二月府制の改正に伴ひ、府の區域に於ける教育事務は内地人に關すると朝鮮人に關するを問はず總て之を府の事務と爲したる爲學校組合令も亦改められて、府の區域は學校組合の區域と爲すことを得ることとし之と共に組合令の内容にも多少の變更を加へた。

現行制度に依れば、學校組合は朝鮮總督の許可を得て設置することを得るもので、組合規約を以て定むる區域内に住所を有する内地人は當然其の組合員となり、營造物を共用する權利を有し、組合の負擔を分擔するの義務を負ふのである。

學校組合の管理者は道知事が組合員中より任命するもので、任期は四年にして名譽職である。學校組合には組合會なる議決機關がある(特別の事情ある場合には組合員の總會を以て組合會に代ふることを得)。組合會議員は規約の定むるところに従ひ之を選舉し管理者を以て議長とする。

組合會は組合に關する事件を議決する。其の概目は規約の變更、歳入出豫算、重要財産及營造物の管理、使用料、手数料、組合費、夫役現品の賦課徴收、組合債券に關する事項等である。組合會の議決に對しては一定の場合に管理者に於て之を取消し又は再議に付するの權がある。又組合會成立せず、開會を爲す能はず、急處を要する場合には管理者は專決處分を爲すことを得る。

組合の監督は第一次に於て郡守又は島司、第二次に於て道知事、第三次に於て總督が之を行ふ。

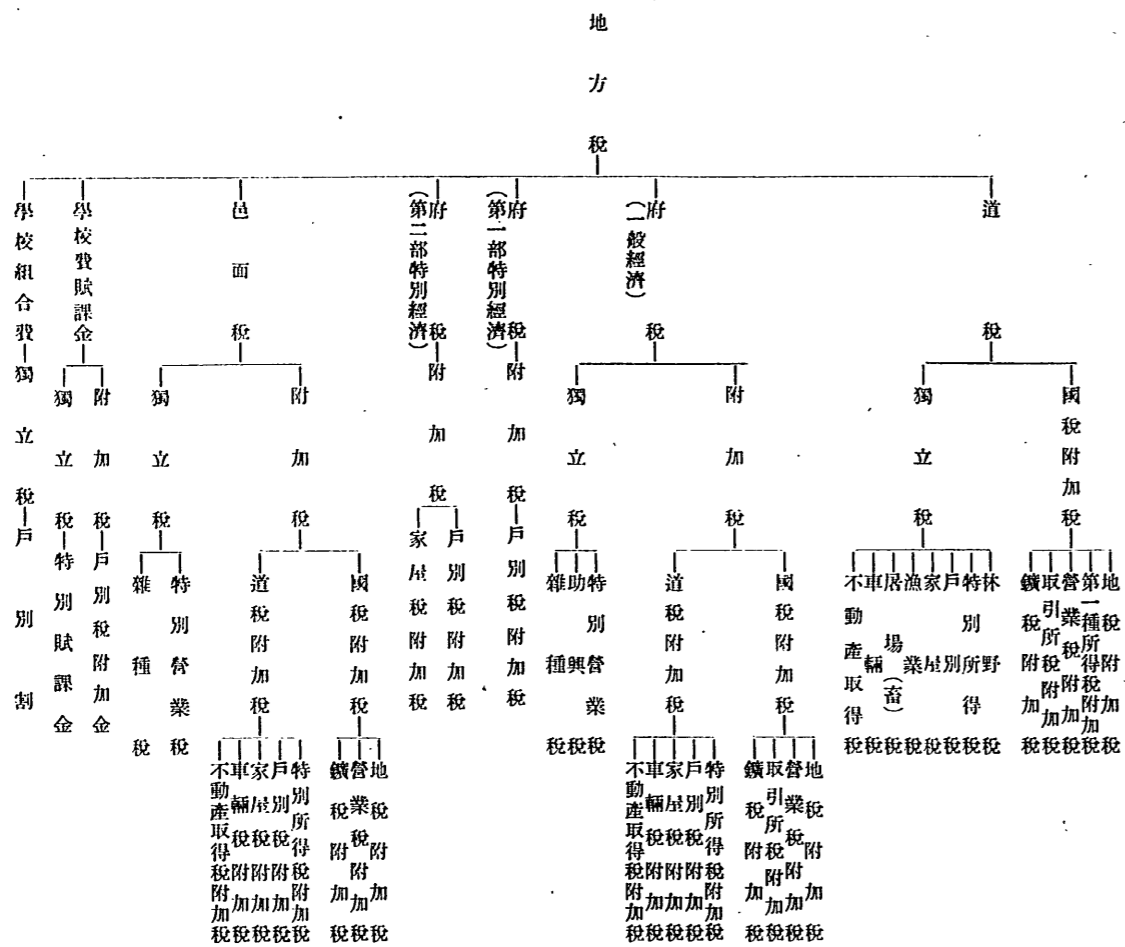
學校費は朝鮮學校費令(大正九年制令第十四號)に依るものにして、普通學校其他朝鮮人教育に關する費用を支辨する爲に設けられたもので、從來府、郡、島に設置せられたのであるが、府制の改正に伴ひ府に關する學校費の事務は之を府の事務と爲し、學校費令の適用の外に置くこととなり、之と同時に學校費令の内容にも多少の改正を施すこ

となつた。即ち現行制度に依れば學校費は郡守又は島司に於て其の事務を擔任し、其の任命する吏員を補助機關とし、其の諮問に應ずる爲學校評議會がある。學校評議會は議長たる郡守又は島司及評議員を以て組織する。評議員の定数は郡、島内の邑面の數に同じく各邑面に於て朝鮮人たる邑會議員又は面協議會員を選擧權者とし法定資格者中より之を選擧する。

評議員は名譽職で其の任期は四年である。評議會は歳入出豫算、賦課金、使用料及夫役現品の賦課徴收、起債等に關し諮問に應じ、又學校費に關し意見を關係官廳に具申することを得る。

地方財政、道は昭和八年三月三十一日迄は道地方費と稱して居たが、同年四月一日より道制の施行に依り道地方費の名稱は廢止せられて道となつた。其の經費は地稅附加稅、第一種所得稅附加稅、營業稅附加稅、鑛稅附加稅、取引稅附加稅、(以上三稅は昭和十一年度新設) 戶別稅、家屋稅、林野稅(昭和八年度新設)、屠場(畜)稅、漁業稅、車輛稅、不動產取得稅、特別所得稅等の道稅を以て財源の本體と爲し、之に國庫補助金及事業に伴ふ收入、起債等を加へて其の歳入と爲し、之を以て土木、勸業、教育、衛生等諸般公共事務の費用に供し、又昭和六年度より三箇年繼續事業として窮民救濟事業を起し、更に昭和九年度に於て第二次窮民救濟事業を、昭和十年度に於ては第三次窮民救濟事業を、昭和十一年度に於ては地方土木事業を夫々實施し又昭和十二年度よりは中小河川改修事業を實施中である。尙府郡島臨時恩賜金の收入を合併して其の利子を本歳入に加算して投産費、教育費、罹災救助費、社會救濟費の支辨を爲し、其の費用の負擔經理の方法等内地の府縣費と略々相似たる所あるも、道費發達の経路と費用の寡少なるとに鑑み、府縣費中の警察費に該當するもの如きは之を國庫の負擔とし、道費の支辨より除外して居る。今之が歳計を觀るに、明治四十三年度に於て各道を通じ僅かに百三十萬圓に過ぎなかつたが、爾來年々民度の向上に伴ひ自然増加

昭和十三年四月一日現在に於ける道以下の地方稅體系



を來したのと、臨時恩賜金の收支を合一したのと、戸税、家屋税、漁業税及船税を國税より本費に移付せられたのとに依り、道地方費の收支が著しく膨脹し、大正九年度以降には諸税の増税、國庫補助金の増額、國税たる地税の増率に伴ふ同附加税の増額を見たと、教育機關の擴張、社會救濟事業の進捗、勸業、土木、衛生事業の進展等時運に伴ふ文化的施設の擴張と、尙大正十四年度に於ては行政整理の結果官立中學校、道慈惠醫院、測候所並に消防署が國より道に移管せられたこと等に依り年々著しい増加を來し、尙昭和六年度より窮民救濟事業を起したる爲歳計は頗る増加し、昭和十三年度に於ては其の歳入歳出總額各九千三百二十三萬餘圓となり、之を明治四十三年度に比し約七十一倍を示すに至つた。

道歳入歳出豫算

科 目	歳 入		歳 出	
	昭和十三年度	大正十四年度	昭和十三年度	大正十四年度
道 税	二四、七五、一五五	二二、三三、〇六四	一、〇〇、七五三	四、三三、六七九
地 稅 附 加 稅	九、八九、三五三	四、四九、六六〇	一、〇〇、〇〇〇	五、〇九、六五三
戶 別 地 稅	四、五八、七四二	四、八三、二五七	一、〇〇、二九六	一、〇八、六七八
家 屋 稅	二、七三、六〇〇	二、〇七、九六一	一、〇〇、〇〇〇	一、〇八、六七八
其ノ他ノ道稅	七、六三、四〇〇	三、〇七、九六一	一、八、三、四三三	六、九五、四三三
臨時恩賜金受入金	八、九五、五三三	九、五二、九七九	四、四一、四三三	一、九五、二七三
國庫補助金	三、六八、四九〇	五、五三、八八八	三、五三、四七〇	六、四一、六九九
土 木 費			二〇、一〇一、三三三	四、三三、六七九
勸 業 費			一、三九、〇〇八	五、〇九、六五三
農 業 費			一、〇〇、二九六	一、〇八、六七八
生 産 費			一、八、三、四三三	六、九五、四三三
衛 生 費			四、四一、四三三	一、九五、二七三
事 務 費			三、五三、四七〇	六、四一、六九九



其ノ他	三、六九、五五	三、三三、七〇	三、六七	其ノ他	三、三三、〇三	三、五〇、〇二	一、八、八五
計	三、三三、七〇	三、三三、七〇	一、三九、七五	計	三、三三、七〇	三、三三、七〇	三、三三、七〇

備考 明治四十三年ハ豫算額不明ニ付決算額ヲ掲記セリ

府の経費は財産収入、使用料、手数料等を以て之を支辨するを原則とするも、其の額は多くない。故に歳入の主なるものは經常部に於ては使用料、府税、手数料等で臨時部に於ては府債収入、國庫補助、道補助等である。歳出を最とし府債費、水道費等が主なるものである。府税は國稅たる地稅、營業稅、取引所稅、鑛稅及道稅たる家屋稅、戸別稅、車輛稅、特別所得稅、不動産取得稅の附加稅を課するの外特別稅を設定し、主として特別營業稅、雜種稅、土地坪數割、埋築免稅地坪數割、助興稅、土地增價稅、臨時建物稅、同特別戶別稅、同土地稅等を課するものである。今之が歳計を觀るに、其の歳入歳出豫算額は、大正三年度に於ては各府を通じて僅かに二百十五萬四千八百三十一圓に過ぎなかつたが、爾來年々増加の趨勢を辿り、大正十四年度には八百十萬二千五百十八圓となり、更に昭和十三年度には四千六百八十九萬七千七百七十九圓（内一般經濟 三、六〇、七六、四八八圓、第一部特別經濟 四、八六、七、四九二圓、第二部同 五、九五、三、一九九圓）に膨脹し、大正三年度に比較すれば約二十二倍の増加を示して居る。右の内第一部特別經濟は内地人教育に關する經費、第二部特別經濟は朝鮮人教育に關する經費を一般經濟より分別したものである。

府歳入歳出豫算

(イ) 一般經濟

科 目	歳 入			歳 出		
	昭和十三年度	大正十四年度	大正三年度	昭和十三年度	大正十四年度	大正三年度
府 稅	五、四八、〇六六	二、三〇、三三三	五、六五、五八八	事 務 費	二、三〇、二九二	一、六、五五四
使用料及手数料	五、七〇、〇三二	二、〇七、〇九三	一、九五、五八八	土 木 費	一、四、九五、八七九	一、八、六三三
國庫補助金	一、〇八、六七三	五、一、五〇〇	五、四七、二九〇	水 道 費	四、六七、二五三	五、八、七〇四
道費補助金	五、四六、一四三	三、三、九三三	二、五、〇五五	汚 物 掃 除 費	一、〇四、九三九	三、五、九八八
府 債	一、七、六、〇六八	一、〇七、〇〇三	三、〇、五七〇	其 他 費	四、三、八、二七〇	八、〇、〇三三
其の他の収入	八、〇〇、一八八	一、八七、七〇〇	五、五、〇三九	合 計	八、七五、〇九九	二、六九、〇一一
合 計	五、〇、〇八八	八、一〇、一五八	二、二、〇、三三二	合 計	三、六〇、七、〇六八	八、一〇、一五八

(ロ) 第一部特別經濟

科 目	歳 入			歳 出		
	昭和十三年度	昭和八年度	昭和七年度	昭和十三年度	昭和八年度	昭和七年度
財 産 收 入	三、〇、四七三	八、五、五七四	七、九、七九四	教 育 費	三、五、五、五二	二、六、八、七三
租 稅 收 入	一、五、三、五七六	一、三、七、五五〇	一、四、九、四三三	府 債 費	四、〇、〇、六四	三、七、〇、四三
使用料及手数料	八、〇、八八五	五、〇、六六七	五、三、九八九	財 産 費	七、九、〇〇四	七、九、七五



科 目	入			出		
	昭和十三年度	昭和八年度	昭和七年度	昭和十三年度	昭和八年度	昭和七年度
補助金及交付金	一、三三、四二	五三、八五	五八、〇三	六、二五	三、九七	八、七三
起 債	六、七九	八、二七	三、五七	七、六六	五、三六	三、五九
寄 附 金	六、七〇	五〇、四〇	二八、六〇	五、三八	三、五八	三、五九
前年度繰越金	二〇、〇八	一四、三五	二七、八八			
其他諸収入	一八、五五	一五、六二	九、五五			
合 計	四、八、四三	三、四、七二	三、二、八七	四、八、四三	三、四、七二	三、二、八七

(八) 第二部特別經濟

科 目	入			出		
	昭和十三年度	昭和八年度	昭和七年度	昭和十三年度	昭和八年度	昭和七年度
財産収入	一、六六三	六、四九	六、五九	五、一九四	一、〇〇七	一、二八七
租 稅 收 入	一、四〇、六三	六、八五	五、六六	四三、七七	三、三九	三、〇七
使用料及手数料	九七、〇四	五〇、三五	四三、三三	四、九六	三、〇二	三、五九
補助金及交付金	九三、七三	五、二七	三、八七	五、一九〇	三、六〇	三、〇〇
寄 附 金	九、二二	四、七四	二、一四	三、七六	六、四八	三、四八
起 債	一、〇九、三三	一、八、〇〇	一、			
前年度繰越金	二、六、七三	八、七三	一、七、八五			
合 計	三、五、五〇	一、八、六五	一、八、五二	三、五、五〇	一、八、六五	一、八、五二

科 目	昭和十三年度	昭和八年度	昭和七年度
其他諸収入	三、五、五〇	一、八、六五	一、八、五二
合 計	三、五、五〇	一、八、六五	一、八、五二

面、邑 邑面は地稅附加稅、營業稅附加稅、鑛稅附加稅、不動産取得稅附加稅、戶別稅附加稅、特別所得稅附加稅及特別稅、家屋稅附加稅の邑面稅を以て主たる財源と爲し、之に補助金、財産收入、使用料及手数料等を加へて其の歳入として居る。之を以て土木にありては道路、橋梁の修繕及渡船、勸業に在りては模範林、苗圃、採種田舎、市場、衛生に在りては屠場、墓地、火葬場、隔離病舎、上水、下水、清潔、消毒、警備に於ては消防及水防等の經費を支辨して居る。之が歳計は其の歳入歳出豫算額は大正元年度に於ては約三百萬圓に過ぎなかつたが、主として邑面稅の増額と給與及事業費の増額等とに依り同九年度に於て一千百萬圓となり、更に昭和十三年度に於ては三千四百一十一萬餘圓を算し、一邑面平均豫算額は一萬三千二百七十八圓に達した。

學校費 學校費は朝鮮人教育に關する費用支辨の團體であるが、其の財政は賦課金、使用料、補助金、財産收入等を以て財源とし、特別の必要あるときは夫役現品をも賦課することが出来る。今之が歳計を觀るに、大正七年度現在公立普通學校四百六十六校の經費豫算總額は百八十三萬五千餘圓に過ぎなかつたが、大正八年度より同十一年度に至る四年間に公立普通學校四百校を増設し、以て三面一校の標準に達せしむるの計畫を樹立し之が實施に努めたと、爾來毎年度財政の許す限り普通學校の増設及擴張並に修業年限の延長實施と共に、大體に於て學校費の歳計は漸次膨脹を示すに至り、更に昭和四年度より一面一校の標準に達せしむるの計畫を樹立し、之に著手したるを以て一段の膨脹を見るに至り、昭和五年度に於ては總額一千五百二十九萬七千三百六十九圓に達したるに對し、昭和六年度に於て



は府の區域を包含する學校費を府に移管せる結果減少したるも、昭和十三年度に於ては豫算額二千九百二十八萬六千三百三十四圓に達し、實質的には當時に比し著しき膨脹然も昭和十二年度より第二次初等教育擴充計畫の實施を見豫算額は更に増大するに至りたり。而して之が財源の主なるものは補助金にして、其の三割三分強を占め、賦課金二割七分強、授業料一割五分六厘之に次ぎ、其の他寄附金、財産収入、學校費債、雜収入等順次に次ぐ狀況である。學校組合、學校組合は内地人教育に關する事務を處理する公共組合であるが、其の財政は發造物の使用に付使用料を徴収するの外、組合財産より生ずる收入其の他組合に屬する收入を以て其の經費を支辨し、仍不足ある場合は組合費夫役現品を賦課徴収するを原則とする。本組合は収益財産として見るべきものなき爲、組合費を以て其の主たる財源と爲すの餘儀なき狀況であるが、尙維持困難なるもの多きを以て、國庫より主として經常費に對して年々補助を與へて居る。今之が歳計を觀るに、大正七年度に於ては百八十六萬一千五百八十圓に過ぎなかつたが、大正九年度豫算に於ては主として物價騰貴に伴ふ教員の給料其の他經費の増加、學校、學級の増加に依り、又一方平均約八割の組合費増課並に國庫補助金其の他收入の増額を計上せる爲、歳入歳出共に著しき激増を來せしが、大正十年度以降に在りては主として組合費の増率、國庫補助金の増額と學校、學級等の増設等とに依り漸次増加の趨勢を辿り、昭和五年度には六百七萬一千九百七十九圓の多額に達したるに對し、昭和六年度に於ては豫算額四百二十二萬一千九百九十一圓に達し、實質的には當時に比し著しき膨脹である。斯くの如く歳計の膨脹に伴ひ組合費賦課金の負擔益々過重となり、昭和十三年度豫算額に於て組合費の收入は其の三割八分二厘に達し、其の結果一戸當負擔額全道を通じて二十四圓六十四錢の多額に上つた。仍て昨年度同様第三種所得税制創設に伴ふ國庫收入を財源とし、負擔軽減補助金を交付する豫定なる

爲、其の結果實際負擔は一戸當平均十六圓七十七錢となる豫定である。教育費のみの負擔としては餘りに多額なるを以て、相當對策を講ずるの必要がある。

地方公課負擔額 朝鮮に於ける地方公共團體の賦課する租税を内地に於ける其れと比較し、且つ其の一戸當及一人當の負擔割合を算出比較すれば次の通りである。

朝鮮	稅收入豫算	負擔額		内地	稅收入豫算	負擔額	
		一戸當	一人當			一戸當	一人當
道	二四、七五、一五〇	五八五	一、〇六	道	三五四、五五、五五六	一八、八六〇	三、六七六
府	五、九八、〇八六	一、四〇三	三、〇二九	府	二四、四八、五三九	四、〇〇〇	八、五八八
市	一、三六、三五八	一、六四九	〇、八七九	市	二、四、三三、二六三	三、〇、五四六	五、八八四
町	一、四〇、〇三三	四、二七九	〇、八七九	町	二、四、三三、二六三	三、〇、五四六	五、八八四
村	一、七、八五、一三六	四、六七九	〇、八七九	村	二、四、三三、二六三	三、〇、五四六	五、八八四
合計	六〇、三〇、八五〇	一、四、三、三九	二、六、九八	合計	七三、三三、三九	五、一、九七	一〇、三、〇〇

(備考)

- 朝鮮に於ける稅收入豫算額は昭和十三年度當初豫算に依り、一戸當及一人當負擔額の算出基礎たる戸數及人口は昭和十一年末現在の調査に依り算出す。
- 内地に於ける稅收入額は昭和十三年度當初豫算に依り、一戸當及一人當負擔額は昭和十年一月一日現在の國勢調査の結果に依る世帯數及人口を以て計算す。

夫役・賦課の概況 道費を以て施行する道路の改修及既成道路の路面修補等に在りては、主として地方的利害と密接なる關係あるを以て、賦課區域を出役距離二里以内、賦課員數を一箇年一戸平均十人以内として努めて農閑を利用し、且つ一時に多大の負擔を爲さしめぬ方針を以て實行して居る。昭和十二年度に於て夫役を賦課したるは全南北、慶南北の二道にして、其の賦課人員は百十三萬九千五百八十八人である。又府邑面、學校組合、學校費に於ても夫々必要に應じて夫役を賦課し得るものなるが、府、學校組合及學校費に於ては殆んど其の例を見ない。昭和十二年度に於ける邑面の賦課人員は三百十五萬六千五百九十二人にして、内出役せる者二百四十九萬五千五百九十一人、代納金額二十三萬三千八百八十六圓である。

地方債の概況 地方經濟の膨脹に伴ひ地方公共團體の起債額も亦漸次増加するに至つた。即ち道以下の諸團體を合せ大正六年度末現在に於ては二百十六萬二千三百三十四圓に過ぎなかつたが、大正十一年度末には六百六十六萬九千九百七十一圓となり、更に昭和十一年度末現在に於ては一億五千五百三十二萬七千六百一十一圓を算するに至つた。起債事業の主なるものは道に於ける土木事業、府の土木、水道、電氣及電氣事業、邑面の水道及土木事業等であつて、學校費及學校組合に於ても相當多額の起債あるは注目すべきである。

第二 臺灣 臺灣に於ける地方團體には州、廳、市、街及庄がある。今其の概要を述べれば次の通りである。州 大正九年律令第三號を以て臺灣州制公布せられ同年十月實施せられたのであるが、昭和十年四月一日律令第一號を以つて改正せられ、越えて昭和十一年十月一日より實施せられた。州は國の行政區劃たる州を其の地域として成立する地方團體にして、官の監督を承け法令の範圍内に於て州の公共事務及法律、勅令又は律令に依つて州に屬せしめられたる事務を處理する。

州の理事機關は國の官吏たる州知事にして、其の補助機關として官吏の外に州の吏員がある。州知事は州の行政に關し其の職權に屬する事務に關し其の職務の一部を郡、市、街、庄の官吏又は吏員に補助執行せしめ又は委任する事が出来る。

議決機關として州會がある。州の歳入出豫算を定むること、州税、使用料、手数料又は夫役現品の賦課徵收、起債（二時借入金を除く）等及法令に依り其の權限に屬する事件を議決する。州會は州知事を議長とし、議員は二十名以上四十名以内の數にして、其の二分の一は市會議員、街庄協議會員に於て選舉を爲し、残りの二分の一は州内に住所を有し學識名望ある者に就き總督が之を任命する、其の任期は四年で名譽職である。

副議決機關として州參事會があり、州知事及内務部長並に州會議員中より互選せられたる六名の名譽職參事會員とより成り、州知事を議長とし其の職務權限は州會の權限に屬する事件にして其の委任を受けたるものを議決すること、州會閉會中州會の權限に屬する事件にして輕易なるものを州會に代りて議決すること等である。

廳 従來は臺灣廳地方費令（大正九年律令第四號）に依つて、臺東廳、花蓮港廳及澎湖廳の管轄區域を通じて、一の廳地方費を設けて地方團體として居たが、昭和十二年九月九日律令第十六號を以て臺灣廳制が公布せられ同年十月一日より實施された。之に依りて従來の廳地方費は廢止せられ、新に各廳を單位とせる獨立の團體が設けられ各廳長之が理事機關となり諮問機關たる廳協議會を設置した。廳は國の行政區劃たる廳の地域を以て成立せる地方團體にして法律、勅令又は律令に依つて廳に屬せしめられたる事務を處理する。

廳の理事機關は國の官吏たる廳長にして廳を統轄し廳を代表する。其の補助機關として官吏の外廳の吏員がある。廳長は廳の行政に關して其の職權に屬する事務の一部を郡の官吏又は街庄長若は街庄吏員に補助執行せしめ又は委任

することが出来る。

諮問機關として廳協議會がある。この點議決機關を有する州と異なる。廳協議會員の定数は十八以上二十人以下の範圍内に於て定められ、名譽職にして年期は二年とし全員官選である。諮問事項は廳の歳入出豫算、法令に定むるものを除くの外使用料、手数料、廳稅又は夫役現品の賦課徵收、起債(借入金を除く)基本的財産及積立金穀等の設置處分等である。

市 市は臺灣市制(昭和十年律令第二號)に依り、法令の範圍内に於ける其の公共事務及法律、勅令又は律令に依つて市に屬せしめられたる事務を處理する爲、國の行政區劃たる市を其の地域として成立する地方團體である。現在は臺北、基隆、新竹、臺中、彰化、臺南、嘉義、高雄及屏東の九市がある。

市の理事機關は國の官吏である市尹にして、地方理事官を以て之に充てる(臺灣總督府地方官官制第三十三條第三項)。其の權限は廣く一般に互るもので、臺灣市制第二十八條に例示的に擧げられて居る。市尹の補助機關として、助役其の他の官吏及吏員がある。

市には従來市尹の諮問機關たる協議會があつたが、改正した臺灣市制は議決機關たる市會を創設した。市會は市尹を議長とし、市の人口に従ひ二十四人以上四十人以下の市會議員を以て組織する。市會議員は半數任命、半數選舉にして、市會議員定數の二分の一に相當する員數の議員は、市會議員の被選舉權を有する者にして學識名望ある者の中より知事之を任命し、他の二分の一に相當する員數の議員は選舉に依る。

市會議員の選舉權及被選舉權を有する者は、帝國臣民たる年齢二十五年以上の男子にして、獨立の生計を營み六月以來市住民と爲り、且つ六月以來臺灣總督の指定したる市稅年額五圓以上を納むる者にして缺格條項に該當せざる者

である。市會議員は名譽職にして、其の任期は四年である(臺灣市制第十四條)。

議決事項は市歳入出豫算、市條例の設定及改廢、市稅、使用料、手数料又は夫役現品の賦課徵收、市債を起すこと等市制第十六條に掲げられて居る。尙市街庄の事務の一部を共同處理することを目的とする市街庄組合の設立を認め居る。

副議決機關として市參事會がある。市尹及助役並に市會議員より互選せられたる六名の名譽職參事會員より成り市尹を議長とし其の職務權限は市會の權限に屬する事件にして其の委任を受けたるものを議決すること、市會閉會中市會の權限に屬する事件にして輕易なるものを議決すること等である。

街、庄、街、庄は臺灣街庄制(昭和十年律令第三號)に依つて設けられ、國の行政區劃たる街庄を地域とする地方團體にして、内地の町村にも比すべきものである。

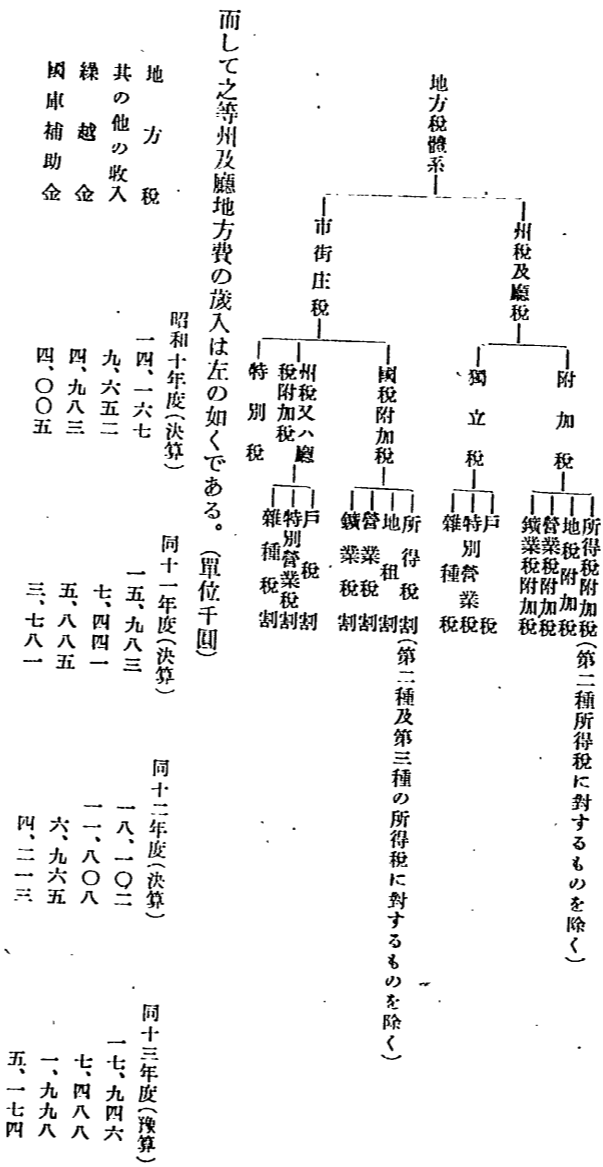
街、庄に於ける理事機關は待遇官吏たる街庄長にして、街庄の事務を擔任し街庄を代表する。補助機關として助役其の他の吏員がある。街庄長及助役は共に原則として有給にして、其の任期は四年である。

街庄長の諮問機關として協議會がある。街庄長を議長とし協議會員の半數は官選、半數は選舉に依る。協議會員の數は街庄の人口に依り差異あるも八人以上二十人である。街庄協議會員は名譽職にして其の任期は四年である(臺灣街庄制第十四條)。

諮問事項は街庄の歳入出豫算、街庄條例の設定及改廢、街庄稅、使用料、手数料又は夫役現品の賦課徵收、街庄債の起債等街庄制第十六條に掲げられて居る。尙街庄事務の一部を共同處理する爲街庄組合の設立を認めて居る。

地方財政 地方財政は明治三十一年に始り、昭和三十五年度に地方費區を設け、全島を三費區に分つて經理して來

たが、大正九年の地方制度の改正と共に従来の地方費區は廢止せられ州、廳地方費、市、街、庄は獨立の財政主體となつた。其の後昭和十二年に廳地方費が廢止せられ廳を設置せられたのである。是等地方税制の體系は左の通りである(昭和十三年度末現在)。



尙市街庄の昭和十三年度歳入豫算額は四千二百七十七萬二千二百七圓にして、内市街庄稅は千六百萬千九百九十八圓であり、國庫、州費、廳費の補助金は三百二十九萬七百三十三圓である。地方公課負擔額 臺灣に於ける地方公共團體の賦課する租稅を内地に於ける其れと比較し、且つ其の一戸當及一人當の負擔割合を算出比較せば左の通りである。

臺灣	稅收入豫算		負擔額		内地	稅收入豫算		負擔額	
	州及廳	市街庄	一戸當	一人當		道府縣村	一戸當	一人當	
計	四、〇〇五	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	計	七、三、四三、九六六	一〇、七〇〇		
州及廳	八、〇三、七三三	一、九、三三三	二、〇〇〇	二、〇〇〇	道府縣	三、五、五五、五五六	三、七〇六	四、〇〇〇	
市街庄	一、六、〇〇、二九八	一、六、六六二	二、〇〇〇	二、〇〇〇	村	二、〇、四、八八、五五九	八、六六六	五、八〇〇	
合	九、六三、〇三一	三、五、九九五	三、〇〇〇	三、〇〇〇	計	七、三、四三、九六六	一〇、七〇〇		

(備考)

- 臺灣に於ける稅收入豫算額は昭和十三年度所屬の當初豫算額に依り、一戸當及一人當負擔額の算出基礎たる戸數及人口は昭和十二年末現在の調査に依りて算出する、但し蕃地に在る高砂族を除く
  - 内地に於ける稅收入額は昭和十三年度當初豫算に依り、一人當負擔額は昭和十二年十月一日現在の調査に依りて算出する
- 第三 樺太市、町、村 樺太に於ける地方團體として市町村があり、市は樺太市制(昭和十二年法律第一號)に依り成立し大體内地の市と同様で現在は豊原の一市あるのみであり、一級、二級及樺太町村制(昭和四年法律第二號)附
- 第二編 外地 第二章 法令、行政及司法制度 七七

則第二項の町村の別がある。一級及二級は樺太町村制に依つて主務大臣の指定したるもので、大體北海道の町村と同様であり、略々完全なる自治を認められて居る。附則第二項の町村は未だ主務大臣の指定を爲さざるもので、尙六正十年法律第四十七號樺太の地方制度に關する件及樺太町村制(大正十一年勅令第八號)の適用を受け、他の所管地域に於けると類似した地方團體である。現在一級町村十二、二級町村二十五、附則第二項の町村三がある。尙市の監督は第一次に樺太廳長官第二次に於ては主務大臣之を行ひ、町村は第一次に樺太廳支廳長第二次に樺太廳長官第三次に主務大臣之を監督する。

理事機關 市及び一級町村に在つては市町村會に於て選出したる市町村長之に當り、二級町村及附則第二項の町村に於ては樺太廳長官の任免に係る。而して市長は原則として有給吏員、一級町村長は原則として名譽職、二級町村長は有給吏員であり、附則第二項の町村に於ては原則として有給にして且つ任期は二級町村長を除き何れも四年である(樺太市制第四條及同施行令第八十條樺太町村制第四條及同施行令第七十條並に大正十年法律第四十七號樺太地方制度ニ關スル件第三條及大正十一年勅令第八號樺太町村制第六條)補助機關として助役、收入役、吏員、區長及其の代理者、委員等がある。理事機關の性質及職務權限は内地及北海道の其れと大體同様である。

議決機關 樺太の市に於ける市會及市參事會の組織及職務權限は内地の其れと大體同様である(樺太市制第三條及同施行令第十條乃至第七十九條)。一級及二級町村に於ける町村會は他の所管地域に於けると異り、單に理事機關の諮問機關ではなく純全たる議決機關にして、法律、勅令に依つて其の權限に屬する事項を議決する(樺太町村制第三條及同施行令第四十六條、第四十七條)。

而して市町村會議員は市町村公民中より選舉し、名譽職にして其の任期は四年である。定員は市に在つては三十人乃至四十人一級町村に在つては十二人乃至三十人、二級町村に在つては八人乃至二十四人である。公民權、選舉權、被選舉權の要件及選舉等に關しては、大體内地の市制町村制、北海道一、二級町村制に依つて居る。唯市及一級町村に在つては居住の制限が二年以來、二級町村に在つては一年以來住民たることを要するの差がある。尙其の議決事項、權限等も亦内地及北海道の其れと同様である。唯一級町村と二級町村とは議決事項に多少の差異がある。附則第二項の町村に於ては町村長の諮問機關として町村評議會がある。八人以上二十四人以下の定員にして、該町村に住所を有する者に就て樺太廳支廳長が任命し、名譽職にして其の任期は三年である(大正十年法律第四十七號樺太ノ地方制度ニ關スル件第四條及大正十一年勅令第八號樺太町村制第二十二條及第二十三條)。

地方財政 市町村の經費は其の財産より生ずる收入、使用料、手数料及其他の市町村に屬する收入を以て之に充て、尙不足あるときは市町村税及夫役現品を賦課徴收することを得る。而して必要な費用及法令に依り市町村の負擔に屬せしめたる費用を支辨する爲に、市町村税として賦課し得べきものは國税の附加税及特別税である。

今昭和十三年度の徵稅狀況を示せば左の通りである。

町村税種別	賦課總額	一戸當負擔額
國稅營業收益稅附加稅	四三九、四八二・七七	六・七二一
國稅所得稅附加稅	二七七、〇九八・七七	四・三三七
國稅市街宅地稅附加稅	二三、六七八・四八	〇・三六二
國稅礦業稅附加稅	二一、七一三・九九	三・二三七
國稅砂鐵區稅附加稅	一六、四一	



第二編 外地 第二章 法令、行政及司法制度

特別税 戸数割	八三四、一八〇・四二	八〇
特別税 建物割	三六七、九八・二〇	一二・七五七
特別税 土地割	一六一〇一・三二	五・六二八
特別税 所得税	六七六、七三九・三一	〇・二四六
特別税 營業税	二九四九六・四〇	一〇・三四九
特別税 雜種税	五四一、七一・〇〇	〇・六〇四
計	三、四二八、二〇八・〇三	八・二八四
		五二・四二八

第四 南洋群島 南洋群島に於ける地方團體としては南洋群島地方費あり、南洋廳長官の管理に屬し専ら地方的施設たる本土及營繕、教育、勸業、衛生、社會事業、地方費取扱の費用を支辨するものとす、而して之が財源は地方費税及寄附金を以て之に充つ。地方費税として賦課し得るものは昭和十四年四月勅令第二百二十四號南洋群島地方費令に基き國稅附加税及獨立税とされ、昭和十三年四月南洋廳令第十一號南洋群島地方費規則に依り國稅附加税としては(一)所得稅附加税(第二種所得稅に對するものを除く)、(二)法人營業收益稅附加税、(三)鑛產稅附加税で、獨立税には(一)所得割、(二)人頭税、(三)遊興飲食稅である、國稅附加税の昭和十四年度收入豫算額は二十萬九千九百三十一圓、獨立税の收入豫算額は十二萬五千五百三十四圓、總額三十三萬五千四百六十五圓である。

- 一、國稅附加税 本附加税は本稅賦課の都度左の課率に依つて賦課する。
- 1 所得稅附加税 第一種所得稅附加税 所得稅 百分の五十以内
  - 第三種所得稅附加税 所得稅 百分の三十以内

- 2 法人營業收益稅附加税 營業稅 百分の五十以内
  - 3 鑛產稅附加税 鑛產稅 百分の三十以内
- 本稅の昭和十四年度收入豫算額は、所得稅附加税は第一種所得稅附加税三萬三千四百十七圓、鑛產稅附加税二萬八千三百十二圓、總額二十萬九千九百三十一圓なり。

二、獨立税

1 所得割 本所得割は法人所得割と個人所得割から成つてゐる。

法人所得割 本所得割は所得稅法施行地朝鮮、臺灣、關東州又は樺太の法令に依つて所得稅を課される法人で南洋群島に資産を有し又は營業物を設けて營業をなすものに對し賦課するもので、所得稅施行地朝鮮、臺灣、關東州又は樺太の法令に依つて所得稅を課せられた邦人の所得中南洋群島に於ける資産又は營業から生ずる所得に對し、南洋群島所得稅令に依り算出した所得稅相當額を課稅標準として其の百分の五十以内の課率に依つて賦課するものである。

個人所得割 本所得割は第三種所得稅の賦課を受けないもので所得金額六百圓以上に對して左の區分に依つて賦課する。

六百圓以下	百分の〇・三
六百圓以上	百分の〇・四
八百圓以上	百分の〇・六
千二百圓以上	百分の〇・八

第二編 外地 第二章 法令、行政及司法制度

所得割の昭和十四年度収入豫算額は一萬一千三百十五圓である。

② 人頭税 本税は島民で十八歳以上の男子に對して賦課するもので年額十圓以内であるが資産を有する島民に對しては特に年收益金額の百分の一以内迄賦課する事が出来る。  
ヤルト支廳管内では舊慣に依り物納(コブラ)を認めてゐる。

昭和十四年度の収入豫算額は六萬四千九百八十一圓である。

③ 遊興飲食税 本税は料理店、飲食店、旅館、其他之等に類似する場所で遊興飲食し消費金額が一人一回五圓以上の場合に賦課するものであるが、藝妓、酌婦等の花代には免稅點がない。課率は遊興飲食の料金の百分の十である。昭和十四年度収入豫算額は四萬九千二百三圓である。

此の外法令の認むる地方團體はないが、支廳長の補助機關として邦人に對しては部落總代、副總代があり、島民に對しては總村長、區長又は村長、助役等がある。前者は南洋廳長官之を任免し、後者は支廳長之を任免し、何れも支廳長の指揮監督を承けて居る總代、副總代は部落の公共事務を處理する外、國の行政事務に屬する事項を補助執行し、總村長、區長、村長、助役等は法規又は舊慣に依り其の職務に屬する事項を補助執行して居る(大正十一年南洋廳令第三十四號南洋群島島民村吏規程參照)。

南洋群島地方費 南洋群島地方費は昭和十三年四月二日勅令第二百二十四號を以て公布され、南洋群島に始めて公法人の設置を認められた新制度で南洋廳長官之を管理し法令に依り左の事務を處理する。

一、土木及營繕費  
二、教育

三、勸業  
四、衛生

五、社會事業

現在實施してゐる主なる事業は次の様なものである。

- 一、小、公學校の教育費
- 二、幼稚園に對する補助
- 三、支線道路の新設、改修、維持
- 四、消防組の出場手當及消防手被服
- 五、各支廳管内の神社供進金
- 六、環礁内航路に對する補助金交付
- 七、地方的、局部的、各種産業に對する獎勵金、補助金の交付
- 八、部落に對する補助一切
- 九、島民生活改善施設補助
- 十、各種團體補助
- 十一、公醫補助
- 十二、商工團體補助
- 十三、島民内地觀光補助
- 十四、醫院の經費支辨



#### 第四節 司法制度

**第一 朝鮮** 朝鮮に於ける司法制度は種々の變遷を経て、明治四十五年朝鮮總督府裁判所令の改正に依つて茲に三審三級制の司法制度が確立した。其の組織は地方法院、覆審法院及高等法院より成り、必要に應じて地方法院の事務の一部を取扱はしむる爲め地方法院の支廳を設置し、次いで大正三年朝鮮不動産登記令の施行に伴ひ、地方法院出張所を設置して専ら登記及公證事務を取扱つて居る。即ち朝鮮總督府裁判所は朝鮮總督に直屬し、朝鮮に於ける民事、刑事の裁判及非訟事件に關する事務を掌つて居る。地方法院は民事及刑事に付第一審裁判を行ひ且つ非訟事件に關する事務を取扱つて居る。覆審法院は地方法院の裁判に對する控訴及抗告に付ての裁判を行ひ、高等法院は地方法院及覆審法院の裁判に對する上告並に覆審法院の裁判及地方法院の爲した上告棄却の決定に對する抗告に付ての裁判並に裁判所構成法に定めたる大審院の特別權限に屬する職務を行ふものである。

而して地方法院は判事單獨にて裁判を行ふを原則とするも、訴訟物の價格千圓を超過する民事事件、人事に關する訴訟事件、刑法第七十四條及第七十六條の犯罪事件、死刑、無期又は短期一年以上の懲役若しくは禁錮に該る犯罪事件、但し刑法第二百三十六條、第二百三十八條、第二百三十九條の罪及其の未遂罪並に昭和五年法律第九條（盜犯等ノ防止及處分ニ關スル法律）第二條及第三條の罪にして豫審を経ざるものを除きたる事件、短期一年に満たざる有期の懲役若しくは禁錮に該る犯罪にして豫審を経たるもの並に是等の刑事事件の共犯事件にして本事件と同時に審判する場合、判事に對する忌避事件の裁判は三人の判事之を行ひ、覆審法院は三人の判事、高等法院は五人の判事を以て構成する部に於て合議裁判する。

各裁判所には檢事局を並置し、地方法院支廳を設置したるときは其の支廳に檢事分局を並置する。現在高等法院及同檢事局は京城に、覆審法院及同檢事局は京城、平壤及大邱に、地方法院及同檢事局は京城、大田、咸興、清津、平壤、新義州、海州、大邱、釜山、光州及全州の十一箇所に在る。

朝鮮に於ける司法保護事業は近年著しく躍進の情勢に在り、昭和十一年制令第十六號朝鮮思想犯保護觀察令制定せられ同年十二月二十一日より思想犯人に對する保護觀察制度の實施を見るに至つた。該制度は其の内容に於て内地の同制度と殆んど同一であつて全鮮七箇所即京城、咸興、清津、平壤、新義州、大邱、及光州に保護觀察所を設け各保護觀察所毎に保護觀察審査會が設置されてゐる。本制度は外地全般を通じて司法保護事業制度化の先驅を爲すものであり、實施後未だ草創の間を出でないにも不拘極めて優秀なる成績を擧げてゐる。

朝鮮に於ける監獄事務は明治四十二年十一月統監府監獄及内地人囚徒を收容せる理事廳監獄事務一切を繼承し、翌四十三年十月朝鮮總督府監獄と改稱した。爾來大に内容の改善、事務の刷新を行ひ大正十二年五月監獄の名稱を刑務所と改めた。

現在本所は京城、西大門、大田、公州、咸興、清津、平壤、新義州、海州、大邱、釜山、光州、木浦、全州の十四箇所に在り、此の外に少年刑務所は仁川、開城、金泉の三箇所に在る。

尙刑務官の教育訓練の爲京城に刑務官練習所が在る。

**第二 臺灣** 臺灣總督府法院は臺灣總督府に直屬し、民事、刑事の裁判及非訟事件に關する事務を掌る（明治三十一年律令第十六號臺灣總督府法院條例）。其の組織は現在三院三審制にして、高等法院及地方法院の二院がある。而して地方法院の管轄區域内には地方法院支部を置き、尙地方法院の管轄區域内に出張所を置いて登記事務を取扱はし

めて居る。次に法院の構成を見るに、地方法院は單獨部と合議部とに、高等法院は覆審部と上告部とに分れてゐる。

地方法院單獨部は單獨制にして、高等法院上告部の特別権限及地方法院合議部の権限に屬する事件を除き、其の管轄區域内に於ける民事、刑事に付第一審の裁判を爲し、且つ非訟事件を取扱ひ略々内地の區裁判所に相當する。

地方法院合議部は判官三人の合議制にして高等法院上告部の特別権限に屬する事件及單獨部の管轄に屬するものを除くの外、管轄區域内に於ける民事、刑事に付第一審としての裁判並に第二審として地方法院單獨部の判決に對する控訴、決定及命令に對する抗告事件を取扱ひ、略々内地の地方裁判所に相當する。

高等法院覆審部は内地の控訴院に該當するものにして、判官三人の合議制で、地方法院合議部の第一審判決に對する控訴並に高等法院上告部の権限に屬するものを除くの外、地方法院合議部が第一審として爲したる決定及命令に對する抗告に付て裁判する。向上述の外臺灣總督府法院は南部支那福建省、廣東省、廣西省、雲南省に駐在する帝國領事官の爲したる裁判に對する上告、控訴及抗告に付管轄を有して居る（大正十年法律第二十五號南部支那ニ於ケル領事官ノ裁判ニ關スル法律參照）。

高等法院上告部は判官五人の合議制にして、終審として上告、高等法院覆審部の決定及命令に對する抗告及地方法院合議部が第二審として爲したる決定及命令に對する抗告、地方法院單獨部及合議部の爲したる上告棄却の決定に對する抗告の外、第一審にして皇室に對する罪、内亂、外患又は國交に關する罪、匪徒刑罰令に掲げたる罪の裁判等を取扱つて居る。

各法院には檢察局を附置してある。其の管轄區域は各法院の管轄區域に同じである。各檢察局に檢察官を置いてある。檢察官は司法警察官を指揮監督し、刑事訴追を爲し、其の裁判の執行を指揮監督し、法院所管の事務に係る民事

訴訟に付國を代表する。

現在高等法院は臺北市に、地方法院は臺北市、新竹市、臺中市及臺南市に在り、外に地方法院支部が四箇所、出張所が三十八箇所ある。

臺灣に於ける刑務所も亦總督府に直屬し現在本所を臺北、臺中、臺南、新竹の四箇所に、支所を宜蘭、花蓮港、嘉義、高雄の四箇所に置き衣服の制式、食糧等に臺灣特殊の風俗、習慣を加味したる外殆ど内地に等しき組織、設備の下に執行してゐる。

**第三 樺太** 樺太に於ける司法制度は他の所管地域と異り、明治四十年軍政の撤廢と同時に司法事務は行政事務と全然分離し、同年四月より司法省の管轄の下に裁判所の設置を見るに至り、勅令第九十四號を以て裁判所構成法、民法、刑法等の司法に關する各種の法律が施行せられたので、特殊の事項を除くの外は殆ど内地と同一の制度となつて居る。唯土人の外關係なき民事に關する事項及土人のみに對する刑事に關する事項は、從來の慣例に依ることとなつて居るが、文化の向上は最早斯かる取扱を爲すの要を認めざるに至つたので、唯「アイヌ」を除く土人の外關係なき民事に關する事項に付てのみ從來の慣例に依ることに改めた。而して其の訴訟手續は裁判所の便宜に従ふことになつて居る（大正九年勅令第二百二十四號樺太施行法律特例及昭和七年勅令第三百七十三號改正參照）。

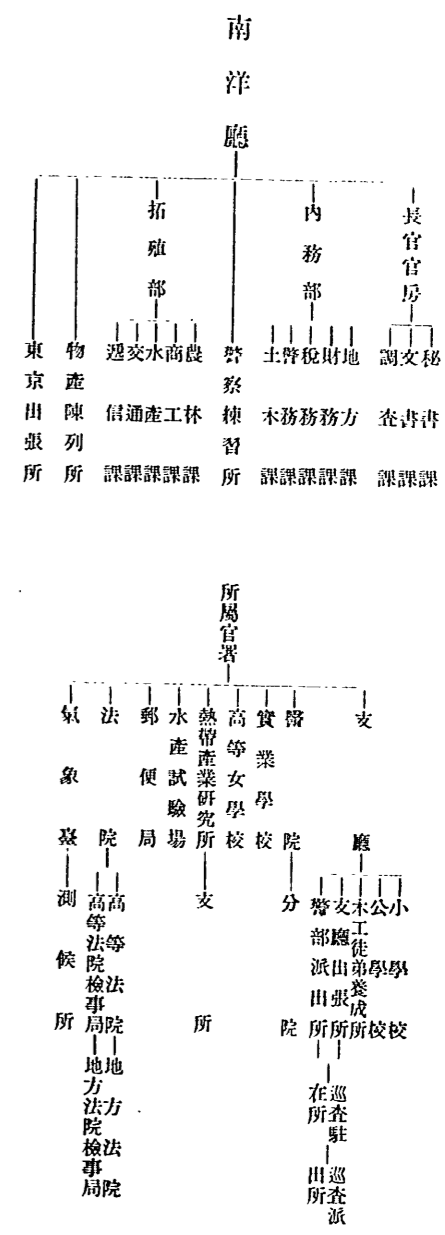
現在豊原市に樺太地方裁判所、豊原市及眞岡町及知取町の三箇所に區裁判所がある。

**第四 南洋群島** 大正十一年四月南洋廳の設置と共に、同年勅令第三百三十三號を以て南洋群島裁判令公布せられ、其の司法制度が確立した。同令に依れば南洋廳法院は南洋廳長官に直屬し、南洋群島に於ける民事、刑事の裁判及非訟事件の事務を掌つて居る。而して南洋廳法院は分れて高等法院及地方法院の二種となり、地方法院は民事、刑事に

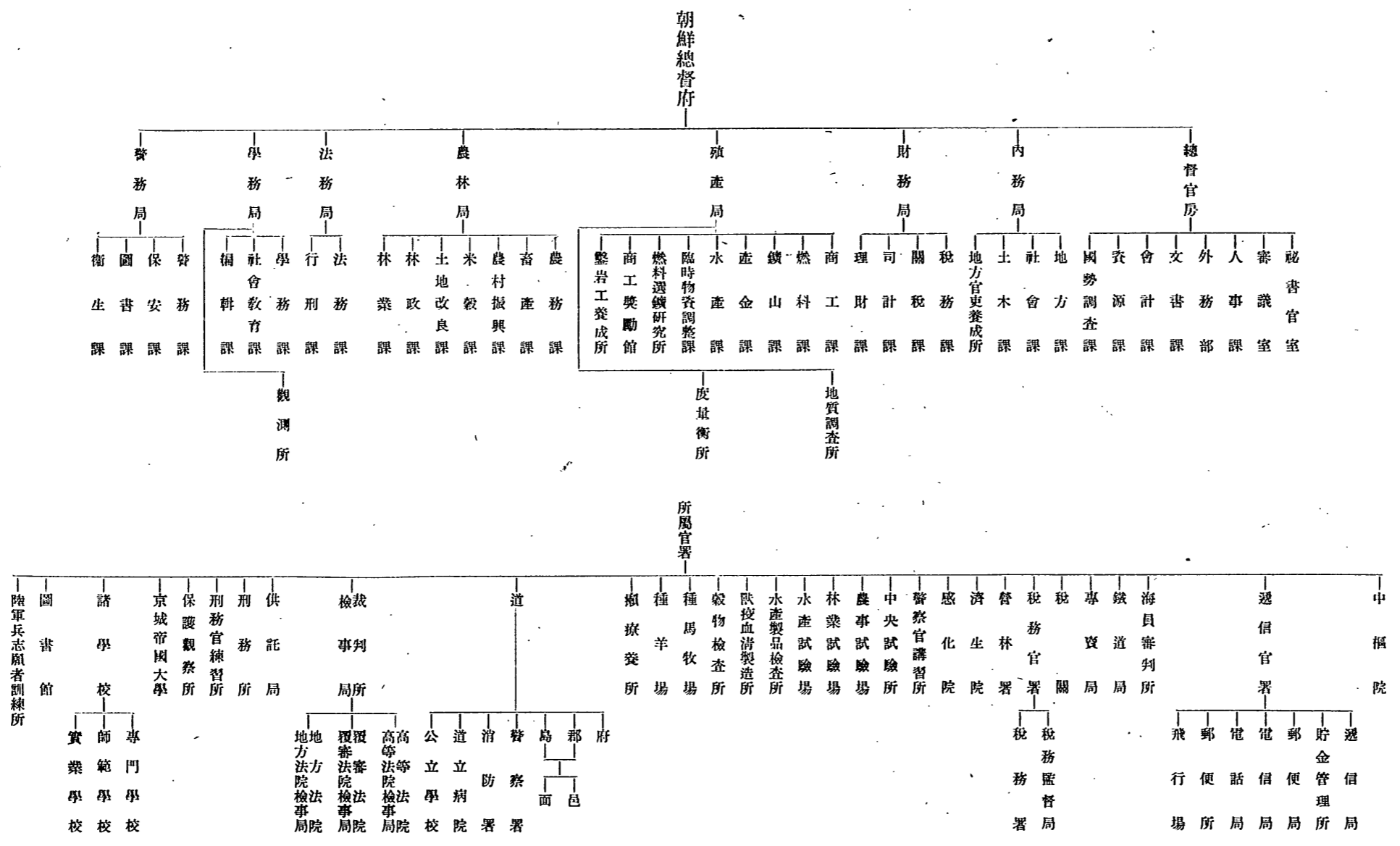


判事を以て審理裁判し、高等法院は判事三名の合議制である。各法院に検事局を附置してあることは他の所管地域の司法制度と同様である。  
現在高等法院はパラオ諸島コロール島に一箇所、地方法院は三箇所ある。

南洋廳及所屬官署 (昭和十四年現在)



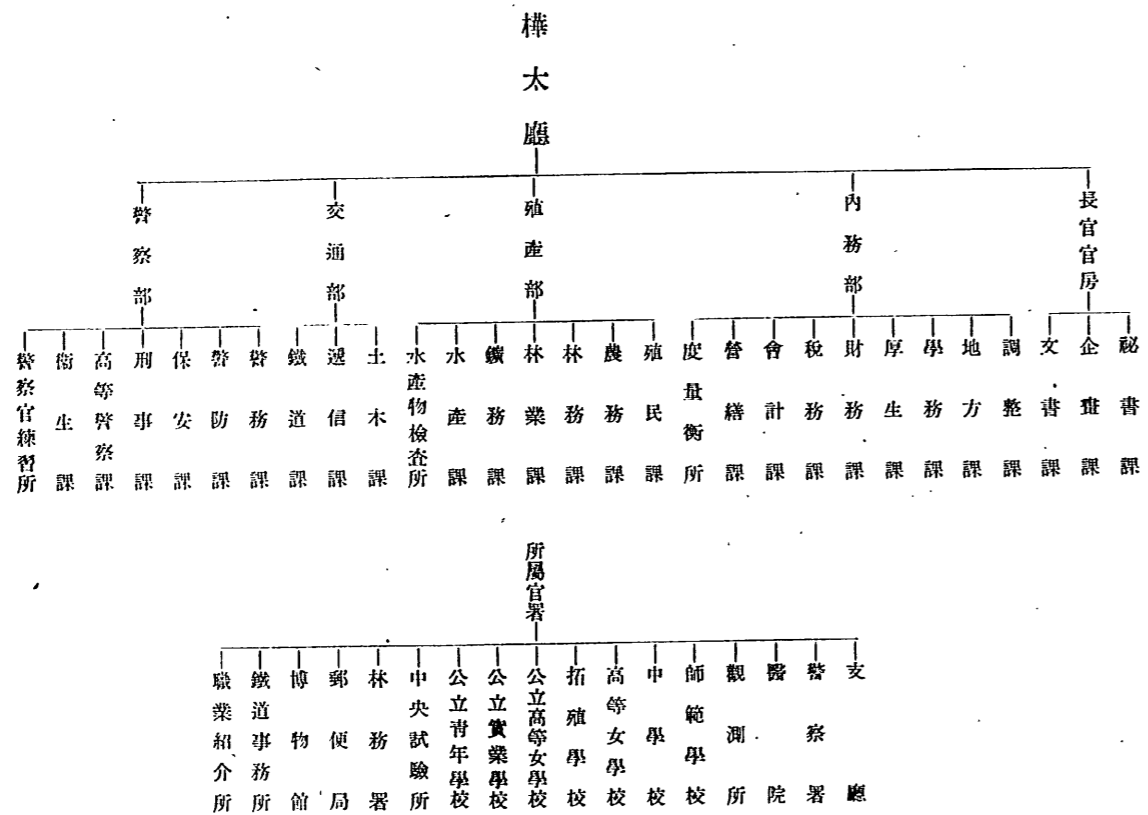
朝鮮總督府及所屬官署 (昭和十四年末現在)



裏面白紙



樺太廳及所屬官署 (昭和十四年末現在)



### 第三章 教育、社會教育、神社及宗教

#### 第一節 教育

第一 朝鮮 朝鮮の教育は古來儒學を宗とし科擧に應ずるを以て唯一の目的とし、京城に成均館及東西南中の四學あり、各郡には郷校あり、面洞には書堂があつた。然るに日清戰爭當時、韓國が庶政の革新を行ふに當つて教育の制度も亦日本の制度を模して改正した。後明治三十九年統監府設置の前後より、内地人參畫の下に學制大いに改善擴張せられ、明治四十一年高等女學校令、私立學校令、翌四十二年に實業教育令が發布せられたが、併合後教育制度は根本的に改正せられ、同四十四年朝鮮教育令の公布を見、次いで大正十一年第二次朝鮮教育令の公布となつて其の教育制度は確立した。爾來當局は一層教育の機會均等に意を注ぎ、又教員養成機關に付ても其の内容を一層充實する爲、昭和四年教育令の一部改正を行つたが、尙時勢に適應する教員を養成する必要を認め、昭和八年三月教育令の一部改正を行ひ、時勢に適應する教員の養成に遺憾なきを期した。然るに此の間朝鮮の文運は隆々たる進歩をなして昔日の面目を一新し、而も東亞の情勢に對處する我が國の地位に顧みるとき半島教育は最早舊態を以てしては之に適應することが不可能となつた。茲に於て昭和十三年三月朝鮮教育令及關係諸法令の劃期的大改正を斷行し制度に於ては内鮮人均しく同一法規の下に教育を受け得る道を開き、其の根本方針に於ては益々皇國臣民の育成を急速に徹底せしめることになつた。

制度の概要 從來普通教育に在つては朝鮮特殊の事情に基き、國語を常用する者と然らざる者とに依つて學校の名稱、系統を區別し、國語を常用する者は小學校、中學校又は高等女學校に於て教育し、國語を常用しない者は普通學校、高等普通學校又は女子高等普通學校に於て教育してゐた。即ち前者は内地人本位のもので小學校令、中學校令、高等女學校令に依るを原則とし、後者は朝鮮人本位のもので朝鮮教育令中に夫々當該學校に關する規定を設けてゐた。ところが朝鮮教育令及び關係法令の根本的改正に依り昭昭十三年四月以後は此等の區別は撤廢せられ普通教育機關は斯くの如く兩者共に其の名稱、系統の差がなくなり、各小學校令、中學校令及高等女學校令に依ることとなつたので修業年限、入學資格は勿論學科課程、每週教授時數等全く同一となつた。但し小學校の修業年限は六年を本體とするが、土地の情況に依つては四年とすることが出来ることや、主として内地人を收容する小學校は從來の通り府又は學校組合に於て、主として朝鮮人を收容する公立小學校は府又は郡島學校費に於て設置すること等は概ね在來の例に依ることとなつてゐる。又實業、專門、大學教育は内地に於ける此の種の學校と同一である。即ち内地現行の實業學校令、專門學校令又は大學令に依り、之等は最初より内鮮人共學であつて各學校の修業年限、學科其の他の制度は全く内地と同一である。師範教育も亦初めより内鮮人共學にして略々内地同様であるが、唯入學資格が内地に比して低く其の修業年限は延長してある。

普通教育機關 初等教育機關たる小學校は、昭和十三年五月末現在に於て三千二百二十校であつて教員一萬七千五百二十人、児童百十四萬三千三百六十二人である。而して右の中主として朝鮮人を收容する小學校(舊普通學校)は昭和四年以降、一面一校計畫を樹てて其の増設を圖つたが、後十一年に昭和十二年以降六箇年に互る初等教育機關擴充計畫を樹立し鋭意普通教育の普及に努めてゐる。次に中等學校は昭和十三年五月末現在に於て中學校は五十校で教

員九百七十五人、生徒數二萬五千八百二十二名、高等女學校は五十四校で教員七百九十九人、生徒二萬七百六十六人である。公立中學校の大多數は從前官立であつたが、大正十四年度より之を道地地方費(現在に於ては道)の經營に移して公立學校とした。而して公立高等女學校は從來女子高等普通學校であつたものを除いては總て其の所在地の府又は學校組合の設立に係るものであるが、主として朝鮮人を收容するものは道立で經營して居る(以上學校の種類別のみは昭和十三年四月一日實施の朝鮮教育令に依る)。

簡易學校 朝鮮に於ける初等普通教育普及の現状と農村民度の實情とに鑑み、一般初等普通教育の普及を補ふ爲、新に昭和九年度に於て簡易學校の制度を創設し之を公立普通學校に附設したが、爾來毎年之が増設を圖つてゐる。簡易學校は修業年限二年にして、修身、國語及朝鮮語、算術、職業等を必修せしむるものである。昭和十三年五月末現在に於ける學校數は千四百四十五校で、在學児童は七萬六千九百九十二人である。

實業學校 昭和十三年五月末現在に於ける實業學校は七十七校にして、教員一千八十四人、生徒二萬二千三百三十一人である。此の外補習學校が百三十五校ある。

師範學校 師範學校は從來第一部、第二部に分れて居たがこれもその區別を撤廢されて小學校教員たるべき者の養成に單一化され、其の修業年限は七年で普通科五年、演習科二年である。但し女子は修業年限を六年とし、普通科で一年を短縮する。右の外修業年限五年の尋常科及修業年限一年の講習科がある。是等は何れも官立で、昭和十三年五月末現在に於て八校、教員二百五十七人、生徒四千九百五十九人である。

專門學校及大學 昭和十三年五月末現在に於て、專門學校は官立五校、公立二校及私立八校にして教員六百五十一人、生徒合計四千三百七十三人である。



大學教育は京城帝國大學官制(大正十三年勅令第百三號)及帝國大學令に依る旨の勅令(大正十三年勅令第百四號及同年勅令第百五號)を以て公布せられ、醫學部、法文學部の二學部創立せられ、同十五年度より開學し更に昭和十三年理工學部が増設せられ同十六年より開學せられることとなり、其の程度は内地の大學と全然同等にして昭和十三年五月末に於ける大學職員六百四十五人、學生五百一人、豫科職員六十二人、生徒五百十四人である。

其の他種々の學校があるが、注目すべきは私立の宗教學校と書堂とである。

私立宗教學校 昭和十三年五月末現在に於ける狀況は、初等程度の私立學校中宗教學校は百四十四校で、其の生徒は三萬三千四百八十七人である。

書堂 書堂は俗も往時の内地の寺小屋式のもので、其の教科書は千字文、童蒙先習、啓蒙篇、通鑑、史略を始め、史記、四書、五經の書を用ひて之が素讀を授くるのを本義として居たが、近時改良書堂と稱し簡易なる普通學校に類似するものが設立せらるるに至つた。其の分布は廣く且數多く、各道の山間僻地に至るまで隨所に之が設立を見ない所はない。故に大正七年書堂規則を公布し、更に昭和四年之が改正を行ひ、書堂に關する一定の事項に付ては道知事の認可を受けしむることとし、以て其の指導監督に努めて居る。昭和十四年度末現在に於ける總數は五千二百九十三にして、生徒は十七萬二千四百五十六人である。

第二 臺灣 領有當時に於ける臺灣の教育制度は、清國の教育制度と略々同一にして、臺南、臺灣(臺中)、臺北の三府に府儒學を置いて最高の學府とし、各縣に縣儒學を置き、各府縣には儒學の外に更に書堂を設け、主として學生の試験を行つて居た。此の外各地に義學、書房又は社學があり、我國往時の寺小屋式のもので、其の教授方法は漢文の讀解と習字とが主であつた。

領臺後、明治二十八年臺北に學務部假事務所が設けられ、同年九月、芝山巖學堂が創立せられ、附近の兒童數名を集めて國語の教授を始め教科書を編輯した。其の後時勢の推移と島情の變遷とに伴つて幾多の改正を見たが、大正八年勅令第一號を以て臺灣教育令が制定せられ、本島に於ける臺灣人の教育組織は初めて整然となるに至つた。然し是れは内地の學制とは全然別系統にして、本島に於ける當時の實情に鑑みて制定せられたものであつた。然るに本島文化の進展に伴ひ、内臺人差別教育は臺灣の實情に副はざるものがあつたので、大正十一年教育令の全般に亘る改正を行ひ、初等教育を除く外總て内臺人共學の制度を採用した。

制度の概要 初等教育、師範教育を除くの外、内地の制度と全く同様のものである。詳言すれば中學校以上は全部共學を原則とし、初等教育に在つては國語を常用する者は小學校に、國語を常用しない者は公學校に入ることとを原則とする。是れは初等教育に在つては國語使用の差異の關係上、直ちに共學制を採ることが困難なる爲である。故に本島人の子弟でも家庭に於て國語を使用せる者は小學校に入學が出来る爲、近來本島人子弟にして小學校に入學する者が少くない。師範教育に在つては其の入學資格を尋常小學校卒業程度とし、修業年限は七年である。

小學校及公學校 初等教育機關たる小學校及公學校は、昭和十三年度末現在に於て小學校百四十七(内分教場一)、教員一千六百六十六人、兒童四萬四千六百七十五人で、公學校七百九十六(内分教場一三五)、教員七千九百二十八人、兒童五十一萬二千七百七十七人である。而して公學校は大部分修業年限六年であるが、一部分に四年の公學校もある。尙是等の學校經營の費用は地方費を以て支辨し、且つ小學校には審地其の他交通不便の地に在る者の子弟を收容するが爲、寄宿舎を設けたものもある。授業料は一般に徴收するを原則とするが、貧困者には免除又は減額し、一家二人以上通學のものには之を減額して居る。又寄宿に入るものは寄宿舎費を補給し、鐵道沿線に散在する兒童の爲には無

貨乗車券を發行して居る。

中學校及高等女學校 高等普通教育の中等學校は中學校、高等女學校の二種で、州立、廳立又は私立である。昭和十三年度末現在に於て公立中學校十三、教員三百五十三人、生徒七千五百三十七人、私立中學校一、教員十八人、生徒三百十八人で、公立高等女學校は十四、教員三百十人、生徒七千四百四十六人、私立高等女學校一、教員十四人、生徒百六十二人である。

實業學校 臺灣に於ける實業學校は農業、工業及商業、の三種で總て州立である。昭和十三年度末現在に於て十二校で、教員三百五人、生徒四千七百九十八人である。此の外公、私立實業補習學校は六十校で、其の教員二百三十八人、生徒六千二百九十五人である。

師範學校 師範學校は小學師範部、公學師範部に分れ、小學師範部は小學校教員たる者、公學師範部は公學校教員たるべき者を養成して居る。

師範學校の修業年限は七年にして、普通科五年、演習科二年である。但し女子は修業年限を六年とし普通科で一年を短縮する。師範學校は孰れも官立にして、昭和十三年度末現在に於て四校、教員百八人、生徒一千五百四十六人である。

高等學校、專門學校及大學 孰れも官立にして高等學校は臺北に二校あり、七年制にして昭和十三年度末現在の教員は五十二人、生徒は五百五十九人である。專門學校は高等商業學校、高等工業學校、帝國大學附屬農林專門部及同醫學專門部の四校にして、昭和十三年度末現在に於ける職員は百八十八人、生徒は八百三十二人である。大學は臺北帝國大學として昭和三年設立せられたもので、當初文政學部、理農學部の二學部であつたが、昭和十

年度より醫學部が增设された。講座数は文政學部二十五講座、理農學部二十六講座、醫學部二十講座である。昭和十三年度末現在の教員は六百六十四人、學生は二百二十八人である。

其の他種々の學校があるが注目すべきは盲啞學校、私立各種學校、書房等である。

盲啞學校 盲啞學校は臺北及臺南に各一校あり、孰れも州立である。修業年限は普通科六年、技藝科五年以内にして昭和十三年度末現在の教員は二十八人、生徒は二百九十四人である。

私立各種學校 大正十一年新に私立學校規則を定め、同規則に依つて設立されたものにして私立中學校、私立高等女學校又は私立實業補習學校として認可されるものが二十校あり、昭和十三年度末現在の教員は三百十八人（兼任者を含む）、生徒は五千一百一人である。

書房 書房も亦大正十一年教育令の改正に伴ひ、同時に私立學校規則に依ることとなり、昭和十三年度末現在で其の數十九、教師四十三人、生徒一千三十四人を數へる。

第三 樺太 樺太に於ける教育制度は初等教育に在つては「明治四十一年勅令第四十五號樺太ニ於ケル小學校ニ關スル件」が公布せられ、大體内地の小學校令に依ると共に、之が細則に付ては内務省令を以て内地の小學校令施行規則の大部分を準用することとし、初め官立小學校、私立小學校の二系統があつたが、大正九年一齊に之を公立小學校に改め、教員の諸給與は之を國庫の負擔とする等教育制度の刷新を圖つた。又初等教育機關の普及に伴ひ中等教育機關の必要に迫られ中學校、高等女學校等の設立を見るに至つた。尙特殊の事情にある樺太の農業經營上必須なる知識技能養成の目的を以て、昭和九年七月樺太廳殖殖學校が設立せられ又實業教育の振興の爲昭和十二年六月實業學校が設立せられた。今之等の概略を述べれば左の通りである。

初等教育 昭和十三年度末現在に於ける公立小學校數は二百五十三で教員一千五百十人、児童五萬八千四百四十六人で、一校に付児童約二百二十人、教師一人に付児童約三十八人の割合である。

土人の教育機關として敷管管内に教育所があり、之が児童は二十四人である。

中等教育 昭和十三年度末現在に於ける中等教育機關としては官立中學校三校、高等女學校四校、公立實科高等女學校二校及實業學校にして、生徒は中學校二千七百七十人、高等女學校一千六百九十九人、公立實科高等女學校百二十七人、實業學校七百四十五人である。外に私立夜間中學校一、私立裁縫女學校二及公立實業學校八校がある。

教員養成 大正七年樺太廳大泊中學校に小學校教員講習所を置き修業年限を一年とし、小學校尋常科准訓導以上の學力を有する者を收容して、尋常小學校本科正教員たる資格を有する者を養成することとし、越えて大正十一年四月には之を改正して中學校卒業者若は之と同等以上の學力ありと認むる者を收容して、師範學校第二部に準じ小學校本科正教員を養成して來たが、昭和二年四月には更に研究科を増置して、本科卒業者又は師範學校本科卒業者若は特定の小學校本科正教員を收容し、略々師範學校專攻科に準じ精深なる學習を爲さしめて居る。尙女教員に關しては從前樺太廳豊原高等女學校に補習科を置き、修了者に小學校本科正教員の免許狀を與へたが、昭和十二年五月豊原高等女學校に男教員と同様の小學校教員講習所を置き小學校教員を養成することにした。而して前記講習所のみにては本島の將來を擔當すべき小國民を教育すべき者の養成施設としては甚だ不完全なるを免れざるを以て、昭和十五年度より講習所廢止の豫定の下に昭和十四年四月小學校教員養成の正規機關たる師範學校を設置した。

第四 南洋群島 南洋群島に於ける初等教育機關としては小學校及公學校の二種があり、總て官立である。前者は邦人の児童を教育するもので、其の程度及組織は内地の小學校と何等變るところがない。後者は島民児童を教養する

のを目的とし、其の修業年限は本科三年、補習科二年である。

中等教育機關としては木工技術を授くるを目的とする木工徒弟養成所及農業、商業其他實業に従事せんとする者に必要なる知識技能を授くるを目的とする實業學校、女子高等普通教育を目的とする高等女學校各一校がある。木工徒弟養成所はパラオ、コロル公學校に附置し、公學校補習科卒業を入学資格とし、修業年限は二年である。實業學校は之をサイパンに設置し、高等小學校卒業を入学資格とし、修業年限は三年である。高等女學校はサイパン島に設置され入学資格は尋常小學校卒業又は之と同等以上の者とし、修業年限四年で學科目や教授時數は内地高等女學校と略々同様である。

昭和十四年四月末日現在に於ける概況は左の通りである。

學校數	職員數	児童生徒數
小學校	二五	一七四
公學校	二六	八、五八二
木工徒弟養成所	一	九二
實業學校	一	四(兼任職員ニツ合ム)
高等女學校	一	一三
		一一〇
		一五五

## 第二節 社會教育

第一 朝鮮 朝鮮に於ける社會教育の概況は左の通りである。

儀禮準則 朝鮮は古來禮の國として、夙に長幼の序、夫婦男女の別正しく祖先を崇敬するの風盛にして、冠婚葬祭

の儀禮を重んじたるも、近來其の嚴肅なるべき儀禮も徒らに形式の末節に拘泥して、其の精神を没却せるもの多く、之が爲諸種の弊害演出するに至つた。然れ共一般民衆は數百年來の傳統と慣習とにより改むること能はず、朝鮮に於ける生活改善問題も自力更生問題も、其の基調を儀禮の改善に置くに非ざれば目的を達成し難きに鑑み、廣く各道官民の意見を參酌し、禮を避けて其の形式の合理化を圖り、嚴肅なる氣分を失はぬ標準則を制定し、國民精神作興に關する詔書發給記念日たる昭和九年十一月十日、之を一般に發表して朝鮮の風習改善上に劃期的方針を指示した。同時に總督より諭告を發し、パンフレット、巡回講演等に依り可及的其の趣旨の徹底に努力した爲漸次改善さるるに至つた。

**青年の指導** 朝鮮各道に於ける青年團の大部は、大正八年獨立騒擾後、一種の氣勢に煽られて設立せられたるものにして青年團本來の目的に副はず、概ね常道を逸し穩當ならざるものが多かつたが、滿洲事變を契機として我國の國際聯盟脱退並に帝國の國力増進等に伴つて一般思想は漸次穩健に赴き、一面農山漁村の振興計畫成りて以來、青年の思想は著しく堅實に向ひ來たり、當局は又青年指導の根本方針として内容堅實なるものを一層善導誘掖して社會奉仕、地方改良等の方面に活躍せしめ、以て他團體をして之に倣はしむるの方針を明示し、地方青年並に官公吏にして青年指導の職務に在る者を集め、地方改良並に青年としての修養等に關する講習會を年々開催して青年の養成に力を致し好成績を擧げて居る。昭和十三年度に於て其の施設の優良適切なるものに對して、補助金を交付せるもの一百團體に及んで居る。

次に少年に對しては、少年團健兒教育法に依つて社會的訓練並に内鮮融和の素地を培養することとし、之が教育指導者の養成を圖る爲、昭和七年度より年々大日本少年團聯盟幹部を講師とする少年團指導者實修所を開設して來たが將來も此の教育運動に對しては可及的助長を圖る方針である。

**地方改良事業** 農村の疲弊を匡救し、之が振興を圖る手段の一端として、各地方に於ける優良部落又は團體にして地方の教化改良に貢献し、其の成績顯著にして一般農村の模範とするに足るもの又は將來地方改良の實績を擧げ得る見込あるものに對し、昭和二年度以來、之が獎勵の趣旨を以て補助金を交付して來たが、昭和十三年度に於て補助金を交付して助成を圖りたるもの百四十箇所、三萬八千六百四十圓に及んで居る。

**朝鮮總督府中堅青年修練所** 朝鮮總督府中堅青年修練所は、半島特殊の事情を勘案して社會の指導的地位に立つべき中堅層の青年男女に對し、堅實なる國家觀念と鞏固なる國民的信念を涵養し皇國臣民たるの矜持を確保せしめ、内鮮一體の聖なる理想を以て實現すべき確乎不拔の精神力を練成し、郷黨に於ては同輩を率ひて青年の本來の使命を完了し、社會的には各種社會教化の指導に任ずべき有用の人物たらしむる目的の下に、内鮮一體の史實に由緒深き百濟の舊都忠清南道扶餘の靈地を斯の修練道場とし、毎年各道知事の推薦に依る青年男女五百名を五期に分ち交代入所せしめ必要な教養訓練を施し、一般青年の資質の向上に資すると共に各種社會教化施設の強化徹底に寄與せんとするものにして昭和十四年八月開所以來所定の修練を終了せる者百一名なり。

**婦人教養事業** 朝鮮に於ける中年以上の婦人は概して教養に乏しきを以て、模範部落其他中心人物ある地域より先づ婦人會、母姊會等起し、可及的教養上の施設の助成を圖ることとし、毎年補助金を交付して實績を收めてゐる昭和十三年度迄に於て優良婦人團體四百八十一に對し補助金を交付した。

**青年訓練所** 朝鮮に於ける青年訓練所規程は、昭和四年十月に發布されたものであるが、漸次各地に訓練所設置せられ、昭和十三年度に於ては其の數百十八(公立一〇六 私立一二)生徒數六千八百九十五人となり、中朝鮮人生徒は三千九百九十九人になつて居る。經費は公立十萬六千三百二十四圓、私立一萬一千六百八十四圓である。

●**郷校財産** 郷校財産とは文廟の祭祀及郷校の維持の爲設けられたる財産にして、主として地方儒林の鳩財及政府の下付したるもの等より成り、専ら文廟の維持と社會教化事業の施設に支出して居る。

●**經學院及明倫學院** 經學院は日韓合併當時御下賜になつた二十五萬圓を基金とし、明治四十四年に設置せられたものにして、經學の講究、風教徳化の裨補を目的として、朝鮮人青年に對し儒學の教授並に人格の陶冶を圖つて居る。昭和十三年度には經學院に對し國庫より十萬二千二十五萬圓を補助して其の事業の助成を圖つて居る。

●**明倫學院の經營** は地方郷校財産よりの寄附に依るものにして、昭和十三年度に於ける寄附金は總額一萬五百圓にして卒業生は二十一人、入學生は七人となつて居る。

●**國民精神作興** 緊迫せる時局に鑑み一般民衆の自覺奮起を促し、社會より弛緩せる空氣を排除し、生活を合理化し民心を質朴剛健に赴かしむる爲、全鮮舉げて強力なる運動を起し、以て府尹、郡守、島司等を動員し、又一方には中堅青年講習會を設けて青年層の奮起を促し、或は社會教化、巡回講演を行ひ、或はパンフレット、映畫、ラヂオ等にて該趣旨の徹底を圖り、更に國民精神作興に關する詔書演説記念日たる十一月十日には、全鮮に互り該詔書の奉讀式を行ひ、本府よりの自力更生に關する計畫に基づきて各種の教化運動を爲し、其の他凡ゆる機會を利用して其の效果の徹底を期して居る。

●**巡回講演** 學識經驗ある人士に囑託の上全鮮を巡回せしめ、直接民衆と接し自力更生、民心作興、心田開發を目標として、地方の振興、生活の改善等に關する講演を爲さしめつつあるが、支那事變發生と共に一般民衆に對し特に時局の認識、帝國の方針等を認識徹底せしめ、内鮮民團結して難局打開に邁進せしむる爲、内鮮知名の有力者多數を囑託して數次講演をなさしめたる結果多大の效果を收めてゐる。

●**パンフレットの刊行頒布** 社會教化、生活改善、思想善導、公民教育等に適切なる資料を蒐集して、屢々パンフレットを刊行頒布して來たが、昭和十二年度に於けるパンフレットの發行は十二種類、十七萬部に達した。

●**圖書館** 大正十二年京城に圖書館を設立し、漸次巡回文庫、大衆文庫等を設置し、昭和十三年度迄に官公私立圖書館の設けられたるもの二十八館に及び、民衆教化に貢獻する所大なるものがあり、將來は益々之が普及發達に力を致す方針である。

●**體育運動の奨励** 體育運動は社會教育上のみならず、内鮮融和上に益する所尠からざるに鑑み、青少年及學生生徒を本位とする體育大會、其の他體育奨励機關等の事業に絶えず奨励を加へ、補助金を交付して其の發達を圖つて居る。

●**尙一般民衆體育として普及せるラヂオ體操の顯著なる實績に鑑み、關係方面一致協力して之が普及に意を用ひて居る。而して各種社會一般運動團體を統轄助成し之が健全なる普及發達を期し、國民精神の昂揚に任ぜしむる爲に朝鮮體育協會をして之が統制に當らしめてゐる。**

●**國民精神總動員運動** 支那事變に依る長期戰對處の爲、國民を動員して時局認識を深化し、強固なる國民精神を練成する目的を以て半島民衆の總意に成る國民精神總動員朝鮮聯盟を結成し、次いで地方聯盟が組織せられた。而して其の末梢に於ける活動分子として、凡そ十戸を單位とする愛國班を結成し、内鮮人一體の國民精神總動員運動に邁進してゐる。

●**教化團體聯合會** 民間に於ける教化事業を振興して官の施設と連絡提携せしめ、更に各教化團體の協同團結を圖る爲、昭和八年 畏き邊りより教化事業奨励の思召を以て、御内帑金御下賜ありたるを機會に、各道單位に教化團體聯合會を設立し、更に前記御内帑金を基金として、其の經常費の全部を國庫より補助して朝鮮教化團體聯合會を設立し

昭和十年十月之發會式を行つた。之を以て中央地方相應じて官の施設と提携して其の效果を見るに至るべく、國庫よりは各道の聯合會に對しても補助金を交付して其の事業を助成するの計畫がある。

第二 臺灣 臺灣に於ける社會教育の概況は左の通りである。  
國語普及 公學校教育を受けざる者又は其の半途退學者に對して、國語を普及させる目的で國語講習所及簡易國語講習所が設けられて居る。

簡易國語講習所は農閑期の一箇月乃至六箇月を會期とするもので、昭和十四年五月末現在に於て八千七百三十八箇所に於て、講習生は五十萬四千三百十三人に達した。

國語講習所は一箇年乃至二箇年、年百日以上以上の教授をなすもので、昭和十四年五月末現在に於て六千三百八十八箇所で講習生は三十八萬七千三百四十八人を出した。

一般教化施設 國語普及及其他教化を目的とする團體として教化聯合會、青年團、青年學校、女子青年學校、少年團、部落教化振興團體、教化委員等がある。教化聯合會は各種教化關係團體を以て組織し、相互の連絡統制を圖り以て有機的活動を爲し教化の實を期して居る。

青年團は昭和十三年三月末に於て其の數七百五十團、團員二十六萬九千九百六十八人、女子青年團は六百九十二團、團員十七萬七百四十人、青年學校は昭和十四年七月末に於て其の數三十六で、生徒二千七百六十人に及び、又女子青年學校は五箇所で生徒百六十二人である。此の他昭和十四年九月には本島人青年學校五箇所を新設し生徒數三百二十五人である。少年團は昭和十三年八月各種少年團を統合して臺灣聯合少年團を結成したが各種の團數を通算すれば五百七團にして團員は十五萬千八百二十五人である。

尙各州廳に於て青年輔導教育の充實を圖つて居るが、昭和十四年五月末に於て所數五百四十七箇所、生徒及教習生三萬四千四百八十七人である。部落教化振興團體は五千四十五、教化委員は二萬九百八十一人にして、部落集會所は三千二百六十八箇所である。尙民衆體育施設としての運動場は昭和十四年九月末に於て九十五がある。映畫教育は四百二十八臺の映寫機を以て昭和十三年の一ヶ年間六千三百九十八回の無料映畫會を開催した。其の他社會教化事業を行ふものに高雄天主公會、孤兒院及總督府成德學院がある。前者は今より約七十年前スベイン人ドミニエルなる者が創立したもので一般孤兒の教養に當り、後者は臺北市に近き七星郡内湖庄に在つて不良少年の感化教育に當つて居る。

尙臺灣教化團體聯合會、臺灣教育會、臺灣教化事業獎勵會、臺灣濟美會、伊澤財團等の外、地方廳に於ける臺北州教化聯合會、新竹州教化聯合會、臺中州教化聯合會、臺南州共榮會、高雄州教化聯合會等の教化團體があり、宗教的教化團體は昭和十三年末に於て百九十八を算する。

圖書館及博物館 官立圖書館には臺灣總督府圖書館があり、公立圖書館には州立二、市立六、街庄立七十四があり私立は四館ある。官立博物館には文教局附屬博物館があり、公立としては基隆、臺中、臺南、嘉義、臺東に各一箇所ある。

高砂族の撫育教化 總督府は高砂族の進化の程度に従ひ、緩急宜しきを制して之が保護取締の途を講じ、治安を維持すると同時に教育、衛生、交易、授産及土木等の方面に向つて鋭意努力し、以て其の向上と蕃地の開發とに努めて居る。即ち高砂族兒童の教育機關としては公學校の外、特に蕃地に於ける兒童の爲に警務局主管の教育所がある。昭和十四年四月末現在に於て教育所百八十一、在學兒童九千二百四十四人を收容して居る。公學校に在學する兒童は七



千二百五十二人で、小學校に共學する兒童も三十九人に達して居る。又醫療機關としては公醫三十九人、療養所百九十二にして専ら高砂族の診療に當らしめて居る。尙蕃地に於ける道路の開鑿は高砂族の教化及蕃地の開發に寄與するところが多いので、總督府は銳意道路政策に努力して居る。

**第三 樺太** 樺太に於ける社會教育施設は、青年團、青年訓練所、體育運動團體、圖書館、博物館、教育會及樺太教化事業獎勵會等がある。

昭和十三年末に於て青年團は團體四百四十九、團員一萬五千五百五十九人、青年訓練所は其の數七十八、生徒六千三百三十三人にして、體育運動團體は百二十二である。圖書館は二にして、昭和十三年度中の閱覽人員は四萬五千三百四十四人である。博物館は一にして昭和十三年度中の觀覽人員は一萬三千二百八十八人を算し、夫々教化の實を期して居る。教育會は元各支廳の下に獨立した教育會があつたが、是等を統一するの要あるに鑑み、大正十三年新に町村毎に教育會を置き、更に支廳に管内を統一したる教育會を創設し、之を聯合して樺太廳内に樺太教育會を設置し、専ら斯道の獎勵を圖つて居る。

樺太教化事業獎勵會は大正十四年當時陸陛下御成婚二十五年度の御祝儀に當り、教化事業御獎勵の思召を以て御下賜ありたる恩賜金を以て之が 聖旨に副ひ奉る爲、昭和六年設立し社會教化に盡力して居る。

**第四 南洋群島** 南洋群島に於ける社會教育施設は、南洋群島教育會、青年校、青年團、中年團、婦人會、同窓會、尙武會及少年團等がある。

昭和十三年四月末現在に於て教育會は七、會員九百三十七人、青年校一、生徒四十四人、青年團は六十四、團員八千七百七十六人、中年團は三、團員三百九十一人、婦人會は一、會員二百人、同窓會は七、會員一千六百十三人、尙

武會は一、會員三十二人、少年團は四、團員三百六十六人あり、夫々之が目的達成に努めて居る。

### 第三節 神社

**第一 朝鮮** 朝鮮に於ては大正四年八月、府令を以て神社に關する諸規定を發布し、次いで大正六年三月神詞の設立其の他に關する規定(府令)を設けたのであるが、爾來敬神思想の興隆に伴ひ神社制度の整備確立を促すに至りたるを以て、總督府に於ては時勢の進運に鑑み、昭和十一年八月神社法規の全般に互つて根本的改正を加へ、以て國幣社に關する職制其の他の確立を見、又新に道府邑而より幣帛供進の制度を確立するに至つたが、尙同時に京城神社並に釜山府鎮座龍頭山神社の兩社をば國幣小社に列格仰出され、續いて昭和十二年五月には平壤神社及大邱神社の兩社も國幣小社に列格仰出された。昭和十三年末現在に於ける神社の數は、官幣大社一、國幣小社四、爾餘の社五十八、神祠三百二十五である。尙朝鮮全土の總領守として、京城に創建せられたる官幣大社朝鮮神宮は天照大神及明治天皇の御二柱を勸請し奉り、大正七年度より國費經營の繼續事業として工程を進め、同十四年九月を以て全部の竣功を告げ、十月十五日鎮座祭を執行せられた。爾後毎年十月十七日を以て例祭日と定められ、勅使御差遣の事に治定せられて居る。

**第二 臺灣** 臺灣に於ける神社は總て領臺以後の建設に係り、其の數官幣大社一、官幣中社一、大縣社十一、郷社四、無格社三十八である。又神社としての物的要素を具備しない社百十八、遙拜所五が各地に散在して居る。而して官幣大社臺灣神社は臺北市東北約一里の劍潭山の中腹に在り、大國魂命、大己貴命、少彥名命、能久親王の四神を奉祀してある。明治三十三年内務省告示第八十一號を以て創建のことが發表せられ、翌三十四年十月鎮座式が行はれた。爾

來毎年十月二十八日を例祭日と定められて居る。尙臺灣神社は御鎮座以來相當年月を經過し社殿の朽壞が甚しいので昭和十二年度以降四ヶ年經費二百萬圓の繼續事業として御遷座造營のことに決定し目下工事進行中である。

**第三 樺太** 樺太に於ては明治四十四年全島鎮座の大祀として官幣大社樺太神社が建立せられ、爾來豊原、眞岡大泊、泊居其の各地に相次いで産土神社の建立を見、現在其の数は百二十六社に及んで居る。而して官幣大社樺太神社の祭神は大國魂命、大己貴命、少彥名命の御三柱で、明治四十四年八月豊原の東郊旭ヶ岡に鎮座せられた。毎年樺太始政記念日たる八月二十三日を以て大祭日と定められて居る。尙縣社として豊原に豊原神社、大泊に亞庭神社眞岡に眞岡神社があり外に明治三十七、八年戦役に北道軍に従つて戦歿せる勇士及昭和六年乃至九年事變に當り護國の鬼と化した本島出身者の英靈を齎き奉る樺太招魂社が昭和十年に建設せられ、昭和十四年四月之が名稱を樺太護國神社と改められ毎年八月二十五日を以て大祭日と定められて居る。

**第四 南洋群島** 南洋群島に於ける神社は總て大正三年軍事占領後の建設に係り、昭和十四年四月末現在に於ける數は無格社八である。是等の神社の御神體は何れも伊勢大廟より分遷し奉つたものである。尙全群島鎮護の大祀としての南洋神社を目下パラオ島コロールに造營中である。

#### 第四節 宗教

**第一 朝鮮** 朝鮮に於ける宗教は神道、佛教(在來佛教及内地佛教)、基督教の三である。

**佛教** 朝鮮在來佛教は今より凡そ千六百前、高句麗小獸林王二年支那東晋より傳はり、百濟、新羅を経て高麗の末期に至るまで歷朝の保護に依つて頗る隆昌を極めたが、李朝に至り其の隆盛に伴ひ弊害百出せるに鑑み、専ら儒學を

獎勵して寺刹の新設竝に良民の僧侶となるを禁ずる等抑壓を加へた結果、特別の保護の下に在る以外の寺刹は多く荒廢に歸し復古興隆するの力なくして歲月を送つて來たが、李太王の甲午の改革に依り信教の自由を得ることとなり、更に日韓併合後明治四十四年寺刹令の施行に依つて僧侶の地位は保障せられ、寺刹の財産は其の保有を鞏固ならしめ數百年來沈衰せる佛教は茲に漸く蘇生の觀を呈するに至つた。爾後漸次布教、興學に努めて居り、又内地佛教各派に於ても漸次朝鮮の布教に著手するに至つて居る。昭和十三年末現在に於て寺刹一千三百三十五、僧尼七千二百五十四人、信徒(朝鮮人)十九萬四千六百餘人を有して居る。

**基督教** 朝鮮に於ける基督教の傳播は十八世紀の中葉、朝鮮より清國に使した者が、北京に於て天主教の聖書を購入して之を傳へたのが濫觴である。初め天主教は京畿道を中心として傳播したが、其の教義が朝鮮固有の祖先禮拜の風習に反するものとして李朝の正祖は之を嚴禁し、教徒は峻刑に處し、書籍は悉く沒收し且つ輸入を禁ずる等所謂迫害時代を現出した。其の後歐米の宣教師の朝鮮に渡來したるは憲宗二年(一百一十一年)佛國人ピエル・モーバンにして、其の他二名の宣教師が渡來したが、壓迫は依然たるものであつた。然るに李太王十九年歐米諸國との外交關係が成立し、従つて基督教の布教を默認したので天主教も亦漸く致勢を回復し、其の後新派基督教も漸次渡來を見るに至つた。

次に布教規則に依つて公に認められた宗教は神道、佛教(内地佛教及在來佛教)及基督教の三である。神道各派は天理教、神理教、金光教、神習教、大社教、扶桑教、神道、黒住教、實行教、御嶽教及神道修成派の十一派がある。以上各派を通じて昭和十三年末現在に於ける布教所は三百一箇所、布教者六百十三人、信徒九萬五千九百餘人、内朝鮮人二萬一千餘人である。



佛教は内地佛教の眞宗、日蓮宗、淨土宗、眞言宗、曹洞宗、臨濟宗、黃蘗宗、天台宗、華嚴宗に屬する二十八派と叙上の朝鮮在來の佛教とがある。

内地佛教寺院布教所は七百二十七箇所、僧侶及布教者七百八十九人、信徒内地人二十九萬四千四百餘人、朝鮮人一萬五千三百餘人を有して居る。

基督教は明治十六年中朝鮮政府と英國との通商條約に依つて、其の禮拜堂を設け宣布することを許されて以來、各國は之が布教に従事するに至つたもので、朝鮮耶蘇長老教會、天主教教會、基督教朝鮮監理會、聖公會等總て十九派あり、昭和十二年末現在に於ける布教所五千八百八十五箇所、布教者及宣教師四千九百四十九人、信徒舊教十二萬二千二百餘人、新教三十七萬八千五百餘人を有して居る。

第二 臺灣 臺灣に於ける宗教の主なるものは儒教、道教、佛教、基督教、神道及其他の神佛又は祖先を祭祀する團體である。

儒教 儒教は其の傳來古く、今日に於ても内地、支那に於けると同様、本島社會道德の維持上に大なる勢力を有して居る。而して純然たる儒教に屬するものとしては文廟、節孝祠、祖廟等がある。

道教 道教も亦古くより傳來し島民の信仰するところであるが、純粹に道教に屬する寺廟は極めて稀にして、道教本來の神を主神本尊とするものであつても、儒教所屬の神靈又は佛教所屬の觀音等を從祀、配祀として祀つて居るものが多い。而して是等の神佛も亦殆んど道教の神の如く祭祀せられて居る。

佛教 臺灣に於ける佛教には領臺前傳來したものも領臺後傳來したものとの別がある。領臺前の佛教は南方支那の佛教と同じにして、其の寺院は大抵鼓山湧泉寺或は怡山長慶寺の末從の開拓に係り、傳燈に於ては概ね禪宗に屬する

が内地の禪宗の如く純粹なるものではなく、其の内容は淨土に傾き坐禪の外に念佛を兼ねて居る。尙領臺前に傳來した佛教の一派に齋教がある。明朝の頃に禪宗より變胎したもので、教義は一般佛教と異ならないが、佛教の教義以外に儒道の教義を加味したものが多く、其の徒の僧侶と異なる點は出家せず法服を纏はず頭髪を剃らず、一般の俗人として市井に生業を營み、其の身を持つること嚴正にして能く戒律を守ることである。齋教には先天、龍華、金幢の三派がある。領臺後は内地の佛教各宗派である天台宗、眞言宗、淨土宗、臨濟宗、曹洞宗、眞宗、日蓮宗等が、島内各地に寺院、布教所を設けて布教傳道に努めて居る。

基督教 領臺以前より布教に従事したものは天主教教會、長老教會の二にして、西曆一千六百二十七年、和蘭宣教師カンチウスが天主教を南部臺灣に傳へ、之と前後して西班牙宣教師も北部臺灣に渡來し、銳意土蕃の教化に努め一時隆盛に赴いたが、後一千六百六十年、鄭成功の占據と共に基督教は一旦其の跡を絶つに至つた。後約二百年を経て一千八百五十九年、西班牙人は再び本島に於て天主教の布教を企て、ゼンス博士を派遣し爾來幾多宣教師の努力に依つて各地に教勢を擴張するに至つた。次いで一千八百六十五年には蘇格蘭長老教會、一千八百七十二年には加奈陀の長老教會より宣教師が渡來して布教に努めた。領臺後は日本基督教會、組合教會、聖公會、聖教會、救世軍及日本メソヂスト教會の六派が布教に従事し、日本基督教會及聖公會が最も古い。

神道 神道は全く領臺後に行はれたものにして、神道十三派中現に本島に傳來したのは天理教、金光教、神智教、御嶽教、實行教、大社教、扶桑教、神理教及神道の九派にして、就中天理教の教勢が最も振つて居る。

神佛又は祖先を祭祀する團體 臺灣に於ては古くより神明會及祖公會なるものがある。神明會は身分の相同じき者即ち讀書人、同業者、同郷人、同姓者等の關係に縁つて、數名乃至數百名の同志が或る神佛を祭祀するを目的とする

團體にして、同時に副目的として會員相互の利益を進め、親睦を圖り、同業者間の規約を明かにし、共同財産の利用を圖り、道路、橋梁、義渡の保存を計るなどのものである。

祖公會は略々神明會と似たものがあるが、唯會員の資格は同姓又は同宗の者に限り、且つ祭神は必ず其の會員一同の共同祖先でなければならぬ。

昭和十三年末に於ける前述各宗教の現況を數字的に示せば左の通りである。

佛 教	神 道	基 督 教	寺 院	説教所及教務所	布教師數	信 徒 數
六一	一	一	六	一	一七二、九八五	一七二、九八五
二二〇	八三	二六〇	一	一	一六五	三一、二五七
一三〇	一	一	一	一	二六八	五三、九〇〇

尙此の外齋堂二百三十三、寺廟三千四百七十一、神明會六千二百九十八がある。

**第三 樺太** 樺太に於ける宗教は領有前はギリシヤ正教會であつたが、領有後内地の各宗派の布教師續々渡來し、各地に寺院、布教所を設けて布教傳道に努めた結果年を逐ふて盛んとなり、信徒の數も亦増加して居る。

宗教は大體神道、佛教、基督教の三にして、神道に屬するものは神道、黒住、天理、金光及大社の五派、佛教に屬するものは眞宗、日蓮、曹洞、眞言、淨土、天台の六派、基督教は日本聖公會、日本メソヂスト教會、日本基督教會、ホーリネス教會、救世軍及天主公教會の六派がある。昭和十三年末現在に於ける概況は左の通りである。

佛 教	神 道	基 督 教	寺院及布教所	僧侶及布教師	信 徒 數
五八	一	一	一	一	二四、二五六
一一五	一	一	一	一	四八、九〇八
一一七	一	一	一	一	一一七

基 督 教

一三

一五

一三〇三

第四 南洋群島

南洋群島に於ては古來土人には特に宗教と名づくべき程のものなく、唯所謂トウテム (totem) 信仰にして或る動物を一族の祖神と爲し、又は或る植物を神聖樹として崇拜するが如きものがある。

西班牙及獨領時代より基督教師の傳道の結果漸次基督教を信仰する者多く、佛教はサイパン島及パラオ島に布教所を設け専ら布教に従事して居る。昭和十四年四月末日現在に於ける概況は左の通りである。

基 督 教	佛 教	天 理 教	寺院又は教會(布教所)	宣教師(修道士及傳道士を含む)	信 徒 數
一五二	三八	三	一	一	四〇、九一九
一五二	三八	三	一	一	四三、八七七
一五二	三八	三	一	一	一五三



## 第四章 警察、衛生、社會事業及兵事

### 第一節 警察

第一 朝鮮 朝鮮の警察制度は大正八年に至る迄は憲兵警察の制を採り、朝鮮駐劄の憲兵司令官である陸軍將官を以て警務總長とし、各道の警務部長も亦憲兵佐官を以て之に充て、警務總監部、警務部及警察署は總て一般の行政と共に系統を異にしたが、大正八年八月の官制改革に依つて總督の兵權を解くと共に警察制度に付ても憲兵警察を廢して文官警察の制を採り警察事務も亦一般行政と同様之を總督及道知事の權限に屬せしめた。(大正八年勅令第三百八十七號に依り改正)即ち現行警察制度に於ては總督府に警務局を置き、警務局長をして警察及衛生に關する事務を掌理せしめ、各道には警察部を置き道事務官を以て部長に充て、各府、郡、島には警察署を、其の下には派出所、駐在所出張所なる警察機關を配置して各警察及衛生事務を掌らしめて居る。

次に朝鮮の治安狀況は大正八年三月一日に起つた騒擾事件後一時平靜を缺き不安の氣四方に漲り屢々兇暴行爲が敢行せられたが、其の後警察制度の一大改革を行ひ、鋭意警察力を充實し撫育に努めたので不穩策動漸く鎮靜し、時日の経過と共に一般民衆も迷夢から醒め曾て不逞行動に参加したる者も前非を悟つて歸順する者が續出するに至つた。併しながら一部には尙此の大勢を辨へず民族的偏見に捉はれ在外不逞者の使喚により屢々妄動を繰り返へし、或はコミンテルンの魔手に操られて不軌の行動に出づる者等もあつたが、之等も國內人心が安定し國外に於ける不逞團の聲望衰へると共に漸次屏息の狀態に陥つた。たゞ國境地方だけは對岸に根據を有する匪賊の出沒尙跡を絶つに至らず

殊に昭和十一年東北抗日聯軍組織されるに及んで之等大小の兵匪、鮮匪等は其の傘下に參じて共匪化し主として北滿蘇國境三江省及南滿東遼道一帶の地區に漸次勢を得んとしつつあつたので、朝鮮側に於ても滿洲國軍警及關東軍の討伐に呼應して匪賊情報の交換越境討伐等適時緊密なる連絡の下に國境地方の肅正に協力したる爲着々實績を挙げ來つたが支那事變以來再び活氣を呈し形勢樂觀を許さざるものがあつて昭和十三年中に於ける對岸匪賊の出沒は三、八九八回延人員二三五、七八七名、被害殺人三九一名、傷害五三九名、拉去三、六四二名にして出沒回数に於て減少せる外他は何れも激増を來せるを以て國境警察官は其の鎮壓防備に寸隙もない状態である。

尙犯罪狀況を觀れば往時の朝鮮は強盜、殺人等殘忍性のものが他の犯罪に比し多かつたが、近時犯罪の主なるものは財産犯で其の約五割を占め、就中窃盜が最も多く詐欺、横領等の智能犯罪之に次ぐ、右の外廣告詐欺特約販賣豫約等に藉口する犯罪並に不正行爲取引眞似の賭博的犯罪、阿片「モルヒネ」「コカイン」等の密輸移出入其の他小作爭議、勞働爭議及思想犯罪暴力行爲に關する犯罪がある。

通貨偽造に關する犯罪は多く鮮外に於て行はれ、國境方面より搬入されるもので又所謂時局標榜の犯罪は主として海外に往來したるもの又は國境對岸與地に潜在する不逞の徒等が時々越境鮮内に侵入し來るも徹底せる取締により殆んど其の影を見ざる狀況である。

尙鮮内の犯罪發生及檢舉件數は左表の通り

犯罪發生及檢舉年比較表 (罰決を除く)

區	分	強	盜	窃	詐	欺	恐	喝	橫	領	其 法上ノ 他罪	計
昭和十一年	發生	七五〇	六八八	四〇三	三三六	三五六	七五〇	三三六	三三六	九〇二	一〇、二〇〇	一〇、二〇〇
昭和十二年	發生	七五七	七〇一	三三〇	三三〇	三三〇	八二〇	三三〇	三三〇	八八〇	一〇、三〇〇	一〇、三〇〇
昭和十三年	發生	五三三	六〇七	三三〇	三三〇	三三〇	七三九	三三〇	三三〇	八三〇	一〇、三〇〇	一〇、三〇〇
	檢舉	四八三	四七三	三三〇	三三〇	三三〇	七三九	三三〇	三三〇	八三〇	一〇、三〇〇	一〇、三〇〇

第二 臺灣 臺灣に於ける警察制度を觀れば明治三十三年第三代乃木總督の所謂三段警備の方法(註一)に依る警察制度廢止以來、種々の變遷を経て大正九年の地方官々制の改正に依つて現行警察制度が整へられるに至つた。而して各州には警務部、廳には警務課、郡には警察課、市には警察署を置いてある。州下には郡警察課、警察署を、廳下には郡警察課又は支廳を、警察署、郡警察課、支廳の下に派出所を置き、更に郡警察課の下に駐在所を置き、處によつては分室を置いてある處もある。尙郡守に警察權を付與せるは臺灣の特殊事情に基く地方警察制度の特質である。

(註)「三段警備」の方法とは山地に居る土匪は軍隊が警備すること、村落の警備は警察其の任に當り、山間と村落との中間は憲兵と警察官との協力警備に依つたと云ふ方法であつて、該制度は存續數箇月にして第四代兒玉總督の時に至り廢止となり、同時に純然たる文官警察制度が布かるに至つた。

臺灣に於ては特に保甲條例(明治三十一年律令第二十一號、改正明治四十二年律令第五號)に依つて、舊慣を參酌して地方の安寧を保持せしむる爲本島人に對し保甲制度を設けた。

保甲制度は支那に於ける保甲の制度に則り、一定の戸數に依つて保及甲と稱する隣保團體を編成し、該團體内に於

ける警察の下級補助機關として警察事務を行ふことを以て其の主要なる任務となし、兼ねて下級行政事務をも輔佐せしむる。其の組織は凡そ十戸を以て甲と名づけ、凡そ十甲を以て保とする。而して保には保正、甲には甲長を置き、何れも公選の上保正は所轄郡役所、支廳又は警察署を経て知事又は廳長の認可を受け、甲長は保正を経て所轄郡守、支廳長、警察署長の認可を受ける名譽職である。保正は所轄郡守、支廳長、警察署長の指揮監督を受け保内の安寧保持の任に當り、甲長は保正の指揮監督を受けて甲内の安寧保持に任ずる。且つ保正及甲長は市尹、又は街庄長の指揮を受けて保内に於て市尹又は、街庄長の職務を補助執行する。

又保及申の人民をして相互に戒飭せしむる爲各々連坐の責任を負はしめ、其の連坐者を罰金若くは科料に處することを得る。更に保甲制度の目的を貫徹せしむる爲の補助機關として壯丁團がある。壯丁團は一保毎に編成するの通例とする。而して壯丁は區域内の居住民中、十七歳以上四十歳未満の男子にして身體強健なる者を選抜し、匪賊竝に水、火災の警戒防禦の任に當るものである。昭和十三年末現在に於ける保数は五千六百四十九、甲数は五萬三千九百十二壯丁團数は千三十五、團員四萬八千七百四である。

次に治安状況を觀れば臺灣の匪亂は大正四年に於ける臺南西來庵事件を以て最後の幕を閉じた。爾來教育産業を始め各部の行政を整備し、只管保護指導に努めたる結果島民其の培に安んじ、匪賊の横行、生命財産の危険は昔日の夢と化し、全島民衆茲に始めて我が統治を謳歌し文運日に隆昌の域に進んだ。當時我國は歐洲戰亂の影響に由り經濟界の好況逐年高潮に達し、本島も亦同様の景況を呈せるを以て都鄙を通じ島民の經濟力は隨て膨脹し生活狀態も著しく向上改善せられた。

而して、大正八年文官總督の蒞任せらるるや本島が帝國憲法治下の領土たることを宣したると共に、自治を施行し

議政機關を設け参政權を付與し、又内地法を其の儘臺灣に施行するを原則として島民の權利を伸張し、名實共に差別待遇を撤廢し、内地延長主義の實を擧げ、其の他各般の行政施設の充實、産業の發達、教育の普及に努めたる結果、益々民衆の向上發展を促し、島民は其の分に安んじ致々として其の業に勉勵し、只管聖代の康寧と幸福とを謳歌し一般民情は概ね平靜である。

一面社會運動を觀るに歐洲大戰後、世界の弱小民族を風靡したる所謂民族自決思想の流入は支那の青年學徒を覺醒せしめ所謂「五、四運動」として黎明支那に刺戟を與へ、相次で發生せる民族運動は直接間接本島に波及し之に共鳴して島民の覺醒團結を鼓吹するが如き言動を爲す者頻出し、又一面急進矯激なる思想の擡頭を觀たるも、當局者の不斷の取締と屢次の徹底的檢舉と相俟つて、左翼運動は完全に根幹を斷ちたると共に民族運動も亦其の形を潜めるに至つた。殊に今次支那事變の勃發を見るに及んで所謂皇民化運動に一段の拍車をかけ島民は聖恩の廣大なるに感激して一致團結して銃後の護を強固ならしむることに努めてゐる。

臺灣に於ける犯罪状況も、人口の増加が延いては各人の生計を困難ならしめたと共に、他面文化の進展、道義心の弛緩等の諸原因と相交錯して犯罪も逐年増加の傾向にある。曾ては人文の開けなかつた結果、犯罪にも單純殺伐のものが多かつたが、近年その手段方法も漸次智能的専門的となり罪證湮滅の手段も亦著しく巧妙になつたことも瞭である。

詐欺横領の如き智能的犯罪は人智の向上に隨伴するものであり、傷害、賭博の多數なるは民族の性情と風俗の水準を思はしむるものがある。尙此の外に臺灣の特殊犯罪として阿片令違反及通貨に關する犯罪がある。

島内の犯罪發生及檢事件数は左表の通りである。

第二編 外地 第四章 警察、衛生、社會事業及兵事

犯罪發生及檢舉累年比較表

區分	放火	偽文	造書	強盜	窃盜	詐欺	恐喝	横領	賭博	殺人	傷害	其ノ他刑	計
昭和十一年 檢舉	七五	四三	四三	七	二四六	一七五	四一	八五	二、二六	七	四三	七、九	七、六
昭和十二年 檢舉	五七	四三	四三	六	二四六	一七五	四一	八五	二、二六	七	四三	七、九	七、六
昭和十三年 檢舉	六六	四三	四三	五	二四六	一七五	四一	八五	二、二六	七	四三	七、九	七、六

第三 樺太 樺太に於ける警察權は初め憲兵隊の執行するところであつたが、樺太民政署の開設と同時に同署に移管することとなつた。明治四十年四月樺太廳設置と共に警務課を設けて警察事務を分掌せしめ、又支廳長をして警察事務を執行せしめたが、爾來官制の變遷を経て大正二年に至り現在の警察部が設けられ、長官の指揮監督の下に警察部長之を掌理し、大正七年の官制改正に於ては支廳長より警察事務を分離し、管内樞要の地に警察署及警察分署を設置して専ら警察及衛生の事務の執行に任じ、昭和二年警察分署廢止せられ之を警察署に昇格せしめて今日に至つた。斯くて現在は警察部に警務課、保安課、刑事課、高等警察課、衛生課、警防課及警察官練習所の六課一所が設置せられてゐる。

次に治安狀況を觀れば樺太は先住民族少く其の大多數は内地よりの渡來者にして人情風俗亦一樣ならず、其の他事業の推移に伴ひ人口の移動免れざる爲、愛郷土着の觀念に乏しく動もすれば植民的氣風に驅られ放縱無節制に流れ、違法の觀念に乏しき傾向ありたるに依り、警察力の擴充、生活の善導を圖り以て本島治安を完からしめ植民の本義に副ふべく努力してゐる。

本島は内地人の外朝鮮人、支那人等の渡來せる者ありて多くは勞働者の群に投じ、流浪居住常なきものにして環境上思想惡化し往々不穩の行動を爲す者あり旁々隣接露領よりする共產主義の侵入の虞れもあるを以て一層嚴重なる取締を勵行して居る。

樺太に於ける犯罪は森林、漁業及阿片に關する犯罪を除き其の種類、態樣傾向等は殆んど内地と異るところなく窃盜、詐欺、横領等の財産犯は常に刑法犯の七割餘を占め一方殺人、強盜、強姦、放火等の重要犯罪は逐年増加の傾向を辿りつつあつたが、豫防取締の徹底と支那事變以來島民の緊張自誡の結果最近は漸減の兆を見る様になつた。尙島内犯罪の被害及檢舉件数は左表の通りである。

犯罪被害及檢舉累年比較表 (即決を除く)

區分	放火	強盜	窃盜	詐欺	恐喝	横領	賭博	傷害	其ノ他刑	計
昭和十一年 被害	六七	一〇	二五九	一、九三	三三	六七	四七	六六	一、二七	六、七
昭和十二年 被害	一〇	一〇	二五九	一、九三	三三	六七	四七	六六	一、二七	六、七
昭和十三年 被害	一五	一〇	二五九	一、九三	三三	六七	四七	六六	一、二七	六、七

第四 南洋群島 南洋群島は大正三年帝國海軍が占領するや直ちに軍政を布き、トラツク島に臨時南洋群島防備隊を設け、樞要の地に守備隊を置き其の兵員を以て地方警備に當らしめた。其の後大正四年守衛の制度を設け、主とし

て後備備憲兵下士上等兵より之を採用して各守備隊に配属し、専ら警察、衛生行刑の事務に當らしめた。大正六年守衛の名稱を警吏と改め判任待遇とした。大正七年には臨時南洋群島防備隊條例を改正し、防備隊に民政部を設けて之に警務課を置き文官たる海軍事務官長及海軍事務官を以て各其の長に充て、更に守備隊所在地に民政署を置き海軍事務官を以て署長とした。大正八年に至り更に前記警吏の外に、判任官たる海軍警吏を民政部及民政署に配置し、大正十年には是等の名稱を各々海軍警部、警部補及巡査と改めた。是より先大正七年民政署を設くるに當り、巡警の職に島民より採用して島民に對する警察、衛生及行刑の事務を補助せしめた。

南洋廳設置以來警察制度に多少の變改はあつたが、現在は警視一名を置き長官の指揮監督を承けて群島の警察、行刑及衛生の事務を掌理せしめて居る。地方に於ては各支廳及支廳出張所に警務係を置き、其の下に各樞要の地に警部補派出所、巡査駐在所及巡査派出所を置き、警部、警部補、巡査部長、巡査及巡警を配置して局部的に警察事務を執行又は補助せしめて居る。

群島島民は概ね柔順なりと雖ボナベ島民は嘗て獨領時代道路賦役の頻繁なるに激し一村結束して、官憲に反抗し突如知事以下當路の官吏を殺戮し兇暴を逞ふし、軍艦の出動に依り漸く鎮壓するを得たる事例あるも、帝國統治後苛斂誅求を嚴に戒め緩撫至らざるなく恩威並び行はれて皇澤を謳歌し、皆其の堵に安んじ政令克く行はれ居るを以て未だ嘗て如斯不祥事の發生を見ず。治安の状況極めて良好なり。

然れ共、近年産業の開發に伴つて勞働者其他の人島激増し中には不良分子介在し動もすれば煽動的不穩の言辭を弄し或は粗暴の行動に出で、質朴なる移住民の思想を悪化せしむる傾向なきにしも非ざるを以て嚴重に之を取締を勵行せしめて居る。

群島の犯罪は概して其の態様單純である。唯群島は島民に對しては特別の場合を除き一般に酒類の飲用を禁止した結果之が取締規則違反者多く、又文化の浸潤に伴ひ物欲頗る加り窃盜罪著しく昭和十三年に於ては全刑法犯の三〇%強を示して居る。

尙島民は嘗て貞操、羞恥の念乏しく猥褻、姦通又は之等の目的に出づる住居侵入等の犯罪少くなかつたが、近時教化の普及に因り逐年其の數を減じたるは慶ぶべき現象である。

然し、一面人智の開發に伴ひ智能犯漸く現はるるに至つたのと、従前殆ど其の例を認めなかつた邦人に對する殺傷強盜、住居侵入等も時に發生するに至れることは注目し得る。

尙群島内の犯罪及檢事件數は左表の通りである。

犯罪發生及檢舉年比較表 (即決を除く)

區分	昭和十一年 檢舉發生	昭和十二年 檢舉發生	昭和十三年 檢舉發生
放火及失火	九	二	七
偽文造書	九	〇〇	二
殺人	七	五	〇〇
強盜及窃盜	八八〇	六八四	六六三
詐欺及恐嚇	五八〇	二七四	四七一
横領	〇〇	一	〇〇
賭博及富籤	二二	四四	三三
其ノ他	七七八	〇〇八	九九四
酒類取締規則違反	五三三	七七〇	六七一
其ノ他行政規則違反	四六六	二二九	三三四
計	一、四〇七	一、〇九四	一、〇六六

第二節 衛生



**第一 朝鮮** 朝鮮は由來傳染病や地方病の流行絶ゆることなく、又各種の寄生蟲病殊に肺チストマ、十二指腸蟲病各地に蔓延して居る状態であつたので、總督府は始政以來衛生施設の改善發達に努め、先づ飲料水の改良方法として京城水道の買収擴張を行ひ、又仁川、平壤、鎮南浦各水道の敷設を完成し、釜山、木浦、群山、元山其の他市街地三十三箇所に對し工費の半額以上を補助して水道敷設を助成し、又各道に補助して共同井戸の掘鑿を奨励し、傳染病及獸疫の豫防に付ては毎年多額の國費を支出して機宜の措置を講じ、種痘を勵行して、著しく其の病勢を局限し、又除穢事業其の他一般保健衛生の取締に付ても亦常に之を勵行し、諸般の施設の進捗と共に稍々衛生状態の面目を改むるに至つた。今傳染病に付て最近三年間の概況を示せば左の通りである。即ち昭和十一年に於ては患者總數一萬七千八百六十九名(死亡三千三百二十一)、昭和十二年には患者一萬四千七百十八名(死亡二千七百三十七名)、昭和十三年に於ては患者一萬五千六百五十一名(死亡二千六百八十名)を示してゐる。而してその中首位を占むるものは腸チフスの患者五千八百五十五名(死亡九百六十五名)にして赤痢の發患者四千九百五十七名(死亡八百八十名)に次ぎ、更にチフテリアの二千四百九十名(死亡五百十三名)の順となつてゐる。

總督府は京城帝國大學附屬醫院、京城醫學專門學校附屬醫院及鐵道病院を、全羅南道小鹿島に痲瘋養所たる小鹿島更生園を設け、各道には道内樞要な箇所に道立醫院を設置せしめ、又疆内各地に警察醫及公醫を配置して診療に當らしめて居る。

昭和十三年末の狀況を示せば、醫院百四十九(官立四、公立五〇、私立九五)、醫師二千九百三十一、醫生三千七百八十三、限地開業醫三百五十六、齒科醫八百七十九、藥劑師四百九十四、產婆一千九百三十五、看護婦一千八百四十三である。

**第二 臺灣**

臺灣は一般に不健康地の如く解せられて居るが、衛生設備の完成と衛生思想の普及と相俟つて近年其

の面目を一新し、ベストの如きは大正七年以來全く之が發生を見ない。又痘瘡は防疫豫防網の完壁を期し、昭和十年及昭和十一年の各二名の如き早期發見に依り發病患者を最少限度に防退したるものにして之皆對岸よりの輸入に因るものである。尙法定傳染病の最近の概況を示せば昭和十一年には發病患者數三千二百三十六名(死亡七百六十名)、同十二年に於ては二千八百三十二名(死亡六百二十二名)、同十三年には三千三百六十三名(死亡八百二十二名)となつてゐる。次に衛生施設に就て觀るに、總督府は上水に關しては主要都市に水道を設け、昭和十三年度末に於て既に竣功したものの百箇所ある。又下水に就ては本線を暗渠に、支線をU字型開渠式とする設計を爲し、明治三十二年下水規則を發布して之が普及に努めた結果、現在に於ては如何なる小都市に於ても之が施設を見るに至つた。其の他屠畜場の設置住宅改善、飲食物類の取締を行つて居ることは勿論である。

臺灣に於ける昭和十三年末現在に於ける主なる醫療機關は、官立醫院十四(他に臺北帝大附屬醫院一あり)、公立醫院十八、私立醫院二百三十八、醫師(官衙奉職九十五、官公立醫院奉職二百九十一、開業醫千三百二十一、公醫二百七十二)齒科醫(官衙奉職六、官公立醫院奉職十、開業醫三百九十四、藥劑師(官衙奉職二十八、官公立醫院奉職五十四、開業醫百三十二)、醫生百六十三、產婆千七百九十六、藥種商二千二百四十一製藥者二十四等である。

**第三 樺太** 樺太には由來風土病と稱するものなく、傳染病の如きも時に少數の發生を見ることあるも部分的にして、殊にコレラ、ベストの如きは未だ曾て發生を見ざる状態である。

輓近拓殖の進展に伴ひ交通機關の發達及人口の増加著しく、従つて交通亦頻繁を加へ各種病菌の傳播の機會多く、傳染病は漸次増加の傾向に在る爲之が豫防撲滅に努力したる結果、昭和十一年發患者九百三十三名(死亡百四十八名)同十二年には八百十八名(死亡九十四名)にして漸減を示しつゝあつたが、昭和十三年は九百四十一名(死亡百六十



三名)であつて若干増加してゐる。

次に衛生設備としては先づ飲料水であるが、現に上水道の設備のあるものは豊原市、大泊町、泊居町、眞岡町、木斗町及名好村にして、野田町には簡易上水道がある。其の他に在つては一般に井水、泉水又は河水を濾過して飲料に供して居る。又下水道は大泊町、豊原市、知取町、眞岡町、落合町及本斗町に敷設せられて居る。

樺太に於ける醫療機關は現在豊原、大泊及眞岡に樺太廳醫院があり、一般診療の傍ら看護婦及助産婦の養成に努めて居る。尙管内樺太の地に開業せる醫師に公醫を命じ一定の補助を與へて居るものが八十名ある。

昭和十三年末現在に於ける醫療機關の概況は、醫師(免許百四十六、假免許七十五)、齒科醫(免許六六、假免許二十五)、産婆(免許二百五十四、假免許二十二)、看護婦九十九、藥劑師六十八、藥種商六十二、製藥商十六、賣藥業一千八百九十一である。

第四 南洋群島 南洋群島は熱帯圏内に在るも、氣候比較的良好にして居住に適し、他の熱帯地に見るが如き悪性の疾病少く、保健状態は佳良である。唯群島内各島嶼は多くは狭小なる珊瑚礁にして、良好なる飲料水を得ること困難なる爲、一般に貯溜天水を飲用すること、又雨量多く湿度高きこと等罹病の素因となることがある。而して最近に於ける傳染病發生状況を見るに、昭和十一年中には一躍二百二十八名(内死亡三十四名)に達し昭和十二年に於ては患者數二百七名(死亡四十六名)にして稍々減少を見、昭和十三年には患者數百一名(死亡十五名)で人口増加に反比例して患者の激減した事は慶ぶべき現象である。

大正三年領有後直ちに醫院を開き、軍醫官をして一般の診療に従事せしめ、同七年には文官たる醫官をして之に當らしめ、更に大正十一年南洋廳の設置と共に各支廳より醫院を獨立せしめて醫療機關の完備を図り、又同十五年には

クサイ島にボナベ醫院の分院を設けた。尙毎年數回各地に巡回診療を行ひ、且つ料金に關しては昭和二年十二月には民度、富力等に依つて群島を甲、乙、丙の三地域に分け、甲を略々邦人の三分の一乃至二分の一とし、乙、丙も甲に準じ相當の差等を設けた。昭和十四年六月末現在に於ける醫院職員の設定は醫長四、醫官七、醫員十五、藥劑員七、書記三、事務員九、助手九、産婆八、看護婦三十で計九十二名である。

又昭和八年四月公醫規則を制定して開業醫中より之を命じ、公衆衛生及醫事に關する事項を補助せしめて居る。

### 第三節 社會事業

第一 朝鮮 天災地變等非常災害に因る罹災民救助に就ては屢々畏き遑より多額の御内帑金御下賜の恩命に浴してゐることは恐懼感激の至りであつて、併合以來昭和十四年九月迄の御下賜金累計は實に五十七萬七千七百圓の多額に達してゐる。而して之等罹災者の救助施設としては、恩賜罹災救助基金に依る救助、道罹災救助基金に依る救助、道費及國費に依る救助とがある。恩賜罹災救助基金は 明治天皇御大喪に際し金二十萬圓、昭憲皇太后御大喪に際し金十一萬五千圓の御下賜金あり、之に國庫補助金十萬圓を加へ大正三年恩賜罹災救助基金を設定し朝鮮總督之を管理し爾來朝鮮内は勿論遠く滿洲方面に在住する朝鮮人罹災者の救済をも行ひ特に被害甚大にして當該年度の豫算を以て救済し得ざるときは基金中に繰入したる年々の剩餘金を繰戻して其の資に充て優渥なる聖恩に浴せしめつつあるが、昭和十三年度迄に支出せる總額六十三萬七千四百四十七圓に達し基金現在額は四十一萬五千圓で昭和十四年度豫算額は五萬五千五百一十一圓である。次に道罹災救助基金制度は昭和十三年八月朝鮮罹災救助基金令及同令施行規則を制定し道として道税を増徴せしめ之に國庫補助金を交付して各道に十箇年間千三百萬圓を蓄積せしめ、之より生ずる利子収入と

併合の際御下賜あらせられたる臨時恩賜金三千萬圓中地方民の授産、教育及冤獄救済費に充つる基金として全鮮府群島に分與せられたる金一千七百三十九萬八千圓の利子收入額の一割を罹災救助の費に充つることとなつて居り之が受入金とを合せて避難所設置、焚出又は給與、治療、死亡者の埋火葬等應急救助費に充當せしめんとするのであるが昭和十四年度罹災救助費豫算額は十四萬九千四百三十四圓である。而して災害の程度激甚にして前記施設に依るも尙罹災者の生計を維持し難き者に對しては諸種工事を實施して勞銀を撒布し又は副業を奨励して其の收益に依り生活の資を得せしむるための事業を起し其の經費多額に及ぶときは道一般經費及本府第二豫備金又は追加豫算に依り之に充當せしめるのである。尙此の外に特に被害甚大なるときは朝鮮社会事業協會等の機關に依り朝鮮、内地、臺灣及滿洲方面より義捐金を募集せしめて救済の萬全を期してゐる。

**賑恤救護** 大正四年及昭和三年の御大禮並に昭和二年の御大喪に際し御下賜あらせられたる御内帑金八十九萬二千四百圓を基金として、大正五年一月恩賜賑恤資金を設定し、朝鮮總督之を管理し老幼、不具、廢疾者にして生業を營むこと能はず、而も他に頼るべき親族故舊等なき者を救助して居る。昭和十四年度豫算は九萬二千三百一十四にして昭和十四年三月末現在に於ける被救助者は一千八百四十四名の多きに達して居る。

**行旅病人救護** 行旅病人、同死亡人の救護に對しては、日韓併合の際府郡島に御下賜あらせられたる臨時恩賜金分配殘額及其の利子二十六萬三千六百五十餘圓を基金として、大正六年四月行旅病人救護基金を設定し、府邑面又は社会事業團體の設置する行路病人救護所に對し設備費維持費を補助し之が救護の徹底を圖つて居る。而して現在の救護所設置箇所は三十箇所に及んで居る。昭和十二年度に於ける是等の取扱件數は行旅病人延七萬百五十一人、行旅死亡人延四千七百九十三人、準行旅病人三十三萬一千五百六十三人である。

**恩賜記念救療** 昭和七年八月不況に苦む朝鮮民衆救療の資として爾後三箇年間毎年七萬五千圓御内帑金を御下賜あらせらるる旨の御沙汰を拜したので之に國費八萬一千二百四十七圓を加へたる計十五萬六千二百四十七圓を以て恩賜救療施設計畫を樹て同年十月より事業に着手した。而して御下賜金の止みたる昭和十年度よりは國費十一萬圓を以て恩賜記念救療施設として之を繼續し以て御聖旨に副ひ奉る事とした。

本施設は醫療機關の設備のない面には救療箱を二箇宛配置して(昭和十二年度には更に二箇を増配)藥品(毎年更新補充す)を給與し又醫療機關の設備のある地方には診療券を配付して官公立病院及開業醫に付診療を受けさす事となつてゐる。而して右救療藥、診療券にて治療困難なる重症患者に對しては入院料を交付して徹底的治療を與へてゐる。

昭和十三年度の救療延人員は二百六十三萬餘人である。  
**方面事業** 朝鮮に於て方面委員制度の設置せられたのは、昭和二年であるが、之より先既に李朝中葉以降に於て郷約と稱する方面委員制度類似の制度があり、窮民救恤、庶民徳化が行はれた。現在方面委員制度の設けられて居るのは、京城、仁川、開城、釜山、平壤、大邱、光州、木浦、新義州、咸興、元山、郡山及麗水の十三府にして委員總數は四百五十九名、昭和十三年中の委員取扱事件數は九萬餘件である。

**孤兒、窮兒、盲啞者の保護等** 總督府に於ては孤兒の養育と盲啞者の教育とを掌る濟生院を設け、夫々普通教育を授くるの外、孤兒には農業を盲啞者には按摩又は洋服裁縫鑄力細工等を教授し生業を與ふるに努めて居る。昭和十四年十月末現在の收容數は孤兒二百七十九名、盲啞者二百十四名に及んで居る。尙私設孤兒院に對しては相當の補助金を交付して之を助成し、孤兒、窮兒救護の徹底を圖つて居る。而して昭和十三年末現在に於ける全道の私設孤兒院數は二十五箇所、收容孤兒千四百五十七名に達して居る。

不良少年の感化 不良性を有する少年を收容し感化教育を施す機關として、總督府は大正十二年永興學校を設立し専ら兒童の感化教養と職業教授とを行ひ、將來獨立の生業を營ましむる様努力して居る外更に昭和十三年度に於て一箇所の増設を見たのである。昭和十三年十月一日現在の收容人員は百三十一名である。尙私設として京城に明進舎、水色更生園、大邱警察署少年保護所、釜山に赤崎學園及釜山勤勞園、平壤に更生園等があり。昭和十三年末收容人員は二百二名に達して居る。其の他兒童保護施設として妊産婦保護施設五箇所、兒童健康相談所六箇所、託兒所八箇所、母子保護施設三箇所ある。

福利施設 現在朝鮮に於ける福利施設の主なるものは公益市場六十箇所、公益質屋二十箇所、公益宿泊所六箇所、公益食堂一箇所、公益浴場六箇所、共同洗濯場八箇所、公益理髮場六箇所、少額生業資金貸付、住宅供給及職業紹介等である。而して是等の施設は概ね歐州戰爭後に於ける經濟的社會變動に際して施設せられたものにして主として京城、仁川、平壤、大邱、釜山、木浦、光州、新義州、清津、咸興其の他の重要都市を中心として漸次普及發達の域に在る。

而して住宅供給に付ては公營住宅の建設せられたもの既に六百戸に達してゐる。又小額生業資金の貸付は昭和十四年三百三十九萬餘圓にして、之が勤農共済組合数は五千六百に上つてゐる。

勞務調整 輓近西北鮮地方に於ては鐵道、河川、道路、港灣、水力電氣等大規模なる土木事業の勃興に依り日傭勞働者の需要は激増の趨勢に在るが由來同地方は人口稀薄で勞働者の不足を告げ、滿支人勞働者の使役を餘儀なくせられてゐる。一方南鮮地方は人口稠密にして窮民多く内地渡航者は逐年多きに上り勞働者の需給調節上面白からざる現象を呈せるを以て本府は之が對象の一端として昭和二年以降就職の爲旅行する勞働者の汽車、汽船運賃の割引を實施

し之に依り其の移動を容易ならしめ釜山に渡航保護事務所を設けて又當時釜山に職員を駐在せしめ漫然内地渡航勞働者を朝鮮内の諸工事に紹介就職せしめる外昭和九年三月以來大量的に南鮮過剩農民を西北鮮地方勞働需要先へ移動紹介して之が需要調節に資しつつある。支那事變の勃發に伴ひ金及其他重要礦物の増産等物動計畫に併行して之が勞務要員の充足の愈々緊切となれるに鑑み昭和十三年度に於ては更に所要經費を増額して從來の施設を強化し其の圓滿なる遂行に資しつつあるところである。

職業紹介 從來府、邑、面及社會事業團體に對し職業紹介所の設置を奨励し、之が事業を助成指導するの必要を認め、公設職業紹介所に對して補助金を交付し來つた。現在職業紹介所は公設のもの、京城、仁川、群山、木浦、釜山、平壤、大邱、新義州、咸興、宣川の十箇所の外私設一箇所がある。

内地在住朝鮮人の指導 内地在住の朝鮮人は逐年増加の趨勢を示し、昭和十三年に於て其の數約八十萬人と推算されて居る。是等朝鮮人の分布は大坂府を最多とし以下兵庫愛知東京福岡の各府縣に多く以上は何れも在住者五萬人以上を算へる。之を職業別に見ると、下級勞働者及府拾、行商人等の雜業者が在住者の過半數を占めて居る状態である。

然も其の言語はもとより習俗、生活態様は内地人と異り動もすれば内地人との間に紛議を惹起するの傾向にあり、從つて之が指導保護に就ては格別の考慮を拂ふの必要がある。從來各府縣に於ては之が對策に腐心し來たり、又在住朝鮮人間に於ても内地人有志と相提携して各種の團體を作り、無料宿泊、實費診療、人事相談等を行ひ、是等朝鮮人の指導保護に努めつつあるものも尠くない。從來政府に於ては、朝鮮人の指導保護に就ては各府縣又は民間有志の任意の事業に放任して居たのであるが、在住朝鮮人の増加と共に次第に之が重大なる社會問題化するに鑑み、一定の方針を以て積極的に指導獎勵するの必要を痛感し、昭和十一年度以降各府縣に本事業の爲、協和會の名稱を以て新なる團

體の設立を勸奨し、之に助成金を交付して朝鮮人の指導保護に遺憾なきを圖ることとなつた。昭和十三年十一月には是等協和會の中央機關として中央協和會の設立を見るに至つた。(昭和十五年三月末現在に於ては熊本、石川二縣を除き其の他の道府縣全部に協和會が設立されて居る)

#### 第二 臺灣

臺灣罹災救助基金規則に依り、州又は廳に罹災救助基金を設け此の基金より生ずる收入に依つて非常災害の場合、其の罹災者の應急救助の爲小屋掛、食糧被服の給與、治療救助、就業扶助等を行つて居る。昭和十三年度末に於ける罹災救助基金は、六百九十八萬三千七百七十二圓である。

賑恤救護 明治三十二年臺灣窮民救助規則を制定し、之に依つて老幼、不具廢疾者にして生業を營むこと能はず、而も他に頼るべき親族故舊なき者を救助して居る。昭和十三年中に於ける被救助者は六百三十五人で其の救助金額は一萬五千八百九十圓に達してゐる。

方面事業 方面委員は大正十二年初めて臺北、新竹及高雄に設置せられたが、以來漸次普及發達し、昭和十三年度末現在に於ては施設數二百一、委員數二千八百九十一名に達し、昭和十三年度中取扱件數は三十一萬二千六百二十六件の多數に上つて居る。

兒童保護 昭和五年以來毎年五月五日を期し、乳幼児愛護運動を起し育兒知識の徹底並に乳幼児保護に關する各種施設の普及を圖つて居る。澎湖を除く各州廳に常設保育機關二十六箇所を設けてゐる外、全島に亘り二百二十五箇所の季節託兒所が設置されて居る。

福利施設 福利施設の主なるものとしては市營職業紹介所五箇所、公設質舖十六箇所、公營住宅十七箇所、簡易宿泊所二十四箇所、公共浴場四十七箇所等である。之等は臺北、基隆、臺中、臺南、高雄、屏東其の他に設置せられて

ゐる。

#### 第三 樺太

行旅病人、精神病者、土人患者、收容治療患者、教育者、院外救護者及外來者を取扱ふものに、財團法人樺太慈惠院があり、主として自活し得ざる者を救済し、以て天恵を完うせしむることを目的として居る。

財團法人樺太共濟會は樺太に於ける住民に必要な物資の需給を調節し、兼ねて天災事變に際し罹災者を救助することを目的とする。

課税、孤獨、孝子及節婦にして、貧困又は病氣の爲自活療養の途なき者に對して惠恤を行ふものに、財團法人樺太恩賜財團及樺太慈惠財團がある。又樺太保護會は刑の執行を受けたる者に對して、釋放者の保護指導等を爲して居る。

以上の團體は毎年紀元節の佳辰に方つては斯業獎勵の御恩召を以て御下賜金を賜り、又國庫より補助を與へて事業を助成する等指導改善に努めて居る。

次に法令に基く實施の救護事業には軍事救護、罹災救助、水難救護、行旅病人及行旅死亡人の救護並に取扱の四種がある。尙輓近本島の人口の増加と時運の發展に伴ひ、此の種事業の發達を促すこと漸く繁く、最近豊原、大泊等主要市街地に於ては民間篤志家に依り無料宿泊所、託兒所、職業紹介所等が設置せらるるに至つたが、未だ其の基礎充分でなく、成績も亦見るべきものが無い。

樺太土着人は文化極めて低く、到底社會の競争場裡に互立し得ない爲、農業、漁業其の他に關し特殊の制度を設けて之を保護し、其の生活の基礎を安固ならしむると共に農耕を奨励して自治思想を養ひ、子弟に教育を授け、一面其の風習を尊重して保護誘掖に努めて居る。

#### 第四 南洋群島

南洋群島に於ける社會事業と目すべきものに恩賜財團慈惠會がある。本會は昭和二年二月七日

大正天皇御大喪の儀の行はるるに際し、特に慈善救済の資に充てしむる 聖旨を以て御下賜相成りたる御内帑金一十圓及一般の寄附金を基金として、同年五月二十七日設立せられたものである。而して右基金は之を永遠に保存し、基金より生ずる収入及其れ以外の寄附金其の他の収入を以て維持費に充てることとなつて居る。其の事業は一、窮民の救助救療、二、罹災者の救護、三、釋放者の保護、四、行旅病者の保護、五、其の他評議員會に於て議決したる事業等にして、現在實施せる主なる事業は癩患者の養護及貧困患者の救療である。昭和十三年末に於ける癩患者は六十八名で十三年中の支出額は三千三百五圓、貧困患者救療人員は四千六十五人で支出額は千三百三十七圓である。

#### 第四節 兵 事

**兵事一般** 日本臣民は法律の定むるところに従ひ兵役の義務を有するものであるが、兵役法第九條第二項及第二十三條第一項に於て「戸籍法ノ適用ヲ受クル者」と規定せられて居る關係上、外地に於て兵役の義務を有するは唯内地人のみである。従つて内地人が朝鮮人、臺灣人の家に入りたる場合は、兵役義務は消滅するに至る爲、内地人は陸海軍の兵籍に在らざる者及兵役に服する義務なきに至りたる者又は徴兵終決處分を経て第二國民兵役に在る者に非ざれば朝鮮人、臺灣人の家に入ることを禁ぜられて居る。

今諸兵役法規に規定せらるる外地關係の諸事項を列記して、外地に於て取扱はるる兵事事務の概要を述べれば左の通りである。

**徴集** 朝鮮、臺灣、關東州又は滿洲に在る部隊所屬の兵員は是等の地方に徴兵區なき爲、内地に於ける一箇乃至數箇の師管又は各師管より之を徴集することに定められ居る。

**徴兵検査** 徴兵検査に付ては兵役法第二十九條に「徴兵検査ハ徴兵検査ヲ受クベキ者ノ本籍所在ノ徴募區ニ於テ之ヲ行フ但シ身體検査ニ限り本籍所在ノ徴募區以外ノ地ニ於テ行フコトヲ得」と定められ、朝鮮又は臺灣に在留する者にして徴兵検査を受くべき者又は關東州、支那香港、澳門若は沿海州、其の他當該地域の附近に在留する者にして徴集を延期せられない者は、所定の手續を履んで本人の在留地附近の軍隊、地方廳又は領事館(總領事館を含む)に於て身體検査を受けることが出来る。之等在留地受験希望者は朝鮮に於ては在留地徴兵事務官たる警察署長、臺灣に於ては市尹、郡守、廳長、關東州に於ては民政署長に出願することが必要である。又朝鮮船員令の適用を受くる船員に付ても、内地船員法の適用を受くる船員と同様に寄留地以外の地に於て検査を受くることを得るに至つた。

又南洋群島に在住する者は南洋廳支廳宛願書を差出すこととなつて居る。

**召集及簡閱點呼** 兵役法施行令第三百三十四條に「陸軍大臣ハ朝鮮、臺灣、關東州又ハ滿洲國ニ於テ行フベキ召集及簡閱點呼ニ關シ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得」とある。右に基く陸軍召集規則第八章朝鮮、臺灣、關東州及滿洲國に於ける特例に依れば、兵役法施行令中召集に規定せらるる聯隊區司令官、地方長官、警察署長及町村長の職務は朝鮮及間島に在りては師團長、兵事部長、道知事、警察署長又は領事官、臺灣に在りては臺灣軍司令官、兵事部長、州知事、廳長、郡守、市尹又は支廳長、關東州及滿洲國に在つては、關東軍司令官、民政署長、警察署長又は領事官が之を行ふこととなつて居る。

次に所管地域に於ける陸海軍を觀れば

**朝鮮** 朝鮮に於ける陸軍諸部隊の最高統率機關として朝鮮軍司令部を置き軍司令官は陸軍大將又は陸軍中將を以て之に親補し、天皇に直隸し朝鮮に在る陸軍諸部隊(朝鮮憲兵隊を除く)を統率し朝鮮の防衛に任ずる。之に隸屬するも

のに第十九師團及第二十師團の各司令部並に鎮海及元山に要塞司令部がある。

此の外京城に朝鮮憲兵隊司令部を置き、司令官は憲兵司令官に隸し朝鮮に於ける憲兵隊を統轄する。憲兵は朝鮮に於ける軍事警察に係るものは朝鮮軍司令官、行政警察、司法警察に係るものは朝鮮總督の指揮を承ける。

海軍に在りては朝鮮の海岸海面は鎮南要港部の所轄警備區に屬してゐる。

鎮海要港部司令官は海軍中將又は海軍少將を以て之に補し、天皇に直隸し部下の艦船部隊を統率し又海軍大臣の命を承けて軍政を掌り、艦政に關しては佐世保鎮守府司令長官の區處を承ける。

臺灣 臺灣に於ける陸軍諸部隊の最高統率機關として臺灣軍司令部を置き、軍司令官は陸軍大將又は陸軍中將を以て之に親補し、天皇に直隸し臺灣(澎湖列島を含む)に在る陸軍諸部隊(憲兵隊を除く)を統率し臺灣の防衛に任ずる。

一定の守備區域内の警戒及防備に任ずる爲臺灣守備隊司令部を置き、司令官は臺灣軍司令官に隸し、部下軍隊を統率する。

基隆、高雄及澎湖島に要塞司令部を置き、司令官は臺灣軍司令官に隸屬して居る。

臺灣憲兵隊は軍事警察に關しては臺灣軍司令官、行政警察、司法警察に係るものは臺灣總督の指揮を承ける。

臺灣の海岸海面は第三海軍區に編入せられ、馬公に要港部を置き所轄區域の警備に任ずる。司令官は海軍中將又は海軍少將を以て之に補し、天皇に直隸し部下の艦船部隊を統率し、又海軍大臣の命を承けて軍政を掌り艦政に關しては佐世保鎮守府司令長官の區處を承ける。

陸軍特別志願兵制度 日本臣民にして兵役の義務を有する者は戶籍法の適用を受くる者に限らるるが此の外に昭和十三年二月二十二日勅令九十五號に依り戶籍法の適用なき者にも一定の條件の下に陸軍特別志願兵として兵役に服す

ることを得るの道が拓かれた。本邦中戶籍法の適用を受けざる地域は朝鮮と臺灣とであるが志願兵出願の要件としては朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所の課程を修了し又は修了し得べき見込の者に限り且つ該訓練所生徒の採用に就ては本籍地所轄道知事の推薦を経ることを要するから事實上の取扱としては現在では朝鮮に本籍を有する者のみとなつてゐる。

服役 陸軍特別志願兵令第一條の規定に依り兵役に服する者の兵役に關しては陸軍大臣の特に定むる場合を除くの外兵役法の定むる所に依つて現役兵又は第一補充兵として徵集せらるる者の兵役と同じである。

徵集 役種は現役又は第一補充兵である。現役兵として徵集せらるる者は概ね朝鮮内各歩兵聯隊に配賦徵集せられ第一補充兵に編入せらるる者は特科隊に召集せらるることとなつてゐる。

朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所 本訓練所の訓練は六月及十二月入所の前後二期に分れてゐる。毎期の入所人員は概ね二百名位で六箇月の訓練後兩期生は現役兵として其の年の十二月に入營し、後期生は修業後第一補充兵として特科隊に二箇月乃至四箇月間在營部隊に召集せられる。

# 第五章 財政

## 第一節 朝鮮

第一 歳計 朝鮮に於ける歳計は朝鮮總督府特別會計として取扱はれ、明治四十四年以降一般會計より年々補充を仰ぎ、一時臺灣と同じく獨立計畫を實行して、大正八年度に於ては全く一般會計よりの補充金を仰がなかつたが、其の後諸般の文化施設の進展擴張の爲之が必要を生じ、大正九年度以降再び補充金を計上するに至つた。今歳計に就き其の経過を觀れば左の通りである。(括弧内は國庫補充金、單位千圓)

年 度	歳 入	歳 出	同 十一年度	同 十二年度	同 十三年度	同 十四年度(豫算)
明治四十四年度	五三、二八四	四六、一七二	同	四七〇、七〇八	五九〇、二七五	六六九、〇〇九
大正八年度	一一五、八〇三	九三、〇二六	同	一一三、九一三	一一三、九〇九	一一三、九〇九
昭和元年度	一一一、七〇八	一八九、四七〇	同	一一一、七〇八	一一一、七〇八	一一一、七〇八

歳入及歳出 統監府時代以來の財政制度の整理、肅正と併合後の文化施設の進展とに伴ひ、歳入、歳出共に項目の變遷、總額の増加を見たが、昭和十三年度の歳入歳出の決算に就て其の科目を擧ぐれば左の通りである。(單位千圓)

科 目	收入 濟 額	印 紙 收 入	官 業 及 官 有 財 産 收 入	雜 收 入	總 常 部 合 計
○經常部	九七、九四七	二二、三八九	二八五、六九四	四、三五五	四一〇、三八七
租 稅					

第二編 外地 第五章 財政



第二編 外地 第五章 財政

○臨時部

官有物拂下代	一一〇
寄附金	一一一
臨時利得稅	七、九〇一
北支事件特別稅	一、二九七
補充金	一、二、九〇九
公債金	八六、三一九
治水事業費分撥金	二〇二
前年度剩餘金繰入	六三、六八一
利益配當稅	四六六
公債及社債利子稅	二〇
通行稅	七八〇
入場稅及特別入場稅	一四九
物品稅	五、九二九
臨時部合計	一七九、八八八
總計	五九〇、二七五
總出	
支田濟額	
○經常部	
神社費	七四
李王家歲費	一、八〇〇
總督府	七、二二六

裁判所及供託局	四、五一七
刑務所	七、三六五
地方廳	二九、一七三
京城帝國大學	三、〇三一
學校及圖書館	二、五五三
警察官講習所	二八七
農事試驗場	五五七
獸疫血清製造所	三五〇
中央試驗所	一一〇
種馬牧場及種羊場	二九三
役物檢査所	一、九七四
水産試驗場	二一一
水産製品檢査所	二四一
林業試驗場	一八〇
專賣局	三、七、三七九
鐵道局	一、一六〇、七三
營林署	九、三一〇
逓信局	二、一七六
稅務監督局及稅務署	四、六二六
稅務關	一、六三九
社會事業施設費	二七六
嶺嶽差所	七六四

○臨時部

國債整理基金特別會計繰入	二、七五〇
恩給負擔金	七、九五二
諸支出金	九〇一
豫備金	〇
經常部合計	二八八、九〇二
○臨時部	
舊韓國並朝鮮軍人恩給及扶助金	三五
調査及試驗費	一、四二八
補助及獎勵費	二九、七六一
醫藥費	五、八六七
電信電話施設費	三、五九九
土木費	一六、〇八六
鐵道建設及改良費	九四、三五一
第二期砂防事業費	九九九
民有火田保護取締費	一〇七
地籍及地形圖整理費	一五〇
臨時朝鮮語獎勵費	四四
土地改良事業費	二、二七七
國有財産調査處分費	一五九
國境稅關臨時諸費	四七
陸軍兵志願者訓練所費	九〇
對在外鮮人施設費	一、六九四

第二編 外地 第五章 財政

思想犯罪防遏特別施設費	一八一
朝鮮史編纂費	三四
臨時取締費	三〇九九
道路臺帳整備費	一八
地方土木工事指導監督費	一一五
鹽田築造費	七八七
北鮮開拓事業費	一、八九七
産金獎勵諸費	一〇、一一九
農村經濟更生施設費	一〇、二二一
漁業經營費低減施設費	四七四
在外研究員學費其他臨時増給	七
貿易振興費	三八
外國爲替管理費	一四
臨時經濟調整費	一
臨時米穀移出統制費	一三九
臨時利得稅徵收費	七七
北支事件特別稅徵收費	二二
臨時防空及警備費	七〇三
臨時軍事保護諸費	一三〇
臨時特別手當	三七五
災害費	四、七七九
臨時軍事費特別會計繰入	二六、九七七



第二編 外地 第五章 財政

朝鮮鐵道用品資金繰入	四九九	勞務需給調整費	一九六
土地買收費	一三〇〇	物價調整及貯蓄獎勵費	一九〇
臨時船舶管理費	六	臨時警察費	三九七
恩赦執行費	六四	刑務所事務費補足	一三
時局対策臨時施設費	二一四	國境地方被害善後費	二五二
重要鐵物増産獎勵費	三六九	臨時部合計	二二一、六二三
物資需給調整諸費	一八八	總計	五〇〇、五二六

一四〇

**第二 租税** 併合以前に於ける主なる租税は地稅及戶稅の二種であつたが、我が國が保護政治を行ふに至り銳意税制の整理に著手し併合後に於ても文化施設の擴充に伴ふ經費膨脹に應ずる爲租税の増徴新課を行つた。然し從來朝鮮の租税は財政上當面の須要に應ずる爲、臨時制定したものであつたので、其の體系整はず、課税一方に偏し、屈伸力に乏しい憾があり、之が根本的改正の必要が認められて居た。偶々大正十四年度の内地に於ける税制整理に伴ひ、朝鮮に於ても亦翌十五年税制調査委員會を創設し、其の審議を経て第一次實行案を作成し、之に基き營業稅及資本利子稅の創設、所得稅の改正、市街地及準市街地の地價改正、酒稅率の引上並に砂糖消費稅及綿織物移入稅の輕減を企圖し、昭和二年度より實施するに至つた。其の後約七年間、租稅體系の中樞たるべく決定された一般所得稅は實施するに至らず、昭和九年度に於て初めて相續稅、清涼飲料稅と共に創設せられ、又之に關聯して地稅の稅率を引下げた。斯くして朝鮮の國稅體系は一應前記税制調査委員會に於て決議された目標にまで到達した譯である。其の後昭和十二年四月、内地の臨時租稅増徴法及新稅法等の實施に當り、此等の各稅法の運用を圓滑ならしむる爲、内地の改正に順應し、必要な改正を行ふ事とし、朝鮮臨時租稅増徴令を制定し所得稅、資本利子稅及臨時利得稅を増徴し、併せて國債の

利子にも所得稅を課し、其の他法人資本稅、外貨債特別稅及揮發油稅を創設した外、尙同年八月支那事變の勃發に伴ひ其の財源の一部を補充する爲、内地と同様の趣旨の下に北支事件特別稅を創設した。又同年十月内地に順應し支那事變の爲從軍したる軍人及軍屬に對し租稅上の恩典に浴せしめる爲、所得稅、地稅及營業稅減免の措置を講じた。次いで支那事變の擴大に伴ひ多額の事變費を要する爲北支事件特別稅に代るべき支那事變特別稅が内地に順應して昭和十三年四月より實施せられた。又從來臨時利得稅は法人にのみ課せられてゐたのであるが、同年四月より内地同様に個人にも課稅する様改正を行ふと共に内地同様時局關係上租稅の負擔輕減等に關する臨時措置を講じた。又徵稅機關に付ては明治四十三年總督府官制の實施と共に財務監督局及財務署を廢し、府郡をして租稅の課徵を行はしめ、府邑面を以て其の補助機關と爲し、道をして府郡に於ける稅務行政を監督せしめて來たが、稅務行政と一般助長行政とを同一機關をして行はしむることは、種々支障あるに鑑み、昭和九年度に於て一般所得稅を創設するに當り、新に稅務機關として全鮮に稅務監督局五及稅務署九十八を特設し、事務に習熟せる者をして専念稅務事務に當らしむることとした。

今各稅に就き概説すれば左の通りである。

**所得稅** 大正五年所得稅法の一部を施行し、同九年朝鮮所得稅令の制定を爲し朝鮮内の法人にのみ賦課したが、昭和九年五月之を整備して個人の所得に付ても課稅することとし、以て國稅體系の中樞たらしめた。改正所得稅令は概ね内地の所得稅法に準じて規定せられ、其の間大なる差違を認めないが、第三種所得稅に付る稅點を八百圓としたこと、扶養家族に對する控除額を比較的少額としたこと、納期を年三回としたこと、第二種及第三種所得稅共稅率を大體内地現行率の半額としたこと等は、朝鮮の特殊事情に鑑み設けられた特異の點である。其の後昭和十二年四月、第

一種所得税に付ては其の沿革に徴して創設の當初より現在に至る迄内地法と全く同一の制度を採用して來たので、臨時租税増徴法に順應し普通所得税及清算所得税に付ては個人の税率に關聯を有するものを除き内地同様の増徴をした外、同年十月支那事變の爲従軍せる軍人及軍屬に對し内地同様趣旨の下に第三種所得税減免の規定が設けられた。尙昭和十三年四月朝鮮支那事變特別税令に依つて法人に付ては内地同様、普通所得に對し約二割、超過所得に對し約二割七分の増徴が行はれた。尙昭和十四年四月より内地同様に法人の留保所得に對し所得税の輕課、重要物産製造業に對する免稅範圍の擴張を行ひ、生産の擴充、産業振興等に資することとした。昭和十三年度の徵收額は二千三百七十七萬五千六百八十二圓である。

**地稅** 舊韓國時代に於ける土地臺帳たる量案は、其の記載實地と符合しないもの多く、爲に地籍の紛亂甚だしかつた爲、保護政治を行ふに方り差當り地稅徵收臺帳に關する規定を定めて當面の急に應じたが、日韓併合以來土地調査を行ひ、以て土地所有權を明かにすることとし、大正七年右調査の完了に伴ひ、土地の收益を基礎として算定したる土地臺帳登錄の地價を課稅標準と定めた。

地稅の税率は從來土地臺帳登錄の地價の千分の十七であつたが、昭和九年度に於て一般所得税の創設に伴ひ、土地所得に對する負擔の過重を緩和する爲之を千分の十五に低減した。其の後昭和十二年十月支那事變の爲従軍したる軍人及軍屬の納付する自作田畝の所得に著しき減少ある場合に限り各納期分の地稅額を輕減することとなつた。尙同十三年四月より實施せられた朝鮮臨時租税措置令に依り内地同様當分の内自作田畝の所得が時局に因み二割五分以上減少したる場合には本税を輕減することとした。昭和十三年年度の徵收額は一千三百八十九萬二千三百五十六圓である。

**營業稅** 昭和二年の創設に係り、朝鮮内に於て一定の營業を爲す者に課せられる。其の課稅標準は營業收益でなく、売上、收入、請負、報償金額等、總收益を補足するに便利なる外形標準に依つて居る。尙昭和十二年十月支那事變の爲従軍したる軍人及軍屬の納付する營業所得に著しき減少ある場合に限り營業稅額を輕減することとした。尙其の後昭和十三年四月より實施せられた朝鮮臨時租税措置令に依り當分の間内地同様に時局の影響に因り營業收入減少者に對し營業稅を輕減することとした外、翌十四年四月より内地同様重要物産製造業に對する免稅範圍を擴張する等生産力擴充に資することとした。昭和十三年年度の徵收額は三百六萬二千六百五十九圓である。

**資本利子稅** 營業稅と共に昭和二年に創設せられ、當初は朝鮮内に於て支拂はれる公債及社債の利子に對してのみ課税して居たが、昭和十二年四月之が改正を行ひ課稅範圍を内地同様に擴張し、其の税率は朝鮮の特殊事情に鑑み百分の二とし朝鮮臨時租税徵令に依る百分の一を併せて百分の三である。昭和十三年年度の徵收額は百六十一萬八千五百二十八圓である。

**法人資本稅** 昭和十二年四月の制定に係り内地同様の制度を採用し資本額の千分の一の比例税を課して居る。尙同十三年四月より實施せられた支那事變特別税に依り二割の増徴を適用されることとなつた。昭和十三年年度の徵收額は五十二萬二千八百八十一圓である。

**外貨債特別稅** 昭和十二年四月の制定に係り内地法と同一の制度を採用し、外貨國債に付ては利率年五分、其の他の外貨債に付ては利率五分五厘を越ゆる金額に各十分の七の割合の課税をすることとした。昭和十三年年度の徵收額は千八百七十圓である。

**鑛業稅** 併合前より鑛區稅及鑛產稅を存し、現在は朝鮮鑛業令に依り鑛業權者に賦課し、鑛業稅は鑛產物の價格百

分の一の割合を以て之を課し(重要鑛物たる金、銀、鉛及鐵は之を除外する)、鑛區稅は鑛區千坪毎に一年六十錢を課する(鑛業權設定後三年間は半額賦課とする)。但し鑛産稅に付ては昭和十三年四月より實施せられた朝鮮臨時租稅措置令に依り時局對策遂行上主要鑛物(銅鑛、亞鉛鑛、タングステン鑛、水鉛鑛、硫化鐵鑛、ニッケル鑛、黒鉛、雲母、螢石、石油)に付き新に鑛業權の設定又は昭和十二年の鑛物産出量を超過した場合其の超過部分には鑛産稅を免除することとした。昭和十三年度の徵收額は三百七十七萬六千九百四十三圓である。

**取引所稅** 大正十年四月より實施し、會員組織に非ざる取引所と取引所所屬の會員又は取引員とに課稅する。取引所には賣買手數料收入金額の百分の十を、會員又は取引員には賣買各約定金額に對し取引物件の區分に從ひ所定の稅率を課し、尙朝鮮支那事變特別稅令に依り取引稅中第二種有價證券の賣買取引に付ては甲四割六分、乙三割五分の増徴が行はれた。昭和十三年度の徵收額は七十七萬八千八百九十三圓である。

**酒稅** 酒稅は明治四十二年の創設に係り、朝鮮に於ける間接稅の嚆矢である。其の後大正五年七月新に酒稅令を制定し、舊法を整理補正して賦課方法を改め、爾來經濟界の進歩發達に伴ひ數回に亙りて本令の改正を行ひ斯業の發達上遺憾なきを期して居る。酒稅は朝鮮内で醸造、蒸餾又は再製せられ、或は朝鮮に輸入せられる酒類の石數に從つて課せられるものである。昭和十三年度の徵收額は二千六百四十九萬五千五百六十四圓である。

**清涼飲料稅** 昭和九年三月の創設に係り、玉ラムネの稅率は内地に於けるものに比して幾分低率となつて居る。尙昭和十四年四月朝鮮支那事變特別稅令を改正し玉ラムネを除き五割程度の増稅を行つた。昭和十三年度の徵收額は四十四萬五千三百三十二圓である。

**砂糖消費稅** 大正八年の創設に係り課稅率は甜菜糖蜜に對するもの、外内地基本稅法と同様であつたが昭和十四年

四月支那事變特別稅令に依つて砂糖第一種甲一圓四十五錢、同丙三圓四十五錢、第二種五圓七十五錢、第三種七圓四十五錢、第四種八圓九十五錢、第五種十一圓十五錢、糖蜜百斤に付第一種甲三圓六十五錢、同乙八圓九十五錢、第二種甲七十錢、同乙一圓七十錢、第三種甲一圓四十五錢、同乙三圓四十五錢、糖水百斤に付七圓四十五錢に夫々引上げられてゐる。昭和十三年度の徵收額は五百六萬二千六百六十七圓である。

**骨牌稅** 昭和六年五月より施行せられ、朝鮮内に於て骨牌を製造し又は之を輸入する者を納稅者とし、骨牌の包裹に印紙を貼用して本稅を納付する。昭和十三年度の徵收額は二十三萬五千二百八十八圓である。

**揮發油稅** 内地に於て昭和十二年四月燃料國策の見地から創設せられたのに順應し朝鮮に於ても本稅を創設した。其の稅率も内地同様一キロリットルに付十三圓二十錢(ニガロン五錢の割合)である。昭和十三年度の徵收額は百二十四萬七千九百八十五圓である。

**相續稅** 昭和九年の創設に係り、相續の開始に因り財産の取得を爲す相續人に對し其の負擔力に應ずる課稅を爲すもので、概ね内地の相續稅法に準據せるものであるが、朝鮮に於ける親族及相續の慣習並に家族制度の實情に付ても相當の考慮を加へてある。昭和十三年三月内地法の改正に順應して從來の財産所在地課稅主義を改め相續開始地綜合課稅主義を採ることになつた。昭和十三年度の徵收額は七十五萬六千九百九十四圓である。

**登録稅** 明治四十四年先づ會社の登録稅を設け、翌四十五年舊制を補正して朝鮮登録稅令を制定し、數次の改正に依り統一整理せられたものであり、不動産、船舶、船籍、海員、法人、商業、鑛業權、漁業權、財産抵當權に關し登記又は登録を爲す者に賦課せられ、收入印紙を以て納むるを原則とする。

**印紙稅** 内地に於ける印紙稅と等しく、財産權の設定、移轉、變更若は消滅等を證する爲に證書又は帳簿等を作成

する者に課する。

**朝鮮銀行券發行税** 朝鮮銀行法に依り朝鮮銀行が保證準備發行制限高たる一億六千萬圓より超過して銀行券を發行したる場合、其の超過額に對し年三分を下らざる割合を以て、其の都度政府に於て税率を定めることとなつて居る。昭和十三年徴收額は二萬七千三百四十三圓である。

**臨時利得税** 本税は昭和十一年四月よりの實施に係り、時局の影響に依り收益の増大せる法人に對し、其の收益の一部を納付せしむる爲設けられたるものである。其の税率は法人の利得金額の百分の十であつたが、昭和十二年四月本税の沿革に徴し内地の改正に順應し朝鮮臨時租税増徴令に依り内地と同様五割の増徴をすることとし、百分の十五に改正せられた。其の後昭和十三年四月一日的増徴に際し特に事變に因る利得に對し課税する事となり、法人に付ては内地と同様に個人に付ては昭和十一年以前三ヶ年の平均利益を以て平常の利益とし、之を越ゆる利得に付百分の十三の税率を以て課税することとした。尙昭和十四年四月内地の増徴に順應し法人に付ては内地と同様に改正し、個人に付ては從來の利得を「普通利得」として其の税率を百分の十八とし、新に船舶又は鑛業に關する權利等の譲渡に因る利得を「譲渡利得」として百分の二十三の税率を以て課税することとした。昭和十三年度の徴收額は七百九十萬一千六百七十一圓である。

**利益配當税** 本税は内地に順應し昭和十三年四月より實施せられ、朝鮮に本店を有する法人から受ける配當金額中年七分を超え一割未満の部分に對し百分の十、同一割を超ゆる部分に對し百分の十五の割合の課税をすることとし、配當金支拂の際支拂者に於て徴收するのである。昭和十三年度の徴收額は四十六萬六千二百三十九圓である。

**公債・社債・利子税** 本税は内地に順應し昭和十三年四月よりの實施に係り、朝鮮に於て支拂を受ける公債又は社債の利子中國債に付ては利率年四分、國債以外の公債及社債に付ては利率年四分五厘を越ゆる金額に各百分の十五の割合の課税をすることとし、利子支拂の際支拂者に於て徴收するのである。本税の昭和十三年の徴收は二萬百四十一圓である。

**通行税** 本税は昭和十三年四月よりの實施に係り、汽車、電車及汽船の乗客に對し其の乗車船の切符販賣の際課税せられ概ね内地法と同様であるが、内地に於て課税せられる乗合自動車は朝鮮に於ける特殊交通機關たるに鑑み不課税とした。税率は内地法と同様に三等乗客五十料以上のもの二錢より最高一等八百料以上のもの二圓四十錢である。昭和十三年度の徴收額は七十八萬四百八十七圓である。

**建築税** 本税は昭和十四年四月よりの實施に係り建築價格五千圓以上にして居住の用に供する家屋、料理店等營業の用に供する家屋及演劇等の開催の用に供する家屋を建築したる者に建築竣工の際百分の十の税率を以て課税するものである。昭和十四年度の徴收見込額は十七萬二千五百圓である。

**入場税及特別入場税** 本税は昭和十三年四月より施行せられ、入場税は演劇場、活動寫眞場、演藝場、觀物場、競馬場、博覽會場、遊園地及遊覽場に入場する者(以上の場合は最低入場料三十九錢)に、又は舞踏場、麻雀場、撞球場、ゴルフ場、スケート場の設備を利用する者に對し、其の入場料の百分の五の課税を爲し、特別入場税は運動競技にして、學生、生徒又は該競技を爲すことを業とせざる者の行ふ運動競技の觀覽者に對し其の入場料の百分の五の課税を爲すものである。昭和十三年の徴收額は入場税十四萬八千三百六十六圓である。

**物品税** 本税は昭和十三年四月より施行せられ、本税の課税される物品は内地法と同様第一種、第二種及第三種に分ち、第一種の物品に付ては小賣業者の販賣價格、第二種の物品に付ては製造場より搬出する時の價格、第三種の物

品中燻寸に付ては製造場より本敷、酒類に付ては製造場より搬出せられたる石敷を標準として課税せられる。尙保税地域よりの引取物品に付ては引取當時の價格により課税せられる。而して第一種物品に付ては夫々適當なる課税最低價格を定め其の價格以上の物品に對してのみ課税せられ而して課税最低價格は内地に比し朝鮮の特殊事情に鑑み相當高めに制定せられて居る。税率は第一種及第二種甲類の物品に付ては其の價格の百分の十五、第一種及第二種乙類の物品に付ては其の價格の百分の十、第三種燻寸に付ては千本に付五錢、清酒、黃酒、白酒、味淋及麥酒一石に付八圓、燒酎一石に付三圓四十錢其の他の酒類一石に付十二圓である。昭和十三年度の徵收額は五百九十二萬九千二百一十一圓である。

**遊興・飲食税** 本税は昭和十四年四月よりの實施に係り料理店、貸席、旅館及貸座敷に於ける遊興及飲食の料金に對し藝妓の花代に付ては百分の十四、其の他の料金に對しては百分の十の税率を以て課税するものである。尙料金が一人一回五圓に滿たざる場合には遊興飲食税を課税せず、但し藝妓及藝妓に類する者の花代に付ては此の限りでない。

昭和十四年度の徵收見込額は三百三萬百二十八圓である。

**輸入税** 日韓併合に際し、帝國政府は爾後十箇年間從來の關稅据置を宣言し、之と共に朝鮮關稅令、朝鮮關稅定率令及朝鮮陸境關稅令等を制定して、右の宣言に抵觸せざる範圍内で數回に亘り輸移出税の撤廢、一部輸入税の免除を行ひ、以て産業貿易の發達を期した。而して大正九年八月、右關稅据置期間の滿了に際して内地と共同の關稅制度に依る根本方針の下に舊法を廢し、内地現行の關稅法、關稅定率法其他を朝鮮に施行すると共に當時朝鮮の民度及産業の狀態に鑑み特殊の事情ある物品に付一定期間特定税率を設けたが、現在に於ては全部之を撤廢した。又大正九年の朝鮮に於ける關稅法等の特別に關する法律に依り陸境國境の交通の實狀に鑑み、同地域に於ける一般

貨物の輸出入は朝鮮總督の指定する地點に於てのみ爲すべきこととし、例外として同地域内の住民が、其の地域内に於て收穫又は生産したる物品及是等の住民が作業上必要とする物品の輸出入に付ては關稅法を適用せざることとするの外、朝鮮の産業、民度の實情に適應せしむる爲鑛山用品、播種用種子、國境出入車輛等の貨客運搬具及其の備品、附屬品右車輛内に於て消費する食料品及燃料、製鐵事業用品、凶作等の場合に於ける穀類等に付減免税の制度を設けたが、其の後鮮滿關係の緊密化に伴ひ國境方面の實情に即應せしむる爲昭和十二年免稅特例の内容を擴充し、同時に北鮮三港の保税地域に於ける特殊作業を認め又揮發油混用アルコールの製造原料品たる木材屑の免稅をも加へたのである。昭和十三年度中に於ける輸入税収入額は千七百四十七萬四千七百八十八圓である。

**移入税** 既に内鮮關稅の統一を見たる以上、從來の移入税は兩地間に於ける經濟交通の發達を促進し、産業の共同進歩に資する爲内鮮相互に之を撤廢することとし、内地側は大正九年八月より之を實行したが、朝鮮側に於ては當時財政計畫上、總督府歳入中重要なる地位を占むる移入税の撤廢を行ふ能はず、年々延期せられたが、大正十二年内鮮經濟共通の發展を促進するの急務なるを認め酒精、酒精含有飲料並に織物を除く一切の物品に對する移入税の撤廢を斷行することとし、同年四月より之を實施し、之と共に内鮮間の船舶貨物に對する制限は努めて之を緩和した。其の後大正十五年朝鮮稅制の改正に際し、織物中綿織物が民衆生活上の必需品にして、内地に於ては既に本品に對する消費税の撤廢を實行したる點に鑑み、民衆の負擔軽減の爲從來の税率の三分の一を減じて從價五分とし、昭和二年四月より實施した。更に財政上の都合に依りては成る可く速に之が撤廢を爲す方針であつたが、最近財政狀態の好轉を見るに至つたので、昭和十二年以降隔年毎に大體現行税率の約三分の一宛を遞減し昭和十六年度より全廢することとした。尙昭和十三年四月より朝鮮臨時租稅措置令に依り混用綿絲を用ひたる織物に對する移入税を輕減することとした。

昭和十三年度の徴収額は五百五十八萬五千九百七十五圓である。

出港税 兼に内地に於て移入税撤廃せられ、且つ内鮮間相互に消費税制度を異にする爲、内地と異つた税率を適用する輸入貨物及消費税關係物品の内地移動に際しては出港税を徴収して内地、其の他の地域と朝鮮間に於ける消費税及關稅の調節を圖つた。昭和十三年度の徴収額は二十六萬三千九百六十七圓である。

噸税 外國貿易の爲外國に往來する船舶が開港に入港したるとき、其の入港毎に登録簿噸數一噸又は積量十石に付七錢の割合を以て課せられるものである。但し登録簿噸數一噸又は積量十石に付二十一錢の割合を以て一時に納付したる場合は、其の港では滿一ヶ年間噸税を納むるを要しないことゝなつて居る。昭和十三年度の徴収額は七萬六千五百十三圓である。

第三 專賣 朝鮮の專賣事業は煙草、人蔘、阿片及麻藥類並に鹽の四種にして、朝鮮總督府經常部歳入の約二割は實に專賣收入の占むるところであり、朝鮮の財源として重要性を有して居る。尙昭和十三年度に於ける專賣收入は七千六百三十二萬五千百十三圓に達して居る。

煙草 煙草は古來朝鮮各地に耕作せられ、舊韓國政府は之に對する賦課を以て主要財源と爲し、將來專賣制度を布く方針の下に煙草耕作税を制定したが、所期の効果を擧ぐるに至らなかつた。日韓併合後政府は大正三年には煙草製造工場の設置地域を限定すると共に、製造煙草消費税を新設し、同七年には之が改正を行ひ耕作税を廢止し葉煙草製造税を設け製造煙草との權衡を執つた。其の後時勢に鑑み財政收入の増加を期する爲、大正十年七月より煙草專賣令を實施するに至つたが、當時の朝鮮の民度及慣習を尊重して自家用耕作、荒刻の民間製造及販賣、葉煙草賣渡等に關する暫定的例外を認められた。然るに其の後の實情に徴するに、各種の犯罪多く甚だしく專賣制度を亂す爲成る可く速に

是等の制度を撤廢する方針に基き、大正十二年以來政府に於て簡易なる荒刻煙草を製造供給したるに、一般の嗜好に投じ葉煙草賣渡及自家用耕作が著しく減少した爲、最早是等の例外的制度を存置する必要なく、又他面政府の製造設備並に販賣機關も漸次完備するに至つたので、葉煙草賣渡は昭和二年限り、自家用耕作及民間荒刻製造は共に昭和四年限り何れも之を廢止し、茲に完全なる專賣制度を見るに至つた。昭和十三年度に於ける耕作面積一萬九千七百四町歩産額二千九百二十七萬五千九百六十一疋に達し、之に依つて口付、兩切及荒刻煙草の各種製品を製造して居る。昭和十三年度に於ける煙草專賣收入は六千四百二十五萬七千八百九十圓に及んで居る。

人蔘 人蔘は朝鮮の主要産物で、其の品質は於て世界に冠たるものにして、生産品の大部分は古來支那に輸出せられ、夙に政府の專賣品として利得の少なからぬものがあつた。然るに人蔘病害の瀰漫に依る損害の影響を受け、一時蔘業は殆んど衰頽に傾いた爲、統監府時代明治四十一年、紅蔘專賣法を發布し併合と共に同法を繼續すると同時に、政府は特殊機關を設けて各種蔘病の原因及之が豫防に關し鋭意研究し且つ取締も嚴重に實行せられ、一方是等の目的を以て蔘業組合を組織し、政府の保護監督の下に蔘業の進歩發達を助長せしめた。越えて大正九年舊法を廢して紅蔘專賣令を公布した。元來人蔘は播種後年を経て收穫するを通過とし、之を水蔘と謂ひ、紅蔘は水蔘を蒸し更に日光及火熱に依り乾燥して製造するものであり、其の製品は三井物産株式會社と特約し、同社の手を経て支那に輸出せられ萬能の靈藥として愛用せられて居る。近時は同社の手に依り印度、南洋方面の市場をも開拓して居る。而して紅蔘の製造高は毎年一定しないが、現在に於ける毎年の製造高は四萬斤(尾蔘を除く)内外である。然し紅蔘拂下高は其の需要地たる支那及南洋方面の市況に鑑み、之を調節供給すると共に一層精撰に留意し品質の向上を圖つて居る。昭和十三年度に於ける人蔘專賣收入は百六十五萬四千六百六十一圓に及んで居る。



阿片及麻薬類 由來朝鮮には阿片煙吸飲の弊風あり其の害毒尠くなかつた爲、舊韓國政府は法令を公布して阿片煙及煙具の輸入、製造、販賣を禁止、併合後も亦政府は之を取締を嚴重にし、明治四十五年に公布せられた朝鮮刑事令は之が吸飲を禁止、更に大正八年には朝鮮阿片取締令を發布して罌粟の栽培を制限し、製造阿片は政府が收納し醫藥用及製藥用阿片の賣下は政府の專賣とする等取締勵行の結果、阿片煙の吸飲は殆んど根絶するに至つた。

然るに他方モルヒネ其の他の麻薬類の注射服用は、阿片煙の吸飲に比し方法簡便にして法規の制裁も軽く、爲に之が中毒者激増するに至つたので、大正九年阿片條約及國際聯盟の方針に則り、モルヒネ類の取締法規を發布し其の輸入に關しては總督の許可を受けしめ、更に同十二年右法規を改正し所轄警察署に於て身分證明又は認證を受くるに非ざれば一切右藥品の購入を禁ずる等、其の濫用及不正取引の防遏に努めた。然るに當時朝鮮に於けるモルヒネ中毒者は統計に現れた者約五千名あり、尙激増の傾向がある爲中毒者を登録し、各道に於て國費の補助を得て之が救療を爲し、今後十年間に之が根絶を圖らんことを期し、之に對するモルヒネ類供給の爲昭和四年九月阿片の收納及モルヒネ類の製造、販賣は之を專賣局の事業とし、昭和五年三月より事業を開始することとなつた。同時にモルヒネ中毒者の登録をも實施し、尙昭和十年四月朝鮮麻薬取締令を發布し一層取締を嚴重にしたる結果昭和十三年末に於ては登録者累計一萬六千三百二十七名、現在登録者は二十三名に激減し極めて良好の成績を示して居る。尙昭和十三年度に於ける阿片專賣収入は二百三十九萬五千二百五圓に及んで居る。

鹽 鹽は專賣ではないが、朝鮮に於ける天日製鹽は專賣局の經營するところであり、更に鹽の輸移入管理等鹽に關する事務は總て專賣局の所管に屬して居る。

古來朝鮮に於て消費する鹽は大部分煎煉鹽にして、其の製法幼稚にして高價なる爲逐年安價なる支那産天日鹽の輸入増加を見るの狀態であつた。故に政府は朝鮮に於て安價なる天日鹽の製造を計畫し、明治四十年以來京畿道朱安に於て試験を行つたところ極めて良好なる結果を得た爲、朝鮮に於ける鹽の自給自足を圖る目的を以て天日製鹽は之を官營とし、明治四十二年以來鹽田築造計畫を樹て、著々實施し、日韓併合後に於ても之を踏襲し來つたが、輒近鹽の自給自足の急務なるに鑑み、昭和八年度以降五箇年繼續事業(第一次)として一千一百町歩の鹽田擴張を圖り、次いで昭和十年度以降更に五箇年繼續事業(第二次)として一千一百町歩の擴張を爲すの外、既設鹽田の内部改良及集約製鹽法の採用等を行ひ、生産鹽の品質改良及増産の目的達成に努めて居る。而して第一次及第二次擴張の築造鹽田は逐次竣成しつゝあるので、昭和十三年度末に於ける鹽田の實効面積は四千三百二十五町歩に達し、其の生産供給額は大體二億萬疋内外であるが、前記第一次、第二次計畫鹽田の竣成及之が鹽田化並に改良工作に依り、遠からず大體自給自足の域に到達する豫定である。

朝鮮に於ける鹽の消費量は年額約三億五千萬疋なるに對して、官營鹽田の生産供給力は右の通り大體二億疋内外にして、之に民營の在來煎煉鹽田の生産力約三千三百萬疋を加ふるも、尙一億一千七百萬疋の不足となり、之を輸入に俟たねばならぬ狀態である。然るに朝鮮に於ける鹽の關稅特例は昭和五年三月限り廢止せられ、鹽は無稅となつた爲鮮内鹽業に甚大なる影響を與ふるのみならず、之が輸入を自由に放任するときは市場に於ける競争を誘發し、生活必需品たる鹽をして投機の目的物たらしめる懼がある爲、政府は鹽價の統制を圖り需給の圓滑を期する爲、昭和五年度より鹽の輸移入管理を施行し、茲に鹽政の確立を見るに至つた。昭和十三年度に於ける鹽專賣収入は八百一萬八千三百十六圓に及んで居る。以上は食糧用鹽の一般であるが、輒近朝鮮に於ける資源の開發に伴ふ諸工業の勃興並に進出は朝鮮に於ける資源の開發に伴ふ諸工業の勃興並に朝鮮に於ても曹達工業と關聯し、工業用原料鹽の急速な需要を喚起

第二編 外地 第五章 財政

一五四

し、昭和十一年度以降工業用鹽として紅海、地中海方面から既に三萬噸程度の輸入をなし、引續いて年額五萬噸内外の輸入をなし、引續いて年額五萬噸内外を輸入する計畫があり、將來は尙飛躍的增加を示すものと豫測せらるゝので、政府は食糧用鹽同様工業用鹽に付ても速かなる自給自足達成の方針にて對處してゐる次第である。

第二節 臺灣

第一 歲計 臺灣總督府特別會計は明治三十年度より開始せられ、爾後引續き一般會計より補充金を仰いで居たが、同三十八年度以後全く一般會計よりの補充金を仰ぐことなく獨立し得るに至つた。今歲計に就て其の經過を觀れば左の通りである。(單位千圓)

年 度	歲 入	歲 出
明治三十年度	一一、二八三	一〇、四八七
同 四十年度	三五、二九五	二七、七〇九
大正 六年度	六五、四二五	四六、一六六
昭和 元年度	一三一、七七八	九一、九四〇

同 十一年度 一七五、七七二 同 十一年度 一三三、九三八  
 同 十二年度 二〇二、八三六 同 十二年度 一五六、四四四  
 同 十三年度 二二三、八一七 同 十三年度 一八三、四〇六  
 同 十四年度(豫算) 二〇八、六〇二 同 十四年度(豫算) 二〇八、六〇二

歳入及歳出 歳入の主なるものは官業收入と租税とであるが、就中官業收入が實に全歳入の約六割を占むることは最も注目し得るところで、昭和十三年度の歳入歳出の決算に就て其の科目を擧ぐれば左の通りである。(單位千圓)

歳 入	收入 淨額
官業及官有財産收入	一三二、五八二
租 稅	一、九九八
臨時部合計	一七六、七一三

臨時部

官有物拂下代	一、〇七五	刑 務 院	一、四二二
雜 收 入	一三五	法 院	一、四八一
貸付金收入	一、五〇三	警察官及刑務官練習所	二二四
公共團體工事費分擔金	一、一四四	試驗場及研究所	九八一
輸出補償收入	—	教 育 費	一、四八七
臨時利得稅	四、九七九	臺北帝國大學	三、四八六
前年度剩餘金繰入	四六、三九一	社會事業費	二、八三五
北支事件特別稅	八六七	氣 象 臺	四一五
利益配當稅	三九三	交 通 局	三六、八七六
公債及社債利子稅	二	專 賣 局	三五、三四三
通 行 稅	二〇四	森 林 費	三、八七八
入場稅及特別入場稅	一一六	國債整理基金特別會計繰入	六、五七〇
物 品 稅	二八八	恩給負擔金	五、一九〇
臨時部合計	五七、一〇三	諸支出金	一、一五八
總 計	二二三、八一七	豫 備 金	—
歳 出	—	經常部合計	一一〇、七六七
臨時部合計	—	臨時部	—
總 計	—	營業費	一八、二八三
臨時部合計	—	營繕費	七、三三二
總 計	—	調査及試験費	一、六六八
臨時部合計	—		—
總 計	—		—

第二編 外地 第五章 財政

一五五



第二編 外地 第五章 財政

勸業費	三、六八四	臨時經濟調整費	一〇
補助費	一〇、三五二	臨時軍事保護諸費	二一三
警察特別施設費	五〇〇	災害費	一、二四三
阿片癮者矯正費	二八	臨時防空及警備費	二、八六一
警社地方其他臨時警備費	五三	臨時刑務費	九八
在外研究員學費其他臨時増給	一〇	恩赦執行費	一〇
臨時外國爲替管理費	二二	物資供給調整諸費	一三八
臨時米穀移出統制費	一四	物價調整及貯蓄獎勵費	二八
臨時利得稅徵收費	二六	臨時警察費	一四〇
新竹、臺中兩州震災善後費	二七〇	竹田官昌子內親王殿下御警衛諸費	六八
臨時軍事特別會計（繰入）	一四、五三七	臨時研伐費	八六
產金獎勵及管理費	三九三	南支那及南洋施設費補足	四九九
北支事件特別稅徵收費	四	臨時部合計	六二、六三九
國民精神總動員諸費	五六	總計	一八三、四〇六

一五六

第二 租稅

和蘭人の占領以來我が領有に歸する迄二百七十餘年、其の間臺灣の税制は幾多の變遷を経て來たが、明治二十八年七月、樺山總督は租稅減免の諭告を發し、翌二十九年民政施行に先だち更に告示を以て稅制革新の聲明を爲した。爾來政府は右聲明の趣旨に依り稅制の改革に意を注ぎ、努めて煩雜を去つて簡明を擇び紛亂せる從來の稅法を改めて整然たる體系を樹立するに努めたのであるが、更に近時に於ける臺灣の民庶並に經濟發展の實情に追隨せしむる爲稅制整理の必要を認め、昭和八年七月より稅制整理準備委員會を設置し爾來四年間に亘り審議を重ね昭和十二年初頭之が成案を得たのであるが、偶々内地に於ける臨時租稅徵收法及新稅法等の實施を見たので、更に之が圓滑

なる運用を期する爲内地に順應するを必要とするものあるを考慮し、遂に昭和十二年四月に改訂後に於ける臺灣財政上最初の企圖たる國及地方を通ずる稅制の全面的整理を斷行するに至つたのである。即ち所得稅、臨時利得稅、鑛業稅等に付改正を行ふと共に營業稅、資本利子稅、相續稅、法人資本稅、外貨債特別稅及揮發油稅を創設した外、同年八月支那事變の勃發に伴ひ其の財源の一部を補充する爲内地と同様の趣旨の下に北支事件特別稅を創設した。又同年十月内地に順應し支那事變の爲從軍したる軍人及軍屬に對し租稅上の恩典に浴せしめる爲、所得稅、地租及營業稅減免の措置を講じた。其の後支那事變の擴大に伴ひ多額の事變費を要する爲北支事件特別稅に代るべき支那事變特別稅を内地に順應して昭和十三年四月より實施した外、時局關係上租稅の負擔輕減等に關する臨時措置を講ずることとした。

尙臺灣に於ては内國稅の賦課徵收は州知事又は廳長之を行ふこととなつて居る。

今各稅に就き概説すれば左の通りである。

**所得稅** 概ね内地に於けるものに類似して居るが、第三種所得稅に於て勤勞所得に對する控除率が大なること、稅率が幾分低きこと、納期が年二回なること等が主なる相違點である。

尙昭和十二年四月内地の臨時租稅増徴に順應して増稅を行つた外同年十月支那事變の爲從軍したる軍人及軍屬に對し内地同様の趣旨の下に第三種所得稅減免の規定が設けられた。次いで昭和十三年四月臺灣支那事變特別稅令に依つて第一種及第二種所得稅に付ては内地同様の増稅を、第三種所得稅に付ては一割三分五厘の増稅を行つた。尙昭和十四年四月より内地同様に法人の留保所得に對し所得稅の輕課、重要物產製造業に對する免稅範圍の擴張等を行ひ生産力擴充、産業振興等に資することとした。昭和十三年年度の徵收額は千三百二萬三千九百八十七圓である。

地租・田、畑、養魚池、建物敷地、山林及雜種地を有租地とし、其の收益高、地味、水利用等を基準として定めた等則を以て賦課の標準とする。尙昭和十二年十月支那事變の爲従軍したる軍人及軍屬の納付する自作田畑、養魚池の所得に著しき減少ある場合に限り各納期分の地租額を軽減することとした。次で翌十三年四月よりは内地に順應して當分の内自作田畑、養魚池の所得が時局に因り二割五分以上減少したる場合には本税を軽減することとした。昭和十三年度の徴収額は八百三十四萬九千九百三十四圓である。

營業稅 昭和十二年四月創設せられたるものにして、臺灣内に於て一定の營業を爲す者に課せらるゝものである。其の課税標準は營業の純益とせず、賣上、收入、請負、報償金額等所謂外形標準に依つて居る。尙昭和十二年十月支那事變の爲従軍したる軍人及軍屬の納付する營業所得に著しき減少ある場合に限り營業稅額を軽減することとした。其の後昭和十三年四月内地に順應し當分の間時局の影響に因り營業收入減少者に對し營業稅を軽減することとした外翌十四年四月より内地同様重要物産製造業に對する免稅範圍を擴張する等生産力擴充に資することとした。昭和十三年度の徴収額は三百二十八萬九千七百三十三圓である。

資本利子稅 昭和十二年四月創設せられたるものにして、内地と概ね同一の制度を採用し、臺灣に於て支拂はるゝ公債、社債又は銀行預金の利子及第三種の所得に付納稅義務を有する者の第三種所得中非營業貸金又は預金の利子に對し百分の二の課率を以て賦課するものである。昭和十三年度の徴収額は二十一萬六千七百七十圓である。

法人資本稅 昭和十二年四月創設したるものにして、内地同様の制度を採用し資本額の千分の一の比例稅の課税を課して居る。同十三年四月より實施せられた支那事變特別稅に依り二割の増徴を適用されることとなつた。昭和十三年度の徴収額は十三萬四千八百八十九圓である。

外貨債特別稅 昭和十二年四月創設したるものにして、内地法と同一の制度を採り、外貨國債に付ては利率年五分、其の他の外貨債に付ては利率年五分五厘を超える金額に各十分の七の割合の課税をすることとした。昭和十三年年度の徴収額は二千九百四十八圓である。

鑛業稅 臺灣鑛業規則に依り鑛業人に課するものにして鑛區稅は鑛區千坪毎に年六十錢（鑛業許可の月より三年間は通じて五十錢）とし、鑛產稅は鑛產物價格の千分の五を課する。但し鑛產稅に付ては昭和十三年四月より實施せられた臺灣臨時租稅措置令に依り時局對策遂行上主要鑛物（金鑛、銅鑛、亞鉛鑛、硫化鐵鑛、瀉僂鑛、砂金、石油）に付新に鑛業權の設定又は昭和十二年の鑛物產出量を超過した場合は其の超過部分には鑛產稅を免除することとした。昭和十三年年度の徴収額は三十五萬二千五百六圓である。

押發油稅 昭和十二年四月燃料國策の見地より内地に於て本稅の創設せられたるに順應して、臺灣に於ても同法を施行したものである。昭和十三年の徴収額は十萬八百八十三圓である。

砂糖消費稅 本稅は明治三十四年庶軍稅及砂糖稅の廢止と同時に創設せられ、其の後種別及稅率に屢々改正が行はれたが、昭和十二年四月、同十三年四月及同十四年四月内地に於ける増徴に順應して稅率の引上を行つた。昭和十三年年度の徴収額は六百七十萬二千三百七十七圓である。

織物消費稅 織物消費稅は明治四十三年創設せられ内地同様に課税し居るも其の稅額は僅少にして昭和十三年年度の徴収額は二千六百八十五圓である。尙昭和十三年四月臺灣臨時租稅措置令に依り混用綿絲を用ひたる織物の消費稅を免除することとした。

骨牌稅 本稅は明治三十五年創設せられ内地同様に課税して居るが、其の稅額は僅少である。但し四色牌の骨牌稅

は税率を低減することとした。

**相續税** 昭和十二年四月創設せられ、其の規定の内容は大體に於て内地法に準據せるものであるが、臺灣に於ける親族、相續其の他の特殊事情を考慮し相當の特例を設けて居る。尙昭和十三年四月内地法の改正に順應して従來の財産所在地課税主義を改め相續開始地綜合課税主義を採ることになつた。昭和十三年度の徴收額は二十七萬八千八百六十六圓である。

**登録税及印紙税** 明治三十二年登録税法の一部を施行し其の後更に追加施行を見たが、同法第八條（醫師、藥劑師等の登録に關するもの）及第十四條（鑛業權登録に關するもの）の規定は今尙施行に至らない。尙印紙税法は大正十二年に施行せられた。

**臺灣銀行券發行税** 臺灣銀行が保證準備發行制限高たる八千萬圓を超過して銀行券を發行したる場合、其の超過額に對し年三分を下らざる割合を以て其の都度政府に於て税率を定めることとなつて居る。昭和十三年度の徴收額は一萬八千四百四十一圓である。

**臨時利得税** 本税は昭和十年四月よりの實施に係り、時局の影響に依り收益の増大せる法人及個人に對し、其の利得金額を標準として賦課し來つた處、支那事變の進展に伴ひ臨時軍事費の財源の一部に充當する爲内地に於て事變利得に對し更に課税することとなつた爲臺灣に於ても之に順應し内地の税法と同様の改正を行つた。即ち法人に於ては内地同様従前の利得に於ては税率を百分の二十とし、事變利得に於ては資本金十萬圓以下の法人に對し百分の三十、其の他の法人に對しては百分の四十とし、個人に於ては従前の利得に於ては百分の十二、事變利得に於ては利得金額百分の二十五として課税を爲すこととなつた。尙昭和十四年四月より内地同様生産力擴充、産業據興等に資する爲、

因庫補助金、研究費等に付き本税を輕減する等の措置を講じた。昭和十三年度の徴收額は四百九十七萬九千二百九十九圓である。

**利益配當税** 本税は内地に順應し昭和十三年四月より實施せられ臺灣に本店を有する法人から受ける配當金額中年七分を超え一割未満の部分に對し百分の十、同一割を超える部分に對し百分の十五の割合の課税をすることとし、配當金支拂の際支拂者に於て徴收するものである。昭和十三年度の徴收額は三十九萬三千五百八十三圓である。

**建築税** 本税は昭和十四年四月より施行せられ、内地同様建築價格一萬圓以上の住宅又は料理店、貸席、貸座敷等の營業の用に供する家屋若は演劇、活動寫眞、演藝等の開催の用に供する家屋を建築した者に税率百分の十の割合を以て課税するものである。昭和十四年度の徴收見込額は十五萬二千二百八十一圓である。

**通行税** 本税は昭和十三年四月よりの實施に係り、汽車、乗合自動車及汽船の乗客に對し其の乗車船の切符販賣の實際課税せられるものである。税率は内地法と同様に三等乗客五十料以上のも二錢より最高一等八百料以上のも二圓四十錢である。本税の昭和十三年度の徴收額は二十萬四千六百七十七圓である。

**入場税及特別入場税** 本税は昭和十三年四月より施行せられ、入場税は演藝場、活動寫眞館、演藝物、觀物場、競馬場、博覽會場、展覽會場、遊園地等に入場する者（以上の場合最低入場料二十九錢）に、又は舞踏場、麻雀場、撞球場、ゴルフ場、スケート場の設備を利用する者に對し、其の入場料の百分の五の課税を爲し、特別入場税は運動競技にして學生、生徒又は該競技を爲すことを業とせざる者の行ふ運動競技の觀覽者に對し、其の入場料の百分の五の課税を爲すものである。昭和十三年度の徴收額は入場税十一萬五千九百十六圓、特別入場税百十五圓である。

**物品税** 本税は昭和十三年四月より施行せられ、本税の課税される物品は内地と同様第一種、第二種及第三種に分

ち、第一種の物品に付ては小賣業者の販賣價格、第二種の物品に付ては製造場より搬出する時の價格、第三種の物品に付ては製造場より搬出せられたる本數を標準として課税せらるる（臺灣に於ては酒類は專賣とす）。尙保稅地域よりの引取物品に付ては引取當時の價格に依り課税せらる。而して第一種物品に付ては夫々適當なる課税最低價格を定め其の價格以上の物品に對してのみ課税せられ而して課税最低價格は内地に比し臺灣の特殊事情に鑑み相當高めに制定せられて居る。稅率は第一種及第二種甲類の物品に付ては其の價格の百分の十五、第一種及第二種乙類の物品に付ては其の價格の百分の十、第三種燐寸に付ては千本に付五錢の割合である。昭和十三年度の徵收額は二十八萬八千七百四十九圓である。

**遊興稅** 本稅は昭和十四年四月より實施せられ料理店、貸席、旅館等に於ける遊興に課税するものにして、藝妓の花代に付百分の十の稅率を以て賦課するものである。昭和十四年度の徵收見込額は十八萬七千七百七十五圓である。

**輸入稅** 臺灣に於ける關稅に付ては從來、船舶の出入及貨物の輸出に關する規定を除くの外、關稅法及關稅定率法を施行し、他は臺灣關稅規則に依る爲、實質に於ては大體關稅法に準據するも形式上は明かに二分せらるる複雑な制度となつてゐたが、關稅行政は其の性質上内地を通じて同一制度の下に置くを適當と認め、昭和十二年八月關稅法を全面的に施行することとした。而して其の事務は臺灣總督の管理に屬する稅關をして行はしめ、基隆、高雄兩港に稅關を置き、其の他要所に稅關支署及稅關監視署を設けて居る。昭和十三年度の關稅收入は百七十五萬二千四百九十五圓に及んでゐる。

**出港稅** 昭和九年十二月の創設に係り、臺灣產老紅酒、五加皮酒、糯米酒等支那酒の代用酒を内地に移出するとき移出者に對して課するものである。其の課率は昭和十二年四月より内地の臨時租稅徵收に伴ひ當分の内一石に付酒精

分一度毎に二圓十五錢の割合を以て算出した金額（但し一石に付五十圓を下らざる金額）を賦課することとしたが、次いで支那事變特別稅法に依り酒類に對し内地に於て物品稅を課せらるることとなつたので、物品稅の稅率に相當する増徴を行ふこととなつた。昭和十三年度の徵收額は三萬四千七百八十二圓である。

**噸稅** 外國貿易の爲外國に往來する船舶に對し、（一）西洋型船舶は登簿噸數一噸毎に五錢及（二）日本型及支那型船舶は千石以上のもの五圓、千石未満のもの三圓を入港毎に課することとなつて居るが、前者に付ては登簿噸數一噸に付二十錢を一時に納付するときは、其の港に於ては滿一箇年間課税を免かれることとなつて居る。昭和十三年度の徵收額は五萬九千二百二十二圓である。

**第三 專賣** 臺灣の專賣事業は阿片、食鹽、樟腦、煙草及酒類（酒精を含む）の五種にして、臺灣總督府經常部歲入の四割は實に專賣收入の占むるところであり、同島の財源として他に比儔なき重要性を有して居る。尙昭和十三年度に於ける專賣收入は六千八百十八萬餘圓である。

**阿片** 阿片は明治三十年以來專賣となり、阿片吸食の習癖を絶滅せしむる階梯として、癮者に限り鑑札及購買通帳を下付して暫く吸食を特許したるものにして、其の販賣は專賣局より地方廳を経て元賣捌人に拂下げ、元賣捌人より小賣人を経て販賣される。

阿片專賣の目的は前記の如く阿片吸飲の惡習を漸禁し住民の健康を保全せんとするに在るが、一方阿片令を以て特許者以外の阿片吸飲を嚴禁したる爲、其の効果は年と共に現はれ、吸飲特許者の數も賣下烟膏の量も年々減少するに至つた。即ち吸飲特許者數は明治三十三年九月の約十七萬人を最高とし、昭和十三年末に於ては一萬八百八十四人に減じて居る。尤も昭和四年一月の阿片令改正の善後處置として、同年五、六、七月、新に約五千五百人に對して暫定

的に吸飲を特許した爲、賣下烟膏の量は昭和四年度に比し多少増加したが、是れも一時的現象に過ぎぬ。斯くて阿片專賣収入は阿片政策當然の結果として其の財政的價値を減すべく、而して阿片政策の順調なる進行と共に早晚全く其の跡を斷つべき運命に在る。昭和十三年度に於ける阿片專賣収入は二百六十二萬三千五百三十三圓にして、專賣烟膏の賣下代金の外副産物たる粗製モルヒネの賣下代金を含み、又原料生阿片は主としてペルシヤよりの輸入に係つて居る。

食鹽 臺灣の製鹽は明代に始まり清朝に入りて後專賣となつたが、我が領有の當初之を廢し自由營業に委したところ、鹽田の荒廢、品質の低下、價格の變動甚しきに至つた爲、明治三十二年五月是等の弊害を矯正する爲專賣制度を實施することとなつた。爾來鹽業は面目を一新し、專賣法實施の當初鹽田面積僅に百九十七陌、産額千百餘萬疋に過ぎざりしも其の後專賣局に於て當初の方針を以て鋭意鹽田の改善擴張を助成奨勵し、且つ製鹽の指導誘掖に努めた結果順調なる發達を遂げ、同島主要産業の一たるの實を擧ぐるに至つた。尙最近工業用原料鹽國策に即應し新規鹽田開發計畫が成り、昭和十年十二月より臺南州北門郡下の開設に着手し既に一部は採鹽を見つつある外、近く臺南州及高雄州下にも開設の豫定であつて、竣功の曉に於ては工業用鹽として内地に對し補給し得る見込である。而して鹽の供給機關としては島内に於ては食鹽元賣捌人及小賣人の二級制とし、島外に對しては專賣局は直接輸出を爲さず、希望者に於て專賣局より賣下を受け、自ら輸出することになつて居る。昭和十三年度に於ける鹽專賣収入は四百一萬二千八百五十九圓である。

樟腦 臺灣の樟腦事業は領有以前より既に存し古き歴史を有するものなるが、明治三十二年樟樹濫伐の防止、外人よりの商權回復等の目的にて專賣を施行した。其の後順調なる發達を遂げ、今年々約三百萬疋を生産し、天然樟腦

の産出に於ては世界に冠絶して居る。

樟腦製造の概要は專賣局に於て山許の原料樟樹より粗製樟腦、樟腦油を生産し、之を更に專賣局の臺北南門工場に於て處理して改良樟腦及各種の副産物を製造する。一方樟腦油の一部は内地の再製樟腦株式會社に賣渡して樟腦を再製せしめ、其の再製樟腦を收納して更に臺灣總督府專賣局神戸出張所の工場に於て改良樟腦と爲して居る。

樟腦の販賣に就ては内國賣は日本樟腦株式會社臺北支店に直接賣下ける外、内地專賣局を通じ内地の需要者に供給して居る。外國賣は日本樟腦株式會社に委託し歐米に輸出して居るが、最大輸出先は米國にして、主としてセルロイド製造原料である。副産物は赤油、白油、藍色油、芳油、高級芳油A、B、ターピネオール、ガラニオール等があるが是等の大部分は國內に於て處理せられ、高級製品と成して外國に輸出して居る。最近國內セルロイド事業並に樟腦副産物利用工業は著しく進展するに至つた爲、樟腦及副産物の商況は好況を告げ、賣値も昂騰し、従つて昭和十三年度の樟腦關係品の販賣高は九百四十二萬二千餘圓に達するに至つた。

煙草 煙草の專賣は明治三十八年即ち内地より一年遅れて施行せられた。當時島内の耕作面積は百五十二陌、産額は十八萬疋にも充たず、其の上耕作法幼稚、品質劣等であつたが、爾來栽培を奨勵し耕作方法の改善を圖つた結果、年と共に面目を改め、昭和十三年度には面積千七百六甲、産額二百八十九萬六千疋に達し、之に依つて葉巻、兩切刻等の各種製品を製造して居る。昭和十三年度に於ける煙草專賣収入は二千四百五十一萬餘圓に及んで居る。

酒類 酒類の專賣は世界に於ても其の例稀であるが、我國に於ても臺灣のみに之を施行して居る。酒類專賣の主目的は酒税に代り新財源たらしめんとすること勿論であるが、之を政府の管理に移すことに依つて品質の統一を圖り、良質のものを供給して島民の保健衛生に資せんとする目的をも併有して居る。

本專賣は專賣の事業中最も新しく大正十一年七月の創始であるが、爾來製造方面に於ては嗜好の推移を洞察し、製造技術の改善と品質の向上とに努力し、販賣方面に於ては消費の消長を考察し鋭意賣上増進を圖り、昭和十三年度に於ける收入額は二千七百六十二萬三千餘圓に達し、五專賣品中の首位を占むる好成绩を収めて居る。專賣酒類の範圍は專賣局製品及輸移入品を合せ各種の酒類を網羅し、酒精は民間の自由製造を認めるが、専ら島外に販賣することを條件として居る。尙麥酒は酒專賣創始當時に於ては未だ需要多からず、爲に一應專賣外に置いたが、其の後年を経るに従ひ其の嗜好普遍化し、需要も亦頗る増加して酒類專賣の目的達成上、之を專賣外に置くの支障あるに鑑み、之を專賣の範圍に包含せしむるを適當と認め、昭和八年七月一日より實施した。

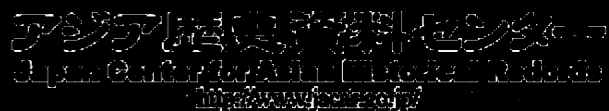
### 第三節 樺太

第一 歲計 明治四十年四月軍政の撤去と共に樺太廳特別會計設置せられ、租税其の他の收入及一般會計よりの補充金を以て維持經理して來たが、昭和十年度よりは補充金を受くることなく經理し得るに至つた。今歲計に就き其の經過を觀れば左の通りである。(括弧内は國庫補充金、單位千圓)

年 度	歲 入	歲 出
明治四十年度	一、六六六 (六二九)	一、二二一
大正六年度	三、七七三 (三二二)	二、〇一八
昭和五年度	三、六五四 (六〇〇)	二、四六二
昭和十一年度	同	四、四六九
十二年度	同	五、七〇三
十三年度	同	六、四九六
十四年度(豫算)	同	四、七三三

歳入歳出、次に是等歳入の財源を昭和十三年度の歳入歳出項目及額に付て觀ると概況左の如く、經常收入中由れ牧入が最も多額を占めて居ることは、本島歳入の特異とするところである。(單位千圓)

歳 入		歳 出	
科 目	收入済額	科 目	支出済額
○經常部	四、六二九	入場税及特別入場税	一五
租 税	三、四六八	物品税	一五〇
官業及官有財産收入	三〇七	臨時部合計	二、一九〇
印紙 收入	一、五六〇	總 計	六、四九六
煙草專賣益金受入	六〇六	○經常部	一八
雜 收 入	四、七七二	樺太神社費	一〇二
○臨時部	一一〇	樺太廳	二、六五五
官有物拂下代	一	教 育 費	三六六
雜 收 入	一	恩給負擔金	一〇七四
補 充 金	二、一九八	林 務 費	二、二五七
前年度剩餘金繰入	一、四二四	現 業 費	一〇、六六九
臨時利得税	二〇三	中央試験所	四二七
北支事件特別税	四七	諸 支 出 金	六一六
利益配當税	四三	國債整理基金特別會計繰入	一、九一六
公債及社債利子税	—	豫 備 金	—
通 行 税	—	經常部合計	二、〇一四



第二編 外地 第五章 財政

○臨時部

營繕土木費	一、二六三
補助費	二、二〇八
樺太拓殖事業費	一〇、六七七
災害費	一三一
臨時軍事費特別會計へ深入	二、六七一
市町村財政援助費	三〇五
北支事件特別税徴収費	四

國民精神總動員諸費	一七
物資需給調整諸費	二八
臨時軍事援護諸費	二九
物價調整及貯蓄獎勵費	三五
臨時警察費	四七
臨時防空施設費補助	二四
臨時部合計	一七、四三九
總計	三九、四五三

一六八

**第二 租税** 樺太の租税制度は明治四十年法律第二十一號「樺太ニ於ケル租税ニ關スル件」を以て制定せられ、當初戸數割、營業税及雜種税の三種目で爾來數次の改廢又は増設を経て來たが、昭和十二年度内地に於ける税制改正に伴ひ樺太に於ても之に對應して必要なる改正整備を行つた。即ち樺太臨時租税増徴令を制定し、所得税及臨時利得税を増徴し併せて國貨の利子にも所得税を課することとした外、法人の營業收益税、酒造税、鑛産税及砂糖消費税を増徴し、新に相續税、資本利子税、法人資本税、外貨債特別税及揮發油税を創設した。同年八月支那事變の勃發に伴ひ其の財源の一部を補充する爲内地と同様の趣旨の下に北支事件特別税を創設した。又同年十月内地に順應し支那事變の爲従軍したる軍人及軍屬に對し租税上の恩典に浴せしめる爲昭和十二年法律第九十四號を樺太に施行し所得税及營業收益税減免の措置を講じた。

其の後支那事變の擴大に伴ひ多額の事變費を要する爲北支事件特別税に代るべき支那事變特別税を内地に順應して昭和十三年四月より實施した并時島根縣上租税の負擔改善に關する臨時措置を講じた。尙樺太に於ては内國税の賦課

徴収は支廳長之を行ひ、支廳出張所長は其の事務の一部を分掌することとなつて居る。

今各税に就き概説すれば次の通りである。

**市街宅地税** 本税は大正十年四月の創設に係り、特に指定せる市街宅地の拂下價格を以て地價を定め、課率は之を二級に分ち、一級地には地價千分の五を、二級地には地價千分の三を課する。昭和十三年年度の徴収額は一萬二千九百五十四である。

**所得税** 大正八年度に初めて法人所得税を實施し、同十一年度より個人の所得にも賦課することとした。而して其の課税方法は内地に準じて規定されて居るが、税率が内地に比し稍低率なること、勤勞所得に對する控除率が大なること等が主なる相違點である。尙昭和十二年四月内地に於て所得税の増徴せらるるや、樺太に於ても之に順應して内地同様に増徴した外、同年十月支那事變の爲従軍したる軍人及軍屬に對し内地同様の趣旨の下に第三種所得税減免の規定を設けた。次いで昭和十三年四月樺太支那事變特別税令に依つて法人に付ては内地同様の増税を、個人に付ては免稅點を千二百圓以下に引下ぐると共に千五百圓以上の所得金額に對し一割三分五厘の増税を行つた。尙昭和十四年四月より内地同様に法人の留保所得に對し所得税の賦課、重要物産製造業に對する免稅範圍の擴張等を行ひ生産力擴充、産業振興等に資することとした。昭和十三年年度の徴収額は九十四萬三千七百九十七圓である。

**營業收益税** 昭和三年四月の創設に係り内地法に準じて規定せられ居るも個人の免稅點は五百圓である。其の後昭和十二年四月内地に於ける法人營業收益税の増徴に順應して内地同様に其の税率を引上げた。尙同年十月支那事變の爲従軍したる軍人及軍屬の納付する營業純益に著しき減少ある場合に限り營業收益税額を軽減することとした。次いで同十三年四月臨時租税措置法の二部を施行し當分の間内地同様に時局の影響に因り營業純益減少者に對し營業收益



税を軽減する外、翌十四年四月より内地同様重要物産製造業に對する免稅範圍を擴張する等生産力擴充に資することとした。昭和十三年度の徵收額は八十六萬五千二百五十六圓である。

**資本利子税** 昭和十二年創設せられたるものにして、内地の資本利子税法と概ね同一の制度を採用し、樺太に於て支拂はるる公債、社債又は銀行預金の利子及第三種の所得に付納稅義務を有する者の第三種所得中非營業貸金又は預金の利子に對し百分の二の稅率を以て賦課するものである。昭和十三年度の徵收額は一萬八千三百七十二圓である。

**法人資本税** 昭和十二年四月創設したるものにして内地同様の制度を採用し資本額の千分の一を課するものである。尙同十三年四月より實施せられた支那事變特別税に依り二割の増徴を適用されることとなつた。昭和十三年度の徵收額は五萬二千七百二十圓である。

**外貨債特別税** 昭和十二年四月創設したるものにして、内地法と同一の制度を採り、外貨國債に付ては利率年五分、其の他の外貨債に付ては利率年五分五厘を超える金額に付各十分の七の割合の課税をするものである。昭和十三年度の徵收額は十二圓である。

**鑛業税** 本税は當雜種稅の一種目であつたが、大正十一年四月鑛業税として獨立稅目とし、鑛區稅、鑛產稅及砂鑛區稅を徵收することとなつた。其の後鑛產稅に在りては昭和十三年四月内地に於ける鑛產稅の臨時増徴に追隨して鑛產物價額の千分の六を賦課することとなつた。但し鑛產稅に付ては昭和十三年四月臨時租稅措置法の一部を樺太に施行し時局對策遂行上主要鑛物（金鑛、銅鑛、錫鑛、亞鉛鑛、硫化鐵鑛、滿俺鑛、ニッケル鑛、石池）に付新に鑛業權の設定又は昭和十二年度の鑛物產出量を超過した場合は其の超過部分には鑛產稅を免除すると共に砂金以外の砂鑛の採掘に對する砂鑛權者に特別砂鑛區稅を賦課することとした。昭和十三年度に於ける徵收額は三十六萬八千五百七十三圓である。

十三四である。

**漁業税** 大正十二年迄漁業料として徵收したが、其の後之を租稅種目に加へた。本税は漁業權者に對し漁業權に付年三十圓並に漁獲物に付其の價格の千分の五十（専用漁業に在りては組合員の漁獲總價格千分の二十五）を徵收する。昭和十三年度の徵收額は十一萬四千九十四圓である。

**酒造税** 酒造税は各酒類の酒精分を標準として造石高に應じ之を賦課する。其の後昭和十二年四月内地に於ける酒税の臨時増徴に順應し第一種（清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、麥酒及酒精）の酒類に付ては其の稅率を一石に付酒精分一度毎に八十五錢（但し最低一石二十五圓五十錢とす）に引上げたが、第二種（酒精含有飲料）に付ては従前の通り一石に付酒精分一度毎に一圓八十錢（但し最低一石四十二圓とす）に據置くこととした。昭和十三年度の徵收額は百四十七萬二千六百九十四圓である。

**砂糖消費税** 本税は明治四十二年創設せられ、爾來島内に課稅物品の製造がなく其の稅額も僅少であつたが、昭和十一年末島内に於て甜菜糖の製造が開始せらるるに至つた。尙昭和十二年四月、同十三年四月及同十四年四月内地に於ける本税の増徴に順應して稅率の引上を行つた。昭和十三年度の徵收額は七十七萬八千五百六十六圓である。

**揮發油税** 昭和十二年四月燃料國策の見地より内地に於て本税の創設せられたるに順應して、樺太に於ても同法を施行したものである。昭和十三年度に於ては該當事項がなかつた。

**其他の消費税** 織物消費稅及骨牌稅に付ては島内に課稅物品の製造なく、蔗領よりの僅少な輸入品に對し賦課する狀態に止まる。但し昭和十三年四月臨時租稅措置法の一部を施行し混用綿絲を用ひたる織物の消費稅を免除することとした。



**相續税** 昭和十二年四月創設したるものにして、其の規定の内容は大體に於て内地法に準據し税率も内地現行法と同程度とした。尙昭和十三年四月内地法の改正に順應して従來の財産所在地課税主義を改め相續開始地綜合課税主義を採ることになつた。昭和十三年度の徴収額は四千九百二圓である。

**印紙税及登録税**

印紙税は大正十五年に實施せられ、登録税は船舶に關する登記、船籍に關する登録、醫師、藥劑師、海員の登録、著作権、特許權等の登録に關する規定を除き登録税法が施行されて居る。

**臨時利得税**

本税は昭和十年四月よりの實施に係り、時局の影響に依り収益の増大せる法人及個人に對し、其の利得金額を標準として賦課し來つた處、支那事變の進展に伴ひ臨時軍事費の財源の一部に充當する爲内地に於て事變利得に對し更に課税することとなつた爲樺太に於ても之に順應し内地の税法と同様の改正を行つた。即ち法人に於ては内地同様従前の利得に於ては税率を百分の二十、事變利得に於ては資本金十萬圓以下の法人に對し百分の三十、其の他の法人に對しては百分の四十とし、個人に於ては従前の利得に於ては百分の十二、事變利得に於ては利得金額の百分の二十五、船舶及鑛業權の讓渡に因る利得に對し、百分の二十五として課税を爲すこととなつた。尙昭和十四年四月より内地同様生産力擴充、産業振興等に資する爲國庫補助金、研究費等に對し本税を軽減する等の措置を講じた。昭和十三年度の徴収額は百四十二萬四千七百四十六圓である。

**利益配當税**

本税は内地に順應し昭和十三年四月より實施せられ樺太に本店を有する法人から受ける配當金中年七分を越え一割未満の部分に對しては百分の十、一割を超える部分に對しては百分の十五の割合の課税をすることとし、配當金支拂の際支拂者に於て徴収するものである。昭和十三年度の徴収額は四萬七千五百五十九圓である。

**公債及社債利子税**

本税は内地に順應して昭和十三年四月よりの實施に係り樺太に於て支拂を受ける公債、又は社債の利子中國債に於ては利率年四分、國債以外の公債及社債に於ては利率年四分五厘を超える金額に各百分の十五の割合の課税をすることとし、利子支拂の際支拂者に於て徴収するのである。昭和十三年度の徴収額は二十九圓である。

**建築税**

本税は昭和十四年四月より施行せられ内地同様建築價格一萬圓以上の住宅又は料理店、貸席、貸座敷等の營業の用に供する家屋若は演劇、活動寫眞、演藝等の開催の用に供する家屋を建築した者に税率百分の十の割合を以て課税するものである。昭和十四年度の徴収見込額は千三百九十九圓である。

**通行税**

本税は昭和十三年四月よりの實施に係り、汽車、乗合自動車及汽船の乗客に對し其の乗車船の切符販賣の際課税せられるものである。税率は内地法と同様に三等乗客五十斤以上のもの二錢より最高一等八百斤以上のもの二圓四十錢である。昭和十三年度の徴収額は四萬三千八百六十四圓である。

**入場税及特別入場税**

本税は昭和十三年四月より施行せられ、入場税は演劇場、活動寫眞館、演藝場、觀物場、競馬場、博覽會場、展覽會場、遊園地等に入場する者（以上の場合最低入場料三十九錢）に、又は麻雀場、撞球場の設備を利用する者に對し其の入場料の百分の五の課税を爲し、特別入場税は運動競技にして學生、生徒又は該競技を爲すことを業とせざる者の行ふ運動競技の觀覽者に對し其の入場料の百分の五の課税を爲すものである。昭和十三年度の徴収額は一萬一千二百二十三圓である。

**物品税**

本税は昭和十三年四月より施行せられ、本税の課税される物品は内地法と同様第一種、第二種又第三種に分ち、第一種の物品に於ては小賣業者の販賣價格、第二種の物品に於ては製造場より搬出する時の價格、第三種の物品中辨寸に於ては製造場より搬出せられたる本數、酒類に於ては製造場より搬出せられたる石數を標準として課税する。尙保税地域よりの引取物品に於ては引取當時の價格に依り課税せられる。而して第一種物品に於ては夫々適當な

課税最低価格を定め其の價格以上の物品に對してのみ課税せられ、而して課税最低價格は内地に比し樺太の特殊事情に鑑み相當高めに制定せられてゐる。税率は第一種及第二種甲類の物品に付ては其の價格の百分の十五、第一種及第二種乙類の物品に付ては其の價格の百分の十、第三種燐寸に付ては千本に付五錢、清酒、白酒、味淋、燒酎及麥酒は一石に付六圓、其の他の酒類は一石に付十圓の割合である。昭和十三年度の徵收額は十五萬一千四百三十一圓である。遊興飲食税 本税は昭和十四年四月より實施せられ内地同様に、貸席、旅館等に於ける遊興及飲食に對し課税するものにして、藝妓の花代等に付ては百分の十、飲食(料金一人一回五圓以上の場合)其他に對しては百分の五の課税を爲すものである。昭和十四年度の徵收見込額は四萬五千七百七圓である。

關稅及噸稅 明治四十二年四月關稅法、關稅定率法及噸稅法の施行と共に、關稅及噸稅に關し樺太は大藏大臣の管理に屬する函館關稅關の管轄區域に編入せられ、大泊及眞岡の兩港に稅關支署、國境地方の安別及内路に監視署が設置された。本稅の收入は一般會計に屬する。

出港稅 本稅は大正元年の創設に係り、樺太に於て製造せる燒酎、酒精又は酒精含有飲料を移出するとき移出先に於ける内國稅と同一の稅率に依り本稅を課することとなつてゐる。昭和十三年度に於ける徵收額は六百三十一圓である。

第三 專賣 明治四十二年勅令第二百二十一號を以て煙草專賣法が施行せられ、現在札幌地方專賣局出張所が豊原市に在つて専ら煙草の供給に關する事務を取扱ひ、大泊、眞岡、泊居、惠須取、元泊及敷香に煙草販賣所を置き、其の配給の下に指定煙草小賣人をして販賣せしめて居る。

此の專賣收入は直接樺太總裁人に屬せしめらるることなく、毎年度大藏、拓務兩省協議の上專賣益金繰入額として

拓務省一般會計を経て、同應歲人に受入れられることとなつて居る。昭和十三年度の右受入額は百五十六萬百七十三圓である。

#### 第四節 南洋群島

第一 歲計 大正十一年法律第十七號を以て南洋廳特別會計法制定せられ、爾來其の歲入及一般會計よりの補充金を以て維持運理して來たが、昭和七年度よりは補充金を受くことなく運理し得るに至つた。今歲計に就き其の經過を觀れば左の通りである。(括弧内は國庫補充金、單位千圓)

年 度	歲 入	歲 出	昭和十一年度	昭和十一年度
昭和五年度	七三、三六七	四、六五八	同	一〇、七四〇
同 九年度	(一、〇〇〇)	五、三九三	同	一三、四一七
同 九年度	八、〇九八	同	十四年度(豫算)	一〇、九四一
歲入・歲出	次に昭和十三年度の歲入・歲出の決算に就て其の科目を擧ぐれば左の通りである。(單位千圓)			
歲 入			經常部合計	一一、〇九三
○經常部			臨時部	
租稅收入	九、一〇〇		官有物拂下代	一一五
官業及官有財産收入	一、八七九		臨時利益配當稅	六七
印紙收入	五五		前年度剩餘金	三、〇六八
雜收	五七		利益配當稅	六二
			通行稅	一〇

第二編 外地 第五章 財政

臨時部合計	二、三二三	經常部合計	四、四〇〇
總計	一三、四一七	臨時部	
歳出		土木及營繕費	四九〇
科 目	支出済額	獎勵及補助費	一、二四二
○經常部		南洋開發事業費	一、九九五
南洋	四、三一一	一般會計へ繰入	七〇〇
國債整理基金特別會計繰入	四	其 他	九三
恩給負擔金	四	臨時部合計	四、五二一
豫備金	八二	總計	八、九三二

一七六

第二租稅 南洋群島に於ける租稅種目は大正十一年南洋廳設置以來人頭稅、鑛區稅、出港稅及關稅の四種であつたが、昭和十二年七月南洋群島鑛業令の制定を見、新に鑛產稅を創設した外、同年八月内地及各地に利益配當特別稅の創設せらるるや租稅負擔の權衡を圖る爲臨時利益配當稅を設けた。尙同島に於ては昭和十一年以來稅制準備調査會を設け銳意稅制の調査研究を進め來つたが、之が成案を得第一次改革として昭和十三年度より新に所得稅、法人營業稅及煙草稅を創設し人頭稅中非島民に對する分は之を廢止し島民人頭稅は地方稅に委讓した外内地及他の外地に順應し通行稅を新設したると共に同年八月他地域同様利益配當稅の課稅期間を延長した外、同年九月内地に順應し支那事變の爲従軍したる軍人及軍屬に租稅上の恩典に浴せしめる爲勅令に依り所得稅減免の措置を講じた。

尙之が賦課徵收に關する事務は同廳支廳長が行つてゐる。各稅に於て概説すれば次の通りである。  
**所得稅** 昭和十三年四月の創設に係り、概ね内地法に準據して規定せられてゐたが、法人及個人を通じて其の稅率を他地域に比し低率とせること、免稅點を千五百圓とせること、納期を二回とせること等は南洋群島の特事情に鑑

み設けられた特異の點である。而して所得稅の創設に伴ひ人頭稅中非島民に對する分は之を廢止し島民人頭稅は地方費に委讓した。尙支那事變の爲従軍したる軍人及軍屬に對し内地同様の趣旨の下に第三種所得稅減免の途を拓いた。  
**昭和十三年度の收入額**は四十萬八千七百八十七圓である。  
**法人營業稅** 昭和十三年四月の創設に係り、法人の營業純益に對し内地同様に課稅し其の稅率は純益金額に對し百分の三・四である。昭和十三年度の收入額は九萬六千三百圓である。

**鑛業稅** 大正五年南洋群島鑛業規則に依り同島に於ける鑛業人に對し鑛區稅を賦課してゐたが、昭和十三年七月新に南洋群島鑛業令を制定し鑛區稅の稅率を一ヘクター毎に一圓八十錢に引下げた外、新に鑛產稅を創設し稅率は鑛產物價格の百分の一とした。昭和十三年度の收入額は二種合せて八萬八千三百四十一圓である。  
**利益配當稅** 昭和十二年八月の創設に係り南洋群島に本店を有する法人より今後高率の利益配當を受くる者に對し課稅を爲すもので、其の稅率は内地同様一割超過配當額に對しては百分の十五、一割以下七分超過配當額に對しては百分の十である。尙本稅は他地域同様其の課稅期間を延長した。昭和十三年の收入額は十二萬九千五百七十三圓である。

**通行稅** 昭和十三年四月の創設に係り、汽船の乗客に對し其の乗船の切符販賣の際課稅し、概ね内地法と同様である。但し環礁内命令航路に就航する船舶の乗客には課稅しない。稅率は三等乗客五十斤以上のもの二錢より、最高一等八百斤以上のもの二圓四十錢である。昭和十三年度の收入額は一萬四百三十七圓である。  
**煙草稅** 昭和十三年五月の創設に係り煙草に課稅するもので保稅地域又は郵便局より煙草を引取る者を納稅義務者としてゐる。而して稅率は第一種の煙草(響、カメラヤ、ゴールデンバット、曉、白梅、さつき、あやめ、メープル)

第二編 外地 第五章 財政

一七七

に對しては小賣定價の百分の二十五、第二種の煙草(第一種以外の煙草)に對しては小賣定價百分の三十五である。昭和十三年度の収入額は二十二萬九千四百八十六圓である。

●**關稅** 南洋群島に於ける關稅に關しては大正十一年勅令第二百九十五號を以て、關稅法及關稅定率法等に依ることとなつてゐる。パラオ、アンガウル、サイパン、トラツク、ボナベ、ヤルートを開港と定め、關稅の事務は南洋廳長官が大藏大臣の監督を承けて之を掌つてゐる。昭和十三年度に於ける収入額は十五萬四千九百九十六圓である。

●**出港稅** 南洋群島より内地、朝鮮、臺灣又は樺太に移出する物品にして、是等の移出先に於て内國稅を課する物品(砂糖、糖蜜、酒類等)に對し、移出の際移出先に於ける内國稅の稅率と同一の課率を以て課稅する。現今課稅物品は大部分砂糖にして、本稅は南洋廳租稅收入の九割餘を占むる重要財源である。昭和十三年度の収入額は八百十二萬三千二百九十三圓である。

### 第五節 國有財産

國有財産の外地に於ける管理の狀況は現在に於ては國有財産法に基き各總督、長官が之を管理することになつて居る。

昭和十二年國有財産法外地施行以前に於ける外地國有財産法規は左の如きものであつた。

#### 朝鮮

- 一、朝鮮官有財産管理規則(明治四十四年勅令第二百號)
- 一、國有未墾地利用法(光武十一年、法律第四號)

#### 臺灣

- 一、森林令(明治四十四年勅令第十號)
- 一、驛屯土特別處分令(大正元年勅令第三十九號)
- 一、臺灣官有財産管理規則(明治三十五年勅令第三十九號)
- 一、臺灣官有森林原野及產物特別處分令(明治二十九年勅令第三百一十一號)
- 一、臺灣官有森林原野豫約賣拂規則(明治二十九年總督府令第四十五號)
- 一、官租地取扱規程(明治四十三年總督訓令第百十七號)

#### 樺太

- 一、樺太國有未開地處分令(明治四十四年勅令第二百九十號)
- 一、樺太國有森林原野特別處分令(明治四十四年勅令第二百九十七號)
- 一、樺太官有財産管理規則(明治四十四年勅令第二百八十九號)

#### 南洋

- 一、南洋廳所轄國有財産取扱規程(大正十五年訓令第二十三號)
- 一、雜種財産取扱規程(大正十五年訓令第二十四號)
- 一、官有地特別賣渡規則(昭和七年廳令第三號)
- 一、南洋群島土地調査令(昭和八年勅令第二百六十三號)

以上の國有財産法規の内容は極めて不備、缺陷多く外地國有財産制度整備改善の必要は夙に大正十一年國有財産法

内地施行の當時より痛感せられ居りたる處、爾來關係各廳間に於て施行準備進捗に努めたる結果昭和十二年四月一日より左の如く各外地一齊に同法を施行せらるるに至つた。

朝鮮 昭和十一年八月十四日勅令第二百六十六號「國有財産法ヲ朝鮮ニ施行スルノ件」(昭和十二年四月一日より施行)  
 臺灣 昭和十二年三月二十六日勅令第三十六號「國有財産法ヲ臺灣ニ施行スルノ件」(昭和十二年四月一日より施行)  
 樺太 昭和十二年三月三十一日勅令第百號「國有財産法ヲ樺太ニ施行スルノ件」(昭和十二年四月一日より施行)  
 南洋群島 昭和十二年三月三十一日勅令第百一號「南洋群島國有財産令」(昭和十二年四月一日より施行)

茲に各外地國有財産制度初めて整備し、その管理處分の圓滑適正を期するを得ると共に各外地國有財産は帝國全體の國有財産と一括し會計検査院の検査確定を受け帝國議會に提出せらるることとなり、財産の現狀を明瞭ならしむるを得るに至れる利便は圖り知るべからざるものがある。

而して國有財産法は全部其の儘之を各外地に施行することは産業、文化其の他の點に於て内地と相違多きのみならず行政制度上も特殊地位にある各外地の實情に適せざるもの多きを以て同法施行上幾多の特例が認められ居る。

昭和十三年度末に於ける所管各特別會計所屬國有財産現在額は左の通りである。

所管各特別會計所屬國有財産現在額

立地	數	量	價	格
合 計	五、九四二、一六八、九二〇	五、九四二、一六八、九二〇	一、二九二、八一七、一八一	四・九一
土 地	四、〇四三、一一七	四、〇四三、一一七	三〇六、三九二、一〇四	六・二
立 木			六、二二六、八九二、七七	

株式及持分	延 建	一 九 〇	六 二 五	三 三 二	〇 八
建 物	一、七五二、三六三	六〇三、〇二九	六九八、一三		
工 作 物	七六八、七五八	一三一、五六三	五三六、一九		
器 具 機 械		一四、六五六	二〇六、一三		
船 舶			八〇三、五六二		
船 載 權			三九、五〇九		
鐵 業			八五〇、〇〇		
株 式 及 持 分			七七五、一九七		

## 第六章 産 業

### 第一節 農 業

第一 朝鮮 農業は古來朝鮮産業の樞軸たる地位を占め、昭和十三年末に於て總戸數の約七割四分は農業に従事し、其の生産價格は各種産業生産物價額の約五割二分に相當し、輸移出額も亦總輸移出額の六割を占むるの狀態に在る。就中米は農産品中の王位に在り、昭和十年以降三ヶ年平均に依れば米麥其他主要農産價格の約五割六分に當り、更に之を貿易上より觀るも農産物總輸移出額の約七割を占むるの狀態に在る。従つて我國に於ける人口食糧問題解決上、朝鮮は極めて重要な地位を占むるものであり最近の米穀事情の推移に鑑み農事改良を骨子とする産米増殖に意を用ひてゐる。其の他昭和六年に中小農家の食糧充實を主なる目的とし、主要畑作物の改良増殖を圖る爲畑作改良増殖十箇年計畫を樹て、又農家の副業として最も好適なる養蠶に付ては大正十四年産繭百萬石增收計畫を樹立し、孰れも目下著々實行の途上に在る。而して輓近重要資源國內自給對策確立の要緊切なるものあるに鑑み、棉花増産、綿羊増殖に付計畫するところあり。其の内容は後述の如くであるが、之が計畫遂行は朝鮮産業の發達、延いては農家經濟の向上に資するところ尠からざるものとして、其の成果の期待せらるるもの多大である。

耕地 昭和十三年末現在に於ける耕地面積は畝(田)百七十五萬八千四百四十四歩、田(畑)二百七十六萬四千八百三十二町歩、火田四十四萬二千四百四十四町歩、合計四百九十五萬七千七百二十町歩にして、總面積の約二割二分に當つ

て居る。又農家一戸當り平均耕地面積は畝五反七畝歩、田九段一畝歩、合計一町四段八畝歩にして内地の一町一反一畝に比すると遙に多く、産米増殖計畫に伴ふ農事改良資金の供給に依る金肥の使用増加、堆肥の奨励並に畑作改良等所謂集約的農法が行はれるに至つた結果、田畑共に其の單位面積當り收量の恒常化を來した。

**農家** 昭和十三年末現在に於ける農家戸數は三百五萬二千三百九十二戸である。小作農は約五割二分、自作兼小作農二割四分、自作農一割八分、地主約四分、火田民二分の割合である。

**小作關係** 朝鮮の産業は古來農業を以てその基幹とせるも、農民民度の低級と小作制度の缺陷により農事改良行はれず、農村經濟機構は遞増的零細農、小作地の偏倚現象を呈し、地主、小作人間に土地管理者介入の必然性を擴大し、小作地を廻る零細農の小作權爭奪戰を激化し小作關係を極めて複雑化するにより本府は昭和三年總督府内に臨時小作調査委員會を設置し、小作制度の改善に關し必要な調査を爲さしめ其の結果に基き小作慣行改善要綱を決定し、行政的指導に依つて之が改善に著手して來たが、尙昭和七年十二月には朝鮮小作調停令を制定公布し、同八年二月より之を施行したが、固より之は爭議の應急的對策に過ぎないので、更に進んで立法關係を整理し小作慣行の弊害を根本的に排除し、小作農民をして専心農事に精勵せしむる必要を認めて居たが、昭和七年以降全鮮的農村振興運動に著手するや、之が必要は益々痛感せらるるに至つたので、愈々昭和二年以降六年の星霜を費して完了した小作慣行調査の結果及臨時小作調査委員會の答申並に各方面の輿論等を參照して、昭和九年四月朝鮮農地令を制定公布し、昭和九年十月二十日より之を施行した。

本農地令は農地賃借權の確保に依る小作農の地位の安定、合音其の他小作地管理者の取締、小作關係に關する地主小作人の對立的關係を緩和、農村の平和を維持しつゝ事件の調停なる解決を図る爲め府郡島小作委員會の設置等に關す

る事項を主眼として規定せられて居るが、獨り小作人のみの利益を保護せんとするものでなく、地主の正當なる利益は之を擁護し、地主小作人協調和の精神の下に農事の改良發達、農家經濟の進展を期せんとするものである。

**農事試驗場** 農事試驗場は總督府の管轄に屬し本場を京畿道水原に置き、同女子蠶業講習所、裡里南鮮支場、沙里院西鮮支場、普天堡北鮮支場、木浦棉作支場、龍岡棉作支場其の他の支場、出張場を設けて農業上の指導講習並に農

事の改良發達に資すべき調査試驗、種苗、蠶種、種畜の配付等に從事してゐる。

**各道に於ける勸農機關** 各道に於ては道農事試驗場及道原蠶種製造所、蠶業講習所等を設け、風土に應じて農事に關する各種試驗調査、適種の育成配付、蠶業の講習講話、原蠶種の製造配付を行ひ、又大正八年以來道蠶業取締所を設置して蠶病の豫防及蠶種桑苗の生産販賣、繭の賣買等に關する取締を爲して居る。

**農會** 農業改良發達を目的とする農業團體は從來全鮮各道各地に存し、各種事業毎に單獨に組織せられ、各専門の技術員を置いて組合員の指導に當り相當の成績を挙げたれども、是等の團體は相互の連絡統一を缺き、而も法令の根據なく、従つて其の完全なる發達を期すること困難な爲、大正十五年三月朝鮮農會令を公布し、是等團體を併合統一せしむることとなり、昭和二年朝鮮農會の設立を最後とし茲に系統的農會の組織を完成したが、獨り畜産同業組合のみは業態及其の沿革などより依然として別に存続した（平南のみは併合す）。然し是れも昭和八年四月一日農會に併合せられ、上述の缺陷は全く之を除去することを得て農事の改良發達に貢獻して居る。現在朝鮮農會一、道農會十三、郡島農會二百二十ある。

**水利組合** 朝鮮の農業水利は從來極度に荒廢せる爲め積極的に之が改善を爲すの必要認められ、總督府に於ては大正六年七月水利組合令發布以來大規模に灌溉施設を奨励し、又荒廢に歸せる在來の堤堰（内地の溜池）及汰（内地の



堰の修築を助成した結果、水利組合及其の他に依つて灌漑設備を有するもの全鮮番總面積の約三割に達するに至つたが、他の七割は尙不安なる状態に在る爲、大正八年四月水利組合補助規程を發布し、面積二百町歩以上の事業調査は申請に依り總督府に於て之を行ひ、又補助金を支出することとし、同九年十二月産米増殖計畫の樹立と共に土地改良事業補助規則を發布し、事業助成の範圍を擴張して個人經營の事業に對しても補助金を交付することとし之が發展を圖つたが、更に大正十五年に至り産米増殖計畫を更新せらるるや、其の助成が厚くなり組合組織の計畫が勃興するに至つた。今昭和十三年度末現在に於ける水利組合の状況を左の通りである。

組合面積	組合数
一八九	外に設立認可済にして工事未着手のもの二組合あり
二一八、七三四町歩	
一三九、〇七〇、八三七町	
六三圓六八錢	

然るに右水利組合中には、災害其の他不測の障害を蒙りたる爲多額の復舊及改良工事費を要したるのみならず、昭和五年以降數年間に互る米價下落の爲債務逐年増加し、一方組合の面積及收穫量共當初計畫に達せざる爲に、其の債務の償還極めて困難に陥り、此の儘放置することを許さざるもの六十八組合を算するに至つたので、此等經營困難なる水利組合救済の爲、昭和十年度を期して之が根本的整理計畫を樹て、更生の見込みなき五組合を解散し、爾餘の六十三組合に付ては、組合債の低利借替、追加改良工事、補強工事等を行はしめて財政の安定を圖り、更に右の中國庫より補助金を受くるに非ざれば更生の見込みなき三十五組合に付ては各組合の實情に應じ財政補助金を交付する外之が債務の整理及之に附帯する事務の處理並に之に關聯し必要なる共同施設を爲さしむる爲、之が實行の中心機關として關係組合を以て組織する更生水利組合聯合會を設置せしめ以て計畫の圓滿なる遂行に資したのである。

**朝鮮産米増殖計畫** 朝鮮に於ける米穀の生産の増加は民衆の經濟に大なる影響を及ぼすのみならず、又内地の人口食糧問題の解決に資するところ大なるものがあるので、施政以來品種及耕種法の改善等に依りて産米の増加を圖つた結果、其の生産は増加し又輸移出量も非常に増加したが、尙一層産米の増加を圖るには積極的に耕地の改良擴張を行ふの必要を認め、總督府に於ては大正九年以降十五箇年を期する産米増殖計畫を確立し、總經費一億六千八百萬圓を以て約四十二萬町歩に互る既成灌漑改善、田を畚とする地目變換及開墾開拓に依る開墾等の事業を助長し、併せて農耕法の改良を勵行し以て九百萬石の産米を得んとして實行に移つた。然るに此の計畫は其の後財界の變動等に伴ひ豫期の成績を擧ぐるを得なかつたので、大正十五年に至り計畫を更新し、同年度以降十四箇年を期し三十五萬町歩の土地改良事業を完成し、耕種法の改善と相俟つて約八百二十萬石の産米増加を圖らんとし、事業資金總額三億二千五百餘萬圓の内土地改良資金二億八千五百餘萬圓、農事改良資金四千萬圓とし、土地改良事業補助金六千五百萬圓及企業者自身に於て調達すべき金額二千二百萬圓を控除したる殘額二億三千八百萬圓の半額は、預金部資金を供給し、他の半額は朝鮮殖産銀行及東洋殖産株式會社をして調達せしめることとし、且つ土地改良事業の代行機關として東洋殖産株式會社に土地改良部を新設し、又政府懇願の下に朝鮮土地改良株式會社を設立せしめ、以て本計畫遂行上支障なきを期したが、後代行事務を朝鮮土地改良株式會社に統一した。而して本計畫完成の曉に於ては約八百二十萬石の産米増加を得、將來に於ける需要の増加を控除するも、尙約五百萬石を輸移出に振向けることが出来、計畫當時の輸移出高と合して約一千萬石の輸移出高となる見込である。然るに本計畫は内外兩地に於ける米穀事情の變遷に鑑み、昭和九年五月現下の急迫せる事情の解消を見る迄之が遂行を一時中止することに決定し、朝鮮土地改良株式會社は之を廢止したが、反當收量の恒常化、品種の統一に伴ふ内地需要への適應性擴大、生産の集約化等の一聯の商品生産的發



展を齎らすに至つた。然るに近時の米穀事情は農事改良を骨子とする一層の生産集約化に観點を向けつつある。

畑作改良増殖計畫 朝鮮に於ける畑面積は約二百八十萬町歩にして、耕地總面積の三分の二を占め、之が栽培作物は概ね主要食糧たる麥、豆、雜穀類にして、其の生産額は鮮内の需要を充たし得ず、輸移入高毎年三百餘萬石、其の價額四千三百餘萬圓に達する情勢に鑑み、粟、麥類、大豆の増殖を行ふこととし、昭和六年以降十二箇年を期し優良品種の育成普及、耕種法の改善並に指導の徹底等に依り畑作物の増産を圖り、以て鮮内の食糧充實、貿易の改善、農家經濟の安定に資せしめんとし、畑作改良増殖計畫を樹立實施中である。

右計畫は (一) 優良品種の育成並に普及 (二) 指導圃の設置 (三) 畑作改良組合の設置 (四) 専任指導技術員配置等の施設に依り、計畫實施後には計畫當時の生産高に比し大麥四百四十六萬石、小麥二百十八萬石、裸麥三百三十二萬石、大豆百十五萬石、粟二百六十四萬石を増收する豫定である。

米穀倉庫計畫 從來朝鮮の農家は秋收期に於て米價の如何を問はず、其の生産米を放賣せざるべからざる經濟狀態の者大多數を占め、其の販賣せられたる米は一時に開港地其他に於て調製せられ其の儘内地市場に殺到するを例とし、之が爲米價は著しく壓迫せられ、延いて朝鮮農家經濟の蒙る損失鮮少ならざりしを以て、總督府は昭和四年度に於て農業倉庫設置計畫を樹立し、極力季節的偏倚移出の緩和を圖らんとした。時恰かも内閣に於て開催せられたる米穀調査委員會は漸く其の結論を得、總督府は鮮米の移出を毎月平均的に統制するの要あるものとせるに依り、右計畫案を改訂し茲に先づ第一期計畫として昭和五年以降五箇年を期し、(中途より七箇年に變更) 生産地に五十箇所の農業倉庫(建坪一萬二千五百坪、収容力五十萬石)を建設し、合計百萬石の移出米を收容することとし其の完成を見るに至つた。

保護助成 右米穀倉庫計畫は朝鮮としては創始の事業にして、本事業遂行には多大の困難を伴ふ爲、農業倉庫に對しては建設費の七割以内及三年間の經營費として一箇所千五百圓の補助金を交付し、移出米穀倉庫に對しては建設、買收、借庫に對し其の六割以内の補助金を交付する外、建設資金として預金部低利資金を融通する計畫である。

米穀倉庫の實施狀況 昭和十三年末現在に於ける農業倉庫は三萬百六十七坪にして、米穀倉庫會社の所有に屬する昭和十三年末現在に於ける倉庫は六萬八千三百八十一坪である。

穀物検査 朝鮮米の輸移出數量は、産米増殖計畫の進捗及耕種法の改善等に伴ひ逐年増加の趨勢を辿ると共に、其の取引方法の如きも精緻の度を加ふるに拘らず、其の取引の根幹を成す検査制度は從來各道區々に獨立し、其の行政區劃を検査區域となす爲、同一生産狀態又は同一取引系統のものも皆異なる標準米に依つて検査を受ける爲實際に即せざる點頗る多く、従つて取引上の不便亦尠くないのみでなく、輸送の途次若は貯藏中被れる損傷品を發見せる場合に於ても検査員の權限は自道産米のみに限らるるを以て、他道検査品に付之を再検査し其の輸移出を防止すること不能なる爲、産米の聲價を損傷すること尠くなかつた。仍て昭和七年十月一日より各道検査を本府の直轄とし、全鮮を左記検査區域に分轄し、同一生産狀態又は同一取引系統のものは之を同一検査區域に包含させ、同一標準米に依つて検査を爲すこととし、検査制度の根本的改正を行ふこととなつた。

木	所	京	城
釜山支所		慶尙南道一圓及慶尙北道の大部	
木浦支所		全羅南道一圓	
群山支所		全羅北道一圓、忠清南道の大部及忠清北道の一部	

仁川支所  
鎮南浦支所  
元山支所

京畿道一圓、忠清南道の一部忠清北道、江原道の大部及黃海道の一部  
平安南、北道一圓及黃海道の一部  
咸鏡南道一圓及江原道の一部

肥料取締 産米其他各種農産物の増殖計畫に伴ひ、鮮内に於ける販賣肥料の需要は逐年激増するに至つたので、昭和二年九月初旬肥料取締令を公布し、肥料の取締を嚴重にし品位の向上改善に努めて居る。而して昭和十三年末に於ける肥料營業者数は八千八百二十八にして、法規違反事件は一千七百十六件に達し、大體肥料營業者五・一人に付一件の割合となつて居る。更に配給統制に關しては昭和十二年三月初旬重要肥料統制令を實施し、引續き同年十二月十日朝鮮臨時肥料配給統制令を公布し、十三年一月十五日より之が施行を見るに至つた。

土性調査 鮮内農家の肥料消費額は年々躍進的增加を來せるに拘はらずが施肥法を觀るに概ね舊慣に捉はれ何等土性、氣候、作物の特性等を考慮せず徒らに肥料を濫用するの傾向益々甚だしからんとするものにして、農耕上遺憾に堪へず、右弊害匡正の爲施肥法合理化に關する施設を爲すの要を認め昭和十一年度以降十箇年土性調査計畫を樹て、現地調査、土壤の理化學分析、肥料試験、施肥處方箋の作製を行ふ爲各道農事試験場及本府農事試験場に技術員を配置し之を統一監督する爲本府に係官を設置せり。即ち本調査に依り全鮮主要耕地百六十萬町歩（水利安全帯七十萬町歩田八十三萬町歩）の性状並に農業的價値を明にし是れに適應する作物の種類の決定並に耕種法改善の基礎を確立し農家をして施肥上誤る處なからしめん爲目下實施中なり。

米 總督府に於ては夙に米穀生産の増加を圖ると共に、雜穀類の栽培を奨励して食糧の充實を圖り、以て米の輸移出量を多からしむる方針を採り、各種試験の成績に鑑み各地の風土に適應する優良種の栽培を奨励し、有利なる肥料の

使用を指導し且つ耕作上の改良及收穫物の乾燥調製に對しても周到なる注意を加へ、他方米穀検査を嚴重にした結果、優良種米の收穫増加し全收穫の約八割六分を占めて朝鮮産米の廉價を擧げた。今併合當時と最近に於ける生産狀況及輸移出高とを比較すれば左の如く異常なる進歩を示して居る。而して輸移出高の殆んど全部は内地への移出である。

米作付反別、收穫高及輸移出高

年次	作付反別	收穫高	輸移出高(米穀年度)
明治四十三年	一、三五二、七九七	一〇、四〇五、六一三	七九八、九七六
昭和十一年	一、六九四、五三九	一七、八八四、六六九	九、五一三、四八八
同十二年	一、六〇一、三三五	一九、四一〇、七六三	七、二〇一、五六一
同十三年	一、六三九、一一七	二六、七九六、九五〇	一〇、九九六、七〇四
同十三年	一、六五九、八六一	二四、一三八、八七四	六、八九四、四七二

麥類(大、小) は米に亞ぐ主要食糧作物にして總作付面積百四十七萬町歩、收穫高千七百七十六萬石に達す、而して昭和六年度以降に於ては十二ヶ年を期間とする畑作改良増殖計畫を樹立粟及大豆と共に改良増産を圖りつつある。

大豆 品質數量共に良好にして各道到る所に栽培せられ、殊に西北鮮には優良品を産し、内地及滿洲種に比較すれば蛋白質に富み豆腐、味噌、醬油等の原料として貴ばれる。昭和十三年に於ける收穫高は三百八十七萬石にして、輸移出額百十萬石其の價額二千二百十萬圓に上り、米に亞ぐ重要輸出品である。

粟 粟作は西北鮮地方に於ける主要食糧作物にして、作付面積は米、麥に次ぎ昭和十三年に於ける生産高は五百二十四萬石なるも、未だ鮮内の需要に充たない状態である。昭和十三年の輸移入高は九十六萬石である。

棉花 朝鮮は氣候風土棉花の栽培に好適し古來廣く栽培せられたが、在來種は纖維稍々長く彈力に富み特殊の用途に適するも、紡績原料として品質優良ならざるを以て其の改良増殖を圖る爲、明治三十九年木浦に棉作支場を設け、紡績原料に最も適した米國種陸地棉の栽培試験を行った結果其の成績良好であつたので、總督府に於ては大正元年以降六箇年を期し陸地棉獎勵計畫を樹立し、南鮮地方に之が栽培獎勵を行つた結果、産額漸次増加し大體豫期の成果を挙げ得たので、續いて大正八年第二期計畫を樹立し南鮮地方の陸地棉の積極的獎勵と共に、西鮮地方に於ける在來棉の獎勵増殖も行つた。同計畫に依れば作付反別を二十五萬町歩と爲し、生産額を約二億五千萬斤に爲さんとしたのであるが、昭和四年に於て既往の實績に鑑み作付反別の積極的擴張を中止し、専ら集約栽培を獎勵し反當收量の増加を圖り、以て棉作の堅實なる發達を期することとした。然るに最近における農村窮乏の實情並に國際情勢の動きは國內棉花需給の要切なるものに鑑み、總督府は新に棉花増産計畫を樹立し、棉作に對し一段の積極的獎勵を加ふることとなつた。而して本計畫は昭和八年以降二十箇年を期し、作付反別五十萬町歩、實棉生産高六億斤を目標とし之が實施を二期に分ち其の第一期計畫として昭和十七年に至る十箇年間に作付反別三十五萬町歩、生産高四億三千七百五十萬斤の達成を期すべく目下鋭意實施中である。

昭和十三年に於ける棉作付反別及實收高は左の通りである。

區	別	作付反別(町)	收獲高(斤)
陸地	棉	一八八、九五〇	一八〇、〇八三、一九八
在來	棉	四六、六一二	三〇、二八七、〇二三
計	棉	二三五、五六二	二一〇、三七〇、二二一

養蠶及製絲 朝鮮の氣候風土は共に養蠶に好適し、且つ土地、勞力豊富なる爲農家の副業として最も適當なるものである。然るに從來其の飼育方法極めて幼稚粗雑であり、桑樹の肥培管理も殆んど行はれず、繭質不良不齊にして産額も至つて少かつた。故に總督府は始政以來之が改善に努め、試験調査機關を擴充し、大正八年四月朝鮮蠶業令及附屬法令を制定公布し、以て取締獎勵に全力を盡し斯業の發達を圖つて來たが、更に大正十四年度より向ふ十五箇年間に期し、産繭を百萬石に増殖するの計畫を樹て、之に要する桑田増殖の爲其の植栽桑苗に對し年々補助金を交付すると共に、植栽指導技術者を配置し、一面に於て蠶の品種の統一を圖り之が振興を期することとした。其の結果始政當時に於て養蠶戸數七萬六千餘戸、産繭額一萬四千石に過ぎなかつたものが、昭和十三年には桑田反別約七萬九千町歩、養蠶戸數八十一萬七千四百餘戸、産繭額七十萬一千八百三十五石に達した。然るに産繭百萬石增收計畫の樹立と共に、成るべく鮮内に於て加工し生絲として移出するの有利なるを認め、積極的に製絲工場の招致に努めたる結果、漸次鮮内各地に大規模の製絲工場設置せられたるを以て、共同販賣場は大部分主として鮮内製絲業者と隨意契約に依り取引されて居る。而して昭和十三年に於ては共同販賣數量約三十三萬四千六百二十四石に達した。又産繭額の増加に伴ひに繭絲質保全上の爲、昭和二年以來十年迄道郡農會の建設する大型乾繭場に對し國庫補助金を交付し是れが獎勵に努めたる結果、國庫補助に依る乾繭場五十三箇所、一晝夜約八千三百石の乾繭能力を有するに至り、逐年増加の狀勢にある。

尙近時蠶業の發達に伴ひ器械製絲業の勃興を來し又足踏座繰製絲を増加し、昭和十三年に於ける製絲戸數は器械に依るもの八十戸、其の他に依るもの三十五萬四百二十一戸、計三十五萬五百一戸にして、生絲産額は器械に依るもの三十七萬一千五百五十二貫に達し、主として輸出向として殆んど全部内地に移出せられ、其の他に依るものは二十萬四千

九百五十八貫である。斯くの如く製絲業の發達に依り鮮内に於ける産繭は専ら鮮内に於て消化せしめ、合理的に製絲業の發達を期する必要より製絲工場の亂設を制限し來りたるも、之が統制及指導監督を強化し益々斯業の伸展を圖らんが爲、昭和十年八月朝鮮製絲業令を制定公布し、同年十一月一日より施行し、蠶絲業の合理化を圖ることとした。日支事變勃發以來防寒外套等の軍需品に貢獻したる繭の數量(數字は特に秘す)は豫想外に多く又纖維饑饉を緩和する目的を以て毛羽其の他副蠶絲の加工工場の設立を見、近く開場の運びである。又羊毛代用新用途繭は内地に於ては既に獎勵に着手してゐるが之を如何に半島産業界に織込ましむるかにつき、又支那廣東種數十種が偶然入手出來たる故これを原種とする新用途繭種の育成等につき總督府農事試験場に於ては鋭意研究中である。

産繭百萬石計畫は昭和十四年度を以て終了するので、十五年度よりは時局に即應し外貨獲得、纖維資源の補充及農村更生に寄與する目的を以て、相當急速に産繭増産の必要を認め不取敢十萬圓の國庫補助が認められ桑田設置補助並に指導網擴充が計畫されることになつた。

**第二 臺灣** 臺灣の地勢は高峻なる臺灣山脈が南北に縦貫し、其の西方は緩斜で廣潤な沃野開け、東方は傾斜急で海岸山脈との間に狭小なる平野を見るのみである。従つて本島の農業は主として西部平野地方に於て行はれる。本島は熱帯及亞熱帯に位し、高温と強烈なる日光とに恵まれ多雨と相俟つて各種の農産物は頗る豊富で、近時諸般の施設經營の發達に伴ひ、明治三十三年に於て三千萬圓に過ぎなかつた農業生産額は、昭和十三年に於ては四億六千二一十一萬餘圓に上つて居る。

農産は米を主とし、甘蔗、豚、甘藷、バナナ、茶、パイナップル、鶏、落花生、煙草、黃麻、柑橘類、牛等が順次之に次ぐものである。是等の中、米は澎湖島を除き全島に普く栽培せられ、氣候の關係上一年二回の收穫を爲し得る。

甘藷は全島に普く、又甘蔗、バナナ、黃麻は主に中南部に多く栽培せられ、茶、柑橘類は北部に、落花生は中南部及澎湖島よりの産出多く、養豚、養鶏は農家の副業としては全島に行はれてゐる。

耕地 昭和十三年末現在に於ける耕地面積は田五十四萬三千六百七十七甲、畑三十四萬二千二百四十二甲、計八十八萬四千四百九甲にして、本島總面積の約二十四%、蕃地除外面積の四十三%に當る。又農家一戸當り耕地面積は二・〇八甲である。

農家 農業は本島の主要産業にして、農家人口は全人口の五十二%を占め、昭和十三年末現在に於ける農家戸數は四十二萬四千五百二十五戸、人口二百八十九萬六千三百九十七人である。此の中小作農の戸數は三十七%、自作兼小作農は三十二%、自作農は三十一%を占める。

小作關係 昭和七年四月末現在に於ける全島農耕地中、小作地は水田三十九萬六千二百餘甲の中二十六萬四千餘甲、畑三十八萬四千餘甲の中十五萬三千七百餘甲である。即ち小作地の總耕地面積に對する割合及小作農家の總農家戸數に對する割合(前項参照)は共に頗る大であるが、之を支配する舊來の慣行中には小作人の地位を不安ならしむると共に、農産の増殖を阻害するものがあるので昭和二年以降國庫補助金交付に依り業佃會を組織せしめ、小作制度の改善に努めてゐる。

農業試験機關及其他の機關 農業關係の試験機關としては農業試驗所、糖業試驗所、各州廳農事試驗場、各州廳農會農場、州廳種畜場及州農會種畜場があり、其の他の機關としては殖産局附屬の諸機關がある。農業試驗所には育種農藝、農藝化學、病理、昆虫、園藝及畜産の各科があり、各主要地には支所を有して居る。州廳農事試驗場は支場を併せて七箇所、廳農會農場は一箇所ある。

殖産局附屬機關には養蠶所、植物検査所、蔗苗養成所、鳳梨種苗養成所、茶検査所、茶業傳習所、棉作指導所、獸疫血清製造所、肥料検査所、菓麻種子育成所、農産物鑑査所及種馬所がある。

農業團體農會 臺灣に於ける農會の濫觴は明治三十三年で爾來各地に設置されたが、明治四十一年十二月臺灣農會規則及同施行規則の發布に依り法人格を有する廳農會の設立を見、爾來地方制度の改正に伴つて屢々變遷があり現在に至つたが昭和十二年十二月臺灣農會令の制定公布を見、舊規則は廢止され、茲に臺灣農會、州廳農會の二級制機構を採り、新局面に對應せんとしてゐる。

畜産會 昭和十二年十二月律令に依り臺灣畜産會令の公布施行があり從來農會の一部に包含された畜産關係の事業を法人たる畜産會に移して經營することとなり、臺灣畜産會及五州・三廳の畜産會の設立を見、着々と成績を擧げてゐる。

農業組合、農事實行小組合 各州廳及州廳農會の農事指導獎勵方針に従ひ郡、街、庄又は大字、小字等を區域とする農業組合、農事實行小組合等は全島に亙り四千に及んで居る。是等の組合は地方に於ける農事の改良獎勵或は農家經濟の向上を主たる目的として居る。

業佃會、興農佃和會 小作關係の改善を主目的とするもので、郡又は街庄を區域とする地主、小作人協調團にして、不良小作慣行の改善、小作紛争の調停及其他地主小作人協調施設等に活動して好成績を収めて居る。

尙農業施設を觀るに明治四十三年以來在來米の品種改良に付ては、米種改良事業を徹底的に行ひ其の効果を收めたが、蓬萊米（内地種水稻）に付ては昭和元年より其の栽培の健全なる發達を遂げしむる爲、州又は州農會をして原種田を經營せしめ、之に國庫補助金を下付して優良原種の普及を圖ると共に、蓬萊米の商品統一を圖つて居る。又總

督府に於ける米穀對策に相呼應して左記施設を行ひ、本島米穀の統制を行つて居る。

米穀統制 兼に政府（農林省）は米穀の季節的出廻を調節せんが爲、本島に於て米穀の買上を行なつたが後之が効果を一併充分ならしむる爲、昭和八年度以降總督府は十一月より翌年二月に至る出廻期間に於ける米の貯蔵を獎勵して移出米の統制を圖つて來た。而して貯蔵米に對しては貯蔵獎勵金を交付し、低利資金の貸付を行ひ、且つ米貯蔵倉庫建設に對しては助成金を交付し年々所期の目的を達成せるも、昭和十三年度以降は經費節減の爲中止した。次に内地一貫したる米穀對策の徹底を期する爲、兼に米穀自治管理法公布せられ、昭和十一年九月二十日より之が實施を見るに至り、同日同法の施行令並に施行規則が公布された。本法の實施に伴ひ本島としては、市、郡、廳を區域として米穀生産者の團體たる米穀統制組合を設立し、更に之を統轄する爲に各州米穀統制組合聯合會を設立した。而して米穀統制組合は、割當てられたる過剩米穀の長期貯蔵を目的とし、昭和十一年度以降五箇年計畫を以て、年々二十二萬石收容の倉庫を建設する豫定で昭和十一年、十二年は計畫の通り建設を了せるも十三年度以降は經費節減の爲に中止した。尙右の外米穀取扱業者の團體たる米穀商統制組合を州を區域として設立した。

次に昭和十四年十一月より米穀移出管理令の實施に伴ひ之が圓滑なる運営と島内消費米配給の合理化を圖るため各州米穀商同業組合を強化すると共に東部二廳にも此の種組合を新設した。尙現下に於ける内外地を通ずる米穀事情の變化に伴ひ内地と相呼應し米穀統制上必要な法令を公布し配給統制上萬全の策を施してゐる。

農業倉庫設置獎勵 産米の腐敗變質等に因る商品價値の失墜を防止し、併せて貯蔵に依る需給の調節價格の安定を期する爲昭和八年迄補助金を交付し、各州農會經營十箇所、産業組合經營一箇所の農業倉庫の設置經營を獎勵した。其の結果全島的に農業倉庫設置の構進を醸成し、且つ昭和九年に至り前記米穀移出統制の爲貯蔵倉庫設立を補助獎勵

するに及び産業組合経営の農業倉庫の設立せらるるものが激増し、昭和十三年八月末日現在に於て州農會經營のもの十七(内支庫二)、産業組合經營のもの九十八を算するに至つた。其の後各州農會經營の農業倉庫の産業組合經營に肩代りするもの多く、昭和十四年末現在に於ては州農會經營のもの二(高雄州)、産業組合經營のもの一二二を算するに至つた。

**蠶業獎勵** 領臺當初、本島には養蠶業は殆んど見ることが得ざりしが、明治四十五年度より積極的に之が獎勵を行つた結果島民の養蠶業に對する理解も漸く加はり、大正十二年度よりは殖産局養蠶所に於て蠶種を製造して之を農民に無償配付する他、州農會をして巡回教師の配付をなさしめ之に對して補助を爲して居る。

**野蠶獎勵** 近年テグス蠶、草蠶等熱帯的野蠶飼育が盛頭し、就中テグス蠶は企業化するに到り、總督府は之に對し昭和十四年度より野蠶獎勵費を計上し、養蠶所をして優良品種の育成、原種の増殖、配布及育蠶技術の指導をなさしめてゐる。

**茶業獎勵** 茶業改良獎勵は各方面に互つて施設され、就中生産方面の改良獎勵は大正七年度より組織的方策の下に實行されて居る。即ち茶業組合の設置、製茶機械の貸付、優良茶苗の配付、滿洲向茶製造の指導獎勵、主要茶産地の街庄に茶業技術員の配置並に茶共同販賣所及茶業講習所等が主なる施設である。

**苧麻、黄麻獎勵** 我國麻纖維資源の強化擴充を圖るため、昭和十四年度以降十ヶ年を期し苧麻、黄麻の獎勵に着手した。即ち苧麻は十ヶ年後の面積五千四百四十甲、收穫一千二百五十一萬二千斤を目標とし、種苗代、肥料代補助、剝皮機壓搾荷造機補助をやり黄麻は十ヶ年後の面積二萬五千五百甲、收穫八千四百五十五萬斤を目標とし、採種圃、共同採種圃の経営、共同浸水場、共同蒸沓場等の設置に對し補助金を交して行はれてゐる。

**蕉、芋、鳳梨、椰子** 昭和十三年度以降十ヶ年を期し、面積一萬二千甲、收穫一千八百萬斤を目標とし蕉、芋、鳳梨、椰子の増産獎勵に着手し、蕉、芋種子育成所を設置して優良種子の育成配付をなすと共に耕作者に對しては施肥機の設置費補助をなし助成を行つてゐる。

**パイン栽培獎勵** 前途有望なるパイン事業の基本的施設として、在來品種の改良は最も喫緊の要務なるを以て、高雄州鳳山郡大樹庄及同州東港郡萬丹庄に鳳梨種苗養成所を設置して、優良外國種苗の繁殖配付を行つて居る。

**蔗作獎勵** 全島蔗園に對する蔗苗の更新及優良甘蔗品種普及計畫の下に、糖業者の設置せる甘蔗中間苗圃に對し、殖産局附屬蔗苗養成所に於て育成せる蔗苗の無償配付を行つて居る。

**特種農作物指導獎勵** 總督府は昭和九年度より獎勵金を交付して甘藷、黄麻、苧麻、落花生及蔬菜等の特種農作物の栽培を指導獎勵し、米作の制限を行ひ以て本島の米穀對策に資すると共に、我國に年々多額の輸入を見つゝある纖維及油類の防遏を行つて國內工業の安定を圖り、一面本島農業經營の米作偏重の弊を矯め、他面之を多角形農業經營に向はしめんことを企圖して居る。

**棉作獎勵** 本島に於て棉作獎勵は我國棉花需給の現状に鑑み之が増産の必要なると島内棉作條件の優秀なるに基き昭和十四年以降十ヶ年を期し面積五萬甲、實棉一億七百萬斤を目標とし之が増産計畫を樹立した。本計畫達成の爲、本府に於ては本府並に各地方廳に専門技術員を配置すると共に棉作主要地に棉作指導所を設置した外に各地方廳に對し棉作技術員並に原棉採種圃の設置を助成し以て指導陣の整備擴充と優良種子の普及更新を行ひ該計畫の萬全を期してゐる。

**畜産改良増殖獎勵** 豚は本島畜産の大宗をなすもので、領臺以來其の改良増殖に努め國庫補助に依りパークシヤ





於て著しい進歩を見た。即ち昭和十三年中に於ける産額は九百八十二萬餘石、其の價額二億三千七百八十九萬圓を越え、本島三大農産物(米、甘蔗、甘藷)中最も主要なるものである。

昭和十三年に於ける第一期作付面積は水陸稻合計二十九萬二千三百三十二甲、此の收量四百八十八萬五千五百三十七石にして、第二期作付面積は三十五萬三千五百七十一甲、此の收量四百九十三萬一千三百六十二石に上つて居る。尙近年蓬萊米の栽培が盛んに行はれ、其の昭和十三年の作付面積は第一期、第二期合計三十一萬七百二十一甲にして、收穫高は五百二十七萬六千三百二十三石に達した。

内地移出は明治三十年來のことにして爾來年々其の額を増し、昭和十三年の移出高は玄米白米を合せて千八十八萬七千六百三袋、價額は一億二千六百五十九萬六千八百二十九圓に上つて居る。

甘藷 米に次ぐ食用作物にして、良く本島の氣候に適し四時到来所に栽培せられるが、就中臺南州は其の主産地である。昭和十三年に於ける産額は二十八億七千六百九十七萬九千八百七十二斤である。直接食料とする以外に豚の飼料としても重要である。其の切乾藷(番薯)は酒精原料として移出せられ、又澱粉原料にも供せられる。昭和十三年の切乾藷移出高は一億七千七百三十八萬七千八百斤にして、此の價格四百七十六萬六千二百十圓に及んで居る。

甘蔗 甘蔗は臺灣の代表的特産物にして之が作付は全島に亘り、主産地は臺中、臺南、高雄の各州である。昭和二十三年期の作付面積は十三萬四千二百餘甲、生産高は百五十一億百餘萬斤に達し、一甲當平均收穫高は十一萬二千餘斤である。

甘蔗耕作上最も重要な灌漑排水の設備にして、明治三十五年以來今日迄に糖業獎勵補助に依り施行した灌漑排水面積は十三萬八千六百餘甲に及んで居る。作付品種は現在瓜哇産生種中大葉種が全盛を占め、昭和二十三年期

は殆んど全作付面積を占めて居る。而して今日の品種改良を見るに至る迄には凡ゆる改良が行はれ、在來品種である竹蔗、紅蔗、納蔗より瓜哇産ローズバンブー、ラハイナ種、次いで瓜哇細葉種の輸入栽培となり、其の間には蔗苗養成所の設置、中間苗圃の設置、蔗苗三年更新の計畫となり、遂に今日の盛況を見るに至つたのである。甘蔗耕作發達の趨勢を示せば左の通りである。

明治三五―三六年期	植付面積	甘蔗生産高	一甲當收穫量
同 九一十年期	一六、五二六甲	六八三、一五八千斤	四一、三三八斤
同 一〇一一年期	一一、六二八	一三、四七七、二六〇	一一〇、八〇八
同 一一一十二年期	一一、三二九	一三、一九〇、三八九	一一〇、七八五
同 一二一十三年期	一一、五五五	一四、二七一、八七四	一一四、五八三
同 一三―一四年期	一三、四二〇八	一五、一〇一、〇九九	一一二、五二〇

茶 茶は臺灣の主要輸出品にして烏龍茶と包種茶とが其の大部分を占めて居るが、最近に至り紅茶の躍進が目覺しく前二者を凌駕するに至つた。而して栽培地は臺中以北に限られ、臺北、新竹二州が主産地にして年十數回摘葉をする。其の種類は青心烏龍、硬枝紅心、大葉烏龍、青心大有等にして、此の四種は茶園全面積の六割以上を占めて居る。昭和十三年に於ける生産額は粗製茶二千八百八十三萬餘斤、價額九百七十七萬九千二百餘圓である。而して輸出總額は一千二百七十四萬千六百餘圓である。

落花生 食料又は製油原料等供し全島到る處に栽培せられるが、其の生産地は西部各州及澎湖廳である。昭和十三年の作付面積は三萬二千五百甲、收量五十五萬六千二百四十四石價額三百九十二萬二千五百五十四圓である。

大豆 本島に於て栽培せられる豆類の種類は多いが、就中最も主なるものは大豆である。普通連作として年二、三



回の收穫が出来、高雄州が其の主産地である。昭和十三年に於ける收量は三萬八千四百九十九石、價額七十萬九千六百三十六圓である。

麥類(大麥、小麥) 臺中、臺南二州の海岸地方に於て栽培せられるが、其の方法極めて粗放な爲大正七年より品種改良に著手したが、作付面積は遺憾ながら減少した。然し近年に至り、中南部地方の水田冬季休閑期を利用して小麥の栽培をなすもの漸次多きを加ふるに至つて居る。昭和十三年に於ける收量は一萬五千六百二十六石、價額二十六萬千四百十六圓である。

胡麻 主として製油原料に供せられ臺南、高雄の二州は其の主産地である。昭和十三年に於ける收量は一萬九百七十四石價額三十六萬八千七百七十圓である。

黃麻 従来は網糸の製造又は結束用に供するに過ぎなかつたが、臺中州豊原街及臺南市に製麻會社が設立せられ、米袋、黃麻布等の原料として需要が大いに増加して來た。臺南、臺中、高雄の各州が主産地であるが尙年々不足を告げて居る。昭和十三年に於ける收量は二千三百四十一萬五千三百一十一斤、價額二百五十二萬五千二百一圓である。

苧麻 製麻原料として重要な物資で其の需要多く、平地のみならず山間の傾斜地にも適するので栽培してゐる。昭和十三年に於ける收量は百二十九萬三千六百九十九斤、價額五十一萬六千四百五十七圓である。

煙草 主産地は臺南、臺中の二州と花蓮港廳とであるが、未だ本島の需要を充たすに足らぬ。昭和十三年に於ける收量は四百八十二萬六千四百四十斤、價額二百六十六萬二千六百六十五圓である。

棉 臺南州が主要地で漸次全島的に擴大普及してゐる。昭和十三年に於ける收量は實棉八十四萬七千七百七十斤、價額三十一萬三千八百二十五圓である。

蓖麻 蓖麻子は食用種の潤滑油として必要たりエステル油の原料であつて蓖麻は全島到處に野生してゐる。而して從來經濟作物として栽培されるに到らなかつたが昭和十二年度より時局に對處するため蓖麻栽培の愛國運動を行つた結果盛んに栽培されるに至つた。

柑橘類 柑橘類は必ずしも本島特有のものではない。然し椪柑と文旦とは特に甘味豊醇な爲内地市場に於て歡迎されて居る。其の外蜜柑、桶柑、斗柑、白柚等があり、椪柑は臺中州員林、南投、新竹州新埔は有名なる産地である。文旦と斗柑とは島内到處に産するが、前者は臺南州麻豆、後者は同州西螺が特に名高い。白柚の特産地も亦麻豆である。昭和十三年に於ける收量は六千三百四十八萬八千二百三十三斤、價額二百八十八萬八千四百二十五圓である。尙同年に於ける移出は三百六十二萬三千九百四十三斤、價額五十三萬五千五百八十一圓にして、輸出は千百七十七萬二千三百一十一斤、價額六十三萬九千三百六十五圓に達してゐる。

バナナ バナナは臺灣に於ける代表的果實にして全島到處に栽培せられるが、其の主産地は臺中、高雄の兩州である。高雄州下は最近に至り水田又は畑地に集約的栽培を行ふの結果、單位面積よりの收量が多く作付面積も亦益々増加の趨勢にある。輸移出品中米、砂糖に次ぐ重要品にして昭和十三年に於ける輸移出高は二億二千二百三十四萬三千二百七十五斤、價額一千三百二十八萬二千六百七十七圓に上り、同年の全島全産は三億三千六百八萬五千六百六十七斤の巨額に達して居る。

パイナップル(鳳梨) は良く本島の風土に適し、又他作物の栽培困難なる傾斜地を利用し得ること及罐詰用として之を海外市場に輸出し得る等の特徴を有する爲、最近に至り本島新興の一大産業として其の將來を囑望せられ、之が栽培事業は著しく物興するに至つた。

昭和十三年末に於ける栽培面積は九千九百三十三甲、收量一億千六百三十三萬三千五百一箇、生果としての輸移出高は三百三十三萬三千八百八十八斤、價額二十一萬九千七百四十五圓、繭詰の輸移出高は三百十四萬八千四百四打、價額千四百一十一萬千六百九十六圓の多きに達して居る。

龍眼 遍く島内に栽培せられるが就中臺南州は主産地である。果實は直接食用にも供されるが乾龍眼又は肉龍眼として主に支那に輸出せられる。昭和十三年末に於ける樹數は六十六萬三千六百六十四本、總收量は二千三百五十三萬三千二百六十六斤である。

蔬菜 本島在來の蔬菜は其の種類七十種に及ぶが、多くは内地人の嗜好に適しない爲、内外より良種を取り入れ栽培を奨励した結果、近年大いに見るべきものあり、昭和十三年には千五百六十八萬八千二百二圓の生産があつた。就中大根(二百萬圓)、甘藍(百三十六萬圓)、大芥菜(百三十萬圓)、胡(百二萬圓)、里芋(百二萬圓)、葱(八十四萬圓)、西瓜(七十三萬圓)等は其の主要なもので、夏季は少く冬季の産出多きを爲内地に送つて甚だ歓迎せられる。

蠶業 本島に於ける養蠶は、山手地方に小範圍に農家の副業として行はれるのみにして、其の年産繭額も昭和十三年に於ては一千九百九十石に過ぎず、其の現狀は未だ貧弱の域を脱せぬが、本島の自然的環境が頗る養蠶に適せる爲、將來甚だ有望なる産業である。一年中桑葉繁茂し冬季に於ても猶養蠶の出來得る如きは、將來大いに矚目に値する點である。

第三 樺太 樺太は我國唯一の亞寒帯に位しポトソル地帯を形成し、此の特有の氣温と土性とに立脚する農業は自ら獨自の趣がある。特に天候は一年を通じて驟雨性のもの多く、従つて降雨日數は夥多の方に屬すれども、日照時數も亦多きを爲植物の成育は極めて良好である。

樺太に於て科學的並に實地的に觀て合理的と認められるのは、含酸素素物即ち砂糖、澱粉、纖維等の生産にして、是等原料作物たる甜菜、亞麻、馬鈴薯、麥酒用大麥、麵粉用小麥、酒精用ライ麥の栽培は其の多望なる將來を認められて居る。

經營方法に付ては其の他獨特の事情に不慣れの状態にある農民の指導が最も緊要なる問題にして、樺太農業の將來は指導方法の如何に係ることが大である。現在に於ては有畜農業を主眼に置くを有利とされて居る。本島の氣候は又家畜の飼育に適し飼料作物の生育も亦良好なれば、其の經營の宜しきを得れば將來大いに斯業發展の望がある。

樺太の耕地面積は年を逐ふて躍進的增加を見たものであるが、昭和十三年末現在に於ける耕地面積は三萬四千三百十三陌にして、之を農耕適地三十三萬一千三百七十七陌に比すれば未だ其の割に過ぎない。故に之を耕作すべき農民は尙數萬を收容することを得べく、耕地の現在状態より觀て樺太今後の發展は將來の開拓に待つべきもの大なりと言ふべきである。

而して近時本島及内地間に於ける交通の便著しく増進せられ、世人の樺太に關する知識向上し、一般渡來者の増加すると共に農業移民も亦著しく増加し、昭和十三年末現在に於て九千三百二十五戸、四萬九千二百五十八人に及び、全戸口の約一割四分を占むるの状態である。

尙勸農機關を觀るに中央試験所を小沼に置き、農業部、畜産部、林業部及水産部の四部門に分掌されて居る。

農業部は第一科、第二科、第三科及第四科に分たれ、其の中第一科は主として種藝及農業物理に關する研究部門にして、特に本島の如き特殊の自然的要素の下に栽培可能なる適作物の査定及其の耕作法に關する研究に力を注いで居る。

第二科は農作物の病害、害虫及雑草に関する研究部門にして、第三科は樺太農業に関する化學的研究部門として樺太特有の亞寒帯ポトソル系土壤に関する調査試験及其の農耕利用に付ての研究を行つて居る。尙第四科は醸造に関する研究部門である。

畜産部は第一科、第二科第三科に分たれ、第一科は牛馬の繁殖、改良、飼養、管理に関する事項及其の飼料作物に関する研究を行ひ、第二科は豚、綿羊、家兎、養狐其他毛皮動物並に家禽に関する研究及其等の種卵の配付、種畜の貸付及種付に関する事項を掌り、第三科は樺太畜産に對する化學的研究部門として、樺太特有の亞寒帯ポトソル地帯と畜産との關係及酪農に関する研究を行つて居る。

尙中央試験所の外に西海岸宇遠泊及惠須取に之が支所を設置されて居る。次に重なる農産物を一瞥すれば

麥類 麥類は大麥、裸麥、小麥、燕麥、ライ麥及裸燕麥にして、昭和十三年に於ける作付面積の總計は一萬一千三百三十六陌收穫高四十六萬七千二百六十八陌、其の價額百八十二萬六千九百三十八圓に上つて居る。此の中最高を占むるものは燕麥にして、家畜飼料の外一般需要も少くない。作付面積は作物中第一位にして九千九百九十九陌、收穫高は四十一萬七千五百七十六陌である。燕麥に次ぐものは裸麥にして作付面積は九百四十三陌、收穫高は約一萬九千二百二十三陌である。小麥は良く本島の風土に適し品質良好であつて、年々増産の傾向にある。故に之が栽培を奨励すると共に製粉、精麥事業の發達を奨励して居る。昭和十三年に於ける小麥の作付面積は八百六十一陌收穫高は二萬九千九百九十九陌、收穫高は百三十二陌、收穫高は三千三十一陌である。

豆・菽類 豆菽類中最も廣く栽培せられるものは豌豆にして、昭和十三年に於ける作付面積は一千九百三陌、産額六萬一千七十九陌に達し、品質も亦優良である。

豌豆の外に茶豆、大豆、小豆、蠶豆等を産する。昭和十三年の之等收穫高は五百三十陌、價額十三萬一千三百八十二圓である。

馬鈴薯 馬鈴薯は燕麥及豌豆と共に本島に於ける重要作物にして、昭和十三年に於ける作付面積は二千八百八十陌、産額三千二十八萬八千七百五十二陌、價額約七十八萬二千九百九十二圓である。主として自家消費に供せられ又澱粉原料とし、其他市場に搬出せられるものも相當の量に達して居る。

蔬菜 蔬菜としては甘藍、蘿蔔、白菜、體菜、胡蘿蔔、牛蒡、蕪菁、葱、葱頭、茄子、南瓜、胡瓜等にして、昭和十三年に於ける作付面積は二千四百九十四陌、生産高四千二百萬陌、其の價額百二十萬六千六百六十五圓である。

甜菜 昭和二年度より農家に試作せしめたが、其の成績は極めて優良にして品質は遙かに北海道産品を凌駕し、將來樺太に於ける最も有望なる作物の一つである。昭和九年度及昭和十年度試作の結果に依れば、一陌當收量は平均二千五百七十一陌にして、含糖率は根中糖分平均二〇・七七%、純糖率平均九一・八〇%の良成績を示し成育亦良好なるを以て、昭和十一年より之を資料とする樺太製糖株式會社を創立し其の工場を豊原に建設し操業を開始する運に至つたので其の栽培面積も急激に増加し昭和十三年に於ては一千七百四十陌で、收穫高は三千百十八萬一千六百七十九陌である。

果樹 一般的に栽培せるものは少く、將來有望なるものは苹果と葡萄とである。

第四 南洋群島 南洋群島は熱帯圈内に在り、生活上天恵に浴することが多い爲、衣食住に對して大なる努力を要せず、従つて現在島民の農業は頗る原始的にして、一定の耕種組織を有せず寧ろ放任的である。然し日光の熾烈と降

雨の潤澤とを合理的に利用すれば、内地の農業に比して遙かに優良なる收穫を期待し得るものにして、此の爲には適當なる農具の使用、地力維持の爲の施肥、飼畜組織の採用、種苗の改良等を行ふ必要がある。

本群島の總面積は約二十一萬三千四百四十二畝にして、内農耕適地又は椰子林適地として約七萬畝と推定される。既に開墾されたる農耕地は昭和十三年末現在に於て二萬二千二百九十九畝、椰子林は三萬二千五百二十二畝、合計五萬四千二百六十一畝にして、約二萬七千五百畝の土地は尙將來に向つて經濟的利用の機會を待つて居る。島民大多數の生活は原始的にして簡易なる農耕に従事し、昭和十三年末に於ける農民は邦人約二萬六千五百人島民一萬八千八百人である。

尙勸農機關を觀れば左の通りである。  
 熱帯産業研究所 パラオに本所を置き、サイパン島及ボナベ島に支所、ヤップに試作地がある。本所は農林、鑛業及畜産等に關する各種の調査、試験並に分析鑑定及び講習講話等を行ひ、サイパン支所は主として糖業に關する試験調査を爲し、ボナベ支所は主として水稻及藥草の試験調査を爲し、ヤップ試作地は目下土質調査に當つて居る。

又地方産業の開發に資する爲各支廳に産業試験費の一部を配付し、附屬農場を設置して各種の試験を施行すると同時に、指導獎勵の任に當らしめて居る。

獎勵金 群島農産物中、キヤツサバ、レモン、カカオ、蓖麻、トバ、バルサ鳳梨、黃麻、草棉、煙草、カンピール等に關し獎勵金を交付して之が改良増殖を助長して居る。昭和十三年度の下付金額は三萬四千二百八十八圓である。

糖業獎勵施設 我國の本群島を占領して以來、サイパン島の風土が糖業に適するを認め、糖業の開發を計畫し甘蔗栽培並に製糖工場の建設を獎勵し、甘蔗栽培の爲には官有地を貸與し以て斯業の發展を圖つた。

大正十一年南洋廳の設置と同時に、積極的に糖業改良獎勵の爲糖業規則、糖業獎勵規則を制定した。

次に長産物としては熱帯特有の物にして其の主たるは左の通りである。

甘蔗 我國領有當時に於ては甘蔗の栽培は殆んど生食用にして、其の栽培面積は僅少なのみならず、其の栽培法も亦幼稚にして品種も劣悪であつたが、領有後群島中特にサイパン支廳では氣候、土壌等自然的要素の甘蔗栽培に好適せるを認め糖業企業が起り、之に従つて甘蔗栽培が漸次勃興するに至つた。當時は主として在來種及ローズパンツ種を栽培して居たが、蔗象蟲の被害激甚であるのと收量減退との爲、爪哇小莖種を以て之に更へた。然し是れも亦黒穂病の發生の多い爲、現在に於ては爪哇大莖種に依つて更新を圖つて居る。昭和十三年中に於ける收穫高は六億八千七百八十九萬四千七百七十七圓にして、價格三百三十九萬二千七百九十五圓、産糖高は百二十四萬一千六百七十七擔で其の價格百二十七萬一千六百四十七圓である。

タピオカ及甘藷 タピオカの昭和十三年中に於ける産額は一千八百八十一萬一千六十八圓、其の價格は二十三萬九千圓である。甘藷の産額は三百萬五千九百七十三圓、其の價格十七萬五千二百二十五圓にして、共に性強健で廣く栽培に適し、島民、邦人の食糧として重要なのみならず、其の澱粉製造は頗る有望なる爲共に將來を嚆目するに足る作物である。

鳳梨 鳳梨は元來性頗る強健にして瘦地にも生育し且つ風害を蒙ること少く、他作物に比して其の栽培區域廣汎に互ることを得るもので、此の栽培は將來大いに有望なる事業と認められて居る。昭和十三年中に於ける産額は二百五十五萬四千七百三十三圓、價格六萬八千六百三十九圓である。

蜜柑、バナナ、マンゴ、レモン、パイヤ 是等は熱帯果樹中群島の栽培に適するものにして、是等品種の適否、栽培技術の向上等に對しては熱帯産業研究所は特に研究の歩を進めて優良品種を増殖中である。

蔬菜 本群島の氣候及土質は蔬菜栽培上敢て好適とは言へぬが、氣候の關係上南瓜、西瓜其の他瓜類及トマト等當時生産せられ、成績は相當良好である。昭和十三年に於ける蔬菜産額は千九百七十七萬八千疋、價額約八十九萬圓である。内地との交通機關が完備すれば、春冬の候に蔬菜の移出を圖るは特に有望なる爲、目下品質改良、栽培法の改善と共に移出解禁の途を講じてゐる。

珈琲 瓜珈琲栽培はサイパン島に於て、大正十五年以來南洋珈琲株式會社の經營に係るものが主たるものにして、其の面積二百四箇に達する昭和十三年に於ける産額は三十七萬六千二百八十一疋價額二萬九千二百十五圓である。其の外ボナベ島に於ても本業が相當有望視せらるるに至り、昭和五年度より補助金を交付して獎勵に努めて居る。水稻及陸稻栽培 未だ一般に栽培されて居ないが、熱帯産業研究所の研究に依つて之が栽培を可能と認められて居る爲、鑿て水稻、陸稻栽培の實現を見ることが思はれる。

### 第二節 林業

第一朝鮮 朝鮮に於ける林野の總面積は約一千六百三十一萬町歩にして、全土の七割強に當る。然るに朝鮮は古來林政不備にして封山、禁山の如き特殊の保護林を除くの外は、所謂公山と稱して人民の自由入山を許したので濫伐、盜探盛行はれ、或は又火田耕作の爲山林の荒廢其の極に達し、國土の保安を害し延いて産業の發達を妨ぐる事甚かつた。茲に於て總督府は明治四十四年六月森林令を公布し、植林の普及獎勵並に森林の保護、營林監督を主とし、併せて國有林野の整理及經營を完うせんと努め、又各地方に技術員を配置して林政の刷新と林業の指導開發とに當らしめた。昭和十三年末現在に於ける其野面積は左の通りである。(單位町)

區分	國有		民有		計
	要	不要	有	無	
立木地	三、一五〇、九四七	五三三、九〇七	三、六八五、八五四	七、八二六、二九五	一一、五一二、一四九
散生地	五六六、九四四	二二七、九五四	八〇四、八九八	一、二九七、六九六	二、一〇三、五九四
未立木地	三四六、六六二	一八九、三三六	五三五、九九八	六三一、七二〇	一、一六七、七一八
除地其他	二七五、七〇二	一九四、八七〇	四七〇、五七二	一、〇六四、六一七	一、五三五、一八九
合計	四、三四〇、二五五	一、一五七、〇六七	五、四九七、三二二	一〇、八二〇、三二八	一六、三一七、六五〇

即ち立木地は約一千五百五十一萬町歩にして、林野總面積の約七割に當り、殘餘は散生地又は未立木地にして林況甚だ不良である。又成林地中林相の稍々見るに足るものは、主として鴨綠江及豆滿江の兩流域地方又は背梁山脈附近に偏在し、交通、運搬共に不便にして大部分は未利用林の状態である。

林野整理 昭和八年度末現在に於ける要存國有林野四百三十四萬町歩中には、農耕地として民間に開放するを得策とするもの又は飛地及境界複雑地等にして管理保護上民間の經營に移すを有利とするもの七十五萬町歩に達する見込であつた故、是等を昭和九年度より夫々調査整理し、將來の要存國有林野を三百九十二萬町歩と爲し、其の内大學演習林其の他約十二萬町歩を除き、殘餘の三百八十萬町歩に對し周到完全なる管理經營を行はんとする計畫の下に著々整理を進めて居る。

而して昭和八年末現在に於ける國有林野面積(造林貸付地及緣故林讓與出願地を除く)は五百二十三萬六千町歩であるが、其中五百萬町歩は之を實測せず、五萬分の一地形圖に見取にて境界を表示してある爲昭和九年度以降八箇年計畫を以て之を實測し、前記昭和八年度末に於ける國有林野面積五百二十三萬六千町歩に對しては、同様八箇年繼續

事業として價格を調査し、其の結果に基く國有林產額を製して正確なる境界面積數量價格を明かにし、國有財産を確保すると共に不要存林野の整理促進を計ることとし、目下實行中である。

樹木の分布と種類 由來朝鮮の氣候は南北に於て差異あるを以て、北寒帯より南暖帯に至る迄各種の樹木を生じ、其の分布も亦地方に依つて同じくない。北部鴨綠江及豆滿江の兩流域上流地方其他の高山に於ては主としてタウヒ、テウセンカラマツ、テウセンハリモミ、タウシラベ、テウセンマツ等鬱蒼たる樹林を形成し、中部より南部に於ては到る所赤松多く、又黒松、楡、樺、櫟、ヘンノキ、栗等を生じ、最南部に至れば樺、椎等の常緑樹及竹林を見る。全鮮を通じ概して森林樹木の種類に富み七百餘種の多きに達し、其の内喬木に屬するものは針葉樹十九種、闊葉樹百三十六種、外に竹類三種がある。

林業の奨励及施設 森林保護の施設を觀るに大正十五年林政の改革を斷行本府に林政全般に關する事務を統一し、爾來機關の増減等幾多の變遷を経、今日に及べるが、現在國有林野五百五十二萬町步中四百四十三萬町步に對しては左の通保護機關を設け保護に當らせつゝある。

所管別	國有林野		民有林野		計	備考
	面積	保護區數	面積	保護區數		
管 署	三八四萬町	一二五區	二二七町	二七四區	四九一	(一)本府は昭和十三年十二月末日現在
道	五九	二五	四〇	八	四八	(二)保護區及保護職員平均擔當面積
計	四四三	一五〇	二五七	二八二	五三九	1 保護區約 三〇、〇〇〇町步 2 保護職員約 三八、〇〇〇町步

此の各地區民の活動を促し官民一致協力して保護せしむる爲、國有林野中四百十七萬餘町步に對しては森林令

に依り地元住民十八萬三千餘戸に保護命令を發し、或は必要と認むる各種の施設に依り愛林思想の普及を圖り以て森林保護の萬全を期して居る。尤も右營林署に於ける森林保護機關中森林保護區十一區と森林主事十一名及森林主事補の二百四十二名は昭和七年度以降實施に係る北鮮開拓事業計畫に依り増置せるものであるが、該事業は北鮮與地帯に於ける林野二百十六萬町步に對し森林保護機關を擴充配備すると共に、一帯の地に漂動跋扈して隨所美林を燒燼し火耕を恣にして居た火田民(四萬餘戸約二十數萬人)に對しては、各現地に夫々指導機關を配置し之が善導定着を圖り、以て森林被害の衰減を期せんとするもので、昭和七、九、十一の三箇年度に互り山農指導區六十一區(各區に一名宛の指導手を配屬す)及同監督事務所六箇所(各所監督技手一名を配屬せるの外、關係營林署及郡職員を兼動せしむ)を充備し、目下森林保護機關と提携して萬全の實を擧ぐべく銳意施策の遂行に努めて居る。

民有林野に付ては始政以來森林令に基き森林の使用收益の弊害矯正及害蟲の驅除豫防並に火災、盜伐の防止に努め尙一面保護の實績を擧ぐるには民間の自治的活動を促進するの緊要なるを認め在來の松契、植林契、洞契其他新に設立せられたる森林組合等を指導監督し濫伐暴採の制限、害蟲の驅除、火災の防止等森林の保護に努めしめ更に國費を以て郡島森林主事を配置する等銳意惡習の打破に努めて來たのであるが其の完きを期する爲昭和八年郡島森林組合を廢止して其の事業を各道に繼承せしめた。現在國費支辨の森林主事百名、道費支辨の產業技手百二十五名、地方森林主事二百五十名、地方森林主事補一千百十二名、合計一千五百八十七名の専任職員を配置し専ら民有林野の保護取締に従事せしめて居る。尙西北鮮の火田地帯には昭和十二年以降國費を以て郡島森林主事十八名、郡森林主事補八十八名を配置し専ら新墾の取締に當らしめ火田の擴大防止に努めつつあり。

植林事業は治山治水事業上重要な施設なるを以て始政以來銳意之が普及奨励に努め來つた即ち始政當時は山林は

伐採せらるるのみにして其の跡地に對しては植林する者殆んど無き状態であつた爲、植林奨励の第一段として國費及道費を以て苗圃を經營し之が生産苗を配付して植林の用に供せしむると共に普く愛林思想を喚起する爲明治四十四年四月三日の神武天皇祭を卜して全鮮を擧げて記念植樹を行ひ朝鮮緑化の第一聲を放つたのである。更に造林貸付の制度を設くるの外、道、邑面、學校等に國有林を讓與し以て造林の模範を示さしむる等凡ゆる施設を開始した。爾來年と共に愛林思想勃興し又林野の經營に對する知識を啓發し、更に大正十四年以降國庫より造林補助金を交付し、造林の促進を圖つた爲明治四十四年の造林本數僅かに一千萬本に過ぎなかつたものが、今や一年の造林本數二億萬本を超へ播種量百萬立を數ふるに至つた。又緑化運動としての全鮮記念植樹は毎年之を繼續し、昭和十四年其の第二十九回目を舉行し植林事業振興上大いに貢獻するところがあつた。斯くして治山事業は年と共に進展し來れりと雖も永年の陋習は容易に革まらず、稚小木及地被物は肥料又は燃料等として濫採せられ治山上洵に憂慮に耐えざるものあるを以て民有林指導奨励の基準たらしむる爲昭和八年一月民有林指導方針大綱を制定し、爾來専ら本方針に依りて各般の施設計畫を奨め來れるも輓近木材需要激増の趨勢に鑑み一層林力の涵養施業の合理化並に林野の増進を圖る爲昭和十三年八月指導方針の改訂を行ひ、造林事業の促進並に森林施業の改善を圖ると共に林野保護の完璧と森林利用の合理化に努むることとして居る。尙昭和十四年度以降二十箇年を以て民有林野百萬町歩に對し用材材造成の助成を行ふ計畫を樹立し將來に於ける用材需給の圓滑を圖ることとせり。

次に全鮮農家の内林野所有農家は四十四%にして、林野を所有せざる農家は五十六%に達するのであるが此等農家が一年間に消費する燃料、肥料、飼料等農用林産物は約四千貫に達し此の價格約七十圓乃至八十圓と想定せられ農家經濟上主要なる關係を有して居る。然るに林野非所有農家は從來他人の林野に入山し、稚小木、地被物を採取して之に充當して來たのが民有林指導方針の實施に伴ひ此の弊弊は漸次改めらるるに至つた爲林野非所有農家は前記農用林産物の取得に困難を感じるに至つたので此等細農に對し合理的に農用林産物の取得對策を講ずることとし、昭和九年度以降各道をして農用林地を施設せしむることとした此の農用林地の施設は健全なる農家の更生と農村の繁榮とを圖ることとなり更に一般林野の改善促進並に企業林業の安全性擴充を圖り得ることとなるが故に、本施設の實施擴充に伴つて民有林は著しく改善且開發せらるることとなる。尙昭和十二年度より國土の利用と森林の保存増殖とに資する爲民有林野の全部に付林地利用區分調査を開始してゐる。次に林業に關する調査試験を行ひ林業の開發に資する爲、大正二年以來林業試験場を設置し以て組織的調査研究を爲して居る。

砂防事業 を觀るに全鮮に互る大面積の禿裸山野より年々流出する土砂は夥しい量に上り、其の被害實に甚しく急速に之が復舊を圖るを要する状態であつた爲、總督府に於ては大正七年度以降先づ忠清南北道、全羅北道及慶尙北道の四道地方費に對し國庫補助金を交付して砂防工事を施行せしむると共に、荒廢林野復舊の根本的計畫樹立の目的を以て大正八年以降三箇年間に全鮮に互つて之が實地調査を行つた。其の結果に依れば荒廢甚しく相當な施設を爲さざれば復舊困難な林野約四十七萬町歩に達し、就中十二萬町歩は全然一木一草をも止めない禿裸地なることが判明した。依つて之等林野に對しては速に砂防工事を施すの要あるを認め、先づ大正十一年度以降三十箇年間に五萬七千町歩の砂防工事を施行することとし、其當初十箇年の施行面積一萬五千町歩、所要經費一千三百餘萬圓は繼續費として事業に着手した。其の後財政の都合及關東震災の影響を受け、既定計畫の繰延又は削減を餘儀なくせられて豫定の進行不能の爲遂に大正十四年に至り計畫を改訂して要砂防工事地中荒廢特に激甚なる八萬二千町歩を擇び、七千三百餘萬圓を以て同年度以降三十箇年間に施行することとし、當初九箇年間は既に議會の協賛を経たる八百六十萬圓を以て工事



に着手したのであるが、更に昭和四年度に至りて年度割を更め、同年度以降二十箇年に前記事業を完了することとし、前記既定繼續費の年限を昭和十年度迄とした。

敘上は主として財政上の事由に基づくもので、屢々計畫の繰延又は削減を餘儀なくせられて計畫は豫定通り進捗しな  
いが、砂防事業は一面經費の大部分が勞銀として直接地元へ撒布せられ、窮民の救済上好適の事業なる爲、近年著し  
く疲弊した農村を救済する目的を以て前述計畫の外昭和六年度より三箇年間に總額七百五十萬圓の窮民救済事業を  
起し、(道地方費事業にして國庫より其の八割を補助す)更に昭和七、八年兩年度に於て毎年國費八十萬圓、道費百二  
十五萬圓及昭和九年度に於て國費四十萬圓を以て時局應急施設事業を施行した外、昭和九年度に第二次窮民救済事業  
として二百七十萬圓、水害罹災民救済事業として六十五萬圓、昭和十年度には旱害罹災民救済事業六萬三千餘圓を實  
施したが、其の効果は實に顯著なものがある。然るに一面荒廢地は年を逐ふて益々其の度を昂め又は區域を増しつ  
つあり、被害亦甚しいので本事業の促進を圖り、且既施工地に於ける保護をも完璧ならしめるの要あるを認め昭和八年  
八月制令第十七號を以て朝鮮砂防事業令を發布し、尙同九年二月府令第十一號を以て同令施行規則を發布して是等の  
目的達成を圖つて居る。

第二期砂防事業計畫の概要 前述のやうに砂防事業第一期計畫は昭和十年度を以て終了の運となつたが尙砂防事業  
を必要とする荒廢林野は十九萬六千町歩(外に林間裸地五萬三千町歩)の面積に上り之が爲年々洪水の被害を繰返  
し治水上一日も放置し得ない狀況に在つて、之が根本的對策として砂防事業の急施に依り荒廢林野の復舊を圖る事は  
最も緊要なばかりでなく多額の勞銀撒布を伴ふので大水害に依つて極度に疲弊した農村の救済上效果顯著である事は  
勿論年々内地に渡航する勞働者に適當の生業を興ふる結果其の渡航を緩和することとなるので國庫及道の財政狀態

を考慮し昭和十年度以降十五箇年計畫を以て差當り急施を要する箇所中國庫及道費を以て十二萬七千八百八十町歩の砂  
防事業を左の通施行することとした。

年 度	國 費 事 業		道 費 事 業		洛 東 江 流 域 事 業		計	
	金 額	積 金	金 額	積 金	金 額	積 金	金 額	積 金
昭 和 十 年 度	右ノ内新規増 六、五五三	町歩 一、九	町歩 一、三六八	町歩 三、一六七	町歩 三、七三三	町歩 五、六〇〇	町歩 八、九〇〇	町歩 一〇、一〇八
自 十一年度	毎年 八〇〇,〇〇〇	町歩 一、四三三	町歩 一、三六八	町歩 三、一六七	町歩 二、七三三	町歩 五、六〇〇	町歩 八、九〇〇	町歩 一〇、一〇八
自 十八年度	毎年 八〇〇,〇〇〇	町歩 一、四三三	町歩 一、三六八	町歩 三、一六七	町歩 二、七三三	町歩 五、六〇〇	町歩 八、九〇〇	町歩 一〇、一〇八
自 十九年度	毎年 八〇〇,〇〇〇	町歩 一、四三三	町歩 一、三六八	町歩 三、一六七	町歩 二、七三三	町歩 五、六〇〇	町歩 八、九〇〇	町歩 一〇、一〇八
自 廿三年度	毎年 八〇〇,〇〇〇	町歩 一、四三三	町歩 一、三六八	町歩 三、一六七	町歩 二、七三三	町歩 五、六〇〇	町歩 八、九〇〇	町歩 一〇、一〇八
自 廿四年度	毎年 八〇〇,〇〇〇	町歩 一、四三三	町歩 一、三六八	町歩 三、一六七	町歩 二、七三三	町歩 五、六〇〇	町歩 八、九〇〇	町歩 一〇、一〇八
計	二、四〇〇,〇〇〇	町歩 一、一	二、四〇〇,〇〇〇	町歩 一、一	二、四〇〇,〇〇〇	町歩 一、一	二、四〇〇,〇〇〇	町歩 一、一

以上の計畫に基づき實施中の處偶々昭和十一年夏中鮮以南に大洪水があつて其の被害の甚大だつたことは彼の大正十  
四年及昭和九年の大洪水を凌駕するものがあつた。右の様に近時洪水被害が頻發するの鑑み根本的對策樹立の緊要  
であることが痛感されたので昭和十一年十月總督府に治水調査委員會を開催し右の對策に付て審議させた處本事業に  
關しては既定計畫の繰上げ實施と現計畫以外の地域に付ての事業計畫の急速樹立を圖るの外輕微な禿裸地及林内裸地  
に對しての復舊策實施、風水害に因る災害林地の急速復舊等大々的に砂防事業の進捗を圖るの要ある旨答申があつた



ので右答申に基いて昭和十二年度以降左記に依り全面的に本事業を施行することに計畫を改訂し實行中である。

記

昭和十二年度以降砂防事業計畫

(一) 國費事業 (町當經費、人件費を含み五〇〇圓)

第一期砂防事業は昭和十年度を以て終了したので前記の通第二次計畫を立て實行中のところ昭和十一年本府に開催の治水委員会の答申もあり昭和十二年度以降右の計畫を改め次表の通り荒廢激甚であつて工事費多額に上り且技術上特に重要な地域三萬九千五百二十五町歩に對し従前の通國費經營を以て實施しようとするものである。

年 度	金 額	施行面積
自昭和十二年度 至十九年度	一、一〇〇、〇〇〇圓	二、二〇〇町
自昭和二十年度 至二十一年度	一、五〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇
自昭和廿二年 至廿五年	一、六〇〇、〇〇〇	三、二〇〇
自昭和廿六年 至廿九年	一、五六二、五〇〇	三、一二五
計	一、九七二、五〇〇	三、九、五二五

(二) 一般道費事業 (町當經費、人件費を含み三七〇圓)

要砂防地二十二萬八千五百十七町歩中國費經營を以て工事施行を必要と認められる地域が三萬九千五百餘町歩ある。尚次に記する洛東江流域事業(五萬八千六百八十町歩)、民營砂防事業(七萬九百七十町歩)及東海岸鐵道保全砂防

事業(四千九百七十六町歩)を差引いた六萬六千六百六十六町歩の地域は荒廢の程度稍低く従つて經費も少く技術上から見ても國費事業地に比して簡易なので道費を以て砂防事業を施行しようとするものであつて之に要する資金は道に起債させ其の元利金の八割相當額を國庫から補助するものである。而して國庫負擔相當額に付ては一箇年据置、道負擔に屬する分に付ては五箇年据置とし兩者共十五箇年半年賦均等に依つて償還しようとするものである。

年 度	金 額	施行面積
自昭和十二年度 至十九年度	一、六三一、七〇〇圓	四、四一〇町歩
昭和二十年 至二十一年	二、〇〇一、七〇〇	五、四一〇
昭和廿一年 至廿二年	一、九八九、一二〇	五、三七六
自昭和廿二年 至廿六年	一、四八七、四〇〇	四、〇二〇
計	二、四、四八一、四二〇	六、六、一六六

(三) 洛東江流域事業 (町當經費、人件費を含み昭和十、十一年度四六五圓、昭和十二年度以降四四〇圓)

洛東江の氾濫に依つて流域住民は永年塗炭の苦を嘗め殊に昭和八年度は再三の氾濫で水害に依つて莫大の人命財産を失ひ其の慘狀は實に見るに忍びないものがあつたのである。是は全く流域林野の荒廢によるものであつて利害を共にする慶尚南北兩道相提携して本流域の治山に依つて被害の根本的防除を圖らうと洛東江流域治山事業計畫を樹立し昭和九年四月十三日附兩道知事連署を以て上申して來たものであるが、兩道管内荒廢林野中國費直營を以て施行しなければならぬ地域を除き全面積五萬八千六百八十町歩を次表の通十箇年に完成しようとするものであつて、之に要す



る資金の八割は道に起債させ、之の利子及償還額に對して國庫より七割五分相當額を補助しようとするものであつて國庫負擔に屬する分に付ては一箇年据置道負擔に屬する分に付ては五箇年据置の後十五箇年半年賦均等に依つて償還しようとするものである、尙總經費の二割相當額は地元邑面に於て負擔するものとする、この道別年度別表は次の通りである。

洛東江流域砂防事業計畫表 (十箇年)

道名	經費欄		面	積	道	國庫負擔基本額	總負擔基本額
	至昭和十一年度	至昭和十二年度					
計	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	4,331	4,331	4,331	4,331	4,331	4,331	4,331
北	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	431	431	431	431	431	431	431
南	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900
計	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	4,331	4,331	4,331	4,331	4,331	4,331	4,331

(四) 江原道東海岸鐵道沿線砂防事業 (町當經費、人件費を含み三七〇圓)  
 近く全通の豫定にある東海岸鐵道の沿線には約二萬一千町歩の荒廢林野があつて中でも江原道内にある荒廢林野は豪雨毎に夥しい土砂を流出して甚しく河床を高め前例に徴しても此の儘放置するときは線路及橋梁を屢々脅かすこととなるので交通保全の爲之を速かに復舊させる必要を認めて昭和十二年度以降十箇年に約五千町歩の秃裸地に對し左の通砂防事業を施行することとしたのである。本事業は洛東江流域事業と同様事業經費の六割相當額を起債償還の際國庫から補助し道と地元邑面には各々二割を負擔させるものである。

年 度	金 額	施行面積
自昭和十二年度	毎年 一八五、〇〇〇圓	五〇〇町歩
至昭和二十年度	一七六、一一〇	四七六
昭和二十一年度	一七六、一一〇	四七六
計	一、八四一、二二〇	四、九七六

(五) 民營砂防事業 (町當經費、人件費を含み一四〇圓)  
 全鮮に亘つての荒廢林野中には傾斜が緩かで荒廢の程度も低いものが約一萬七千六百町歩ある、尙アカマツ成林地であつて其の他の地被物を缺如した所謂林間裸地が約五萬三千三百町歩あつて、何れも現状の儘永く放置するときは年と共に荒廢の度を増し或は土砂を流出して治山治水の完璧を期し得ないので國費及道費砂防事業と併行して復舊せしめることとしたが、之等林野は比較的荒廢の程度が輕微なので國又は道から相當助成するときは一層容易となるので左の通實施することに計畫を樹立した。

本計畫は昭和十二年度以降十五箇年に亘つて實施しようとするもので事業費の七割は國庫から補助し二割は道、一割は林野所有者又は蒙利者に負擔させることとし尙本事業は林野の狀況が一般砂防地とは其の趣が違ひ又之等林野の利用狀況等を見ても他と異なるので砂防事業令は適用しないこととした(國及道の負擔は道費事業と同様起債に依る)

年 度	金 額	
	施行面積	額
自昭和十二年度 至十九年度	毎年	五一、〇〇〇圓
自昭和二十年 至廿五年度	毎年	八四〇、〇〇〇
昭和二十六年 度		八〇七、八〇〇
計		九、九三五、八〇〇
		七〇、九七〇

災害林地復舊砂防事業 (町當經費、人件費を含み一、〇〇〇圓、江原道は八〇〇圓)

昭和十一年八月中旬の豪雨と八月下旬南鮮地方に襲來した猛烈な颱風及之に伴つた豪雨に依つて、京畿、忠北、全北、慶北、慶南及江原の六道管内で約四千町歩の林野が崩壊し激烈な土石流の爲下流地方は夥しい被害を蒙つた。是等崩壊林地を此の儘放置するときは今後豪雨毎に周圍に擴大して再び大崩壊の原因となる虞があるので特に急速復舊を要すると認められる一千八百十町歩に對し復舊計畫を立てた。本計畫は三箇年に事業を完成するものであつて國有林野に對しては國庫から金額を補助し其の他の林野に對しては八割を補助し道費は二割を負擔するものである。

災害林地復舊砂防事業別年度別表

道 名	昭和十二年		昭和十三年		昭和十四年		計	
	總經費	施行面積	總經費	施行面積	總經費	施行面積	總經費	施行面積
京 畿	三五、〇〇〇圓	三町步	三〇、〇〇〇圓	三町步	一〇〇、〇〇〇圓	一〇町步	一〇〇、〇〇〇圓	二〇町步
忠 北	七〇、〇〇〇圓	七町步	六〇、〇〇〇圓	六町步	二〇〇、〇〇〇圓	二〇町步	二〇〇、〇〇〇圓	四〇町步
全 北	二〇、〇〇〇圓	二町步	一〇、〇〇〇圓	一町步	五〇、〇〇〇圓	五町步	五〇、〇〇〇圓	十町步
慶 北	一一〇、〇〇〇圓	一一町步	一〇、〇〇〇圓	一町步	三三〇、〇〇〇圓	三三町步	三三〇、〇〇〇圓	三三町步
慶 南	一五〇、〇〇〇圓	一五町步	一五〇、〇〇〇圓	一五町步	四五〇、〇〇〇圓	四五町步	四五〇、〇〇〇圓	四五町步
江 原	一五六、〇〇〇圓	一五八町步	二二二、〇〇〇圓	二二二町步	五四四、〇〇〇圓	五四四町步	六八〇、〇〇〇圓	六八〇町步
計	五四一、〇〇〇圓	五八〇町步	五九二、〇〇〇圓	六五〇町步	一、六七四、〇〇〇圓	一、八一〇町步	一、六七四、〇〇〇圓	一、八一〇町步

備考 一、括弧内は國有林野關係の分を示す 二、一町步當單費江原道八〇〇圓其の他は一、〇〇〇圓とす

以上の計畫に基き實施した結果大正十一年度以降昭和十二年度迄に復舊した荒廢林野面積は實に八萬八千七百餘町歩に達してゐる。

朝鮮林業開發株式會社の創設 治水事業は朝鮮統治上最重要なる事業の一で之が完成には治山事業の全面的促進を必要とし又用材林の造成は、我國に於ける木材缺乏の實狀に鑑み急速其の對策を樹立する必要がある。朝鮮總督府に於ては、夙に國有林の經營、民有林の造林獎勵等に意を用ひ來つたのであるが財政の關係上未だ充分其の實を擧ぐるに至らず特に民有林の造林は最近經濟界の影響を受け漸減の傾向に在る。右の様な次第で造林事業は國家經濟上將又國

土保安の見地より刻下の急務であり就之政府自體に依る經營と並行して、民間に於ける計畫的なる造林事業の遂行を期し併せて民林業の開發を圖るの要緊切なるは茲に述べる迄もない所である。然るに用材林の經營は、資金の長期固定、事業自體の不安定性等の特殊事情に依り中小規模にては其の實施甚だ困難であつて大資本に依る大規模經營を得策とするのであるが多分に公共性を有する斯の種事業を純粹の營利會社をして行はしむることは諸般の事情よりなるべく之を避け政府の特別の保護監督を受ける特殊會社をして經營に當らしむるを適當と認め昭和十二年六月二十六日制令第十三號を以て資本金二千萬圓の朝鮮林業開發株式會社を創設することとし、尙之に民林業開發に必要な製材事業、林産物の販賣、委託に依る林野の經營、其他林業開發に必要な事業を兼營せしめることとした。

營林の概況 營林署に於ける斫伐事業は鴨綠江、豆滿江流域の外、大同江上流及江原道東海岸の一部に於て實行して居るが、其の運材は軌道と一部森林鐵道とに由る外冬期の積雪、氷結を俟つて牛棧に依り江岸に搬出して編筏流下する。流筏は通例四月解氷と同時に開始し五月より九月に至る五箇月が最も盛で十月下旬迄に終了する。其の伐採樹種は鴨、豆兩江流域に在りてはテウセンカラマツ、テウセンマツ、タウヒ、モミ類の針葉樹及少數の闊葉樹を、大同江上流ではタウヒ、モミ類を、江原道ではアカマツを伐出して居る。而して流筏に依る流下材は、鴨綠江流域は新義州に、豆滿江流域は茂山及會寧に、大同江流域は平壤に揚陸貯木し、江原道に於ける斫伐材は、一部山地製材所の製材材として消化せらるるもの外、大部分は軌道及自動車に依り徳山、領津及前津港に搬出し貯木する。尙北鮮に於ては、昭和九年度以降、白茂及惠山線並に森林鐵道及軌道の開通に伴ひ、其の沿線出材は、鐵道輸送に依り城津港に搬出の上貯木せられる。新義州着材中一部は原木賣却とし、大半は新義州營林署製材所の製材材として消化せられ其他各地の貯木所に於て夫々原木の賣却せられる。製材は新義州、京城、江陵及江界營林署の製材所で行つ

て居るが、現在に於ける製材所の設備は工場數六（内新義州三、動力八百九十馬力（内新義州七百七十馬力）を有し、其の能力は一箇年製材十七萬五千立方尺（内新義州十七萬立方尺）にして、新義州製材所に於ては主として建築用材、枕木、箱板、軍用材等を製出し、京城、江陵及江界營林署の製材所に於ては主として羽目板、床板等の加工品を製出の上規格の統一、供給の確實等を期し一般需要者に満足と與へて居る。

朝鮮に於ける國有林産物の搬出は従來主として河川を利用する自然運送力と、山地に於ける小規模の森林鐵道とに依つたのであるが、伐採箇所の漸次奥地に進むに従ひ是等施設的能力保全と相俟つて、林道の開設、森林鐵道の全般的敷設を圖る外、昭和四年度より同八年度迄の間に平安北道厚昌郡南社流域に森林鐵道四十八軒を敷設した。尙北鮮開拓計畫の一部として白茂線及惠山線の各鐵道に關聯して、白頭山を中心とする八十萬町歩の森林開發の爲、昭和七年度以降九箇年間に森林鐵道（二三三・四軒）、森林軌道（二六四・九軒）を新設する豫定であつたが、豫算の關係上工事は昭和九年度より着手し、昭和十四年十月現在森林鐵道六十七軒森林軌道八十四軒は完成して既に運材されて居る。其他山地に簡易製材工場六百七十馬力を設けて材木の利用増進を圖ることになつて居る。

以上は官行斫伐事業の概要であるが、右の外國有林經營上支障なき範圍に於て民間企業者の需要に應じ立木拂下を實行して居る。最近の事業成績を示せば左の通りである。

官行斫伐材販賣高表

年 度	製 材		原 材		木	
	積 額	價 額	積 額	價 額	積 額	價 額
昭和九年度	一七七、三〇九	四、四一六、二四六	一七〇、八六三、二一六	一六〇、九八〇、〇〇〇	六、五七七、二二六	四、〇〇〇、〇〇〇



高地帯であるから平地帯とは氣候、風土異なり冬期長く夏期短きを以て農作物の種類栽培方法も自ら異り作物としては馬鈴薯、大麥、小麥、燕麥、茶豆、豌豆等を適當とする。地味は極めて肥沃で七八年間施肥を要せず相當收穫し得らるるのである。

移住者は一戸當耕地四町採草放牧地一町、薪炭林二町、その他一町計八町歩を割當て開墾完了し耕地熟化するに至るときは年賦償還方法により自作農たらしむるものである。本事業は昭和十二年秋に昭和十三年入植移民の先遣隊として一部移民を咸南甲山郡鳳頭里事業區へ入植せしめたるを嚆矢とし十三年春期移民と併せて現在四百八十八戸を移住せしめた。十三年度は事業開始の初年でもあり土地の事情に通じて居る者でなければ失敗を招く虞があるのと咸南で水力電気事業貯水池設置により水没地となる農家が多數あるので咸南農民を入植せしめた。

第二 臺灣 臺灣は熱帯と亞熱帯とに跨り地形概ね峻峻、中央を南北に縦走する脊梁山脈中には一萬尺を越える名を有する高峯八十一座、無名山百八十九座、計二百七十座(蕃地地形圖に依り同高線二百尺以上の差を有するものを一座として計算す)を有し、夫れ以下のもに至つては殆んど數ふるに遑なしと言ふ状態である。而も是等峻嶺高峯に源を發する河川は最長僅かに四十二里、水流急激にして舟筏の便なく、大雨一たび到らば濁水滔々たるものがある。又地質氣象等も頗る錯雜して南北は雨期を異にし、東西は地質を異にする。此の状態は植物學上にも頗る變化を齎し甚だ妙味あるものがある。従つて其の間に育まれたる林木も亦多種多様にして誠に植物學上の寶庫の感がある。

臺灣は由來一箇の植民地であつた。我國の本島領有以前に於て潮を此の地に争へるものに和蘭あり、西班牙あり、明あり、清あり、而して王朝を建設せしものに鄭成功がある。而して和、西の占據は主として商業的植民にして林野の開拓は一小局部に過ぎなかつた。然るに鄭氏の建業時代に至るや明朝の回復、獨立國家建設の壯圖に伴ふ林野の開

拓は平地林は固より低地林に至るまで甚しく伐採燬せられ、降つて清朝に至るに及んでは支那移民の増加と蕃族討伐との關係上森林の燒燬濫伐相次ぎ、高山地帯に至るまで其の影響を蒙らざるなき状態となつた、皆て葡萄牙の航海者をして「イラ・フォルモサ」と絶叫せしめた綠翠の本島も遂に禿山、裸山を現出するに至つた。

斯くの如く林政の荒廢其の極に達したる森林を如何に處理するかは、領有當時我が當局の頗る苦心したところにして非常なる困苦調査の結果漸く林野の管理區分の調査を終了したのである。今昭和十三年末の林野面積を示せば左の通りである。(單位用)

	森			原			野	合
	平地	蕃地	計	平地	蕃地	計		
國有	三六、六五〇	一、二八、六五七	一、五五、三〇〇	一九、四六六	三〇、四三九	四九、九〇五	二、二五、一五九	
公有	一一、五八三	—	一一、五八三	一、九七七	—	一、九七七	一四、五六〇	
私有	二、三三三	二、七九	二、六一三	四、六三三	—	四、六三三	二七、九六二	
計	四〇、五六六	一、二八、六五六	一、六八、〇〇三	二四、〇七五	三〇、四三九	五四、五一四	二、四七、五二八	

而して是等の森林を概観するに、西部は帯狀の海岸林を第一線とし、次に本島八億餘圓の生産の約半を占むる農作物の耕地があり、其の間桂竹林及相思樹林叢林が介在し、斯くして傾斜漸く急を告ぐるに至つて暖帯の潤葉樹があり、更に進んで温帯林に入り本島特有の肖楠、紅檜、香杉、亞杉が現はれ、次に扁柏、母等の喬木となり、最後に新高殿、新高ビヤクシン等の寒帯林に達するのである。東部地方は領有當時西部地方の如く支那民族の移住が甚しくなく平地

と雖も所謂平地蕃族の選食的農耕を営めるに過ぎなかつた爲、山脚に接し尙廣大なる天然の森林鬱蒼として存したものであつた。然るに此の地方も亦拓殖計畫の進捗に伴ひ伐木、製腦、製糖等各種産業の勃興せる爲急激なる森林の減退を來し、正に西部臺灣の轍を辿らんとして居る。

斯くの如く本島の森林は過去三百年の永きに亘り、大學渡來せる支那移住民の開拓と高山蕃族の魔手と領臺後に於ける各種産業の發達に伴ふ土地利用の促進、林産物需要の激増とに因り著しく濫伐せられたので、今日残存する森林は世人の想像するが如く豊富ではない。然し乍ら全島の森林を通觀するに、尙相當纏れる森林が存在するのであるが之が利用は却々苦心を要するものがある。昭和十三年度末の見込蓄積は左の通りである。(單位千石)

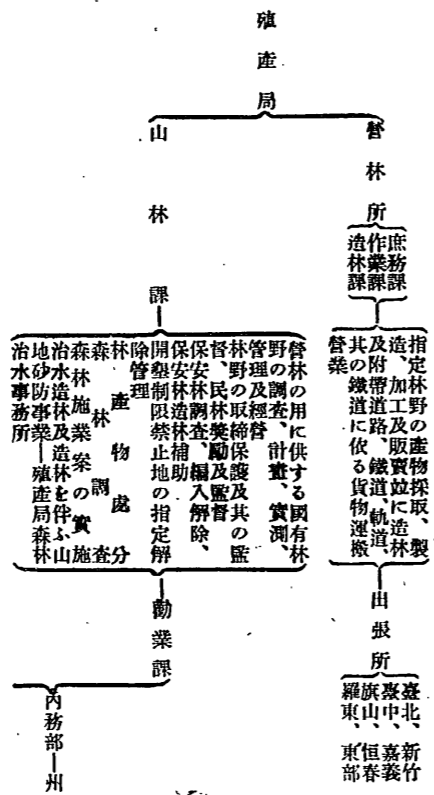
樹種別	國	有	公	私	有	計
針葉樹	二五一、五八一	三五五	四、〇六二			二五五、九九四
闊葉樹	四五七、七四五	一、四三五	二九、五六〇			四八八、七四〇
計	七〇九、二六六	一、七八六	三三、六二二			七四四、七三四

右に包含せらるる各種の林木は土地の高低に依り氣象上變化があるので、其の存する箇所も自ら局限せられる、其の分布の狀況を示せば左の通りである。

熱帯	帶	城	見込面積	割合	主要林木
海抜一〇〇米	北部米	八〇〇米	二、〇七四、一〇一	五六%	榕樹、茄冬、檳榔、龍眼
	中部米	一、〇〇〇以下			
	南部米	一、〇〇〇以下			

帯	面積	積	割合	主要林木
暖帯	一、五〇〇	一、一四〇、三五七	三一	樟、檳榔、楠、椎類、曾楠、楨
温帯	二、九〇〇	四一三、六九二	一一	おがたまの楡、欖、油杉、榿
寒帯	以上	八〇、七七九	二	新高榿、新高しやくなげ、新高柏
計		三、七〇八、九二九	一〇〇	

森林の管理及植伐事業 林野に關係ある各般の事項を處理する所謂林務機關は、かなり複雑して居るが、是等の關係を表示すれば左の通りである。





内務局	地	課	官有林野開墾の調査、實 官有財産の管理及處分	地理課
專賣局	鹽	課	粗製樟腦、樟腦油製造並 に製腦用林産物取締保護 及拂下	
林業試験所	利	科	有用樹種試験調査、木材 の利用、造林及森林保護 の試験、研究、種苗の改良 育成	林業試験所中埔 蓮華池 マリアブル

次に森林の伐採事業中大規模に行はれて居るものは主として官行である。是等は森林の利用上頗る参考となるものがあり、以下順を追ふて記述することとする。

阿里山の伐木事業 阿里山は嘉義の東方百軒餘に在り、新高連峯の西方に起伏せる大森林にして其の斫伐事業地面積九千九百九十六陌、昭和十三年度迄の伐採資材材積は二百五十八萬三千三百立方米を算し、尙約四十一萬五千五百立方米の針葉樹と四十九萬八千八百立方米の闊葉樹とを包蔵する原生林が残存して居る。然し乍ら是等も今後五年も経過せば殆んど原生林はなくなる計算となる。阿里山の材木は他に類を見ない長幹巨材に富むが故に、是等の伐採運搬は主として機械力を利用して居る。即ち集材にはスキッターを、運搬には獨特の機關車を使用し二千四百餘米の高峯より蜿蜒百餘軒の鐵道により嘉義に運搬せられるのである。嘉義には又是等巨材の製材に適する工場の設備があり、其の工場能力は一日百七十立方米であるが、昭和十三年中の製材高は八千二百餘立方米である。

八仙山の伐木事業 八仙山は西部本線豊原驛より大甲溪に沿うて溯ること三十二軒、中部合歡山より白姑大山の西方に連る一帶の森林にして其の斫伐事業地面積は實に四萬九千九百二十陌を有し其の地勢は急峻にして搬出は容易で

ない状態であつたが大正十一年官行斫伐を計畫して以來苦心の結果、現在では索道インクライン等各般の設備が出来て毎年二萬立方米の出材と山元にて年五千立方米の能力を有する製材工場を設け扁柏、紅檜の品質不良なものと工所用材の製材を爲してゐる。昭和十三年度迄の伐採資材材積は七十二萬三千二百立方米に及んだ。尙將來伐採せられる立木蓄積は針葉樹約八百十三萬九千九百立方米、闊葉樹約四百四十三萬三千三百立方米である。

太平山の伐木事業 宜蘭濁水溪の上流の一大森林にして其の面積は三萬四千三百陌である。其の林相の整一、其の蓄積の豊富であることは蓋し本島隨一であつて最も將來ある森林である。本事業地は大正四年に蕃情が平靜となつたので事業を開始し逐年發展の一途を辿つてゐる。現在では平地に三十七軒の森林鐵道を林内に十五軒の軌道を敷設した外に集材機、ガソリン機關車の運轉を爲してゐる。此の外、各所に索道を新設する等機械力應用の諸設備が擴充せられ作業能力は著しく増進して昭和十三年度迄の伐採資材材積は百三十二萬五千四百立方米に達した。而して尙將來利用せられる立木蓄積は針葉樹約五百十五萬九千二百立方米、闊葉樹約二百九十九萬九千四百立方米である。

官行斫材の販賣状況 官行材は主として扁柏と紅檜とであり、其の他亞杉、榉、唐檜、香杉等がある何れも建築材として可ならざるはなく、内地方面への移出は昭和十三年には二萬三千立方米、價格百五十九萬圓に及び漸次其の聲價を高めて居る。島内消費は並材以下のものが多く、其の消費は約九萬三千立方米、價額三百五十六萬二千圓にして官行斫材消費量の主位を占めて居る。

造林事業 全土の七割に相當する廣大なる林野を擁する本島に於て、其の地勢、地質の關係よりして森林が治水、國土保安上將又産業開發上極めて重要であるに拘らず、既述の如く古來林野の荒廢が甚しく造林事業は林政上焦眉の急務であつた。茲に於て我が領臺以後天然樟腦保護の見地より樟樹の國營造林を始めとし、官行斫材跡地造林、熱帯

有用林木の造林、保安造林等々として進められて来たのであるが、就中大正十四年以來十一箇年の歳月と二百七十萬圓の經費とを以て、全島重要林野に對し調査を續行して来た森林計畫事業も、昭和十年度を以て豫定地域に對する施業案の編成を了し、同十一年度より全島一齊に植林、伐採の實行に著手したのであるが、本事業の實施は本島森林の治山治水上の機能を充分ならしむると共に林産保續の目的を完成し、更に熱帯有用林木の増産をも期待し得るもので、本島林政史上特筆すべき事項であるが、更に中央山脈一帯に残された林野は本島重要河川の源頭を爲し、治山治水上極めて重要な意義を有するにも拘らず、概ね荒廢に委せられ之が施業は決して忽諸に付すべからざるものがあり、林政當局は第二次森林計畫事業として此の地域に對しても昭和十三年度より五箇年計畫にて施業案の編成に着手して居る。

更に治水國土保安上施業の急を要する箇所に對しては、昭和十一年度より北部淡水河上流に治水造林並に砂防設備に著手し、漸次中・南部（濁水溪、曾文溪の流域）の要急地に對しても之が施業を爲しつつある。

民有林野に就ては面積が極めて狭小にして全林野の一割に相當するに過ぎないが、之が經營は國營林業の遂行と相並び治山治水國土保安上並に林産保續上極めて重要な關係にある爲、總督府に於ては領臺以後鋭意造林の勸奨に努め來り、大正十一年には保安造林事業の一部を、同十四年には民林獎勵監督事業を夫々各州廳に移管し、國庫補助金を交付して事業の進捗を圖つて居るが、近年其の効果も漸く顯著なるものがあり、新植面積も亦年一萬甲に達せんとする盛況である。

**林業試験** 本島は林木の育成に適するも、低地森林一帯は價值少なき材木が主林木をなして居た關係上、林相の改善は焦眉の急にあつたので先づ材木の植育試験に重きを置き、其の試験の成績を検し本島に於ける造林の指針とした

のである。又本島は固有の造林樹種に富むと雖も是等の樹種は多く高地帯に産し、熱帯の有用樹種は外國産に俟たねばならぬ結果、是等の移植試験も一定の方針の下に順次其の試験を進め相當の成績を擧げて居る。元來造林の試験は他の農作物に比較し一般に著しく長年月を要する爲、多くは直ちに之が成績を見ることが出来ない。今日尙試験繼續中の事項相當多數を占めて居るが、何れも良好の成績を擧げて居る。

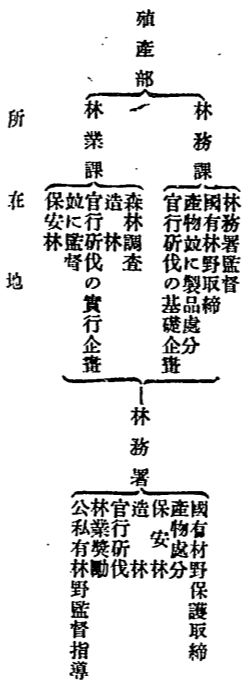
**大學演習林** 臺灣に帝國大學演習林の設定せられたのは、明治三十七年臺中州下の東京帝國大學演習林が其の濫觴である。次いで明治四十三年には京都帝國大學基本林が高雄州屏東郡蕃地に設けられ、更に大正二年には九州帝國大學演習林が臺北州文山郡に、又大正五年には北海道帝國大學演習林が臺中州鹿港郡蕃地に、大正九年には臺北帝國大學附屬農林專門部演習林が臺中州東勢郡と臺南州新化郡の二箇所に設けられ、其の合計約十三萬甲に達し、年々各種の試験研究を發表して居るので本島林業諸般の調査研究に裨益するところが少くない。従つて大學演習林の存在は島内林業家の期待と敬意とを繋ぐ重要な研究機關の一である。

**第三 樺木** 樺木は本邦唯一の亞寒帯にして材木の種類比較的少く、有用樹種としては僅かにエゾマツ、トドマツ、グイマツ、イチキ、シラカバ、ドロヤナギ、ハンノキ、タモの數種にして、其の中最も多いのはエゾマツ、トドマツで、全森林蓄積の約八割を占めて居る。

本島の森林面積は拓殖及伐木等に依り年々移動ある爲的確な數字を示し得ないが、昭和九年末の森林調査の結果に依れば國有林面積は約二百九十四萬陌にして、之に大學演習林の面積約九萬陌を加ふれば約三百三萬陌となり、邦領樺木總面積の約八割餘となる。昭和十三年度に於ける本島總生産物價額は二億四千二十四萬七千八百五圓にして、内林産物價額は三千三百四十二萬三千九百九十三圓で其の約一割四分に當り、木材を原料とする工作物たるパルプ及洋紙の

價額は一億二千七百三十萬二千七十二圓にして、此の二者を合すれば本島總生産額の六割六分強となる。又樺太廳に於ける昭和十三年度總歳入たる六千四百九十六萬三千七百五十圓の内、森林収入は二千二百八十七萬三千六百四十九圓にして其の三割五分強を占め、本島財源中最も重要なものである。

森林の管理 樺太の森林は其の面積、蓄積等より考察し、相當完備せる管理機關を必要とするところであるが、領有當初に於ては何等見るべきものがなかつた。明治四十年四月樺太廳の設置せられたる當時は、小規模の機關に依つて森林業務を取扱つて居たが、昭和二年農林部新設と共に本廳に林務、林業の兩課を設け、昭和五年一月支廳林務係を廢し、各支廳全管内を區域とする林務署の新設を見るに至つた。森林主事は大正五年初めて十六名を地方へ配屬し、以來年々増加し昭和三年十二月定員を二百六十三名とし、其の駐在所を百三十五箇所設け従前の面目を一新したが、昭和十三年末に於ては駐在所二百六十三、森林主事二百八十七名である。又樺太廳に於ては從來蟲害木を斫伐する關係上森林作業所を設けてあつたが、昭和五年一月の官制改革の結果作業所を廢止し、其の事業の關係上林務署に引繼ぎ林務、林業兩課に於て其の企畫及監督をすることとなつた。今是等の關係を表示すれば左の通りである。



豊原	大泊	留多加
元泊	敷香	惠須原
泊居	眞岡	本斗
及出張所		森林主事駐在所(管林及林野の保護取締)

林野の區分調査 領有當時に於ける樺太は殆んど全部森林を以て掩はれて居たが、其の後拓地殖民の進展と共に急速に伐採せられ、又山火蟲害等に因りて森林の備蓄漸減し、昭和十三年度末に於ける森林分布の概要は國有林面積は二百九十二萬六千五百八十六陌で、立木地面積百九十七萬九千五百八陌あり、而してトドマツ、エゾマツの材積は一億八千六百三十一萬四千八百四十一立方尺、グイマツの材積は一千五百十萬四千六百二十七立方尺、潤葉樹の材積は三千五百七十萬八千七百十立方尺で、伐採地、ツンドラ地帯、燒跡地、草生地等の未立木地面積は九十四萬七千七百七十七陌である。

尙昭和五年航空寫眞撮影に依る地形及林相調査を陸軍當局の援助の下に決行し、以來同六年、同九年を以て落合、小能登呂を連ねる線以北の調査を完了した。此の結果は寫眞應用に依り各種調査及立案に至便を來し、且つ空中寫眞測量要圖を完成せり。

此の外東京、京都、九州及北海道の各帝國大學に移管されたる九萬四千陌の演習林がある。森林の利用 樺太森林の樹種中有用なるは數種に限られて居るので、其の用途も亦殆んど一定して居る観がある。即ち其の主要樹種たるエゾマツ、トドマツは建築、製紙及人絹のバルブ製造、包装用に使用せられ、殊に製紙、バルブ製造には本島のエゾマツ、トドマツは本邦バルブ原料木の七割を占めて居る状態にして、如何に本島森林が我が製紙

界に重要な地位を占むるかを窺はれる。最近島内に於けるパルプ生産額はパルプ二十六萬三千五百九十三噸、價額七千四百六十八萬二千六十九圓、製紙十八萬一千三百三十三噸、價額五千二百六十二萬一千三百圓に達し、所要資材は百五十四萬餘立方米である。又建築用材及包装用材として島外に移出せらるる量は、一時三百萬立方米を超え内地到る所に樺太材を見ざる所なき状態であつたが近年は年期契約の終了と共に漸次減少しつつある。

尙官行斫伐に就て一言すれば、創始は大正九年にして當時は極めて小規模なりしが大正八年樺太南部を襲つた松貼嶺の被害は其の面積二十二萬町に及び、何時底止するやも不明であつたので、之が應急策として大正十一年より官行斫伐を行ひ、差當り四箇年に立木四千萬石を伐採し、丸太二千萬石を造材して五年目に全部搬出するの計畫を樹立し、昭和元年度に至つて大體豫期の事業を完了するに至つた。而して臨時作業所は廢止せられたが、官行斫伐は其の後再び生立木の伐採となり今日迄繼續されて居る。

造林事業 明治四十五年豊原に苗圃を設け、僅かに播種及天然生トドマツ、エゾマツの苗木の移植を試験的に行つて來たが、其の成績に鑑み漸次擴張を重ね、昭和十三年末に於ては苗圃所在箇所數二十九、面積三百五十三萬九千五百十平方米、養生山出苗木數二億一千三百八十一萬本を産出する迄に至つた。而して山地植栽は大正九年初めて落合附近の山火跡地にトドマツ、カラマツ及白樺の播種造林を試験的に行つたが、發芽は良好にして植樹、造林に比し經費を要すること少く大面積の施業に適して居るので、主として播種造林を實行して來たが、本島の播種造林は幾多考慮の餘地あるのみならず、伐採跡地は天然下種により充分更新し得るので、其の後人工造林は特殊の立地關係以外には施行せざることとし、専ら植樹造林の方針を以て進んで居る。今最近四箇年の人工造林の状況を表示すれば左の通りである。

造林事業の概要

施業年度	事業別	播種面積	植樹面積	天然更新面積	防火線新設延長	林内步道新設延長
昭和十年		一九・六〇	四、五七七・三二	三七〇・三五	二四、〇三九	二三八、三〇七
同 十一年			三、二五〇・一五	三七〇・六〇	五、三八〇	九一、二七〇
同 十二年			三、五三三・〇八	一〇、一一九・六一	五〇、〇八六	一八八、四二四
同 十三年			三、七一七・四九	一一、一七〇・九九	七〇、六四四	一五八、四二六

森林保護 森林被害の最大なるものは火災である。元來本島の森林は大部分エゾマツ、トドマツの密林にして、是等森林の伐採跡地には末木枝條が山積して居る爲、春季乾燥期に到れば非常に可燃性のものとなつて居る。殊に林地は腐蝕土の層が相當深く、火は忽ち是等に燃え依り地中深く侵入する。此の山火の爲に年々亡失する樺太の資源は實に大なるものあるを遺憾とし百方防火の處置を講じたる結果、火災件數も年々減少を示して居る。

右の如き事情なれば、本島の山火の警防は林政上頗る重大なる問題であるので、廳當局は凡ゆる方法を以て之が防止に努めて居る。森林盜伐も亦相當多いが、山火の被害に較ぶれば殆んど言ふに足らない。是等の被害は森林主事の増員に依り漸次減少の傾向を辿つて居る。

大學演習林 大正二年六月珍内川流域に約二萬陌の北海道帝國大學演習林が設置せられ、次いで東京、九州、京都各帝國大學の各演習林が設置せられた。

大學演習林 (昭和十三年度末現在)

演習林	所在地	設定年月	面積
東京帝國大學演習林	茨城郡榮濱村相川流域小田塞川流域の一部	大正三年四月	二、八三四
京都帝國大學古丹岸演習林	敷香郡泊岸村古丹岸川流域	同 四、一二	一八、二四四
同 阿屯演習林	敷香郡敷香町内川支流亞屯川流域の一部	同 五、二	七、一九四
北海道帝國大學演習林	久春内郡三濱村珍内川流域	同 二、六	二六、七二五
九州帝國大學演習林	敷香郡敷香町内川支流保恵川流域	同 三、四	二〇、五〇五
合 計			九四、五〇二

是等各大學の演習林は學生各種の演習に供するは勿論であるが、傍ら本島森林の植生調査、氣象と森林との關係、森林植物、施業方法の調査等凡そ本島林業に關する重要な研究は一として是等演習林に俟たざるはなく、本島森林開發、利用更新上誠に必要なるものである。

林業試験 凡そ各般の産業開發には其の基礎を嚴密なる試験研究に俟たざる可からざることは勿論であるが、本島に於ても林業關係の試験は明治四十三年に開始され當初は主として林産製造に關する試験研究のみが行はれた。其の後豊原在の大澤に二千數百町の地を下して、各種更新法の試験を初めとし測樹の試験等を行つたが、此の試験林は大正十二年に至り蟲害と山火の爲全滅したので大正十四年に保呂に東海岸の中央部なる試験地を設け、造林利用、更新保護の試験を爲した。然るに昭和四年中央試験所が設置せられ、從來林業課の主管であつた此の試験事項は試験所内

の林業部の主宰するところとなり、試験研究は茲に其の陣容と面目を一新するに至つた。即ち同所林業部は現在造林施業、木材利用、森林化學等とその試験部門を分ち本島自然環境下に恰適せる天然更新並に人工造林法の創案、森林保護撫育、森林施業法に關する試験林木の生長並に材積の算定に關する調査、島産有用木材の理化學的性質に關する試験、材木の合理的利用加工法に關する試験、針葉樹廢材の利用による針葉油製造並に製炭其の他に關する試験を施行してゐるが、其の外種子種苗の鑑定配付並に試験林の管理經營等をも施行してゐる。

林政改善 昭和七年從來の林政上の缺陷に鑑み左の諸點に互り改革方針を發表し、目下實行に専念中である。

- 一 農林適地區分を完成し施業案の編成を了すること
- 二 年期賣拂制度を廢止し唯現存の年期賣拂契約に付ては適宜整理の上存續を認むること
- 三 樺太材島外移輸出數量を統制し市價の維持安定を圖る爲、昭和七年度に於ては之が數量を八百萬石に、同八年度には七百萬石に、更に同九年度以降は漸次遞減せしむること
- 四 從來の賣拂單價劃一制を廢止し、單價算出の基礎因子に就き慎重なる基本調査を行ふこと
- 五 賣拂立木調査法を改善すること、即ち調査を充分に監督し得る餘裕を與ふると共に、傭人の全部を官役夫と爲し調査の場合は賣拂毎木に番號及極印を打記し伐採以前嚴重な實地監査を行ひ、又伐採後の跡地檢査に付ても更に嚴格を期すること
- 六 契約不履行の整理並に林務關係諸法規の改廢を行ふこと

第四 南洋群島 南洋群島は到る所鬱蒼たる森林を以て覆はれ、一見千古の美林を爲すの觀があるが、其の内容を實地踏査すれば雜木の混淆林にして、有用樹の蓄積は比較的少い。其の主なる原因は各島孰れも面積小なる海洋島で





類の棲息に適して居る。就中まいわし、さば、めんたい、たら、にしん、ぶり、さわら、漁業の如きは最も有望である。

(二) 朝鮮の南部多島海方面は大小の島嶼密布し、沿岸亦凸凹多く寒暖兩海流交錯して水産物の分布頗る豊富である。就中巨濟島、巨文島近海に於けるさば、漁業、鎮海灣のたら、漁業、統營及麗水附近のかたくち、まいわし、漁業、莞島を中心とするのり養殖漁業が著名である。

(三) 黄海方面は河口、港灣に富み浅瀬多く島嶼此の間に點在し、海底は概ね遠浅で春季暖流の回流に伴ひぐち、たい、さわら等魚群放卵の爲淺海に蟬集する。又廣大なる干潟地あり貝類の増殖による開發餘地は頗る大なるものがある。而して七山灘、壘島近海、延坪灘のぐち漁業は咸鏡南、北道のまいわし及めんたい、漁業、慶尙南道のたら、漁業、慶尙北道のにしん、漁業と共に著名なる漁業である。其の漁獲高製造高及養殖高は左の通である。

年次	漁獲高	製造高	養殖高
明治四十四年	六、七六三、〇〇〇	二、六五四、〇〇〇	一〇四、三五六
昭和十年	六五、九六六、六一四	六五、〇一三、六五六	二、九〇二、四〇五
同 十一年	七九、八七九、一三七	七九、三七七、二八三	四、七四七、四五九
同 十二年	八九、九二〇、三六三	九三、四四七、三八一	四、五八六、二一四
同 十三年	八七、〇八二、八八〇	九六、八一七、九七五	五、九二四、〇二九

昭和十三年に於て二百萬圓以上の産額を有する漁獲高製造高及主なる養殖高を示せば左の通りである。

漁獲高		製造高		養殖高	
まいわし	二二、八六二、五一二	いわし油	二一、五三九、四一八	のり	五、三七八、九〇八
めんたい	一〇、二三七、九九四	いわし搾粕	一九、二七一、一二五	かき	三六八、五二一
さば	五、八一六、八七二	魚乾めんたい	一〇、三九七、〇五三	なぎ	六三、八六〇
ぐち	五、二八九、五三七	魚粉	九、四三四、〇六一	ぎ	二二、五〇六
かたくち	四、三八三、四五〇	煮乾いわし(イリコ)	四、二三八、八五七	り	
たら	三、〇四五、二九七	水産罐詰	四、一七八、二六六		
ぶり	二、六六四、六一六				
にしん	二、二六〇、九六八				
いわし	二、〇九五、四〇七				

漁業の基本制度は漁業の免許、漁業の許可及漁業の届出の三種に區別せられて居る。而して漁業免許の出願其の他の手續を爲す者は府令の規定に依り一定の手数料の納付を要し、尙漁業者は道税として漁業税を賦課せられる。昭和十三年末の有効件数は免許九千五百三十四件、許可一萬八千五百十四件、届出一萬五百二十一件である。尙昭和十三年末現在の水産業者用船舶數五萬五千八百八十三隻、養殖面積八千二百三十八萬二千六百三十九坪、水産業に従事する戸數は十七萬二千二百三十三戸を算して居る。併し之を内地の水産業に比すれば尙遠く及ばないので、漸次適切な施設と相俟つて斯業の發展に努めて居る。

水産業に関する施設 水産會 大正十二年一月朝鮮水産會令を公布し、道の區域を單位とする道水産會及之が聯合組織である朝鮮水産會の二階級に分れてゐる。水産會は公共團體にして水産業の改良發達を圖るを以て目的とし、各種の施設經營を爲す一面に於て國家水産行政の補助機關たる性質を有して居る。其の施設事業は道水産會に在りては



水難の豫防及救済、醫療、施業、各種の試験及調査、水産業の指導獎勵等であり、朝鮮水産會に在つては機關新聞の發行、道水産會の助成、水産業の指導獎勵等である。尙朝鮮水産會に對しては大正十四年度以降毎年國庫補助を爲し健全なる發達を促して居る。國庫補助の額は當初三萬圓であつたが、漸減して昭和十一年以降は一萬二千圓となつた。尙本會に於ては別項に掲ぐる如く昭和十三年度より水難漁船救済事業を創始し益々其の機能の發揚に努めつつある。漁業組合 明治四十五年二月漁業令に基いて漁業組合規則を發布し、爾來漁業組合の設立を獎勵して來たが、昭和四一年一月漁業令改正により、朝鮮漁業令の公布と共に漁業組合規則も亦改正せられ朝鮮漁業組合規則が發布せられた。其の製品の委託販賣、漁業資金の貸付、漁業必需品の共同購入、養殖場施設、貯水庫及冷藏庫並に倉庫の設置、水難の救済等の共同施設を爲すことである。此の漁業組合に對して之等共同施設の普及を促進せんが爲、大正十一年度以降國庫補助を開始し、尙昭和八年度以降漁村振興の爲の特殊施設に對し毎年四萬圓の特別補助を爲し、更に昭和十二年度よりは漁村振興指導職員設置費として三萬圓を補助し來りたるも、最近組合運動も極めて順調にして漸く其の羈絆を脱するに至りたるに鑑み、昭和十三年度限り前記の特別補助四萬圓は之を廢止した。因に昭和十四年六月末現在の組合数は二百二である。

漁業組合聯合會 漁業組合の活動は地域又は經濟的事情に依つて一定の範圍に局限せられるが故に、他の組合との連絡上又は共同施設遂行上不便がある。斯くては半島水産業の開發進展上遺憾とし、少くとも一道内に於ける漁業組合を糾合して一體と爲し、漁業資金の貸付、漁獲物の委託販賣、漁業用品の共同購入、預り金の取扱其の他適切有效なる施設を爲し、併せて所屬組合に對して業務上の指導を爲す爲聯合會を設立し、以て組合の機能を益々發揚せしめ

其の實效を收めしむる必要がある。茲に於て朝鮮漁業令の實施後聯合會の設立を助成したる結果既に臨海十二道中忠南を除く十一道に之が設立を見るに至つた。

朝鮮漁業組合中央會 朝鮮に於ける漁業組合及同聯合會は敍上の如く近年顯著なる發達を爲し克く其の目的達成に邁進しつつありと雖聯合會は單に其の道内に於ける漁業組合を組成分子とする道單位の系統團體に過ぎぬ爲他道の同種團體と何等の有機的連絡を持たぬ状態であるので個々の組合施設の機構を全鮮に擴大し強化する要を認め共通的な施設を統一し相提携して其の改善發達を企圖せんが爲昭和十二年五月社団法人朝鮮漁業組合中央會を設立せられ従來地域的關係に因り受けつつありたる事業上の不利不便は漸次解消せられつつあり之が健全なる發達を圖る爲昭和十三年度以降本會の販賣購買改善施設費に對し國庫補助の途を開き本會の事業を助成することになつたのである。

水産組合 明治四十五年二月漁業令に基いて水産組合規則を發布し、昭和四年一月之を改正整備して一定の地區内に居住する漁業者、又は水産物の製造取引若は保管を營業とする者は朝鮮總督の認可を受けて當該水産業の改良發達を圖り、營業上の弊害を矯正するを以て目的とする水産組合を設立するを得しめたが、漸次普及を見て現在二十一組合の設立を見其の組合員數亦二千六百餘人に及んで居るが之を業態別に見ると漁業者を以て組織するもの十三、製造業者を以て組織するものは五、製造業者及取引業者を以て組織するもの二、取引業者を以て組織するもの一にして、漁業組合と相呼應して朝鮮水産業の發展に貢獻して居る。又水産組合聯合會は咸北、咸南及江原道の各鱒油肥製造業水産組合を所屬會員とする朝鮮鱒油肥製造業水産組合聯合會(通稱油肥聯)がある。同會は昭和十二年の設立に係り朝鮮産の鱒油、鱒搾粕及鱒魚粉(フィッシュミール)の販賣等の統制中樞機關として斯界に重きを爲してゐる。

水産製品の検査及輸移出 水産製品の改良統一を圖る爲大正七年五月、水産製品検査規則を發布して同年七月一日

より施行せられ之が検査事務は税關に於て管掌して來たのであるが、昭和十二年四月一日に獨立検査機關たる朝鮮總督府水産製品検査所が創設せられ本所を京城に置き、仁川、釜山、元山及清津に支所を置き更に仁川支所に在りては新義州、鎮南浦、群山、龍湖島、海州の五箇所、釜山支所にありては統營、麗水、莞島、木浦、濟州島、浦項、九龍浦、丑山、甘浦、鬱陵島の十ヶ所、元山支所にありては遮湖、新浦、庫底、長箭、東草、注文津、三涉、竹邊の八ヶ所及清津支所にありては西水羅、雄基、漁大津、城津、脩山、群山の六ヶ所に各出張所を置いて検査の萬全を期することとなつた。此の内龍湖島、群山、丑山、鬱陵島、西水羅及海州の六ヶ所は臨時に期間を定めて検査を行つて居る。而して昭和十三年検査合格數量は九百七十八萬九千餘個、價額七千二百六十四萬四千圓に達した。

朝鮮より輸出して居る鮮魚及製造品は貿易品中主要なるものにして、昭和十三年輸出額一千一百萬圓、移出額五千五百萬圓の多額に上つて居る。鮮魚は主として内地に、鹽乾魚類は滿洲及中華民國に、魚油（昭和十三年製造高二千五百五十三萬餘圓）の大部分は内地に、此の魚油の洋より製する肥料（昭和十三年製造高一千九百二十七萬餘圓）も多きは輸出せられて居る。

朝鮮に於ては滿洲國一般民衆に嗜好せられるいわし、さば、たちうを、ぐち等の鹽乾魚が饒産せられ、而も是等の鹽乾魚は概して安價に供給し得るので、將來鹽魚の對滿輸出を圖ることは最も肝要なことである爲、昭和十年度より二萬五千圓の補助金を支出して出荷を助成することとなつた。

水産物の輸出は從來主として圓域内に限られて居たが、近時蟹水煮、鯖水煮、鱈トマト漬、鱈蕃精、罐詰及鱈臭粉、鱈油等は重要な第三國向貿易品の一部門として歐洲、米國又は南洋方面に輸出され時局柄國策に順應して外貨の獲得に多大の貢獻をして居る。尙中華民國への輸出は大昭十三年上海航路の開設せられてより同方面の直輸出の途開け

事變下に於て各地の治安の確立と共に輸出は累増の傾向に在る。

而して對支貿易の振興に付ては朝鮮水産物支那輸出組合があつて、専ら對支水産物の販賣、販路の擴張、商況調査等、水産物の直輸出の増進に活動して居る。

水産試験及調査 水族の種類、分布状態及習性等を調査して其の有望なるものに對する漁法、漁獲物の處理及蕃殖保護の方法を研究し、遺利の開發と斯業の發達に資する目的を以て、本府は大正元年度以降九年度迄水産調査及各種試験を行ひ相當成績を收めたのであるが、大正十一年に至り朝鮮總督府水産試験場を設置し從來總督府にて直接實施したる水産試験事業を之に移すと共に年々施設の充實と事業内容の擴大を圖り以て水産業に關する基礎的研究並に實際化試験を實施し來つたのであるが、尙昭和十一年度から清津に北鮮支場を設けて主として、わしの處理に關する試験事業を行ふこととなつた。昭和十三年度本場及支場に於ける試験調査事項の概要は左の如くである。

一、漁撈部に於ては、めんたい、漁業試験（朝鮮東海岸に於けるめんたい、まいわし、未開漁場の探査に依る新漁場の發見及其の回游状態調査）、西海岸沖合漁業試験（西海岸沖合一帯の海區に於けるあじ、さば等重要魚類の分布、回游並に漁況と海況の關係調査）、及漁船試験（沖合漁船の標準型選定に關する試験）を實施する。

二、製造部に於ては、いわし處理に關する試験（漁獲物の大宗たるいわしの魚粉製造に關する脱脂、變質防止、及壓搾方法等又罐詰の製造に關しては「トマト」漬、水煮の研究、搾粕より食料用魚粉又は工業用品の製造）、のりの生理に關する試験（のりの生理及病理、築材料及装置、青のり驅除、高所、干潟地及深所に於ける養殖方法の研究、春のりの品質改善、施肥に依る促成のり養殖並に胞子著生に關する試験）寒天製造に關する試験（朝鮮に豐産するてんぐさを原料とする朝鮮の環境に適せる製造方法）、干潟地利用に關する試験（朝鮮西海岸の廣漠たる干潟地の利用開發に資せ

んが爲、かき及あさりを選びかきに付ては餌料と生育及養殖装置に關する試験、あさりに付ては土質と生育に關する試験(其の他「フィンアンヘデー」即ちたら類の燻製罐詰、かたくちいわし油漬罐詰、がさみ罐詰等輸出好望品の創製に關する試験及かたくちいわしを原料とする鹽辛の熟成に關する試験及各種水産物の内臓利用に關する試験輸入代用品の製造に關する試験)等に付て實施する。

三、養殖部に於ては重要水産物生活史調査、重要水産物の種の査定及分布調査、沿岸養殖、適地調査及び養殖試験、活魚輸送試験(淡水養殖用魚輸送用水に關する特殊の考案等)を實施して居る。

水産教育 慶南、全南、黄海、平北、咸北の各道に道立水産學校、江原、全南、慶北に漁民訓練所の設置ある外、咸北、咸南、忠南各道水産試験場に傳習部の設けがあつて漁村の振興、漁家の更生に貢獻して居る。

魚市場及漁港 魚市場の經營は大正三年九月發布の市場規則に依るのであるが、當局に於ては特に營利を目的とせざる漁業組合をして委託販賣を爲さしめることが、業者及一般消費者に便利を與へる所以であることを認め、極力其の實施を奨励して水産物の需給を圓滑ならしめ且取引の安全を期して居る。而して昭和十三年魚市場の現在数は十八箇所にして、是等魚市場の取扱高數量は二萬三千四百二噸、其の價額八百八十一萬餘圓に達して居る。

朝鮮に於ける地方港、漁港は其の數合して三百餘港あるが、多くは天然に委ねて人工を加へざる爲人命、船舶の被害を蒙るものが尠くなく、且つ又漁業の發達に伴ひ、大型漁船や運搬船が激増して來た爲、港の修築は愈々緊急事となつて來た。大正元年以降昭和十三年度迄に地方港及漁港の修築を爲したるもの七十四港で、此の内國費及國費補助に依り修築したものは左の通りである。尙此の外道費及邑面等の公共團體の費用に依つて修築を圖つて居るものも尠くない。

國費に依り修築したもの	二港	經費	一、五二一、〇〇〇圓	施行年度(自大正十一年度)
國費補助を與へて修築したもの	二五港	補助額	二、六三五、二二三圓	施行年度(自大正元年度)
國費補助を與へて修築したもの(自第一次至第三次朝鮮民救済)	二二港	補助額	二、五七五、五〇〇圓	施行年度(自昭和六年度)
國費補助を與へて修築したもの(時局應急施設)	八港	補助額	三六〇、〇〇〇圓	施行年度(自昭和七年度)
國費補助を與へて修築したもの(地方振興土木事業)	五港	補助額	三七〇、〇〇〇圓	施行年度(自昭和十一年度)
國費補助を與へて修築したもの(地方土木工事)	一二港	補助額	一、二四九、七〇〇圓	施行年度(自昭和十三年度)

保護獎勵 漁業取締に關する漁業取締規則は昭和四年一月朝鮮漁業令の公布に伴ひ改正せられ、朝鮮漁業保護取締規則を發布取締制度の整備を爲し漁具、漁法、漁場、漁期、採捕物の體長等に付ても一定の制限を加へ、有毒物、爆發物及電流の使用を禁止し又密漁に對しては監視船に依り取締を嚴にして居る。

水産業の直接の指導獎勵は主に地方廳が行つて居るが、昭和元年より沖合漁業用優良漁船の建造に對し、同年度より八箇年の準繼續計畫に依り國庫補助を爲すこととし、昭和元年度には五萬八千五百圓を支給したが、昭和二年度より補助額を十萬五千八百圓に増額して目的の貫徹に努めて來た。昭和七、八兩年度に於ては財政の都合上一時中止せられたが、昭和九年度再び之が復活を見、毎年度四萬圓を支給して優良漁船の普及を圖つて居る。而して昭和十三年度迄に建造せしめた漁船は機船三百六十一隻、帆船一千二隻、計一千三百六十三隻である。又のり、かき養殖業の促進の爲昭和二、三兩年度に各二萬一千圓、昭和四、五兩年度に各四萬二千圓、昭和六年度に約三萬二千圓、昭和七年

度乃至十一年度に各三萬四千圓を補助した結果、昭和十三年に於ける海苔養殖高は五百三十八萬圓を突破するに至つたが、更に干潟淺海の全面的利用開發を圖る爲、昭和十一年度よりは右豫算の範圍内に於て新規にあさり、はまぐり、の養殖業に對しても補助を爲すこととした。又漁獲物處理の爲貯氷庫及製氷工場の設立を奨励し、昭和四年度製氷工場に一萬九千二十七圓、貯氷庫に五千三百九十六圓、昭和五年度製氷工場に二萬四百二十七圓、貯氷庫に三千六十六圓を國庫より補助したが、昭和六年度限り之を廢止した。此の外朝鮮水産會、漁業組合及漁港等に對しても國庫より補助を爲して居ることは前述の通である。尙昭和十二年度よりは漁業用燃料油輸入免稅制の撤廢に伴ひ業者の負擔は急激なる加重を免れ得なくなつた爲、十箇年繼續事業として漁業經營費低減施設補助を開始し年額約四十萬圓（初年度は二十三萬餘圓）を以て發動機の据附若くは購入、漁船の改装、貯油設備、製氷冷蔵設備及漁船乗組機關士養成等の事業を助成しつとあるところ本事業の重要性に鑑み昭和十三年度よりは更に、年額約二十萬圓を以て漁業用運搬船の建造又は購入、燃料油運搬船の建造又は購入、冷凍設備、漁船の船體又は機關の修理設備、及漁業用品の共同購入施設又は水産物委託販賣施設の改善等の事業を助成することとなつたのである。

當該地方廳は道費又は府、郡、島臨時恩賜金利息を以て其の地方に適應せる水産業の助長奨励を爲し、一面内地漁業者の移住を奨励する等銳意事業の發展を企圖して居る。

**水難漁船救済事業** 朝鮮に於ける漁船數は約五萬餘隻を算するが、過去十年間の統計に依れば遭難漁船は一箇年平均二千餘隻となり、漁船總數の約五分に相當するが、此の内全損漁船のみに付て之を見るに隻數千三百餘、金額三八萬圓に達する状態で、之等遭難漁船に對しては、其の都度國費又は道費の支出等に依つて應急的救済措置は講ぜられて來たのであるが、災害が恒久的に繰返される爲、業者の大多數を占める中小漁家の疲弊困憊甚だしく、半島水産

業發展の一大障害を爲してゐるので、豫て本府に於て調査研究を重ねた結果水難漁船救済の恒久的對策の成案を得たので、之が實行を朝鮮水産會及各道水産會の共同經營に移し、昭和十三年七月一日から事業を開始する運びとなつた。本施設に依つて業者は不時の災厄の場合は當該漁船（但し不可抗力に因り全損と爲りたる場合）の時價に對する三分の二の救済金の交付を受け、速に之が復舊の實を擧揚することを得られ常に生業に安んじられることとなつたのである。尙本事業は漁船の使用者より極めて低廉な保險料的釀金（船價に對する百分の一程度）をなさしむると共に、國費及道費よりも相當の助成金（年額十五萬圓として十八年間繼續の豫定）を交付せられるのである。

**第二 臺灣** 臺灣は四面環海特に南支南洋に宏大なる漁場を控へ沿海は各種の魚族に富み北部海面にはまぐり、いわし、ふか、ぐち、はも、かぢき、さんご等を産し、東部海面にはかぢき、まぐり、そうだがつを、とびうを、かつを、西部海面にはぼら、さわら、いわし、南部にはかぢき、まぐり、ふか、ぐち、たひ等を産する。就中北部及南部のふか、かぢき、まぐり、支那東海のぐち並に臺灣海峡のちだひ等は沿海漁獲物の最たるものである。近時南支南洋への進出により此の方面に於てかぢき、まぐり、ふか及各種の底魚の漁獲が著しく増加するに至つた。漁獲高は明治四十三年水産施設の定められて以來次第に増加し當時僅に九十二萬圓に過ぎなかつたものが昭和四年には實に一千四百四十萬圓に達してゐる。其の後財界不況の影響を受け稍々減額を見るに至つたが最近再び隆盛に赴き昭和十三年に於て汽船八隻、發動機漁船一千一百八十六隻、支那型舢舨三千八百七十五隻、竹筏五千三百三隻に依り一千五百六十七萬圓の漁獲を示し、前年に比し百十五萬七千圓の増加を示してゐる。

製造方面は本島式の製品の外主要なるものは錠節にして、又養殖業は古くより行はれて居たもので其の産額は年々増加して居る。因みに明治四十三年と昭和十三年との水産高を比較すれば左の通りである。

區別	明治四十三年	昭和十三年	明治四十三年と昭和十三年との比
漁獲高	九一五、四八三	一五、七六〇、八一四	一七、一一倍
製造高	一九二、四三八	二、三五八、五三〇	一三、二八
養殖高	一、〇六四、五七〇	五、五二五、二六五	五、一九
計	二、一七二、四九一	二二、五五九、六〇七	一八、四四

漁業

汽船トロール漁業 大正元年本島に傳來して以來勃興せる漁業にして漁獲物はぐち、まかつを、にべ、はも、しずである。昭和十三年の漁獲高は百十六萬三千餘圓、許可数は二十八隻である。

機船底曳網漁業 大正十四年二艘曳機船底曳網漁業の事に許可せられてより勃興した漁業で、其の漁獲物は主にぐち、えそ、ふか、まだひ、ちだひである。昭和十三年の漁獲高は四百四十四萬圓で、昭和十三年末に於ける許可数は五十六組百二隻に達して居る。

かぢき、まぐろ、ふか延縄漁業 本漁業は大正八年以來鮮魚の内地移出に依り益々旺盛に向つて居る。昭和十三年の漁獲高は二百餘萬圓に達して居る。

かぢき突棒漁業 大正十四年以來漸次盛んとなり、漁場は東部沿海に限られて居る。昭和十二年の漁獲高は五十九萬圓に上つて居る。

かつを待網鰹大船網漁業 主として東海岸に行はれる、そらだがつをを目的とする定置漁業で昭和十三年の漁獲高四十二萬餘圓である。漁獲物の六割は節に四割は煮干品(土名ヤナコ)に製造せられる。

以上の外かつを釣魚業、捕鯨業、珊瑚漁業、採貝採藻漁業、桟寄網漁業、流網漁業がある。

製造業 昭和十三年に於ける生産額は二百三十五萬餘圓で、其の内二十萬圓以上のものを擧げると煮乾鰹六十五萬圓、鯛仔二十九萬圓、鱈鱈(堆翅を含む)二十二萬圓、煮乾物田鰹二十一萬圓及び蒲鉾、竹輪二十萬圓であるが其の他に鹽乾魚、乾海苔、鯛田、貝殻、肝油、珊瑚等の加工品等が存する。

養殖業 養殖業は古い歴史を持つて居るもので、サバ、ヒイ、養殖の如きは約二百五十年前より行はれて居たと言はれてゐる。昭和十三年の養殖総額は五百五十二萬圓に達してゐるが其の主なるものは次の如きものである。

サバ、ヒイ、サバ、ヒイの養殖は本島の養殖業中の主位を占めるもので、昭和十三年の産額は三百八十二萬圓で、養殖業總收穫の六十九%を占めて居る。

ぼら 臺中以南の養魚池で淡鹹兩水共に他の魚と混養して居るが昭和十三年に於ける價額は十九萬八千圓である。

かき かきは臺南州に多く養殖されるが、風浪の高い關係上一年以上に於いて居ることが少いので、従つて小粒である。昭和十三年の收穫高は五百十三萬斤、約四十三萬圓である。

あび、かかに あびの主なるものはうしあびでサバ、ヒイと混養する。かには所謂紅鱈(のこぎりがさみ)である。

こひ、ツアウ、ヒイ、レン、ヒイ、ケン、ヒイ 是等は淡水魚にして淡水養殖の主なるものである。昭和十三年に於ける養殖收穫高及價額は次の通りである。

こ	五十九萬八千斤	十萬六千圓	レン、ヒイ	百七萬斤	二十一萬六千圓
ひ	百五十五萬斤	十五萬五千圓	ケン、ヒイ	十六萬斤	二五七
ツアウ、ヒイ					

水産業に関する施設 水産施設の経過 領臺後の水産業に關しては二、三の施設があつたが、基礎の根本的に確立されたのは、明治四十三年初めて國庫豫算に水産試験費を計上して以來のことである。是れに依り新に職員を任命し其の試験調査、指導獎勵は總督府の直營に歸し、水産關係の事務は殖産局の所轄として商工課に屬せしめた。斯くて事業の漸く發展するに従つて之を獨立の一課とするの必要を生じ、大正七年水産課を設けられたが、大正十三年行政整理に依り農務課所轄に移つた。後更に昭和四年水産課を復活して今日に及んで居る。

試験調査 漁業に關しては總督府及各州共試験船を以て各種漁業に付き調査を爲して當業者の指導に任じ、製造方面に在つては大正十二年基隆に鯉節試験所を設けて鯉節改良試験を行ひ、職工の養成、製品品質の改良に努め養殖方面に於ては大正二年新竹州に淡水養殖試験を目的として零裡水産試験所を設置し、大正八年に臺南州に鹹水養殖試験場を設け、兩方面の水族養殖方法の試験、魚苗の配付等を行つて居た。而して昭和四年十一月水産試験場が創設せられ、本場を總督府内に置き基隆及臺南に支場を設け、基隆支場には試験船を附屬せしめ且つ漁獲物製造、海洋調査を行ひ、臺南支場は從來の淡水、鹹水兩試験場を合併したものである。尙昭和六、七年度豫算を以て水産試験場の内容充實を計り、新に四百噸級試験船の建造及試験場廳舎、工場等の附屬設備を爲し、昭和八年八月本場を基隆市社寮島に移轉するに至つた。

而して水産従業者の素質の改善、水産技術の向上を圖る目的を以て昭和十一年六月殖産局附屬水産講習所を基隆市濱町に設置した。本講習所は近代的設備を備ふると同時に内容の充實に力め、修業年限は三ヶ年、入所資格は高等小學校高等科卒業程度とし漁撈、製造、養殖、水産指導の四科を置き毎年約五十名の生徒を募集してゐる。昭和十三年五月新たに百噸級の練習船を建造して之に附屬せしめた。同講習所の漁撈科卒業生には沿岸乙種二等運轉士の資格を

與へられる特點がある。

水産會 大正十三年二月内地の水産會法が施行せられ、同年五月新竹州水産會の創立せられたのを初めとし、高雄州、臺南州、臺北州、臺中州、澎湖廳、臺東廳、花蓮港廳相踵いで其の設立を見、是等を統一する臺灣水産會は昭和三年八月設立せられた。

漁業組合 大正十三年六月高雄州下の東港漁業組合の設立を嚆矢とし、爾來各州廳下に其の設立を爲すものが増加し現在は左の五十八組合にして、内新制度の漁業組合の設立を見たるもの四十一組合である。

新制度の組合		舊制度の組合		新制度の組合		舊制度の組合	
臺北州下	九組合	高雄州下	一五組合	臺北州下	九組合	高雄州下	一五組合
新竹州下	九組合	臺東廳下	一組合	新竹州下	九組合	臺東廳下	一組合
臺中州下	六組合	花蓮港廳下	一組合	臺中州下	六組合	花蓮港廳下	一組合
臺南州下	六組合	澎湖廳下	三組合	臺南州下	六組合	澎湖廳下	三組合

魚市場 領臺當時は何等市場の設備が無かつたが、明治三十三年各街庄が此の事業を行ふに至り、後數次の變改を経て現在市場は市、街庄の區域に依り一箇所と定め、公共團體又は之に準ず可きもの若は産業組合の經營に依らしめて居る。昭和十三年末現在の魚市場は漁業組合の共同販賣所をも加へて百箇所で其の取扱高は一千六百九萬八千七百一圓である。

水産關係會社 臺灣に本社を有する水産關係會社は昭和十三年末現在四十二社にして、其の資本金總額は三百四十五萬五千圓で此の外内地に本社を有するもの二社、資本金一億百五十萬圓である。



第三 樺太 樺太はオホーツク海と日本海との間に介在して三方海に面し、東海岸方面にはます、さけ、こんぶ、かに、かれひ、西海岸方面にはます、さけ、かに、たら、かれひ、こんぶ及びしんの漁獲があり、岨庭灣内にはます、たら、かれひ、かに、こんぶ、ほたて、なまこ等の漁獲がある。此の外まぐろ、さめ、くぢら、すけさう、いか、いわし、さばを産し、東海岸知床岬南方の海豹島は世界に於けるワットセイの三大蕃殖場の一として有名である。又多來加湖にはちか、ふな、富内湖にはちか、來知志湖にはちか、しらうを、遠州湖には寒天原草の伊谷草を産する。

以上の如く各種の水産があるが、其の内樺太の漁業中最も重きを爲すものはにしん、さけ、ます、たら、かに、こんぶである。此の内にしん、さけ、ますの漁業は古く松前氏が蝦夷に封ぜられた時代より既に邦人に依つて行はれて居たもので、明治三十八年樺太南半が邦領に歸して後は水産は樺太の唯一の富源と目され、殊に是等三種の漁業は其の最も重要なものとして其の漁利の保存、其の漁業の發達の爲に免許の制度を採り、爾來幾多の變遷を経て今日に及んで居る。

製造の方面も今日に於ては種々發達の経路を辿りつつあり昭和十三年には總漁獲高一千三百十九萬四千圓に對し製造高は一千二百三十六萬八千圓に上つてゐる。又養殖方面の最たるものは河川に於けるます、さけの人工孵子放流の事業である。其他湖水に於けるちか、あさり、しじみ、かき、いたにくさ養殖、沿岸に於けるほたて、ほづきがひの増殖並にこんぶの増殖投石事業が盛に行はれて居る。尙昭和七年十二月漁業の振興を目的として大泊に樺太共同漁業株式會社(總資本金五百二十六萬圓)が設立せられ、資金の融通並に販賣の統制を圖り本島主要漁業の發展に資せんとして居る。

漁業 にしん、漁業 にしんは東海岸國境より北知床岬に至る間及中知床岬より愛郎岬に至る間を除く全沿岸に於て漁獲されるが、最近漁獲高の最も多いのは西海岸各地で、昔盛況を見せた東海岸に今では反對に漁獲が減じて居る。にしん、漁業は免許漁業として定置、専用漁業に依らねばならないが、其他漁業組合員には六月十五日以後流網、十月一日以後刺網を用ひて漁獲することが許可せられて居る。定置漁業の漁具は建網、専用漁業の漁具は刺網と小建網又は地曳網である。昭和十三年に於ける漁獲高は一億三千六百六十萬疋で内眞岡支廳管内最も多く六千九百六十九萬疋である。

ます、漁業、ますは近來敷香地方に漁獲多く、西海岸之に次ぎ岨庭灣は餘り振はぬ。本漁業も亦免許漁業にして、漁場は多くさけの漁場と一致して居る。定置漁業としては建網、瓢網、専用漁業としては小建網、地曳網を用ひる。尙其他漁業組合員に限り配繩の使用が許可せられて居る。昭和十三年に於ける漁獲高は八百十九萬疋で、其の内眞岡支廳管内の四百七十萬疋最も多く本斗支廳管内の百六十萬疋之に次ぐ。

さけ、漁業、さけは夏季漁獲される夏鮭と秋季に漁獲される秋あちとがある。前者は東海岸敷香地方、後者は西海岸南部地方及東海岸内淵川附近を主産地とする本漁獲の漁具は配繩を除きますと同じである。昭和十三年に於ける漁獲高は約百六萬餘疋にして、其の中豊榮支廳管内の六十一萬疋最も多く敷香支廳管内の二十七萬疋之に次ぐ。

たら、漁業、たらは全島沖合一帯に棲息して居るが、就中其の主産地は西海岸野田方面より南方武意泊に至る間に於て、同地方では夏季三箇月を除く外は本漁業に従事して居る。漁期は春秋二期であるが、秋魚期の漁獲高は春魚期の半にも達しない漁具は専ら配繩を用ひる。昭和十三年の漁獲高は約一千百萬疋にして、其の中本斗管内最も多く六百二十一萬疋である。



かれひ漁業 かれひの種類は極めて多く到る所に棲息して居る。漁法は配縄及手繰網であつたが、現在は機船底曳網が續出して居る。昭和十三年に於ける漁獲高は一千七百六十一萬疋にして、其中本斗支廳管内は約七百九十一萬疋である。

かに漁業 本島に産するかには、たがが、で西海岸及東海岸北部に多く、専ら刺網を使用して漁獲する。明治四十二年以來罐詰製造業の勃興してより、本漁業も従つて隆盛を來したので漁獲を防ぐ爲、雌かに及稚かにの漁獲の禁止、禁漁期の設定を爲し蕃殖保護に努めて居る。昭和十三年の漁獲高は約百六十萬尾、眞岡支廳管内は其中約百二十五萬尾餘を産して居る。

こんぶ採取 こんぶは全島に産するが、其の内でも西海岸及亞麻灣が主産地である。こんぶは昭和十三年には三千二百五十八萬餘疋、を産し其中約一千四百七十三萬餘疋は大泊支廳管内より産する。

ワットセイ 海豹島は東海岸北知床岬の南方十哩に在り、長さ四百三十六米、幅五十五米、面積約百アールの一岩島にして、四周の砂濱を加へて全長四百五十米、幅九十一米に過ぎぬが、米領プリピロフ及露領コンマンドルスキ群島と共にワットセイ蕃殖場として世界的のものである。明治四十四年、日、英、米、露四國間に臘野獸保護條約が締結せられ國際的に其の蕃殖保護に努めて以來、上陸頭數、産兒數を増加し、締結當時は最大上陸頭數七千四百一頭、産兒數二千七百頭であつたものが、昭和十三年には上陸頭數三萬二千五百五十頭、産兒數一萬四千八百頭に達した。海豹島に於ける同獸の保護並に獵獲に付ては樺太廳は毎年吏員を派して之に當らしめ、蕃殖上有害と認めらるる一切の行爲を禁止すると共に、條約の範圍内に於て蕃殖上關係の無い三、四歳壯獸及老壯獸の撲殺を爲し、獸皮は各締約國に一割宛を分配し、肉其の他は鹽、乾品として國內で販賣する。最近年々の獵獲數は二千頭内外である。

製造業 製造は前記各種の漁獲物を鹽、乾、燻製し或は罐詰と爲すものであるが、罐詰以外のものは多く漁業者自身で製造する。其の狀況を各々に就て記述せば次の通りである。

にしん 製品の主なものは縮粕で、かづのこ、みかきに、しんに次ぐ。昭和十三年の生産高は約一千五十五萬五千圓、其の内縮粕二百二十三萬圓、かづのこ百五十六萬九千圓、みかきに、しん、六萬七千圓、胴にしん、六十五萬圓、生賣三百五十萬圓、にしん油二萬六千圓である。

ます まずは大部分漁業者の手に依つて鹽ますに製せられるが、生賣、罐詰も亦次第に増加して居る。昭和十三年の生産高は約百四萬餘圓、生賣は二十二萬餘圓にして、製品中鹽ますは六十七萬餘圓、罐詰は二萬六千餘圓である。

さけ さけも漁業者各自に依つて鹽藏品とせられるものが多い。昭和十三年の生産高は二十四萬餘圓、其中製造品は鹽さけの八萬五千餘圓、燻製の一萬餘圓を主なるものとする。生賣は約十四萬五千餘圓である。

たら 昭和十三年に於けるたらの製品は棒たらが最も多く生産高百二十四萬圓中二十七萬餘圓を占め、鹽たらの二十八萬餘圓、たら肝油の四萬七千圓、たら骨粕五萬六千餘圓及ひらきたらの十萬圓等が之に次いで居る。生賣は二十五萬餘圓で近年増加の傾向にある。

かれひ かれひは生産高の大部分は生賣及縮粕である、即ち昭和十三年の總額約五十七萬圓中、生賣二十九萬餘圓、縮粕二十四萬餘圓である。

かに かにには殆んど全部罐詰に製せられる。大正六年には産額十二萬圓、三百十六萬五千圓に上つたが、漁獲高が次第に減少せる爲工場の合同整理を行ひ、濫獲の防止と製品の統制とに力を盡して居る。昭和十三年の罐詰製造高は約四萬二千圓、二百二十五萬餘圓である。

こんぶ、こんぶは漁業者各自に依り乾燥製造せられる。生産高昭和十三年に二百三萬餘圓、其の中反こんぶ最も多く百八十四萬餘圓を占めて居る。

養殖業 樺太に於ける養殖の主なるものは前述の如く河川養殖に屬する。さけの人工孵化事業にして、現在孵化場は武意加川、保惠川、多蘭泊川、イチャン川、馬群潭川、遠淵三號川、多蘭内川、内淵川、阿幸川、麻内川及來知志川に在る。其の中初めの八箇所は官營、他は民營である。昭和十三年に於ける總採卵数は、六百三十一萬九千粒、さけ五千八百二十三萬七千五百粒、孵化放流尾数は、五百八十六萬八千八百八十尾、さけ五千三百五十七萬九千餘尾である。此の外湖沼、池中及淺海養殖としては遠淵湖の伊谷草及かきの養殖、富内湖の鮎、來知志湖のしじみ、南貝塚地先のほつき貝其の他池中に於けるこひ、ふなの養殖である。又こんぶ等有用藻類の蕃殖保護の爲の投石及雜藻去除等が行はれて居る。

水産業に関する施設 水産施設及試験調査 樺太廳産産部水産課に於て水産關係事務を取扱ひ、試験調査は中央試験所水産部に於て行つて居る。尙水産物の改善を圖る爲、大正三年以來本廳に水産物検査所を設置して製品の検査を行つて居る。是れは大正三年以前は各種水産組合が行つて居たものであるが、全般に對する統一がとれない爲本廳に於て行ふこととなつたもので、現在では検査員百餘名内外を沿岸各所に駐在せしめ、一定の擔當區域を絶えず巡回して検査を行はしめ、且つ水産物検査所より隨時職員を派して検査業務に遺憾なきを期すると共に、一面製品改良の實施指導に任ぜしめて居る。尙昭和九年九月勅令第二百六十六號を以て輸出水産物取縮法の一部を樺太に施行した結果、同年十月二十日輸出水産物検査規則を定め、同十一年其の一部を改正し、かに、ます、さけの水煮罐詰フイツシュミール、魚卵の輸出に對し検査を行ふこととなつた。

中央試験所水産部は明治四十一年西海岸築港に設置された水産試験場が昭和四年九月より中央試験所の一部となつたもので、設置當初は製造に関する試験調査のみを行つて居たのであるが、大正七年擴張されて三科に分れた。第一科は淡水水生動物の形態、生態及海洋、漁場、湖沼等に關する調査を行ひ、第二科は漁法、漁具、漁船に關する試験調査並に水産科實習生の養成を行ひ、第三科は水産物の化學的研究、水産物の加工利用、水産製品の改良及水産に關する分析鑑定等を行つて居る。

漁業組合 漁業組合は明治四十一年十二月樺太に於ける漁村部落を二十區に分ち、各管内の定住漁業者をして漁業組合を作らしめたるに始まり、大正五年更に組合の分合、新設を行ひ又は地域擴張を爲し結局二十八組合となつた。現在の組合数は五十一、凡て改正法に基く協同組合で組合員は約五千餘人に達し、漁業資金貸付、共同販賣、購買及貯金の斡旋、遭難救恤、暴風警報周知、講習、講話及魚介の蕃殖保護等の共同施設を行つて居る。他に全島漁業組合聯合會一、地方聯合會一あり販賣、購買、倉庫等の事業を經營し統制の強化と指導の完璧を期してゐる。

水産組合 水産組合は大正十三年近東海岸建網漁業水産組合、亞庭灣建網漁業水産組合、西海岸建網漁業水産組合及是等を統一する樺太建網漁業水産組合があつたが、大正十四年整理の爲全部を解散の上、更めて全島を網羅した樺太定置漁業水産組合を設立した。昭和四年に至つて新に大泊海産物製造業水産組合及大泊海産物販賣業水産組合が成立して水産業の改善發達、組合員相互の利益増進に努めてゐる。

第四 南洋群島 總説 南洋群島は各島の周圍に碇礁、堡礁を有し、或は全然環礁のみより成るマーシャル群島の如きもある。水深は礁内極めて淺きに拘らず、礁外は、二三千米の深海である。

本群島の漁業は僅かに島民が「やす」又は小形の手網等を以て行ふ極めて原始的なもので、半ば遊漁的のものであつ

たが、獨逸領となるに及んで、たかせがい、なまこ等の漁業が稍々行はれるに至つた。更に我が海軍南遣支隊の占領以後、邦人が渡航してなまこ、たかせがいを目的として漁業を行つたが、其の他の漁業は顧みる者も無き状態であつた。然るに南洋廳設置以來調査及奨励補助の結果邦人の漁業に従事する者増加し、殊にかつを、まぐろの漁業は従來全く望なしとせられて居たが、近年急に勃興し來り節製造も亦次第に盛んに行はれるに至つた。

漁業 かつを、まぐろの漁業 近頃の調査の結果魚群の存在が確かめられてより急激に勃興して來たもので、現在行つて居る所はサイパン、パラオ、ボナベ、トラツク、ヤルトの五島である。漁場が極めて近く島の四周に在る爲小型船を以て日歸りの出漁が行はれ最も將來ある有望事業である。昭和十三年中の漁業高はかつを一、千四百九十五萬餘疋、まぐろ二十七萬餘疋である。

なまこ漁業 なまこは各島共に産するので漁業者が之を獲つて各自に製造してゐる。昭和十三年中の漁獲高は十七萬六千餘疋である。

たかせがい及たいまい漁業 濫獲を防ぐ爲禁漁期及寸法を定めてある。たかせがいはパラオ、ヤツプの特産物にして島民の漁業に屬し、昭和十三年中の産額は約七萬二千疋、價額六萬八千餘圓、たいまいは百六十五頭價額二千五百餘圓である。以上の外島内で消費せらるる磯魚の漁業が行はれて居る。

製造業 かつを、まぐろの製造 トラツク、サイパン、ボナベ、トラツクの五島で行はれ、工場数は昭和十三年四月現在に於てパラオ十五、トラツク二十六、サイパン十二、ボナベ九、計六十三である。職工は内地より渡つた者で、昭和十二年の製造高はかつを節二百五十萬餘疋、まぐろ節四萬九千餘疋、四萬一千餘圓である。

なまこ製造 各島に於て行はれて居る。昭和十三年の製造高は約一萬八百餘疋、七千二百餘圓である。

養殖業 養殖業としては眞珠養殖業、海綿養殖業、高瀬貝養殖業が夫々試験の結果將來有望なものとして期待されるに至つた。其の他玳瑁、鱒の養殖も其の緒についてゐる。

水産業に關する施設 水産施設及試験調査 南洋群島に於ける水産に關する各種試験調査は、主として南洋羣水産試験場に於て取扱つて居る。同場は昭和十二年七月設置せられたるものにして試験調査の主なるものはかつを、まぐろの漁業に就いての調査、海洋調査、たかせがい移植試験及眞珠養殖試験等である。

水産團體 水産業者の團體としては財團法人南洋眞珠貝採取業協會、南洋群島水産組合聯合會、パラオ水産同業組合、サイパン鰹漁業組合、サイパン雜漁業組合、テナアン水産組合、ロク水産組合、トラツク水産組合及ボナベ水産同業組合があつて眞珠貝採取業或は鰹漁業或は雜漁業の改良發達に資する爲各種施設を行つてゐる。

水産經營 會社としては南洋貿易株式會社、南興水産株式會社、紀美水産合資會社、日本眞珠株式會社、海洋殖産株式會社、大洋眞珠株式會社、パラオ水産株式會社、南洋水産株式會社、南海眞珠株式會社、南洋眞珠株式會社等がある。他に組合と言ひ得べきもの無く、凡て個人漁業である。

#### 第四節 畜産

第一 朝鮮 朝鮮に於ては産業の中樞をなすものが農業で昭和十三年末には總戸數の中七割二分は農家で占めて居り、然も農民は古來畜愛心に富んで飼育管理に長じ牛、豚の飼育が旺んである。近年國策的見地より細羊の飼養が奨励され新興産業として矚目すべきものがある。又馬に關しても産業國防上の見地より改良増殖が奨励さるる等半島の

畜産は益々本邦に重大なる使命を有するに至りつつある現状であるが、経済的に見るも輸出牛の外昭和十三年中の牛の屠殺は二十二萬七千頭、價額三千四百萬圓餘、豚の八十三萬頭餘、價額二千八百八十七萬圓餘、其の他主なるものとしては鶏肉、卵、牛乾皮、其の他の皮類、豚脂、豚毛、牛脂、羊毛等生産されてゐる。

而して畜産の指導獎勵に關しては總督府所管の農事試験場、種馬牧場並に種羊場があり、道に依りては農事試験場、種畜場、畜産試験場或は種羊場等を設置してゐるが、又農會に於て直接指導獎勵に當つてゐる。防疫に關しては過去内地に恐怖を起さしめた牛疫は昭和六年、牛肺疫は昭和四年以降其の跡を絶ち昭和十三年中に發生を見たのは炭疽、氣腫疽、豚コレラ、豚疫、狂犬病、鼻疽、家畜ペストであるが豫防施設の充實と共に昔時の面目を一新してゐる。而して防疫に必要な血清豫防疫は總督府獸疫血清製造所に於て作つてゐる。

尙主なる家畜に就ては次の通りである。

牛 朝鮮に於て飼養されてゐる牛は在來種たる朝鮮牛と外國種に大別されるが、後者は其の數二千三百頭に過ぎず主として搾乳用である。

朝鮮牛は古來全鮮に飼養され性質温順で使役容易、體質強健で粗放な飼養に堪へ、靱皮馱載の役用能力大、皮肉の質良好である等幾多の美點を持ち營農上半島同胞に缺くべからざるもので明治四十四年末には飼育數九十萬頭に過ぎなかつたが昭和十三年末には百七十一萬七千頭に達してゐる。而も内地に對する移出は著しく増加し明治四十三年には輸出二萬頭に過ぎなかつたものが昭和十三年には七萬四千五百餘頭、價額七百三十八萬圓餘に達し、滿洲國に於ても其の産業開發の進展と共に鮮牛の需要を増し、之の重要性は益々増加しつつある状態である。

元來鮮牛は其の素質優良であるが之に對し保護助長の策が採られなかつた爲次第に退化の現象をさへ生ずる状態に

なつてきたので、始政後はその改良増殖を畜産に關する最重要事項として他の牛種との混血を防ぎ優良な資質を保持せしめる方針の下に種々の獎勵施設を行つてゐる。從來農民には種牡牛選擇の風習なく又年々比較的優良な牛が輸出される關係上牛の體格漸次劣變する傾向があるので國費又は道費を以て優良牛を購入し農家に貸付又は巡回種付を行ひ他方優良種牛に保護料を交付し種付に供せしめたが、大正五年保護牛規則を制定し普く優良種牛を保護助長し資質の向上を計ると共に之等優良種牡牛による種付、劣等種牛の去勢を獎勵してゐる。

昭和十三年有畜農業の普及徹底、食肉及皮革の資源涵養上朝鮮牛の充實を期すると共に鮮外の需要に應ずる爲二十箇年二百五十萬頭を目標とする増殖計畫を樹立し、實用並に經濟的見地から朝鮮牛の標準體型を定むると共に生産資源に富む地方を選定し特に蕃殖種牛の充實に努め蕃殖牛の向上を図り、又郡農會を主體とする共濟事業の統制擴充を行ひ、飼牛經濟の向上に資してゐる。

移出牛検査 畜牛の移出に際し病毒携行に依り累を内地に及ぼすことなきを保證するため明治四十二年釜山に移出牛検査所を、大正十四年より仁川、元山、鎮南浦、城津の各地に、更に昭和十二年よりは浦項に夫々移出牛検査所を設置し防疫の萬全を期して居る。

馬 朝鮮の産馬は殆ど全羅南道濟州島及咸鏡北道に限られてゐるが、其の大部分を占めてゐる在來馬は體軀矮小で雜役に供されてはゐるが極めて貧弱である。

始政以來馬産に關し相當考慮され在來馬は改良の基礎としても満足の結果を得ることは困難と認められたので朝鮮の實情に適する新馬種を生産せんとし、大正五年江原道蘭谷面に勸業模範場牧馬支場を設け生産試験に着手し又大正八年には雄基に咸鏡北道種馬所を設け改良増殖に當らしめることとした。其の後數次の變遷を経て現今では咸鏡北道

慶源の總督府種馬牧場、李王職蘭谷牧場に於て之等の事業を行つて居る。又北部國境方面には檢疫所を設置し鼻疽豫防上輸入馬の檢疫を行ひ防疫の萬全を期し他方昭和七年朝鮮競馬令を制定し八年より之を施行し同法に依る以外の勝馬投票券發賣を伴ふ競馬を禁止して居る。同法により競馬を開催してゐるのは京城、釜山、大邱、群山、平壤、新義州、咸興、清津、雄基の九箇所である。

尙最近産業並に國防上の見地から内地の第二次馬政計畫と呼應し昭和〇〇年度より内地産牝馬並に優良在鮮牝馬を基礎として資質強健な實用的有能馬を造成増殖することとなつた。斯の爲種馬牧場の事業を擴充し種馬配給の圓滑増進の爲に、又基礎牝馬の充實の爲此の購入貸付を行ふと共に各種獎勵施設を實施してゐる。

豚。在來豚は體軀矮小、晩熟であつて體重僅か七、八貫に過ぎない。豚の飼養は農家の副業に適し農家の經濟並に食肉の補給上必要缺くべからざるものであるから此の改良に力を盡し早熟性を賦し體軀を大とする方針の下に「パークシア」一種及其の雜種を獎勵種として居る。改良増殖の爲に總督府農事試驗場及道農事試驗場種畜所より種豚を配布し指導獎勵を行ふと共に集團的飼育の獎勵を行ひ各地に普及模範部落を設け之等には種豚を共有せしめ之を中心として漸次一般に普及せしめたる結果昭和十三年末に於ける飼養頭數百五十一萬頭の中六十八%は改良種に依つて占められて居る。

綿羊。綿羊の飼育は本邦羊毛の自給上極めて緊要なるのみならず、農家經濟の向上に資する所尠からざるものあるを以て、農家の副業飼育を積極的に獎勵し之が普及を圖るべく昭和九年度に綿羊獎勵第一期計畫を樹立し、向ふ十箇年間に十萬頭増殖を目標として、昭和九年八月成鏡北道明川郡に國立明川種羊場を設置し原種羊配給機關たらしむると共に、指定民間牧羊場をして向ふ五箇年間毎年約二千五百頭内外の種羊を海外より輸入せしめ種羊の供給に當らし

め、一面種羊事業に對する各種施設に對し保護助成手段を講じ之が實施中の所、農家の種羊飼育の熱望大なると共に國際情勢の推移に鑑み昭和十二年度十五箇年間五十萬頭の増殖を目標に本計畫を改訂し新に平安南道順川郡に國立順川種羊場を増設し計畫の遂行に努めつつありし處、其の後の情勢は益々増産を要するものがあつた爲、昭和十四年再び羊毛生産力の擴充を圖ることとなり、十三ヶ年六十五萬頭の増殖を目標に計畫の擴充強化を行ひ其の達成に遺憾なきを期してゐる。

鶏。在來鶏は體重軽く産卵能力も低いため白色レグホン種、ブリマウスロック種、名古屋種、ロードアイランドレッド種を以て改良獎勵種とし之を集團的に飼養せしめ一般に普及せしめる方針の下に農事試驗場より種禽種卵を配布し獎勵した結果昭和十三年末に於ける總數七百十六萬羽の約四十四%は改良種を占むるに至つた。

尙卵の販売處理に付ては共同販賣を獎勵した結果道、郡農會の斡旋に依り共同出荷を爲すものが増加して居る。

第二 臺灣。臺灣に於ける畜産の大宗をなすものは豚である。本島に於ては豚肉の利用が頗る旺盛で其の結果農家の殆ど總ては豚を飼育し其の屠殺も昭和十三年には百十九萬九千餘頭、價額四千十五萬圓に達する状態で米、甘蔗に亞ぐ重要農産物である。又農耕には水牛、黄牛を使役し馬の利用は殆ど行はれなかつたが昭和十一年度以降馬産計畫を樹立し此の増産を獎勵して居る。

尙農業試驗所及各州廳種畜場に於て各種試驗並に指導獎勵を行つて居る。又農會及任意團體たる畜産組合に於ても各種の畜産助長を行つて居るが昭和十二年臺灣畜産會令が公布され同令に基く畜産會が設立された。

防疫に關しては往年猖獗を極めた牛疫は今全く根絶し現在流行する主なるものは炭疽、氣腫疽、畜牛結核、豚コレラ、家禽コレラ、狂犬病等である。豫防法規は内地の家畜傳染病豫防法及畜牛結核豫防法を引用し一部本島に必要

なる條項を附加して施行し必要なる血清豫防疫は總督府獸疫血清製造所に於て製造し之を配付して居る。尙主なる家畜に就ては次の通りである。

牛。本島に於ては從來馬が飼養されなかつた爲農耕運搬には殆ど牛が使用されて居る。其の種類は水牛、黄牛、印度牛、洋牛、雜種牛であるが約八割は水牛である。

水牛は熱帯特有の家畜で體質強健、粗放な飼養管理に堪へ習性水を好み、水田耕作に適し水田地方に多く分布されて居る。其の肉質は不良で風味を缺き肉用としては餘り喜ばれない。黄牛は水牛に亞ぐ役牛で體格力量は前者に及ばないが動作敏捷で主に乾燥地帯に飼養され畑作に利用されて居る。其の肉質は水牛に比し良好である。然し過去の習慣で本島人は牛肉を食用としなかつた關係上體軀、力量共に水牛に遜色があるため此の飼育を不利とし其の頭數は減少し臺灣に於て畜牛頭數の減少を來したるは本種の減少に歸因して居る状態である。印度牛としては明治四十三年カシタ種を輸入し試験の結果體格能率大なると共に強健にして克く本島の氣候風土に適應し黄牛の改良に適應であることを確め爾來本種に依る改良を進めて居る。又大正元年には印度乳用牛シンド種並にギル種を輸入、試験の結果シンド種の種畜を輸入し此の蕃殖育成を圖つて居る。洋種としては元來エヤーシャー種、デボン種、ブラウンスイス種等の輸入を見たが餘り増加せず現在では洋牛の大部分はホルシュタイン種である。臺灣に於ける飼養頭數並に種類別頭數は次の通りである。

	水牛	黄牛	印度牛	洋牛	雜種牛	計
明治三十三年末	一六六、三六四	六三、二五五	—	—	—	二二九、六一九
大正元年末	二九一、九五二	一五三、三六八	—	六一	—	四四六、五八七

昭和元年末	二八八、九九五	八七、四四〇	三六七	一〇一	—	四、二五六	三八一、一五九
昭和十二年末	二八二、一〇一	六三、四八六	五七六	五〇六	—	一一、七七三	三五八、四四二
昭和十三年末	二五九、七〇三	五三、七一四	四六九	四三二	—	一〇、七八六	三二五、一〇四

馬。本島農民は過去の習慣から馬の利用を殆ど知らず馬に付ては見るべきものは殆ど無かつた。大正二年比律賓からポニーを輸入し恒春種畜場で蕃殖育成の試験を行ひ良好な成績を示したが此の普及を見るに至らず、又昭和二年馬を花蓮港廳下吉野村の内地人移民村に貸付し農耕の傍ら蕃殖を圖らしめ良成績を修めたるも其の増加は遅々たる状態であつた。

昭和〇〇年内地の第二馬政計畫の樹立に伴ひ國防並に産業上の見地より内地より基礎馬を移入し増殖することになつてゐる。此の計畫に従ひ中央研究所に於ては各種の試験を行ふと共に花蓮港廳下に種馬所を置き種馬の生産並に種付を行ひつつあるが他方又牝馬の貸付、馬匹の購入費補助等に依つて増殖を奨励して居る。

豚。豚は食料として必要缺く可からざるばかりでなく古來諸種の典禮にも用ふるもので需要が頗る多く農家は殆んど總て之を飼養し商工業者も養豚を行ふものが尠くない状況で米、甘蔗と共に臺灣農産物界に重要な地位を占めて居る。在來種の大部分は支那移民が本國から持つて來たもので系統區々であるが概して體軀小さく早肥早熟性に缺けて居る。始政後はパークシアアに依り改良増殖する方針で進み昭和十三年に於ては總頭數百八十二萬七千餘頭に達し其の九十五%はパークシアア系統のものを以て占められて居る。尙屠殺は百十九萬九千餘頭、其の價額四千十五萬餘圓に及んで居る。獎勵施設としては種牡豚の配付、改良豚舎の普及獎勵、家畜傳染病に對する養豚救済等であるが防疫にも大いに力を用ひ豚コレラの常發地と見らるべき地には豫防疫の無償配給により注射を徹底せしめ又輸入畜よりの



病毒傳播を防ぐため基隆、淡水に於て海港檢疫を行つて居る。尙飼養頭数の増加状況は次の通りである。

年次	總數	在來豚	洋種豚	雜種豚
明治三十一年末	四三三、六七四			
昭和元年末	一、五四二、八二九	一、一三九、七八九	四、七三四	三九八、三〇六
昭和十二年末	一、八四九、一九五	九二、三一七	三九、七七四	一、七一一、一〇四
昭和十三年末	一、八二七、二七五	九七、八一九	三二、六一八	一、六九六、八三八

鶏 在來のもの主として肉用として飼養されたが始政後此の改良の目的を以て各種の洋種鶏の種卵種鶏を配給した結果漸次之等品種の普及を見て居る。

鶏の飼養羽数は次の通りである。

明治四十三年末	三、四六七、〇二四羽
昭和元年末	四、六三九、一五六
昭和十二年末	七、〇七二、五三四
昭和十三年末	七、〇九四、六九八
明治四十三年末	八〇九、九一〇羽
昭和元年末	九三〇、五一一
昭和十二年末	一、九五七、五五八

鶯 農家が副業的に數羽の飼養を行ふ外之を專業とし數百羽を飼養するものも尠くない。之には卵用と肉用の二種ありて卵用は百八十箇内外を産卵し肉用は早肥早熟の良性質を有してゐる。其の飼養羽数は次の通りである。

鶯 殆ど自家用食料又は祭祀用として飼養され飼養羽数は次の通りである。

明治四十三年末	一七一、九九九羽
昭和元年末	二〇二、三九六
昭和十二年末	四〇一、五〇三
昭和十三年末	三九四、一九一

第三 樺太 樺太の氣候風土は家畜の飼養に適し飼料作物の生育も又良好である。同島の家畜は一般に品質の劣つたものが多かつたが占有後之が改良増殖に努めた結果現在では殆ど在來種の跡を絶つ状態に至つて居る。

本島に於ては牛は主として乳用として飼育され農耕運搬には馬を役使して居る。馬の中比較的品種が多いのは木材運搬に用ひらるる故である。

畜産上他に餘り例を見ない養狐業が盛んであるが右は樺太の氣候風土が適すると共に肉食を主とする狐に對し魚肉等の飼料豊富なことが又大きな理由で年々飼育が増加しつつある。

畜産に關する機關としては中央試験所を小沼に置き同所畜産部に於ては第一科にて牛馬の繁殖、改良、飼養管理に關する事項及其の飼料作物の研究を行ひ、第二科は豚、綿羊、家兎、養狐其の他毛皮動物並に家禽に關する研究及夫等の種卵の配付、種畜の貸付及種付に關する事項を掌り、第三科は畜産に對する化學的研究を行ひ樺太特有の亞寒帯ポトソル地帯と畜産との關係及酪農に關する研究を行つて居る。

家畜傳染病に關しては殆ど發生を見たることなく畜牛結核豫防法が施行されて居るのみである。尙主なる家畜に就



ては次の通りである。

牛 本島の牛は露人の遺棄した所謂在來種と領有後北海道より移入したものと大別出来る。在來種は體軀一般に矮小で寒氣に堪ゆるも肉量乳量共に少い。北海道より移入したのは「エアリーシャー」、「ホルシュタイン」、「シンメンタール」、「ショートホーン」、「ブラウンスイス」、「デボン」種等であるが現在残つてゐるのは「ホルシュタイン」と「エアリーシャー」の二種で在來種も殆ど「ホルシュタイン」で改良され總數の七割以上は本種を以て占められて居る。尙乳牛の増加と共に牛酪の生産が増加し昭和十三年中の生産高は一六九、一〇一疋、價格四十二萬二千八十圓に達して居る。樺太廳に於ては畜牛獎勵の見地より牛の購入種畜飼養に對する費用補助の外共同放牧場の使用又は場合に依りて種畜並に牝牛の貸付等を行ひ飼養の獎勵をして居る。

尙昭和十三年末に於ける飼養頭數は牝六、〇九七、牡一、二〇九、計七、三〇六頭で其中中乳牛は二、九〇二頭、搾乳高は六二、八二七疋、其の價額五四五、一三〇圓を算して居る。

馬 在來種は敏捷にして持久力に富み且粗食に耐へるが體軀矮小、負擔力、挽曳力少く概して能力劣り現在では其の數極めて僅かである。現在飼育されてゐるのは殆ど領有後移入したもので主として「トロッター」、「ハクニー」、「アングロノルマン」、「サラブレッド」、「アングロアラブ」、「ベルシュロン」、「クライデスデール」の系統であるが現在は中間種としては「アングロノルマン」、「ハクニー」、重種としては「ベルシュロン」系の種牡馬を用ひ増殖せしめるところとして居る。

豚 在來豚は占領當時殆ど食用に供され今は其の跡を絶ち現在飼養されて居るのは「パークシャー」と「ヨウクシャー」の二種であつて蕃殖育成共に甚だ良好である。此の兩種は本島の獎勵種とされ中央試験所に於て種畜の配付を行

つて居る。尙昭和十三年末に於ける飼養頭數は牝三、九八〇、牡二、五三七、計六、五三七頭である。

獺 領有當時少數ながら飼養せられた様であるが其の跡を絶ち明治四十四年數頭の「シュロツプシャー」種を移入し種畜場にて試験を行ひ大正八年には農事試験場(現中央試験所畜産部)の設備を擴張し引續き四年間米國より「シュロツプシャー」種を移入し繁殖を圖り良好な成績を得たので大正十四年より之を一般農家に配布し副業として之が飼養を行はして居る。昭和十三年末の飼養頭數牝一七八、牡七〇、計二四八頭である。

毛皮用畜 現在毛皮用畜として飼養されてゐるのは狐である。大正四年頃より企業として養狐事業が始まり、其の後一旦該事業の衰退を見たが、大正十四年再び養狐熱盛んとなり、昭和十三年末に於ける養狐場數は八百七で頭數は赤狐、紅狐、十字狐、黒狐、銀黒狐、青狐を通じ一萬二千四百六十三頭を數へ、昭和十三年に於ける年生産數は一萬六千六百十二頭を數へ、昭和十三年に於ける年生産額は七十六萬二千五百九十八圓である。其の中銀黒狐は大部分を占め飼育比較的容易にして毛皮の價格も高く將來益々其の飼育は盛んになるものと認められる。

樺太には狐の外野生毛皮動物としてミンク、海狸、獺、栗鼠、貂等棲息し優良なる毛皮を供給する、特に黒貂は世界に於ける分布地域甚だ狭く最も將來を囑目されて居る。尙毛質優良を以て市評良好な兎は昭和十三年末現在に飼養戸數二千二百五十一戸、頭數一萬一千九百二十二頭にして昭和十三年に於ける年生産は二萬四千五十四頭である。

第四 南洋群島 領有當時に於ける畜産は極めて原始的であつて飼養管理も頗る粗放であつたが、南洋廳設置以來此の發達に努め大正十一年畜産獎勵規則を公布し、蕃殖用牛豚の飼養者、牛豚の生産者に獎勵金の交付、種牡牛豚の貸付、飼養管理費の支給に依り無償種付の施行、種禽、種卵の貸付、配布等を行ひ改良増殖に努めてゐる。他方昭和七年に家畜傳染病豫防規則を制定し病毒の侵入を防ぎ群島斯業の萬全を圖つて居る。

牛・農耕運搬に使役するを主とする關係上甘蔗栽培の行はるるサイパン支廳管内に最も多く飼養され、近年糖業の發展に伴ひ益々増加の傾向を示し昭和十三年末に於ては七千二百三十九頭を飼養して居る。

豚・一般に飼養され本島に於ける食用獸肉として最も重きをなし人口の増加と共に肉類の需要益々増加しつつある爲屠殺頭數も激増し、昭和十三年中に於ける屠殺數は七千六百頭、飼養は二萬三千百一頭に達して居る。

山羊・島民間に食用として珍重され飼養はサイパンを主としてトラック、ボナベ及パラオ之に亞ぎ昭和十三年末には二千五百十一頭飼養されて居る。

鶏・豚に亞ぐ重要畜産物で肉用卵用として到る處飼養されて居るが優良種乏しく在來種は肉量少く又産卵率も低い昭和十三年末に於ては十一萬八千八百三十五羽飼育されて居る。

鶯・昭和十三年末に於ては鶯一萬一千三百二十六羽飼育されて居る。

### 第五節 工業

第一 朝鮮 朝鮮に於ける工業は高麗時代より二、三百年の間相當の發達を遂げて居つたことは、其の高麗燒、諸建物等に於て觀るも明かであるが、其の後漸次衰退し、併合當時にありては僅に家内工業又は小工場工業に其の片影を留めたに過ぎない。而も其の技術は幼稚にして使用の器具も亦不完全なものであつた。従つて其の製品も粗悪を極め、日常生活の必需品も大部分は輸入品を以て充當せらるるの状況であつた。明治三十九年統監府の設置せらるるや、中央試験所を設けて工業に關する各種の調査研究を行ひ、或は工業教育機關を創設して知識技術の養成に努め、又は補助金を交付して傳習指導の周到を期した結果、時勢の進展と相俟つて技術の進歩、製品の改良、産額の増加を

促し、且つ朝鮮人の工業に對する思想も漸次啓發せられ、工場組織を以て事業を經營せんとする者漸く増加の傾向を示し、一方内地實業家にして朝鮮に於ける工業經營に著目する者も漸次増加し、大正五年以來紡績、製糖、セメント、硬質陶器、製絲、罐詰業等、相當大規模の工業經營を見るに至つた。特に最近に於ては、大規模の水力電気事業、空中窒素固定工業、金屬製煉事業等の計畫が實現せられ、特に各種原始産業の開發と共に諸工業は漸く勃興の機運に向つて居る。例へば鴨綠江木材の搬出と共に新義州に王子製紙株式會社の製紙工場興り、棉花の栽培普及と共に釜山、京城、仁川、光州等に紡績工場等興り、米産の増加と共に釜山、群山、仁川、鎮南浦等に無數の精米工場興り、養蠶業の奨励と共に京城、大邱、全州、光州、咸興等に製絲工場興り、鱈の漁獲高激増と共に江原、咸南、咸北地方に魚油工場興り、肥料の奨励と共に肥料會社の設立を見たるが如き著しき現象である。今其の發達の状況を觀るに、明治四十四年には一千五百萬圓に過ぎなかつた工産額は、昭和十三年には十一億四千萬圓の巨額に達し、實に七十六倍餘に上つて居る。更に併合當時と最近とに於ける朝鮮工場工業の發達の状況を表示すると左の通りである。

### 工場及職工調

經營者別	工場數	國籍別			職工數
		内地人	朝鮮人	外人	
明治四十四年					
内地人工場	一八五				二、一三六
朝鮮人工場	六六				一、一八〇
外人工場	一				二五九
計	二五二				一四、五七五
明治四十四年					
内地人					
朝鮮人					
外人					
計					





人口の相當稠密なる都邑は勿論鐵道沿線等に電氣の普及を見ない所は殆んど無い状態に達し、電燈及び動力の供給を掌る事業として、社會的經濟的に頗る重要な地位を占めるに至つた。

工業組合 朝鮮の工業は異常の發展を遂げつつあるが其の大部分は中小工業である、之が振興を圖ることは工業全般の振興上極めて重要である。然るに其の實情を見るに多くは資力薄弱にして秩序、統制を缺き其の進展上幾多の不都合あり、茲に工業組合制度を設け共同施設に依り販賣、購買、利用等の經濟事業を行はしめ大企業の有する利便を得せしむるの外検査、統制、金融等の施設に依り業界の改善發達を企圖せしむるの要あるを認め昭和十三年八月朝鮮工業組合令を公布し同年九月一日より之を施行した。昭和十三年度未迄に於て設立を見たる組合は鐵工五、ゴム三、煉瓦、燐寸、人造眞珠、染色、人絹織物、メリヤス、撚糸漁網、珪瑯、電球、造船各一合計十八組合に達した。右の外設立準備中のもの多數あるを以て今後本制度の活用は利目すべきものあるであらう。

第二 臺灣 臺灣に於ける工業は從來製糖、製茶を主とし、其の他の工業には見るべきもの尠く、其の多くは家内工業の域を脱することが出来なかつたが、大正三年歐洲大戰勃發以來化學工業、紡織工業、機械器具工業等相次いで興り現在では相當の發達を遂げて居る。今工業額に依り本島工業發達の趨勢を通過するに、歐洲大戰直前の大正三年には四千六百萬圓に過ぎなかつたが、戰後の大正九年には一億九千萬圓に躍進し、僅か六年間に四倍強の飛躍を見るに至つた。翌十年には經濟界の恐慌襲來に因り大打撃を受けて一億四千萬圓に減じたが、間もなく増加の趨勢を回復して大正十三年には早くも同九年を凌駕するに至り、昭和四年には遂に二億六千萬圓に達して未曾有の増産を示した。然るに同五年に入るや世界的恐慌が襲來し、續いて同六年に入るや不景氣は益々深刻化して廢業、減産するもの夥からず、爲に二億圓に減少し、同七年には砂糖米會育増産に依り二億三千萬圓に回復し昭和十年には主として砂糖

の激増に因り二億九千萬圓と飛躍的增加を示した。昭和十一年に入ると日月潭發電所完成後に於ける電力供給の潤澤化に因る新工業の勃興と内地に於ける軍需工業の活況に伴ひ物資の需要増加と一般物價昂騰とに基因して一般工業の産額が増加した爲に其の産額は三億圓を超過し、昭和十二年には更に激増して三億六千萬圓に達するに至つた。次に工業額の趨勢を示せば左の通りである。

年次	價額 千圓	指數
大正三年	四五、七三八	100
同 九年	一八九、二三六	四四
昭和四年	二六三、八一七	五七七
同 九年	二三四、二一一	五二二
同 十年	二九三、五〇四	六四二
同 十一年	三二二、六〇七	六八三
同 十二年	三六〇、一四七	七八七

尙昭和十二年に於ける各工業品を分類すれば左の通りである。

紡織工業	五、〇二八	印刷及製本工業	四、九九五
窯業	八、八二八	食料品工業	二六一、二五二
化學工業	三三、六五二	其の他の工業	四〇、八五四
木製品工業	五、五三八	合計	三六〇、一四七

次に工場数及職工数を擧ぐれば左の通りである。(但し職工五人未満にして且つ動力を使用せざる小工場は之を含まず)

年	工場数(指数)		職工数(指数)	
	大正	三年	十一年	十二年
同	一、三〇九	一、二〇〇	二一、八五九	二〇、〇〇〇
同	六、七七六	六、五八一	六六、五五九	六三、〇〇四
同	七、〇三三	七、〇三七	六八、七七三	六三、一五
同	七、八八一	六、〇二	八一、五八九	三七、三
同	八、一四二	六、二	八七、二七〇	三九、九

勞力 本品に於ける勞力の供給状態は、昭和十二年末現在に於ける使用職工数(家内工業の分は含まず)は八萬七千二百七十人にして、之を業種別に觀れば左の通りである。

紡織工業	三、九五一	製材及木製品工業	二、六七四
金屬工業	二、八八四	食品工業	四八、六一五
機械器具工業	四、二一四	印刷及製本工業	三、〇二七
窯業	一〇、五二八	其の他の工業	六、三八九
化學工業	四、九八八	合計	八七、二七〇

次に勞銀は臺北市を例として略述すれば左の通りである。

賃銀指數 (昭和四年上半期基準)

所在地	昭和四年		十年		十一年		十二年		同十三年
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	
内地	一〇〇・〇	一〇〇・一	八八・一	八八・八	八八・二	九一・一	九四・九	九四・四	九七・〇
本島	一〇〇・〇	一〇一・七	九四・九	九六・二	九二・二	九五・八	九八・一	一〇〇・五	一〇五・八

即ち四年上半期を基準とする同十三年上半期の賃銀指數は、内地人に在りては九七・〇、本島人に在りては一〇五・八で前年同期に比し前者は二分一厘、後者は七分七厘の何れも昂上を示して居る。

工業研究所 本研究所の沿革は明治四十二年、總督府研究所の創設せられたる時專賣局檢定課の事務を引継ぎ、更に其の内容を擴張して殖産上の試験、研究、調査と醫藥藥品の檢査とを行ひ來れる同所の化學科が大正十年中央研究所工業部となり、更に同部が昭和十四年四月獨立して工業研究所となつたものである。現在本研究所には有機化學工業部、無機化學工業部、醱酵工業部及化學分析部の四部があつて各其の事業を分掌して居る。

糖業施設 明治三十五年六月、糖業政策の確立せられ臨時臺灣糖務局を設立して指導獎勵の實行機關に充てられたが同十四年十月、糖務局の廢止と同時に殖産局に糖務課を置いて其の事務を繼承し、更に大正十三年糖務課は特産課と改稱せられた。糖務局の設置と同時に糖業獎勵規則を發布して糖業獎勵の規準とし、之に基いて甘蔗農業、製糖工業方面に對して廣く獎勵補助を爲し、爲に糖業の改善發達に一段の躍進を見るに至つた。

又製糖工場の續出に依る原料甘蔗の爭奪其の他種々の弊害を防ぐ爲、明治三十八年六月、製糖場取締規則を公布し原料採取區域限定の制度を施行し、一方外來甘蔗苗に依る病害蟲傳播を防ぎ、同時に蔗苗改良を助長する爲、大正三

年四月蔗苗取縮規則が發布された。其の後時勢の進展と國運の隆盛は糖業に付て更に一段の發展を要請する秋、從來の製糖場取縮規則では到底此の新事態に將來の發展に對應することは困難なる情勢に立ち到つたので、昭和十四年十月臺灣糖業令を制定し舊取縮規則は廢止せられた。尙糖業の試験研究機關として從來中央研究所の一部に於て行へるものを、昭和七年三月、本島糖業に關する一切の試験研究の中心機關として糖業試験所を設立し、益々其の機能の擴充を圖つて居る。

**茶業施設** 茶業に對する施設事項を擧ぐれば、優良茶苗の無償配付、滿洲向茶の指導、製茶機械器具の無償貸付等に依つて栽培製茶の改良獎勵を圖り、主要茶産地には技術員を配置して製茶技術の普及に努めると共に、茶業傳習所を設置して茶業者の子弟を教育し、一方共同販賣所を助成して從來複雑なりし取引を改善し、或は茶検査所を設置して一定標準以下のものの輸出を禁止し、其の他海外需要地に於て各種の廣告宣傳を行つて居る。尙昭和九年よりは輸出補償制度の實施に依り、臺灣茶の新市場開拓に努めて居る。

**製糖業** 領臺當時に於ける臺灣糖業界は、其の甘蔗耕作法及製糖法共に極めて幼稚にして砂糖八、九十萬擔を産し、一千百餘を算する工場中新式機械を使用するものは一もなく、何れも畜力を以て動力とした。故に壓搾能力不充分にして多量の糖分を逸し、而も其の品質は不良にして市價騰らず、動もすれば當業者の損失を來すと云ふ有様で、當時臺灣に於ける糖業の將來が漸く矚目せられたるに拘らず、其の企業は甚だ振はなかつた。故に當局は蔗作の合理化と共に製糖工業の改良を行つて臺灣糖業の刷新を圖る爲、明治三十五年糖業獎勵規則を發布し同時に糖務局を新設した。之に伴つて製糖工業方面では改良糖廠の設立が獎勵されて漸次斯業の勃興を來し、新式製糖工場も亦續々設立せられ、明治三十五年期には新式製糖場は僅かに一箇所、能力二百噸、資本金百萬圓に過ぎなかつたが、昭和十四年に

は新式工場の操業するもの四十八工場、能力四萬四千八十噸となり、資本金總額は二億九千餘萬圓に増加した。全島産糖總額は明治三十六年には五十萬擔で製糖歩留七・四二%であつたが、逐年累増して昭和十四年には二千三百餘萬擔、歩留も二一・〇六%に上る盛況を示すに至つた。製糖狀況の趨勢を示せば左の通りである。

	明治三十六年期	同四十三年期	大正十一年期	昭和十二年期	昭和十三年期	昭和十四年期
製糖原料 使用高	六八、二六千斤	三、三三、三九千斤	六、二二、〇六千斤	三、三三、五五千斤	三、三六、〇六千斤	一、九六、三九千斤
産糖高	五、六、八六千擔	三、三、〇〇千擔	五、八七、五五千擔	一、六、四七、〇〇千擔	一、六、〇九、二五千擔	三、六、四五、五〇千擔
製糖歩留	七・五%	一〇・一%	九・五%	一五・一%	三〇・三%	三三・〇%

尙副産物として大量に生産されるものに糖蜜とバガスがある。糖蜜は工業酒精を生産し國內の需要を充してゐる外に燒酎原料、煉炭、豆炭原料として朝鮮、内地に移出せられる量も少くない。然るに新たに無水酒精の生産をなすこととなり昭和十三年度から糖蜜を以つて製造に従事して居るが無水酒精は燃料國策上巨額なる製造量も要求せられ、將來糖蜜のみでは間に合はぬので甘蔗の増産により之に應ずべく目下工場の増設並に原料の確保に着手、準備を進めて居る次第である。

次にバガスは年々百數十萬噸の生産があるも工業用としては目下製紙用パルプ、建築板の製造用に使用せられて居るに過ぎず其の量は甚だ僅少で大部分は製糖用燃料に供せられて居る。最近我國に於けるパルプの需給狀況に鑑み臺灣に於けるバガスパルプの増産を計ることは頗る必要とせらるるに至つたので斯業の振興を計ることとなり既に二大パルプ會社の設立を見、目下工場の増設に着手して居るので近き將來臺灣パルプ工業は面目を一新するであらう。

**製茶業** 臺灣に於ける茶業は支那民族の移住と共に起つたのであるが、爾來漸次發達を來して其の産額を増加する



と共に中華民國或は米國等へ輸出せらるるに至つた。而して米國向輸出に於ては明治二十一年に一千三百萬斤餘を算するに至つた。臺灣が我國の領有となつてよりは、當局の指導奨励に依つて益々隆盛を來し、昭和十四年の如きは輸出額二千一百萬斤を突破した。

臺灣茶の種類は種々あるが、就中主なるものは烏龍茶、包種茶及紅茶にして、烏龍茶と包種茶との相違は釜炒の際に後者は前者に比べて強熱短時間で従つて酸酵が少い。又再製の際に包種茶は花香を附する。製茶戸數は昭和十三年末の調査に依れば粗製茶に於て一萬六千九百九十七戸、再製茶に於て百九十一戸にして、是等は殆んど、臺北、新竹の二州に限られて居る。産額は粗製茶の數量二千八百八十三萬七千六百斤、價額九百九十七萬九千二百八十五圓、再製茶の數量二千二十八萬四千六百八斤、價額一千四百二十三萬七千二百一圓にして、之を内譯すれば左の通りである。

	數	價	額
烏龍茶	四五一八、九九四斤	三、七一四、七〇〇圓	
包種茶	五、九二八、六五三	三、六七六、九七〇	
紅茶	九八三五、四六一	六、八四四、〇三一	
綠茶	一、五〇〇	一、五〇〇	
計	二〇、二八四、六〇八	一四、三三七、二〇一	

臺灣茶の大部分は海外へ輸出せられ、烏龍茶は合衆國を始め英國、濠洲に、包種茶は滿洲國を主として南洋一帯に、紅茶は昭和九年度以來急激に増加し、英米を始め殆んど全世界に輸出せられて居る。

第三 樺太 樺太に於ける工業の概況を觀るに、昭和十三年末現在に於ける工産物生産額は一億四千四百八十八萬

六千九百八十八圓にして、各種生産物總額二億四千二十四萬七千八百八十五圓の約六割を占め、之を大正七年の實數生産額三千七百五十七萬圓中、工産物の一千七百九十九萬圓弱に對比すれば隔世の觀がある。

是等工業に對する當局の助成施設を略述すれば、先づ明治四十三年樺太廳に臨時工業調査所を設け、同時に大泊に附屬工場を設け、主として材木の利用に關し松脂よりテレピン油製造、樟腦製造、木材乾餾、割箸製造及バルプ製造等の試験研究を爲し、一方明治三十四年には、豊原に乾餾工場を設けて潤葉樹木を乾餾して醋酸、石炭、木精及木タールを製造して之を移出し、其の副産物たる木炭は之を一般の需要に應ずるの外、煉鐵工場を起して其の需要に充つる計畫の下に著手し、大正六年には工場を火倉組に拂下げて經營せしめたが、大正十年以降閉鎖した。一方臨時産業調査所を設けて、本島産業の獨立を得せしむる爲調査研究を重ね直接、間接に其の助成に努めた。又樺太内幌より産出する石炭は分析試験の結果液體燃料化に適當なるを確め、三菱會社をして石炭低溫乾餾工業を起さしめ補助金を交付して之を奨励して居る。該工業は未だ試験的操業に過ぎざるも、此の成課は頗る注目せられて居る。尙樺太産甜菜は品質優良成育良好なるを以て、之を原料とする樺太製糖株式會社を創設し其の工場を豊原に建設し昭和十一年の秋より操業して居る。

次に昭和十三年末現在に於ける工場數は二百六十、職工數は六千九百七十六人である。尙昭和十三年八月調査に依る豊原に於ける勞銀は三十種職業の平均二圓八十四錢である。

樺太に於ける電気事業は明治四十三年十一月、樺太電気會社が陸軍守備隊の設備したる發電所を借受け、豊原市街に電燈用の供給を爲したるに始まるが、當時開拓未だ進まず人口稀薄にして斯業は遅々として振はなかつた。然るに大正三年以來各地にバルプ工場が創設された爲自家用の電気施設が勃興し、次いで供給事業の經營も續出し、現





在供給區域は全島一市四十町村中一市三十三町村に及んで居る。一時は小規模事業者箱出したが、昭和二年十二月資本金五百萬圓の樺太電氣株式會社設立せられ、豊原、大泊を始め逐次各地の事業を譲り受けて全島供給事業の大部分を合同統一した。

樺太は降雨少く地勢上適當の落差を有する河川に乏しく、且つ各季渇水甚しき等の爲水力電氣事業は近時一、二許可したるものあるのみにして、他は總て火力發電に依つて居る。

パルプ工業、樺太材の利用に付てはパルプ製造を得策と爲し、大正二年初めて大泊に王子製紙株式會社の工場創設せられたるが、恰かも歐洲大戰に際會し異常の發達を爲し、爾來工場を各地に増設して現在九工場に及び、本邦パルプ資材の大半を供給するの状況である。尙最近に於けるパルプ製産状況を示せば左の通りである。

年次	工場數	資材消費高 立方米	生産高		價額		計
			パルプ 噸	紙類 噸	パルプ 圓	紙類 圓	
昭和十年	九	一、五九、八六八	一〇四、〇九八	一、六五、八五五	三、三、四六三	三、三、四六三	七、一七〇、〇〇〇
同 十一年	九	一、六七、一七五	一〇六、〇〇〇	一、六五、三九八	四、〇、八八〇	四、〇、八八〇	八、一、五三〇、〇〇〇
同 十二年	九	一、四〇、八三三	一一五、一一〇	一、〇一、六三三	四、〇、〇九四	四、〇、〇九四	九、〇〇〇、〇〇〇
同 十三年	九	一、五五、七三二	一二三、五五五	一、八、一一三	七、〇、六〇九	五、六、二〇〇	一二、三、九〇九

尙從來生産せられたるパルプは、主として製紙用にのみ利用されて居たが、近年人造絹絲製造用として利用せらるるに至り、人絹パルプ工場の設置を見るに至つた。

醸造業 樺太は冷寒の地なるを以て酒精飲料の需要は多いが、當初は製品不良の爲自然内地よりの移入酒に依り需

要を充ずるの狀態であつたが、年と共に品質改良せられ一方人口の増加に伴ひ生産量も亦増加し、現在酒類醸造場四十六にして、昭和十三年酒造年度の酒造高は十萬八千九百七十一噸、價額六百六十九萬一千八百四圓である。外に醬油、味噌、酢製造場九、生産額味噌三十二萬八千三百六十七噸、醬油四千三百六十三噸、價額十三萬八千七百九十一圓である。

罐詰業 樺太に於ける罐詰業(主に蟹罐詰)は明治四十二年以來勃興し、大正六年度には工場數百十一、製産額三百三十七萬餘圓であつたが、蟹獲の結果次第に其の量を減じた爲、大正九年蟹詰工場の合同を奨めた結果、工場數三十五、製産額百四十五萬八千圓、昭和元年には工場數十八、製産額六十六萬三千餘圓、昭和十三年末には二十一工場、製産額約二百五十萬圓となつた。

澱粉製造 馬鈴薯を原料とする澱粉製造は大正七年には製造戸數二百八十八戸、生産額四萬四千四百餘圓を算し、大正十三年末には製造戸數四百七十三戸に漸増したが生産額は七千二百十五圓に、更に昭和四年末には三百一戸、約一萬四千圓に漸減した。近年斯業奨励の結果漸増し、昭和十三年末製造場數二十三、價額十一萬五千三十圓である。牛酪製造 牛酪製造に對しては奨励補助金を交付し漸次發展の途上にある。昭和十三年末現在に於ける製造場數十二、製造高十六萬九千一百一噸、價額四十二萬二千八十圓である。

製糖業 甜菜を原料とする製糖業は昭和十年七月設立の樺太製糖株式會社に依り生産せられつゝあり昭和十三年末に於ける生産高は百五十五萬九千圓を算せり。石炭液化工業 昭和九年本斗郡内幌に設置せられたる三菱石炭液化工業株式會社の液化事業は年々助成をなしつゝあり逐年成績向上し生産額も亦増加を見つゝあり。

第四 南洋群島 南洋群島に於ける工業はサイパン島の製糖工業、之に附帯する酒精、糖耐製造及少量の清涼飲料水製造等あるの外、唯僅かに各島に於て行はるる手工業あるのみである。昭和十三年に於ける主なる工産物を擧ぐれば左の通りである。

種類	数	量	價 (圓)	種類	数	量	價 (圓)
砂	二、三八五、七三三擔	立	一、二七一、六四七	糖	一五、五〇二、六二二担		七六三、六四九
酒精	一、三九八、一七四立		九三〇、四一〇	葉織維編製品	一三、〇六九點		九、九三三
非酒精飲料	一四三、四九一本		五二八、五八八	タピオカ澱粉	三、八一五、四一八担		四四九、一四七
椰子糶	一、四七九把		二二、九一四	其の他			二六二、〇三三
			九三三	計			四、二二九、二五四

主なる工場は砂糖、酒精、鳳梨タピオカ澱粉等その工場概況は左の通りである。

年次	工場数	資本	職工	生産品價額
昭和十一年	五	二〇、〇〇〇千圓	二九人	二〇、七一六千圓
同十二年	五	二〇、〇〇〇	五六〇	一八、二五六
同十三年	九	四三、四〇〇	八四四	二二、五〇四
			八四五	二八、五九七

次に製糖業に於て其の概況を略述すれば、南洋に於て糖業の相當認めらるるに至つたのは全く我國委任統治後のことにして、其の以前に於ては甘蔗の栽培はあつても島民の生食用に供せらるるのみであつた。委任統治後サイパン支

應管内は特に甘蔗の栽培に好適し、且つ製糖上の要素を具備せるものと認められたる爲、極力斯業の奨励に努めたる結果、蔗作面積の擴張と共に製糖工場の設立を見、爾來舊式製糖場は改良製糖場に改革せられ、次いで大規模の新式製糖場の設立となり、現在サイパン、テニアン及ロタの各島に夫々一箇所の製糖場があり、其の能力の合計は四千英噸である。

創業當時に於ては甘蔗耕作法の粗笨と、病蟲害の被害に加ふるに製糖操作の缺陷等の爲歩留は僅か三・六%にして、産糖高は六千五百餘擔に過ぎなかつたが、年を累ぬるに従ひ歩留は漸次向上して昭和十二年期に於ては二〇・九〇%となり、作付面積は一萬八千二百二十八陌、産糖高は二千三百八十八萬五千七百三十三擔に上つて居る。然し他の糖業地の歩留一三・一四%なるに比すれば尙相當の遜色があるので之が改善助長に力を注いで居る。糖業に關する諸施設を擧ぐれば左の通りである。

糖業規則 大正十一年九月南洋廳令を以て發布せられたるものにして、其の要點は南洋に於ける糖業者間の競争の弊を避け、健全なる糖業の發達を圖る爲許可主義を採り、許可を受けたる製糖工場に對しては原料採取區域を指定し、又蔗莖の賣買價格に付ても許可を要することとなつて居る。

砂糖に關する税制 南洋に於ては砂糖の消費税を課することなく、唯移出の場合に於て出港税を課するのみである。尙昭和五年八月よりは糖蜜の移出に付ては、一定の條件の下に免稅せらるることとなつた。

糖業奨励規則 大正十一年十月發布せられたるものにして、蔗作、製糖業の各方面に亘つて奨励金、補助金を交付したるも現在に於ては蔗作者のみに奨励金を下付してゐる。

## 第六節 鑛業

第一 朝鮮 朝鮮は諸種の鑛物に富み鑛業の起源も亦頗る古いが、李朝の末葉頃に至る迄は未だ不振の状態を免れなかつた。然るに明治二十七八年戦役後外國人にして半島の利權に注目する者頗る増加し、米、露、佛、獨、英、伊等の外國人にして鑛物採掘權の特許を受ける者相次いで出づるに至つた。而して當時は二、三外國人の稼行に係るものを除くの外は、殆んど見るべきものがなかつたが、我國の保護政治を行ふに至るや、韓國政府は明治三十九年鑛業法及砂鑛採取法を發布して鑛業制度は漸く其の緒に就いた。併合後總督府は大正四年舊法を廢して朝鮮鑛業令を制定し、次いで同五年朝鮮鑛業令施行規則及朝鮮鑛業登録規則を施行した。同令は外國人にして鑛業に關し現に既得權を享有するものを認むるの外は、新に鑛業權の取得を禁止し新發見の重要鑛物を鑛業令の支配に屬せしめ、且つ鑛業權を物權として不動産に關する規定を準備し、鑛業上必要なる土地の使用收用に付土地收用令中の規定を準用する等、鑛業權の保護制度を確保した。此の時偶々歐洲大戰の勃發に會し、朝鮮の鑛業は一時空前の活躍を呈したが、戦後に於ける鑛物の需要減退と一般經濟界の變調とに因り、内地大鑛業家の相次いで事業を休止して引揚げて以來相當資本を有する鑛業家なく、然かも鑛業金融に關して何等特殊機關のない爲、結局朝鮮鑛業の現狀は開かるべき寶庫が資金難の爲に閉鎖されて居る状態であつたが、幸に朝鮮の石炭は炭田調査の進捗に依り漸次價值闡明せられ、無煙炭の開發も亦漸く其の緒に就き、有煙炭田も亦内地資本家の注目を惹くに至り、其の開發は期して俟つべきものあるに至つた。近時鑛業に對して著しく内地鑛業家の進出を見るに至つたが國內の經濟狀勢に鑑み政府は國策として産金の増加政策を果敢に圖ることとなり朝鮮に於ても之に順應して昭和十二年九月朝鮮産金令を公布すると共に之を基礎法令として

昭和十七年に於ける産金七十五萬を目標とする産金五ヶ年計畫を樹立したが此の目的の遂行を期する爲、獎勵施設を擴大強化し、之に併行して産金送電線、産金道路等の助長施設を行ふことに決定したる外、最も渴望しつゝありたる金山金融の途を拓く爲昭和十三年九月日本産金振興株式會社の創立を見るに至つたが昭和十四年七月には更に朝鮮總督の命令に基き同社の仔會社として朝鮮金山開發株式會社が設立せられ主として中山金山の探鑛の受託經營、探鑛資金の融通等に當つて居る。

輓近物價並に勞賃の昂騰に基き生産費の増嵩は産金事業の採算を著しく窮乏化して來たので之が對策として増産金買上價格割増制度を設けることとなり同年十一月増産金買上規則が公布され、之が實施の爲翌十二月朝鮮産金買上量届出規則を公布した。尙其の他の主要鑛物の賦存は朝鮮は内地と有無相通するものあり朝鮮に依存するの外なきものも尠くないのであるが、支那事變の勃發を拍車とし之等重要鑛物の至急増産は極めて喫緊事となるに至つたので、朝鮮に於ても内地に順應し昭和十三年五月朝鮮重要鑛物増産令を制定公布し以て銳意之が開發増産を期しつゝあり。而して朝鮮の鑛業は數年前迄は未だ幼稚の域を脱しなかつたので専ら之が助長獎勵政策を採り來つたのであるがここ數年來の飛躍的發展に伴ひ反面鑛業上の災害等も増加の傾向にあるので斯種災害の防止、鑛業と公益との調和を目的とする朝鮮鑛業警察規則を昭和十三年一月に、鑛夫の保護を目的とする朝鮮鑛夫勞務扶助規則を同年五月に發布し茲に助長、監督兩方面の法制の整備を見、鑛業の健全なる發展を期しつゝある。

而して鑛業出願件數は、大正五年乃至同七年の如きは鑛物市價の昂騰と、一般經濟界の好況とに恵まれて一箇年の出願件數は三千乃至六千件の多數に上つたが、歐洲戦後出願件數激減して、大正十一年には僅かに二百五十餘件に過ぎなかつた。然し爾來再び増加し昭和八年には五千二百餘件、昭和九年には九千四百餘件となり、更に昭和十年には

一萬百餘件に達し逐年激増を示したが昭和十一年には六千五百件に激減した。是れ畢竟投機的奇利を博せんとするが如き所謂虚業家が形をひそめたる結果と見られ朝鮮鑛業は漸く堅實眞摯なる企業家によりて發達すべきものと思惟せらるるに至つたが、昭和十二年支那事變の勃發に伴ひ地下資源の開發は急務となるに至つたので同年の出願件数は再び八千百餘件に十三年末には一萬五千七百餘件に激増せり。次に鑛區は明治四十三年末に於て七百四十鑛區に過ぎなかつたものが、大正七年末には三千二百餘鑛區に達し、爾後一時急減し更に再び増加の趨勢を辿り、昭和十三年末には八千六百二十三鑛區を算するに至つた。而して其の稼行鑛區は大體鑛區數の六割にして、其の中金、銀鑛區最も多く、砂金、石炭、鐵、黒鉛等之に次ぐものである。

又鑛産額は年に依り増減ありと雖も大體に於て漸次増加し、明治四十三年には六百六萬餘圓に過ぎなかつたものが昭和十一年には約一億一千萬圓を産するに至り最近は更に飛躍的增加を爲してゐるのである。鑛産額の主なるものは金、銀、石炭、鉄、鋼、銅、タングステン、黒鉛等である。

金 朝鮮に於ける金鑛の分布は全鮮至る所に存在するが、就中平安北道、咸鏡南道、江原道及忠清南道等に最も廣く分布し、次いで慶尙北道、忠清北道、平安南道、黄海道、京畿道、全羅北道、全羅南道、慶尙南道、及咸鏡北道の順である。金産額は平安北道、黄海道、忠清南道、平安南道、慶尙北道、咸鏡南道及江原道が多く、次いで全羅南道、江原道、忠清北道、京畿道、全羅北道、慶尙南道、咸鏡北道の順位にして、平安北道の金産額は全鮮の三割を占めて居る。砂金は京畿道、平安南道、全羅南道、忠清南道、全羅北道、咸鏡南道、平安北道、忠清北道及黄海道等の順位に分布せるが、全羅南道、忠清南道及平安南道が主産地である。鑛山の著名なるものは日本鑛業株式會社の平安北道雲山金山及

北大嶺洞鑛山であるが、之に次ぐは瓮津鑛山、金井鑛山、成興鑛山、光陽順天鑛山、發銀鑛山、新延鑛山、等であつて何れも年産二百萬圓以上を示し其の他義州、樂山、遂安、笏洞、三菱三光、蕨城、無極、永中、中央、九峰、徳陰、長津等相當設備を有し有望のものが多い砂金は金堤、順安、肅川、永興及金馬川等の砂金鑛は、何れもドレツチャーを以て採金して居るが、此のドレツチャー砂金浚渫は大正六年稷山金鑛で操業を開始したのが本邦斯業の先驅であつて、其の後昭和四年、三菱金堤砂金鑛のドレツチャー操業の開始により二隻を算するに過ぎなかつたが、昭和八年以來急激に増加し、以上の如く昭和十三年末には其の數十九隻を算し、而も建造又は計畫中のもの數變ある状況にして、而も金堤以外のドレツチャーは何れも我國建造船である。

鐵 朝鮮に産する鐵鑛は赤鐵鑛、褐鐵鑛、磁鐵鑛であるが、赤鐵鑛は咸鏡南道利原の鐵山で、赤褐兩鐵鑛の混合したものは平安南道价川及黄海道載寧、銀龍、下聖、黃州、兼二浦等の鐵山で産する。是等の中兼二浦鐵山を除く外は主として褐鐵鑛を産し赤鐵鑛は少い。而して右各鑛山に埋藏せらるる赤褐兩鑛石の埋藏量は五十%以上の鑛石約二千萬噸と推定せられ、現在主として兼二浦製鐵所及八幡製鐵所へ送鑛してゐるが、將來重要視せらるべき鐵鑛は各地に豊富に埋藏せらるる磁鐵鑛でなければならぬ。就中最も有望なるは咸鏡北道の茂山鐵鑛にして其の平均品位は四十%程度の貧鑛であるが大體十億噸以上の埋藏量あるものと推定せられ、更に南滿洲鞍山鑛床に匹敵するものにして、且磁鐵鑛のみなること鑛粒大なること等は選鑛容易にして稼行に際して鞍山より有利であると稱せられ、之が開發は我國製鐵國策上頗る期待せられ居り從來三菱鑛業株式會社に於て開發計畫實行中であつたが昭和十四年十二月茂山鐵鑛開發株式會社設立せられ爾後同鑛山の經營を同社に一切引継ぎ開發計畫着々進捗中である。此の外咸鏡南道端川、忠清北道忠州郡、江原道襄陽郡、同三陟郡、慶尙南道全海郡等にも同じく磁鐵鑛床が賦存して居る。

石炭 朝鮮には褐炭及無煙炭の二種を産出する。而して褐炭は咸鏡北道吉州、明川、鏡城炭田、會寧地方の會寧炭田及雄基に至る京圖鐵道に沿ふて散在する慶源、慶興炭田等を包括する所謂咸興北炭田最も賦存量多く、其の他平安南道安州、黃海道鳳山、咸鏡南道咸興の各炭田があり、總埋藏量は四億噸と推定されて居る。現在鐵道用炭として産出高の約半數を使用し、其の他工場船舶用としても需要あり、白煙なると火持良き性質を有する爲家庭燃料として京城其の他の都市に於て歡迎せられつつあるが、全般的に觀て遠隔の地にある爲從來消化捗々しくなかつたが、最近燃料不足の現狀に鑑み極力増産をなし年々順調なる實績を收めつつあり、且つ朝鮮の褐炭は比較的油分多く特に高價なるパラフィンも多く有し、低溫乾餾等人造石油工業の原料として適してゐる爲、朝鮮窒素肥料株式會社(昭和十年三月朝鮮石炭工業株式會社に譲渡す)が昭和七年八月咸鏡北道明川郡永安に於て年十萬噸の石炭を處理する低溫乾餾工場を建設し、昭和十年、設備を二十萬噸處理に擴大して重油、其の他を産出し、併せてパラフィン、メタノール、ペークライト等の副製品を産出しつつあるが、更に同社に於ては昭和十一年咸鏡北道阿吾地炭田に水素添加による直接液化工場の建設に着手し已に完成してゐるのである。

無煙炭は褐炭に比し更に大なる範圍に埋藏せられ、全埋藏量約十三億五千萬噸と稱せられる。而して目下全産額の大部分を産出するは平壤炭田なるが、此の外江原道寧越三陟、咸鏡南道文川、慶尙北道開慶、全羅南道の和順等の各炭田及平安南道北部炭田の一部に於ても稼行されてゐる。而して寧越炭田は朝鮮電力株式會社が山元附近に火力發電所を建設し已に南鮮一帯に送電を開始してゐるが其の燃料として同炭田の開発をなして居り又三陟炭田は三陟開發株式會社が内地の發電所燃料及地元建設する石炭、窒素、セメント其の他の工業用炭とする目的のもとに大規模に採炭設備を爲してゐたが已に完成の域に達した。大量の出炭をなしてゐる。又咸鏡南道高原炭田も開發に着手してゐる狀

況である。而して無煙炭は鮮内に於ては其の儘微粉炭燃焼装置を有する工場汽罐用炭に使用せられ、火力發電燃料として重要視せられるに至り化學工業の原料としてもキルンによる製鐵の還元用としても重要なものとなつて來たのである。又マセック煉炭として汽罐車に使用せられ家庭用各種煉炭原料としても相當の勢力が有るが最近人造石油工業發達に依り瓦斯合成法に依る液化原料としても考究されて居る。加ふるに從來より各都市に於ける木炭代用の豆炭及孔明煉炭の原料として頗る歡迎せられつつあり、特に豆炭原料としての朝鮮無煙炭は獨自の立場に在るのである。

黒鉛 鱗狀及土狀の二種ありて、鱗狀黒鉛は平安北道、咸鏡北道、土狀黒鉛は慶尙北道、咸鏡南道、平安南道を主産地とし、品質は共に良好である。鑛山の主なるものは鱗狀に在つて勝榮鑛山、時中鑛山、大馬々鑛山、新興黒鉛鑛山、直洞鑛山、成章洞鑛山、大盛黒鉛鑛山及城津黒鉛鑛山等であり、土狀黒鉛は月明鑛山、小宮黒鉛鑛山、長興鑛山、永興鑛山、价川第一、第二鑛山等である鱗狀黒鉛の需要は殆んど内地に限られ、特に歐洲戰役中錫蘭産品の輸入の自由ならざりし當時に於ては内地の需要は一に朝鮮産に依つた爲、市價は昂騰して盛況を呈した。然るに戰後需要減退し且つ錫蘭産品の輸入復活の爲、其の壓迫を被つて久しく沈滞の狀況に在つたが、昭和八年に入り幾分市價昂騰し需要亦漸く増加の傾向に向ひ最近に至り未曾有の發展を示すに至つた。之に反して土狀黒鉛は戰前に於て内地の需要極めて僅少の爲、主として販路を海外に求めたが、戰後内地の需要を増し、大正九年度には海外輸出と相俟つて稍々盛況を呈した。同十年に入り海外市場の不振と内地に於ける生産過剰とに因つて悲境に陥るに至つたが、其の後滞貨漸く消化せられ最近需要の激増に伴ひ著しい發展を示してゐる。

タングステン鑛 特殊鑛物の一で特殊鋼用に必要である。タングステン鑛は江原道、黃海道、忠清北道、平安南道等を主産地とするが、曩年歐洲大戰の際には江原道金剛鑛山附近、忠清南道青陽鑛山、忠清北道陵洞鑛山等が多く産出

したが、近年黄海道谷山郡地方に大鑛床が発見せられ、百年、箕洲鑛山等盛んに採掘せられ、外に江原道稻葉鑛山、順境山鑛山、忠清南道青陽鑛山、平安南道鯨水鑛山等も活況を呈し又新鑛山の開發されるものも多く軍需鑛物として益々増産に邁進してゐる。

水鉛 タングステンと共に水鉛鑛も亦歐洲大戰當時盛んに採掘せられたが、其の後需要杜絶と共に休止されて居たが、最近再び製鋼事業の盛んなるに伴ひ採掘者多く、全羅北道長水鑛山、昭徳鑛山、江原道金剛鑛山其の他より産出し、年々増産を示してゐる。

明礬石 アルミニウムは自動車、航空機の發達並に電氣事業の進歩に伴ひ、軍需品一般工業の材料として愈々其の重要性を加へ來れるに、從來之が生産は全然内地に於て見る能はずして、其の悉くを輸入に俟つの状態であつた。然るにアルミニウムの原料たる明礬石は、全羅南道玉理山鑛山、黄山面鑛山、聲山鑛山加沙島鑛山等に於てアルミニウム二十乃至三十五%を含有するもの約二千萬噸の埋藏量を有し、昭和十二年に採掘中の代表的ものは玉理山、聲山鑛山等である。

重晶石 各種バリウム化合物の製品として主として顔料、ゴム製造用、皮なめし用、硝子及製紙等に用ひらるるものにして、江原道金化郡は其の主産地である。外に黄海道載寧郡、中和郡其の他各所に於て相當埋藏量を豫想せられて居る。就中唯江原道金化郡岐梧面鶴芳里の中川昌道鑛山の鑛床は二十數條より成り、埋藏量は硫酸バリウム九十%以上のもの約百萬噸と推定せられ、現に相當多量の産額を擧げてゐる。内地に於ては奥羽地方に僅かに産出せらるるのみで、之が需要を充たすこと能はずして海外より輸入して居る状態なれば朝鮮に於ける之が開發は今後益々重要である。

鑛床及地質調査 朝鮮に於ける鑛床の性状を調査し、鑛業的價值を測知して鑛業行政の参考に資すると共に企業家の調査に便せんが爲、明治四十四年度より鑛床の調査を開始し、大正六年度に於て全く所期の調査を完了した此の間に於て數名の専門家が實地踏査及鑛物岩石の調査研究を爲したる事項に對しては、報告書を刊行して斯業の開發に資し、更に進んで地質構造を明かにし各種事業の参考に供せんが爲、大正七年度よりは鑛床調査の組織を變更し、數名の専門技術者を置いて地質調査所を設け、地質有用鑛物及岩石土性、水利及土木に關する地質學的事項の調査、其の他地質及地質鑛床圖並に調査報告書等の作製に當らしめて居る。

選鑛製鍊試驗 選鑛製鍊は鑛業の成否の岐れる中心作業であるにも拘らず、朝鮮に於ては其の施設が一般に普及せず未だ幼稚の域を脱しないものが多い。而も從來之に對する研究の施設がなかつた爲、大正十一年度に於て京城府警梁津に燃料選鑛研究所を新設し、朝鮮の鑛山に適應する鑛石の處理方法を研究して主要鑛物の實收率を高め、又從來顧られなかつた貧鑛の經濟的處理方法を考究し、鑛山の保全、操業の進捗を圖り、以て鑛業の開發に資して居る。

石炭調査及試験 燃料動力問題は國民生活及産業開發上極めて緊急事に屬するが、從來之に關する研究機關が缺如してゐたので、先づ右燃料選鑛研究所に石炭調査係及石炭試験係を併置し石炭の賦存量及鑛床の状況を明にし、其の經濟的利用法に付試験研究を施行し、以て燃料供給策の樹立に資すると共に燃料資源の開發に努めつつあつたが石炭試験に付ては褐炭の低溫乾燥、無煙炭の微粉燃燒には所期の試験を完了したるを以て昭和四年度限り一應之を打ち切り炭田調査は概ね所期の目的を達し得たる爲昭和十一年度限り之を廢止し現在に於ては専ら家庭燃料及石炭性能試験に主力を注いでゐる。

特殊鑛物調査 鉛、錫、アンチモニー、水銀、亜鉛、クロム、マンガン、タングステン、水鉛、ニッケル、白金、



雲母、石棉等我國不足礦物資源及銅、鐵、硫化鐵等特に必要と認むる礦物資源に付、鑛石の種類及成分、埋藏量、採掘可能量等を調査開明し之が開發促進の爲昭和十一年度より特種礦物調査を開始した。

鑛業の指導監督及教育 朝鮮の鑛業は一般的には未だ幼稚にして、鑛主の技術に關する素養の乏しき者多く、不完全なる舊來の操業方法を墨守して採算不引合等の爲、稼行中止の已むなきに至る者が少なくない。仍て是等の當業者を實地に就て指導し、操業の知識を注入し有利に經營せしむる爲、技術員を派して普く稼行鑛山を巡視せしめ、更に大正十二年新に鑛業に關する技術官派遣制度を設けて、民間の希望に應じて鑛業に關する調査、設計及鑑定を爲さしむることとした。又鑛業に對する監督としては、鑛業の状態を調査し報告を徴し操業を督勵し、或は鑛産額の調査を爲し尙隨時鑛山を巡察して鑛業簿、鑛夫名簿並に坑内實測圖を調査して居る。

尙鑛山に關する技術者の養成は鑛山開發の一要素なるを以て、大正五年度より設立の京城高等工業學校内に鑛山科を設置し、昭和十三年度平壤に私立大同工業專門學校、昭和十四年度には京城に官立京城鑛山專門學校が夫々新設されたる外昭和十六年度より京城帝國大學内に理工學部設置の豫定になつてゐる。下級技術者養成の應急施設として、昭和八年五月鑛業技術實習生規程を設け、燃料選鑛研究所に於て給費及自費實習生を收容して之が養成に努め、且つ昭和九年度より京城工業學校に鑛山科を新設した。昭和十三年度には京城に昭和十四年度には平壤に夫々道立工業學校を創設した。最近に至り各鑛山の機械化に伴ひ鑿岩機の使用は激増の傾向にあるので、昭和十三年八月鑿岩工養成所を新設し一年を三期に分ち一期五十人の鑿岩工の養成に努めつゝある。

獎勵

(一) 探鑛獎勵 從來金鑛業開發の促進又は産金の増加を圖る爲將來有望と認めらるる金鑛山又は砂金鑛區で探鑛坑

道を掘進し又は試錐調査を行ふ者に對して獎勵金を交付して金鑛業の發展を促したが尙國勢の現況に鑑み金以外の重要地下資源を開發し國內自給を確立するは刻下の急務として昭和十二年五月金探鑛獎勵補助規則を改正し、更に昭和十三年五月改正を見、現在に於ては金鑛の外銅、鉛、亜鉛鑛、硫化鐵鑛、タングステン鑛、水鉛鑛等十五特殊鑛物にも探鑛獎勵補助金を交付し鋭意開發助長に努めることになつた。

(二) 鑛業設備獎勵 産金獎勵の施設として昭和十二年八月府令を以て金鑛業設備獎勵金交付規則を制定し鑿岩機設備又は選鑛設備をなさんとするものに對して獎勵金を交付することになつたが、昭和十三年五月重要鑛物の増産を計る爲、金鑛以外に銅鑛、鉛鑛、亜鉛、鉛等の特殊鑛物を追加し又昭和十四年四月金鑛の製鍊設備に對して獎勵金交付の道を拓き夫々増産確保に努めて居る。

(三) 中小金鑛業の共同施設獎勵 一地帯に群立する中小金山の開發助長の爲の施設をなす場合補助金交付の制度を設け昭和十二年より施行しつゝある。

(四) 低品位含金鑛物賣鑛獎勵 採算不引合の爲山元に遺棄し又は未採掘のまゝ坑内に存する低品位金鑛石を採取し總督府の指定する附近選鑛場又は製鍊場に賣鑛するものに對し運搬費を補助することとし昭和十三年度より實施し遺利の回收と金の増産を圖つてゐる。

第二 臺灣 明治三十九年新に臺灣鑛業規則、同施行細則、鑛業出願及申請手数料の諸規則を發布して鑛政を整へ更に大正十二年府令第六十二號を以て鑛業許可臺帳の謄本、抄本若は鑛區圖の謄本の交付又は鑛業許可臺帳、鑛區若は鑛業出願圖の閱覽を請求し得る規定を設けた。次に本島に於ける有用鑛物の分布を觀るに、金屬鑛物は極北部より東部に限られ、殊に金産地としては本邦屈指のものがあり、石油は北部及中部に産し其の中心地は次第に南下の傾向





而して臺灣油田は油層の關係上深掘を行ふ必要がある。昭和十一年より四ヶ年計畫に依り石油試掘助成費三百六十一萬圓を計上し深部油層の積極的開發を企圖してゐるが、更に時局に對應し石油増産を企圖する爲昭和十三年より三ヶ年繼續にて豫算二百六十萬圓を以て浅試掘井に對し補助金を交付することとなつた。

天然瓦斯 臺灣に於ける天然瓦斯の包蔵量は頗る豊富にして、本島の中部より南部の各地に亘つて自然の噴出を見るの状況である。從來臺灣に於ける石油の鑿井作業中、強烈なる天然瓦斯の噴出に依つて屢々其の掘進を妨げられたる事情より按ずるも、天然瓦斯が如何に豊富なるかを察知し得られる。現に新竹州錦水に於ける日本石油株式會社の試掘井よりも多量の天然瓦斯を噴出して居る状態である。同社は現在よりガソリンを採取すると同時に、其の廢棄瓦斯よりはカーボンブラツクを製造し、一部は鑿井其の他の自家動力燃料用に使用して居るが、更に其の利用方法を研究するの必要上より、總督府は昭和十年度に新竹市の天然瓦斯研究所を設け之が研究に着手してゐるが更に昭和十一年度よりは施設を擴張し合成石油製造、水素製造及カーボンブラツク製造の工業實驗に着手し之が工業化の促進を企圖してゐる。

産金獎勵及管理 現下我國内外の情勢は速急に産金の増産を圖り、之を一元的に政府に集中し以て帝國の對外決済力を豊富ならしめ國際收支の適合を圖ると共に正貨準備を一層鞏固ならしむるの要極めて緊切なるものがある。本島に於ても産金國策に順應し昭和十二年産金法を施行すると共に全生産力擴充計畫を樹立し鋭意之が遂行に努め其の管理統制上遺憾なきを期しつつある處、昭和十四年十一月大藏省令「増産金買上規則」が公布施行せらるるに當り之に對應して同年十二月「臺灣産金量届出規則」を公布施行し右大藏省令の運用を圓滑ならしむることとなつた。尙金増産爲めとして採鑛獎勵金の交付、選鑛製鍊場建設費補助並に砂金採取機の貸付を實施し産金獎勵の徹底を期してゐる。

る。從來不振なる砂金に對しては之が開發促進を圖る爲本府の勸業に依り、十四年十二月日本産金振興株式會社及臺灣拓殖株式會社の共同出資に依り「臺灣産金株式會社」が創立せられ近く施業に着手することとなつた。

金使用規則は昭和十二年末本島にも公布を見、金の使用に對し統制を加ふるに至つたが更に時局の進展に伴ひ之が改正をなすべく目下審議中である。

石炭調査 近時各種生産力擴充計畫の實施並に重要産業の興隆に伴ひ石炭の需要は著しく増加の趨勢に在り、殊に本島に於ては交通、運輸業、電氣事業、化學工業、纖維工業、製糖業其の他島内需要の激増を豫想せらるるのみならず、更に内地に於ける需給の逼迫に鑑み可及的之が援助を圖るの要あるは固より對支工作の進展と共に上海、厦門、廣東、其の他中南支一帶の需要に對しても地理的並に經濟的事情より之が供給を爲さざるべからざる實情に在り、彼之併せ考ふるとき本島石炭需要の激増は必至の趨勢に在り、之が供給の確保を期する爲正確なる埋藏量と炭種に依り利用關係を究明し恒久的需給對策を講ずることは最も緊要とする所である。於茲本府に於ては昭和十四年度以降四ヶ年計畫總額五十九萬六千七百九十三圓（内試鑛費四十四萬四千四百二十九圓）を以て技師一人、技手四人を設置し本島石炭資源の調査に着手した。即ち之が方法として既設鑛區に付ては鑛區圖、鑛區連絡圖、坑内實測圖等既存の資料を蒐集し之を基本として現地に於ける地表並に坑内調査を併行し必要に應じて試鑛を爲し又開發地域に付ては、炭層の露頭調査、試鑛調査と併行して炭層の層厚、層數、傾斜深度、上下盤の性質等を精査し炭層の進展状況を闡明にし、石炭の埋藏區域と不可存區域を區別するは勿論可採炭量をも決定し更に石炭の組成及性質の調査を遂げ本島資源開發に資せんとするものである。

第三 樺太 明治三十八年樺太の邦領となるや全管内に於ける鑛業を禁止し、爾後幾多の調査と變遷とを経て漸次

部分的に之が開放を行ひ、今や管内一部の石炭鑛業を除くの外、總て内地と同一の制度の下に開放するに至つた。

本島の鑛業の主なるものは石炭鑛業にして、昭和十一年採掘操業の鑛區數は二十七にして約二百七萬餘噸を産し、炭田の主要なるものは南部、中部、北部の三大封鎖炭田、西海岸北部の諸炭田及東海岸の諸炭田等にして、中生界白堊系より成る西樺太山脈の兩側に於て、該白堊系に接する古第三系及新第三系中に發達し、夾炭層は概ね南北に走り單斜又は向斜構造を成して居る。其の推定埋藏量は約二十億六千萬噸（未調査區域を除く）である。現在稼行中の重なる炭鑛は諸律興南、西柵丹、豊畑名好、北小澤、珍内、小田州、泊岸、美田、太平、川上、内幌、塔路、知取、恵須取、大榮、白浦、内川、鶴巢、樺保、安別の各炭鑛等である。

石炭に次ぐものは石油にして、其の他の鑛物は金、砂金、含銅硫化鐵鑛、海綠石、柘榴石であり、建築用及土木用の石材類としては花崗岩、閃綠岩、安山岩、流紋岩等がある。尙石灰岩は知床半島の海岸に露出し、パルプ製造用として採掘せられて居る。

地質及鑛物の調査 樺太に於ける地質及鑛物の調査は領有當時に於て全島的に調査が施行せられしも一時中絶の已むなきに至つてゐたが、大正十二年より油田調査、同十四年度より炭田調査を再び開始し更に昭和十、十一年の兩年度に於ては全島に亘つて系統的の油田調査を施行し之が完了と共に昭和十二年度よりは地質及炭田の組織的調査を行ひつつある。

石炭・低溫乾留事業の獎勵 液體燃料自給對策の一助とし且樺太炭利用法研究の一端として三菱石炭油化工業株式會社は内幌に石炭低溫乾留工場を建設し昭和十年四月より操業を開始した。

樺太廳は其の使用原料炭一噸に付二圓以上の補助金を交付し之が助成に努めてゐる。

石油・試掘事業の獎勵 油田調査の結果、油層は殆ど全島に亘つて分布し特に西海岸地方に顯著なるものがあるので石油試掘の必要が認められ昭和二年度よりは石油試掘補助金交付規則を制定し日本石油株式會社をして試掘を行はしめつつある。既に試掘を完了した補助井は七であるが遺憾乍ら成功を見るに至つて居ないが、現在試掘中の本斗那内幌村手荷澤の補助井及近く着手せらるべき鶴城那鶴城村知志仁澤の試掘井は大いに有望視せられてゐる。

第四 南洋群島 大正三年群島領有以來として見るべきものはアングウル島の燐鑛のみであつたが昭和十年に至り、熱帯特有のラテライト（紅土）中に優良なるボーキサイトの一大鑛床が発見され、群島鑛業の新生面を劃することとなつた。

最近の群島に於ける鑛業の勃興と共に、大正五年八月民政令第十三號を以て公布された簡單なる鑛業規則は改正の必要に迫られ、昭和十三年五月二十一日勅令第二百十四號を以て、南洋群島鑛業令、次いで同年六月二十九日南洋廳令第八號を以て、南洋群島鑛業令施行規則の公布を見、共に同年七月一日より施行せられ、茲に現行鑛業制度は確立するに至つたのである。

燐鑛 燐鑛は天然に産する燐酸含有鑛石の總稱であるが、當群島産のものは主として、グアノ質燐鑛であつて、燐酸質肥料の資源として最も重要なものである。アングウル及フェイス兩島の燐鑛は、獨領時代に發見せられたもので、前者は昭和十一年迄南洋廳により採掘されてゐたが、同十二年度より先頃設立せられた南洋拓殖株式會社に依つて稼行せられる事となつた。ベリリユウ、トコベ、ロク、テナアン、サイパン、アギーガン各島の燐鑛は南洋興發株式會社の手に依り採掘せられ、グリメス島の燐鑛は南洋貿易株式會社が採掘してゐる。

此の外ソソル、パンナ、プール、メデニージャ及マーシャル群島の諸島にも賦存して居り各々開發準備中である。

ボークサイト アルミニウムの原礦であるボークサイトに就ては、群島は本邦に於ける唯一の産地である。鑛床はパラオ、ボナベ、ヤツプ等の各主要島に分布し、品質優良埋藏量も亦莫大である。昭和十二年に設立された南洋アルミニウム鑛業株式會社に依り昭和十三年七月より探掘され、同年十月迄に精鑛三千疋を内地に移出し其の將來は期待すべきものがある。

其の他の鑛物資源を観るにパラオ本島の褐炭、ヤツプ島の石綿、サイパン及其の近島の大理石、ボナベ、ヤツプ兩島の鐵鑛等既に稼行價値の確認されたものの外、酸性白土、ニッケル鑛、金鑛、亜鉛鑛、銅鑛、マンガン鑛、硫化鐵鑛等の將來を期待するものも亦尠くない、以上の鑛業に關する施設を観るに群島に於ては、從來組織的全般的な地質竝に鑛床調査はなく唯断片的な調査を實施せるのみであり、鑛業一般の研究機關もなかつたが昭和十一年度より南洋熱帯産業研究所に鑛業部（鑛業科及地質科を有する）が創設され、鑛業一般の研究を開始することとなつた。

一方昭和十二年度より拓殖部商工課に於て五ヶ年計畫を以て、全群島の鑛物資源を調査することとなつたので、兩者協力して既にマリアナ群島より總括的な調査を實施し、既にパラオ本島の褐炭、ヤツプ島の石綿等は調査の結果稼行價値が確認され開發準備中である。

## 第七章 商業及貿易

### 第一節 商業

第一 朝鮮 従來朝鮮に於ける商業は鮮内産の穀物、鹹魚、雜貨及外國より輸入する綿絲、綿布、石油其の他必需品を主要品とし、概ね定期開設の市場に於て取引を行ひ、常設の店舗を有する者が甚だ稀であつた爲其の取引は極めて地方的で、貨物の集散も亦微々たるものであつた。

明治三十八年統監府の設置を見、保護政治が創始せられてよりは帝國政府は特に産業の進展に留意し、時の韓國政府を指導して各般の施設經營に従はしめ、總督府の設置後に於ては一併其の開發促進に努むるところがあつた。爾來年を關すること二十有七年、其の間諸制度の整備、内地資本の投入と相俟つて其の面目を改め異數なる發達を遂げた。昭和十三年の輸移出入貿易額に付て觀るも約十九億三千五百五十三萬圓を數ふる狀況である。

従來朝鮮人の商業取引は、大部分物々交換時代の遺物たる舊式の市場に於て行はるる慣習あり、常設店舗に於て營業する者は少なかつたが、近時常設店舗を設けて商業に従事する者漸次増加するに至つた。

朝鮮人商賈の名稱及看板等も亦漸次内地の其れに倣つて居るが、今在來のものに付二、三の例を示せば左の通りである。

客主 或は之を旅閣とも稱し本來の業務は委託を受けて取引を爲し、又は手形の引受、割引、貸金及貨幣の交換を

爲し併せて顧客を宿泊せしむるものであつて、其の性質は恰も内地の間屋業に類似して居る。  
居間 賣買兩者の間に介在して諸般の周旋を爲し一定の口銭を受くるを本業とし内地の仲立業と同じである。  
都賣商 大なる資本を有し直接生産を爲さしめ、若は原産地より仕入或は内地及海外より輸入を爲し卸賣を爲すものである。

散賣商 各地の都會及部落に店舗を有し、又は市場に出店して商業を営むものである。

採負商 採商及負商の二者を謂ふのであつて共に行商者の意である。

典當舖 典當局とも云ひ内地の質屋と同じである。

福徳房 土地家屋の賣買、典當及貸借の媒介を業とするものである。

而して近時朝鮮人の商業取引も亦、市街地の發達に伴なつて常設店舗に於て商業を営む者漸次増加し來つたことは既に前述の通りであるが、而かも市場は依然地方の重要な商業機關にして、且つ娛樂機關の設備に乏しい地方に在つては民衆の慰安所とさへなつて居る。是等の市場は現物市場の如く毎日開市するのではなく、多くは殆んど何等の設備なき廣場、路傍、河原等に於て大概毎月五、六回定期に開市せられ、附近の住民は勿論市場所在地の周圍八、九里の地より來集するのである。總督府は大正三年九月市場規則を公布し、市場組織及監督に關する詳細の規定を設けて居る。市場は所在地、位置又は取引の種類に依つて其の名稱を表はして居るが、市場規則では一號市場(場屋を設け又は場屋を設けざるも區別したる地域に於て毎日又は定期に多數の需要者及供給者來集し貨物の賣買及交換を行ふ場所)、二號市場(二十人以上の營業者一場屋に於て主として穀物、食料品の販賣業を行ふ場所)、三號市場(委託を受け競賣の方法を以て販賣を行ふ場所)、四號市場(毎日又は定期に營業者集會し、見本又は銘柄に依り物品又は有

價證券の賣買取引を行ふ場所)に區別したが、昭和六年五月朝鮮取引所令を發布し、同年九月同令施行規則及正米市場規則を發布すると共に市場規則の一部を改正したる結果、四號市場は昭和七年末を以て其の存在を失ふに至つた。是等市場の昭和十三年末現在に於ける數及同年間の取引高は左の通りである。

市場	市場數	取引高
第一號市場(私)	一、四五六	三七〇、九九四、八八六
第二號市場(私)	二七	六三七、八六〇
第三號市場(私)	二一	一三、一四三、一七七
第一號市場(公)	二二	四、〇六九、〇〇〇
第二號市場(公)	一四	一一、一八六、四二六
第三號市場(公)	一	九、三一六、二六一

又昭和十三年に於ける市場取引高を種類別に觀れば農産物一億二千四十一萬圓、水産物四千八百七十萬圓、織物五千二百八十五萬圓、畜産二千九百二十萬圓、其他六千八百八十八萬圓にして其の合計は四億九百三十五萬圓である。

次に併合以前に於ける内地人の商業は概ね京城、仁川、釜山、馬山、群山、木浦、大邱、元山、清津、鎮南浦、新義州等内地人の集團地を中心とし、其の附近を範圍として居るに過ぎなかつたが、併合以來諸般施設の發展と共に、今や都鄙の別なく到る所内地人の商業勢力の伸張せるを認めらる。内地人の商業は穀物、海産物、牛皮等朝鮮物産の輸移出或は各種雜貨、綿絲布類、人造絹織物、機械類、肥料、紙類等移入貿易を主とし、各種商品の卸賣及小賣に従ふ者亦多く、日用雜貨又は米穀、呉服、酒、醬油、文房具、菓子、荒物、青物類の商品は概して京城、仁川、釜山等の卸賣商より各地の小賣商に供給せられて居る。

併合前後に於て存在したる朝鮮人の會社は合名會社三、合資會社四、株式會社十四で、其の公稱資本金は六

百五十七萬圓、拂込資本金は二百二十八萬圓であり、外に内地人との協同事業二十社、拂込資本金は一千五十一萬圓にして其の中朝鮮銀行及東洋殖産株式會社(公稱資本金二千萬圓、拂込資本金一千萬圓)の二特殊會社を除けば殆んど見るべきものはなかつた。

内地人の朝鮮に於ける會社事業は相當古い沿革を有するが、明治四十三年末に於ては合名會社十二、合資會社三十六、株式會社五十四、計百二社で、其の公稱資本金は九百六十四萬圓、拂込資本金は四百七十二萬圓、又内地會社にして支店を設置したもの總數二十五社を算した。

斯くの如く併合當時に於て極めて微々たるものであつた朝鮮の會社事業も逐年堅實なる發展を遂ぐるに至り、殊に朝鮮に於ける各種産業の發展、朝鮮事情の周知は内地資本家をして朝鮮投資の氣運を醸成せしめ、殊に歐洲大戰を機として大正五年以來紡績業、製糖業、硬質陶器製造業、製鐵業、パルプ製造業、窒素肥料製造業、麥酒製造業、セメント工業、油脂製造業、製革工業、石油精製事業、石炭液化事業等大規模の組織と豊富なる資金とを以て其の企業を計畫する者相踵ぐに至り、會社事業は頗る其の面目を改むるに至つた。

而して朝鮮に於ける會社の設立は併合當時は未だ會社企業に關する知識普及せず、内地實業家亦朝鮮の實情を詳にせず之を自然の儘放任するときは不健全なる會社の濫設となり、朝鮮産業の發達を阻害するのみでなく、資本家を以て不慮の損害を蒙らしむるの虞れがあつたので、機宜の手段として會社企業に對し設立許可主義を採り、是等に對し適當なる保護監督を加ふるの必要を認め、會社令及同施行規則を公布して孰れも明治四十四年一月より之を施行した然るに近時朝鮮人の經濟力も逐年増大し、朝鮮事情も亦漸く周知せらるるに至り、本令の存置は寧ろ企業の發達を阻害するものと認められたので大正九年三月限り之を廢止した。但し取引所、保險業、有價證券の賣買者は仲立業を目的と

する會社に限り、其の事業の性質上一般の自由に放任するときは種々の弊害の起ることを虞れ、之が取締に關する特別法令の公布を見る迄仍従前の會社令を適用して之を監督することとなつて居たが、其の内取引所に付ては昭和六年五月朝鮮取引所令の公布を見たので、會社令の適用を受けるものは保險業及有價證券の賣買者は仲立業を目的とする會社のみとなつた。

昭和十三年末に於ける會社數は三千三百八十二社、公稱資本金は十六億四千三百三十六萬八千九百圓、拂込資本金は十億二千二百九十七萬五千三百六十一圓を算し、尙内地會社又は外國會社にして朝鮮に支店を設くるものは百八十二社にして、其の支店勘定として分離せる資本金は不明であるが、其の本店の資本金は公稱資本金三十五億五百五十萬一千圓、拂込資本金は二十五億六千四百四萬二千四百五十圓、資本金を弗で表した外國會社(三社)の公稱資本金二千五百萬弗、全額拂込である。

取引所 取引所に關しては總督府設置以來久しく消極的方針を採り、明治三十二年時の駐在領事の認可を得て設立した株式會社仁川米豆取引所(以下單に仁取と稱す)の存立を沿革に依り認容した外一切之が新設を許さなかつたが、最近朝鮮の産業並に經濟界發展の實情は昔日と同一に論ずべからざるものあるに鑑み、取引所に關する根本的方策樹立の必要を認め、爾來精査研究を重ねた結果遂に昭和六年五月朝鮮取引所令を、同九月其の施行規則を制定公布し、昭和七年一月一日より之を實施した。

新令に依れば取引所は會員組織に依るを原則とし、會社組織取引所の新設は一切之を認めず、有價證券取引市場は凡て之を取引所と看做し、取引所令に依るに非ざれば之が設立を爲し得ざることとし、又新令公布の際現に存する仁取及大正九年以來市場規則に依り認められて來た朝鮮唯一の有價證券市場である株式會社京城株式現物取引市場(以



下單に京取と稱す。は、經過的に一應各其の認可せられた營業繼續期間満了の日迄新令の取引所として存續を認め、尙右期間満了の際に於て、朝鮮總督特に必要ありと認めたとときは、期間満了のときより更に十箇年以内の期間を限り營業繼續を許可することとし、其の他實買取引、取引所に對する監督等各般の事項に互り規律を設け、以て取引所行政上萬遺憾なきを期した。而して穀物現物市場に付ては從來市場規則に依り京城、群山、木浦、釜山、大邱、鎮南浦、新義州、元山及江景の九箇所に設置を許可して來たのであるが、朝鮮取引所令の施行と共に現物市場に於て行はれた穀物の延取引は取引所取引に吸収せしめ、取引所以外の市場にては行ふことを得ざらしむると共に、更に市場規則を改正して既存の市場に付ては一年の猶豫期間を置いて現物市場を廢止することとし、新令實施と同時に群山、木浦、大邱、釜山及鎮南浦の五箇所に會員組織の米穀取引所の設立を免許した。又取引所として其の存續を認められたる仁取及京取の合併を認可し、株式會社朝鮮取引所を設立し、仁川に於て米豆の清算取引を、京城に於て有價證券の清算取引及實物取引を行ふこととなつた。

次に開所以來の各取引所の業績を見るに、有價證券取引所においては、逐年實買高増加頗る順調の發展を示しつつあり、米穀取引所は昭和八年四月頃より米穀統制の影響を受け各所共に實買高減少し、鎮南浦取引所は引續き實買不振にて脱退者相續ぎ昭和十一年四月より休止するに至り、釜山取引所も亦實買高著しき減少を示しつつあるも其の他の取引所の業績は漸次好轉し、特に昭和十一年六月以降の取引激増し、朝鮮取引所仁川市場の如きは同年中の實買高三千萬石を示し昭和七年の實買高を越え大阪堂島米穀取引所の實買高をも凌駕し全國一を示す盛況に在る昭和十三年に於ける取引所の現況は左の通りである。

取引所一覽

(昭和十三年末現在)

取引所名	取引物件	會員又は取引員數	出資金又は資本金
會員組織 群山米穀取引所	米	一一	一一、〇〇〇
同 木浦米穀取引所	米	九	九、〇〇〇
同 大邱米穀取引所	米	一〇	五、〇〇〇
同 釜山米穀取引所	米	七	七、〇〇〇
同 鎮南浦米穀取引所	米	六	六、〇〇〇
株式會社 朝鮮取引所本店	有價證券	(二四)	六、五九九、八〇〇
同 朝鮮取引所仁川支店	米及大豆	(一三)	
<b>米穀取引所實買高</b> (自一月至十二月) (單位千石)			
朝取仁川支店	昭和十三年	同 七年	同上歩合
群山米穀取引所	二〇、九五八・三	一七、九七四・六	三年比較増減(△)
木浦米穀取引所	八、五五七・一	一一、二九一・八	二、九八三・七
大邱米穀取引所	三、〇六九・〇	二、八〇九・四	二五九・六
釜山米穀取引所	六、八〇九・八	一三、七一・二	△六、九〇一・四
鎮南浦米穀取引所	二四〇・三	五、九三二・一	△五、六九一・八
計	三七、六三四・五	二、一一七・一	△二、一一七・一
<b>有價證券取引所實買高</b>			
朝取本店	昭和七年	長期	計
昭和十三年	一〇、〇五〇	短期	一、〇二八、五三〇
	一七六、九五〇	實物	四、三三二、七六〇
	四、〇六六、五九〇		
	七九、二三〇		



正米市場 朝鮮取引所令の發布に伴ふ市場規則の改正に依り、穀物現物市場は昭和七年末を以て其の存在を失ふに至つたので、是等の市場で行はれて居た直取引の爲に別に正米市場規則を發布し、取引所以外に於ける正米の取引を行ふ市場を統制することとなつた。即ち取引所以外に於て米穀の賣買取引を目的とする市場は、之を一般市場に関する規定たる市場規則より除外して本則に據らしむることとし、之が設置には朝鮮總督の許可を必要とし、而も經營の主體は營利を目的とせざる法人又は米の賣買若しは仲立を業とする商人の組合たることの制限を設け、且つ賣買の受渡期限は五日を超ゆることを得ざらしめ、差金の授受に依る決済は一切之を認めざることとした。昭和十三年末現在に於ける正米市場は、釜山穀物商組合の經營する釜山正米市場（昭和七年十二月設置許可）唯一つあるのみである。

商工會議所 朝鮮に於ける商工會議所は明治十二年釜山居留日本商人の設立に依る釜山商工會議所を以て嚆矢とする。商工會議所は商工業に関する公益團體として重要なものに拘らず、從來何等據るべき法規なく遺憾の點が多かつたが、大正四年制令第四號を以て朝鮮商業會議所令を制定實施し、不統一なる既設會議所を整理し、内鮮人共同の一地區一商業會議所たらしめた。然しながら同令は前述の如く大正四年の制定に係り、現時の經濟界の實狀に副はざるものがあり、且つ内地に於ては既に昭和二年商工會議所法の實施を見て居るので、昭和五年五月朝鮮に於ても亦内地同様商工會議所令の制定公布を見、同十一月二十五日より之を實施し商工會議所令は廢止せられた。

現在本令に據る商工會議所は京城、仁川、群山、木浦、釜山、大邱、平壤、鎮南浦、新義州、元山、清津、開城、大田、咸興、全州、光州、馬山、海州、城津及羅津の二十箇所である。此の外商工會議所の綜合機關たる朝鮮商工會議所がある。

重要物産同業組合 從來朝鮮に於ける同業組合は單なる一種の社交團體たるに過ぎず、何等成績の見るべきものが

なかつたが、大正四年七月、朝鮮重要物産同業組合令を發布し同年十月一日より施行し、組合に法人格を與へ以て其の基礎を鞏固ならしめ其の機能を發揮せしめんことを期し、一面同業組合を設置し得る業の種類を米、大豆、家畜、家禽及其の畜産物、毛皮及毛皮製品、棉花、繭、蠶種、桑苗、果實、織物、紙、醸造品、白蔘、木炭、製材、電球、玻璃鐵器、人絹織物、ゴム靴、靴下、燐寸、煉瓦、石油及其生産若しは販賣又は之と密接な關係を有する業に認定した。而して本令に據り重要物産同業組合の設置を認可したるものは昭和十三年度末現在に於て、紙、穀物輸移出、電球、玻璃鐵器、靴下、人絹織物、牛乳の各組合各一、白蔘の組合二、ゴム靴の組合三、蠶種の組合四、石油の組合七果物の組合八、同聯合會一、合計三十二に達して居る。因みに畜産同業組合及同聯合會は農會の事業として統制せられたる結果、昭和八年三月三十一日限り解散した。

産業組合 産業組合制度は朝鮮の實情に鑑み、中産以下の者をして共同互助以て各自の産業及經濟の發達を企圖せしむる趣旨の下に、大正十五年三月朝鮮産業組合令を實施した。爾來本令に據つて設立を許可したるもの昭和十三年度末現在に於て百十八組合である。同組合令は其の範を内地に採つたものであるが、現に朝鮮には信用組合と略々同一の内容を有する金融組合制度がある關係上、本組合に於ては組合事業の範圍を販賣、購買及利用の三種に限定し、兩者相提携して地方産業及經濟の圓滿なる發達を遂げしめんとするものである。

商工獎勵館其他 商工獎勵館は總督府の經營に係り、元商品陳列館と稱し小規模なりしが、其の活動を自由ならしめ十分なる機能の發揮に便する爲、昭和四年十月京城府内目抜の場所たる南大門通四丁目の現位置に移轉し、同年十一月商工獎勵館と改稱した。本館は廣く朝鮮物産を網羅展示して朝鮮の産業狀況を明にし、其の發達促進を圖ると共に一面多額の輸入ある内地及外國商品の蒐集陳列、商工業に関する圖書其の他の刊行物の發行、蒐集及供覽等の

方法に依り當業者をして産業の改善、商品の改良及販路の擴張に資せしむるの外、名古屋市工業館、仙臺市朝鮮館、哈爾濱商品陳列館及朝鮮郵船株式會社所有船内地、上海、浦潮航船室の一部を借受けて朝鮮物産を陳列し、且つ統計圖表及説明等を掲げ一般の觀覽に供し、尙内外人の出入頻繁なる朝鮮ホテル及東京、大阪、下關の鮮滿案内所等にも輸移出向の朝鮮物産を陳列して産業事情の紹介に努めて居る。

右の外本館に於ては其の主催の下に、機に應じ各種展覽會及産業に關する諸集會を催し、又は他の團體主催の見本市若は展示會の開催に當つては後援助の勞を執り、内地又は鮮内各地に開催せらるる各種展覽會及即賣會等に對する出品の斡旋、參考品の貸與及統計圖表の調製等に努めて居るが、特に本館本來の使命に鑑み、商品の調査に力を注ぎ、地方物産の産額、産地、生産狀況、品質、價格、包裝、意匠、集散及需給の狀況、代用品又は競争品との關係、需要地に於ける民度及嗜好、輸送経路、輸送機關、税金及運賃等の生産機構乃至取引組織を闡明すると共に、一面關係官民及主なる當業者等に就き商品に關する研究批判を徴して商品價値の向上を圖り、更に進んで各道商品陳列所及關係團體相互間の連絡統制に依り取引の斡旋、販路の擴張を圖る等鋭意積極的活動に努めて居る。其の他産業紹介の施設としては鮮米協會、朝鮮物産協會及朝鮮貿易協會等がある。鮮米協會は朝鮮米の眞價を紹介し、其の販路の擴張を圖る目的を以て鮮内主なる當業者に依り組織せられ、朝鮮物産協會は朝鮮物産を主として内地方面に、又朝鮮貿易協會は朝鮮物産を主として滿洲方面に夫々紹介し、其の販路の擴張を圖る目的を以て鮮内各地の有力なる實業家に依り設立せられ、共に總督府及各道支援の下に夫々活動して居る。又時宜に應じて博覽會、共進會、品評會又は見本市等を開催して朝鮮産業の紹介に資して居る。

第二 臺灣 從來本島人の商業は之を大別して問屋業及小賣業の二にして、問屋業者は主として南支那及香港より

諸貨物を輸入し、之を島内小賣商人に卸して居たが、領臺後南支那及香港との日用雜貨貿易が漸次減少し、日本品の移入と共に如上の問屋業者は日本品卸商と變するに至つた。従つて内地商業の影響を受け決算期も從來は七月及十二月の兩期であつたが、内地人間屋との取引關係に依り現今は毎月又は特約を以て定むるに至つた。

尙本島内産出の重要商品は米、砂糖、烏龍茶、包種茶、紅茶、石炭、石油、帽子、酒精、バナナ、パイン罐詰等の諸品であつて、大體右以外の商品は内地及支那等の輸移入品である。

卸賣市場 本島に於ける魚介、蔬菜及家畜市場は從來の慣習として街路の秩序及公衆衛生を考慮せず、任意に街路の兩側又は廟宇の近傍等に開設して居た爲、大正十一年府令を以て市場規則を發布し、嚴重なる取締に依り前記の缺陷を一掃し、適當なる指導と相俟つて生活必需品の需給の圓滑に努めて居る。昭和十三年末に於ける是等卸賣市場(消費市場を除く)の數は百三十二所にして、其の賣上高總額は三千五百四十七萬六千二百九十五圓(魚介類一千四百八十七萬五千九百圓、青物類四百四十三萬千八百八十七圓、家畜類千五百二十二萬六千二百六十三圓、其の他百四萬八千三百三十六圓である)。

正米市場 臺灣正米市場規則は大正十一年府令を以て發布せられ、市場の設立は總督の許可制とした。而して營業主體は米の賣買若は仲立を業とする商人の組合であつて、賣買方法は直取引と延取引との二種に分たれ、其の受渡期間に直取引に於ては五日、延取引に於ては四十五日を夫々超ゆることを得ない。兩者共現物の受授に依るの外其の決済を爲すことを禁ぜられて居る。正米市場は現在臺灣正米市場組合に依り經營せられ、昭和十三年度に於ける同市場の總取引高は十四萬八千三百五十四車、此の立合日數は二百九十二日、一日の平均五百八車に達して居る。尙同組合は臺灣米穀移出管理令の制定に依り昭和十四年十月二十七日を以て閉場した。

珊瑚市場 珊瑚の賣買を目的とする市場は、大正十四年府令を以て發布せられたる珊瑚市場開設に關する規程に據り總督の許可を受くるに非ざれば設立することを得ない。現在に於ける珊瑚市場は二箇所にして、昭和十三年度に於ける開市日数は二十四日にして、其の取扱合計高は四十七萬九千五百十三圓である。

會社 臺灣に於ける會社は、大正十二年末に於て資本金總額六億二千五百五十八萬圓、社數五百六十六となり最高額に達したが、其の後財界の不況に伴ひ大規模會社の解散、減資又は合併するものが多く、資本金は漸次減少して昭和十一年金融恐慌直後昭和三年末に於ては五億五千三百三十二萬圓となり、六千八百四十七萬圓餘即ち一割一步の減少を示し更に昭和十三年末には七億二千三百九十九萬圓となり大正十二年末に比し八千八百一十一萬圓即ち一三%の増加である。然し社數に於ても二六・四%激増して一千五百八社の多きに達した。

之が原因は戰時體制下に於ける生産力擴充に基く臺灣産業の全般的開發の爲である。而して之を會社の種類別に擧ぐれば株式七百五十五社、合資六百三十三社、合名百二十社であつて營業別に示せば、農林業九十四社、水産業十九社、鑛業三十五社、工業四百三十四社、商業七百七十九社、交通業百四十七社である。

産業組合 は内地同様信用、販賣、購買、利用各組合の四種に分れて居るが、是等の組合は單營のものもあり、又二種乃至四種の事業を兼營して居るものもある。昭和十三年末現在に於ける組合數は四百八十一である。

重要物産同業組合 重要物産同業組合は大正十一年勅令第五百二十一號を以て本島に施行せられたが、本法に據りて組織せられて居る組合及聯合會數は、昭和十三年末現在に於て組合數二十三、聯合會二である。

商工會議所 臺灣に商工會議所を設置することは、本島の産業經濟の發展を期する上に於て將又都市商工業の現狀に照し緊要深く可からざるものがあるに鑑み、昭和十一年十月律令第四號を以て臺灣商工會議所令公布せられ、同十

二年十二月臺灣商工會議所令施行規則及臺灣商工會議所議員選舉規則が公布せられたが既に該當都市九箇所に之が設立を見、同十四年三月三十一日には之等單位の商工會議所の聯合會たる機能を有する臺灣商工會議所が設立せられ將來の活躍を期待されてゐる。

商工團體 臺灣に於ては各都市の商工業者を以て任意申合せに依り組織する商工會又は其の他の名稱を以てする商工團體が昭和十三年末現在に於て八十五團體あつて、商工業の改善發達に努めて居るが商工會議所設立の都市は漸次之を廢止して、商工會議所の新團體に依つてゐる。

商品陳列館 臺灣總督府商品陳列館は、本島貿易の發達及商品の調査研究等凡て商工業の進展を圖る目的を以て大正六年六月開館せられたるものにして、本島の各種商品及參考品を陳列し、其の他産業に關する圖書を蒐集して公衆の觀覽開覽に供し又廣く本島生産品を紹介して内外市場及陳列所との連絡を完全ならしめ、以て販路の擴張に努めて居る。

物産紹介所 臺灣に於ける生産品の紹介並に取引の常設的斡旋機關として昭和八年七月東京市に、同九年九月大連市に、同十年九月大阪市に、同十一年上海に夫々臺灣物産紹介所(上海は陳列所)が開設せられた。同所には各種の本島生産品及幾多の參考品を陳列して公衆の觀覽に供する外、本島内外の事情に精通せる係員を駐在せしめて一般の照會に應答せしめると同時に、内外市場と本島との物資的連絡を圖り、以て本島生産品の販路擴張に努めて居る。

第三 樺太 明治四十二年大泊港の開港せられ外國貿易を行ふに至つてより樺太の商況頗る一新し、次いで大正十一年真岡港の開港を見、尙港灣の築港、鐵道の開通、道路の新設等に伴ひ愈々繁盛の機運に趨いて居る。

商業都市としては真岡、大泊が本島に於ける物資の二大集散地にして、其の他西海岸に在つては本斗、野田、泊居



見るに至つた。昭和十三年の總貿易額は十九億三千五百萬圓にして今此の趨勢を示せば左の通りである。

昭和十三年對内地及外國貿易額別表

(單位千圓)

區別	輸移出	輸移入	區別	輸移出	輸移入
内地	七〇、四三〇	五二、三三六	歐羅巴	一、三三三	一、三三三
亞細亞洲	一、六四六	一〇、四三〇	英吉利	一、一七	一、〇九
關東州	一、八七六	一〇、一五	獨逸	一、〇三	一、八八
滿洲洲	三三、〇〇	五、〇九	其他ノ歐羅巴洲	一、三三	一、三六
中華民國	三、三五	二、二七	亞米利加洲	一、六九	三、五七
香港	七	七	北米合衆國	一、六	一、七五
英領印度	四、九	一〇、九八	其他ノ亞米利加洲	三、八	三、七
英領海峽植民地	一、三	三、四八	亞非利加洲	一、〇三	六、八
蘭領印度	四、七	四、一〇	埃及	一、四	一、
露領亞細亞洲	二	一、〇	其他ノ亞非利加洲	一、七	六、八
露領亞細亞洲	一、七	二、三三	其他ノ諸洲	三	三、〇七
比律賓諸島	一、〇	二、三三	保稅工場	一、	一、四九
暹羅	一、〇	二	外國	一、六〇六	一、四五六
其他ノ亞細亞洲	一、〇	二、一〇	合計	八、七六六	一、〇五、九一五

近年に於ける内鮮貿易の推移を觀るに昭和三年移出三億三千三百萬圓移入二億九千五百萬圓合計六億二千九百萬圓を算し過去に於ける最高位を示したが翌四年來内外事情の悪化と物價の崩落は同年來の貿易に反映して漸次不振に傾き同六年に至りて遂に移出總額四億六千六百萬圓に收縮して九年前即ち大正十二年に比肩するに至つた。然るに翌七年以來産業の大宗たる米を初め、一般物價の加速的昂騰並に各種事業の勃興等産業經濟の各部門に互り何れも好調を示した結果、再び年來の増加趨勢に盛返し昭和十二年には移出總額十三億七百萬圓に上り更に昭和十三年に入り支那事變の長期建設化に伴ひ一段と昂進して十六億三千一百萬圓に及び十年前に比して移出二倍三分、移入二倍九分合計二倍六分に達した。而して移出の權衡では鮮米の供給を主因として昭和七年迄概ね出超を持續したが同八年より半島資源開發の資料たる諸般の建設材料並に原料等特殊貨物の入増に因り入超加重の趨勢を示し昭和十三年實に入超額二億一千萬圓の新記録を示すに至つた。次に對外貿易の趨勢を觀るに昭和三年に於ては輸出三千二百萬圓輸入一億一千八百萬圓合計一億五千百萬圓を算し過去の頂點なりしが爾來穀價の不良に因る農産品貿易の不振と世界恐慌の浸透とを受けて逐年減勢に轉じ、昭和六年に至り遂に輸出一千二百萬圓輸入五千二百萬圓合計六千五百萬圓に萎縮し大正七年以來の不況を示した。然るに翌七年來圓爲替の低落と滿洲國の出現及支那事變の勃發に輸出は俄然好轉するに至り一方輸入に於ても各種企業の勃興に伴ひ原料物資の需要者著しく昂進して再び増勢に轉じ昭和十二年に於ては輸出一億三千三百萬圓輸入一億二千八百萬圓合計二億四千百萬圓に達し更に同十三年に至りては輸出一億六千九百萬圓、輸入一億三千四百萬圓合計三億三百萬圓に膨大し之を昭和三年の盛況に比すれば輸入に於ては約一割三分の増加に過ぎないが輸出に在りては昭和八年以來年々新記録を示し、十年前に比し四倍七分の膨脹を告げた。而して輸出入の權衡は從來入超を續けて來たが近年輸出の進展顯著なるものあり昭和十三年遂に三千四百萬圓の出超を見るに至つ

た。其の概況は左の通りである。

昭和十三年 重要輸移出品	金額(單位千圓)	昭和十三年 重要輸移出品	金額(單位千圓)	昭和十三年 重要輸移入品	金額(單位千圓)
米	三三、〇六九	牛	八一、三六	柞蠶生絲	五、七二二
大豆	二二、一三八	洋紙	六一、九三	綿織物	二五、六三四
大棗	三、二四〇	木	五、三二三	毛織物	一五、〇六〇
鮮乾魚	一七、五五〇	其の他諸品	四〇、三二八	絹織物	一六、六五四
鮮魚	六、七八五	計	三六二、〇七五	人造絹織物	四五、四一六
乾糖	三、八七三	合	四七四、四四九	肌織物	一八、一四一
砂糖	四、一三四	重要輸移入品	價格(單位千圓)	護底綿	四、三三九
林檎	五、六七一	米	二、一一二	紙類	二二、七七五
牛皮	七、八六四	粟	一四、〇一四	石炭	三一、二四六
魚油	七、一一	及	五、四〇五	兩磁器	八、八八二
人蔘	七、九四	大豆	五、九八三	木材	二五、〇六三
絲	九八三	麥	一〇、五〇二	生絲	六〇〇
繭絲	一五、八三二	糖	三、二〇五	醫藥料	三八、六五六
生絲	三二、一八六	及	二二、二六六	其の他諸品	七三四、二五三
絹織物	三、三九三	打綿		計	一、〇五五、九二八

朝鮮の開港は仁川、釜山、新義州、羅津、元山、鎮南浦、群山、木浦、清津、雄基、城津、龍岩浦、多爾島の十三港であるが、京城、大邱、平壤には税關支署を置き、開港及陸境地方より保税運送に依る貨物の輸移出入を取扱ひ、又陸境地方には税關支署又は出張所ありて主として輸出入貨物を取扱ひ、更に大正十二年四月移入税の大部分撤廢せらるると共に一部移入税の残存貨物其の他の移出入手續の爲に税關出張所を置いて居る。而して其の各地の貿易額は釜山、仁川が首位を占め、前者は内鮮間貿易の樞要となり、後者は支那其の他歐米諸外國貿易の中心をなして居る。

**第二 臺灣** 領臺當初に於ける貿易は微々たるものであつたが、逐年の産業開發殊に米、砂糖の大發展に伴ひ貿易額は激増を示すに至つた。即ち臺灣に於ける貿易は之を外國貿易と内地貿易(臺灣内地間貿易)との二種に分つことを得るが、今之を總括記述すれば明治三十年の三千百圓より大正元年の一億二千五百萬圓に進み、其の後一弛一張の裡に大正六年には二億圓臺に、大正八年には更に三億圓臺に、大正十四年には四億圓臺に、累増し、昭和四年に及び四億七千六百萬圓の最高記録を示すに至つた。併し翌五年より財界の不況が波及し減退の徑路に出で、殊に昭和六年は近年稀有の不況を呈し三億六千六百萬圓に下つたが、昭和七年を迎へるに及んで經濟界も漸次建直ると共に貿易も亦回復し、昭和八年に至りては總貿易額四億三千三百萬圓を算し、爾來躍進又躍進して昭和十三年には八億二千三百萬圓と云ふ空前の盛況を見るに至つた。

次に貿易總額に對する内外貿易の割合を觀るに、領臺當時八割以上を占めたる外國貿易は、内地貿易の顯著なる發展に因りて位置を顛倒し、其の後暫く二割二、三分より三割内外を保持したが、昭和六年以降は更に縮減を辿り昭和十三年には九分となつた。今其の趨勢を示せば左の通りである。

内外貿易果年比較 (單位千圓)



年次	輸出及移出	輸入及移入	合計	指	數
明治三十年	一四、八五七	一六、三八三	三一、二四〇		一〇〇
大正元年	六二、六九七	六二、六二八	一二五、三二四		四〇一
昭和元年	二五一、四二五	一八三、四一二	四三四、八三八		一、三九二
同十年	三五〇、七四五	二六三、一二〇	六一三、八六四		一、九六五
同十一年	三八七、九四九	二九二、六八六	六八〇、六三五		二、一七九
同十二年	四四〇、一七五	三二二、一二四	七六二、二九九		二、四四〇
同十三年	四五六、四五四	三六六、六五九	八二三、一一三		二、六三五
昭和十三年内地貿易	移出價額 千圓 一、二八、八五九 移入價額 千圓 一一、一六三 合計 一、一七、六九六	移出價額 千圓 二、一三、〇七〇 移入價額 千圓 五三、一〇八 合計 二、六六、一七八	移出價額 千圓 七、四三五 移入價額 千圓 三、五五三 合計 一〇、九八八	移出價額 千圓 一一、六〇〇 移入價額 千圓 一〇、〇〇〇 合計 二一、六〇〇	移出價額 千圓 三、九五六 移入價額 千圓 七、〇六六 合計 一〇、九八二
植物及動物(生活力を有するもの)					
穀物、澱粉類及種子					
飲食物及煙草					
毛皮、骨角、齒牙、甲殼類及其の製品					
油、脂、蠟及其の製品					
染料、化学薬、製薬、其の調合品及爆發薬					
藥材、化学薬、製薬、其の調合品及爆發薬					
染料、顔料、塗料及填充料					
絲綢、繩索及同材料					
毛皮、骨角、齒牙、甲殼類及其の製品					
油、脂、蠟及其の製品					
布帛及吊製品					
衣類及同附屬品					

品名	昭和十三年外國貿易	昭和十三年内地貿易	合計
植物及動物(生活力を有するもの)	八	三	一一
穀物、澱粉類及種子	二、一〇四	六、〇〇三	八、一〇七
飲食物及煙草	二七、五五一	一、〇九九	二八、六〇〇
毛皮、骨角、齒牙、甲殼類及其の製品	一、一九八	?	一、一九八
油、脂、蠟及其の製品	八六	一六	一〇二
藥材、化学薬、製薬、其の調合品及爆發薬	一七	一〇八五	一、〇六二
染料、顔料、塗料及填充料	三五二	?	三五二
絲綢、繩索及同材料	六四七	?	六四七
毛皮、骨角、齒牙、甲殼類及其の製品	四一八	二、六二六	三、〇四四
油、脂、蠟及其の製品	二七	?	二七
布帛及吊製品	二七	?	二七
衣類及同附屬品	二七	?	二七
合計	四、八八五	七、七三九	一二、六二四
製紙用パルプ、紙、紙製		四九〇	四九〇
品、書籍及繪畫		二、二三九	二、二三九
礦物及礦物製品		九三	九三
陶磁器、硝子及硝子製品		?	?
鐵及金屬		二四	二四
金屬製品		三〇九	三〇九
時計、學術器、車輛船舶及機械類		?	?
雜品		一九一七三	一九一七三
小包郵便物		四八	四八
旅客携帶品(課税されたる)		一六八	一六八
再輸出		八五	八五
合計		三六、三五〇	三六、三五〇
合計	四、八八五	七、七三九	一二、六二四
合計	四、八八五	七、七三九	一二、六二四

尙外國貿易は大正七年以來輸入超過を示せるが、之を對手國別輸入は生産國に觀るに中華民國は輸出入共從來最



も主要な地位にあつたが滿洲國の獨立に因つて輸入は同國も首位とするに至つた。  
 今昭和十三年の外國貿易に付て觀るに、貿易總額七千五百十萬圓中輸出額は三千六百三十萬圓にして、關東州の一千四百十萬圓、中華民國の八百萬圓、滿洲國の五百二十萬圓で總額の七割五分を占め北米の四百十萬圓、英國の百五十萬圓が之に次いで居る。更に輸入に付いて觀れば總額三千八百七十萬圓中滿洲國が一千七百八十萬圓、關東州が七百九十萬圓、中華民國が二百萬圓にして輸入總額の七割一分を占め以下英領印度の三百二十萬圓、北米の二百五十萬圓、獨逸の百二十萬圓等の順序である。其の概況は左の通りである。

昭和十三年對外國貿易額別表

(單位千圓)

國別	輸出	輸入	國別	輸出	輸入
關東州	1,410	789	英領印度	360	320
滿洲國	510	1,781	英領馬來	200	210
中華民國	792	1,954	英領波爾ネオ	132	466
香港	700	6	比律賓	282	0
澳門	157	0	伊拉	86	0
佛領印度支那	242	113	佛蘭	221	131
蘭領印度	108	211	獨逸	239	165
泰國		32	英吉	1,499	204
計	4,141	7,550	其他	363	387

北米合衆國	4,141	2,550	其他	1,191	1,845
加奈陀	1	18	計	3,635	3,870

尙是等の貿易を港別に觀るに、昭和十三年に於ける臺灣輸出入貿易總額八億二千三百萬圓中基隆は四億三百五十萬圓にして第一位を占め總額の四割九分に當り、高雄の三億八千四百三十萬圓之に次ぎ四割七分に當り、其の他は安平の二千二百十萬圓、花蓮港の五百六十萬圓、淡水の二百九十萬圓の順序である。  
 第三 樺太 樺太に於ける貿易總額の大部分を占むるものは内地貿易にして、其の總額は約二億三千七百萬圓に達して居る。最近三年間に於ける概況は左の通りである。

年次	總額	移出	移入	移出超過
昭和十一年	1,732,207	1,194,336	537,872	65,664
同十二年	1,802,533	1,211,138	591,115	62,023
同十三年	2,377,796	1,495,548	882,248	61,300

昭和十三年に於ける移出入品の主なるものは左の通りである。  
 移出 丸紙、木材、製紙、海産肥料、鹽魚、干魚、鱈、魚油、昆布、罐詰、石炭  
 移入 米、絹綿毛布類、雜貨、油類、和洋酒、食鹽、醬油、味噌、砂糖、製造煙草、蔬菜、果實、金屬、藥品、卵、菓子類、機械類

現在本島に於ける開港は大泊、眞岡の二港にして、大泊港は明治四十二年三月、眞岡港は大正十一年二月に開港を見た、貿易先は最初殆んど朝鮮、中華民國、露領東部亞細亞に限られて居たが、大正十二年より關東州との貿易を見大正十四年には英國、米國及獨逸の間に貿易を見るに至り、更に大正十五年以來西班牙、埃及、白耳義、蘭領印度、近年又比律賓、滿洲國、東阿弗利加とも貿易を見るに至つた。

本島の貿易は最初朝鮮への鐵道枕木其の他の木材、中華民國への木材、露領亞細亞への石炭等の輸出及朝鮮より軌條其の他鐵道用金具、露領亞細亞より鱈、鮭等魚類の輸入に始まり、明治四十三年貿易額輸出十萬六千八百九圓、輸入三十萬七千九百七十九圓、合計四十一萬四千七百八十八圓を算した。爾來漸次減退し大正六年に於て最も不振を極め、輸出入合計六萬八千五百九十九圓に過ぎない。然るに翌大正七年より再び漸増し、大正九年に至り俄然輸出激増し、翌大正十年には尙増加して輸出八十七萬九千八百二十八圓、輸入四萬四千七百二十五圓、合計九十二萬四千五百五十三圓に達した。越えて大正十一年二月、眞岡港の開港を見たるも貿易は却て逆調を呈し減少せるが、大正十四年には著しく輸入増加し、貿易總額百三十六萬圓を越え、其の後昭和元年には輸入超過九十八萬四千三百二圓、昭和三年には輸入超過五十三萬九千二百九十四圓となり漸次幾分の好況を呈し、昭和四年には一躍貿易總額二百萬圓を突破し、再び輸出超過六十萬四千六百六十圓を算し、昭和五年には貿易總額二百三十三萬五千二百六圓で輸入超過實に百六十四萬餘圓に達した。然るに昭和六年には金融逼迫に依る世界的の大不況に因り輸出入共に激減したが、昭和七年以來再び輸入超過となつた。昭和十三年に於ける國別貿易は左の通りである。

國別貿易	昭和十三年		國別貿易	昭和十三年	
	輸出	輸入		輸出	輸入
滿洲國		一、八二九	英國		二五、〇二八
露領亞細亞		二五八	西獨逸		三九、二〇〇
朝鮮			白比		三九、二〇〇
中華民國			阿比		三〇、九〇五
天太			牙及		三〇、九〇五
華太			利耳		三〇、九〇五
東皇			加賓		三〇、九〇五
關東州			計		二四九、七〇六
	輸出	六〇、七七三	計		二四九、七〇六
	輸入	三九一、七四七	計		二四九、七〇六
	輸出	五四、六六九	計		二四九、七〇六
	輸入	三九一、七四七	計		二四九、七〇六
	輸出	六〇、七七三	計		二四九、七〇六
	輸入	三九一、七四七	計		二四九、七〇六

最近に於ける輸出入品の主なるものは輸出は昆布、乾藤子、鹽藏魚、乾魚、木材等にして、輸入は鹽、カツサツア、ル、飼料、機械類等である。

第四 南洋群島 南洋群島に於ける輸移出貨物の主なるものは燐礦、コブラ、鯨節、砂糖、糖蜜、及酒精にして、此の外本群島の特産物である高瀬貝、海參等があるも其の額は多くない。

他方輸入貨物の主なるものは米穀、飲食物、煙草、油類、布帛及布帛製品、機械類、木材又木製品等にして、其の概況を示せば左の通りである。

輸移出入累年比較 (單位千圓)

年次	輸出	輸入	計	輸出超過
昭和十年	二六、三七四	一五、二二一	四一、五九六	一一、一五三
昭和十一年	二五、二六〇	一九、〇八一	四四、三四〇	六一、七九
昭和十二年	三八、二五三	二三、二六五	六一、五一七	一四、九八八
同十三年	四六、九二三	三〇、六五八	七七、五八一	一六、二六五

輸移出入概況 (昭和十三年)

(單位圓)

品別	輸 出		輸 入	
	輸 出	移 入	輸 入	移 入
植物及動物	四、四二〇	一〇	二、〇七七	一五、九九〇
穀物、澱粉類及種子	六六五、四一一	六、六六四、六〇六	七四、〇九一	四、一八一、九四九
飲食物及煙草	七三〇、〇八一	六、四九三、三二二	七、七三一	八五、四五一
毛皮、骨、角、齒牙、甲殼及其製品	七、七九一	四三、八四七	八二、七五二	八〇、一五六
油、脂、蠟及其製品	一四、八一三	八〇五、一七九	七、四一五	八八〇、二二五
藥材、化學藥、製藥其の調合及爆發藥、染料、顔料、塗料類及充填料	二、三八〇	一七三	六、〇〇二	一七八、七三〇
絲、綿、絹、綵及同材料	五、七二三	一一六、〇二八	七三、一六〇	二二〇、六三〇

品別	輸 出		輸 入	
	輸 出	移 入	輸 入	移 入
布帛及布帛製品	一〇二、五一一	一一、六八四	一九五二、〇三五	六五八
衣類及同附屬品	三、〇〇七	一、六六九	一八〇	八二五、六三一
製紙用パルプ紙、紙製品、書籍及繪畫	五、四四六	一、五一五	八三	四八〇、八六〇
礦物及礦物製品	三〇、七三一	三、四四、五六〇	一、〇二五	六八四
陶磁器、硝子及硝子製品	三、三五五	五、二三五	一一〇	四〇九、一四八
鑛及金	二〇八	一八八、九九三	三三、四二九	一、五五一、七〇一
金、銀、製金、銀製品	二〇、四二七	二〇二、四六六	四一五	一、六一、九三一
時計、學術器、車輛、船舶及機械類	五一、九二二	九七、四四八	一、三六九	六六一、九〇一
雜品	二二、四八一	三、五一、二八二	二七四、二〇三	七四二、九五二
計	一、六六〇、六三四	二六二、五四五	一、四四五、五〇九	二、一三三、三一九

尙南洋群島に於ける開港場はサイパン、パラオ、アンガウル、トラツク、ボナベ及ヤルトの六港にして、アンガウル港は輸入貨物に制限を附してゐる。

第五 各外地對滿洲貿易 (關東州) 朝鮮に於ける對外貿易中其の主位を占むる對滿貿易は、昭和五年以來世界的不況、支那關稅政策、銀價崩落等に禍せられ逐次不振を辿り來つたが、昭和六年滿洲事件の勃發に遭ひ一層の拍車を加へられ、同六年の對滿貿易は稀有の不況を呈した。然るに翌七年滿洲國の建設せらるるや、國內支那海關の接收其の他諸般の施設著々と其の緒に就き、他面銀價の昂騰に依り一般購買力の増進となり、且つ我國は他國に率先して同國の獨立を正式承認したるに依り、彼我兩國の經濟關係は益々緊密化し、久しく萎微沈滞裡の對滿貿易は圓價の低

落と相俟つて頓に活況を呈するに至つた。即ち昭和六年の對滿貿易は輸出一千八十四萬圓、輸入三千三百三十萬圓、合計四千四百十五萬圓に過ぎなかつたが、翌七年には一躍輸出二千七百二十萬圓、輸入四千二百二十萬圓、合計六千九百四十萬圓となり、爾來出入とも増進して同十三年には輸出一億四千七十四萬圓、輸入六千八百二十萬圓合計二億八百九十四萬圓に膨大し其の割合を觀るに輸出に於ては對外輸出總額一億六千九百六萬圓の八割三分を、輸入に於ては總輸入額一億三千四百五十八萬圓の五割を占め之を前年と比較するに輸出は五割二分の増進、輸入は二分の減退を示してゐるが昭和六年に比すれば輸出に於て百十九割、輸入に於て十割四分の激増を告げ、殊に輸出の増進著しく、爲に從來終始入超に偏した輸出入の權衡は昭和八、九、十、十二、十三年には出超を呈するに至つた。

次に昭和十三年に於ける主要貿易品は輸出に於ては綿織物の二千五百五十四萬圓を最とし、米及穀六百九十三萬圓、水産物六百八十一萬圓、小麦粉四百一萬圓、人絹織物三百八十四萬圓、其の他砂糖、果實、木材、セメント、石鹼等である。輸入に於ては粟の一千三百五十三萬圓、硫安六百三十三萬圓、榨蠶、生絲五百七十二萬圓、大豆五百四十萬圓、豆粉三百七萬圓、其の他木材、胡麻子、黍、蕎麥等である。

臺灣に於ける對滿貿易は本邦對滿諸工作の急速なる進展に依り遂次發展の歩度を進め、輸出入總額は昭和六年に於て一千七十九萬圓を算したものが、同七年に於て一千六百六十五萬圓、同八年に於て一千九百四十六萬圓、同九年に於て二千二百二十二萬圓、同十年には二千八百五萬圓に上り同十二年には三千五十三萬圓を示し、同十三年には四千五百三萬圓に躍進した。此の中輸出は昭和六年に於ける三十一萬圓の少額より、同七年に至り一擧二百一萬圓に上り、同八年に於て砂糖の七十七萬圓減に支配せられて一時百九十七萬圓に減少せしが、同九年に至つては三百三十三萬圓に進展し、更に昭和十年には四百四十九萬圓に、同十二年には六百二十六萬圓の増進を見、同十三年は千九百三十二

萬圓と飛躍を遂げた。又輸入は和昭六年の一千四百七十七萬圓より同七年一千四百六十四萬圓、同八年一千七百四十八萬圓、同九年一千七百八十九萬圓、同十年二千三百五十六萬圓、同十一年には二千六百四十九萬圓と順調に増加を辿つたが、同十二年には肥料の入減によつて二千四百二十七萬圓になり、同十三年は二千五百七十一萬圓である。特に輸出の増加率に於て顯著なるは同國に對する本島側の新市場開拓の氣勢を如實に物語るものである。

而して昭和十三年に於ける重なる輸出品は砂糖の九百二十三萬圓を首位とし、茶の四百七十三萬圓、パイン罐詰の九十八萬圓、蜜柑の四十六萬圓、バナナ二十四萬圓、其の他鮮魚、酒精、板紙、生菜類等にして、主なる輸入品は大豆油糟の一千四百六十八萬圓、大豆の五百七萬圓、硫安の二百萬圓、麩の八十五萬圓、ガンニ―葉の三十七萬圓、其の他綠豆、西瓜種子、鐵、小豆、豆素麵等である。

樺太に於ける對滿貿易は、昭和五年迄は主要輸出品たる印刷用紙の輸出に因り活況を呈したるも、翌六年は輸出皆無にして極度の不振を示した。然るに同七年に至り水産物たる昆布三千圓の輸出擡頭し、復活の微現はれ前途を囑望せらるるに至つた。

南洋群島に於ける對滿貿易は輸出に於て昭和十年に砂糖の九十八萬七千圓、輸入は昭和六年に於て僅かに石炭六萬圓、同七年に四萬圓、同十一年に八萬六千圓あつたが、同十三年には無くなつた。

## 第八章 金融

### 第一節 朝鮮

金融機關 明治十一年、第一銀行が其の支店を釜山に開設したのが近代的銀行の濫觴である。其の後十八銀行が仁川及元山に支店を設置し、専ら在留内地人の爲に資金の貸付及爲替業務も營んだが、日清戦役後韓國各地の開放に伴ひ、是等日本の諸銀行は更に京城其他に支店を設け、之と前後して現在朝鮮商業銀行の前身たる大韓天一銀行及漢城銀行の創設を見るに至つた。此の兩銀行は全く朝鮮人の設立に係る銀行經營の嚆矢である。斯くして日韓協約後財政制度の確立と共に、金融組織も亦漸次統制せられて現在に至つて居る。昭和十三年十二月末現在に於ける朝鮮内銀行の營業所数は本店九支店、出張所、派出所數二百四である。而して此の朝鮮内預金貸出残高を觀るに、預金六億二千四百三十萬餘圓にして之を銀行別に觀れば特殊銀行三億二千八百三十一萬餘圓、普通銀行（貯蓄銀行を含む）二億九千五百九十九萬餘圓である。貸出金は十億六千八百八十三萬餘圓にして、之を銀行別に觀れば特殊銀行八億三千七百七十六萬餘圓、普通銀行（貯蓄銀行を含む）二億三千七百七十七萬餘圓である。

朝鮮銀行 朝鮮銀行は舊韓國の中央銀行で韓國銀行の業務を承繼したもので、朝鮮に於ける中央銀行である。明治四十四年朝鮮銀行法に依り資本金一千萬圓を以て設立され、大正九年には八千萬圓に増資されたが、其の後大正十四年減資して資本金四千萬圓（拂込二千五百萬圓）となつた。京城に本店を置き、鮮内樞要の地に支店十二箇所出張所一箇所を置き、又内地、關東州及外國に十箇所の支店、四箇所の出張所を置き、更に北支に二箇所の派出所、三箇所

(中支一)の派遣員事務所を置いて居る。

其の營業科目は銀行券の發行、國庫事務の外一般銀行業務、擔保附社債信託業務等である。銀行券の發行に關しては正貨準備に依るの外、一億六千萬圓を限度とする保證準備發行を爲すことを得、尙此の外市場の狀況に依り制限外發行を爲すことを得る。昭和十三年末現在に於ける銀行券發行高は、三億二千九百九十七萬圓、朝鮮内預金一億三千七百十八萬餘圓、貸出金二億三千五百七十七萬餘圓である。

朝鮮殖産銀行 朝鮮に於ける不動産金融機關として、大正七年朝鮮殖産銀行令に依り、從來分立せる六農工銀行の業務を承繼して設立せられたもので、資本金は現在六千萬圓(拂込三千七百五十萬圓)である。本店は京城に在り、鮮内各地に支店五十八、出張所二、派出所七を有して居る。尙同行は朝鮮の産業公共事業等に對する金融上の特殊使命を有する反面に於て、政府より種々の保護監督を承け、又拂込資本金の十五倍を限り債券を發行し得る特權を有して居る。昭和十三年末に於ける債券發行高は三億八千九百五十七萬餘圓、其の朝鮮内貸出金は五億八千四十八萬餘圓(外に引受債券一千五百四十九萬餘圓)、預金は一億九千九百九十二萬餘圓である。

普通銀行 普通銀行は昭和三年制令第六號を以て制定せられた銀行令に據る銀行で、鮮内に本店を有するもの六、其の支店百一、出張所十二を數へ、昭和十三年末現在に於ける公稱資本金は二千二百七十七萬餘圓(拂込一千三百十八萬餘圓)である。外に内地に本店を有する三行の支店六がある。是等銀行の昭和十三年末預金現在高は二億二千七百九十七萬餘圓、貸出高は二億一千四百萬餘圓である。

貯蓄銀行 昭和三年制令第七號を以て制定せられた貯蓄銀行令に據り、昭和四年七月一日朝鮮貯蓄銀行が設立せられ、本店を京城に置き、支店十、出張所一を有し、其の支店、出張所所在地以外の地に在る朝鮮殖産銀行の朝鮮内支

店及派出所を其の代理店とし、資本金は五百萬圓(拂込三百七十五萬圓)である。昭和十三年末現在に於ける預金積金額は六千八百二萬餘圓、貸付金額は二千六百九十三萬餘圓である。

手形交換所 明治四十三年七月、鮮内に於ける信用取引の基礎を作る爲初めて京城に設立せられ、京城各銀行を其の組合員として、組合銀行間の手形、小切手の交換を開始した。續いて仁川、釜山、平壤、元山、大邱、木浦、群山、鎮南浦、清津の要地にも相次いで設立せらるるに至つた。昭和十三年中に於ける手形交換高は二十三億四千二百八十二萬餘圓で、其の枚數は二百九十九萬餘枚である。

東洋拓殖株式會社 東洋拓殖株式會社は明治四十一年日韓兩政府の協定の下に創設され、東洋拓殖株式會社法に據り、拓殖資金の供給其他拓殖事業の經營に助め、爾來不動産金融機關として朝鮮産業の發達に貢献して居る。同社の概況に就ては別に第三編に於て記述する。

信託業 朝鮮に於ける信託業は、昭和六年六月制令第八號朝鮮信託業令により之が監督取締を爲してゐる。

同令施行當時、信託なる名稱の下に營業して居た會社數は二十九社あつたが、本令施行の結果、朝鮮土地信託、共濟信託、群山信託、釜山信託及南朝鮮信託の五社のみ營業の免許を與へられ、越えて昭和七年十二月には資本金一千萬圓(拂込二百五十萬圓)の朝鮮信託株式會社の創立を見るに至つた。而して朝鮮信託株式會社は政府の信託統制方針に順應して、昭和九年十一月迄に上記五信託會社を夫々買収合併して朝鮮内唯一の信託會社となつた。

同社は本店を京城に置き、六支店を設け昭和十三年末現在に於ける受託財産は一億一千四百萬餘圓(内金錢信託は五千九百五十九萬餘圓)で、貸付高は固有信託兩勘定を通じて四千八百八十八萬餘圓(内不動産擔保貸付高三千七百九十四萬餘圓)である。

擔保附社債信託法は大正九年十一月より施行せられ、朝鮮銀行及朝鮮殖産銀行が之を取扱つて居るが、昭和十四年九月末現在、兩者合せて十八口受託社債總額は一億一千七十萬圓である。

金融組合 明治四十年、地方金融組合規則を公布して以來毎年各地に數十の組合設立され、大いに農村經濟の緩和、産業の助長に力を致して來たが、時勢の進運に伴ひ大正三年に至り準據法に改正を加へ、新に地方金融組合令を公布し、組合員の権利義務を明にし、業務の範圍を擴張し、次いで同七年六月、更に其の一部を改正し、地方金融組合令を金融組合令に改め、從來農民に限つた組合員の資格を擴張して商工業者其の他の者にも及びし、殊に都會地に對し主として小商工業者を組合員とする都市組合の設立をも認められたが、更に昭和四年四月、組合の組織及業務の内容に互り準據法を改正して整備するところあり、之が運用に依り庶民金融機關たる機能を遺憾なく發揮するに至つた。今組合の組織、事業の概要を摘記すれば左の通りである。

- 一 組合員は組合區域内に住所を有する者に限り、其の設立の趣旨に鑑み主として中流階級以下の者を加入せしむ
- 二 組合員の責任は有限責任にして、出資一口以上（一口の金額十圓以上五十圓以下）を負擔せしめ其の持分に對し年七分以下の配當を爲す
- 三 組合に組合長一人、理事一人、監事二人以上及評議員五人以上を置く、但し必要ある場合は朝鮮總督の認可を受け一人又は數人の副理事を置くを得せしむ、而して組合長、監事及評議員は組合員中より選任せしめ理事及副理事は朝鮮總督之を任免す
- 四 組合の代表は組合長と理事の共同を以て爲すも、常務に就ては理事單獨にて之を代表することを得せしむ
- 五 組合の資金は出資金、預り金、借入金及各種積立金をより成り、村落組合に在りては、外に政府の下付せる一組合

一萬圓以内の基本金を有す）下に掲ぐる業務を行ふ、（二）組合員に對し其の經濟の發達に必要な資金を貸付すること、（三）組合員の爲に預金又は定期積金を受入ること、（四）朝鮮總督の認可を受け組合員の爲に貨物を倉庫に保管し又は之に對し倉荷證券を發行すること、（五）組合員に非ざる者より貯蓄銀行令に定められたる預金及定期積金を受入ること及無盡會社又は無盡管理會社より預り金を爲すこと、（六）他の金融組合若は銀行の業務を代理し又は銀行の業務の媒介を爲すこと、（七）供託又は地方金融の調節に關し朝鮮總督の命令ありたる事務を爲すこと、尙都市組合は右第一號の資金の爲手形の割引をなすことも認めらる。

今其の趨勢を示せば左の通りである。

年 度	組合數	組合員數	資 本 金			積立金	借 入 金			貸 出 金	純 益 金
			拂込 出資金	政 下付金	預 金		現 在 高	預 金	現 在 高		
昭和十一年度末	七〇九	一、五五三、五三三	一一、四〇六	四、三二七	一〇、〇八〇	一一、六六〇	一、六三三、五五五	三、八四六、四〇〇	二、九三三		
同 十二年度末	七一九	一、六七〇、三三三	一三、六四〇	四、三三三	一三、三〇〇	一一、六四〇	一、七九三、五五五	三、三二一、二六〇	三、三六三		
同 十三年度末	七三三	一、七七〇、八三三	一四、七三三	四、三九九	一三、〇一七	一一、六六〇	一、九〇〇、〇〇〇	三、一七〇、九一五	三、三六三		

而して組合數七百二十三の中、都市組合は六十四、村落組合は六百五十九で、三・五面に一組合の割合である。組合員數は全鮮總世帯數の四割一分に相當し、農業者は其の九割を占め商業者之に次ぎ、逐年組合員増加せるも更に組合の増設と共に一層組合主義を中下階級に擴充し、以て組合員の増加を圖ることが當面の急務である。

朝鮮金融組合聯合會 金融組合は創設以來庶民金融機關として半島金融界に重要な地位を占め、逐年發展して來



たが、組合相互間に於ける資金の過不足を調節すべき機關を缺き、且つ其の監督指導を擧げて官廳のみに委せて置くのは組合の積極的活動を促進する上に遺憾の點尠くなかつた爲、大正七年六月の金融組合令改正に當り、組合の資金調節並に其の業務指導に任ずる金融組合聯合會を各道に設立し、茲に庶民金融體系に一進展を劃した。爾來年を重ねること十五年昭和八年八月、關係者多年の翹望を容れて朝鮮金融組合聯合會令を制定し、上述の各道金融組合聯合會を合併して新に朝鮮金融組合聯合會を創設した、其の組織、事業の概要は左の通りである。

- 一 朝鮮金融組合聯合會は會員に對し資金を供給し業務上の指導を爲し、其の他會員共同の利益を圖るを目的とする非營利有限責任の法人にして、其の本部を京城府に、支部を各道道廳所在地に置く
- 二 朝鮮金融組合聯合會は金融組合及朝鮮總督の指定したる産業に關する法人を以て會員と爲し、會員に對しては出資二〇以上(一口の金額五百圓)を負擔せしむ、之に對しては年七分以下の配當を爲す
- 三 朝鮮金融組合聯合會には會長一人、理事十三人以上及監事二人以上を置く、會長及理事は朝鮮總督之を任命し、監事は總會に於て會員の代表者中より之を選任す
- 四 朝鮮金融組合聯合會の資金は出資金、預り金、政府貸下金、發行債券、借入金及諸積立金より成り、下に掲ぐる業務を行ふ、(一)會員に對し必要なる資金の貸付を爲すこと、(二)會員に對し手形の割引を爲すこと、(三)會員の爲に爲替業務を爲すこと、(四)會員より預り金を爲すこと、(五)會員に對し業務上の指導を爲すこと、(六)會員相互の聯絡及業務上の便宜を圖ること、(七)會員の教養其の他會員の共同の利益を増進する爲に必要な業務を爲すこと

朝鮮金融組合聯合會業務概況 (昭和十四年三月末現在)

支部數	會員數	拂込濟 出資金	諸積立金	政下金 府	金融債券	借入金	預り金	貸出金	預け金
一三	七九二	四、〇三六	一、一九九	三、四二五	二六、六二四	二八、七六六	一一〇、九五六	一一七、七八四	五〇、二二二

殖産契 昭和七年時局匡救對策として鮮内に自力更生運動勃り、其の進展に伴ひ金融組合への中小産業組合員の増容及組合員の經濟指導は益々必要となり、従つて其の精神的訓練及經濟指導の徹底を圖り、以て朝鮮統治上の大事業たる地方振興運動の實効を收めしむる爲、昭和十年八月三十日勅令第十二號を以て殖産契令を公布し、同年十二月二十日より施行することになった。其の組織、事業の概要は左の通りである。

- 一 殖産契は部落其の他に之に準ずる地域内に居住する者を以て組織し、隣保共助の精神に基き契員の經濟の發達を圖る爲、共同の事業を爲すを以て目的とする非營利法人にして、必然的に金融組合員又は産業組合員となる
- 二 契には主事、副主事及監事各一人を置き、前二者は名譽職にして契員中より選任し、後者は契の屬する金融組合又は産業組合の理事を以て之に充つ
- 三 契の事業は契員の爲生產品の販賣、必需品の購買、共同利用設備の設置、産業の指導獎勵及共濟事業等を行ふ、殖産契は道知事之を監督し、契の事業又は財産の狀況に依り契に對し事業の制限を命じ、其の他必要なる命令を爲すことを得
- 四 契員の責任としては殖産契が其の財産を以て債務を完済すること能はざる場合、契の屬する金融組合又は産業組合に對し契が負擔する債務に付連帶責任を負擔し、又加入前契が負擔したる債務及脱退前契が負擔したる債務に付脱退後二年間は右と同様の責任を負ふ

昭和十四年七月末に於ける金融組合指導下の殖産契指導組合数は五百六、所屬殖産契数は八千七百八十である。  
 無盡業、質屋及個人金融業者、朝鮮に於ける無盡業は古くより下層金融機關として相當の役割を果して來たが、大正十一年には朝鮮無盡業令制定され、昭和六年に其の全般に亘る改正を見たが昭和十一年其の一部は更に改正されて現在に至つて居る。昭和十三年末現在の状況は營業者數十八、組數二千五百七、公稱資本總額一千四百八十九萬圓、拂込四百三十萬圓、給付金契約高二億三百七十四萬餘圓である。此の外質屋は昭和十四年九月末現在で内地人四百四十八人、朝鮮人の典當質屋八百四十九人、合計一千二百九十七人で、其の貸付殘高は七百四十四萬餘圓である。尙個人金貸業は昭和十四年九月末現在内地人一千六百六十八人、朝鮮人六千八百九十三人、外國人七人、合計八千五百六十八人で、其の貸付殘高は九千九百九十七萬餘圓に達して居る。

金融を目的とする契、朝鮮に於ける契は其の目的の範圍は極めて廣汎であるが、大體一種の組合契約に基いて一定の財産を利殖し、地方公益又は契員の親和利益を圖る團體であると言ふことを得、公共事業、扶助、産業、金融、娛樂を目的とする五種に大別される。而して金融を目的とする契は、漸次金融組合に依つて代られる趨勢に在るが、其の種類は現在(註)金融契(一)、殖利契(二)、貯金契(三)、商務契(四)、興農契(五)等七十八種類あつて、農山漁村に於ける昭和十二年五月現在の状況は契數二千三百五十八人、契員數九萬五千七百四十一人、此の財産現金六十七萬五千二百二十二圓及穀類、土地、牛、建物がある。

- (註) (一) 金融契とは貸付を行ひ契員の金融を緩和する
- (二) 殖利契とは基金の利殖を行ふ
- (三) 貯金契とは貯金を主眼とするもの
- (四) 商業契とは商人間に於て組織され商業資金の融通を行ひ且つ親睦を圖る

(五) 興農契とは低利融通を爲す

貨幣 舊韓國に於ては古來一定の幣制なく、數百年來専ら孔あきの葉錢(ヨブジョン)、白銅が通用して居たが、明治二十七年銀本位となり、次いで同三十四年には金本位制に改められ、明治三十八年から實施された。

一方之と前後して第一銀行券の無制限通用を公認したが、後大正七年勅令第六十號に依り貨幣法が朝鮮に施行され内地と同様の幣制となつた。且つ舊韓國貨幣は大正九年限り其の通用を禁止して幣制の統一を圖つた。但し葉錢のみは當分通用を許した。而して葉錢殘存流通高は不明なるも極めて小額と認められる。又朝鮮銀行の兌換券發行高は昭和十三年末現在に於て三億二千九百九十七萬圓である。

各銀行金利 手形交換所に付ては前述の如くであるが、朝鮮に於ける昭和十三年中の各銀行爲替受拂高を示せば左の通りである。

銀行名	朝鮮		内地		對外		計	
	受入	拂出	受入	拂出	受入	拂出	受入	拂出
朝鮮銀行	千圓 四七,九七	千圓 五三,九六	千圓 五,四八	千圓 四,四八	千圓 七九,七〇	千圓 二六,二九	千圓 九七,二五	千圓 一,一〇,五三
殖産銀行	千圓 八三,〇三	千圓 八五,九六	千圓 三六,一四	千圓 三三,九四	千圓 六五,六	千圓 四,五五	千圓 一,〇五,六七	千圓 一,一〇,五三
普通銀行	千圓 四六,〇三	千圓 五五,二七	千圓 四,五五	千圓 三,七〇	千圓 二,五五	千圓 二,〇〇	千圓 三三,〇三	千圓 八六,六六
計	千圓 一八三,〇三	千圓 一九六,九六	千圓 一,〇四,二四	千圓 四六,四二	千圓 八八,八〇	千圓 二,五五	千圓 一,三三,八五	千圓 三,〇〇,五三

次に金利に付て觀るに、明治四十四年朝鮮利息制限令の公布を見、一般金利に關し準據すべき規定を示したが、其の利率は左の如くである。

第二編 外地 第八章 金融

三五〇

元金百圓未滿 年三割以下  
 元金百圓以上千圓未滿 年二割五分以下  
 元金千圓以上 年二割以下

但し質屋業者の貸借元金五十圓未滿及市場に於ける貸借元金三十圓未滿の利息に適用しない。更に銀行業の金利状態を見るに左の通りである。

各銀行金利 (昭和十三年十二月中實行金利)

銀行名	預金			貸			出		
	定期預金	當座預金	特別當座預金	通知預金	證書貸	手形貸	當座貸越	割引手形	手荷爲替
朝鮮銀行	年利分厘(日歩) 三六	三六	(同) 錢厘 六	(同) 錢厘 七	(同) 錢厘 一七	(同) 錢厘 一七	(同) 錢厘 一八	(同) 錢厘 一七	(同) 錢厘 一六
殖産銀行	三八	二	七	八	二	二	二	二	二〇
地場銀行	四三	三	八	九	二	二	二	二	二
普通銀行	三六	二	六	七	一	一	一	一	一五
支店銀行									

(備考) 地場銀行とは朝鮮に本店を有するもの、支店銀行とは内地に本店を有するもの

朝鮮銀行同業者貸付金標準金利表 (昭和十四年四月一日より實施)

商業手形割引 歩合日歩一錢〇厘以上  
 同 一錢〇厘以上  
 同 一錢二厘以上  
 同 一錢二厘以上

當座貸越及コレスホンデンス貸越利息

同 一錢二厘以上

朝鮮殖産銀行法定貸付金利表 (昭和十二年十月一日より實施)

一般勸業貸付 六分七厘  
 但し政府の補助ある事業に對する貸付 六分二厘  
 公共團體貸付 五分  
 但し水利組合貸付 五分五厘  
 非營利産業法人貸付 六分二厘

金融組合預り金及貸出金利率表 (昭和十四年九月末現在)

種別	標準	利率	出金	
			村落組合	都市組合
定期預金	六ヶ月以上(組合員) 一年以上(非組合員)	四・〇分以下 三・九分以下 四・一分以下	日歩三錢一厘 日歩二錢七厘	日歩二錢八厘 日歩二錢四厘
貯蓄預金	日歩	一四錢以下 八厘以下	年八步八厘	年八分三厘
當座預金	日歩	三厘以下	日歩二錢七厘	日歩二錢九厘
定期積金	契約給付金百圓ニシテ契約期間三年ノモノ月掛金額二圓六十四 契約給付金百圓ニシテ契約期間二年ノモノ月掛金額四圓二錢	特別貸付金	四分五厘乃至七分七厘	

第二編 外地 第八章 金融

三五二

朝鮮金融組合聯合會預り金及普通貸付金利率表 (昭和十四年九月末現在)

種別	預り金		貸付金	
	會員	非會員	種別	利率
定期預金	六ヶ月以上	同	長期貸付	五分六厘
	一年以上	同	短期貸付	五分六厘
當座預金	同	同	割付	同
	日歩	四分一厘	引越	同
			年同	日歩
			乃至五分五厘	一錢六厘
				一錢五厘
				五分六厘

第二節 臺灣

金融機關 本品に於ける金融機關は領臺前は銀會又は錢莊等の支那流の如きものであつたが、現在は其の跡を絶つて全く内地と同様のものとなつた。其の昭和十三年末に於ける概況は左の通りである。

出支	本島		内地		外國		計	信用組合		無業會社	營業會社	手換所
	本店	支店	本店	支店	本店	支店		市街地	農村			
特別銀行	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
普通銀行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貯蓄銀行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市街地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
營業會社	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
無業會社	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
手換所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

銀行 近代式銀行が臺灣に其の姿を現はしたのは、明治二十八年日本中立銀行が其の出張所を設置したのに始まる。同二十九年には日本銀行出張所の設立を見、次いで同三十年には法律第三十八條を以て臺灣銀行法の發布となり、同三十二年同行が開業するに及んで日本銀行出張所は閉業して以來島内では各種銀行勃興の機運に向ひ今日に及んで居る。今主なる銀行の概況を略記すれば左の如くである。

臺灣銀行 臺灣銀行は本品に於ける中央銀行で、前述の如く臺灣銀行法に據り明治三十二年資本金五百萬圓を以て開業し、漸次増資して六千萬圓に達したが、昭和二年には一千五百萬圓に減資した。本店は臺北市に在つて本島樞要の地に十五の支店、内地及外國に十七の支店を置いて居る。其の主なる營業科目は銀行券の發行、國庫事務の外一般銀行業務、對外爲替金融、擔保附社債信託業務等を取扱つて居る。

日本勸業銀行支店 臺北、臺南及臺中に各支店を有し、長期不動産金融に従事して居る。  
普通銀行 臺灣に於ける銀行に付ては明治三十一年勸令第二百五號を以て銀行條例が施行されたが其の後昭和二年勸令第三百四十號に依つて銀行法が施行されるに及び銀行條例は廢止された。島内に本店を有するもの三行、支店を有するもの一行ある。昭和十三年末に於て島内に本店を有する銀行のみの合計公稱資本金額は一千二百三十萬圓、拂込済資本金額は七百三十萬四千餘圓である。是等普通銀行の營業狀態は次表に示す如く預金總額一億二千九十六萬餘圓、貸出總額七千二百三十四萬六千餘圓である。

貯蓄銀行 此の外に貯蓄銀行法に據る臺灣貯蓄銀行がある。  
以上の島内諸銀行に付て其の預金及貸出金現在高を示せば左の通りである。

預金 (昭和十三年末現在)

銀行名	當座	特別當座	定期	通知	別段	其他	計
臺灣銀行	一三、八五〇	三五、五八〇	三三、二一三	一五、八三三	七、四六六	三、一六二	一〇九、一〇四
日本勸業銀行支店	一八	九〇三	一、三五二	〇	七六一	(日銀預金)	三、〇四三
三和銀行支店	五、二〇八	一四、二四九	一〇、八五〇	一、七二一	九五		三二、一二四
商工銀行	一三、九六〇	二二、六九七	一三、九三三	三、〇七四	二一	六四八	五三、三三三
彰化銀行	二、七三五	一三、八〇四	一三、六四九	二、七八三			三一、九七〇
華南銀行	三八九	二〇六	二、一九〇	四六八	二八〇		三、五三三
臺灣貯蓄銀行							
合計	三五、一六一	八七、四四〇	七四、一八七	二三、八八〇	八、六二四	一九、八七五	二四九、一六八

貸出金 (昭和十三年末現在)

銀行名	證券貸	手形貸	利付手形	當座貸	割引手形	荷爲形替	買入爲替	其他	計
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
三和銀行支店	一〇、三三三	三、三九七	四、八三三	二、四	一、七九	一、八四	二		一七、九六四
商工銀行	二、七九	一、九五六		三、九	六、五三	七、〇三			二九、〇三
彰化銀行	四、七〇	一、三二二		五、二	四、六四七	一、五〇			一三、〇〇八
華南銀行	五	五、五八		三、四	五、九				六、三三
臺灣貯蓄銀行									
合計	一三、一三	七、三三	一、四六六	二、八六	六、六三	一、〇三	三、四	一、〇三	三〇、八〇六

信用組合 大正二年律令第二號臺灣産業組合規則に依るものであつて、市街地信用組合、農村信用組合に大別することが出来る。其の概況は左の通りである。

(昭和十三年末現在)

信用組合名	組合數	出拂資金	準備金及諸積立金	剰餘金	借入金	預金	貯金	貸付金及手形割引
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
市街地信用組合	三	三、三〇	三、三〇	六、四	一、三	二〇、九三	二、八六	一、九〇
農村信用組合	四六	一、三三	二、一四	二、五六	一、八七	三〇、八七	八、七三	八、四一
合計	四九	四、六三	五、四四	九、〇〇	三、二〇	五一、八〇	一一、五九	一〇、三一

無盡業、大正十一年勅令第五百二十一號を以て無盡業法中第七條及第三十八條第二號の規定を除き施行された。昭和十三年末現在に於ける其の概況を示せば、無盡業社は臺灣勸業無盡業株式會社、東臺灣無盡業株式會社及臺灣南部無盡業株式會社の三會社で、其の總資本額は八十五萬圓(拂込済資本總額四十二萬五千餘圓)である。尙同年末現在に於ける無盡業数は千百六組で、此の給付金契約高は三千九百二萬二千圓、内給付済高は千九百十萬餘圓である。

手形交換所 手形交換所は基隆、臺北、臺中、臺南及高雄の五箇所に在る。昭和十三年中に於ける手形交換高は六十四萬六千八百九十八枚此の金額五億七千七百四十四萬四千餘圓である。

金利 昭和十三年末に於ける預金及貸出金の利率は左の通である。

銀行預金協定利率

甲銀(株)		乙銀(株)	
種別	協定利率	種別	協定利率
定期預金	年 三・五分	定期預金	年 三・七分
當座預金	日歩 〇・一〇	當座預金	日歩 〇・二〇
特別當座預金	日歩 〇・五〇	特別當座預金	日歩 〇・六〇
通知預金	日歩 〇・六〇	通知預金	日歩 〇・七〇
通預金	日歩 〇・六〇	通預金	日歩 〇・七〇
別段預金	日歩 〇・六〇	別段預金	日歩 〇・七〇

乙銀(株)		丙銀(株)	
種別	協定利率	種別	協定利率
定期預金	年 三・七分	定期預金	年 三・九分
當座預金	日歩 〇・二〇	當座預金	日歩 〇・三〇
特別當座預金	日歩 〇・六〇	特別當座預金	日歩 〇・七〇
通知預金	日歩 〇・七〇	通知預金	日歩 〇・八〇
通預金	日歩 〇・七〇	通預金	日歩 〇・八〇
別段預金	日歩 〇・七〇	別段預金	日歩 〇・八〇

臺灣		澎湖	
種別	協定利率	種別	協定利率
普通貯金	日歩 〇・六〇	普通貯金	日歩 〇・六〇
特約普通貯金	日歩 〇・六〇	特約普通貯金	日歩 〇・六〇
据置貯金	日歩 〇・六〇	据置貯金	日歩 〇・六〇
定期預金	年 三・七〇	定期預金	年 三・七〇

銀行貸出金利率

種別	最高	普通	最低
證券貸付	日歩 三・〇〇	日歩 一・六五	日歩 一・二〇
手形貸付	同 三・〇〇	同 一・八八	同 一・一〇
當座貸付	同 二・六〇	同 一・九五	同 一・一〇
手形割引	同 二・八〇	同 一・七五	同 一・二〇

貨幣 領臺當時、本島の幣制は當時の清國に於けると同一の状態で、一貫した貨幣制度はなく、且つ日常の諸取引に用ゐられる貨幣も主として銀貨ではあつたが極めて錯雑で、其の計算單位は全島を通じて一律に「元」と稱せられるも其の實價は各地皆不同で其の種類百數十種に及んで居た。然るに明治三十年是等紊亂せる幣制を整理する爲臺灣銀行法制定され、同法第八條に依つて臺銀は金額五圓以上の無記名式一覽拂手形發行の特權を付與されたが、明治三十二年には法律第三十四號を以て銀行券を發行し得ることに改められた。

而して當時島民の間には尙銀の流通に馴れて居ること、愛銀の念に深い實情とに鑑み、暫く内地の金本位の貨幣法を施行せず、本島に於ては經過的便法として銀貨を以て引換ふべきもの、即ち銀本位制を暫時採用したのである。然るに時勢の進展と經濟界の統制との爲、明治三十七年律令第八號を以て臺灣銀行は更に金兌換券の發行を認められ、一時金券と銀券とが並行して流通したが遂に明治三十九年法律第三號を以て臺灣銀行法を改正して金兌換券に改め、從來發行の銀券の使用期限を明治四十一年十二月末日に限り、其の交換期限は翌四十二年末限りとして銀券の處分を

了し、明治四十四年四月一日よりは内地同様貨幣法を施行し、金本位制に統一せられて今日に及んで居る。

### 第三節 樺太

金融機關 樺太に於ける金融機關は明治三十八年十月、北海道拓殖銀行が政府の命を受け大泊派出所を設置したのを以て嚆矢とし爾來經濟界の發展に伴ひ漸次各種の金融機關が設けられるに至つた之を概説すれば次の通りである。

#### 樺太に於ける金融機關 (昭和十三年末)

特殊銀行	普通銀行		計	産業組合 (聯合會)	無盡會社	質屋	公益質屋
	本店	支店					
一	一	一	一	八一	六	五四	五

北海道拓殖銀行支店 本行は北海道拓殖銀行法に基いて設置されたもので本店を札幌に置き、現在樺太内に十一支店を有して居る。同行は一般普通銀行業務の外不動産抵當貸付、地方低利資金取扱、農業者連帯無擔保貸付、公共團體無擔保貸付、漁業種抵當貸付、漁業者連帯無擔保貸付及工場財團抵當貸付等其の業務範圍極めて廣汎に亘り、之に對する本島の資金需要は逐年増加の趨勢に在る。

樺太銀行 大正三年五月、樺太廳の補助を得て設立された樺太金融株式會社が本行の前身である。大正五年十月其の定款を變更して資本金五十萬圓の株式會社樺太銀行となつた。其の後島内産業の發展に伴ひ、資金の需要目を逐ふて増加せる爲、大正八年三月資本金を二百萬圓に増資すると共に真岡支店を設置し、前述の北海道拓殖銀行と相並び

鋭意拓殖資金の供給に努めて居る。

北海貯蓄銀行 樺太に於ける唯一の貯蓄銀行で本店は札幌に在る。大正十一年四月初めて豊原に支店を設け、爾來専心島民の貯蓄心向上に努力して居る。

前記三銀行の概況及其の用途別貸出高を示せば左の通りである。

#### 銀行營業概況 (昭和十三年末現在)

區分	營業所數		資本金額 圓	拂込濟 圓	積立金額 圓	年末殘高 圓	
	本店	支店				貸付金	預金
樺太に本店を有するもの (株式會社樺太銀行)	一	一	1,000,000	1,545,000	3,345,000	1,495,263	1,849,737
樺太に支店のみを有するもの (株式會社北海道拓殖銀行)	一	11	10,000,000	11,500,000	1,310,000	1,323,566	2,643,566
(同 北海貯蓄銀行)	一	一	500,000	500,000	307,796	17,133	519,929
樺太に本店を有するもの計	一	一	1,500,000	2,045,000	3,652,796	1,512,401	2,369,666
樺太に支店のみを有するもの計	一	11	11,500,000	12,000,000	1,617,796	1,340,700	3,988,496
合 計	一	12	13,000,000	14,045,000	5,270,592	2,853,101	6,358,162

産業組合 大正四年産業組合法が本島に施行されて以來逐年發展の趨勢を辿り、昭和十三年末に於ては凡そ左の如



き概況を示して居る。

産業組合及同聯合會事業概況 (昭和十三年末) (金額單位圓)

種別	産業組合	産業組合聯合會
組合(聯合會)數	八一	一
調査組合(聯合會)數	七〇	一
組合員數	一一、六四〇	七五
出資口數	六一、九九八	四〇二
出資金	二、四三七、八六〇	二〇〇、五〇〇
出資金	二、〇六六、〇六三	一四四、二一九
積立金	六〇五、九五〇	二一、三一一
借入金	一、〇九一、六五五	四七〇、二一五
貯入金	三、九八八、八四七	一、七九四、一三一

(備考) 産業組合ノ事業年度ハ一月一日ヨリ其ノ年ノ十二月三十一日迄、産業組合聯合會ノ事業年度ハ六月一日ヨリ翌年ノ五月三十一日迄トス

無事業 無事業の昭和十三年末に於ける其の營業概況は左の通りである。

營業者數	資本金額		給付契約高	加入口數	掛金契約高
	公稱	拂込済			
六	二七、二五〇〇圓	一六一、〇〇〇圓	二、〇四三、五〇〇圓	三、四六七圓	二、一〇二、五四六圓

質屋 質屋の昭和十三年末に於ける營業者數六十七、一年間に於ける總貸付高四十二萬九千五百五十七圓である。

爲替及金利 昭和十三年中に於ける銀行島内店の爲替取組高は左の通りである。

種別	北海道拓殖銀行		樺太銀行	
	口數	金額	口數	金額
受入	七八、七七六	九七、八二三、三六九圓	三、二七九	二、九二六、四五〇圓
拂出	六五、二九〇	一二四、〇二三、〇〇四圓	三、〇七四	二、六三四、一四七圓

銀行預金利率

最 高	定期預金		當座預金		特別當座預金	
	年	三分八厘	日歩	二厘	日歩	七厘
最 低	" "	三分八厘	" "	二厘	" "	六厘
普 通	" "	三分八厘	" "	二厘	" "	六厘

第四節 南洋群島

南洋群島には金融機關としては何等見るべきものなく、僅かに郵便局と無盡講とを敷へ得るに過ぎなかつたが、昭和七年九月に産業組合令制定せられ各地に信用組合の設立を見るに至り又昭和十一年十一月には南洋拓殖株式會社の設立を見群島金融業の樞要なる地位を占むるに至つた。昭和十三年度中に於ける郵便貯金は預入九百三十八萬餘圓、拂渡八百三十五萬餘圓で振替貯金は拂込八百九十七萬餘圓、拂渡千三百五十九萬餘圓である。

無盡講は最近非常な勢で増加して居るが、昭和十三年末に於ける概況は左の通りである。

支 店 管 區	組 合 數	組 合 員 數	の 存 摺 期 限 迄	拂 込 済 掛 金	拂 戻 ( 落 札 ) 金 額
サ イ バ ン	一〇三	八七三	六八六、八一〇	二八七、九三〇	一七〇、三四四
バ ラ オ	九	一一〇	一、七〇二、〇〇五	六五七、二二五	五五〇、五四三
ト ラ ッ ク	一	一	二二八、〇一五	七六、二三五	六三、八五四
ボ ナ ベ	二〇	四四九	二二八、〇一五	一五、四〇〇	一二、六二六
ヤ ル ト	二	四〇	四八、四〇〇	三四、八一〇	三〇、八九六
ヤ ッ プ	一〇	一六六	八三、五三〇	一〇七、一六〇	八三、七六三
計	一三四	三、六三四	二、七四八、七六〇	一、〇七一、六〇〇	八三、七六三

産業組合現況 (昭和十三年六月末日現在)

種 別	年 月 日 設 立 許 可 組 員 數	組 員 數	出 資 口 數	出 資 一 口 金 額	總 出 資 額	拂 込 済 出 資 金	準 備 金	其 他 の 積 立 金	借 入 金	貯 金	貸 付 金
保 證 責 任 有 限 責 任 組 合	昭 和 八 一 一 〇	二五	一〇五	五	五〇五	四八〇	三三三	五、六六	五、〇〇〇	一、〇〇〇	二、八二六
有 限 責 任 サ イ バ ン 信 用 組 合	同 右	三〇	三三	五	一、五〇	一、五〇	三〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
有 限 責 任 ボ ナ ベ 信 用 組 合	昭 和 八 一 〇 六	二二	一一	五	一一〇	一一〇	二〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
有 限 責 任 テ ミ ア ン 信 用 組 合	同 右	二二	八	五	一一〇	一一〇	二〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
保 證 責 任 ト ラ ッ ク 信 用 組 合	同 右	二	九	五	四五	四五	六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
保 證 責 任 カ ッ パ ン 信 用 組 合	昭 和 九 一 一 〇	三	五	五	一五	一五	三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
保 證 責 任 販 賣 利 用 組 合	同 右	一	一	五	五	五	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計		一四四	八三	三〇	三、六三四	三、六三四	七、〇七	一、〇七、一六〇	一、〇七、一六〇	一、〇七、一六〇	一、〇七、一六〇

銀行は未だ設立を見るに至らないが南洋拓殖株式會社が日本銀行代理店として特定の銀行業務を行つてゐる。

## 第九章 交通及通信

### 第一節 朝鮮

道路 朝鮮に於ては從來殆んど道路として見るべきものなかりし爲概ね畦畔を通行し、貨物の運搬等は人肩馬背に依るの外なかつた。明治四十年より併合に至る四年間に於て、起業公債其の他より工費三百九十餘萬圓を割いて二十二路線、七百八十餘軒の道路を修築したが、是等の工事は各地に散在する一部小區間に對し極めて断片的に施行したに過ぎなかつた爲、總督府は施政當初に於て一般土木行政に關する法規を規定して舊來の荒廢を修むると共に、今後に處する方針確立の必要を認め、明治四十四年以來逐次道路規則、道路取締規則等を制定して道路修築の基礎を樹立すると同時に其の規模を擴大し、管理、築造及維持、費用の負擔區分及築造標準に關する規定を設けた。即ち道路は一二三等及等外の四種に區分し、一二等道路は總督、三等道路は道知事、等外道路は府尹、郡守又は島司の管理に屬せしめ、又一方に於て全鮮に互る道路網を企畫した。昭和十三年十一月末現在に於ける道路網は一等道路(有效幅員)三十八線(市街地線二十) 延長三千二百三十六軒餘、二等道路(有效幅員五、五米以上) 九十七線(市街地線九線を含む) 延長九千九百七十六軒餘、三等道路(有效幅員四、四米以上) 五百十六線(市街地線二十) 延長一萬四千五百二十四軒餘を以て主要幹線を形成して地方交通の脈絡を整へんとしたものである。然るに昭和十三年十二月朝鮮道路令を施行せられ國道(一等、二等)を總督、地方道(三等道)を道知事、府道を府尹、邑面道を邑面長の管理に屬せしめたが、昭和十三年度末現在に於て國道

九十二線一萬二千五百二十四杆、地方道六百四十八線一萬八千二百二十四杆に達した。總督府は先づ道路修築の第一期事業として一二等道路中最も重要な三十四路線二千六百九十餘杆を擇び、明治四十四年度より七箇年の繼續事業として工費一千萬圓を投じ其の修築を行ひ併せて漢江橋を架設した。次いで第二期計畫として一二等路線中交通並に經濟上最も適切なる二十六路線延長一千八百八十杆餘と、主要河川の橋梁九箇所の架設を企て、大正六年度より六箇年の繼續事業として總工費七百五十萬圓を以て工事を起したが、其の後經濟界の變動其の他諸種の事情に因りて路線の改廢或は國境道路及既設木橋の改良を追加して工費の増減を行ひたと、昭和四年度以降財政の關係上屢々工費の節約又は繰延等の結果總工費を三千百十餘萬圓に改めると同時に改修豫定總延長を二千三百八杆餘、橋梁架設四箇所、橋梁改良四百六十八箇所、竣功期を昭和十四年度に變更し目下實施中である。

尙北鮮開拓事業を企畫し重要道路の中二三等道路延長九百六十六杆餘を改修すべく、昭和七年度以降二十二箇年に互り總工費八百三十八萬圓を以て工事を起した。又時局應急施設土木事業として昭和七年度より工費二百一萬餘圓を投じ一二等道路、金山道路及林道の改修を行つたが、更に滿洲國建國以來鮮滿間の交通聯絡は極めて緊要となつたので鮮滿一如の見地より鴨綠江及豆滿江に國境連絡橋十四箇所を架設することに日滿兩國間に協定成立し、其の内六箇所を總督府に於て施行することとなり、工費三百六十四萬圓を以て昭和十年度以降七箇年繼續事業として着手し、此の間慶源及穩城の二箇所を竣功せしめた。又咸鏡北道は豆滿江を隔ててソ滿國境に對し國防上極めて重要な地帯に屬し各種の軍事施設を有するも交通機關整備せず極めて不便なるを以て昭和十二年度以降三箇年繼續事業として工費二百萬圓を投じ國防道路の改修に着手し目下鋭意施工中である。以上本府に於て直轄施行するもの外窮民救済、時局應急、地方振興等の土木事業を起して地方公共團體に國庫補助を與へ、地方交通上急務を要する道路の改修及補修を行

はしめて居る外昭和十三年度より國庫補助の下に總工費一千萬圓三年計畫を以て金山道路の改修に着手してゐる。昭和十三年十一月末に於ける一二等道路改修延長は國庫補助及夫役施行に依るものを加へて一萬一千七百二十杆餘、三等道路は一萬一千七百八杆餘に達して居る。

鐵道 國有鐵道 朝鮮に於ける國有鐵道の大部分は軌間一・四三五米の廣軌にして、明治三十二年京仁鐵道合資會社に依る仁川、永登浦間の營業開始を嚆矢とし、翌三十三年永登浦、西大門（京城）間竣功し茲に京仁線の全通を見た。次いで同三十八年一月京釜鐵道株式會社に依り京城、釜山間の開通を見るに至り、同三十七年臨時軍用鐵道監督部は日露戰役中京義線及馬山線の急設に著手し、馬山線は同三十八年十月、京義線は同三十九年四月竣功した。次いで同七月帝國政府は京釜及京仁兩線を買収して國有と爲し、同時に統監府鐵道管理局を設けて陸軍所管の馬山、京義の二線を其の管理に移し、同四十二年鐵道院に移管されたが、同四十三年總督府の設置と共に其の管理に歸した。其の後大正六年に至つて政府は其の經營を南滿洲鐵道株式會社に委託したが、時勢の推移に伴ひ同十四年再び總督府の直營となし昭和八年に至り北鮮方面國有鐵道の一部を滿鐵の委託經營に移して今日に及んで居る。尤も此の間既成線の改良に努むると共に新線の建設に意を注ぎ、湖南線、京元線、鎮海線、咸鏡線等々其の開通を見、更に別項の如く昭和二年度以降十二箇年の繼續事業として五線約一千四百杆の新線建設、五線約三百四十杆の私設鐵道買収及既設線の改良を計畫實施したる外新に白茂線、中央線の建設に著手し更に別項の私設二線を買収し鋭意鐵道網の普及を圖つて居る。然し右計畫と雖も帝國財政の現狀に鑑み最低限度の必要範圍に止めたる爲、國運の進展に伴ひ將來更に之を擴張せしむるの要を生ずべきは固より論を俟たないところである。

今昭和十四年三月末に於ける國有鐵道の現況を示せば左の通りである。

線名	營業里程 (里)	線名	營業里程 (里)
京釜線	五一九・九	京元線	七五・〇
京義線	六一〇・三	平元線	一五三・九
湖南線	二八五・八	滿浦線	三三六・八
京元線	二二三・七	惠山線	一四一・七
咸鏡線	五五四・五	白茂線	一〇〇・五
慶全線	二八六・八	合計	三、八三一・〇
全羅線	一九八・八	北鮮線	三二九・二
東海線	三四三・三	合計	四、一六〇・二

(備考) 北鮮線は昭和八年十月一日以降之が經營を滿鐵に委託して居る。

昭和二年以降計畫 朝鮮の開発は一に交通機關の普及に俟たねばならないことは今茲に多言を要しなからず。總督府に於ても從來鐵道の普及促進に對しては營々努力し來つたが、之が延長を本州、北海道及臺灣に比較するに、其の密度に於て未だ及ばざること甚だ遠い状態に在る。而して朝鮮の面積は本州の約九割五分に當り、其の有する資源は内部山地に於ける無限の水力及低廉なる勞力と相俟つて、各種産業の前途極めて好條件を具備するに拘らず、産業の未だ見るべきものなきは、主として鐵道普及の密度の甚だ稀薄なるに因るのである。故に總督府に於ては昭和二年度以降繼續事業として新線の建設、私設鐵道の買収及既設線並に車輛の改良を計畫した。

先づ新線路の建設は比較的小額の經費を以て其の効果の大なるものを選び、既設計畫たる平元線に圖們、惠山、滿浦、東海、慶全の五線を追加せしが、之等は概して拓殖鐵道の使命を果すを第一義として居る。次に私設鐵道の買収に付ては別項記載の五線中、慶東、全北及圖們線、合計二百三十三里七分は軌間〇・七六二米なる爲、買収後之を國

有鐵道同様一・四三五米に改築することとし、昭和二年度以降順次買収を實施し同六年度を以て終了した。又既設線は概して開設當時の運輸狀態に適應せしめ速成を期したる爲、運輸量の増加に伴ひ改良を要するもの多いが、差當り本計畫に於ては(一)既設線に於ける停車場及機關庫並に諸設備の改良(二)各線に於ける重軌條取替、必要區間に於ける複線及複々線の建設、線路基面上昇、橋梁、隧道の補強及曲線の緩和(三)枕木及電柱等の防備設備、信號所及通信線の増設、船車連絡及貨物集配上必要なる諸設備、工場設備の擴充(四)各種車輛の建設、改良及増備等眞に緊急巴むを得ないもののみを擧げたのである。

尙總督府は北鮮開拓事業計畫に於て資源の開発、移民、興業の目的を達する爲に白茂線(白岩、茂山間狹軌一八八里)を新設し、惠山線(白岩と私設茂山線とを連結せしめんと)として昭和七年度以降六箇年間繼續事業として工事を開始し更に慶尙北道、忠清北道、江原道及京畿道の四道に互る豊富な鑛産、農産及林産の開発を圖る外、地方産業の發達を促進すると共に近時激増せる京釜線の輸送を緩和せん爲、京釜本線と東海岸との概ね中央部を縦貫する中央線(永川、東京城間約三百五十八里六分)を昭和十一年度以降五箇年間に之を竣成せしめんと目下工事進捗中である。

新線の建設

平元線	西浦・高原間	二二三・七分	(昭和十一年十一月一日迄に西部に於て西浦・陽徳間一二三里九分、又乙間一七里六分及節坪・直洞間六里三分を工事中)
滿浦線	順川・滿浦橋中心間	三〇三・四分	(同十四年二月一日迄に順川・滿浦間二九九里九分開通し滿浦・滿浦橋中心間三里五分を工事中)
東海線	(安邊・遼・浦項間)	四七八・〇	(同十二年十二月一日迄に北部に於て安邊・襄陽間一九二里六分を又同十年十二月十六日迄に南部に於て釜山鎮・蔚山間七三里を開通し、襄陽・江陵間五〇里五分、正東津・五溪間九里八分及墨湖・北坪間七里を工事中)



第二編 外地 第九章 交通及通信

三七〇

慶全線	(晋) 州・全 州間	二二・六	(同十一年十二月十六日迄に全州・順天間一三三・二分を開通し營業開始と同時に全線の一部となる)
白茂線	白 岩・茂 山間	一八・〇	(同十一年十月十六日白岩・檢坪洞間一〇〇・五分を開通し檢坪洞・延社間三六・二分を工事中)
中央線	東京城・永 川間	三五・八・六	(同十三年十二月十日南部に於て永川・友保間四〇・一分を開通し、友保・東京城間三一八・五分を工事中)
合計		二〇二八・六	

私設鐵道買収

全北鐵道會社線(狹軌)	裡 里・全 州間	二五・三	(昭和二年十月一日實施同四年九月二十日廣軌改築完了と同時に營業里程を二四・九分改む)
朝鮮鐵道會社所屬	全南杆 松汀里・潭 陽間	三六・五	(同三年一月一日實施)
國們鐵道會社線(狹軌)	會 亭・潼關 嶺間	五九・六	(同四年四月一日實施)
朝鮮鐵道會社所屬 慶南線	馬 山・晋 州間	七〇・〇	(同六年四月一日實施)
合計		三四〇・二	

以上昭和二年以降十二年計畫に依るもの外、國有鐵道建設促進に伴ひ中間に介在する左記二線を買収した。

价川鐵道會社線(狹軌)	新 安州・泉 洞間	三六・九	(昭和八年七月十五日實施)
南朝鮮鐵道會社線	全南光州・麗水 港間	一六〇・〇	(同十一年三月一日實施)

北朝鮮鐵道の滿鐵委託、昭和八年八月國們線全通は茲に京城、雄基間の車輛の直通を可能ならしめ以て從來の不利不便を一掃したが更に京國線の竣工に伴ひ兩鐵道を南陽及上三峰に於て連絡することとなり、之が連絡運輸の關係上十月一日韓城以北の國有線三百二十八杆五分(公表營業料三二九・二)に對する業務を滿鐵に委託し其の經營を行はしむる事となり、滿鐵は更に雄基、羅津間十五杆二分の鐵道を建設開業し羅津港築港の完成と共に清津、雄基の二港と併せて東北滿洲一帯より輸送さるべき大量貨物に備へ、更に羅津及清津と新京間に直通列車を運轉し之等諸港を通し裏日本一帯との間の交通路の利用が股盛を極むるに至つたのである。

私設鐵道及軌道 朝鮮に於ける私設鐵道は國有鐵道の培養線として地方開發に貢獻し昭和十四年三月末に於て開業線有する會社數十社(外に借上營業中のもの三社七杆六分、之が延長一千二百五十二杆四分に達し、尙目下建設すべき免許線有する會社數十社であつて之が杆數七百七十二杆九分、免許會社數十七社、總免許杆は二千二十五杆三分に達して居る。總督府は之に對し、各種の援助を爲し開業線を有する六社には朝鮮私設鐵道補助法に依る補助金を交付して居る。又軌道は京城、平壤、釜山の三箇所に電車を運轉し其の他を合して昭和十四年三月末現在の經營者五開業線延長は八十一杆四分に達して居る。

連絡運輸 京釜鐵道の開通と同時に山陽、九州各鐵道及東海道線との間に連絡運輸を創始し、爾來漸次鮮内各私設鐵道其他に及びし、現在に於ては内鮮共一部の線路を除く外各驛と旅客、手小荷物、貨物の連絡を實施して居る。而して下關、釜山間の連絡は現在定期船三艘が晝間八時間にて又二艘が夜間七時間三十分にて關釜間海上二百四十杆を航海して居る。又川崎汽船會社の汽船は麗水港を經由し下關港及鐵道省線特定期と旅客貨物の連絡運輸を、澤山商會の汽船は釜山經由局線特定期と大阪、神戸、下關、門司の各港間に貨物連絡運輸を爲し、其の他の汽船で内鮮連絡運輸に従事するもの多く眞に一衣帶水の感が深い。



國際連絡 鮮滿間の鐵道は同軌幅なる關係上、先づ滿鐵線と連絡し釜山、新京間及釜山、北京間に直通列車を運轉する外、南北滿洲並に西比利亞を經由して歐洲各地に達する國際交通の要路としてソビエト聯邦、エストニア、ラトヴィア、リトワニア、ポーランド、獨逸、佛蘭西、英吉利、ネエツコスロヴァキア、ベルギー、伊太利、瑞典及和蘭の各主要地間に連絡乗車券を發賣して居る。滿洲との連絡は大正二年京奉鐵道との間に實施せられたるを嚆矢とし、其の後滿洲國の建設に伴ひ其の國有鐵道と昭和九年八月十日より、朝鮮國有鐵道及鐵道省線との間に旅客、手荷物、取扱を開始し、又中華民國との連絡は大正二年十月より北寧、平綏、平漢、正太、津浦、京滬及滬甯甯海線並に膠濟の各線との間及關係汽船會社を加へて日中聯絡乗車券の發賣及割引扱を爲し來たが、滿洲事變以來一時其の取扱を中止せるも新に今回の支那事變を契機として昭和十三年十月一日より鐵道局、鐵道省、滿鐵、大阪商船、近海郵船(日本郵船に合併)、北日本汽船、日本海汽船(北日本汽船に合併)及大連汽船航路と北支事務局(華北交通)線間に聯絡運輸の取扱を爲すに至り、依つて日中國際旅客及手小荷物聯絡運輸協定は解消した。

貨物は滿鐵線の外、吉長、吉敦、四洮並に舊北滿鐵道と連絡運輸を爲して居たが、昭和八年滿洲國有鐵道が擧げて滿鐵の委任經營となり、鐵路總局の所管となるに及び其の連帶取扱驛を擴げ、次いで同十年三月、北滿鐵道が鐵路總局線に編入されたるに付全滿的に其の連絡範圍が擴張せられた。中華民國の聯絡運輸は昭和十二年五月十五日より北寧鐵道管理局線着貨物の取扱を開始し、次で昭和十三年十月一日より鐵道局、鐵道省、滿鐵、大阪商船、近海郵船日本郵船に合併)阿波國共同汽船航路と北支事務局(華北交通)線間に聯絡運輸協定が成立した。

港灣 統監府時代既に釜山外十港に對し四百萬圓を投じて應急的稅關設備を行つたが、其の内釜山、仁川、鎮南浦の如き主要港では工事中にして併合となつた爲、總督府に於て其の竣工を施行すると共に、更に其の規模を擴大し

て水陸連絡設備を大成する計畫を樹てて之を施行し、次いで大正四年度以降の繼續事業として元山港、同十一年度以降の繼續事業として清津及城津港、同十五年度以降の繼續事業として群山、木浦、多獅島及雄基港の修築、昭和四年度より仁川及鎮南浦港の擴築、昭和八年度より城津港貯木場、清津の漁港設備、昭和十年度より釜山港北防波堤、仁川港第二船渠及麗水港防波堤の築設、昭和十一年度より釜山、馬山、城津、多獅島港の擴築、昭和十二年度より西港防波堤の各工事を起したが、元山、清津、城津、群山、木浦、多獅島、雄基(第一期工事)仁川(擴築)鎮南浦(擴築)、城津(貯木場設備)馬山及清津漁港等の各工事は既に完了し、目下仁川(第二期工事)、釜山、麗水、城津、多獅島、墨湖及清津西港(防波堤工事)端川の各工事を施行中である。尙港灣維持設備として昭和九年度に於て雄基港に岸壁其の他の設備を施し昭和十一年度を以て完成した。南滿洲鐵道株式會社は總督の免許を受け、京圖線の開通に伴ふ終端施設として羅津の築港を施行しつつあるが、更に清津、雄基兩埠頭の施設をも該社に使用せしめ、以て今後に於ける大量物資を吞吐する終端施設の完璧を期して居る。港灣の管理、維持及費用負擔等の區分に關する統一的制度は未だ確立したるものなきも、開港に於ける施設は國費を以て之を施行し、開港以外の地方港、漁港等に就ては地方公共團體の施設經營に任せ、總督府は緊要の程度に應じ相當補助金を交付して其の完成に努めて居る。

現在朝鮮に於ける港灣の主なるものは開港たる仁川、群山、木浦、釜山、鎮南浦、新義州、龍巖浦、多獅島、元山、清津、城津、雄基及羅津の外地方港を合せ百五十六港である。

海軍 一般施設 朝鮮に於ける海軍行政は併合當時に在つては、其の事務區々に分れ事務統制上種々支障があつたが、明治四十五年海軍事務は擧げて遞信局下に配屬せしめ、越えて大正三年海軍法規を整備統一すると共に海員審判所官制を公布し、一審制度に依る海員審判の事務を開始した。次いで同八年海員養成機關として仁川に海員養成所を



設置、昭和二年には之を領海へ移轉し、昭和十一年に於ては海員審判制度を改正し二審制を施行した。其の他逐次必要に應じて海事法規を制定改廢し、昭和十年羅津海事出張所を、昭和十二年に群山海事出張所を新設し海事に關する行政の進歩改善を圖ると共に海運事業の發達に資せんとして居る。

海運 舊韓國時代に於ては小規模なる海運業者が個々に分立して居つた爲、節制ある航海を遂行せしむること能はざりしが、明治四十五年總督府の勸奨に依り資本金三百萬圓の朝鮮郵船株式會社の成立を見、同年度以降三箇年を期して沿岸定期航路釜山、雄基線外八線の航海遂行を命令し、初めて沿岸航路を統一し其の整理改善の基礎を築いた。

爾來著々新線の開設整理に努め昭和十四年四月一日現在に於ける定期航路の主なる經營者は朝鮮郵船株式會社、鴨綠江航運株式會社、川崎汽船株式會社、大阪商船株式會社、九州郵船株式會社、島谷汽船株式會社、朝鮮汽船株式會社、阿波國共同汽船株式會社、日本郵船株式會社、北日本汽船株式會社、南洋海運株式會社及鐵道省等である。

尙時局下海運統制の諸方策に順應する爲昭和十四年十二月朝鮮海運業者にして近海航路の經營に従事するもの二十餘社相寄り朝鮮海運業組合を結成し、總督府指導の下に朝鮮海運の圓滿なる發展に邁進しつつあるが、朝鮮沿岸航路經營者に於ても漸次地域別に之が組合の結成を見つつある。

船舶 總督府設置當時に在つては船舶原簿に登録せられたる船舶は汽船、帆船を合せて八十八隻、九千三百餘噸に過ぎなかつたが、明治四十五年海事行政を選信局の所管に統一し、著々海事法規の整備統一を見るに至つた爲置籍船舶の増加亦著しく、大正三年度末に於ては一躍登簿船三百三十隻、二萬二千餘噸を算し、更に其の後歐洲戰亂の影響を受けて異常なる膨脹を示したが、平和克復と共に海運界の沈衰を來し一頓挫を免れなかつた。然しながら近時朝鮮沿岸各地の海運事業の勃興に伴ひ汽船の増進又は商人を爲す者多く、益々増加の傾向を誘致して居る。尙海事制度と

して現在制令を以て定めたる朝鮮船舶令、朝鮮船舶積量測定令、朝鮮水先令、朝鮮船員令、朝鮮船舶職員令、朝鮮海員懲戒令、朝鮮船舶検査令等存する外、海上に於ける船舶衝突の豫防に關しては内地の海上衝突豫防法を施行して之が取締に付遺憾なからしめた。右の中船舶安全取締法規の根幹たる朝鮮船舶検査令は、内地の船舶検査法に大體依つたものであるが、内地に於ては同法の制定以來既に長年月を閲し、現下船舶界の實情に副ひ難き憾があつたのに鑑み、且つは輒近倫敦に於て署名せられたる海上人命安全條約及國際滿載吃水線條約を實施する準備として從來の船舶検査法、船舶滿載吃水線法、船舶無線電信施設法等に代へ船舶安全法を制定し昭和九年三月より之を實施した。従つて朝鮮に於ても船舶検査令改正の必要に迫られたる外、從來實施を見ざりし船舶滿載吃水線法及船舶無線電信施設法の二法規も漸く之が實施の適當なる時期に到來せる爲、内地の船舶安全法の内容を其の儘取り入れたる朝鮮船舶安全令を制定し、海上に於ける船舶安全取締の徹底を圖ることとした。

右制令は昭和十年一月十二日に、施行規則其の他の附屬法令は同年二月二十三日に之が發布を見、同年三月一日より孰れも施行せられたが、之に依り朝鮮に於ける海事制度は内地と殆んど同一水準に達したるものと稱することが出来る。

航路標識 朝鮮に於ける航路標識は昭和十四年五月末に於て夜標二百二基、晝標百四十二基、霧信號二十九基、無線方位信號所十六基、計三百八十九基で、之を朝鮮の海岸線一萬七千二百七十軒に對比すれば、夜標の一基當り海岸線は八十五軒の割合である。之を併合初年度の夜標(五十九基)二百九十三軒に一基の割合に比較すれば著しき進歩を示せるが、歐洲諸國の海岸線四軒乃至十九軒、支那の五十軒及内地の三十五軒に一基を有する割合に對比すれば、其の配置、内容共に尙甚しき遜色がある。朝鮮は三面海に臨み且つ灣曲出入の甚しき爲、海岸線は頗る膨大なるのみ

ならず、沿岸は暗礁砂洲の多きこと、潮流の急激複雑なること及海霧の發生頻繁なること等に於て世界難航路の隨一に位し、従つて海難船舶續出して年平均二百八十隻に達する。是等海難の原因は種々あるが主に航路標識の不備に起因せるは遺憾である。總督府に於ては夙に此の缺陷を認め、官民の請願等を參酌し、尙經費の關係をも考慮して最も急設の必要ありと認めたるものより順次之が増設を爲し、船舶運航の安全に資せんとして居る。昭和十四年五月末現在に於ける航路標識の分布状態を示せば左の通りである。

沿岸別	夜標		昼標	霧信號	方位信號所	合計
	燈	其ノ他				
東海	五八	一七	九	九	三	九六
南海	三一	二五	三六	六	五	一〇三
西海	三八	三三	九七	一四	八	一九三
計	一二四	七五	一四二	二九	一六	三八九

(備考) 本表には地方廳及公共團體の施設を含む。

**航空** 朝鮮に於いては航空法及其の附屬法規は昭和二年六月一日より施行せられ、朝鮮に於ても航空機の検査、登録、乗員の考査其の他航空に關する一般の監督及取締並に航空事業の保護獎勵等諸般の事務を執行することとなつた。朝鮮は國際航空路の要衝たるのみならず、大日本航空株式會社の内鮮滿連絡飛行に於ても航程其の三分の一以上を占め、滿洲航空株式會社に於ては新京清津線を開始せる關係上、航空事業發展の基本を成す航空路の施設は寔に焦

眉の急に迫られて居る状態であるが、航空路の諸設備は多額の費用を必要とする爲、財政の關係、施設の緩急等を考慮し漸を追ひ之が完成を期することとし、先づ其の第一著手として飛行場並に其の附屬設備、航空標識の設置及航空用通信設備等を施した。即ち飛行場は京城、蔚山、新義州、清津、大邱、光州及咸興に之を設置し、京城及蔚山飛行場は昭和四年五月に開場し同年九月に其の事務を開始せしが、新義州飛行場は昭和八年三月に開場し同年六月に其の事務を開始し、清津飛行場は昭和十年十二月に開場と同時に、又大邱飛行場は昭和十二年一月事務を開始し昭和十三年五月より光州飛行場を設置し、同時に事務を開始し、同年十月より咸興飛行場を設置と同時に事務を開始した。尙昭和七年度に於て農村振興事業費として總經費二十萬圓を以て京城飛行場に滑走路の構築、連絡道路の改修を行ひ其の面目を一新した。又航空用通信設備として昭和五年七月蔚山に、同十一年一月に新義州に航空専用の無線電信局を設置し、京城無線電信局に受信設備を施した。更に昭和十三年度には清津、大邱及江陵にも同様の無線電信局を設置した。航空標識として航空路主要の地點に航空燈臺及地上標識を設置してゐる。

朝鮮に於ける民間航空事業は其の實績の見るべきもの寔に少かつたが、昭和三年十月政府補助の下に成立したる日本航空輸送株式會社は、昭和四年四月一日より内、鮮、滿相互間の郵便物及貨物の定期航空輸送を開始し、同年九月十一日より旅客の輸送を併せて開始した。朝鮮内に於ては大邱、京城及新義州に寄航、毎日一往復を運行しつつあり、昭和十三年十一月三十日大日本航空株式會社設立せられ十二月一日より従前の日本航空輸送株式會社の業務を引き継いだ。滿洲航空株式會社は昭和六年十二月二十八日より新義州に、同十年十二月三日よりは清津に乗入を爲して居る。慎航空事業社は昭和十一年九月十二日附を以て京城、裡里間定期航空、遊覽飛行及タクシー飛行の許可を得、京城、裡里間は同年十月十三日より毎週一往復の運航を開始し、同十三年五月より之を光州に延長し、現在は毎週三往

復に爲つてゐる。又同社に於ては昭和十二年より朝鮮沿岸(北、東、南)の漁群探見飛行を實施し相當の成績を擧げつつあり、尙昭和十三年十月より威興飛行場設置と共に京城清津間定期航空を實施の豫定であり、又蔚山飛行場は同年十月より廢止し單に不時着陸場としてのみ存置する事にとどめる豫定である。而して近時内外航空界の異常なる發達に伴ひ、航空事業勃興の機運著しく促進せられ、従つて民間航空事業も亦將來益々發達するものと思惟せられる。

昭和十三年十月現在に於ける民間航空事業者は左の通りである。

大日本航空株式會社支所	一	滿洲航空株式會社支所	一
同 出張所	五	同 出張所	一
同 營業所	一	同 出張所	二

通信 我國が朝鮮に於て通信事業を經營せしは、明治九年釜山の開港に際し同地に郵便局を設置したるに始まる。爾來居留民の増加に伴ひ、同十三年以降遂次元山、仁川、京城其の他の開港地に郵便局又は郵便局出張所を開設した。然しながら其の業務の如きは單に通常郵便のみの取扱に過ぎなかつたが、明治十三年には郵便爲替、郵便貯金を、同三十三年には書留小包郵便をも取扱ふに至り漸次業務の擴張を圖つた。

韓國政府に於ても明治二十九年帝國政府の制度に倣つて郵便制度を布き、同三十三年萬國郵便聯合に加盟して其の形式を備ふるに至りしも、機關及事業の經營の極めて不完全なりし爲其の整備を期することとし、明治三十八年七月我國の管理に委託せられ、之を兩國共通の組織として其の改善擴張を圖つた。而して總督府始政後に於ては各地の發展に應じ、政治上其の便宜を考察して財政の許す限り整理擴張を行ひ、今や收支の如きも順調に保持し永遠の基礎を確立するに至つた。

昭和十三年度末に於ては郵便局八十八(外に分室二)、出張所二、電信局十一、電話局一(外に分局二)、郵便所八百九十三(外に出張所十一)、郵便取扱所三十一、電信取扱所百四十七(外に出張所三)、電信電話取扱所十二、合計一千八百八十三(外に分室二十一、分局二、出張所十五)となり、明治三十八年通信機關合同當時五百五十九方料に一局所の割合であつたが、今や百八十六方料に一局所の割合となるに至つた。

郵便 明治四十四年郵便法施行に關する諸規定を發布するに及び普通小包郵便を取扱はざる外全然内地と同一となつた。而して更に郵便線路の擴張に努め、今や二、三の僻地を除く外少くとも一日一回郵便物の集配を見ざる所はない。殊に軌道營業自動車を利用して郵便物の運送を開始したる結果、著しく送達日數を短縮し、又郵便物の集配方法等に於ても極力之が整理改善を圖り、一面一般朝鮮人の通信思想も逐年發達し、其の通常郵便物の如きも昭和十三年度に於ては引受三億五千四百五十五通、配達三億八千五百三十三萬五千九百六十三通の多き上つて居る。外國郵便事務は從來遼信省の掌理に屬せしが、大正十一年以降萬國郵便條約に基き朝鮮は單獨の一郵政廳を形成し、昭和十三年度に於ける外國通常郵便物の取扱は引受九百二十五萬八千四百五十四通、配達九百七十二萬五千八百八十通に達して居る。

電信 大正十四年十月及同十五年十一月、内外電報の規定を改正して世運に適應せしめた。又電報取扱局所も逐年増設し、明治三十八年通信合同當時四十四箇所なりしを、昭和十三年度末には千二十九箇所に増加した。尙又明治四十四年七月より鐵道停車場電信取扱所以外の電信局所をして諺文電報の取扱を爲さしめ、同四十五年より主要鐵道停車場に於ける電信取扱所をして歐文電報をも併せ取扱はしむる等、施設の擴張充實を行ふと共に電信回線は逐次之が整理改善に努め、電信機器類の整備並に回線の新増設を實施したる結果、國際通信を始めとし、朝鮮内各主要地は勿

論朝鮮對内地相互間に於ける通信は著しく利便を増進した。而して昭和十三年度に於ける電報回数は發信一千七百七十一萬五千七百五十五通、著信一千四百四十八萬七千三百三十二通に達して居る。

無線電信 無線電信は明治四十三年三箇所の燈臺に之が施設を爲し各燈臺間の通信、近海を航行する艦船との警報通信及海難救助等の用に供したるが、大正十二年龍山陸軍無線通信所の移管を受け之を京城無線電信局と爲し主として對船舶公衆通信を取扱ふこととした。次で木浦、濟州、釜山、鎮南浦、清津及江陵にも此の種海岸無線局を設置し海陸通信連絡上寄與する處大なるものがある。右の内京城、清津、木浦及濟州の各無線局は固定局として京城無線電信局に於ては東京、大阪、廣島、大連及清津、清津無線電信局に於ては大阪、京城、又木浦無線電信局に於ては濟州との間に夫々無線連絡に依り一般電報の疏通を圖つて居る。尙右の外蔚陵島に固定無線局を設置し江陵との間に常時連絡をなしつつあるの外蔚山、新義州、大邱、平壤及咸興には航空通信専用の無線電信局を設置して居るが航空路の新設、海運事業の充實に伴ひ更に江陵、蔚陵島、秋風嶺及元山の各地にも同様の無線局を新設すると共に京城、清津及新義州に於ける既設設備の擴充を爲し航空通信網の整備を圖ることと爲つて居る。

電話 明治三十八年通信機關引繼以來毎年電話回線の整備擴充を行ふと共に通話區域も亦漸次擴張を見るに至つたが、特に大正十四年度に於て京城奉天間外三區間の鮮滿間通話を開始したるの外、昭和八年一月より京城大阪間外十五區間の内鮮間通話をも開始し爾後漸次擴張した結果、引繼當時十六區間に過ぎなかつた通話區域が昭和十三年度末に於ては一萬二千九百六十九區間の多きに達し全く昔日の面目を一新するに至つた。

放送無線電話 朝鮮に於ける放送無線電話は大正十五年十一月社団法人朝鮮放送協會の前身たる京城放送局の設立を許可せられ昭和二年二月より電力一「キロワット」の單一裝置を以て内鮮兩語の放送を開始したが、其の後内地其の

他に於ける放送業界の異常なる發展を遂げつつある狀況に鑑み規模を擴大し、昭和八年四月より電力十「キロワット」の二裝置を以て内鮮兩語の二重放送を開始するに至つたが、更に昭和十二年九月より京城中央放送局第二裝置の電力を五十「キロワット」に増大した。而して全鮮的に聴取施設を簡易化せしむる目的を以て放送無線電話網計畫を樹て、下記の如き施設の擴充を爲した。昭和十年九月より電力百五十「ワット」に依る釜山放送局の放送開始を爲したが、昭和十二年六月より同局の電力を二百五十「ワット」に増大し、又昭和十一年十一月には電力五百「ワット」に依る平壤放送局の二重放送を開始し、昭和十二年六月には電力十「キロワット」に依る清津放送局の放送を、次いで昭和十三年十月には五百「ワット」に依る裡里放送局及電力二百五十「ワット」に依る咸興放送局の放送を開始し、更に昭和十四年十二月咸興放送局に二百五十「ワット」の第二放送を増設した。

因みに昭和十四年十二月末現在に於ける聴取者数は内地人八萬六千七百九十九人、朝鮮人六萬四千四百六十五人、外國人五百七十三人、合計十五萬一千八百三十七人に達してゐる。

郵便爲替貯金 通信合同當時に於ける爲替貯金取扱局所数は、全鮮を通じて僅かに三十に過ぎなかつたが、通信事務の引繼を了るや全鮮各地に七十二箇所の爲替貯金取扱局所を増設し、明治四十年郵便貯金及郵便爲替事務を選信省より統監府通信監理局に移管して漸次制度の改善に努め、今や爲替貯金業務取扱局所は一十一に達して居る。

先づ内國郵便爲替に付て見るに、明治三十六年民間金融の圓滑を圖る爲、高額爲替振出の制度を設けしより年々業務の發達を來し、殊に大正四年以降鑛業の勃興、輸移出品の激増、戰時用品引受等の爲金融益々繁劇を加ふるに及びて取扱高は著しく膨脹し、昭和十三年度に於ては其の受拂高三億六千三十五萬餘圓に達して居る。

次に外國郵便爲替事務は明治十三年當時に在つては僅かに英領香港政廳との間に交換したのみであつたが、明治十

四年英國との交換を開始し同十八年佛國との交換約定成立するや、萬國聯合郵便爲替約定に加盟し、逐次他の各國とも交換を開始するに當り、次いで大正十四年以降、朝鮮も一箇の郵政廳として投票權を有するに至つた。而して其の受拂高は歐洲大戰中一時減退し、其の後漸増の趨勢を呈したが、大正十二年中華民國との交換を開始するに及び俄に受拂高を増加し、昭和十三年度に於て一千十一萬餘圓に達して居る。尙昭和九年八月より日滿間に小爲替の交換を開始したが、昭和十年十二月日本國及滿洲國間に締結せられた日滿郵便條約に依り全面的に改正を加へ昭和十一年一月より日滿郵便爲替として小爲替、通常爲替及電信爲替を開始し之が受拂高も漸次増嵩し昭和十三年度に於て一千五百三十一萬圓に達して居る。

郵便貯金は通信合同當初は一般民衆の貯蓄思想乏しく且貯蓄機關の缺如し居りたりし爲其の發展も洵に微々たるものであつたが、其の後官民の協力と經濟狀態の發達と共に伴ひ逐年預金額及預け人員の増加を見、殊に昭和十二年七月支那事變勃發するや、全鮮民衆の時局認識に因る貯蓄報國の實が大いに現はれ、昭和十三年度末に於ては預け人員五百三十八萬餘人、預金額八千七百二十七萬餘圓に達した。

又郵便振替貯金は明治四十三年京城に、昭和二年釜山に、昭和十四年平壤に各振替貯金口座を設置して本制度の利用方法及利便特徴を一般に周知せしむる途を講じ、又昭和十二年十二月電信振替制度を創設し、其の送金の迅速を期す方途を講ずる等、利用者の便益に供し健全なる發達を遂げ、殊に一般經濟界の發達と利用者の増加と相俟つて著しく膨脹し、其の口座受拂年額は昭和十三年度に於て十五億三千八百三十五萬圓に上つて居る。尙昭和十一年十二月より日滿間に郵便振替の交換を開始し、相互間に於ける大衆的送金機關の整備擴充に付大いに裨益して居る。

朝鮮簡易生命保險 朝鮮に簡易生命保險を實施する計畫は、大正元年頃に其の端を發したが、爾來幾多の迂餘曲折

を経て漸く昭和四年二月、第五十六回帝國議會に於て關係法律案、豫算案の通過を見、同年十月一日より實施せらるるに至つた。本事業は實施以來極めて良好なる成績を示して來て居るのであるが、殊に今次事變勃發後は貯蓄獎勵運動の徹底に伴ひ急激なる發展を爲し、昭和十三年度末に於て契約件數百九十四萬餘件、保險金額三億五千七百餘萬圓を算して居る。之が昭和十三年度に於ける成績は左の通りである。

事業成績表

種別	件數	金額
年度始現在契約	一、三三二、九六五件	二、三〇、九一八、六二四圓
新契約	八七〇、八〇〇	一、五七、三七六、二七四
復活契約	六、四四九	一、一七七、三七一
復保險支拂の事由發生したる契約	二九、一六三	五、五四四、二六四
其の他の事由に因り消滅したる契約	一、二四、五七七	二六、二六七、二三三
年度末現在契約	一、九四六、四七四	三、五七、六六〇、七七二
純増加契約	七二三、五〇九	一、二六、七四二、一四七
年度始積立金		三七、三六〇、八六八
收入保險料		一九、〇三二、四一四
收入諸利息		一、六九六、〇四七
雑収入		五五、〇四二

支拂保險金	三、四五六、九九九
支拂還付金	三三六、六〇〇
支拂業費	三、七六二、三四七
年度末積立金	五〇、五八八、四二四

**積立金の運用** 本事業の積立金は朝鮮總督の管理する所にして、其の運用方法は規定に依り保險契約者に貸付くる場合の外、國債にて保有するか又は預金部に預入することとなるが、此の預入額を限度として、之を朝鮮に於ける公共團體又は營利を目的とせざる法人若しは組合に對して低利で融通し、資金の地方還元を圖つて居る。

昭和七年本資金の融通を開始してより、昭和十四年五月末日迄の融通内定ものを併せ三千四百八十九萬餘圓に上り、朝鮮に於ける教育、産業、交通及衛生等各方面に互つて其の公共的又は社會政策的事業に貢獻するもの蓋し尠からざるものがある。昭和十四年五月末現在に於ける積立金運用状況は左の通りである。

公共貸付額	二〇、八〇四、五三八圓	契約者貸付額	一、二八四、四六一圓
地方債引受額	八、三二七、四七二	預金部預金額	一三、五九七、八五三
債券引受額	三、〇四八、七〇〇	合計	五〇、五八八、四二四
國債保有額	三、五二五、四〇〇		

第二節 臺灣

道路 古來臺灣の習慣として、官廳は殆んど道路施設に關與することなく、富豪等の篤志經營に委すべきものと看

做され來つたが、明治二十八年我が工兵隊の手に依り南北縦貫の軍道を開鑿したのを嚆矢として、同三十三年には道路設備標準を定め、地方廳管内の住民に其の改修を奨勵し、更に同三十八年以降内地の國府縣道に該當すべき重要道路約二千七百五十軒を指定して改修せしが、現在此の指定道路は約三千四百六十五軒に達して居る。指定道路の路面は最近に於ては大部分が有效幅員五米以上に擴張されしが、何分急造なる爲路面軟弱にして橋梁、暗渠等の構造物完備せず、今後の施設に俟たざるべからざるものが極めて多い。本島道路の根幹を成し、交通上多大の利便を與ふることを期待せられるものに基隆、屏東間四百六十一軒の縱貫道路がある。本道路は大正八年以來國費を以て改修に著手し、現在に於て濁水溪附近を除き自動車交通可能となり、昭和十六年末迄には全部の工事を完了する豫定である。昭和五年度には各州管内の指定道路の内重要なる路線約一千四百八軒を選定して、之を昭和十五年度迄に有效幅員五米乃至九米に改修する國庫補助の州費事業を起せしが、本事業の開始に依つて本島の道路施設は急激に進展した。尙道路と關係を有する自動車運輸事業は、昭和十四年度末に於て經營者九十七名(交通局營バスを含む)、營業線路數三百九十一線、營業線程五千二百五十軒を算するが自動車の普及状態は他に比し尙著しく劣つて居る。各年末に於ける道路の状況は左の通りである。

道路状況

年次種別	三米六三未満	七米二七未満	七米二七以上	計
昭和九年末	六、七四三・三	四、九三九・二	四、二二三・二	一五、九〇五・七
昭和十年末	六、九三七・六	五、一〇七・七	四、四五五・八	一六、五〇一・一



同	十一年末	六、六三八・四	五、二二九・三	五、二二二・〇	一六、九九七・七
同	十二年末	六、二七三・七	四、九八一・九	五、七〇七・三	一六、九六二・九
同	十三年末	六、一六四・六	五、二二五・四	六、二七四・一	一七、六七四・一

鐵道 國有鐵道 我が領有當時に於ては清國の敷設せる基隆、新竹間百軒の不完全なる鐵道ありしに過ぎざりしが、領有後著々鐵道敷設計畫を進め、先づ縱貫線の竣成に次いで幾多支線の開通となり、更に東部線の全通を見るに至つた。而して國有鐵道の概況を示せば左の通りである。

- (イ) 縱貫線 基隆、高雄間四百五軒九、明治三十二年起工、同四十二年開通、複線は大正八年四月臺北、基隆間が竣成せしが、將來之を縱貫線全線に及ぼす必要あり、昭和二年度より同十年度に至る繼續事業として臺北、竹南間及臺南、高雄間の工事に著手し、既に之が竣成を見た。
- (ロ) 淡水線 臺北、淡水間二十二軒四、縱貫線竣成前に開通。
- (ハ) 潮州線 全長四十七軒、高雄、九曲堂間は縱貫線竣成前に開通、九曲堂、屏東間は、大正元年十二月、屏東、溪州間は、大正十二年十月開通。
- (ニ) 臺東線 花蓮港、玉里間は、大正六年十一月、玉里、關山間は、同十五年三月開通し、一方大正十一年四月に私設の臺東關山間を買収して茲に花蓮港、臺東間百七十三軒が完成した。
- (ホ) 宜蘭線 基隆、蘇澳間九十八軒八、大正十三年十二月全通。
- (ヘ) 臺中線 竹南、玉田間九十一軒四餘、元縱貫線として開通したが、大正十一年十月海岸線(同區間)開通の結果之

を縱貫線に編入し、本線を臺中線と改稱した。

- (ト) 集集線 二水、外車埕間二十九軒七、元私設にして昭和二年四月買収。
- (チ) 平溪線 三貂嶺、菁桐坑間十二軒九、元私設にして昭和四年七月買収。
- (リ) 阿里山鐵道 嘉義、新高口間八十二軒餘、阿里山迄は大正元年十二月、阿里山、新高口間は昭和九年三月全通。是れは營林所所管の森林専用鐵道であるが、一部分は營業線の様に貨客の便乗取扱をなしてゐる。
- (ヌ) 羅東森林鐵道 羅東、土場間三十七軒餘、大正十三年全通、是れは營林所所管の森林専用鐵道であるが貨客の便乗取扱をなしてゐる。

尙中央山脈に依つて阻隔されたる東部地方の文化及資源開發の爲、臺灣一周及橫斷鐵道の建設は將來に残された問題である。

總督府は臺灣に於ける鐵道、自動車相互の經濟的經營と其の統制連絡とを圖る目的を以て、大體國有鐵道併行線、鐵道建設豫定線等に於ける乗合自動車事業は之を國營とするの方針を採り、昭和八年度に於て先づ北部基隆、新竹間及臺北、淡水間百三十四軒の兩路線、昭和九年に於て中部豐原、二水間及苑裡、南王田間百二軒の路線、昭和十一年に於て南部嘉義、高雄間百五軒の路線に於て自動車營業を開始し、其の他は順次之が營業を開始するの豫定である。因みに昭和十三年度に於ける自動車營業成績は、乗車人員八百二十萬七千四百七十四人、收入百三十八萬四千一百一圓支出百二十萬三千二百二十五圓である。

私設鐵道及軌道 私設鐵道は製糖業の勃興に伴ひ甘蔗輸送を主目的として發達したものである。明治三十九年創設以來主として中南部方面に普及した官鐵と相俟つて産業の開發に資して居るが大部分輕便用の〇・七六二米軌間で直



通連絡し得るのは極めて一部分に過ぎない。近來乗合自動車の勃興が官私鐵道の收入に影響するに促されて昭和六年十一月より兩者の連絡運輸を實施して居る。

私設軌道(所謂トロ)は手押の臺車に過ぎざるも、明治四十二年より到る所之が敷設を見、道路の不完全なる地方に於ては重要な交通補助機關として利用せられて居る。昭和十三年末の營業料數八百六十二に及んで居る。民營乗合自動車、臺灣に於ける乗合自動車事業(除官設)は、昭和十三年末現在に於て路線料程四千七百六十三にして鐵道、軌道と鼎立して重要な公共交通機關となり尙發展の途上にある。

海事 海運 我が領有前に於ける海運は英商ドグラス汽船會社が獨占し、淡水と安平とを起點として南支那との航海に當つて來たが、領有後總督府は海運助成の方針を樹て、大阪商船、日本郵船の二會社に毎年度補助金を與へ、内地及支那大陸方面に定期航海を開設せしめたる爲、外國船は終に廢航の已むなきに至つた。爾來臺灣の修築、貿易の發展に伴ひ既設命令航路の整備改善、南洋方面命令航路の新設、自由航路の開始等あり、本島海運も亦漸く活況を呈せんとして居る。

尙海事制度としては從來律令を以て定めたる臺灣船籍規則、臺灣汽船検査規則、臺灣汽船職員規則、臺灣汽船職員懲戒規則等に依つたが、海運の發展に伴つて種々の不便を生じ、法制統一の必要が叫ばれるに至れる爲、相當の考慮を加へ、船舶法、船舶検査法、船舶職員法及海員懲戒法を施行するを適當とするに至り、又船舶滿載吃水線、船舶無線電信、船員及水路嚮導に關しては從來律令の規定を缺きたるも、是れ亦臺灣海運の現狀に照らし此の際併せて船舶滿載吃水線法、船舶無線電信施設法、船員法、船員最低年齡法及水先法を施行するを適當と認め、數年來之が施行方を手續中のところ、昭和六年十一月九日勅令第二百七十三號海事諸法臺灣施行令を以て之が公布を見、附屬法令の完

備を俟つて昭和八年五月二十五日より施行せらるるに至り、茲に海事諸法規は初めて内臺共通となるに至つた。更に尙昭和四年及同五年に夫々成立したる海上に於ける人命の安全の爲の國際條約及國際滿載吃水線條約は、漸次重要海運國に於て之を採用するに至り、我國に於ても亦之を採用することとなり、此の條約の要求に應ずる爲、從來の船舶検査法、船舶滿載吃水線法及船舶無線電信施設法を廢止し、新に船舶安全法を制定せらるるに至つた。臺灣に於ては前記廢止の三法律は、海事諸法臺灣施行令に依り施行せられて居たが、之に代り制定せられたる船舶安全法は當然之を施行することとなり、昭和九年二月勅令第十四號を以て、海事諸法臺灣施行令中改正の件及府令第三號を以て船舶安全法施行に關する件が公布せられ、昭和九年三月一日内地と同時に施行するに至つた。尙今次支那事變に關聯し、海上に於ける一般交通運輸の調整を圖る目的を以て制定を見たる臨時船舶管理法は、内外地を通じ同時に施行せらるることとなり、之が施行に關し、昭和十二年九月勅令第五百五十二號を以て朝鮮及臺灣に於ける臨時船舶管理法の特例等に關する件及府令第十七號臨時船舶管理法施行に關する件を公布して、同年十月一日より施行せられた。又昭和十二年法律第七十九號を以て改正せられた船員法は、臺灣に於ても内地と同時に施行することとなり、昭和十三年三月勅令第三百三十六號を以て海事諸法臺灣施行令中改正の件及府令第二十七號船員法施行に關する件改正の件を公布し、同年三月二十八日より施行せられ、同時に船員最低年齡法は廢止せられた。

港灣及航路標識 臺灣は海岸線單調にして自然の良港と目すべきもの極めて少く、其の缺陷を補ふ爲計畫されたる工事中主なるものに基隆、高雄、新高港、花蓮港の築港、蘇澳、新港の漁港及馬公港修築等がある。

A 基隆港、臺灣と内地とを連絡する最も重要な港である。領臺當時は何等の設備なく、明治三十二年初めて築港計畫を樹て多少の設備を爲し、次いで同三十九年擴張計畫を樹て、大正元年、同九年、昭和四年、同十年及同十二年

に豫算を追加して工事を進め、爲に港灣の面目一新せるに至つた。當港の修築に着手してより昭和十二年度迄に支出したる經費の總額は約三千六百五十萬圓に上つて居る。昭和四年度より新に豫算總額一千百三十二萬圓を以て昭和十一年度迄の繼續事業として擴張工事を起し、昭和十年度より更に豫算總額七百七十九萬餘圓を追加して昭和十八年度迄の繼續事業に改めたが昭和十二年度よりは再度豫算三百二十四萬一千圓を追加して目下施行中である。

B 高雄港 南部第一の港で灣形良港であるが水深の浅き缺點がある。明治四十一年初めて修築工事を起し大正元年度、同十五年度、昭和四年度、同九年度及同十二年度に豫算を追加して工事を進め來つたが、昭和十三年度迄に支出したる經費は三千三百五十七萬圓に達し、昭和十七年度完成の豫定である。

C 新高港 臺灣西部海岸の中央部に肥沃にして廣大なる地域であり物産豊富で且附近に大なる電力資源を包蔵するので、之等資源を開發し一大商工業港築造の目的を以て昭和十四年度より臺中州大甲郡下の海濱を下し築港に着手するに至つた。第一期工事は豫算一千五百萬圓昭和十七年度に至る四箇年繼續工事である。

D 花蓮港 東部臺灣に一の商港を設ける計畫の下に、昭和六年度より修築に着手したものである。豫算總額七百十九萬四千圓を以て、昭和十四年度迄の繼續事業として目下施行中である。而して昭和十四年十月に於ては使用可能な状態に迄工事の進捗を見たるを以て之を一般の使用に供し十月二日開港の指定を受けるに至つた。汽船の同時繫船能力は三千噸級三隻である。

E 蘇澳漁港 臺灣北部漁場の中心地に近く、漁港として最適の位置を占めて居る。大正十年度工費六十六萬餘圓を以て修築計畫を樹て、大正十二年に至り完成したが、更に大正十四年に工費一萬四千餘圓を以て暗礁の除去等を行ひ、漁港としての施設は略々備はるに至つた。

F 新港漁港 臺灣東部の漁場に近く、工費其の他の修築條件が東部臺灣の海岸中最良なりし爲修築に着手したのである。昭和四年度に起工し同七年に完成した。其の工費は八十四萬餘圓、同時收容可能漁船數は大型約四十隻である。

G 馬公港 澎湖島の交通と水産業の發展に資する爲昭和十二年度より昭和十四年度迄の繼續を以て修築に着手したもので豫算總額は八十五萬圓である。完成の際には汽船、漁船、其の他雜船が突堤、浮標、又は船溜内に自由に繫留休泊が出来る。

次に航路標識は我が領有當時に於ては何等見るべきものも無かりしが、昭和十三年度末現在に於ける概況は左の通りである。

夜	標				燈		計
	燈	竿	燈	標	浮標	標	
二六	一〇	二	四	七	一	五	五
							六〇

航空 臺灣に於ては昭和五年五月内臺間航空連絡實施の要望に應ふべく逕信部に臨時航空調査掛を設置し内臺航空連絡實現に關する諸般の調査研究を開始し昭和六年第一回の試験飛行を實施し好成績を収むる處あり、其の後昭和七年十二月臨時航空調査掛を航空係に改めて機構を擴充し定期航空實施の本格的準備を進め昭和九年には準備飛行を實施し内臺間長距離に亘る海洋飛行の安全性並に確實性を實證し得たので臺灣總督府は逕信省と協同して昭和十年度に内臺定期航空輸送費を要求之が承認を得たので大日本航空株式會社に命じ昭和十一年一月より福岡臺北間一週三往復の定期航空連絡を開始した。昭和十一年十二月臺灣に於ける航空機の検査、登録、乗員の考査其の他航空に關する諸

般の監督取締に航空事業の保護獎勵を遺憾ならしむる爲航空係を航空課に改め監理、技術の二掛を設置した。而して昭和十三年度に於ては内臺定期航空を毎日航空に其の施設を改善した。

又臺灣島内線は昭和十一年八月東線(臺北花蓮港一週三往復)、西線(臺北臺南間一週三往復)を開設し、同十二年九月には臺南馬公間に一週三往復の郵便航空を、更に十三年度に於ては臺北を起點、終點とせる東西兩廻循環線(毎日便)を開拓し臺南馬公線には偶數日運航空として旅客貨物の輸送を實施した。

斯くの如く内臺、島内兩線共逐年發展の途上にあるが之に伴ふ飛行場も昭和十年には臺北飛行場を、十一年には宜蘭、臺中兩飛行場を、更に十二年には臺南、臺東兩飛行場を開設し臺灣航空の發達に寄與した。

一般民間航空團體としては臺灣國防義會航空部、臺南州國防義會航空團ありて夫々輕旅客機、練習機、グライダーを整備し航空思想の普及宣傳並に乘員養成、學生青年に對し航空術指導訓練等に努めつゝあり、總督府は之が健全なる發達に對し相當の援助を與へて居る。

尙航空保安上航空無線局並に標識局の設置あり將來に對處すべく之が機構擴充整備に付ても亦着々其の進捗を圖りつゝある。

通信 臺灣の通信事業は領有當時の野戰組織のものを總督府に移管して以來、明治三十三年に郵便法、鐵道船舶郵便法、郵便爲替法、電信法、同三十八年に郵便貯金法、大正四年に無線電信法が孰れも施行せられ、漸次發達して今日に至つて居る。

郵便 昭和十三年度末に於ける郵便局所の數は百九十四、郵便線路は道路千二百五十五料、鐵道一千三百十六料、航空路二千四百六十料、水路一萬五千九百二十二裡に及んで居る。而して昭和十一年一月より内臺間定期航空を、同年八月

月より島内定期航空を開設し、旅客及郵便物の航空輸送を行つて居る。

電信 我が領有當時既に南北都市の電信連絡、對岸福州及澎湖島への海底線があつたが、殆んど破壊されて用を爲さず、現在の線條は凡て其の後總督府の新設に係るものである。昭和十三年度末に於ける電信取扱局所二百十九(外に船舶内無線電信取扱所七)で島内に普く行き亘つて居る。

次に無線電信は明治四十三年九月富貴角に無線電信局を設け、翌月一般全臺通信の取扱を開始せるを嚆矢とする。現在基隆及臺南に夫々無線電信局があり、澎湖・臺南の兩郵便局所間の短波無線電信、花蓮港・臺東の兩郵便局に無線電信の設備があり、是等施設に依つて内臺、沿岸、外國諸航路の安全を期し、兼ねて有線電信不通の際には補助機關として利用されて居る。

電話 臺灣の電話は明治三十年三月澎湖島内と西嶼島相互間に開通したるを嚆矢とし、一般に普及せしは同三十三年、總督府電話交換局官制が發布せられ七月業務を開始せし以後のことである。昭和十三年度末に於て交換及通話取扱局所は百二十、通話のみを取扱ふ局所は六十四、普通及特殊公衆電話は三十六、線路四百二十五萬三千三百米に達した。

尙内臺間を連絡する無線通話の本島通信事業に一新紀元を劃するものとして其の實現を期待せられたが、昭和九年六月二十日より之が開始を見た。

臺灣に於ける放送無線電話は大正十五年臺北に於て開かれた始政三十年記念展覽會に於て十日間の試験放送を試みたに始まり、次いで昭和三年十一月交通局通信部に無線放送實驗室を設け、一キロワットの放送機を設置して十二月より各種の放送を行つたが、其の後昭和四年度に十キロ放送施設の計畫を樹て、昭和六年二月之が完成に依り臺北

放送局の開設を見、同時に一キロ實驗放送は廢止せられた。其の後更に臺南市及臺中市に二キロ放送局の實現を見、臺南放送局は昭和七年四月一日より、臺中放送局は昭和十年五月十一日より之が放送を開始した。昭和十四年末に於ける聴取者数は五萬三千六十八人に達して居る。尙事變以來臺北放送局より毎夜福建語、北京語、廣東語、馬來語、安南語、英語、及國語再放送の各ニュースを南支南洋向放送實施中である。

郵便爲替及郵便貯金 郵便爲替及郵便貯金の事業に付ても本事業實施以來口數、金額共に逐年増嵩し殊に郵便貯金の如きは現在高四千萬圓、人員百萬を超えるの盛況を見るに至つた。

簡易生命保險及郵便年金 簡易生命保險及郵便年金は共に昭和二年十月より開始せられ逐年發達を見つ、今日に及んでゐる。臺灣に於て特筆すべき點は、各種統計の示すところの如く臺灣人は内地人に比し危険率大なるに拘らず之を平等に取扱ひ其の恩恵に浴せしめた事である、事業成績は左表の通りで此の積立金は資金地方還元の主旨に基き、各種公共事業に放資せられて居るが、其の額は昭和十三年度末に於て五百六十五件、二千四百九十三萬二千七百圓の巨額に達して居る、又臺北、臺中、臺南、嘉義、基隆、新竹の各市に健康相談所を設け、夏季には各地に無料海水浴場を開設する等被保險者の健康保持並に増進に努めて居る。

簡易生命保險

年 度	期 末 契 約 件 數	保 險 金 額	臺灣人(本島人)に係る分の再掲	
			期 末 契 約 件 數	保 險 金 額
昭 和 九 年 度	二七五、七九一	六四、六四二、九七九	二〇七、六〇二	四九、〇三六、〇五三

郵便年金

同 十 年 度	三一六、七二五	七四、三〇四、〇一八	二四四、二二八	五八、〇九一、一五九
同 十 一 年 度	三六八、六〇七	八六、五一二、〇四三	二八九、六〇七	六九、〇四八、七二六
同 十 二 年 度	四一九、六八〇	九八、六九八、四九一	三三一、三九七	七九、一四一、九九五
同 十 三 年 度	五二五、七九一	一二四、三四六、九二七	四二二、四九四	一〇〇、九六七、四六八

年 度	期 末 契 約 件 數	年 金 額	臺灣人(本島人)に係る分の再掲	
			期 末 契 約 件 數	年 金 額
昭 和 九 年 度	九〇一	八一、七四七	五四	六、七二〇
同 十 年 度	九一〇	八五、二六二	五一	六、二四〇
同 十 一 年 度	九三五	九一、一四二	四八	六、〇〇〇
同 十 二 年 度	九五九	九五、〇二六	四九	六、二〇〇
同 十 三 年 度	九七八	一〇一、二九六	五七	七、五八〇

第三節 樺 太

道路 露領時代に於て道路として稍々見るべきものは、大泊より東海岸に沿ひ北樺太に至る粗悪なる幹線道路及

二、三小道路ありしに過ぎず、領有以來之が施設改善に創始的努力を要した。現在の道路網は東西兩海岸の縦貫線と、之を連結する横断線とを幹線とし、樞要地を連絡する支線と、農村植民部落を連絡する農耕道路とより成り、主要道路(幹線道路)の延長は一千八百廿二・九五に達して居る。(昭和十三年度末現在)概況は左の通りである。

東部縦貫幹線 大泊に起り豊原を過ぎ榮濱より海岸を北上して國境に至る延長四百三十九軒餘、遠く露領アレキサンドルフスクに達する最重要なものである。幅員は概ね五米五乃至七米三である。

西部縦貫幹線 樺太の最南端より西海岸に沿うて國境に至る延長五百十八軒七二二、更に北走すればアレキサンドルフスクに達する。名好、白主間四百軒餘は既に竣成して幅員三米六乃至五米五である。其の内泊居、久春内本斗、白主間には乗合自動車及冬季には乗合馬橋の便がある。

横断線 中部には豊原眞岡間(延長七十二軒四幅員四米五)及眞縫久春内(延長二十九軒七幅員五・五米)の二線があり共に自動車の運行容易にして後者には乗合自動車及冬期乗合馬橋の便がある。

北部には内路、恵須取線(延長一〇二軒五二六幅員五米五)南部には大豊、遠節線(延長四十八軒四、幅員五・五米)があり共に夏季は樺太廳鐵道事務所經營の乗合自動車の便がある。

其の他の主要線 南部に豊原落帆間(延長三四軒四二三幅員四米五)又北部東海岸に於ける遠内北知床岬間(延長一七二軒六一三幅員四米五)西海岸に於ける恵須取名好間(延長八一軒九一〇幅員四米五)は何れも全線諸車を通ず。

鐵道 國有鐵道 樺太の鐵道は軍政時代に於て、明治三十九年九月軍需品輸送の爲陸軍鐵道大隊の敷設したる楠溪町、豊原間の輕便鐵道に初まる。樺太廳は之に改善を加へると共に新線敷設を進め、現在延長三百七十五軒八に達する内譯は左の通りである。

(一)東海岸線 大泊、榮濱間九十六軒九にして、是れは前記陸軍の輕便鐵道を大泊に延長して同四十三年十一月改築し、同四十四年十二月榮濱迄延長し、尙昭和三年八月大泊突堤竣功に伴ひ大泊港驛迄延長。

(二)川上線 本線は小沼驛より川上炭山に至る二十一軒九にして、大正十一年一月全通。

(三)豊原線 豊原より眞岡の西南、手井に至る八十三軒八にして、昭和三年九月全通。

(四)西海岸線 本斗、久春内間百七十三軒二にして、昭和十二年十二月全通。

樺太の國有鐵道は從來概して缺損續きであつたが、近來開發の進展、人口の増加に伴ひ漸次收支の均衡を得るに至つた尙樺太に於ては其の地形上東西の縦貫線の完成と、之を連絡する數箇の横断線とが必要とせられて居る。

私設鐵道 地方鐵道の營業免許を與へたるものは左の二線にして、樺太廳は拓殖の進展、地方開發の緊要に鑑み南樺鐵道株式會社に對しては、樺太地方鐵道補助法に依り補助金を交付して居る。其の概況は左の通りである。

(イ)南樺鐵道株式會社線 資本金百二十萬圓、新場、留多加間十八軒六は大正十五年十月開通。

(ロ)三菱石炭油工業株式會社線 資本金二千萬圓、本斗、内幌炭山間十六軒三は昭和六年十二月開通。

海事 海運 樺太の海運は大正十二年、鐵道省經營の稚泊連絡線の開始以來急速の進歩を爲し、同十三年には稚斗連絡、同十五年には大泊、眞岡と小樽、青森間との船車連絡が開始せられて益々發達しつつあり。

樺太に於ける海事制度、海上衝突豫防法及船舶法が施行せられるのみで、其の他海事に關する法規を缺き船籍港もなし。

港灣及航路標識 海岸線は單調で天然の良港に乏しいが、大泊、本斗、眞岡の三港を築港し、外に沿海航行の小汽船及漁船の爲樞要地二十數箇所に船入洞を築設してある。

A 大泊港 樺太の門戸を成し亞庭灣内に在る。露領當時の施設は見るべきもの無く、明治四十四年に約五十萬圓を投じ、次いで大正九年度起工繼續工事の計畫を樹て、總工費五百八十七萬四百圓を以て昭和三年度に竣成した。突堤延長一千米餘、長さ四百二十七米の繫船岸壁と面積十三萬九千八百平方メートルの船入澗が築設せられ海陸連絡の便に供されてゐる。

尙總工費二百五十萬一千圓を以て昭和十年度以降五箇年に亘る繼續事業として、大泊驛前面海岸より一條の繫船埠頭（岸壁延長六百十三米）を築造し更に荷役設備用地として面積約六萬五千平方メートルの埋立工事を企畫し目下工事中である。

B 眞岡港 西海岸に於ける交通及産業の中心地である。港灣の施設として大正元年初めて六千九百三十四平方メートルの船入澗を設け、其の後大正十年度に築港工事を起し、工費二百五十萬圓を以て昭和二年度に竣成し、面積二萬八千八百七十五平方メートルの温船渠を主とし、之が航路に當る前港を浚渫し、船渠の背部に接して船入澗を設け、海面十萬五千六百餘平方メートルを埋築した。

更に第二期工事の必要を認め總工費百七十八萬五千圓を以て五箇年の繼續事業として、南北二條（延長五百八十米）の防波堤を築造し、面積二十二萬八千方メートルの安全水面を包容し、尙本町一丁目より六丁目に至る陸岸に沿ひ延長七百五十米の物揚場を築設して、その後方水面四萬四千平方メートルを埋立て荷役用地並に市街地に充つべく目下工事中である。

C 本斗港 西海岸南部の要地を占め樺太唯一の不凍港である。大正五年度に繼續工事を起し、工費二百五十萬圓を以て昭和元年度に竣功した。北防波堤七百七十七米、埋築十二萬二千三百十四平方メートル、船入澗一萬六千五百平方メートル、既成

防波堤内港域十六萬餘平方メートル、昭和二年年度には繫船棧橋を築設した。

尙昭和九年度より第二期工事に着手し、南防波堤の築設港内の浚渫、繫船岸壁の築造及埋立工事等目下施行中で昭和十二年度末には岸壁長三百八十二米が完成せられた。

D 敷香港 北方に多來加灣を擁し幌内河口に望む東海岸北部の要港にして木材の移出港として著名なり。近時奥地産業開發せられ日本人絹バルブ會社の設立を見るに及び港勢は躍進的發展を續け將來陸上交通機關の整備に依る後方地域の擴大に伴ひ物資の集散益々増加の趨勢にあり。然るに從來は港灣としての設備なく僅かに幌内河口木造棧橋に依り水陸連絡行はれたるも、河口より沖合八百米附近一帶は砂洲の爲水深一米に達せず干潮時に在りては辛うじて小型船を通じ得るに過ぎず、一方昭和八年度に於て本島重要港灣として指定せられ應急の施設として昭和九・十兩年度に於て三十三萬圓を以て航路一部の浚渫を行ひ且つ市街地に並行し河岸の缺壞を防禦すると共に、物揚場として利用せしむるため延長四・二米四の鐵矢板式荷揚場護岸を築設し、之に附帶して面積約八、七三〇米を埋立て市街地並に一般の荷役用地に供して居る。

E 蕙須取港 蕙須取港は西海岸北部地方開發據點として産業及交通上の中心地たるのみならず、殊に近時石炭鑛業の殷盛に伴ひ之が積出港として益々重要性を加ふるに至りたるを以て、昭和十四年度より總工費六百四十八萬圓、五ヶ年間繼續事業として港灣の修築に着手した。

即ち蕙須取川を切替整理し北防波堤六百二十五米、西防波堤六百米、南防波堤七百米を築設し、北側の埋立護岸は焚料炭の積出に充て之に隣接して木材取扱場を置き、河川屈曲部には水深三米の船澗を設け其の周圍は物揚場として、一般雜貨の貯船荷役に供せしめんとするものにして昭和十八年度完成の豫定である。



航路標識は逓信省の所管に属し、昭和十三年末現在に於て燈臺八、燈竿四三、導燈三、燈標一、浮標一、及霧信號五の施設あるも、尙幾多燈臺建設の必要を認めて目下調査中である。

驛遞 樺太は人口稀薄、然かも交通機關不完全にして僻陬の地方は交通甚だ不便なりし爲、之を補ふ爲明治三十八年七月驛遞制度を樹てて必要の箇所に驛遞を設置し、旅行者の宿泊、人馬の供給、郵便物の繼立等に備へることとした。爾來諸般の事情を斟酌して適當に普遍せしめ地方交通の便に供して居る。昭和十三年末現在に於ける數は三十八である。

通信 通信事業は領有當時の野戰組織のものを樺太廳が承繼して以來、明治四十年に郵便法、鐵道船舶郵便法、郵便爲替法、郵便貯金法、電信法、大正四年に無線電信法が施行せられて今日に至つて居る。

郵便 昭和十三年度末現在に於ける郵便局數は九十、郵便線路は道路千七百十軒、鐵道六百六十八軒、水路千七百四十三軒に達して居る。尙日蘇間の通常郵便物交換は、昭和二年二月以降冬期に限り國境半田に於て行はれて居るが、小包郵便に付ても昭和六年十一月小包郵便約定締結の結果、昭和七年冬期より直接交換の行はるる筈なりしも、未だ實施に至らない。

電信及電話 樺太特有の現象として冬期は風雪の襲來、沿岸の結氷等の爲交通杜絶することが少くない。従つて電信の利用は極めて盛んにして、通信機關中最も長足の進歩を示して居る。昭和十三年度末現在に於ける電信取扱所數は百十五にして、郵便局中電信事務を取扱はざるものは、箇所あるに過ぎない。線條は陸上九千八百三十一軒、海底二百八十二軒である。

樺太沿岸航行船舶の利用に供し且内地連絡有線電信の故障に備へる爲、大正十年八月大泊に又昭和十二年八月恵須

取に無線電信局を設け、更に夏季の通信幅狭に備へる爲、豊原郵便局に短波長無線電信を裝置し、昭和六年八月より之が通信を開始した。

電話も逐年發達し、昭和十三年末に於て交換局四十六、通話局八十八、公衆電話四十五、線條七千四百六十三軒に達し、昭和十三年度末現在の加入者數は六千四百十四に達して居る。

尙内地との電話連絡は昭和九年十二月十二日より之が開通を見、内鮮、内臺電話連絡と相俟つて内外地電話連絡の充實に寄與する所大なるものがあつた。通話區域は内地側は北海道は勿論東北、關東、關西地方主要都市及九州、福岡に迄及んで居るが、通話區域は全體として約四百に達せんとして居る。

郵便爲替及郵便貯金 樺太に於ては金融機關の普及未だ完からず、預金及送金の大部分は郵便局を媒介とし郵便爲替及郵便貯金共に逐年増嵩の傾向にある。

簡易生命保險及郵便年金 簡易生命保險は大正十五年十月より、郵便年金は昭和三年十月より、小兒保險は昭和六年十月一日より孰れも郵便振替貯金を媒介として取扱ふこととなり、實施後日向淺きに拘らず著しく發達した。簡易生命保險積立金の公共の利益に運用されたものは九十件、二百四十二萬五千餘圓に達して居る。其の概況は左の通りである。

簡易生命保險

年 度	契 約 件 數	保 險 料	保 險 金 額
昭和十一年度	一〇〇、八七一	一一六、〇五九	二〇、六二一、九三三



郵便年金

年 度	契 約 件 数	掛 金 額	年 金 額
同 十 一 年 度	一一四、二七七	一三〇、二一五	二三、二四二、九三九
同 十 二 年 度	一二三、七五八	一三八、二八四	二四、八一六、七七七
同 十 三 年 度	一四〇、五六三	一六六、七〇五	二八、五四八、三六六

第四節 南洋群島

道路及鐵道 南洋群島に於ける道路は從來各島共不完全にして、主要島中本支廳所在地附近の外は、僅かに島民の通行を目的とする通路があるに過ぎず、爲に南洋廳開設以來銳意之が施設改善を圖り來りしも、未だ充分なりとするを得ない。昭和十三年末現在に於ける道路の延長は約三百三十五軒にして、内四米未満のもの約百三十一軒、七米未満のもの約百七十七軒、七米以上のもの約二十七軒である。

年 度	契 約 件 数	掛 金 額	年 金 額
昭 和 十 一 年 度	五五八	一八五、七六四	八二、八七八
同 十 二 年 度	六三九	二一三、七四一	九〇、七二一
同 十 三 年 度	六九〇	二八二、二七七	九七、七四二
同 十 三 年 度	七三九	三五二、九八八	一〇二、八六一

南洋群島には鐵道無く、軌道も亦一般交通用として敷設されたるもの無く、僅かに南洋拓殖株式會社のアングウル島に於ける燐礦運搬用のものと、サイパン島、テニアン島及ロタ島に於ける南洋興發株式會社の事業用のものがあるのみである。

海運 南洋群島は内地と懸絶した太平洋上廣汎なる區域に散在する多數の小島より成り、海上交通の便否は群島諸般の進展に至大の影響あり。近時群島産業の著しき發達と人口激増の爲交通の便大いに開け、南洋廳命令航路の定期回数も年々増加し受命航路は三航路より成り、群島内相互間航路は各支廳所在地を中心として附近離島間を航海し、環礁内航路は小巡航船を以て支廳管内を巡航し、内地、群島間連絡航路は孰れも神戸を起點とし門司、横濱を経て連絡して居る。

南洋群島には船舶法が行はれず、又之に準ずる法規もなく従つて船籍港も無い。  
 港灣及航路標識 南洋群島に於ては海上の交通が主要なる爲、港灣の施設は最も緊要である。島嶼は概ね環礁を以て天然の防波堤を形成し、陸岸附近も亦相當の水深あり、綠礁が陸地の四周に發達して居る爲、船舶の碇泊には相當程度の人工施設を加へる必要がある。仍て大正十五年度より繼續事業として、サイパン島タナバク灣の修築工事に著手し、昭和七年度に於て總工費百七萬三千三百餘圓を以て第一期工事の完成を見たので、海陸連絡の便を計る爲昭和八年度より棧橋新設工事に著手し、昭和十年度末竣功し十三年度より六ヶ年繼續工事として工費百八十七萬圓を以て工事に著手した。

又パラオ島コロールに於ては航路短縮の爲、昭和二年度より四箇年の繼續事業として岩山開墾工事に著手し、昭和五年度に工費十萬六千九百餘圓を以て竣功したので、更に引續き昭和九年度に於て水道の幅員擴張工事に著手し、昭

和十年度末竣工し、尙、パラオ港修築の計畫を樹て、總工費二百七十一萬五百六十一圓を以て昭和十一年度より著手した。

本群島は海面廣大にして且つ各島附近には暗礁多く、航路標識の必要特に大であるに拘らず、現在の施設としては燈臺四、燈標八、挂燈浮標四、浮標三十二、立標六三、導標及陸標一〇を有するに過ぎない。

通信 獨逸は太平洋通信權の確立を圖り、千九百六年（明治三十九年）ヤップ島を中心として北は上海及グアムに、南はセレベス島メナードに海底電線を敷設したる外、千九百十三年（大正二年）同島に大規模の無線電信を建設せしが、大戦中無線電信は破壊せられ、海底電線は我國に占領された。我國の施設は海軍占領當時軍用郵便所及軍用無線電信所の設置に端を發し、南洋廳開設と共に全部移管せられて今日に至つて居る。大正十一年より郵便電信の業務に關しては郵便法、鐵道船舶郵便法、郵便爲替法、郵便貯金法、電信法、無線電信法等に依ることとなり、大體内地と同一の取扱となりしも尙一定範圍の制限が存する。

郵便 昭和十四年末現在に於ける郵便局は十一、路程は水路及空路に依り一萬一千八百哩に達する。尙外國發著郵便物は、大正十四年七月よりパラオ局と蘭領セレベス島メナード局との間に、同十五年八月よりヤルト局と英領ギルバート島ブタリタリ局との間に、昭和五年四月よりパラオ局と米領比律賓群島ダバオ局との間に、又昭和六年一月よりサイパン局と米領グアム局との間に直接交換を開始した。

電信及電話 電信業務は主として無線電信装置に依つて居る。即ち各郵便局は孰れも無電装置を有して群島間を連絡し、大正十二年四月完成せるパラオ無電局は、内地と交信し兼ねて群島内各局を統制して居る。又トラツク局は濠洲委任統治地ラバウルとの交信を取扱つて居る。

電話はパラオ局は昭和二年九月より、サイパン局は同三年七月より、トラツク局は同十三年八月より、ボナベ局は同年十二月より又テニアン局は同十四年三月より夫々其の取扱を開始した。

昭和十三年度末現在に於ける線路は四十八軒、線條二千二百二十軒で、加入者は昭和九年度末四百三十六、同十年度末四百五十二、同十一年度末四百六十七、同十二年度末五百二十、同十三年度末には九三八に達した。

郵便爲替及郵便貯金 南洋群島に於ては他に金融機關無き爲、爲替貯金業務は金融上重要な地位を占めて居り、口數、金額共に逐年増加しつつある。

簡易保險 簡易保險は從來郵便局職員をして簡易保險局書記を兼任せしめ在兼務官名義にて保險局の直接取扱事務として扱ひ居たるも、邦人増加に伴ひ契約の激増甚しく不便不合理を生ずるに至りたるを以て、昭和十一年十二月簡易生命保險事務郵便振替貯金特別取扱規則を制定し、昭和十二年一月四日より施行したるが其の概況は左の通りである。

年 度	契 約 件 數	保 險 金 額
昭 和 十 一 年 度 末	四、九九八	八六二、八三八
同 十 二 年 度 末	一六、五〇五	三、三六二、九二五
同 十 三 年 度 末	二六、一一二	五、四六一、〇八八

第三篇 支那事變と外地

### 第三篇 支那事變と外地

昭和十二年七月七日夜半蘆溝橋事件發生以來帝國政府が支那に對して採り來つた根本方針は飽く迄も支那政府の反省を求め誤まれる抗日政策を放棄せしめ以て日支兩國の國交を根本的に調整せむとし唯其の手段として政府は出来るだけ事件の擴大することを防ぎ局面を限定して事態を收拾すべく努めて來たにも不拘支那側は公正なる帝國政府の眞意を了解せざるのみならず益々抗日の氣勢を擧げ事態は急速なる悪化を來し局面は北支のみならず中南支迄も波及するに至つた。茲に於て帝國政府は消極的且局地的に事態を收拾することの不可能を認め遂に斷乎として積極的且全面的に支那軍に對して一大打擊を與ふるの已むなきに立至つた。

我が忠勇なる將兵は全支に互り萬難を排して堂々正義の陣を進め皇軍の向ふ處敵なく廣東及武漢三鎮をも陥れて將政權をして一地方軍閥に轉落せしめるに至つたが、之が背後に在りても官民心を合せ全國津々浦々に至る迄銑後の熱誠湧き美はしき舉國一體の實を示し、今や長期建設へと邁進しつつある。

本事變を契機として湧き起つた愛國運動は外地に於ても内地と差違無く時局の重大性を認識し國民精神總動員運動に、銑後の後援に、國防獻金恤兵金品の獻出等に於て又第七十一回第七十二回乃至第七十四回帝國議會に於て通過を見たる所謂非常時立法も夫々各地に施行せられ精神的方面に於ても經濟的方面に於ても克く政府の方針に順應し眞に内外一體の實を示顯して居る。

## 第一章 支那事變と外地一般概況

### 第一節 朝鮮

一般民心の動向 今次の支那事變は二千三百萬の朝鮮同胞に對して、心境的に日本國民となるの機會を提供したものと謂ふことができる。尤も過ぐる滿洲事變に於て帝國の實力と東亞改造の大理想とを理解し、從來大正八年事件以來暗黙の間に残存した民族自決主義の思想に轉向の一期を劃し、爾來半島の物情は明朗、躍進の色調を帯び來つたのであるが、此の動向に拍車をかけ、半島同胞の皇國臣民化に加速度の機運を生ぜしめたものは支那事變である。

事變下に於てひとり半島に限らず、内地、滿洲、北支其の他に互り半島人のある所、期せずして澎湃たる愛國行動が起つたことは既に周知のことに屬するが、時局の経過と共に此の愛國行動は逐次組織化せられ、國民精神總動員運動の傘下に合流し來つたのであつて、内鮮一體、統後報國が其の目標であり、特に從來朝鮮統治に對して冷淡なる非協同的態度をとりつつあつた各種の宗教團體、類似宗教團體、左翼思想團體等まで翻然其の態度を改め愛國運動の部署を擔任するに至つたことは一般の感銘を深からしめた所である。

此の機運に對し、半島人青年に對して帝國軍人たるの光榮を頒つ陸軍特別志願兵制度、普通教育の上より内鮮の區別を撤廢する趣旨に出づる朝鮮教育令大改正の三大施設が斷行十三年四月にせられ、全鮮の希望者より嚴選せられたる志願兵は既に戰線に出でて内地人兵に劣らざる武勳を樹てつつあり、此の芳しき成績に鑑み漸次増員の方針がとら

れて居る。

戦時經濟下物價の騰貴率は恐らく内地以上であり、殊に十四年には中鮮以南に未曾有の旱害が発生して農村及小都邑民の生活は激甚なる脅威に曝さるるに至つたにも拘らず、精神運動の徹底するところ堅忍持久の氣風一般に漲り、人心安定して微動だもせざるは往時を想ふて隔世の感ありと謂ふべく、物心兩方面に互つて施政は殷々として伸展するの素地をなして居る。

最近に至る迄の半島同胞の赤誠より成る献金額を示せば次の如くである。

- 一、國防 献金 五、八七七、四〇八・六四
- 二、恤兵慰問金 二、三四一、六〇五・三九
- 三、献品並に恤兵慰問品
- (一) 献品 九、一九七點
- (日本刀、拳銃、金時計、金メダル等)
- (銀紙、眞鍮製食器類、毛髮等) 三、七五〇、三二〇瓦
- (二) 恤兵慰問品 六、四一七、〇六三點

以上の外未集計のもの及直接内地に送付せるもの等を合算すれば優に之等の計數を突破するものである。

在留中國人の引揚及新政權参加狀況 支那事變直前の鮮内在留中國人は六萬四百七十九名であつたが、事變勃發後昭和十二年十月一日迄に引揚歸國した者はその約五十四%三萬二千五百七十五名に達した。然しそれ以降に於ては引揚た者殆んど無く、首都南京が陥落して中華民國臨時政府の成立を見るに及んで、在京城中國總領事范漢生を始め各

地領事以下續々新政權に参加するに至り在留者のある處例外なく五色旗が翻つてゐる。

## 第二節 臺 灣

一般民心の動向 今次事變發生以來島内民心は平穩にして、齊しく時局の重大性を認識し政府の方針を克く理解し全幅の支持を爲し各地に國防義會、軍事後援會、國防婦人會等の時局團體の結成を見、更に各種集會を開催し或は國防献金、恤兵金品、皇軍慰問金品等に赤誠を披瀝し又は皇軍必勝を祈る等銃後國民としての熱意を示し來り、而も出征本島人軍夫の勇敢なる活躍が報道せらるるや本島人、高砂族青年層の間に軍夫又は通譯の志願者が激増し愛國の赤誠を示してゐる。

一方南支方面より引揚歸臺したる本島人にありては、對岸に於ける支那側の暴戾非道に痛憤し其の真相を暴露せる爲、一紙皇民たるの有難さを知り皇民意識を強め一段と盡忠報國を誓ふものが多くなつた。殊に皇軍に依る南支占領地域が擴大され彼我の交通頻繁となるに伴ひ、帝國の實力を現實に認むると共に戰捷國の名譽に輝き聖戰の目的達成に助力せんとして居る。

事變勃發當初在留中華民國人にして歸國する者昭和十三年二月を以て自發的引揚を完了し其の總數の約三分の一に及びたるも戰の歸趨明白となるや大部分は引揚を欲せず其の儘滯島し昭和十二年六月末現在在留總數六萬二千九百七十七名に對し猶四萬千六百八十五名の在留者ありて帝國の庇護下に安居樂業を希望してゐる。殊に南支作戰の赫々たる進展に依り廣東、廈門、汕頭、海南島、北海、南寧等の陥落を見るに及んでは今更の如く皇軍の威武に服し且又聖戰の眞意義を理解し進んで華僑新民總會名を以て反共並に汪政權支持の通電を發する等只管東亞新秩序の確立を待望

しつある。

最近の全面的なる經濟統制が行はれ物資不足と高物價に因る國民生活の不安が傳へらるるも、一般島民は克く事態を認識し些かも民心動搖の徴はない。

銃後援、國防献金及恤兵金品 事變發生以來臺灣島民の赤誠に依る國防献金、皇軍慰問金及軍人遺家族慰問資金は次の通り釀出されつつある(昭和十四年十二月末日現在)。

(一) 國防献金	三、四八六、三三七、八七圓
(二) 恤兵金品	三、一九九、〇七二、〇五圓
(三) 軍事後援資金	二、一三一、一〇一、八〇圓
總計	八、八一六、五五二、七二圓

### 第三節 樺太

一般民心の動向 事變發生以來島内住民は齊しく今次時局の重大性を認識し帝國の方針を克く理解し、全幅の支持を爲し官民共に舉國一致の精神は時局の進展に伴ひ益々旺盛となつた。各地に國防義會、銃後援會、國防婦人會等の時局團體の結成を見、時局に關する講演會、戰勝、武運長久の祈願祭等隨時開催せられ國防献金、恤兵金品の募集に活動しつある。島内には朝鮮人七千六百二十五名居住し其の大部分は労働者なるに不拘日本國民の一員として銃後の責務ありとなし九百餘圓の献金を爲し内地人側を感激せしめてゐる。

銃後援の状況 今次事變勃發と同時に島内官民協力し陸海軍に飛行機献納運動起り、已に過般各一機を献納手續を終り引續き國防献金慰問金品の釀出に努め、他面應召軍人をして後顧の憂なからしむる爲、樺太廳、支廳、市町村に夫々銃後援會を設置し、其の他の團體と協調協力して銃後の赤誠に萬全を期し又島内主要會社並に事業關係者に於ても當局と相呼應し、所屬従業者の應召軍人遺家族に對する待遇に十分考慮優遇の途を講じ銃後の完璧を期して居る。

在留支那人の引揚状況 在留支那人は主として行商、飲食物營業、雇傭等に從事し、事變當初百八十一名居住し其の言動は多く島内に於て日本官民の保護を感謝し動亂の故國に引揚げずとする意見相當強かりしも事變の擴大に伴ひ急速引揚げされば歸國困難なるべしとの危懼の念を生じ漸次動搖を來し事變の突發せる八月末の引揚を初めとして多數の退島者があつたが、此等退島者は一應北海道又は横濱に向ひたるものにして直接歸國せる者でなく漸次歸島せる者多くなり現在居住せる支那人百五名である。

### 第四節 南洋群島

一般民心の動向 今次事變の進展に伴ひ官民共に未曾有の緊張振を示し、舉島一致邁進、何等の不安動搖を認めない殊に在郷軍人會、愛國婦人會、邦人會、青年團、新聞社其の他公私の團體にあつては當局の非常時體制充實に全幅の協力を捧げつつあるが、之等團體の主唱に係る各種の時局的行事や國防献金、慰問金品の募集等は島内各層にも普く徹底し、島民、小學児童よりスペイン宣教師に至るまで熱誠溢るる幾多の献金美談を傳へてゐる。かくの如く愛國熱は愈々高潮し事變を轉機として我が南方發展の重要基點たるの地位を切實に自覺し事變第三段階に備へて國策の第一線に立つの概を示しつゝある。



銃後活動の状況 島内に於ける國防献金、慰問金等は其の後續々増加しつつあるが、昭和十三年八月末に於て南洋廳取扱に係る分だけでも邦人九萬二千二百三十圓餘、島民六千六百六十八圓、外國人七百七十七圓、支那人百三十圓にして總計九萬九千二百四十六圓三十錢に達してゐる。一方精神的方面の活動も亦目覚しいものがある。即ち、在郷軍人分會員、青年團員其の他の各種團體に在つては軍事教練、防空訓練又は團體運動等を實施して時艱克服の心構を練ると共に時局認識の徹底の爲、時局ニュース映畫會及び時局講演會を開催し、或は戰勝祈願祭を執行し、勤勞奉仕に従事し或は出征遺家族の慰問を爲し、廢品の回收及貯蓄の獎勵に努むる等銃後の務に遺憾なきを期してゐる。

在留中國人の動靜 群島内在留の中國人は極めて少數にして事變前三十四名を算したが昭和十四年六月末日現在では二十四名である。之等殘留者は事變の成行にさしたる關心を有せざるもの如く、或は邦人への氣兼ねからか言動を慎み却つて皇軍の勝利を望むが如き言辭を洩すものさへあつて、皇國に對し献金を爲したるものも數名に及んでゐる。又邦人側に在つても之等に接するに極めて寛容なる態度を以て臨んでゐるので彼等も群島に聊も不安なく生活し得ることを感謝してゐるが如き實情にある。

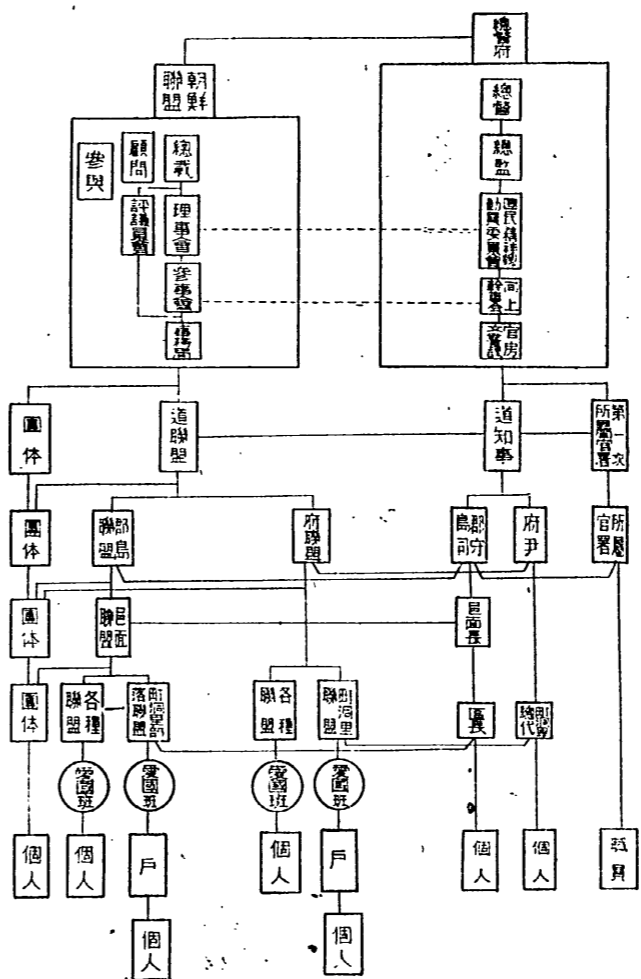
## 第二章 國民精神總動員運動

支那事變に關し政府に於ては國民精神總動員運動を開始し、之が徹底を期せんが爲昭和十二年九月十一日内閣總理大臣の告諭及内閣訓令を以て國民精神總動員計畫の實施要綱を發表した。而して朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島に於ても之に即應し東洋平和と人類永遠の福祉確保の大義に立脚せる帝國不動の大方針を會得し、愈々舉國一致、尊嚴なる我が國體に對する觀念を明徴にし、盡忠報國、堅忍不拔の精神を振作し、以て現下の時局に對處するのみならず今後如何なる時艱の永續することあるも斷乎之を克服して益々國運の伸張を圖り皇運を扶翼し奉る爲、此の際時局に關する宣傳方策及國民教化運動の徹底を期し官民一體となりて國民精神作興に關し一大運動を起さんとする趣旨に依り國民精神總動員實施要綱を夫々決定し着々其の實效を收めて居る。

### 第一節 朝鮮

事變の勃發と同時に朝鮮總督府に於ては道知事會議が招集せられ、時局に對處すべき政府の所信と國民の態度に關し大方針が樹立され、各道に於ては、府尹、郡守、警察署長會議を開催し、上下一體となりて活動し、總督府及各道に情報委員會を設置して内外の諸情勢を一般に報道し輿論の指導啓發に努め、銃後の援助團體を指導監督すると共に軍事後援聯盟を組織し皇軍に後顧の憂なからしめ、國民精神總動員聯盟を結成せしめ、内鮮一體舉國一致國民精神總動員の趣旨を達成することとし、官公署は各自一個の團體として、内に於ては出征軍人の送迎並に接待、その家族、

解圖 國民精神總動員運動組織圖



遺族の扶助救済、又は國防献金等に團體行動をとり、或は特設防衛團を組織して自らを擁護して居る。  
因みに朝鮮に於ける國民精神總動員實施要綱を示せば次の如くである。

實施機關

- (一) 本運動は朝鮮中央情報委員會、文書課、學務局、警務局、内務局、農林局等を主務とし各局課總掛りにて之が實施に當る。
- (二) 本運動の趣旨達成を圖る爲總督府、道、府郡島、邑面は勿論警察官署、學校、農會、金融組合等凡ゆる機關の總動員を以て之が實施に當る。
- (三) 總督府、道、郡島、邑面に存する農村振興委員會の活動を一層徹底せしむ
- (四) 朝鮮軍事後援聯盟並に各道府郡島軍事後援聯盟を活動せしむ

實施方法

朝鮮に於ける國民精神總動員は國民精神總動員朝鮮聯盟の結成せられてより以來現在、總督府指導の下に右聯盟を中心とし、軍官民一致の下に實施し其の成果を收む可く邁進しつつある。  
因みに聯盟運動の根源となる聯盟綱領、實踐要目、非常時國民生活改善基準次の通りである。

綱領

一、皇國精神の顯揚 皇國日本の精神を半島の隅々に迄遍く國民の心肝に透徹せしめ半島民衆悉く皇國臣民たるの信念に燃えて常に  
皇室を尊崇し國家を愛し神社を敬ひ祖先を崇め自己の小我を滅して國家悠久の大我に合體する崇高至上の精神を顯

現録成し之を發揚せしむるは實に本聯盟結成の最初の動機にして亦最後の理想なり以下の諸綱領の根本精神も淵源悉く此處に發す我等聯盟員は須く此の眞意を體し常に自らを修めて四隣を化し後進を導きて次代に及ぼし以て齊しく此の理想を顯現せんことを期すべきものとす

一、内鮮一體の完成 半島民衆の眞の幸福と向上とは内鮮一體の完成に依りて全うせらる内鮮は久しく海を隔てて言語風俗を異にしたりしも元之れ同根にして時節到來して古代の姿に還元し其の併合を見てより皇道に基く仁政は一視同仁の 聖旨に則り只管兩地一家の建設に努力し來れり今や我國は東亞の盟主として大陸に蟠れる永年の妖氣を一掃し明朗なる新生亞細亞建設の重任を負ひ萬難を排して所信に邁進し朝鮮は其の前進基地として重大なる使命を負へり此の秋に當り我等聯盟員は互に其の誠意を披瀝して内鮮相理解し相睦み融合一體の實を擧げ又半島一般民衆にも忠良なる皇國臣民として新生亞細亞建設の聖戰に協力参加するは國民としての無上の榮譽にして是ぞ眞に半島永遠の安寧と向上との正道なる所以を自覺せしむることを要す

二、生活の革新 舊來の陋習を破り天地の公道に基くは明治新政の大理想にして又皇國日本が世界に飛躍せる原由の一たり此の國是は併合以來の半島に於ても着々實現せられ大に昔日の面目を改めつゝありと雖も一般民衆の生活に於ては其の様式新時代に適應せず而も因襲の久しき牢として抜き難きもの少からず國民たるものは常に時代の進運と國家の理想とを洞察し自らの生活を反省して不合理煩雜に失し爲に民力の伸張を阻害するものあらば斷乎として之を革新するの進歩的態度なかるべからず今や我が皇國は東亞の指導者として亞細亞の大衆を救済向上せしめ相携へて一大躍進を爲すの途上にあり我等聯盟員は現下の時局に鑑み先づ蹶起して半島民衆の先導となり合理と能率の原則に照して生活の革新を圖り道德的にも物質的にも生活の内容を豊富にして善風美俗の普及と内鮮風俗慣習の内

鮮融和とを進め國運の進展に強力なる寄與を爲し得る基を築かんことに努むべし

一、戰時經濟政策への協力 近代戰は實に國家の全力を以てする綜合的國力戰にして之に最後の勝利を博せんが爲には最高度に動員せられたる一國の總ゆる精神力經濟力を戰争目的に集中するを要す而して戰争必需品の種類は頗る多方面に亘り殆んど總ての物資を網羅するものと謂ふべく又直接戰闘用のみ供せられざる物も一般國民生活に所要なる限り國家總力戰の不可缺の要素たるは論なき所なり物資動員に關しては諸種の法規の定めあると共に隨時政府の指示する處あり此の指針に従ふ可きは勿論なれ共吾人は其の精神を深く理解して進みて熱意ある協力をなし以て戰争目的遂行の遺憾なきを期せざるべからず我等が日常消耗する公私生活上の物資は一紙の微なりと雖も國家資源の重要なる一端を爲すものなるを思ひ之が節約に留意し國家の命する制限統制の趣旨を十分に遂行し更に進んで生業報國の精神により生産の増加を計り物を通じて國家の戰争目的遂行に参加協力するの覺悟あるを要す

一、勤勞報國 我等は各自の生業に於て勤勞に従事しつゝありと雖も一體一部落を擧る集團的勤勞に依りて公益に奉仕するは特に舉國一致の非常時に於ける國民訓練として其の意義重大なるものあり即ち公共的勤勞を通じて個人の小我を全體の中に融合し犠牲協力の精神を鍊り親和輯睦の裡に規律的計畫的作業に馴れ忍苦持久勤勞好愛の精神を助長する等共同生活に必須なる諸徳を體験せしむると共に國家經濟に寄與して國力の増強に資せしめんとするなり聯盟員たるものは之等意義を了解し一般民衆が強制に依らずして自發的に喜び進みて此の事業に参加する様誘導せんことに努むべし

一、生業報國 我等の日常従事する業務は是れ實に各個人の生活に資するのみならず國家的大分業の體制に於て我等は各自の生業を通じて國力増強の一部を擔當する責務あることを自覺し常に總力戰の一戰士として各自の持場に

精勵し之を合理化して其の能率の増進を計り一方消費の節約物資利用に留意し特に産業方面に於ては其の長ずる所に従ひて生産の擴充に努力し國家の統制を甘受して直接間接に軍需品の調達國際收支の均衡に資し國民舉つて生産消費の兩方面より長期經濟力の充實維持に努力せんことに努むるを要す

一、銖後の後援 前古未曾有と謂ふべき非常時局に際會し乍ら我等銖後の國民が日々其の業に安んずることを得るは偏に宏大無邊なる

皇恩に依るものにして又 御稜威の下に第一線に在る將兵の日夜奮闘の賜なり我等の親愛なる同胞は我等が枕を高くして眠る間も食ふに食足らず眠るに眠なき戦地に於て總ゆる困苦缺乏を忍びつゝ護國の鬼となるを覺悟して 聖戰の一途に身を捧げつつあり我等銖後に在るもの何ぞ安んずるに忍びん宜しく時局の重大性を認識し物心兩方面に長期持久の備へを爲すと共に赤誠を披瀝して應召出征の將兵を鼓舞激勵し其の遺家族を慰め扶け之をして後顧の憂なからしむると共に或は物質に勞力に軍國の必要に對し犠牲を惜まざるの精神を必要とす

一、防共防諜 戦はんとするものは先づ敵情を詳にせんとなす現代の綜合的國力戰に於ては國家の意圖と實力とを窺ふに足るべきものは直接内治外交軍事の機密に關するものは固より人的物的資源の總ての方向に互り敵國はありと總ゆる手段を講じて之が實情の探知に努むるなり開議は平時と戦時とを問はず想像の外の巧妙なる手段と委とを以て常に我等の身邊に附纏ふものと思はざるべからず千丈の堤も蟻の穴より潰るゝ譬あり殊に我が國が其の全力を擧げて皇道宣布の大理想に邁進せんとする秋に當り我等日常不用意の一言一動が國家の目的遂行に不利なる結果を來すことあるべきに思を致し我等互に相戒め行住細心の注意を拂ひ敵に一毫の隙をも與ふることなきを期すべし  
共產赤化の思想は人類の敵にして我が國風の絶對に容れざる所なるは明白なるが故に常に精緻なる注意と旺盛なる

戦意とを把持して防共に努め此の方面に關しては殊に防諜上の注意を爲すを要す防共協會は此の目的を以て生れたるものなる處全協會の會員たるものは勿論其の然らざるものも克く此の精神を體して行動すると共に防共協會の外的援助を吝まざるは當に聯盟の目的より見て至當の事と稱すべきなり

一、實踐網の組織並に指導の徹底 聯盟は國民總動員を理想とするものにして聯盟の實踐網の普及徹底は總動員運動の根本を決定するものなれば愛國班員は舉國一致の中核となりて同僚班員の増加に努力せざるべからず是即ち皇化を普く深化せしむる所以なり假に班員一名宛を我等の盟友となすとも聯盟教化の力は倍加すべし克く慎重に聯盟の趣旨を了得せしめ自發的に喜びと決意とを以て皇道宣布の戰士たるの抱負を持つて参加する様誘導するを要す聯盟の究局の理想は半島二千三百萬の同胞を悉く参加せしめ縦横の組織網を確立徹底せしめて全員一魂の力を以て大陸に於ける皇道宣揚の推進力となるの覺悟を固くすべきなり

他方聯盟員相互間の温き親和は聯盟の結束を固め成す最も強力なる楔なり聯盟員は各々自ら皇國臣民としての責務を有すると共に他の聯盟員の同志たることを深く認識し互に相和し相助け音楽を共にし禍福を分かち愛國班を始めとし聯盟内和合一家の風あるを要す尙進んで聯盟外の一般民衆に對しても亦温和慈惠の態度を以て之に接し共存共榮自然の中に之を融化するが如く指導するを要す

實踐要目

- 一 毎朝皇居遙拜
- 二 神社參拜勵行
- 三 祖先の祭祀勵行
- 四 機會ある毎に皇國臣民の誓詞朗誦
- 五 國旗の尊重、掲揚の勵行
- 六 國語生活の勵行

- 七 非常時國民生活基準様式の實行
  - 八 國産品愛用
  - 九 徹底せる消費節約と貯金の勵行
  - 一〇 國債應募勸奨
  - 一一 生産の増加並に軍需品の供出
  - 一二 資源の愛護
  - 一三 勤勞報國隊の活躍強化
  - 一四 一日一時間以上勤勞増加の勵行
- 非常時國民生活改善基準
- 一五 農山漁村更生五箇年計畫の完全實行
  - 一六 全家勤勞
  - 一七 應召軍人の歡送迎、傷病兵の慰問
  - 一八 出征軍人並に殉國者遺家族の慰問慰靈、家業補助
  - 一九 機會ある毎に殉國者英靈に默禱
  - 二〇 流言蜚語を慎み間諜の警戒
  - 二一 防共防諜への協力

衣

- 一 衣料愛護思想の徹底的涵養
- 二 衣料資源の培養
- 三 死蔵衣料の活用
- 四 再製材料の動員運動
- 五 新調の見合
- 六 新調の已むなき場合は

- イ 男子朝鮮服にありては色服を本旨とし紐(コルム)を廢止すること
- ロ 女子朝鮮服にありては朝鮮婦人問題研究會案を基準とすること
- ハ 洋服常用者にありては本聯盟所定の標準服の如きものとし地質及色合は任意とすること
- 七 吉凶其他儀禮の場合は平常服に本聯盟所定の徽章を佩用し禮服に代ふ
- 八 古材料の工藝化に依る利用

食

- 一 食事は保健及營養を重んじ簡素を本旨とす
- 二 食事の際には感謝の意を表し全家族同時に食卓を圍むこと
- 三 祝祭に付ての饗應及宴會は質素を尙び徒に設備の盛大を競ふが如き氣分を排除すること
- 四 來客の接待に濫に酒を用ふることを廢すること
- 接待に茶を用ふる習慣を醸成す(朝鮮人家庭に)

住

- 一 住居は清潔を重んずること
- 二 簡單なる穴倉を設け平素は物置等に應用し有事の際には防空の目的に充當すること
- 三 居室は通風、採光を良くすること
- 四 朝鮮家屋の行廊を廢すること
- 五 朝鮮家屋建築の基準規格制定方を要望すること

儀禮

- 一 一家は毎早朝皇居を遙拜して 皇室の御安泰を祈ること
- 二 祝祭日の國旗掲揚は勿論進んで神社神祠へ參拜すること
- 三 皇國臣民の誓詞を機會ある毎に朗誦すること
- 四 婚禮喪儀は之を質素嚴肅にして虚飾に流れず此の際婚禮披露宴其他各種祝宴は絕對必要の範圍に止め且努めて簡素にすること(朝鮮人側には總督府制定の儀禮準則に依ること)
- 凡て贈答、時候見舞、驛頭に於ける送迎等にして形式的ものは斷然之を廢止すること
- 特に形式的盆暮の贈答は之を全廢すること
- 六 弔用供花贈呈は特殊のものを除き之を廢止すること
- 七 師弟長幼主従並に集會の禮儀を正しくすること

社會風潮

- 一 物資の愛用と消費節約
  - イ 廢品の利用回收の爲各地方に廢品回收の施設實行を促進すること
  - ロ 軍需關係品(綿、紙、羊毛、麻、ゴム、皮革、金屬等)は勿論生活用品は力めて新調を見合せ有合せにて間に合せること
  - ハ 音信は絕對已むを得ざる場合の外は葉書を使用すること
- 二 社交上の慣例の改善

イ 宴會に付て

- 1 午後十一時を超えざること
- 2 獻酬の全廢
- 3 酒類は國産品に限る
- ロ 年頭に際しては各地適當なる方法を以て名刺交換會又は互禮會を開き同所在地に於ける廻禮並に賀狀は全廢すること
- 三 陰曆を廢止し太陽曆の使用を勵行すること
- 四 實害ある迷信の打破に努むること
- 五 時間を勵行すること(特に嚴重なる申合せをなすを要す)

第二節 臺灣

臺灣總督府に於ては政府の國民精神總動員に呼應し、本島の實情に精へ實施要綱及總動員本部規程を府議決定して、本部參與會に於て實施事項を議決し、尙地方に於ても各州廳に支部を、各市、郡には支會を設置し行政官公衙が中心となり、關係諸團體と協力し官民一體の下に言論機關の活動、ラヂオ及文藝の利用、講習會の開催、實踐運動に依る國家報恩、銃後の後援等の事項を實施し以て全島民をして國策遂行の決意を固めしめつつあり、之が爲實施せる事項として主なるものを擧ぐれば左の通である。

【イ】 本島特殊の事情に鑑み國民精神の昂揚並に愛國心の發揚に關し祈願祭の執行、大麻奉齋、正廳改善、國語普

及、舊慣陋習の改善打破、通譯、軍夫の従事、農業義勇團の組織、各種金品の献納等皇民化の促進に努めてゐる。

(ロ) 強調日及強調週間の實施に關し經濟強調週間、日本精神發揚週間、國民心身鍛鍊運動、銃後後援強調週間、興亞奉公日を設定實踐した。

(ハ) 時局認識に關し研究會、巡回講演會、映畫の作製及巡回映寫、ラヂオ放送等を実施し島民の正しき時局認識を深めた。

(ニ) 經濟政策への協力に關し金報國運動、棉花、黃麻、蓖麻の栽培及増産、軍需品の調達、廢品の回收等の運動獎勵に努めた。

(ホ) 青少年指導訓練並に一般人の訓練に關し、勤勞奉仕運動全島青年團植林報國運動、全島青年訓練所聯合演習、全島少年團合同野營、各種講習會等を実施し心身の鍛鍊を圖り献身奉公の誠を効し銃後の護りの完璧を期しつつある。因みに本運動の實施要綱は次の如くである。

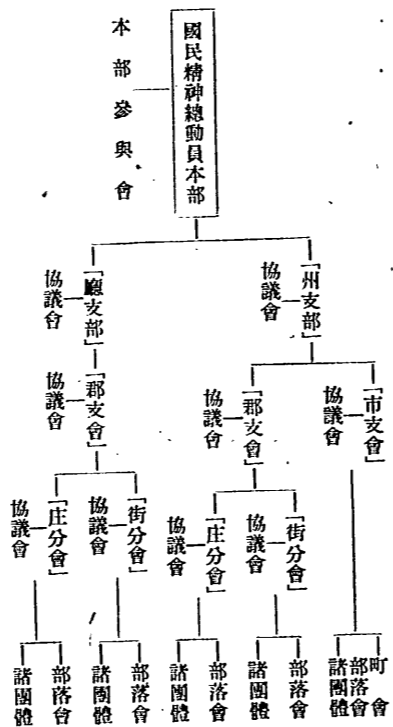
實施機關

(一) 本運動は官房企畫部、情報部、内務局地方課、文教局社會課を計畫主務所とし本府を舉げて之が實施に當るものとす

(二) 府に國民精神總動員本部を置き州、廳には知事、廳長を中心としたる州、廳支部を置くこと

(三) 郡、市、街、庄に於ては郡守、市尹、街庄長が中心となり支會を置き部落會、町會又は工場銀行會社其の他諸團體を所屬單位とす

臺灣總督府國民精神總動員實施機關組織系統圖解



實施方法

(一) 本運動は行政官公衙が中心となり關係諸團體と協力し官民一體となりて之を實施すること

(二) 實行に當りては本部支部支會の方針を體し町會、部落會又は工場、銀行、會社其の他諸團體を單位として其の實行に努めしめ以て國民精神總動員の趣旨徹底を圖ること

(三) 各種言論機關と連絡を密にし積極的協力を求むること

(四) 映畫、文藝、音樂、演劇、ラヂオ等の關係者の協力を求むること



實施事項

- (一) 島民の國家報恩の實踐
- (二) 部落會、町會等の實行機關の設立完成
- (三) 教化宣傳資料の刊行
- (四) 講習會、講演會、協議會の開催
- (五) 映畫の巡回及レコードの製作頒布

國民精神總動員州(廳)支部に關する要綱

(一) 州(廳)支部設置の目的並に其の設置に關する方針

地方に於ける本運動は地方長官に於て自ら其の中心となりて之が實施に當るべきこと勿論なるも實施上の便宜と其の效果の徹底を期せんが爲官民合同の役員を選任し地方廳と協力して本運動の實踐に當るものとす。

既に州又は廳に於て民風作興委員會又は之と同一の目的を以て設置せる委員會は此の際之を國民精神總動員州(廳)支部に充當するものとす。

(二) 州(廳)支部の組織に關する方針

支部は地方長官を支部長とし地方に於ける重要な官公衛の職員、市尹、街庄長、府評議員、州會議員、廳協議會員、各種團體代表者、通信報道機關代表者、教育家、宗教家、實業家、其の他民間の有力者を網羅して之を組織し地方長官に於て之を委嘱し又は任命するものとす。

(三) 州(廳)支部の事業

支部は地方長官指導の下に實踐事項の普及徹底を圖るを以て其の目的とし之が爲本部の方針に準據し當該州廳に適切なる具體的實施計畫樹立並に本運動の實施に關し審議決定するものとす。

支部は本部と密接なる連絡を保持し且一郡市街庄支(分)會を指導統制するものとす。

第三節 樺太

樺太廳に於ける國民精神總動員運動に關しては昭和十二年九月十二日管内各支廳、出張所に各部長及課長を派遣の上各官公署長、各種團體代表者參集の下に全島一齊に打合會を開催即時着手方を協議し參集者は夫々各官公署、團體員に右傳達の上特に是を島民の日常生活に之が實踐することとし、更に十月四日官公署各種團體及民間各階層の代表者を同廳に招致し本島に於ける本運動實施の中樞機關の結成方に付協議會を開催したる結果滿場一致國民精神總動員樺太中央實行委員會の即時結成を見、引續き實施方法に付討議し「協議事項及實施要綱」並に「國民精神總動員實施計畫要綱」に基き本運動の組織化を見た其の實施要綱を示せば次の如くである。

實施機關

(一) 本運動は内閣情報部及拓務省其の他關係機關と連絡の上之が實施に當ること

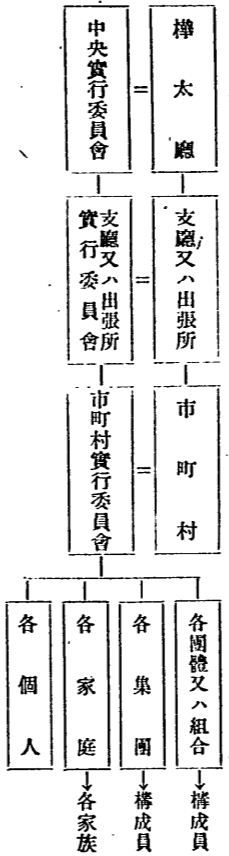
(二) 本運動の趣旨達成の爲樺太廳に官民合同より成る樺太國民精神總動員中央實行委員會を組織すること

右は特に民間各方面の有力なる團體を網羅する如くし官民一致強力なる外廓團體たるの機能を有せしむること

(三) 地方に於ては市町村長中心と成りて各市町村に市町村實行委員會を設け各種團體を綜合的に總動員し更に部落又は職場を單位として其の實行に當らしむ

右委員會は市町村長を會長とし管内區長其他會長に於て適當と認むる者を以て委員とし官民渾然一致眞に強力なる地方實行機關たらしむること

(四) 各支廳及出張所に實行委員會を設け管内市町村實行委員會の統制並に計畫を統理せしむ



實施方法

- (一) 中央實行委員會は本運動に付特て島情に適する具體的計畫を樹て之を實行し本運動の中樞機關たらしむること
- (二) 市町村に於ては市町村實行委員會之が主體となり綜合的に部落又は會社、銀行、工場、商店等の職場單位に實施計畫を樹立して其の實行に努め各家庭、個人に至る迄滲透せしむること
- (三) 支廳又は出張所實行委員會に於ては中央實行委員會と連絡し當該區域に付實情に應じたる計畫を樹立實行すること
- (四) 各種言論機關に對しては本運動の趣旨に付懇談して積極的協力を要請すること

(五) 文藝、音楽、演藝、映畫等の關係者に協力を求むるは勿論凡有る文化機關又は娛樂機關を可及的に利用して本運動の大衆的徹底を期すること

(六) 市町村實行委員會は特に左記各種團體員に本運動の趣旨を徹底せしむるやう考慮すること  
 諸學校、青年訓練所生徒兒童、青年團員、愛國婦人會員、國防婦人會員、在郷軍人會會員、帝國軍人後援會會員、海軍協會會員、消防組員、水難救濟會員、各種組員、山火消防隊員、林野火防組員、其他各種團體組員

第四節 南洋群島

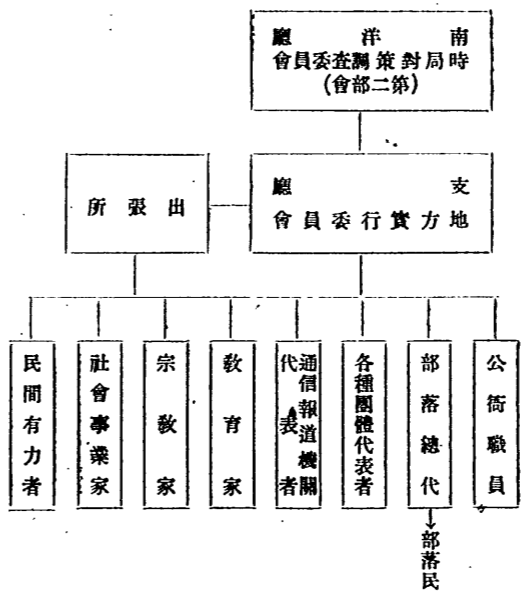
舉國一致堅忍不拔の精神を以て現下の時局に對應すると共に今後持續すべき時艱を克服して愈々皇運を扶翼し奉る爲官民一體となりて國民精神總動員運動を起し實踐事項は右の目標に基き日本精神の發揚に依る舉國一致の體現並に非常時財政經濟に對する舉國的協力の實行を主として之を定め、中央に南洋廳時局對策調査委員會を設け又地方に於ては地方實行委員會設置せられて本運動の實踐に當り着々其の効果を收めて居る。

本運動の實施要綱を示せば次の如くである。  
 實施機關

- (一) 本運動は長官官房調査課及内務部地方課を計畫主務課とし各課各地方總掛りにて之が實施に當ること
- (二) 各支廳に於ては支廳長を中心とし官民合同の地方實行委員會を組織すること
- (三) 實行に付ては支廳長中心となり各種團體等を綜合的に總動員し更に部落町内又は各職場を單位として其の實行

行に當ること

(南洋群島國民精神總動員實施機關組織系統圖解)



實施方法  
(一) 南洋廳及各所屬官署は夫々其の所管の事務及施設に關聯して實行すること

(二) 廣く南洋廳及所屬官署關係團體に對し夫々其の事業に關聯して適當なる協力を求むること

(三) 各支廳に於ては地方實行委員會と協力して綜合的に且部落又は町内毎に實施計畫を樹立して其の實行に努め各家庭に至る迄滲透する様務むること

(四) 諸會社、銀行、工場、商店等に於ては實施計畫を樹立し且實行する様協力を求むること

(五) 各種言論機關に對しては其の協力を求むること

(六) ラヂオの利用を圖ること

(七) 文藝、音楽、演藝、映畫等關係者の協力を求むること  
南洋群島に於て實施すべき國民精神總動員に關する地方實行委員會要綱

(二) 地方實行委員會設置の目的並に其の設置に關する方針

地方に於ける本運動は支廳長に於て自ら其の中心となりて之が實施に當るべきこと勿論なるも實踐上の便宜と其の效果の徹底を期せむが爲官民合同の實行委員會を組織せしめ各方面と協力して本運動の實踐に當らしめんとす

(二) 地方實行委員會の組織に關する方針

(イ) 本委員會は支廳長を會長とし地方に於ける重要なる官公衛の職員、部落總代、各種團體代表者、通信報道機關代表者、教育家、宗教家、社會事業家、實業家其他民間の有力者を網羅して之を組織せしめ支廳長に於て之を委嘱し又は任命するものとす

(ロ) 委員の數は二十人程度を目途とし地方の事情に依り多少之を増減するも妨げなきこと

(三) 地方實行委員會の事業

本委員會は支廳長指導の下に實踐事項の普及徹底を圖るを以て其の目的とし之が爲支廳長の諮問に應じて當該支廳内に適切なる具體的實施計畫の樹立に關し答申を爲し又は本運動の實施に關し支廳長に對し意見を述べ若は適切なる事項を選んで自ら實施に當るものとす又本委員會は中央に本部を有する地方系統團體が中央の指揮に基き本運動の實踐を爲さんとする場合常に地方に於ける當該團體をして本委員會と密接なる聯絡を保持せしめ本運動の統制を圖るものとす

第三章 支那事變と外地の財政的協力

事變前に於ては時局竝に一般會計の現狀に鑑み内外地協力の實を擧ぐる爲應分の寄與を外地特別會計より一般會計に對し爲すことの最も適切なることを認め、昭和十一年度各外地特別會計に於て一年度限りの措置として一般歳出財源に充つる爲一般會計へ繰入金を爲すと共に、國債整理基金特別會計に對する國債償還資金の繰入金を特に増額（前年度首國債總額の百分の百十六迄増額）した。

次いで昭和十二年度に於ても引續き一般會計繰入金を爲すと共に國債整理基金特別會計繰入金の増額を實行したのであるが、支那事變勃發後に於ては事件費（昭和十二年度追加豫算）の一部に充當せんが爲南洋群島を除く各外地に於ては内地に順應し北支事件特別税を創設し其の收入を擧げて一般會計に繰入る事としたる處、戦局漸く擴大し事件の名稱は支那事變と改められ、昭和十二年法律第八十五號を以て臨時軍事費特別會計設置せらるゝに及び、前記北支事件特別税收入繰入金は、之を臨時軍事費特別會計へ繰入る事となつたのである。

次いで昭和十三年度に至りては前年度に引續き北支事件特別税收入（南洋羣島特別會計を除く）は之を臨時軍事費特別會計へ繰入を爲し、又國債整理基金特別會計に對する繰入金も亦前年度に引續き之が繰入を爲したる外、昭和十三年度より内地に呼應し各外地（南洋羣島特別會計を除く）に於ても臨時軍事費財源等に充當する目的を以て支那事變特別税に屬する諸税及臨時利得税の新課又は増徴竝に煙草價格の引上を實施し其の増収額の一部（八割）を臨時軍事費特別會計へ繰入ることとした。

更に昭和十四年度に至りては前年度に引續き臨時軍事費財源充當の爲の臨時軍事費特別會計繰入（南洋羣島特別會計

を除く)を爲すこととした。又前年度に於て新課、増徴を爲したる支那事變特別税に屬する諸税及臨時利得税に對し昭和十四年度に於ては更に新課、増徴等を行ひ其の増収額の一部(八割)を臨時軍事費特別會計に繰入ることとしたのである。尙北支事件特別税收入繰入金及國債整理基金特別會計繰入金に付ても前年度同様之が増額繰入を爲し、以て現下軍大時局に對應し内外地協力の態勢を執ることに努めたのである。(昭和十三年法律第二十二號及第二十三號、明治三十九年三月二日法律第六號)

昭和十二年度北支事件特別税收入に依る北支事件費財源繰入

朝鮮總督府 一、五八三、九三三圓  
臺灣總督府 一、〇六五、〇二一  
樺太廳 六八、六五〇  
計 二、七一九、六〇四

昭和十三年度臨時軍事費特別會計へ繰入額一覽表

會計名	臨時軍事費財源繰入	支那事變特別税收入 其他繰入	北支事件特別税收入繰入	計
朝鮮總督府	一七、五〇〇、〇〇〇	八、九五二、〇〇七	五二五、七九五	二六、九七七、八〇二
臺灣總督府	一、〇〇〇、〇〇〇	二、八六五、二七七	六七二、五三二	一四、五三七、八〇九
樺太廳	二、三〇〇、〇〇〇	三三四、二三六	三七、一三九	二、六七一、三九五
計	三〇、八〇〇、〇〇〇	一一、一五一、五二〇	一、二三五、四六六	四四、一八六、九八六

昭和十四年度臨時軍事費特別會計へ繰入額一覽表

會計名	臨時軍事費財源繰入	支那事變特別税收入 其他繰入	北支事件特別税收入繰入	計
朝鮮總督府	二〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、九二七、八二六	三六三、〇八六	四一、二九〇、九一二
臺灣總督府	一三、〇〇〇、〇〇〇	四、六五八、二九五	一	一七、六五八、二九五
樺太廳	四、〇〇〇、〇〇〇	六七〇、〇〇七	七、一四六	四、六七七、一五三
計	三七、〇〇〇、〇〇〇	二六、二五六、一二八	三七〇、二三二	六三、六二六、三六〇

#### 第四章 支那事變と外地産業經濟

支那事變に對し長期建設の稱へらるる今日内地一體の見地の下に産業經濟の方面に於ても之が對策に付萬全の措置を講ずるの緊要なることは言を俟たぬ。之が爲に内地緊密なる連絡を保持することは絶対に必要である。拓務省に於ては今次事變に對する中央の計畫方針に付ては可及的に順應せしむると共に外地の特殊事情にして特に考慮を要すべきものは之を中央に傳達し外地統治の方針をして些の齟齬なからしむるやう絶えず緊密なる連絡保持に力めつつある。以下第七十一回、第七十二回、第七十三回帝國議會に於て通過を見たる時局に對應すべき産業經濟の方面に關する諸法律所謂非常時立法其他各種施設と外地との關係を略述する。

**物價對策に關する件** 物價對策は我國戰時財政經濟の運行特に軍需充足、生産力擴充、輸出の振興及國民生活の安定に重大なる關係を有するを以て今次事變發生以來外地に於ては内地に順應し各其の特種事情を考慮し暴利取締令並に物品販賣價格取締規則を制定公布し、物價委員會を設置して物價の公定を行ひ其の取締の徹底を期する等物價統制の勵行に努め來つたが、曩に外地に於ては時局の推移並に長期建設に對應せんが爲には財政經濟の全分野に亘り新に綜合的統一的物價對策を樹立實施するの要緊なるものがあつたので、曩に政府に於ては中央物價委員會の答申に基く「物價統制の大綱」並に「物價統制實施要綱」の閣議決定を見、之が強行實施に邁進することとなつた。從て外地に對して

も内外地一體の見地から之が方針に順應せしめ來つたのであるが、九月上旬勃發した歐洲動亂に伴ふ我國物價の騰勢は上述せる對策のみでは到底物價統制の萬全を期すること困難となつたので、政府に於ては同年十月二十日總動員法に基き價格等統制令等の諸勅令を制定公布し、同年九月十八日現在を以て全般的に價格の引上を禁止すると共に極力從來の低物價政策の徹底を期することとなつた。從て外地に對しても同年十月二十七日右諸勅令を施行せしめたのである。更に政府は物價の思惑的騰貴並に買占賣惜に因る物資の偏在を嚴に防遏する爲同年十二月二十六日附を以て昭和十二年商工省令第十號暴利行爲取締に關する規定を改正實施したので、外地に對しても即時之に順應せしめる等極力關係各廳並に中央物價委員會と緊密なる連絡協調を保持し以て内外地間に於ける綜合的物價統制の實施に完璧を期しつつある次第である。

**産金法に關する件** 時局に鑑み産金の増加を圖り之を集中して對外決濟力を豊富ならしむると共に正貨準備を鞏固ならしむるは喫緊の要約なるを以て内地に於ては産金業の助成監督及産金の集中に必要な事項を規定したる産金法を制定し昭和十二年八月二十五日より施行した。仍て右趣旨に鑑み朝鮮に於ては制令を以て同趣旨の朝鮮産金令を制定し同年九月十五日より、臺灣に於ては勅令を以て産金法の一部を施行し同年九月二十五日より夫々實施した。

**臨時資金調整法を外地に施行するの件** 今回勃發せる支那事變に關聯し、物資及資金の需給の適合に資する爲國內資金の使用を調整することを目的とし、昭和十二年九月十日法律第八十六號を以て臨時資金調整法公布せられ、同月二十七日より施行されることとなつたのであるが、各外地に於ても之に順應し内地と同様の制度を實施することにした。

併しながら各外地には夫々特殊事情の存するに鑑み、必要な特例を設けた上、朝鮮、臺灣に對しては昭和十二年十月十五日勅令第五百九十四號及勅令第五百九十五號を以て、又樺太に對しては同月二十三日勅令第六百三號を以て同法を施行することとし、孰れも即日實施せられた。

尙南洋群島に付ては昭和十二年十一月十一日勅令第六百三十五號を以て南洋群島臨時資金調整令公布せられ同群島に於ても臨時資金調整法に依ることとし、即日施行となつた。

而して各外地に於ける主な特例を摘記すれば

(イ) 内地に於て事業設備の新設、擴張、改良の資金の貸付又は有價證券の應募、引受、募集に關し拘束を受ける金融機關は、銀行、信託會社、保險會社、産業組合中央金庫、商工組合中央金庫及道、府、縣を區域とする信用組合聯合會であるが、朝鮮に於ては銀行、信託會社、保險會社、東洋拓殖株式會社及朝鮮金融組合聯合會、臺灣に於ては銀行、保險會社及臺灣拓殖株式會社、樺太に於ては銀行及樺太を區域とする信用組合聯合會、南洋群島に於ては南洋拓殖株式會社としたこと

(ロ) 政府の認可又は許可に關する事務を日本銀行をして取扱はしめる旨の規定、興業債券發行に關する規定、臨時資金調整委員會及臨時資金審査委員會に關する規定、貯蓄債券發行に關する規定等は各外地とも之を施行せざることを

(ハ) 資金調整に關し、大藏大臣、商工大臣等の有する權限は外地に於ては總督又は長官之を有すること等である。國家總動員法の發動に關する件 國家總動員法は戰時に際し國防目的達成の爲國の全力を最も有効に發揮せしむる



様、人的物的資源を統制運用することを目的とするものであるから、其の發動に就ても内外地其の軌を一にして初めて所期の目的を達成し得るのであつて、格別の支障なき限り各外地に於ても大體内地の例に準じ之を實施するの方針を執り來つた。但し之が發動に際し外地の特殊事情を斟酌加味し其の實情に沿ふ様考慮し居れることは勿論である。

**臨時肥料配給統制法に關する件** 今次事變に依り人馬の應召徵發等に依る自給肥料の生産減退、貿易關係又は船腹不足其の他の事情に依る輸入困難、硫安製造業の軍需資材生産への轉換に基き就中最も重要な硫安に付需給の圓滑と價格の公正を期する外、時局の進展に伴ひ肥料に關する事情の變化に對應して適宜の措置を講じ得るの途を拓き以て肥料政策上遺憾なきを期する爲昭和十二年十一月臨時肥料配給統制法の制定を見た。

然るに事變の進展に伴ひ内外の諸情勢は米麥等の戰時食糧の確保を始め重要農産物の増産に對する強大なる要請あるに對し之が配給の適正を期する爲農林省に於ては割當制度を實施することとなり、昭和十四年三月臨時肥料配給統制法に基き硫安、石灰窒素、過磷酸石灰及加里鹽の販賣、使用及移動の制限を行ふ爲肥料配給統制規則が制定せられたるが、其の後最近に至り電力及石灰等生産資材の不足の爲肥料の減産著しく且今次歐洲戰亂の勃發に伴ふ肥料及肥料原料の輸入極度に困難せる爲、同十四年十二月臨時肥料配給統制法に基き肥料消費調整規則を制定し戰時下食糧問題の重要性に鑑み割當の重點を主要食糧農作物たる米及麥の生産確保に置き肥料施用順位又は基準施肥量を定め耕作者をして之に據らしむることとした。

朝鮮及臺灣の現状も亦右と全く同様の事處に逢着して居り殊に配給統制の完備を期するには常に内地と同一歩調を採らねばならぬ爲、朝鮮に於ては昭和十二年十二月朝鮮臨時肥料配給統制令を制定次いで昭和十四年三月の農林省の

割當制度實施に伴ひ朝鮮に於ても之を實施しつつあり、臺灣に於ても右農林省の割當制度に即應し輸出入品等に關する臨時措置に關する法律に基き昭和十四年六月肥料配給統制規則を制定すると共に硫安、過磷酸石灰、加里鹽、配合及化成肥料の割當配給制度を實施中であり、樺太に於ては右割當制度に伴ひ肥料配給統制要領を制定割當及配給の圓滑を期して居る。

**物資調整に關する件** 時局に鑑み重要物資の需給調整を圖る爲拓務省、朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳及南洋廳等に於て夫々事務官、技師以下職員の増員を見内地に對應し之が施設に遺憾なきを期して居る。尙拓務省に於ては特に殖産局に物資調整課を新設したが事變の推移に鑑み十四年六月商工省機構の變革に順應して一應物資調整課を解消し、鑛物資源に關しては同時に新設を見たる鑛務課に於て掌り、其の他の物資に付ては農林商工課に於て分掌し以て内外地の物資需給調整に關する事務連絡上遺憾なきを期して居る。

殊に外地は元來主要物資に付ては概ね内地よりの供給に待つるの事情にあるが之が物資の供給確保を圖る爲には次の様な方法で行はれてゐる。

**鐵鋼配給統制** 官民より成る鐵鋼統制協議會で各四半期毎に内外地に互る配給數量を決定し之に基き外地に於ても切符制度を實施して居る。

**食料品、罐詰製造用空罐配給統制** 官民より成る食料品罐詰製造用需給調整協議會で必要に應じ原則として、輸向、軍需向空罐の内外地に互る配給數量を決定し、之に基き外地に於ても切符制度を實施して居る。

**銅配給統制** 官民より成る銅配給統制協議會で毎月内外地に互る銅の配給に付き註文統制を實施して居る。

鉛、亜鉛、錫、アンチモンの配給統制 内地の各業者を以て夫々統制組合を組織し内外地に互り夫々註文統制を實施して居る。

纖維配給統制 絲配給統制規則に依り纖維需給調整協議會を設置し毎月綿糸、ス・フ、ス・フ絲、人造絹絲及毛絲の生産計畫及消費割當數量を決定し、配給に關しては夫々商業組合で配給統制を實施中である。

新聞用紙の配給統制 外地でも内地に順應し節約を實行中である。

マニラ麻製品配給統制 日本マニラ麻工業聯合會にて毎月の内外地の配給統制を實施中である。

石油配給統制 物動計畫の決定に基き外地でも切符制度を實施中である。

生ゴムの配給統制 日本ゴム工業聯合會、日本ゴム輸入組合、東京ゴム原料卸商業組合、大阪生ゴム卸商業組合、神戸ゴム原料卸商業組合で内外地の配給統制に當つて居る。

重要肥料の配給統制 日本肥料株式會社に於て一元的に配給統制を實施して居る。

鑛山用機械配給統制 官民より成る鑛山用機械配給統制協議會で各四半期毎に製造及輸入する鑛山用機械に付いて内外地に互り註文統制を實施して居る。

電氣機器並に其の材料の配給統制 内地の主要業者で日本電氣機器工業組合を結成し註文統制を實施して居る。

鑛山用(製鐵用)コンベヤベルト配給統制 官民からなる鑛山用コンベヤベルト配給統制協議會で内外地に互り註文統制を實施して居る。

醫藥品の輸入統制 日本醫藥品輸入統制會で醫藥品の輸入統制に當つて居る。

輸出入品等に關する臨時措置に關する件 支那事變に關聯し政府に於て輸出入の制限又は禁止を爲すと共に輸入の

制限其の他の事由に因り需給關係の調整を必要とする物品又は之を原料とする製品に關し必要なる措置を爲し以て國民經濟の運行を確保するの要を認め第七十二回帝國議會の協賛を経て昭和十二年九月十日附を以て輸出入品等に關する臨時措置に關する法律を公布し即日施行を見た。

而して本法制定の趣旨に鑑み朝鮮、臺灣、樺太に於ては同年九月二十二日勅令を以て本法を施行し南洋群島に於ても勅令を以て本法に依ることとし同時に施行を見た。

本法に基いて公布せられた諸統制法規の中外地に於ても内地に即應して公布施行を見たものとしては次の如きものがある。

外地ニ於テ施行シタル統制法規一覽

内地	朝鮮	臺灣	樺太	南洋群島
○輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律 昭和一二、九、一〇 公布施行 法律九二	昭和十二年法律第九十二號 朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スル法律 昭和一二、九、二二 公布施行 勅令五一五	同	同	南洋群島ニ於ケル輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律 昭和一二、九、二二 公布施行 勅令五一六
○需給調整協議會令 昭和一二、五、二四	同	同	同	同







○スデーブルフアイ  
關スル件  
昭和一三、六、一  
五公布  
昭和一三、六、一  
八施行  
商工省令三二

○人造絹絲ノ大サ制  
限ニ關スル件  
昭和一三、七、二  
三公布  
昭和一三、七、二  
五施行  
商工省令六四

○輸出製造絹製品配  
給規則  
昭和一五、二、二  
八公布  
昭和一五、三、一  
施行  
商工省令九

○新開用巻取紙供給  
制限規則  
昭和一四、六、三  
〇公布  
昭和一四、七、一  
施行  
商工省令三二

○昇紙配給統制規則  
昭和一四、一、一  
一公布  
昭和一四、一、二  
四施行  
商工省令六九

○硝酸ノ製造ニ關ス  
ル件  
昭和一三、一、〇  
二公布  
昭和一三、二、七  
施行  
商工省令二七

○ソノ工業藥品配  
給規則  
昭和一五、三、一  
五公布  
昭和一五、三、二  
〇施行  
商工省令一六

○学麻織維ノ販賣制  
限ニ關スル件  
昭和一四、五、一  
六公布  
昭和一四、五、一  
六施行  
府令六六

○皮革使用制限規則  
昭和一三、七、一  
公布施行  
商工省令四三

同  
昭和一三、八、二  
昭和一三、九、一  
府施行  
令一七六

同  
昭和一三、七、一  
昭和一八、五、  
府施行  
令八五

同  
昭和一三、七、一  
昭和一三、七、一  
府施行  
令五一

○皮革配給統制規則  
昭和一三、七、一  
公布施行  
商工省令四五

同  
昭和一四、三、一  
昭和一四、四、一  
府施行  
令三一

同  
昭和一三、七、一  
昭和一三、八、一  
府施行  
令八四

同  
昭和一四、五、二  
昭和一四、五、二  
府施行  
令三六

○皮革原料タール水  
昭和一四、八、八  
公布施行  
農林省令三九

同  
昭和一四、八、一  
昭和一四、八、一  
府施行  
令三七

○家兔屠殺制限規則  
昭和一四、八、一  
公布施行  
農林省令三七

同  
昭和一四、八、一  
昭和一四、八、一  
府施行  
令三七

○兔毛皮革使用制限  
規則

○ゴムノ使用制限  
昭和一三、七、九  
公布施行  
商工省令五三

同  
昭和一三、一、一  
昭和一三、一、一  
府施行  
令二七

同  
昭和一三、七、二  
昭和一三、八、五  
府施行  
令五五

○ゴム靴ノ販賣制限  
昭和一三、七、九  
公布施行  
商工省令五四

○配給統制規則  
昭和一三、七、九  
公布施行  
商工省令五五

○府及粉末  
昭和一四、五、三  
昭和一四、六、一  
公布施行





商工省二四

○自動車用タイヤ  
チニ配給統制規則  
昭和一四、四、五  
公布一四、四、二

○昭和一四、四、二  
商工省令一八

○米穀販賣取締規則  
昭和一三、七、九  
公布一三、七、九  
商工省令五二

○用材生産統制規則  
昭和一四、九、二  
七公布一四、九、二  
一昭和一四、一、一  
農林省令四五

昭和一四、六、一

○昭和一四、六、一  
府令七〇

昭和一三、八、一

○昭和一三、八、一  
府令一〇五

單寧含有樹皮使用制  
昭和二和  
昭和一四、四、一  
昭和一四、四、二

○施行  
府令四九

○空堀ノ輸移出制限  
昭和一四、四、八  
府令四五

○肥料配給統制規則  
昭和一四、六、二  
府令七七

昭和一二年府令第百  
四昭和一二年府令第  
府令一五

白金使用制限規則  
昭和一三、二、一  
農令一四

○白金使用制限規則  
昭和一三、二、一  
昭和一三、一、一  
商工省令三六

○木造建物建築統制  
規則昭和一四、一、一  
昭和一四、一、一  
昭和一四、一、一  
商工省令六七

昭和一二年法律第九  
條ノ規定ニ依ル白金  
使用制限ニ關スル  
件ノ施行  
昭和一三、一、四  
府令三





而して本法は海運の特殊性に鑑み内外地を通ずる法律として制定せられ本法の施行に伴ひ必要な法令に付ては外地に於ても内地と同趣旨の規定を設けて居る。

支那事變の爲從軍したる軍人及軍屬に對する租税の減免徴收猶豫等に關する件 曩に内地に於ては支那事變の爲從軍したる軍人及軍屬に對し、租税の減免又は其の徴收の猶豫等を爲し以て出征軍人及軍屬並に其の家族の負擔の輕減を圖る爲、昭和十二年法律第九十四號の公布施行を見たが、朝鮮及臺灣に於ても同法制定の趣旨に鑑み、夫々制令又は律令を以て同様の規定を設け、樺太に於ては勅令を以て同法を施行し、南洋群島に於ては勅令を以て同様の規定を設け、以て特に今次事變の從軍者等に對して租税の負擔緩和の措置を講ずることとした。(詳細は第五章財政篇参照)

臨時軍事特別會計の財源の一部に充つる爲の増税關係 支那事變に際し内地に於て臨時軍事特別會計の財源の一部に充つる爲昭和十二年八月北支事件特別税を、同十三年四月には之に代るべき支那事變特別税を創設した外同十四年四月には同税の増徴其の他の諸税に付増税を行つたのに順應して朝鮮、臺灣及樺太に於ても夫々其の分に應ずる増税を行つた。尙南洋群島に於ては内地及他の外地に對應して利益配當税及通行税を新設した。(詳細は第五章財政篇参照)

時局に關聯して租税上採るべき臨時措置に關する件 内地に於て支那事變に關聯して租税上の負擔輕減等に關する臨時措置を講ずる爲臨時租税措置法の制定せられたのに對應して、朝鮮、臺灣及樺太に於ても同法制定の趣旨に鑑み同様の規定を設けて現下の時局に鑑み租税上の負擔輕減に關する特例を設けた。(詳細は第五章財政篇参照)

## 第四篇 特殊會社

## 第四編 特殊會社

### 第一章 東洋拓殖株式會社

#### 第一節 設立の沿革

設立の經過 東洋拓殖株式會社は明治三十八年の韓國保護協約の趣旨に鑑み、韓國に於ける産業資源の助長、開發の目的を以て設立せられたものである。即ち明治四十一年三月、帝國議會に東洋拓殖株式會社法案提出の運びとなり、該法案は衆議院に於て若干の修正を施された上、同年三月二十六日兩院を通過し、同年八月二十六日法律第六十三號を以て公布せられた。

而して一方韓國政府に於ても我が法律に照應して略々同様の内容を有する法律を發布し、同時に日韓取極に依り東洋拓殖株式會社に關する監督權を日本政府に委任した。次いで日韓兩國は明治四十一年九月設立委員(日本側八二名、韓國側三三名)を任命し、該設立委員會に於て定款を作成し、同年十月八日日韓兩國政府の認可を受け十一月一日より株式募集に着手した。株式募集の要項中主なるものを摘記すれば左の通りである。

- 一 會社の資本金は一千萬圓とし株式總數二十萬株、一株の金額を五十圓とす
- 二 韓國政府は田五千七百町歩、畑五千七百町歩を會社へ出資し、其の價額三百萬圓に相當する六萬株を引受く
- 三 募集すべき株式數は二十萬株の内、韓國政府引受済株式數六萬株を除きし十四萬株中千株控除し、其の殘十三萬

九千株を公衆より募集するものとす

四 會社の株式申込人は日韓兩國人に限るものとす

同年十二月十四日總株に付第一回拂込を完了し、同月二十八日創立總會を開催し、茲に東洋拓殖株式會社の成立を見るに至つた。

●●●●●

●●●●● 明治四十三年八月韓國併合のことあり、創立以來會社の事業も順調に進捗し資金の需要も亦著増して、遂次第二回、第三回の株金拂込を爲し、大正二年四月を以て之が全額の拂込を了し資金の充實を圖つた。

然るに時勢の進展に伴ひ政府は大正六年七月同會社法に改正を加へ、營業地域の制限を撤廢し且つ業務範圍を擴張すると共に同年十月本店を東京に移し、新に奉天及大連の二支店を増置し、以て從來の營業地域たる朝鮮の外に滿洲に其の營業範圍を擴張した。右事業擴大の第一歩として先づ滿蒙に進出するや、資金の需要を喚起し多額の供給を見ただのみでなく、益々増加の趨勢にあるを以て大正七年五月資本金を倍加して二千萬圓としたが、依然資金の需要旺盛にして加ふるに世界戰爭終結後列國は競ふて經濟的發展を企圖せんとする情勢なるを以て、會社も亦對外放資を促進し更に營業區域を中華、東部西比利亞、ブラジル、南洋方面に擴張し、同時に資本金増加の要を認め、大正八年九月資本金三千萬圓を増加して五千萬圓とした。其の後大正十二年一月馬來半島、昭和十二年タイ國、昭和十四年五月樺太をも業務地域と爲すに至つた。

右の如く資本金の漸増を以て資金の需要に應じ來つたが大正九年に於ける財界の反動、同十二年に於ける關東地方震災の厄あり、我が經濟界も亦未曾有の打撃を受けた。茲に於て大正十二年度より配當率を低下し、一方業務の改善、經費の節約並に關係會社の整理を行ひ、以て内容の充實を圖りしも財界の不況依然深刻を極め殊に滿洲方面に於ては

益々悪化し同社の業務上受くる影響甚しくなかつたので、更に根本的整理を敢行するの喫緊なるを認むるに至つた。

●●●●● 昭和元年度に於ける整理及整理後の経過

昭和元年度決算期に於て資産中回収困難なるか、若は價格減少の虞ある貸付金、有價證券等資産の切下を執行し、此の結果に依る資産不足額二千八十三萬四千圓は之を補填するに、同期純益金百八十三萬四千圓を充當したる外、朝鮮内社有農耕地評價益金一千百四十五萬圓及既往に於ける不動産讓渡處分益金二百萬圓を以てし、差引不足額五百五十五萬圓は前期繰越益金及積立金中より全部之を補填し、四千七百餘圓を後期に繰越した。

右特別整理の結果不良資産一掃せられて内容著しく改善せられ、其の次年たる昭和二年度決算に於ては諸償却金も相當金額を計上せる外、一般株主に對しては年五分の配當を爲したるのみならず積立金及繰越金にも相當の餘裕を得た。尙右整理に關聯し政府は昭和二年五月の臨時議會に資金調達及收利上援助の爲、外國債四千萬圓に對する保證案及政府持株配當免除の法律案を提出し、其の協賛を経て之が公布を見るに及び多大の便益を得た。

●●●●● 最近に於ける業況 金輸出再禁止後爲替相場暴落に依り、同社は其の擁せる米貨社債の允利拂より生ずる爲替差損の異常的負擔に依り、昭和七年上期以降遂に無配を餘儀なくせられたが、滿洲事變後同社の滿洲國に於ける諸權益の復活、伸張、朝鮮、南洋、北支方面に對する飛躍的發展並に同社理事者の不斷の努力に依り、其の業績は次第に好轉し、昭和十一年上期に於て年四分の配當を復活し、次いで昭和十二年上期より年五分配當、昭和十三年上期より年六分、昭和十四年上期より年七分配當を爲すに至つた。

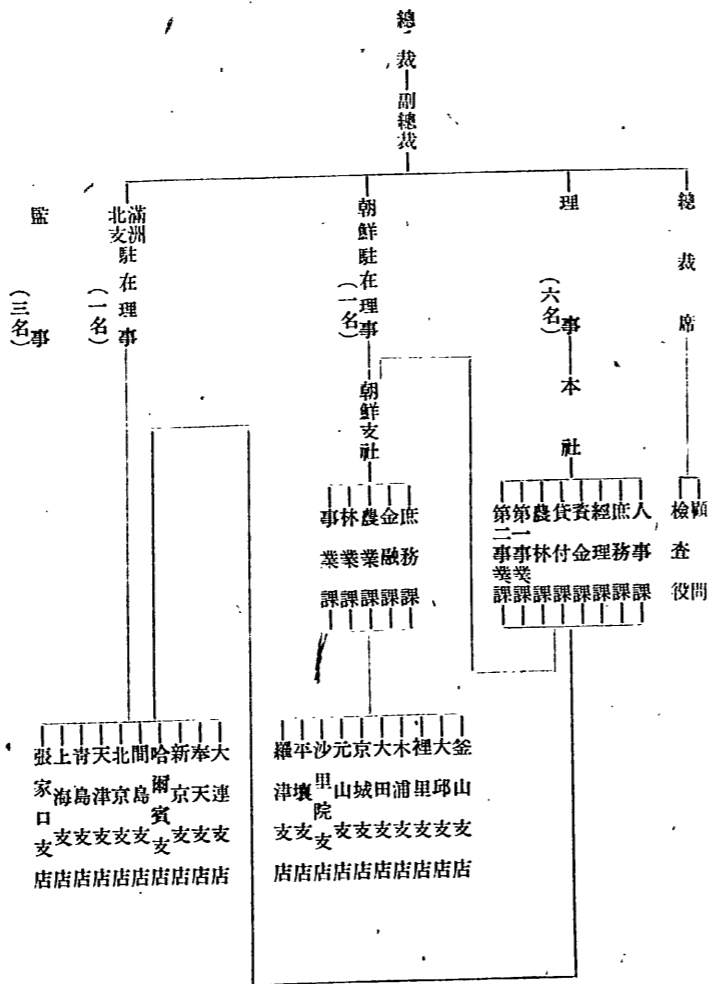
●●●●● 斯の如く同社事業の躍進に鑑み且今後に於ける積極的の事業進展に備ふる等の爲政府は昭和十三年三月第七十三議會に同會社法の改正案を提出し其の協賛を経て同年五月之が施行を見るに及び茲に副總裁一名を置くこととなり又社債

發行限度を従來の拂込資本額に對する十倍より十五倍に擴張するに至つた。尙今事變勃發後に於ては同社は帝國の國策に副ふべく、北支に於ては北京、天津、青島、張家口に、又中支に於ては上海に夫々支店の設置を圖り、之等の地方に於て貸付業務、不動産經營事業、紡織事業、鑛業、倉庫事業、棉作事業、鑿井事業等を經營し、其の總投資額は昭和十四年六月末現在に於て二千二百餘萬圓に達し、北支及中支に於ける事業開發促進に貢獻しつつある。

### 第二節 會社の組織及經理

**會社の職別** 會社は内地以外の地域に於ける拓殖資金の供給其他拓殖事業の經營を目的とするものにして、本店は東京に在る。會社は業務執行機關として總裁一人、副總裁一人、理事五人を、業務參與機關として參與理事三人を、又業務監査機關として監事三人を置いて居る。總裁は會社を代表し其の業務を總理する。總裁に事故あるときは副總裁が其の職務を代理し、總裁缺員のときは其の職務を行ふのである。副總裁及理事は總裁を輔佐し定款の定むる所に從ひ會社の業務を分掌し、又は之に參與し、監事は會社の業務を監査する。而して總裁及副總裁は政府の任命に係り、其の任期は五年である。理事は五十株以上を所有する株主中より株主總會に於て二倍の候補者を選擧し、政府其の中より之を任命し、其の任期は四年である。又監事は三十株以上を所有する株主中より株主總會に於て之を選任し、其の任期は二年である。

本店は總裁直轄の總裁席の外人事、庶務、經理、資金、貸付、農林、第一事業及第二事業の八課に分たれ、又朝鮮に支社を置き、庶務、金融、農業、林業、事業の五課に分たれ、各主要地に支店がある。會社の組織概況を圖すれば左の通りである。



會社の特別能力並に政府の監督及保證 特別能力 會社は商法上有する一般機能の外、更に資金充實に關し次の如き特殊機能を有する。

- 一 拂込資本額の十五倍を限り東洋拓殖債券を發行することを得る。而して此の場合商法第二百九十六條及第二百九十八條の規定の適用を受けないこととなつて居る。(同第二十三條)
- 二 政府の監督 政府は會社の性質に鑑み特別の監督を爲して居る。即ち其の主なるものは次の如き事項である。
  - 一 一般業務の監督(東拓法第三十二條)
  - 二 監理官を置き常時業務を監視せしむ(同第三十三條)
  - 三 業務監督上必要なる命令を發する(同第三十四條)
  - 四 會社決議の取消又は役員の解職(同第三十五條)
  - 五 總裁、副總裁及理事の任命(同第九條)
  - 六 總裁、副總裁及理事の他の職務又は商業に従事せむとする場合政府の許可(同第十條)
  - 七 左の事項に關しては政府の認可、承認又は指定を要することとなつて居る。
    - 一 資本の増加(東拓法第二條)、存立期間の延長(同第五條)、支店又は出張所の設置(同第六條)、東洋拓殖株式會社法第十一條第七號の事業の經營(同第十一條)、外國に於ける事業の經營(同第十一條)、營業上の餘裕金を以て一時買入れ得べき有價證券(同第二十二條)、營業上必要ある資金の借入(同第二十二條)、東洋拓殖債券の發行(同第二十四條)、東洋拓殖債券の買入消却(同第三十條)、利益金の處分(同第三十六條)、移住規則其の他諸規定の制定(同第三十七條)、貸付金の利率及割引料の最高歩合(同第三十七條ノ二)、政府の認可を受けたる事項を變更せんとするとき(同第三十八條)等に於て政府の認可を、株金の拂込徴收、他會社の株券又は債券の應募引受、重要な財産の處分、主要投資會社の業務監督等に於て政府の承認を受けしめ又營業上の餘裕金を預け入るべき銀行等に付ては政府の指定を受けるを要する。(同第二十一條)

政府の補給金 東拓法第三十九條及第四十條の規定に基くものにして、明治四十一年度より大正四年度迄八年間に毎年度に互り總額二百三十七萬八千圓の補給金を受け、其の後大正九年度より同十一年度迄に七十七萬八千圓の償還を爲し、現在に於ける補給金殘高は百六十萬圓である。

爲替差損に依る補給金 對米爲替相場下落の爲同社の米貨債元利支拂より生ずる損失は巨額に達し、同社の營業純益を以てしては到底之を補填すること能はざるを以て政府は同社存立の特殊事情に鑑み、之が損失補填の爲補給金を交付することとなり、右補給金は昭和八年度に於て百五十萬圓、同九年度に於て四十萬圓を當省豫算に計上し、昭和九年六月末迄に百六十五萬六千圓を交付したのであるが、其の後業績の好轉に伴ひ右補給金は昭和十一年六月末を以て全額政府に償還納した。

社債の保證 會社が外國に於て社債を募集する場合は政府が元利支拂の保證を與へた。第一回佛貨社債(償還済)、第二十五回及第五十七回の米貨社債は即ち之である。

不均一配當 政府の所有する株式に對しては、昭和二年度以降昭和六年度迄の毎營業期の利益配當の割合より年五分を低下したる割合を以て配當を爲し得ることを認められて居た。

事業資金の構成 資本金 明治四十一年設立當初の資本金額は一千萬圓(一株五十圓、二十萬株)にして、大正二年四月全額拂込を了したが、朝鮮産業界の進展、滿蒙への業務地域擴張の結果大正七年五月之を二千萬圓と爲し、次い



で中華民國、東部西比利亞、ブラジル、南洋方面に進出するに及び翌八年九月三千萬圓を増資して五千萬圓とした。現在の資本概況は公稱資本金五千萬圓（内拂込済額四千二百五十萬圓）、株式總數は一百萬株（内政府所有株式六萬株）にして、昭和十四年八月末現在に於ける株主數は一萬二千九十三名である。

社債 設立當初數年間に於ける營業資金は拂込株金を以て賄つて來たが、業務の進展に伴ひ更に資金の充實を圖るの必要を生じ社債發行の要を認むるに至つた。大正二年三月第一回社債發行以來、昭和十四年六月末迄の發行回數百四十九回、發行總額八億三千二百萬餘圓、償還總額四億五千八百七十二萬餘圓、差引發行現在高三億四千四百四十萬餘圓である。

而して東拓債券所有者は同社財産に就き他の債權者に優先して辨濟を受くるの特權を有する。（東拓法第二十七條）定期預り金 會社は同會社法に依り特に定期預り金を爲すことを認められて居る。昭和十四年六月末現在高は二百四十八萬餘圓である。

會社の業務地域及業務範圍 業務地域 現在會社の營業地域は朝鮮、樺太、關東州、滿洲、蒙古、東部露領亞細亞（貝加爾湖以東）、中華民國直隸省、山東省、江蘇省及安徽省、比律賓、南洋、ブラジル、馬來半島並にタイ國にして、創業以來漸次地域の擴張と共に大正六年本店を京城より東京に移轉し、現在朝鮮内に釜山、大邱、裡里、木浦、大田、京城、元山、沙里院、平壤及羅津の十支店、滿洲に新京、奉天、哈爾濱、大連及間島の五支店、支那に北京、天津、青島、上海及張家口の五支店があり、尙關領ボルネオ、パンジャルマシシ及サンクリラン並にミッドランド、ジョホールに駐在員を常時派遣し業務を執らしめて居る。而して特に京城には朝鮮支社を置き、朝鮮に於ける一般業務を統理して居る。

業務範圍 會社の業務は東拓法第十一條に規定せらるる處にして、即ち左の通りである。

- 一 拓殖の爲必要な資金の供給
- 二 拓殖の爲必要な農業、水利事業及土地の取得、經營、處分
- 三 拓殖の爲必要な移住民の募集及分配
- 四 移住民の爲必要な建築物の築造、賣買及貸借
- 五 移住民又は農業者に對し拓殖の爲必要な物品の供給及其の生産したる物品の分配
- 六 委託に因る土地の經營及管理
- 七 其の他拓殖の爲必要な事業の經營

叙上の外定期預り金（東拓法第十三條ノ二）を爲し、且つ日本勸業銀行の代理店として同行の貸付事務を取扱ふことを得る。（同第二十二條ノ二）

最近五箇年に於ける財産狀況 會社の經理及業績 最近五年間に於ける各期末現在の資産、負債の概況は左の通りである。

年 度	資 産					負 債				
	未払金	貸付金	債券及債権	特種事業	預け金	資本金	諸準備金	社債	借入金	其他
昭和十年 上半期	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
昭和十年 下半期	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

第四編 特殊會社 第一章 東洋拓殖株式會社

四七〇

年 度	利		益		損		失		差 引
	諸利息	證券收入	事業收入	諸收入	政補給金	合計	人件費	諸稅	
同十年	上	四,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
	下	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
同十一年	上	四,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
	下	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
同十二年	上	四,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
	下	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
同十三年	上	四,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
	下	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
同十四年	上	四,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
	下	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇

會社の營業年度は創立以來昭和三年度迄は毎年四月一日より翌年三月末日迄であつたが、昭和五年度よりは毎年一月一日より六月三十日迄を上半期、七月一日より十二月三十一日迄を下半期とする二期決算に改正した。  
最近五ヶ年間に於ける損益狀況は左の通りである。

最近五箇年に於ける損益狀況

年 度	利		益		損		失		差 引
	諸利息	證券收入	事業收入	諸收入	政補給金	合計	人件費	諸稅	
昭和十年	上	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
	下	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇

會社の利益金處分に付ては東拓法第三十六條に依り政府の認可を要し、且つ左の方法に依るものとして居る。(東拓法第三十一條及定款第七十八條)

- 一 缺損補填準備金 利益金の百分の八以上
- 二 配當平均準備金 百分の二以上
- 三 役員賞與金 百分の十以下
- 四 株主配當金
- 五 翌年度繰越金
- 六 定款第八十條第二項の規定に依る特別積立金
- 七 前各號に掲ぐるものの外會社は必要と認むるときは積立金を爲すことを得

四七一

第四編 特殊會社 第一章 東洋拓殖株式會社

利益金處分狀況並に利益率と配當率との關係

年 度	利 益 金			之 分 配		利 益 率	配 當 率
	当期純益金	前期繰越金	合 計	社内保留金	社外分配金		
昭和十一年 上半期	七六五	三〇九	一、〇七四	七三〇	三四四	四・四%	無配
同 十一年 下半期	一、二八一	六五三	一、九三四	一、三四〇	五九四	七・三%	同
同 十一年 上半期	一、五五六	一、二二二	二、七七八	一、四五二	一、三二六	八・九%	同
同 十二年 下半期	九〇四	一、二六二	二、一六六	一、四〇六	七六〇	五・二%	同
同 十二年 上半期	一、二七三	一、三一四	二、五八六	一、六五一	九三五	七・三%	同
同 十三年 下半期	一、二五九	一、五一八	二、七七七	一、八四二	九三五	七・二%	同
同 十三年 上半期	一、三二〇	一、七一五	三、〇三五	一、八九五	一、一四〇	七・五%	同
同 十四年 下半期	一、三二九	一、七六二	三、〇九〇	一、九五〇	一、一四〇	七・六%	同
同 十四年 上半期	一、六五七	一、八一	三、四六七	二、一五二	一、三一五	九・五%	同

(備考) 利益率は純益金の拂込資本額に対する割合なり。

第三節 事業の概況

會社の事業は之を金融業及拓殖事業の二に分つことが出来る。是等の事業に付概説すれば左の通りである。  
 金融業、概説 現在に於ける會社の拓殖資金供給の方法は、東拓法第十三條の明示するところにして即ち左の通り

である。

- 一 移住民に對し二十五年以内の年賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依る移住費の貸付
- 二 生産者に對し其の生産物を擔保とする一年以内の貸付
- 三 三十年以内の年賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依る不動産、鐵道、鑛業權其の他不動産上の權利を擔保とする貸付
- 四 公共團體又は特別の法令に依り組織したる産業に關する組合に對し三十年以内の年賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依る無擔保貸付
- 五 農業者二十人以上を連帶して債務を負ふ者に對し五年以内の定期償還の方法に依る無擔保貸付
- 六 移民取扱業其の他拓殖事業を營むことを目的とする會社の株券又は債券の應募、引受
- 七 移民取扱業其の他拓殖事業を營むことを目的とする會社の株券又は債券を質とする五年以内の定期償還の方法に依る貸付
- 八 法令の規定に依り設定したる財團其の他確實なる物件を擔保とする三十年以内の年賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依る貸付

前項第二號の貸付を爲す場合に於ては手形割引の方法に依ることを得  
 右により拓殖資金運用の方法を大別すれば貸付に依るものと株式又社債の應募引受に依るものととなすことが出来る。

貸付 創業當初より貸付高は逐年増進の歩武を辿りしも、一時財界の不況に因り、大正十三年度よりは稍々漸減の

傾向を呈したが最近朝鮮、滿洲及支那方面に於ける各種事業の勃興進展に因り貸付高は累期著しく増加して居る。即ち左の通りである。

貸付金地方別期末現在高

年 度	朝 鮮	滿 洲	北 部 支 那	南 洋	合 計
昭和十年上半年	八一、二三三	二六、八九二	一、五三七	六、一八四	一一五、八四六
同 十年下半年	九六、七〇八	二八、二五三	一、七九七	一一、五一一	一三八、一〇九
同 十一年上半年	八九、〇三六	二九、二九八	二、七一六	一一、四二五	一三三、四七四
同 十一年下半年	九四、二九〇	三三、二二八	二、八〇四	一二、七九四	一四三、六〇五
同 十二年上半年	九四、九八二	三四、七七一	四、三八六	一三、〇六三	一四七、二〇三
同 十二年下半年	一〇一、九四三	三六、五五二	五、二〇〇	一五、七四三	一五九、四四五
同 十三年上半年	一〇五、二〇八	三四、八七〇	五、六四九	一五、三七三	一六一、一〇〇
同 十三年下半年	一〇九、七三〇	四三、四六七	三、九六二	一五、三九二	一七二、五三三
同 十四年上半年	一〇三、九五一	四四、〇九五	六、二三五	一四、七三九	一六九、〇二〇

貸付金利率

昭和十四年六月末に於ける貸付金利率及手形割引利率認可最高歩合は左の通りである。

朝鮮に於ける	關東州に於ける	南滿(奉天)に於ける	北滿(哈爾濱)に於ける	其の他の地方に於ける
手形割引利率	手形割引利率	手形割引利率	手形割引利率	手形割引利率
最高歩合	最高歩合	最高歩合	最高歩合	最高歩合
七分五厘	二分五厘	二分五厘	二分五厘	二分五厘
手形割引利率	手形割引利率	手形割引利率	手形割引利率	手形割引利率
最高歩合	最高歩合	最高歩合	最高歩合	最高歩合
二分五厘	二分五厘	二分五厘	二分五厘	二分五厘

然し右は最高歩合を示したるものにして實際貸付歩合は相當低率である。株式・債券の應募、引受。大正六年七月東拓法を改正して業務地域を擴張すると共に「移民取扱業其他拓殖事業を営むことを目的とする會社の株式又は債券の應募、引受」を營業項目に加へ、以て鮮滿其の他の方面に於ける各種事業會社の設立を援助し産業開發を助長した。而して是等事業會社は昭和十四年六月末に於て五十五社に及び其の概況

第四編 特殊會社 第一章 東洋拓殖株式會社  
は左の通りである。

株式及債券引受高

會社名	本店所在地	設立年月	業務	資本金	公積金	總株數	東洋引受株式	引受社債	最近配當
海外興業	東京	大正六年三月	移民取扱、植民地經營、海外企業の投資	2,500,000	1,400,000	50,000	1,000,000	1,000	8.0
口魯漁業	同	同	漁業	500,000	1,000,000	10,000	1,000,000	100	10.0
南洋興發	南洋	同	製糖	500,000	1,000,000	10,000	1,000,000	100	10.0
朝鮮鐵道	京城	同	鐵道の貸付、生牛の移出及畜産に關する事業	500,000	1,000,000	10,000	1,000,000	100	10.0
東洋畜産興業	同	同	同上	500,000	1,000,000	10,000	1,000,000	100	10.0
朝鮮米穀倉庫	同	同	米穀倉庫經營	500,000	1,000,000	10,000	1,000,000	100	10.0
朝鮮都市經營	同	同	不動産經營	500,000	1,000,000	10,000	1,000,000	100	10.0
朝鮮合同電氣	同	同	電氣事業	500,000	1,000,000	10,000	1,000,000	100	10.0
東拓土地建物	大連	同	不動産經營	500,000	1,000,000	10,000	1,000,000	100	10.0
滿蒙毛織	奉天	同	毛糸毛織物製造販賣	500,000	1,000,000	10,000	1,000,000	100	10.0
東省實業	同	同	金融、株式引受、生產品取次販賣	500,000	1,000,000	10,000	1,000,000	100	10.0
大同酒精	哈爾濱	同	酒造	500,000	1,000,000	10,000	1,000,000	100	10.0
山東鐵業	青島	同	支那鐵山に對する投資	500,000	1,000,000	10,000	1,000,000	100	10.0

會社名	本店所在地	設立年月	業務	資本金	公積金	總株數	東洋引受株式	引受社債	最近配當
山東起業	同	大正九年	土地建物貸業	7,500,000	2,700,000	100,000	1,000,000	1,000	8.0
東拓鐵業	京城	同	探炭並に煉炭の製造販賣	7,000,000	5,000,000	100,000	1,000,000	1,000	8.0
朝鮮送電	同	同	電氣事業	10,000,000	6,000,000	100,000	1,000,000	1,000	6.0
日滿製粉	哈爾濱	同	製粉	10,000,000	6,000,000	100,000	1,000,000	1,000	6.0
北鮮製紙化學工業	威北吉州	同	製紙	10,000,000	6,000,000	100,000	1,000,000	1,000	6.0
滿洲特産工業	奉天	同	滿洲特産物加工及酒類製造	10,000,000	6,000,000	100,000	1,000,000	1,000	6.0
朝鮮石油	京城	同	石油其他礦物精製並に賣買	10,000,000	6,000,000	100,000	1,000,000	1,000	6.0
多獅島鐵道	新義州	同	鐵道	10,000,000	6,000,000	100,000	1,000,000	1,000	6.0
アマゾン産業	東京	同	アマゾン産物に於ける移住者及拓殖事業	10,000,000	6,000,000	100,000	1,000,000	1,000	6.0
滿洲電業	新京城	同	アマゾン産物に於ける移住者及拓殖事業	10,000,000	6,000,000	100,000	1,000,000	1,000	6.0
日伯棉花	大正	同	棉及荷造工場の經營	10,000,000	6,000,000	100,000	1,000,000	1,000	6.0
朝鮮無煙炭	京城	同	無煙炭の採掘及販賣	10,000,000	6,000,000	100,000	1,000,000	1,000	6.0
海南産業	南洋	同	麻椰子、栽培事業に對する投資	10,000,000	6,000,000	100,000	1,000,000	1,000	6.0
滿洲鹽業	新京城	同	探鹽	10,000,000	6,000,000	100,000	1,000,000	1,000	6.0
朝鮮電力	京城	同	電氣事業	10,000,000	6,000,000	100,000	1,000,000	1,000	6.0
富寧水力電氣	威北富寧	同	同上	10,000,000	6,000,000	100,000	1,000,000	1,000	6.0
鮮滿拓殖	京城	同	滿洲國に於ける朝鮮人移住者に必要な事業の經營及折衷金の供給	10,000,000	6,000,000	100,000	1,000,000	1,000	6.0
臺灣拓殖	台北	同	同上	10,000,000	6,000,000	100,000	1,000,000	1,000	6.0

第四編 特殊會社 第一章 東洋拓殖株式會社





右事業用地は大部分朝鮮内に在り、移住民に對する讓渡地(後述殖民事業の項参照)を除きたるものにして、是等は總て會社直接指導の下に小作に附して居る。

事業用地の管理方法 社有地の管理方法は支店を單位とし、之に社員を置き其の下に指導員、農監、小作人組合長等を配置し、農法の指導監督、農事改良及小作人の保護誘掖の任に當らしめて居る。

小作契約 小作契約に當りては直接小作人に面接し書面契約を締結し、土地の生産力の増進、小作人の安定を目的とし土地愛撫の念慮を増進せしむるに努めて居る。

收穫物分配の方法に關しては朝鮮は古來一般に收穫を折半する打租の方法に依るが、會社は農事の改善、能率増進上より却つて之を斥け、年々定額を納むる定租又は執租の方法に依つて居る。然し甚だしき災害に因り收穫激減せる場合等に於ては小作料を減免し、以て小作人をして困難なからしむることとして居る。

最近五箇年間小作料調定高

種別	昭和九年度	同十年	同十一年	同十二年	同十三年
玄米	五、五〇一石	七、二四八石	八、六七八石	二〇、一四九石	二〇、〇〇九石
粗米	四二二、一八九	四三〇、九四八	三六八、九二八	四八七、八二三	四五六、四七二
大豆	六、四八六	六、四九二	六、九七八	七、二六七	六、五一九
雜穀	九、四九九	一〇、六二七	一〇、五八八	七、七九九	九、五六七
棉花	六〇、六五六	七七、三九一	四八、九七六	六三、九〇九	六九、七二五
金納	八六、四三三	八四、五二三	六六、〇八九	九七、九一三	一一五、三三一

小作人に對する保護施設 小作人に對しては其の福利を増進する爲各種の保護及社會的施設を爲して居る。其の主なる事項は食糧の貸付、種子及糶の補給、衛生及慰安設備、凶歉救済、組合事業に對する補助、農家子弟の奨學、優良小作契(小作人組合)の表彰、農業倉庫の設置等である。

農産物の處分 農産物は其の大部分を鮮内に於て處分するが一部玄米又は白米は之を内地に移出販賣して居る。朝鮮に於ける畑作事業 朝鮮に於ける畑作改良指導の目的を以て昭和八年十二月、恰かも同社創立二十五周年に相當せるを以て、之が記念事業として昭和九年五月黃海道新溪郡に農場を設け畑作を基調とする試験を行ひ、傍ら牛、種羊、豚、鶏及兎等の飼育試験を行ふ爲、事業地二千五百五十三町歩に有畜多角形農業を實施して居る。

農事改良 農事改良は土地改良と相俟つて生産力を増進する所以なれば、會社は創業以來之に力を致して居る。其の改良事項は深耕法の奨励、改良種子の頒布、正條植の普及、金肥の配給及施用奨励、綠肥栽培及堆肥の増進、玄米の收納の奨励、副業の奨励、農具の貸付、指導部落の指定、農事の講習及講話、品評會の開催、指導員の派遣等である。

農事改良事業區の設置 朝鮮に於ける農業の發達に先んずる爲には更に集約的なる施設及指導を必要とし、大正十四年以來土地改良及農事改良の徹底を期する爲、試験的に農事改良區又は農業増産區を設置したが其の成績極めて良好なるを見、所謂模範農村の建設を意圖し、作業及交通の便否、行政區劃等を勘案し、比較的密接集團せる約二百町歩乃至三百町歩の地域的區分を爲し之を農區(經營單位地區)と名付け、而して農區の集合せるものを事業區と稱し、是等事業區に對しては合理的農事改良施設或は社員の駐在等を爲し、又は小作人の特殊的指導方法を講じ以て集約管理經營の實を擧げ、年々收量の増加を圖つて居る。

土木事業 (開墾、干拓、水利事業) 未墾地の利用、荒地の開墾或は水面の干拓等は朝鮮開發上須要なるを以て、會





社は鋭意之が經營を怠らず、更に進んでは地方關係者に資金を供給し、起工を援助する等の外水利組合の設立を助成して居る。

**山林經營** 朝鮮に於ける山林事業に關しては會社創業以來夙に治山治水の根本義に立脚し、明治四十三年黃海道に國有林約一萬町歩の貸付を受け、事業開始以來年々經營の歩を進め國有林野の貸付又は讓渡を受け、或は國、民有林を買収して適樹を適地に植栽し、或は天然生稚樹の選擇保育を爲し其の成績は概して良好である。

**山林經營面積** 昭和十四年六月末に於ける山林經營總面積は左の如く十一萬六千餘町歩にして年々赤松、黒松、唐松等を新植し、良好なる成林を爲して居る。

山林經營面積

所 在 地	國有林野借受地	國有林野讓受地	買 收 林	計
慶尙南道、京畿道、江原道、咸鏡南道、咸鏡北道、黃海道	二八、〇五三町歩	六〇、一七五町歩	二七、九〇〇町歩	一一六、二二八町歩

**管理及保護** 經營山林は主として京城、元山及沙里院の三支店管内に在るを以て、之に專屬技術員及社員を配置し管理保護の任に當らしむる外、更に山林監視、地元有力者に山監を囑託し兩々相俟つて保護及管理の實を擧げて居る。

**造林事業** 人工植栽又は天然保有に依り造林事業を營み、植栽林は年々新植を爲すと共に補植を爲し、又天然稚樹保育林に在りては漸次除伐を行ひ以て林相の整備を圖つて居る。昭和十四年六月末現在に於ける造林經營面積は十萬五千三百餘町歩である。

**苗木事業** 造林用種苗は明治四十三年以來直營苗木を設置して自給自足の方針を採り、餘剩種苗は之を一般に配給して民間造林事業獎勵の一助と爲して居る。現在に於ける苗木面積は約一萬七千八百餘坪にして、造林用幼苗約五百十六萬餘本を生産して居る。

**林産事業** 大正十三年以來林産物の利用を企畫し、木炭、用材の生産を爲して居る。

**竹林事業** 朝鮮に於ける竹林經營地は慶尙南道、嶺南道及洛東江沿岸の比較的溫暖地にして、自然保育とともに新植竹林の造成を爲して居る。既に相當の成績を認め年々竹材及海苔養殖に用ゆる筵竹を供給して居る。昭和十四年六月末現在に於ける面積は百二十二町歩餘である。

**鹽田事業** 關東州に於ける天日製鹽地調査の結果其の有望なるを認め、鹽田開設の計畫を樹てて工事に著手した。會社が關東廳より貸下を受けたる面積は登沙河の河口干潟地一千町歩及籠子窩地方の二千五百町歩を合せて約三千五百町歩にして、先づ登沙河河口地に東西二箇所五百七十町歩の鹽田を開設し、更に籠子窩地先に付ても鹽田開設工事を行ひ、其の第一期計畫として六百七十町歩に對しては既に昭和九年十二月之が竣工を見た。而して昭和十三年七月以降昭和十四年六月迄一ヶ年間に於て之等兩鹽田より五千八百五十八萬九千餘餘を揚鹽した。

**綿羊事業** 朝鮮總督府の綿羊獎勵政策に順應し且つ北鮮開發の一助として、昭和七年より咸鏡北道慶源、穆城及訓我並に黃海道谷山に夫々牧羊場を設け、昭和八年蒙古種羊、ボーダーレスター種羊、コリデル種羊等を輸入して綿羊の改良増殖を企圖した。偶々朝鮮總督府に於ける綿羊獎勵計畫の發表せらるるに及び會社は種羊供給の任に當り、毎年濠洲よりコリデル種羊を輸入し、目下各牧場に於て飼育中である。會社は是等多數の種羊を飼育増殖し、生産せる仔羊は道農會及郡農會等に配給し之が普及を圖つて居る。而して昭和十四年七月末現在に於ける前記牧羊場に互

り飼養せる羊は成羊五千九百十八頭、仔羊四千三百七十頭に上つて居る。  
 殖民事業 移住民の募集 明治四十三年第一回移住民の募集以來毎年一回宛募集し、昭和二年度迄十七回に互り移住せしめた。然るに現在移住適地漸次缺乏を告げ、且つ既墾地に對する移住民の過剩收容は小作關係の複雑化を來す虞あるを以て、其の後之が募集を中止して居る。

移住民の種類 會社の收容せる移住民は會社の割當土地代金年賦完済後土地所有權を得て地主と爲るを得べく、其の農地經營の方法及割當面積の多少に依り之を次の二種に區別して居る。

一 第一種移住民 第一回より大正十年迄に募集したるものにして、田畑約二町歩を割當て其の割當地全部を自作する自作移住民である。

二 第二種移住民 大正十一年以後募集したるものにして、田畑約五町歩を割當て割當地の内一町歩以内を自作し、爾餘は小作に附する地主移住民である。

移住民の現在戸數及移住民に對する讓渡地 移住民に對する讓渡地は總て既墾の社有地なるを以て、直に集約的農耕を行ふに於ては數年ならずして、内地に劣らぬ收穫を擧ぐる事が出来る。昭和十四年六月末現在に於ける移住民戸數及割當地面積は左の通りである。

移住民戸數及割當地面積

道 別	移 住 民 戸 數		割 當 地 面 積	
	第一種	第二種	田 畑	計
慶 尚 南 道	六五一戸	八三戸	一、三七九町歩	一、六三三町歩
計	七三四戸	一、五四二町歩		

道 別	移 住 民 戸 數		割 當 地 面 積	
	第一種	第二種	田 畑	計
慶 尚 南 道	六五一戸	八三戸	一、三七九町歩	一、六三三町歩
全 南 道	六一〇戸	八三戸	一、五〇四町歩	一、六一五町歩
全 北 道	四八五戸	八五戸	一、四七五町歩	一、五四〇町歩
忠 清 南 道	二五五戸	三三戸	六八九町歩	七二四町歩
忠 清 北 道	一四戸	三三戸	三九町歩	四七町歩
京 畿 道	五一五戸	一〇七戸	一、五一六町歩	一、八六八町歩
咸 鏡 南 道	七戸	三戸	三一町歩	三七町歩
江 原 道	一戸	一〇戸	四町歩	四町歩
黄 海 道	三七七戸	一四〇戸	一、五〇四町歩	一、五八三町歩
平 安 北 道	五戸	一戸	一三町歩	一四町歩
合 計	三、三三〇戸	五六三戸	九、〇四四町歩	九、九七二町歩

移住民に對する保護及獎勵施設 移住民に對する保護及獎勵施設は移住費の貸付、種苗、肥料、農具等の貸付、農業上の指導、講習、移住民子弟の教育、衛生施設、宗教施設、優良移住民の待遇、副業の獎勵である。而して昭和十四年六月末に於ける移住費貸付残高は七萬八千餘圓である。

移住民の現状 移住民の多くは米作を主とし、進歩せる耕種、肥培を爲し收穫、調製の改良を圖り、傍ら養蠶其の他の副業に従事して居る。而して是等米作法の改良、養蠶法の進歩は著しく、爲に鮮農にその範を垂れ朝鮮農村の開発に貢献するところ甚大である。斯くて移住民は何れも其の生命財産の安定を得、内鮮人渾然融和して共存共榮の實

を擧げて居る。

間島自作農創定事業 間島、琿春地方に於ける移住鮮農救済の爲、朝鮮總督府は自作農創定計畫を立案し、昭和七年より五箇年の豫定を以て之が實行に移り、而して會社は右創定資金の調達に當り、即ち土地の購入、改良、住宅の建築、耕牛の購入其の他營農資金の貸付等を實施して居る。斯くて昭和十四年六月迄に二千八百二十二戸を創定し、之等に對する同社の投資額は百六十九萬三千餘圓に達する。

特殊事業 大正六年東拓法の改正に依り、滿蒙、中華民國及南洋等に進出するに及び左の諸事業を遂行して居る。  
中華民國に於ける棉作事業 中華民國江蘇省に於て棉作事業を經營する爲、中華民國有力實業家と共に裕華公司及新農公司を設立し、之に事業資金を供給して大正十三年より開墾に著手し、現在約四千七百六十町歩の開墾を了し漸次生産量を増加して居る。

天津紡績事業 天津郊外に在る裕大紡織公司(綿絲紡績及織布)に對し、債權整理の目的を以て大正十三年以降二十箇年間該公司工場經營の委託を受けたが、會社は更に之を専門業者(大福公司)に復委託して居るが、以來業績は順調に經過して居る。

中支に於ける製粉事業 昭和十四年八月在上海吉田號名義を以て上海陸軍當局より受託經營の許可を受けたる麵粉工場等の經營の爲會社及吉田號が共同して華友製粉公司を設立し目下事業經營中である。

ボルネオ土地經營 大正八年蘭領ボルネオ、パンジャルマンシンの近郊に於ける佛人の長期租借せる官有未墾地一萬二千町歩の權利讓渡を得、同地法令の下に蘭領印度拓殖會社を設立し、七百五十町歩に水田開發及椰子栽培の目的を以て大正十一年以降開墾に著手せしも其の成育思はしからず、其の後計畫を變更し目下は護謨栽培を爲して居る。

馬來半島に於ける土地經營 昭和五年七月馬來半島ジョホール州に於て護謨栽培の目的を以て五千二百八十一英反の土地を買収し差當り既成護謨園の改良を圖ると共に新に芽接優良樹の植付を爲し現在千八百五十英反の造園を了し之が管理保育に當つて居る。

滿洲國に於ける住宅經營 滿洲國に於ける新京其の他各都市の急激なる膨脹に伴ひ住宅は極度の拂底を來し、斯くて新京市公署等の要望に依り會社は之等の爲住宅の建設を爲し以て之が需要の緩和を圖つて居る。

## 第二章 臺灣拓殖株式會社

### 第一節 設立の沿革

設立の趣旨 臺灣は始政以來年を閲すること四十餘年、諸般の施設漸次整ひ治績大に擧り、各種産業の發達眞に驚異に値するものがあるが、其の天恵と資源とを考察するときは、今後の企業經營に俟つ所尠しとしない。殊に臺灣の地理的位置に鑑みるときは、更に南支南洋との經濟的提携を緊密にし、相互慶福の増進を圖することは目下の急務である。臺灣總督府に於ては昭和十年秋、熱帯産業調査會を開催し、一臺灣島内に於ては拓殖事業及拓殖金融を行ふと共に南支南洋に於ては主として拓殖金融を行ひ以て邦人の南方發展に協力するが如き官民協力の特殊機關を設置するは有效適切なる方策なりとの答申を得たので、政府は之に基き法律に依る特殊會社を設立することとなつた。

設立の經過 政府は昭和十一年五月第六十九回帝國議會に臺灣拓殖株式會社法案並に之が關係豫算を提出したが、該法案に對し貴衆兩院に於て種々論議せられたが、五月二十六日議會の協贊を経て六月三日法律第四十三號を以て公布せられ、之が關係勅令たる臺灣拓殖株式會社法施行令は、七月三十日勅令第二百三十八號を以て公布せられ、孰れも即日より施行せらるるに至つた。

本會社の資本金は三千萬圓にして、政府は會社の特殊使命に鑑み資本の半額即ち一千五百萬圓に相當する官有地を現物出資し其の土地の適正なる評價を期する爲、諮問機關として臺灣官有財産評價委員會を設置することとなり、昭

和十一年七月二十九日勅令第二百三十九號を以て同委員會官制の公布を見るに至つた。仍て會長及委員の任命を終り、同委員會は三日間に亙り臺灣總督府に於て開催せられ、政府の出資土地に就き公正なる評價を見、一千五百萬圓に相當する官有出資土地が左の如く決定せられた。

- 一、田 七千九百九十九甲一分七厘五毛五糸
  - 一、畑 五千三百四十八甲八分一厘五毛一糸
  - 一、養 魚 池 一千二十二甲七分七厘三毛二糸
  - 一、建 物 敷 地 一百四十七甲二分四厘八毛四糸
  - 一、山 林 原 野 三百八十四甲八分六厘三毛一糸
  - 一、雜 種 地 其 他 一百三十九甲一分七厘三毛七糸
- 右價格 一千五百萬圓

更に政府は會社設立に關する一切の事務を處理せしむる爲、七月三十日設立委員長、副委員長及七十九名の委員を任命し、委員會は八月二十四、二十五兩日、互り東京に於て開催せられ、定款、設立趣意書、事業目論見書、收支豫算書、其他會社設立に必要な事項等を審議決定し、同月二十七日拓務大臣の認可を得るに至つた。

斯くて設立準備は著々進捗し、愈々株式の募集に着手したのであるが、本會社の株式は總數六十萬株にして、前記政府の出資財産に對し三十萬株を割當て、殘餘の三十萬株中約十萬株を製糖會社に、約十萬株を其の他の資本團體等に割當て、残り約十萬株に付ては一般より公募することとした。仍て九月十日より株式募集に着手したが、同日のみにて公募十萬株に對し約二十五倍の應募を見たので直に之を締切つた。仍て引續き株式の割當を行ひ、十月十四日第

一回の拂込を完了し、次いで十一月二十四日第二回の設立委員會を終へ、翌二十五日創立總會を開催し、茲に臺灣拓殖株式會社の設立を見るに至つたのである。

### 第二節 會社の概要

**會社の職制** 本會社は臺灣及南支南洋に於ける拓殖事業の經營及拓殖資金の供給を目的とし、資本金三千萬圓、内拂込済額二千二百五十萬圓にして、其の本店を臺北市に支店を臺中、臺南、高雄及東京に置き、出張所を臺東及廣東に置いて居る。會社は其の業務執行機關として社長、副社長各一人、常務理事三人、參與理事三人を、又業務監督機關として常任監事、監事各一人を置いてある。社長は會社を代表し其の業務を總理する。社長に事故あるときは副社長が其の職務を代理し、社長缺員のときは其の職務を行ふのである。副社長及理事は社長を輔佐し、定款の定むる所に從つて會社の業務を分掌し又は之に參與する。監事は會社の業務を監査する。

而して社長及副社長は拓務大臣の認可を経て臺灣總督之を任命し、其の任期は五年である。理事は株主總會に於て選舉したる二倍の候補者中より拓務大臣の認可を経て臺灣總督之を任命し、其の任期は四年である。監事は株主總會に於て之を選任し、其の任期は二年である。

本店は社長室、總務部、拓務部、業務部に分たれ更に社長室に秘書課、調査課、検査課、鑛業課及船舶課、總務部に文書課、調度課及經理課、拓務部に土地課、拓殖課及企業課、業務部に南支課及南洋課を置いて居る。

會社の特權及政府の監督並に保護 會社は商法上の一般能力を有するは勿論、更に次の如き特權を賦與せられて居る。

一 資本増加に際し株金全額の拂込を要せざること (臺拓法第五條)  
二 拂込株金額の三倍を限り臺灣拓殖債券を發行し得ること (臺拓法第七條)  
三 臺灣拓殖債券二千萬圓に對し政府は之が元利支拂の保證を爲し居ること  
而して政府は會社の性質に鑑み特別なる監督を爲すこととし、即ち政府は會社に對し監督上必要なる命令を發し、會社をして重要事項に付政府の認可、許可を受けしむる等の外、臺灣拓殖株式會社監理官を置いて常時會社の業務を監視せしめて居る。他面、政府は會社事業の圓滿なる發達を期せしむる爲、適宜助成の途を講ずることとせる外、次の如き保護を與へて居る。

- 一 會社は民間株式に對し年六分の配當を爲し得る迄政府に對し配當することを要せず (臺拓法第十三條)
- 二 民間株式に對し七分の配當を行ひ得る状態に至りたるるとき政府に四分を配當し、八分以上に於て始めて官民間率の配當とす (臺拓法第十四條)
- 三 本會社に於て行ふ移民其他特殊事業に對して政府より相當の補助金を交付せらるる見込なり  
會社の營業種目 本會社の業務は臺灣拓殖株式會社法施行令第五條に規定せらるる所にして、即ち左の通りである。
  - 一 拓殖の爲必要な農業、林業、水産業及水利事業
  - 二 拓殖の爲必要な土地 (土地に關する權利を含む) の取得、經營及處分
  - 三 委託に依る土地の經營及管理
  - 四 拓殖の爲必要な移民事業
  - 五 農業者、漁業者若は移民に對し拓殖上必要な物品の供給又は其の生産品の買取、加工若は販賣

- 六 拓殖の爲必要な資金の供給
- 七 前各號の事業に附帶する事業
- 八 前各號の外拓殖の爲必要な事業  
事業資金の構成

(一) 資本金 會社の資本金額は三千萬圓 (一株金額五十圓、六十萬株) にして政府は其の半額を臺灣に於ける官有地價額一千五百萬圓に相當する土地を以つて現物出資と爲し、他の半額一千五百萬圓は民間から株式を募集して其の第一回及第二回拂込金 (二分の一) 七百五十萬圓と合計二千二百五十萬圓である。  
(二) 社債 社債は臺灣拓殖株式會社法及同法施行令の定むる所に依り拓務大臣の認可を経て拂込株金額の三倍を限り之を發行する事が出来る。尙現在は政府元利拂保證に係る社債一千萬圓を發行して居る。  
(三) 定期預り金 會社の定期預り金に關する規定は昭和十二年四月二日臺灣總督府令第四十號を以て定められて居る即ち左の通りである。

- 第一條 臺灣拓殖株式會社ハ左ノ各號ノ者ヨリ定期預り金ヲ爲スコトヲ得
  - 一 臺灣拓殖株式會社ヨリ資金ノ供給ヲ受ケタル者
  - 二 臺灣拓殖株式會社ヨリ土地ノ貸付又ハ分讓ヲ受ケタル者
  - 三 移民及移民事業ヲ行フ者
  - 四 南支那又ハ南洋ニ於テ事業ヲ經營スル者

第二條 定期預り金ハ臺灣拓殖株式會社資金供給規則第一條第一項第二號 第三號又ハ第九號ノ貸付ニ充ツル場

第四編 特殊會社 第二章 臺灣拓殖株式會社

四九四

合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第三條 臺灣拓殖株式會社定期預り金ニ關スル規程ヲ定メントストキハ臺灣總督ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントストキ亦同ジ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

尙現在ノ所未ダ定期預り金は無い。

會社の經理 會社の營業年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日迄で一期決算である。

會社の利益金處分に付ては臺灣拓殖株式會社法第十一條及同法施行令第八條に依り政府の認可を要し且つ左の方法に依るものとして居る。(定款第四十七條)

- (一) 利益金の百分の八以上 缺損補填準備積立金
- (二) 利益金の百分の二以上 配當平均準備積立金
- (三) 利益金の百分の十以内 役員賞與金
- (四) 利益金の百分の五以内 職員退職給與積立金
- (五) 利益金の内より前四號の金額を引去りたる殘額は之を株主に配當し又は後期繰越金と爲すべし。

第三節 事業の概況

會社の事業は之を金融業、島内事業及島外事業に分つことが出来る。是等の事業に付概説すれば左の通である。

金融業 會社の拓殖資金供給の方法は昭和十二年四月二日臺灣總督府令三十九號臺灣拓殖株式會社資金供給規則に定められて居る。即ち左の通である。

第一條 臺灣拓殖株式會社ニ於テ行フ資金ノ供給ハ左ノ方法ニ依ルベシ

- 一 移民ニ對シ二十年以内ノ年賦償還又ハ五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依ル移住費ノ貸付
- 二 特殊產物ノ生産者ニ對シ其ノ生産物ヲ質トスル一年以内ノ貸付
- 三 特殊產物買取代金ノ前貸
- 四 二十年以内ノ年賦償還又ハ五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依ル不動産、礦業權其ノ他不動産上ノ權利ヲ擔保トスル拓殖資金ノ貸付
- 五 五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依ル不動産ヲ擔保トスル債權ヲ質トスル拓殖資金ノ貸付
- 六 五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依ル漁業權ヲ擔保トスル拓殖資金ノ貸付
- 七 農業者、林業者、漁業者、工業者及商業者(南支那又ハ南洋ニ於ケル商業者ニ限ル)五人以上連帯シテ債務ヲ負フ者ニ對シ五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依ル拓殖資金ノ無擔保貸付
- 八 移民事業其ノ他拓殖事業ヲ營ムコトヲ目的トスル會社ノ株式又ハ社債ノ應募引受又ハ買入
- 九 移民事業其ノ他拓殖事業ヲ目的トスル會社ノ株券又ハ債券ヲ質トスル五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依ル拓殖資金ノ貸付
- 十 法令ノ規定ニ依リ設定シタル財團其ノ他確實ナル物件ヲ擔保トスル二十年以内ノ年賦償還又ハ五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依ル拓殖資金ノ貸付

第四編 特殊會社 第二章 臺灣拓殖株式會社

四九五



前項第二號ノ貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ手形割引ノ方法ニ依ルコトヲ得

第二條 擔保ハ第一順位ノモノナルコトヲ要ス但シ舊債アル場合ニ於テ臺灣拓殖株式會社ヨリ借入スル新債ヲ以テ舊債ヲ償還スル效果ニ依リ新債ノ第一順位ノ擔保ト爲ルコトヲ得ベキトキハ此ノ限ニ在ラス

第三條 擔保ハ土地ニ在リテハ永續スベキ確實ナル收益ノ見込アルモノ、建物ニ在リテハ保險附ノモノナルコトヲ要ス

第四條 不動産、財團、鑛業權、漁業權又ハ不動産上ノ權利ヲ擔保トシテ貸付クル金額ハ臺灣拓殖株式會社ニ於テ鑑定シタル價格ノ三分ノ二以内トス

第五條 貸付金ノ年賦償還ニ付テハ五年以内ノ据置年限ヲ定ムベシ但シ据置年限間ノ利子ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 貸付金ノ利子及割引料ノ最高歩合ハ每營業年度ノ始ニ於テ臺灣總督ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第七條 臺灣拓殖株式會社第一條ノ規定ニ依ラズシテ資金ノ供給ヲ爲サントスルトキハ臺灣總督ノ認可ヲ受クベシ

第八條 臺灣拓殖株式會社拓殖資金ノ供給ニ關スル規程ヲ定メントスルトキハ臺灣總督ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右により拓殖資金運用の方法を大別すれば貸付に依るものと株式及社債の應募引受に依るものと二つになる。  
貸付 貸付回収状況左の通りである。

年 度	貸 付 高	回 收 高	年 度 末 現 在 高
昭和十一年	六六〇〇〇	一四	六六〇〇〇
昭和十二年	一、〇六〇、五七九	七一、〇〇〇	一、〇六〇、五七九
昭和十三年	一、八四一、二四〇	三八五、八〇〇	二、五一六、〇二一

貸付金利率

昭和十三年度に於ける貸付金利率及手形割引料認可最高歩合は左の通りである。

臺灣内に於ける	〔貸付金利率〕	最高	年	八分
	〔手形割引率〕	最高	年	七分三厘
臺灣外に於ける	〔貸付金利率〕	最高	年	九分一厘
	〔手形割引率〕	最高	年	九分二厘五糸

而して右實行標準利率は日歩一錢七厘乃至一錢三厘である。  
株式及社債の引受

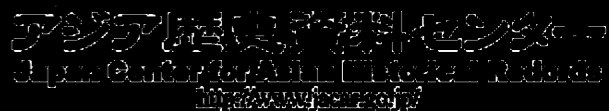
會社名	所在地	設立年月	業務	資本	公稱	拂込済	總株數	臺折引受	引受株數	總拂込額	社債	引受最近配當
開洋燐礦	高雄	昭和三三・三〇	燐礦石ノ採取	1,000,000	1,000,000	1,000,000	10,000	6,000	100,000	1,000,000		
臺東興發	臺東	三三・四〇	人夫募集及供給	100,000	70,000	70,000	500	100	1,000	70,000		
臺灣棉花	高雄	三三・五〇	棉花ノ買入及練綿	100,000	50,000	50,000	500	200	1,000	50,000		
臺灣海運	高雄	三三・六八	海陸運送	100,000	110,000	110,000	500	300	1,000	110,000		
假塚鐵礦	東京	三三・七五	鐵礦其他ノ採取	100,000	100,000	100,000	500	200	1,000	100,000		
臺灣國產	臺北	三三・七五	自動車又ノ製造	100,000	100,000	100,000	500	200	1,000	100,000		
白駒	臺北	三三・七五	製糖業	100,000	100,000	100,000	500	200	1,000	100,000		
福大公司	臺北	三三・一一	製糖業	100,000	100,000	100,000	500	200	1,000	100,000		
臺灣野蠶	臺北	三三・二五	蠶ノ生産及其他野蠶ノ生産	100,000	100,000	100,000	500	200	1,000	100,000		
印度支那	河內	三三・二五	金ノ採掘	100,000	100,000	100,000	500	200	1,000	100,000		
臺灣ハルブ	臺北	三三・二五	製糖業	100,000	100,000	100,000	500	200	1,000	100,000		
臺灣畜産業	臺北	三三・二五	畜産ノ加工及販賣	100,000	100,000	100,000	500	200	1,000	100,000		
南邦産業	高雄	三三・二八	南洋山林開發	100,000	100,000	100,000	500	200	1,000	100,000		
南興公司	臺北	三三・二五	製糖業	100,000	100,000	100,000	500	200	1,000	100,000		
南日本燐業	臺北	三三・二五	燐礦石ノ採取	100,000	100,000	100,000	500	200	1,000	100,000		

東邦金礦	星規那産業	中支那製糖	拓洋水産	臺灣製糖	化學工業	南興製糖	新興製糖
臺北	臺北	上海	高雄	臺北	高雄	臺北	臺北
三三・七六	三三・九二	三三・二七	三三・二六	三三・六三	三三・六三	三三・六三	三三・六三
10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

**島内事業** 土地經營 政府出資土地一萬五千甲步中現在迄に公用地又は其の他の爲六百九十二甲步を賣却処分したる餘一萬四千三百餘甲步は從前通り之を小作に付し、其の貸付期間は昭和十五年末である。昭昭十三年度に於ける貸付甲數一四、一三八甲、貸付料收入一、五〇六、三四三圓、貸付件數一一、一四七件である。

**干拓及開墾事業** 耕地及鹽田を得る目的を以つて新竹、臺中、臺南三州下に於ける二二、二二三甲步の干拓豫定地を昭和十二年度以降二十一年度迄十ヶ年計畫として之を三期に分つて實施する豫定で、内七百甲步に付ては既に着工して居る。

又官有不要存置林野約三九、九五〇甲其の他適地約一六、四〇〇甲合計五六、三五〇甲步の拂下を受けて、昭和十二年度以降十ヶ年に開墾を行ひ其の得たる土地を分讓して將來堅實なる自作農を創設する豫定である。而して昭和十四年末現在開墾面積は三、二九六甲步である。



移民事業 健全なる内地人を島内に定著せしむる爲本會社は臺灣總督府の計畫に基き國庫の補助を得て、官有未墾地に移民村を建設し以つて内臺融和を圖らんとするものである。

栽培及加工事業 臺灣の氣候風土を利用して、現在全部を輸入に仰ぎ居る棉花の國內生産を奨励する爲に十二年五月臺灣棉花株式會社（資本金三百萬圓、拂込額七十五萬圓、全額臺灣の出資）を設立して棉花の買入、繰棉等を行ひ原料纖維國策に寄與せんとするものである。又蓖麻、苧麻、キャッサバ、規那樹等の栽培及パルプの生産奨励等の事業を營むものである。

アセトン、ブタノール工業 甘藷を原料として總督府中央研究所の研究に成れる特許方法に依り事業經營中である。

島外事業 中南支關係事業 支那事變勃發後同社に於ては南支經濟開發に努めつつあるが其の主なるものは「株式引受」の項に記載せられ居る如く南支經濟開發を目的として設立せられたる株式會社福大公司、株式會社南興公司、中支那振興株式會社の株式引受を始めとし臺灣直營に係る廣東に於ける水道事業、電氣事業、鑛物資源開發事業、或は海南島に於ける建築事業、自動車事業、畜産關係事業、製氷事業等極めて多方面に亘り貢獻しつつある。

佛領印度支那に於ける鐵鑛業 佛領印度支那に於ける鑛物資源開發の目的を以て昭和十三年一月二十日河内に佛國法人たる印度支那産業株式會社（資本金十萬比弗、一萬株、臺灣全額出資）を設立し鐵鑛石の輸入を開始した。

英領馬來に於ける鐵鑛業 英領馬來ジョホール州の邦人經營に係る鐵鑛開發の爲に融資を爲し事業の發展を助成しつつある。

其の他の事業 右の外タイ國に於ける農企業、蘭領東印度リオ群島に於ける護謨栽培等がある。

### 第三章 南洋拓殖株式會社

#### 第一節 設立の沿革

設立の趣旨 南洋群島は大正三年、我國の統治開始以來其の面目を一新し、各般の施設大いに備り産業の開發も亦目醒しき進歩を遂ぐるに至つた。然れ共本群島の資源と地理的位置とに鑑みるときは、今後の企業經營に依り一層其の産業的發展を促進し、以て外南洋方面との經濟的提携を圖ることは目下の急務に屬する。而して是等の事業は獨り政府の力のみを以てしては、到底完全なる効果を收むることは困難にして、官民一致協力事に當ることが必要である。昭和十年十月、拓務省に於て開催せられたる南洋群島開發調査委員會に於ても同様趣旨の答申ありたるを以て、拓務省に於ては前記趣旨並に方針に基き茲に南洋拓殖株式會社設立の計畫を進めたのである。

設立の經過 政府は昭和十一年五月、第六十九回帝國議會に會社設立に關する豫算を提出して協賛を經、次いで昭和十一年七月二十七日勅令第二百二十八號を以て南洋拓殖株式會社令の公布施行を見るに至つた。

本會社の資本金は二千萬圓にして、政府は會社の基礎を強化ならしむる爲、アンガウル及フハエス兩島に於ける鑛の採掘に關する權利及之に附屬する財産を現物出資することとなり、而して右現物出資財産の評価は能ふ限り公正、妥當を期する爲、政府の諮問機關として昭和十一年七月二十七日、勅令第二百二十九號を以て、南洋群島官有財産評價委員會官制の公布を見るに至つた。仍て會長及委員の任命を終り、同委員は前後三回に亘つて會議を開催し、政府

出資財産の價額を一千五十四萬六千圓に評價するを適當とし、之を拓務大臣に咨申したので、政府は之に基き右を以て出資財産の價額と決定した。

次いで昭和十一年七月二十七日、同會社令第二十八條の規定に基き設立委員長及二十八名の設立委員を任命して設立委員會を構成せしめ、更に委員會の事務を處理せしむる爲、東京に設立事務所を開設した。而して設立委員等は前後二回に互つて設立委員會を開催し、定款其の他を審議決定し、定款は八月三十一日拓務大臣の認可を得るに至つた。斯くて設立準備は着々進捗し、尙々株式の募集に着手したのであるが、本會社の株式は總數四十萬株にして、前記政府の現物出資財産に對し割當つる二十一萬九百二十株を控除せる殘餘の十八萬九千八十株に就ては、其の中十三萬九千八十株は南洋群島に於ける拓殖事業關係者其の他に所謂贊成人として之を割當て、他の五萬株を一般に公募した。而して十月十六日を期限として第一回の拂込を完了し、次いで十一月二十六日第三回設立委員會を終へ、翌二十七日東京市に於て創立總會を開催し、茲に南洋拓殖株式會社の設立を見るに至つたのである。

## 第二節 會社の組織及經理

**會社の職制** 會社は南洋群島及外南洋方面に於ける拓殖事業の經營及拓殖資金の供給を目的とするものにして、其の本店を南洋群島パラオ諸島コロール島に置き、事務所を東京市に置いて居る。

會社は業務執行機關として社長一人、理事四人を、業務參與機關として參與理事三人を、又業務監査機關として監事二人を置いて居る。社長は會社を代表し其の業務を總理する。社長事故あるときは定款の定むる所に從ひ理事中の一人が其の職務を代理し、社長缺員のときは其の職務を行ふのである。理事は社長を輔佐し定款の定むる所に從ひ會

社の業務を分掌し又は之に參與する。監事は會社の業務を監査する。而して社長は拓務大臣の奏請に依り内閣に於て之を任命し、其の任期は五年である。理事は株主總會に於て選舉したる二倍の候補者中より拓務大臣之を任命し、其の任期は四年である。監事は株主總會に於て選任し、其の任期は二年である。

本店は庶務、經理、業務及調査課の四課に分たれ又アングアル鑛業所、フハエス鑛業所、エボン探鑛所及ソソル探鑛所を直轄し、更にヤツブ、ボナベに事業所を設置し、セレベスに駐在員を常駐せしめて居る。東京事務所は總務課、經理課、用度課、業務課及管理課の五課に分たれて居る。

**會社の特別能力並に政府の監督及保護** 特別能力 會社は商法上の一般能力を有するのは勿論、更に次の如き特權を賦與せられて居る。

一 拂込資本金額の三倍を限り南洋拓殖債券を發行し得ること (南拓令第十二條)

**政府の監督** 政府は會社の性質に鑑み南洋拓殖株式會社令其の他の規定に基き特別なる監督を爲して居る。即ち政府は會社に對し監督上必要なる命令を發し又會社をして重要な事項に付認可、許可等を受けしむる外、南洋拓殖株式會社監理官を置いて常時會社の業務を監視せしめて居る。

**政府の保護** 他面政府は會社の事業の圓滿なる發達を期せしむる爲、每營業年度に於ける配當し得べき利益金額が政府以外の者の所有する株式の拂込みたる株金額に對し年六分の割合に達する迄政府の所有する株式に對し利益の配當を爲すことを要せざることとして居る。

**會社の業務地域及業務範圍** 業務地域 會社の營業地域は南洋群島一圓にして、南洋群島以外の地域に於て事業を營まんとするときは其の地域及事業に付政府の認可を要することとなつて居る。而して現在南洋群島以外の地域にし

て政府の認可を受け事業経営中の所は「セレベス海、マカツサル海峡、バリ島、東經百十度及南緯二十度の點を結ぶ線以東にして南緯二十度以北の外南洋、北濠洲、南氷洋及ニューカレドニア」である。  
業務範圍 會社の業務は同會社令第九條に規定せらるる所にして、即ち左の通りである。

- (一) 拓殖の爲必要な移民事業
  - (二) 拓殖の爲必要な農業、水産業、鑛業及海運業
  - (三) 拓殖の爲必要な土地（借地權其の他の土地に關する權利を含む）の取得、經營及處分
  - (四) 委託に依る土地の經營及管理
  - (五) 農業者、漁業者若は移民に對し拓殖上必要な物品の供給又は其の生産品の買取、加工若は販賣
  - (六) 拓殖の爲必要な資金の供給
  - (七) 前各號の事業に附帶する業務
  - (八) 前各號の外拓殖の爲必要な事業
- 叙上の外定期預り金を爲し（南拓令第十條）、且つ銀行業務の代理を爲す（南拓令第十一條）ことを得る。  
事業資金の構成 資本金 會社の資本金は二千萬圓、内拂込済額一千五百二十七萬三千圓にして、之が詳細は左表の通りである。

區別	總額	
	政府出資	民間出資

公稱資本金	二〇、〇〇〇、〇〇〇圓	一〇、五四六、〇〇〇圓	九、四五四、〇〇〇圓
拂込済資本金	一五、二七三、〇〇〇	一〇、五四六、〇〇〇	四、七二七、〇〇〇
株式數	四〇〇、〇〇〇株	二一〇、九二〇株	一八九、〇八〇株
一株金額	五〇、〇〇〇圓	五〇、〇〇〇圓	五〇、〇〇〇圓
一株拂込額	五〇、〇〇〇圓	五〇、〇〇〇圓	二五、〇〇〇圓

右の内政府の出資に係る一千五百四十六萬六千圓は南洋廳長官の管理に屬したるアンガウル及フハエス兩島に於ける鑛の採掘に關する權利及之に附屬する財産を評價し現物出資せられたるものである。

昭和十四年九月一日現在に於ける株主の數は一千五百五十四名である。  
社債 會社設立以來事業資金は主として拂込株金及借入金を以て賄つて來たが、各種事業の擴充進展に伴ひ更に資金の充實を圖る必要を生じ社債の發行を爲すに至つた。即ち昭和十四年六月末迄の發行回數二回、發行總額一千十萬圓である。

而して南洋拓殖債券所有者は同社財産に付他の債權者に優先して辨償を受くるの特權を有する。（南拓令第十四條）  
定期預り金 會社は同會社令に依り定期預り金を爲すことを認められて居る。昭和十四年六月末に於ける定期預り金總額は六十四萬四千餘圓である。

會社の經理及業績 會社は昭和十一年十一月二十七日設立後十二月三十一日を以て第一期決算を締切つたが、此の

間は所謂創業準備中なりしを以て收支計算其の他には何等見るべきものがなかつた。然るに昭和十二年一月一日南洋廳より燐鑛採掘事業の實際引繼を受くるに及び、直ちにアンガウル島に於ける燐鑛の採掘精製事業を開始し、更に昭和十三年六月よりフヘス島に於ける燐鑛採掘を開始せる外南洋群島及外南洋方面に於ける各種の事業に着手するに至り、其の業績も極めて順調にして昭和十二年上期以降年六分配當、昭和十四年上期以降年七分配當を繼續して居る。

最近五期間各期末に於ける財産の概況を示せば左表の通りである。

各期末に於ける財産狀況

期別	借方			貸方			純益引
	資本金	繰上金	繰下金	資本金	繰上金	繰下金	
昭和十一年上期	七〇〇	一〇〇	一〇〇	七〇〇	一〇〇	一〇〇	五九〇
昭和十一年下期	七〇〇	一〇〇	一〇〇	七〇〇	一〇〇	一〇〇	五九〇
昭和十二年上期	七〇〇	一〇〇	一〇〇	七〇〇	一〇〇	一〇〇	五九〇
昭和十二年下期	七〇〇	一〇〇	一〇〇	七〇〇	一〇〇	一〇〇	五九〇
昭和十三年上期	七〇〇	一〇〇	一〇〇	七〇〇	一〇〇	一〇〇	五九〇
昭和十三年下期	七〇〇	一〇〇	一〇〇	七〇〇	一〇〇	一〇〇	五九〇
昭和十四年上期	七〇〇	一〇〇	一〇〇	七〇〇	一〇〇	一〇〇	五九〇

同じく五期間に於ける損益の狀況を示せば左表の通りである。

各期中に於ける損益狀況

期別	利益			損失			純益引
	収入	支出	合計	収入	支出	合計	
昭和十二年上期	一、二四七	三九一	八五六	二九六	一、九六一	一、〇一八	五九〇
昭和十二年下期	一、三三六	八六	一、四二二	八	二二九	二二一	五九〇
昭和十三年上期	二、八三九	一四六	二、九八五	六三	八三三	七七〇	五九〇
昭和十三年下期	二、八五〇	三三九	三、一八九	九五	一、〇三三	九二四	五九〇
昭和十四年上期	四、〇四三	四一五	四、四五九	二一六	八八六	一、〇八二	五九〇

會社の利益金處分に關しては同會社令第十五條の規定に依り政府の認可を要することとなつて居る。而して之が處分は同會社令第十六條及同社定款第五十四條の規定に依り左の方法に依ることとなつて居る。

- 一 純益金の百分の八以上  
    缺損補填準備積立金
  - 二 純益金の百分の二以上  
    配當平均準備積立金
  - 三 純益金の百分の十以下  
    役員賞與金及交際費
  - 四 利益金の内より以上の金額を引去りたる殘額  
    株主配當金及後期繰越金
  - 五 株主總會の決議に依り前記準備積立金以外の特別積立金を爲すことを得る。
- 最近五期間に於ける利益金處分狀況を示せば左の通りである。

利益金處分状況並に利益率と配當率との關係

期別	利益金		之が處分		純利益金の 額に對する 配當率
	納當金 千圓	繰越金 千圓	株式補填 金準備 千圓	株式立 金積立 千圓	
昭和十一年	五九六	五九六	四八	三三七	九・二%
昭和十一年	五九〇	一〇九	四八	三三七	九・一%
昭和十一年	一〇一八	一六二	二二	四〇	一四・四%
昭和十一年	一〇三四	五六四	二一	四〇	一三・五%
昭和十一年	一一九三	八七六	二一	四〇	一三・六%
計	五九六	五九六	一〇〇	一五〇	一五・六%

第三節 事業概況

會社の事業は大體之を直營事業並に關係會社に對する投資事業の二つに分つことを得る。

第一 直營事業 現在會社に於て直營せる主なる事業は貸付業務、鑛探掘事業、農業及代理店業務等である。

(一) 移民に對し二十五年以内の年賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依る移住費の貸付  
(二) 生産者に對し其の生産物を擔保とする一年以内の貸付

(三) 三十年以内の年賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依る不動産、鑛業、漁業又は林業に關する權利を擔保とする貸付

(四) 公共團體又は特別の法令に依り組織したる産業に關する組合に對し三十年以内の年賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依る無擔保貸付

(五) 農業者、林業者又は水産業者十人以上連帯して債務を負ふ者に對し五年以内の定期償還の方法に依る無擔保貸付

(六) 拓殖事業を營むことを目的とする會社の株式又は社債の應募、引受又は取得

(七) 拓殖事業を營むことを目的とする會社の株式又は社債を質とする五年以内の定期償還の方法に依る貸付

(八) 法令の規定に依り設定したる財團其の他確實なる物件を擔保とする三十年以内の年賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依る貸付

右により拓殖資金運用の方法を大別すれば貸付に依るものと株式又は社債の應募又は引受到に依るもの（第二項關係會社に對する投資事業参照）との二となすことを得る。

貸付金地方別期末現在高

昭和三十二年上期	内南洋	外南洋	合
昭和三十二年上期	一〇〇圓	一三七、〇〇〇圓	一三七、〇〇〇圓計
第四編 特殊会社 第三章 南洋拓殖株式会社			五〇九



第四編 特殊會社 第三章 南洋拓殖株式會社

昭和十二年下期	四〇五、四五〇	一七一、〇〇〇	五七六、四五〇
昭和十三年上期	七七三、七〇〇	五七五、八五〇	一、三四九、五五〇
昭和十三年下期	九一七、二〇〇	一、〇九五、八五〇	二、〇一三、〇五〇
昭和十四年上期	一、三五九、三二五	八一七、二五〇	二、一七六、五七五

貸付金利率

昭和十四年六月末に於ける貸付金利率及手形割引料率の認可標準歩合は左の通りである。

一、南洋に於ける貸付標準利率 年七分

一、同 手形割引料標準歩合 日歩一錢九厘

燐礦採掘事業 アンガウル島に於ける燐礦採掘事業 昭和十二年一月一日南洋廳より引繼を了したるアンガウル島燐礦區は面積百二十五萬三千餘坪、埋藏燐量原燐約二百萬噸にして、爾來採掘を行ひ昭和十三年中に於て原燐十四萬五千餘噸を採掘し九萬八千餘噸の精燐を生産し、精燐十萬二千五百餘噸を内地に移出販賣した。

フヘス島に於ける燐礦採掘事業 アンガウル島と同様昭和十二年一月一日南洋廳より引繼を受けたるものにして、燐區面積五十二萬六千餘坪、埋藏燐量原燐約五十萬噸にして、昭和十三年中に於て原燐三萬餘噸を採掘し、一萬三千九百餘噸の原燐を移出販賣した。

エボン島及ソソル島に於ける燐礦採掘事業 現下我國に於ける燐礦増産の急務に鑑み目下兩島に於ける燐礦開發に着手した。燐礦事業に對する投資額 昭和十四年六月末現在アンガウル及フヘス兩島に於ける燐礦事業に對する固定投資額は

一千三百四十七萬五千餘圓である。

農業

會社は其の創立の趣旨に鑑み熱帯農林資源の確保涵養の目的を以て昭和十二年よりパラオ、ヤップ、ボナベ諸島に直營農場を設置し、未開地の開墾、土地改良に努め熱帯作物の栽培（現在主として鳳梨栽培中）並に改良増産を爲す傍植民地農家の經營指導に當りつつある。而して其の直營農場面積は二千七百七十七町歩餘、開墾面積は三百餘町歩に達して居る。

代理店業務 日本郵船株式會社代理店業務 昭和十二年二月一日日本郵船株式會社との間に代理店契約を締結し、

同社船のアンガウル港出入の際に於ける貨客、郵便物取扱業務を開始した。

日本銀行代理店業務 昭和十二年四月二十日日本銀行との間に代理店契約を締結し、日本銀行パラオ代理店として國

庫金の取扱業務を開始した。而して現在主として南洋廳關係歳入歳出金の取扱を爲して居る。

其の他の事業 パラオ諸島アウルプシエカル島に造船所を建設し小型船舶の建造修繕を爲し、又、パラオ本島に於ける鳳梨葉纖維の利用、アガリツタム油の生産等を爲して居る。

第二 關係會社に對する投資事業 南洋拓殖株式會社定款第三十五條の規定に依り會社は拓殖事業を營むことを目的とする他會社の株式又は社債の應募、引受又は取得を爲すことを得るので、自ら別途會社を設立して拓殖事業の經營を遂行せしむる外、此の種事業經營を目的とする他會社の設立をも援助して居る。而して之等會社は所謂關係會社と稱せらるるものにして昭和十四年六月末に於ける概況を示せば左表の通りである。

第四編 特殊會社 第三章 南洋拓殖株式會社  
株式引受高 關係會社一覽表

昭和十四年六月末現在

會社名	本店所在地	設立年月日	業務	資本金		總株數	引受株數	引受總額	社債	最近配當
				公稱	拂込済					
太平洋眞珠	パオオ諸島	昭和三五	眞珠の採掘、加工、販賣、輸送	一、三〇〇	〇	三、〇〇〇株	三、〇〇〇株	三、〇〇〇千圓		
南洋鳳梨	同	同	鳳梨の栽培、製糖、販賣	二、〇〇〇	五〇〇	四、〇〇〇株	二、〇〇〇株	二、〇〇〇千圓		
ニウム鑛業	同	同	ニウム鑛の採掘、製錬、販賣	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇株	五、〇〇〇株	五、〇〇〇千圓		
南洋電氣	同	同	電力の供給、電燈の設置	五、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇株	五、〇〇〇株	五、〇〇〇千圓		
南洋捕鯨	東 同	同	捕鯨船の管理、鯨油の採掘、販賣	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇株	五、〇〇〇株	五、〇〇〇千圓		
南洋新報	パオオ諸島	同	新聞の発行、販賣	三〇〇	三〇〇	三、〇〇〇株	三、〇〇〇株	三、〇〇〇千圓		
南興水産	同	同	水産物の採掘、加工、販賣	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇株	二、〇〇〇株	二、〇〇〇千圓		
南方産業	同	同	各種産業の管理、立木の建築	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇株	一、〇〇〇株	一、〇〇〇千圓		
日本眞珠	同	同	眞珠の採掘、販賣	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇株	一、〇〇〇株	一、〇〇〇千圓		
熱帯農産	同	同	熱帯農産物の栽培、加工、販賣	五〇〇	五〇〇	一〇、〇〇〇株	五、〇〇〇株	五、〇〇〇千圓		
豊南産業	同	同	各種産業の管理、其他の業務	一〇〇	一〇〇	五、〇〇〇株	二、〇〇〇株	二、〇〇〇千圓		

會社名	本店所在地	設立年月日	業務	資本金		總株數	引受株數	引受總額	社債	最近配當
				公稱	拂込済					
南洋汽船	東 同	同	海運事業、船舶代理	一、五〇〇	〇	一、五〇〇株	一、五〇〇株	一、五〇〇千圓		
南洋興業	パオオ諸島	同	南洋に於ける生産物の採掘、加工、販賣	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇株	二、五〇〇株	二、五〇〇千圓		
二葉商會	同	同	貿易事業、物品の買入、販賣	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇株	一、〇〇〇株	一、〇〇〇千圓		
大日本鑛産	東 同	同	鑛産物の採掘、加工、販賣	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇株	三、〇〇〇株	三、〇〇〇千圓		
合計	一五社	同	出稼、配給並に關係する事業	八、七〇〇	八、七〇〇	八、七〇〇株	八、七〇〇株	八、七〇〇千圓		



## 第四章 滿洲拓植公社、滿洲拓植委員會及 滿洲移住協會

### 第一節 滿洲拓植公社

設立趣旨、沿革 政府は昭和七年以來北滿に農業開拓民を送出するに至つたが、其の實績見るべきものあり、其の後毎年引續き入植せしめることとなりたる處、之が入植地の確保が焦眉の急務となつた。

仍つて當時南滿に於て移民事業を經營せる東亞勸業株式會社の手に依つて約百萬町歩の土地を準備することとなりたるが、更に此の土地の管理と開拓民助成機關の設立が必要となり、向ふ十箇年間二萬戸開拓民入植計畫の實施を目標として、昭和十年十二月資本金一千五百萬圓の滿洲拓植株式會社が設立された。

然るに昭和十一年八月百萬戸大量開拓民送出の國策確立を見るに至つた結果、同會社は之に即應する強力なる機關として改組擴充し、以て此の大事業の遂行に遺憾ならしむることとなつた。茲に於て昭和十二年八月四日、日滿兩國間に「滿洲拓植公社の設立に關する協定」が締結され、之に基いて同年八月三十一日、日滿兩國籍特殊法人たる本滿洲拓植公社が設立せらるるに至つたのである。

本公社は其の本社を新京に置き、支社を東京に、其他出張事務所を滿洲及朝鮮の主要地に置いてゐる。

本公社の資本金は滿洲國國幣五千萬圓にして、日滿兩國政府は公社の國策的重要性に鑑み各一千五百萬圓を出資し、残り二千萬圓の中、一千萬圓は南滿洲鐵道株式會社、他の一千萬圓は東洋拓殖株式會社、三井合名會社、三菱合資會

社、住友本社よりの出資であつて、既に全額拂込済である。

公社の職制 本公司は其の業務執行機關として總裁一人、理事六人以内、又業務監査機關として監事三人以内を置いてある。總裁及理事は日滿兩國政府之を任命し、監事は株主總會に於て日滿兩國の何れか一方の國民たる株主中より選任したるものに對し、日滿兩國政府の認可に依つて定むることになつてゐる。公社の特權及政府の監督並に保護 公社は「滿洲拓植公社設立に關する協定」に依り次の如き特權を賦與されてゐる。

- (一) 資本増加に關する特權 公社は株金全額の拂込前と雖も其の資本を増加することを得るものとす
- (二) 株式の所有及讓渡の制限 本公司の株式は日滿兩國政府、公共團體若しくは國民又は兩國の法令の何れかに依り設立したる法人にして社員、株主若しくは業務を執行する役員の半數以上、又は資本金額の半額以上、若しくは議決權の過半數が兩國の國民又は法人に屬するものに限り所有することを得、又株式は公社の同意を得るに非ざれば之を他人に讓渡することを得ざるものとす
- (三) 株式配當及社債發行に關する特權 日滿兩國政府持株以外の株式に對する利益配當は毎營業年度其の拂込株金額に對し年三分五厘の割合に達する迄政府持株に優先して之を爲すことを得
- (四) 社債發行額を拂込資本金額の十倍迄とし、日滿兩國政府に於て其の元利支拂を保證するものとす
- (五) 租税公課の免除 滿洲國政府は本公司に對し登録税、法人營業税、契稅、木税及收音税は之を免除す。又本公司より移住者に土地を分讓する場合に、移住者に對し契稅を免除するものとす
- (五) 公社が移住者に讓渡したる財産の處分制限 公社が移住者に讓渡したる不動産及不動産上の權利の移轉（相續

に因る場合を除く）、貸付又は之に對する物權の設定、若しくは移轉（相續に因る場合を除く）は公社の承諾を得るに非ざれば其の効力を生ぜざるものとす。

而して日滿兩國政府は、公社の性質の特殊性に鑑み慎重なる監督を爲すこととし、公社をして重要事項に就き認可、許可を受けしむることとしてゐる。

公社の營業種目 本公司は定款第二條の規定に従ひ滿洲國に於ける移住を助成し、滿洲國國土の開発を爲すため左の業務を営むことを以て目的としてゐる。

- (一) 移住者に必要なる施設及其の經營
- (二) 移住者に必要なる資金の貸付
- (三) 移住用土地の取得、管理及分讓
- (四) 移住者に必要なる事業の經營を目的とする會社又は組合に對する出資及金融
- (五) 前各號の事業に附帶する業務

右に基き本公司が經營中の事業は大體次の如くである。

(一) 移住地に於て拓務省農業開拓團本隊の入植前に開墾及水利施設等移住に必要な準備事業を行ふと共に之が指導助成を與へ、又開拓團に對し物資の供給及生産物の販賣斡旋等移住地造成に必要な各般の事項に就き協力してゐる。

(二) 公社は開拓團に必要な資金を左記の通り貸付けてゐる。（昭和十四年十二月末現在）

拓務省集團開拓團

三九、四九二、七五九、四九

第四編 特殊會社

五一七

集合(自由) 開拓團  
共 他

四、五五八、一四五、四四  
五三、三九一、二七  
計 四四、一〇四、二九六、二〇

(三) 公社の取得せる移住用土地は、昭和十四年三月末現在に於て地券面積四百九十八萬五千六百八十町歩(實測面積約一千萬町歩の見込)に及んでゐるが、十四年度以降の土地買収事務は滿洲國が之に當る立前である。但、集合・分散(自由)開拓民用の土地は、尙本公司に於て整備するものにして、昭和十四年度は既に大半買収済である。

(四) 本公司は目下昭和十五年度拓務省開拓團のため其の入植適地調査を全滿六十四箇所に亙つて行つてゐる。

(五) 昭和十三年度より本公司は日滿兩國政府の代行機關として滿蒙開拓青少年義勇軍現地訓練所の建設並に經營に當つてゐる。現在滿洲に於て公社の經營してゐる義勇軍訓練所は總計二十九箇所にして、其の訓練生は二萬二千七百五十人である。因に鐵道自警村訓練所の經營及訓練は南滿洲鐵道株式會社が之に當つてゐる。

(六) 本公司は又滿洲に於ける家畜の配給調整を目的として設立せられたる滿洲畜産株式會社に對し資本金總額五百萬圓の中、百五十萬圓の出資をなし、尙滿洲糧穀株式會社に對しても資本金總額一千萬圓の中、二百五十萬圓を出資してゐる。

### 第二節 滿洲拓植委員會

滿洲拓植委員會は滿洲拓植公社設立に關する日滿條約第十四條に基づき昭和十二年九月一日設立せられたるものに

して、新京に置かれてゐる。即ち本委員會は滿洲開拓政策に關する日滿共同の常設的機關として兩國意志の連絡調整及滿洲拓植公社の監督に任ずるものであつて、それがため滿洲拓植公社に對し監督上必要な命令を發し、又必要に應じ滿洲開拓に關する一切の事項に就き日滿兩國に建議する權限を有してゐる。

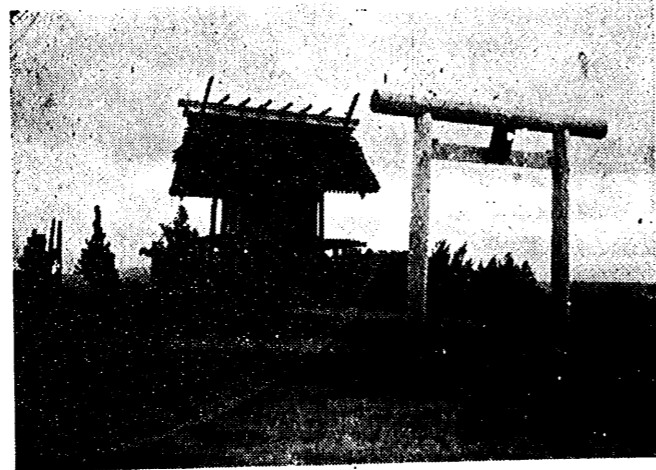
委員會の構成は協定附屬書の定むるところに従ひ日滿兩國政府に依り任命されたる各六名の委員及臨時委員を以て組織され、會長は委員中より互選することになつてゐる。又會長は委員會を代表して議長となつてゐる。委員會には會の常務を處理する爲に滿洲拓植委員會事務局を置き、委員會に於て選任する委員若干名並に隨員及書記の全員を以て構成してゐる。事務局の事務を掌理する事務局長は前項の委員中より會長之を命ずることになつてゐる。尙本委員會の經費は日滿兩國政府に於て均等に分擔してゐる。

### 第三節 財團法人滿洲移住協會

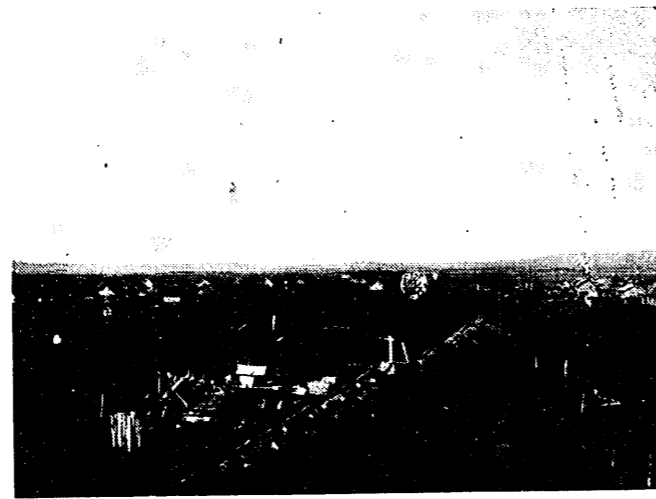
滿洲移住協會は滿洲開拓事業の發展を助成する爲の民間の公益團體として昭和十年設立せられたるものであるが、百萬戸大量開拓民送出計畫が樹立されることになつてから本協會も改組擴大の必要に迫られ、昭和十一年財團法人の組織となつたものである。

本協會の事業は(イ)開拓事業に關する調査、宣傳及紹介、(ロ)移住者の訓練並に渡航斡旋、(ハ)移住者宿泊所の設立及經營等であるが、現在其の最大の事業は訓練所の經營であつて、茨城縣内原に於ける滿蒙開拓青少年義勇軍訓練所は拓務省より委託を受け義勇軍の内地訓練を行ひつつあるのである。尙本協會會長には現任の拓務大臣が之に當り、其の下に理事長及理事があり、總務、宣傳、企畫、訓練及斡旋の五部門を置いて業務を行つてゐる。

第五篇 移植民及海外拓殖事業



開拓の神社



開拓の部落





室教の校學小園拓開



所療診園拓開



耕農るけ於に地拓開



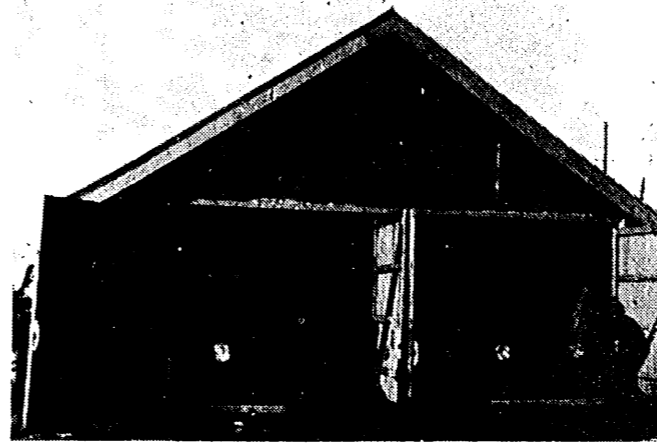
況狀の込漬庵澤の園拓開



會動運念記植入の團拓開



場牧放羊續團拓開



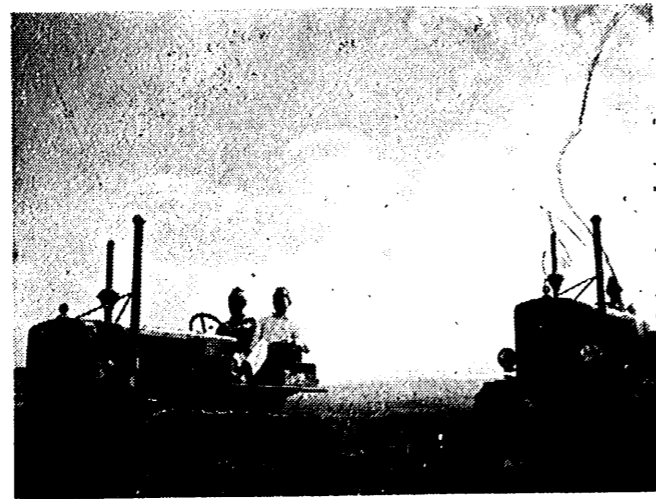
部車動自團拓開



場畜種團拓開



畑



ー タ ク ラ ト



舎 宿 所 練 調 利 勃



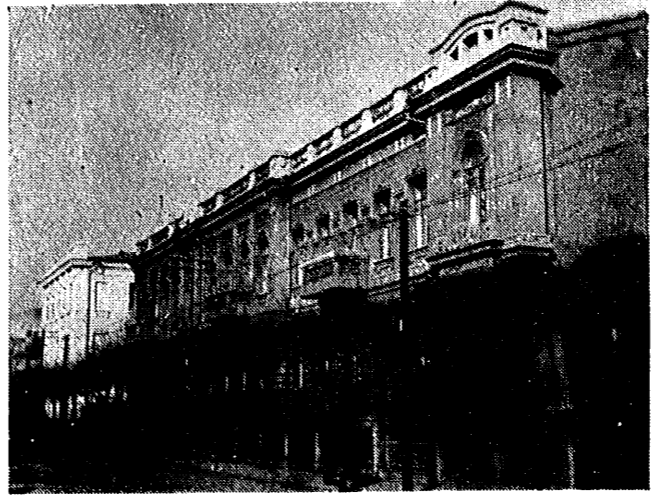
練 教



← つり



← レコードを聞く



← ハルビン中央病院

## 第五編

### 移植民及海外拓殖事業

#### 第一章 移植民

##### 第一節 移植民の沿革

南米移民の沿革 創始時代 我國の海外發展は遠く足利時代に始まり、慶長の頃既に海外へ渡航した者もあつたが、明治以前に於ける渡航者には移植民として考究すべき問題少く、従つて明治以後のものに付て述べることにする。明治元年横濱駐在の布哇領事館が、日本政府との交渉の結果布哇の甘蔗園に日本の移民を送る契約を結んだ。是に依つて先づ百五十三名が最初の移民として布哇へ渡航した。然し是等の移民は風俗習慣の差異、言語不通等で殆んど失敗に歸し、翌二年には四十名の歸國者を出した。其の後政府は移民の取扱を中止するに至つたが、明治十四年布哇王の來朝に次ぎ同十七年には日布渡航條約、日布労働移民條約、航海條約の締結あり、其の結果同十八年再び九百五十一名が布哇へ渡航した。爾來布哇の有望なること漸次認められ逐年移民は増加し、明治二十七年迄には約三萬人が渡航した。

移民會社活躍時代 前述の如く移民の増加は政府の事務を益々煩瑣ならしめ、且つ日清戦役の爲他事を顧るの遑少く、又此の時に於て民間移民會社が移民の取扱を希望し來つたので、明治二十七年政府は移民會社に移民取扱事務を

委ねることとなつた。戦後の好況に依り海外発展の氣運興隆し爲に移民會社が續設せられ、政府も亦明治二十九年には移民保護法を制定して其の保護指導に當ることとなつた。當時の渡航者數を見るに、同三十一年には布哇へ一萬餘、カナダ、濠洲へ各一千、翌年には布哇へ二萬三千、北米へ三千、カナダへ一千七百、南米最初の移住者としてペルーへ七百九十、其他合計三萬一千餘人が渡航して居る。然るに布哇移民は殆んど契約移民であつたが、耕主の横暴や移民會社等の惡辣なる行爲に依り、移民は彼地に於て塗炭の苦しみを受けねばならなかつた。更に布哇は明治三十一年北米合衆國に併合せられ、同三十三年には其の一州となるに及び、當時米國に於て勵行せられたる契約移民禁止が此の地にも適用せられた爲、移民のみならず移民會社も亦大打撃を蒙り續々解散の己むなきに至つた。然し其の殘存會社は中米、南米兩方面に進路を見出し、明治三十六、七年頃には比律賓へ二千二百人、ペルーへ一千三百餘人、メキシコへ一千二百餘人を送出した。

**自由渡航時代** 米、布に於ける契約移民の禁止は自由渡航者の増加となつた。明治三十七年頃より布哇在留の邦人は米本國へ續々轉航し、又内地よりも直接米大陸へ自由渡航する者多く、同三十九年には一千七百、同四十年には二千七百の渡航者あり、米國に於ける邦人は同三十五年には五千人に過ぎなかつたものが、六年後の同四十三年には九萬一千餘となり、毎年一萬人の増加を見る状態となつた。然し渡航者の風采及教養上の缺陷、布哇耕主の惡宣傳に依り、俄然米國人の非難を買ひ邦人の激増は益々其の不評を高め、且つ將來に於ける邦人の發展を忌み之を恐れて遂に排日運動を起すに至つた。茲に於て明治四十年、日米間に所謂紳士條約が成立し、我國は自ら移民を制限せざるを得なくなつたのである。此の結果一時墨國熱が高まり、同三十九年に五千人、同四十年に三千七百人が契約移民としてメキシコへ渡航した。

**移民制限時代** 紳士協約の締結にも拘らず、米國に於ける排日運動は益々猛烈を極め、邦人の土地所有又は租借の禁止、市民權附與の制限等移住の目的は大半失はるに至つた。明治三十五年以來一萬人に近かつた布哇移民は、同四十一年、二年に於ては三千人より二千人に減じ、米本國への入國は全く困難の状態となり、同四十一年には少數の自由渡航者があつたのみである。此の政府の移民制限方針は其の他の方面にも現はれ、明治三十五年來毎年一萬三、四千人より三萬六千人にも達した移民が、同四十一年、二年には一萬人より四千人へと減少した。然し此の時期に於て注目に價するものは邦人の南米進出である。明治四十一年最初の伯刺西爾移民として八百名の契約移民が、又ペルーには二千八百名の移民が渡航した。爾來漸次南米移民の増加を見、移民會社取扱の移民は大部分ペルー、伯刺西爾、亞爾然丁に渡航したのである。

**官民協力時代** 政府の移民制限方針に依つて、明治四十二、三、四年と激減したる移民數も、大正元年頃より再び増加の趨勢に向ひ、翌二年には二萬人を越ゆるに至つた。其の後移民は常に一萬人に達したが、我が國情に鑑み人口問題、食糧問題と關聯して盛んに海外發展が唱導せられ、移民制限方針は當然破棄されねばならなかつた。民間に於ける移民宣傳獎勵機關は古くより存在し、移民會社と共に努力して來たが、大正四年廣島及熊本の兩縣に海外協會が設置せられ、移民の宣傳獎勵又は指導保護の事業を開始した。大正七年頃よりは和歌山、防長等の海外協會相次いで設立せらるるに至つたが、是等の氣運に促され政府に於ても前の制限方針を廢じ、日本人を排斥せざる地方へは積極的に移民を渡航せしむる方針を採るに至つた。

先づ政府は大正十年海外興業株式會社に補助金を交付して、海外移民思想の宣傳普及と移民の保護教養との施設を講せしめた。大正十二年には、關東大震災の罹災者にして移住希望者に渡航費を補助し、百十一名を伯刺西爾へ

渡航せしめた。是れが渡航費補助の初めであるが、翌年よりは罹災者以外の一一般人にも一定の條件で渡航費を補助し、之を以て移民奨励の一助とした。又従来移民會社は移民より渡航手数料を徴収して來たが、同じく移民の経費軽減の目的で大正十二年より之を全廢せしめ、政府が其の相當額を會社に交付することとした。

此の政府の方針に力を得、民間に於ては各府縣に海外協會が續設せられ、移民教育機關も亦設置せられて移民の宣傳に又教養に努めて來たが、政府に於ても大正十二年以來、是等の團體に對し奨励助成金を交付することとした。爾來南米殊に伯刺西爾の移住適地なることが認められ、官民共に力を注ぎし結果移民の數も亦激増するに至つた。又民間の會社、個人等にして伯刺西爾に投資する者出で、海外協會の中信濃、熊本、富山、鳥取等の各協會は、大正十三年伯刺西爾國サンパウロ州に土地を買入れ、以て移住者を送出する計畫を樹て、信濃海外協會に於ては翌十四年に四百五十名を其の購入地に移住せしめた。

政府は曩に設置せられた横濱、神戸、長崎等の海外渡航者講習所に交付金を與へ、移民の保護教養に資すると共に、從來諸種の點に於て缺陷の多かつた移民出發港に於ける移民の宿泊、衛生、教養等の改善又は統制を圖る爲、昭和二年神戸に移民收容所を設置し後其の名稱を神戸移住教養所と改め諸種の移住に要する教養を施して居る。

昭和二年には海外移住組合法制定せられ、是に依つて從來の労働移民と性質を異にしたる所謂企業移民、即ち初めより土地を購入して開拓事業を營むところの組合移住者を渡航せしめ、其の資本と教養とを以て効果を擧げんとする海外移住組合が、昭和二年七月岡山縣に、次いで山口、廣島、三重、和歌山、福岡、鹿児島各縣に設立せられ、同年八月には海外移住組合聯合會が設立せられた。此の移住組合の數は昭和十四年現在に於て四十三を算するに至つた。而して從來是等の事務は内務省の主管するところであつたが、昭和四年六月拓務省の設置せらるると共に移民及海

外拓殖事業に關する事務は當省の主管に移り、拓務省に於ては移民の保護奨励施設を爲し、海外拓殖事業の助成に努め、民間の關係團體と協力して我國海外發展の實を擧げることとなつた。特に昭和七年九月よりは多年の懸案であつた支度金の補助をも爲し伯刺西爾移民旺盛時代を現出するに至つた。

**南洋移民の沿革** 邦人の南方發展の歴史は既に安土桃山時代（十六世紀の後半）にその端を發しその後、豊臣時代より寛永の頃にかけて邦人の南洋進出は史上曠古の盛觀を呈し各地に日本人町を建設したが、寛永十六年（一六三九）徳川家光の發したる鎖國令は此の輝しき發展途上にあつた我國民の海外發展の勢を一舉に彈壓してしまつた。現在の南洋方面在留者は従つて前述の鎖國以前のものとは全く無關係のものであり、従つて此處に於ては鎖國令廢止後の新なる移住者のみに關して略述する事にする。（濠洲、その他太平洋諸島を含む）

南洋契約移民は明治二十六年吉佐移民會社により嶺山労働者として濠洲ニューカレドニア島方面に送られたるものを以て嚆矢とし引續きクインズランド、フィジー等に夫々數百名の契約移民が送られた。

既に明治十八年來布哇に向け契約移民が送出せられつつあつたが、明治三十一年同島が米領となると共に契約移民禁止法が施行せられ、爲に當時亂立状態にあつた多數の移民會社はその營業の危機に直面し何等かの手段によりその局面を打開すべき必要に迫られた。南洋地方はかかる事態の下に新なる移民送地として登場したのである。

**比律賓地方** 南洋移民發展の基礎となつたものは明治三六年、比律賓島のベンゲット道路工事に雇傭せられた労働移民である。即ちマニラよりグワバンを経てパキオに到る道路工事を爲明治三六、三七年の兩年に亘り約三千名の労働者が契約移民として渡航し幾多の苦難と犠牲の後三十八年道路工事を完成したが、同時に彼等は其の職を失ひ、旅費ある者は辛じて歸國し旅費なき者は職を求めて比島各地を流浪するの止むなきに立ち至つた。此の時に當り比島開



拓の先驅者太田恭三郎氏は此等同胞救済の爲ミシタオ島ダバオ灣内のスペイン人所有地に失業者約百八十名を入植せしむる事に成功した。是即ち現今同地方に於ける邦人飛躍的發展の端緒である。以來今日に到るまで約二十年邦人の麻栽培はその間麻價の如何により多少の盛衰はあつたが一步一步其の堅實の歩みを進め遂に今日の隆盛を見るに到り比島の麻栽培界に確固不動の地位を築くに至つた。

前述の如く道路工事労働者の一部は麻栽培業者に轉化した。他のものは小規模の小賣業者として其の生活の途を拓かんとした。以後麻耕地移民の渡航相次ぎ邦人商業者の地位も次第に進み特に最近に於ける日本貨の進出と共に邦人小賣業者の進出も目覚しき發展を示し從來經濟界に不動の地位を占めつつあつた華僑の地位をも脅しつつある。

蘭領印度地方 近代に於ける蘭領印度邦人發展の歴史は明治三十一年後藤實史なるものがバタビヤに於て貿易商を營みたるを以て始る。その後漸次邦人の小賣商の進出を見たが此の時代に於いて特筆すべきはスマラン、スラバヤ方面を根據として各地に活躍したる賣藥業者である。

大正初期に至るまでには此の方面に於ける邦人は未だ著しき發展を示すに至らなかつたが、大正三年世界大戦の突發は邦人の商業的進出を量的並に質的に強化した。即ち戦争勃發と共に歐洲方面の物資の輸入杜絶したる爲此の間に日本商品の目覚しき進出を見、之に附隨して新に輸入業者、邦人大資本輸入商の進出を見た。大戦終了と共に歐洲諸國よりの商品輸入の復活及不況による購買力の減退等に依り本邦商品の輸入又激減し、同時に大輸入業者は引揚げ又は解散し大いに其の數を減じたが此等輸入業者の従業員店員等の多くは小輸入業者又は小賣業者に轉化し小賣商は増加した。其の後昭和五、六年頃より低廉なる邦貨の輸入激増し之を取扱業者たる輸入商も増加したる爲邦人商社の従業員として渡航する者又漸次増加し其の數年々約四百名に達し、現在商業關係者は在留邦人有業者の七割に達するに至つた。

至つた。以上に依り明なる如く蘭領印度に於ける邦人の發展はその當初より今日に至るまで専ら商業的であり此の點に於いて比律賓等とその趣を異にする。商業以外農業、鑛業、水産業等に從事する者もあるが此等は主として大資本を背景とする企業的のものであり、此等拓殖事業も又其の發達の形態としては商業者による小經營に其の端を有するものである。昭和八年入國令の改正、同十年非常時外國人勤勞條令の制定により邦人従業員の入國は著しく困難となり邦人の經濟的發展上尠からざる障礙を來しつつある事は甚だ遺憾である。

其の他英領馬來、シヤム、佛領印度支那地方 此等地方へ本邦人の渡航は、明治四十年代より大正の初期にかけて始まつたものである。此等の地域への邦人發展の經過も又商業的と云ふべく渡航者は商業従業員がその大部分であつた。然し華僑の優勢と民度の低位、政府の排外的政策等の爲今日に到るまで大なる發展を示して居ない。只英領馬來に於ては明治四十年頃より護謨企業擡頭し邦人の護謨企業の爲渡航する者相次ぎ、又護謨企業の活況は經濟生活を活潑ならしめ邦品の輸入も増加したる爲商業従業者としての渡航者も増加し商業界、栽培界に於ける活躍は相當見るべきものもあつたが大戦後の不況と數次に亘る華僑の百貨排斥により非常なる苦境に陥つた。然し最近の我が輸出貿易の進展に伴ひ商業従業員の入國再び増加しつつある。

漁業移民 商業移民と相並んで特記すべきものは漁業移民であつて、信すべき資料なき爲其の創始の年代を正確に知る事は不可能であるが稍組織的に行はれるに至つたのは朝鮮、臺灣等の外地出稼漁業が下火になつた頃、即ち大正の初期からであつて官廳の指導獎勵がこれに與つて力あつた。斯くて我が漁業者は南支、比律賓群島、馬來半島よりスマトラ、ジャバ、セレベス等南洋到る所に進出するに至つたが、彼等は土人の幼稚なる原始的漁獲法に對し巧妙に優秀なる技術により沿岸漁族の捕獲に從事し漁業者として拔くべからざる勢力を形成するに至つた。



南洋地方 本邦移民の南洋大陸發展は相當古い歴史を有し明治二十年代より三十年代にかけて渡航者も少くなくかつた。當時クイーンランド東岸は甘蔗栽培の初期であつた爲勞働の需要多く、此の方面に契約勞働者として渡航するものが多かつた。氣候馴化に強い本邦移民は北洋の酷熱の氣候によく耐へて活動を続け日本移民の新發展地として其の將來を期待せられて居たのであるが、白濁主義の壓迫は明治三十五年遂に甘蔗耕作地の耕作移民を中絶せしむるに至つた。眞珠貝採取業者の渡航も明治二十年代に始まつたが技術優秀なる邦人は忽ちにして斯業に於ける勝利者となり不拔の地位を占むるに到つた。之が爲本邦人を拒否する時は南洋の主要産業たる眞珠貝漁業の基礎を危くし英國商人に大打撃を與ふる事となる爲、耕作移民を禁止したる後に於ても眞珠貝採取業に従事する者のみは例外として其の入國を認め今日に到るまで依然邦人勞働者の活動が續けられ此等地方の眞珠貝漁業に絶體的地位を占めて居る。

既に述べた様に邦人契約移民の端緒となつたものは明治二十六年ニユーカレドニア方面に送出せられた鑛業移民であり以後大正八年に至るまで引續きニツケル鑛山勞働者として約三千五百餘名の邦人が送られたが其の後今日に至るまで邦人の渡航は杜絶して居る。大正八年を境として邦人の渡航が杜絶した理由は明ではないがフラン貨下落の爲生活困難となつた爲であると思はれる。

尚ニユーカレドニアは一九三〇年移民法を制定し、勞働移民の入國を禁止したる爲、現在其の入國は困難なる事情にある。

英領北ボルネオ 此の地の歴史は極めて新しく世に知られ初めてから僅に五十年位のものである。當領のクワオ地方は氣候風土等良好にして三十年前に邦人が渡航して以來拓かれた處で、現在日産農林工業株式會社の麻園にマニラ麻栽培を目的とした家族移民が入植しつゝある。現在入植數百二家族、六百二名に及んでゐる。

### 第二節 移民の現況

第一 總説 前節に於て述べたる如く、近年政府に於ても亦民間に於ても海外發展に對する諸種の施設を爲して其の獎勵指導を怠らず又一般國民にも海外思想普及し社會的、經濟的に難局に立てる我が國情と相俟つて、移民の渡航も亦漸次増加の趨勢を辿るに至つた。

次に本邦内地人にして海外に在留する者の數を觀れば、外務省調査に依れば、在外邦人總數は百三十二萬一千三百九十五人にして、此の數字の中には官吏、會社員等も包含して居るが、大部分は海外移民と見て差支へない、是等の邦人を在留地別に示すと左の通りである。  
(昭和十三年十月一日現在)

國名	人員	國名	人員
滿洲	四九一、九四七	ブラジル	一九九、八八〇
中國及香港	一〇五、九〇二	其北米諸國計	三六、五一二
南洋	四一、九五〇	歐洲諸國計	六七五、四〇七
其他	一、五二四	亞細亞地方	二、五七七
其細亞計	六四一、三二三	亞非利加	一、八六九
北米合衆國	二六四、七七一	總計	一、三三三、三九五
布哇	一五一、一九九		
英領カナダ	二二、〇四五		

右の如く在外邦人の發展を數の上より觀れば、先づ滿洲國を第一とし、北米合衆國伯刺西爾等之に次ぐが、滿洲國及中華民國は海外移住民問題より觀るときは、他と趣を異にし特別の關係に在るを以て之を除き、又布哇、北米合衆國、英領カナダ等は現在に於て我が移住民の對象とならざるを以て之をも除き、中南米諸國及南洋方面に於ける邦人の狀況を次に概述することとする。

**第二 中南米地方 伯刺西爾 南米移民の大宗は云ふまでもなくブラジル移民で邦人の初めてブラジルに進出したのは明治四十一年の事である。北米移民の制限が漸次強化されるに従つて鬱勃たる國民の海外發展欲がベルギーに轉じ更にブラジルに轉じたものである。ブラジル移民の特色は全然無資本なる労働者が移住後直に且つ極めて安全なる契約労働の組織を有する農場に間違ひなく雇傭せらるゝ事と此契約労働は數年にして獨立農として土地所有者となるに必要なる資金を蓄え得る事並にハワイ、北米、ベルギーが單獨労働者に重きを置く點に比較してブラジルに於ける農業は年々數萬と云ふ多數の家族労働者を必要とし且つ家族労働者を以て最も好ましき労働者とする點に於て顯著なる特色を有する、此の特色は世界に於ける各種移住民地中其の類例を見ざるものであるが故に我が邦人のブラジル渡航は開始以來三十年間に亘つて極めて順調に極めて歩調強く發展し現在其の數二十萬を超えるに至つてゐる。**

次に此の二十萬邦人の職業分類並に其の經濟的實力を見るに何と云つてもブラジルが世界有數の農業國であり、農業の經營に特に國家の保護篤きこと並に邦人移住者が何れも眞摯なる農業家族である爲に邦人の殆んど全部即ち九七パーセントは農業に従事し残り二・三パーセントが商業、工業、水産業等に分れてゐるに過ぎない。

今此の邦人の産業關係に付いて見るに二十萬人約四萬家族の農業者の昭和十二年の農産額は邦貨に見積つて約一億三、四千萬圓に達して居り一家族平均三千數百圓に當り内地農家収入と比較して大なる差違を呈してゐる。而してそ

の主産物は棉花の八千七百萬圓、コーヒーの二千萬圓、野菜類の八百萬圓、其他バナ、米等も各々六七百萬圓に達して居り、爾來一層其の産額を増大してゐる。例へば棉花の如きは數年前までサンパウロ州の産棉の二、三割に過ぎなかつたが、昭和十一年には同州生産十八萬噸に對し邦人は九萬七千噸、十二年には全體二十四萬噸に對して邦人十萬噸を生産し年と共に目覚ましい躍進振りを示し、伯國農界に對して實に驚くべき大なる貢獻をなして居る。米、野菜類、藕、バナナ、紅茶等に付いても其の産額は必らずしも棉程大でないが、サンパウロ州に於ける生産高に對し棉以上の實力を發揮し今後益々此の方面の産業に對して活潑なる飛躍を遂げんとして居り既に現在に於てもサンパウロの農業を語るに當つて我が邦人の活動と貢獻の事實を無視する事は出来ない状態となつて居る。尙こ、數年來在伯邦人は其の産業的實力と永年の經驗を基礎として本邦物産の伯國に對する輸入本邦必需品の輸出其他同國に有望なる工業の經營、本邦に於て不足せる礦物の取得等各方面に對して活潑なる活動を見せて居り、將來は同國に對して強力な基礎を以て居る英米人或はドイツ人、イタリー人の迎つて來た歩調に習つて進展するであらう。猶同國が一九三四年制定の憲法に於て外國人労働者の入國に對して二分制限を規定し之を實施して見たが、同法は伯國の産業經濟開發上尠からず支障あるが爲に一九三八年公布の外國人入國規則に於て適當に之を緩和する規定が設けられるに至つた。右は日伯國交親善上將又通商關係より見ても甚だ喜ぶべきことである。

**亞爾然丁** 明治四十年始めて本邦移民が移住し爾來多少増減はあるが毎年渡航者を見つゝある。現在其の數はブラジル移住數程は無いが強國全體を通じて約六千人に達してゐる。其の主なる分布地域は首都ヴェノスアイレス及び其の近郊に最も多く其の數約五千人で此の地方に於ける邦人はヴェノス郊外に於て蔬菜を栽培するものヴェノス市内外に於て花卉を栽培するものが大多數で蔬菜花卉共に邦人の綿密周到なる注意と熱心さを以て從來見なかつた優良蔬菜

を生産し花卉に於てもカーネーション、蘭、其他品種優良なものを生産し毎年行はるゝ大統領カップを獲得する有様で今後この方面に内地新進氣鋭の農學校卒業者等が進出するに有望である。又西部メンドーサ州方面に於ける果樹蔬菜の栽培ミシヨネス州に於けるマテ茶煙草業の栽培も有望で夫々健實な經營をして居りこの方面に對しても或る程度に資本を有する農業者の進出に見込がある。

ペルー 共和国は面積百二十四萬九千餘方哩、人口は千九百三十八年の調査に依れば約七百十萬にして氣候は溫和である。ペルーは農業と鑛業との國にして、農業では棉と甘蔗との栽培が最も進歩して居る。其他米、玉蜀黍、麥、葡萄、珈琲、カ、オ等を産する。鑛産物では金、銀、(世界第四位)、ヅアナチウム(世界第一位)、銅、鉛、タングステン、モリブデン、アンチモニー、石油等があるが、其中石油を第一とし銀、銅が之に次いで居る。其他海鳥糞も多量産出される。高原は牧畜に適し牛、羊、アルパカ、ヤマ等の飼育が盛んである。東部の山岳地方は將來林業地として注目し價すると云はれて居る。

ペルーに於て初めて本邦移民の渡航せしは明治三十二年にして、歴史は南米諸國中最も古い。ペルーは從來外國移民を制限せず、在郷邦人の數も亦伯國に次いで多數であつたが、同國は昭和十一年移民入國法を改正し移民制限を實施した結果、在郷邦人移住者の限度を一萬六千人と定めた。在郷邦人は既に右數を遙に超過して居る爲、邦人移民の入國は今後事實上禁止されることとなつた。昭和十三年十二月現在に於ける在郷邦人數は二萬二千五百五十人にして、リマ市に約一萬九千人、其他は各地に散在して居る。在郷邦人は都會集中の傾向を有しリマ市、カヤオ市及其附近に集團して居る。

次に是等邦人を職業別に觀れば、商業の約五千人、農業の約二千人、工業の約五百人、公務自由業の百三十人であ

る。リマ及カヤオ兩市に集中せる邦人は殆んど商業に従事せる者にして、其の數一萬二百餘人であり地方に於て商業に従事する者を合すれば一萬八千六百餘人に達する。斯くの如き都會集中の傾向は動もすれば排日の氣運を醸成する原因となるので、同地方中央日本會が母體となり昭和六年秘魯拓殖組合を設立し、奥地森林地帯に邦人を分散移住せしむることとなつた。フニサス植民地が是れである。現在二十家族の入植者があり目下事業進捗中である。尙同國に於ける邦人農業者は主として棉花の栽培に従事して居るが、既に土地を購入して其の栽培を爲せる者もあり、本邦の會社も二、三棉花栽培事業に著手した。同國では更に米作甘蔗の栽培、林業及牧畜等に發展の餘地ありとされて居る。

パ・ラ・グ・ア・イ 共和国は面積約四十三萬八千四百方呎、人口約九十五萬五千人の小國にして、首府アスンシオンと雖も十萬餘人の小都市である。地勢、氣候、風土等は伯國サンパウロ州及びパラナ州と大體同様である。主産業は農牧林業であるが、農産物中パ・ラ・グ・ア・イ産のマテ茶は世界的に有名である。其他棉、米、煙草、柑橘等栽培せられるが、未だ技術が幼稚である爲め他國産のものに比べて品質が悪い。然し同國農業の發展は健全なる農村人口の増加と相俟つて全く將來に屬して居る。

從來パ・ラ・グ・ア・イに移住した邦人は其の數甚だしく、第二世を加へても猶三十名に達しない状態であつたが、海外移住組合聯合會は昭和十一年同國に對し組織的移住計畫を樹て、同國の略々中央地帯に約一萬二千町歩の農耕地を購入し茲に邦人の入植を奨励して居る。昭和十三年十二月末現在に於て既に七十三家族五百名以上の邦人が内地及び伯國より入植したが、今後共更に相當數の邦人農家が入植する豫定である。要するにパ・ラ・グ・ア・イは邦人にとりては極く最近開けたる移住地にして、其の成績如何は勿論今後に俟たねばならぬ

が、同國が氣候溫暖にして天然資源に恵まれたる極めて將來性のある國である關係上今後は邦人も年々大いに移住するものと思はれる。

其の他、南米諸國 其の他南米には智利、コロンビア、ボリヴィヤ、ウルグアイ、ヴェネズエラ等の諸國がある。是等諸國は孰れも邦人の入國を制限することなく、又各種の栽培事業に適して居る。コロンビアへは昭和十年拓務省が福岡移住組合員より成る企業移民十家族を送つた。然し昭和十三年十二月現在に於ける在留邦人は極めて少數にして、智利に六百八十八人、ボリヴィヤに七百六十九人、コロンビアに二百九十三人、ウルグアイに七十四人等である。

中米 中米に於て邦人の最も多く在住する國はメキシコ共和國である。墨國は鑛業と農業との國にして、石油、銀及甘蔗、玉蜀黍、麥、豆、アルファルファ等を主なる産物とする。

我國の移民は明治三十年初めて此の地に渡航した。其の後明治三十六年契約移民渡航してより漸次波墨熱高まり、殊に日米間の紳士協約の結果、同三十九年及同四十年には移民の激増を見るに至つた。是等の移民は炭坑、砂糖耕地に於て労働することとなつたが、熱病、革命其他の不祥事の爲失敗に歸し、又移住者も其の後に甚だしく減少し近年に於てもさして増加しない。昭和十三年十二月一日現在に於ける在留邦人数は四千六百三十五人にして、其の分布状態は首都メキシコ市及中部地方に約半数及北西部三州、低加州に残りの半数が在住して居る。

次に是等邦人を職業別に觀れば、農耕、園藝、畜産業者數最も多く、次が物品販賣業者で其の他は漁業、製鹽業、銀行、會社、食糧品製造、理髮、浴場等の職業に従事して居る。

其の他中米地方中パナマは米國の勢力大で移住に適せず、玫瑰甘蔗の栽培に適する地であるが入國の制限がある、

在留邦人数はパナマに八百四十六人、玫瑰に一千九百人にして近年の移住者數も數ふるに足りない。

第三 南洋地方 南洋地方は特殊なる事情(移民制限、低廉且豊富なる労働力の存在)の爲滿洲又は南米地方の如く大量移民や契約移民を送出し得ぬ現状に在り、従つて此の方面への渡航者は其の數極めて尠く僅に拓殖事業に附隨して渡航する自由移民文けに止められてゐるが經濟的には頗る重要性を有してゐる。

現時南洋各地在留邦人数は左表の如く昭和十三年十月一日現在在外務省調に依れば四萬四百六十四名に達し、昭和十二年度に比し一千二百十八名の増加を見せてゐるが前年度の増加二千九百餘名に比する時は一千七百名の減少を示してゐる。

前年度に比して邦人人口の増加した地方は比律賓一千七百八十九名、英領北ボルネオ及サラワツク五百七十三名、タイ一名で減少した地方は英領馬來一千二百二十二名、蘭領印度十六名、佛領印度支那七名である。之を職業別に見ると増加の方では從屬者(主として家族)の一千三百餘名が最も多數で農林業者三百名、水産業者二百五十名、減少の方では商業者三百名、工業者二百三十名等が主なるものである。

次に本年度の人口増加が前年度の増加に比し一千七百名の減少を示してゐる主たる原因につき概説すれば、之は支那事變に因る歐洲列國の對日恐怖に基く入國制限の強化と事變の真相を知らざる華僑の排日運動及當該地方官憲の認識不足に因る邦人の不法壓迫等を擧げることが出来る。地域的に見た英領馬來の減少は新嘉坡政府當局の邦人漁船ライセンス更新不許可に依り漁業關係者の歸國が主なる原因をなしてゐる模様である。

南洋地方在留邦人地域別及職業別人口 (昭和十三年)

職業別	地域別					計
	タ	イ	佛領印度支那	英領馬來	英領北ボルネオ及サラワック	
(一) 農 業	一	一	一	一	一	一
(二) 水 産 業	一	一	一	一	一	一
(三) 林 業	一	一	一	一	一	一
(四) 工 業	一	一	一	一	一	一
(五) 商 業	一	一	一	一	一	一
(六) 交 通 業	一	一	一	一	一	一
(七) 公 務 及 自 由 業	一	一	一	一	一	一
(八) 家 事 使 用 人	一	一	一	一	一	一
(九) 其 他 ノ 有 業 者	一	一	一	一	一	一
(一〇) 無 業 (主トシテ家族)	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一
對昭和十一年増加數△減少	一	一	一	一	一	一
自一	一	一	一	一	一	一
至九	一	一	一	一	一	一
合 計	一	一	一	一	一	一

其他普通に謂ふ南洋中には含まれないが濠洲、ソロモン島、フィジー島、トンガ島、ニューヘブリデス島、ニュー

カレドニア島の南太平洋方面の現況を略述すれば此等地方に在留する邦人は合計一千九百六人にして濠洲、大洋州諸島に一千八百七十六人新西蘭に三十人となつてゐる。職業別では眞珠貝採取に従事する水産業者が最も多く五百九十名を數へ約三分の一を占めてゐる。次で船舶従業者の三百十四名、洗張、染色洗濯業者の百四十一名、會社員、商店員、銀行員の百三十四名が主なるものである。

要するに南洋方面に於ける在留邦人は滿洲や南米地方の如く數的にも必ずしも多くはないが、之は前述せる如く現在大量移民や契約移民を送出し得ぬ種々な事情が存する爲めであり南洋地方が移住地として不適當なる爲では決してない。未開の原野と無盡蔵の資源に恵まれた南洋こそ歴史的に地域的に密接な關係にある我が民族の今後の發展地として最も有望な地方であると云ふべきである。

第三節 移植民の種別及渡航方法

第一 移植民の種別 南米移民の種別 移植民は地域、職業等其の觀察點を異にするに依つて種々分類せられるが、現在の本邦移植民に付ては中南米移民と南洋移民とに關して記述すれば必要且つ充分にして、其の中特に伯國及芭國移植民と比律賓移植民とに付て述べる必要がある。

南米及南洋移民は大部分農業移民と稱して差支へ無く、之を資力其の他の點より分類して労働移民と企業移民とに分類せられる。伯刺西爾に於て前者に屬するものに珈琲園移民があり、後者の企業移民と云ふ語は稍々移民の觀念に則しない憾もあるが、小資本を携帯し最初より獨立業者となる爲、土地を買入れ栽培業を營むものにして、之に屬するものには海外移住組合の移民と拓殖事業會社の事業地に入る移民とがある。其の他の南米地方行移民は主として勞

働移民であるが、職業は農業其の他種々雑多である。其の他の南米地方には商業移民と漁業移民とがある。  
**珈琲園移民** 珈琲園移民とは伯刺西爾、主としてサンパウロ州の珈琲園に於て労働する爲移住する者を謂ふのである。珈琲園移民は總て海外興業株式會社の取扱に係るものであるが、多くは珈琲園主との契約に依り労働する契約移民である。

珈琲園に配耕された移民は其の珈琲園に於て契約に定められたる期間（普通は一箇年、十月初め頃より翌年九月末頃迄の一農年）一定の賃銀に依つて労働に従事することとなるのである。

珈琲園労働者は耕主の與へる住宅に住み、働手一人に付て珈琲一千五百本乃至二千本位の割合で珈琲畑を受持ち、其の區域の除草及珈琲の實の採取を爲すのである。尙珈琲園の中珈琲樹の若いもの間に間作として、又は別に餘作地と云つて珈琲受持本數に依つて一町歩又は二町歩なりの畑を借り、無地代、無肥料で此處に米、玉蜀黍等を栽培し、住宅の周囲では養鶏、養豚等を爲し、野菜果樹を栽培して食料の自給自足を圖る。是れは餘れば他に賣却する。此の外に珈琲の乾燥其の他の日傭労働に従事することも出来るので、除草、採實賃と是等の収入とを以つて生計を立てるのである。二年目よりは是等の労働に慣れ要領も得、又珈琲樹の受持本數を増加し得るので、是れに依つて収入も相當増加することとなる。従つて又家族多く、労働する者の多い程収益を挙げ得るのは當然にして、珈琲園移民を募集するに付ても先づ家族の構成、即ち五十歳未満の夫婦及五十歳未満十二歳以上の近親者一人以上を基準として一家族を成すものを選定するのは是れが爲である。

珈琲園の契約労働者は珈琲園主に對して一農年在耕した後、更に引續き翌年の九月末頃迄就働する義務を負ふのみであるが、海外興業株式會社に於ては移民の利益の爲勤く共一、三箇年は最初指定されたる耕地に於て労働することゝを勤めて居る。斯くの如くして數年の努力に依り相當の貯蓄が出来ると獨立農となる、又嘗てサンパウロ州にて珈琲植付の出來て居た時分に珈琲樹仕立の請負をする方法があつた。珈琲樹仕立の請負は普通一家族で七千本位を引受け、是れには四年契約と六年契約とがあり、四年契約は地主が開墾して植付け、住家を建てた所に入つて四箇年珈琲の栽培を請負ふのが普通で、請負賃、間作収入と四年目の珈琲（四年目には多少實が成る）とを自己の収入とする。六年契約は地主が單に土地を貸付けるのみにして、請負人は開墾、植付、家屋築造等の一切を爲し、最初は間作収入、四年目以後の珈琲收穫及珈琲仕立賃とを以て収益と爲すのである。

斯くの如く移民は珈琲園労働を以て將來獨立農となるべき一の過程とし、其の經驗と資金とを以て或は土地を買入れ或は借入れて珈琲の栽培を始めるのであるが、千九百三十二年十一月珈琲價格の釣上げを目的とせる大統領令が公布せられ、向ふ三年間珈琲樹の新植を禁止したる爲、本令は今日も續行し居る爲め珈琲の栽培よりは寧ろ他の有望なる作物を栽培する方が得策である。現に新しく獨立する邦人農業者は棉、米、煙草、果樹、蔬菜等の栽培を爲す者漸次増加するに至つた。

**海外移住組合の移民** 從來の労働移民が移住地に於て獨立農となるには相當の年月と貯蓄とを要するので、是等労働移民の外に相當の資金を有し、比較的教養の高い所謂企業移民の送出を圖り、労働と資本とを併合して大いに海外發展の實を擧ぐべく、昭和二年三月海外移住組合法が制定せられた。而して現在本法に依つて設立されたる海外移住組合は、一府縣一組合の建前で昭和十三年十二月末現在に於て其の數四十三を算するに至つた。本組合は組合員の自作農として渡航するを助成するを主たる目的とするもので、移住の獎勵、渡航の斡旋等を行つて居る。而して各組合は全國的に結合して更に海外移住組合聯合會を組織し、聯合會は渡航の斡旋を行ふの外、伯國に其の代行機關である



日南産業會社に所屬するブラジル拓殖組合を、芭國にパラグアイ拓殖部を設け、是れに對する諸般の施設及移住者の送出等の事業を實施して居る。海外移住組合移住者は此の組織に依り、最初より伯國に於ては二十五町歩、芭國に於ては二十町歩の自作農として渡航するものを謂ふのである。

海外移住組合の移民となるには、先づ本籍地又は寄留地の移住組合に加入し、出資一口(一口の金額五十圓)以上を持たねばならぬ。然し組合員が渡航する爲には、必ずしも出資金額の拂込を了したる後たることを要しない。次に必要なるは労働能力にして、一家族中活動力を有する者少くとも三人あり、且つ必ず家族を構成して居らねばならぬ。是れは移住地到着後直ちに自己の廣大なる土地を開拓する爲、豊富にして且つ團結したる労働力のあることが功の一要件たるが爲である。尙移住者は開拓資金として三人(伯國へ十八歳、芭國へ十二歳以上の者)一家族に付相當額の準備金を必要とし、出發前之を聯合會に供託し置き入植後の開拓資金、生活費等に充當する爲時々移住地に於て拂戻を受けるのである。尙移住組合の移民は政府より渡航船賃の全額並に渡航支度金を補助される。

現在聯合會の移住地は伯國サンパウロ、パラナの兩州及芭國に在り、入植者は移住地に到着すると抽籤に依り普通一地區(伯國では二十五町歩芭國では二十町歩)の割當を受ける。土地代は交通の便否、地味林相の良否、施設状況の如何に依り附近の地價を參照して定められて居る。割當を受けた者は一時移住地に設けられた宿泊所に起臥し、先づ割當地の入植準備を終了し其の地區に移轉し、愈々自作農としての第一歩を始めるのである。作物は伯國では珈琲、米、棉、玉蜀黍、豆、蔬菜、煙草、バナナ、オレンジ、パイナップル等あり、又芭國では棉、米、マンジョカ等を作り其の他に豚、鶏、馬、牛等の家畜をも飼育する。在伯邦人にして入植する者も相當あるが内地より移住した組合員は昭和十三年十二月末迄に、伯國一千二百四家族、七千六百三十九人、芭國六十三家族、四百四十四人である。

**拓殖會社の移民** 我國の海外拓殖事業は滿蒙、南洋、南米等に於て著しき發展を遂げて來たが、南米殊に伯刺西爾に於ける拓殖事業は歐米各國企業家の視聽を集め、日に月に産業の發達を見るの狀態にあるとき、我國の企業者も亦之に和して廣大なる土地を取得し、珈琲、棉、茶等諸種の栽培事業を營むに至つた。是等の拓殖事業會社は他と類を異にし、植民事業を行ひ其の所有地に内地農民を移住せしめ農業に従事せしむるのである。此の拓殖事業會社の事業地に移住する移民に就き左に略述することとする。

(イ) 海外興業株式會社 同社は伯國サンパウロ州イグアベ郡にイグアベ植民地を經營して居る。イグアベ植民地は大正八年海外興業株式會社が、伯刺西爾拓殖株式會社を合併した際其の經營を承継したるものにして、昭和十三年十二月末現在に於て七萬七千三百九十五町歩の面積を有し、邦人入植者一千二百九家族、六千九百十四人に及んで居る。イグアベ植民は海外移住組合の移民と同じく植民地の一部(普通一地區二十五町歩)の分譲を受け、初めより自作農として耕作に従事することとなるが、一地區二十五町歩一千圓にて譲り受け、其の代價は一時拂又は七箇年賦で償還する。

而して移住地到着後最初の仕事は假小屋を建設することと開墾とである。開拓が終ると各種作物の栽培、家畜の飼養を開始する。イグアベ地方では、米、珈琲、茶の栽培が最も盛んにして、米(陸稻)はイグアベ米と稱し相當名高い其の他甘蔗、煙草、豆、玉蜀黍、果樹等の栽培にも適する。家畜殊に豚の飼育は簡單にして成績良く、養蠶も亦相當盛んである。

(ロ) 南米拓殖株式會社 同社の事業地は伯國パラ州アカラ及モンテアレグレに在る。アカラ植民地は面積六十萬町歩にして、アマゾン河口パラ州の首府ベレーン市の南方八十哩、モンテアレグレは其の面積四十萬町歩にして、



ベレーンの西方四百哩の地に在る。一定の條件を以て植民に分譲する。此の地に入植する植民は農業植民であることとを要し、渡航船賃は政府より補助される。

植民は一家族で森林地一地區約二十五町歩宛の分譲を受け、自作農として開墾に從事するのであるが、入植後先づ各家族は人数に應じて五町歩乃至十町歩を切り拓き耕作する。土地代は一地區百三十圓前後にして、一時拂か又は三箇年賦で拂込むこととなつて居る。

アカラ植民地は諸種の農作物に適するが、就中植民の從事する栽培物の主なるものは棉花、米、カカオ等で、其の他マンチョカ、麻、胡椒、玉蜀黍、落花生、豆、果樹、蔬菜等がある。又豚、牛、馬及鶏等の家畜を飼育して居る。

(ハ) アマソニア産業株式會社 同社は伯國アマソナス州パリンチンス郡に植民地を經營してゐる。此の地に入植する植民は獨立自作農を主としてゐる。渡航初年度の生計費に充實する爲め渡航前に最低三百圓を當社に預託し渡航後必要に應じて拂渡されることとなつてゐる。渡航船賃は全額政府より補助される。植民一家族に對し森林二十五町歩を極く低廉にて分譲される(收穫につれ數年間に年賦償還を以て拂込む)。米、マンチョカ、ジュート、護謨、ガラナ等を栽培し、養豚、養鶏も行ひ、著々成績を挙げつつある。尙植民地には農事實行組合設けられ、植民は皆組合員となり、隣保、和親、相互扶助、共存共榮の實を擧げてゐる。尙ジュート栽培は從來其の成績充分でなかつたが此兩三年間に非常に良質麻の栽培に成功して以來植民は何れもジュート栽培に從事するに至り將來有望と認められてゐる。

南洋移民の種別 南洋移民は拓殖事業に附隨して少數づつ送られることは既に述べた所であるが、之は其の從事す

る業務に従ひ左の如く大別することが出来る。

農業移民 農業移民として先づ擧ぐべきものはダバオ麻耕地移民である。同地に於ける邦人の麻栽培は明治三十八年に始まるが、以來邦人の拂つた努力と犠牲とは未開野蠻な荒地に過ぎなかつた同地をして今日群島最大の麻産地たらしむるに至つた。比律賓に於ては契約移民又は補助的移民の入島を禁じて居る爲、自由移民として入島し、最初は邦人經營の耕地に入り雜役に從事するのであるが事業に慣れ資金を蓄積すると共に漸次獨立して邦人又は比人經營の耕地に於いて自ら請負耕作するのである。

近時連年麻耕地移民の健實なる増加により現在ダバオ麻耕地に於いて事業に從事する者の數は約一萬四千人に達して居る。

其の他農業移民として擧ぐべきものに英領北ボルネオ移民があり、此は日本産業ゴム會社の耕地に入りマニラ麻の栽培に從事するのであるが、同地方は農業移住地として其の將來を期待せられて居る。

漁業移民 南洋方面の移民として注目すべき者に漁業移民がある。外南洋方面は漁業豊富にして地域的にも我が國に近く且邦人は先天的に漁業に獨特なる技能を有する爲早くより漁業關係者の發展を見たが既に明治二十年代より濠洲方面に渡航し、螺貝採取に從事する者が少くなかつたが更に大正の初期より官廳の援助の下に南洋到る所に進出し、各地に於て邦人漁業者の名聲を擡にした。現在南洋地方に於て斯業に從事する者は三千五百人に達し、シンガポール、バタビヤ、メナード、マニラ、ダバオ、ピナン、アムボイナ、ダヴァオ等を根據地として活躍し南洋の漁業を到る所に於いて完全に支配しつつある。

商業移民 現在南洋方面に於ける在留邦人の商業人員は六千三百餘人を數へるが、彼等が商業に從事するに至る經

路は三つある。

即ち最初より商業經營を目的として渡航する者、邦人商社の従業員たりし者が其の経験と資を得て獨立する者及當初農業移民として渡航したる者が其の後種々なる理由により商業に轉向する者である。

蘭領印度に於ける者はその第二に屬するものが多く比律賓に於ける者は第三の部類に屬する者が多い。

商業移民と謂ふ時には獨立して商業經營を營む目的を以て渡航する者と邦人商社の従業員として渡航するものがあるが、後者に屬するものとして注目すべきものに南洋協會の移民がある。

即ち同協會は昭和四年より十四年三月に至る間に瓜哇、スマトラ、シンガポール、ヒリツピン及シヤム方面へ百二十七名の青年を送り商業見習生として同地の商社に勤務せしめて居るが、彼等のある者は既に経験と技術とにより獨立の商人となつた者もあり南洋への經濟的進出上注目すべき試みである。

第二 渡航方法 海外渡航に關しては、單一なる法規なく種々の制限條件があり、其の手續き亦雑多である。其の内容を綜合して觀れば、我國に於ける關係のものとして外國に於ける關係のものに分たれ、前者を更に移民法規と旅券法規とに區別する。以下主として移民關係に付て記述する。

外國に於ける關係法律其他 法令又は取扱上本邦移民の入國を制限乃至禁止して居る國に次の諸國がある。即ち北米合衆國は再渡航者以外移民の入國を禁止し、ペルーも昭和十一年より移民の入國を禁止した。比律賓群島は自由渡航者として入島出来る。濠洲は眞珠貝採取人の外取扱上移民の入國を禁止し、南阿聯邦では其の政府の許可を要する。伯刺西爾は憲法に依つて各國よりの入移民に對する制限を行つて居る。我國との移民協約國としての加奈陀は、再渡航者及在留者の呼寄に係る妻子、家事使用人、農業労働者、店員のみ渡航出来るが、是れも數の上で制限がある。

る。

尙本邦移民の入國に付制限規定を設けぬ其の他の諸國も、國民の感情より亞細亞人殊に支那人を嫌ふ傾向を有し、我が邦人も亦之に捲添へを蒙る虞があるので、是等移民の質を厳選する方針を採つて居る。

我國に於ける關係法規其他 外國に渡航せんとする者は先づ外國旅券の下付を受け、移民は更に外國渡航の許可を要する。又目的國に依つては更に本邦駐在の當該領事より旅券の査證を要する是等の規定を概述すれば左の通りである。

(イ) 移民保護法及其の附屬法令 移民保護法は明治二十九年に公布せられたるものにして、其の内容は移民、移民取扱人、保證人、移民運送船、罰則等に分れて居る。尙之に附屬して明治四十年に外務省令たる移民保護法施行細則がある。

是等の法令に依れば、移民とは農、漁、工、鑛、土木、運搬、建築、炊事、洗濯、理髮、裁縫等の業務及給仕、看護等に關する勞働に従事する目的を以て、支那以外の外國へ渡航する者及其の家族で之に同行し又は其の所在地へ渡航する者を謂ふのである。然し實際上は、斯る移民なりや否やの區別は困難である爲概括的な區別をして居る。移民が外國へ渡航するには先づ行政廳の許可あることを要する。渡航許可は地方長官の爲すものにして、出願書には本籍地、身分、職業、氏名、生年月日、渡航地及渡航の目的を記載し、本籍地又は寄留地の地方長官に提出するのである。渡航許可のあつた場合は本人に其の旨通知があるが、許可證は其の府縣廳より直接移民出發港である神戸、横濱、長崎の各縣廳に送付し、此の許可證に基いて是等縣廳は旅券を下付することとなつて居る。渡航の許可は許可の日より六箇月内に出發せざるときは效力を失ふのである。

次に右の渡航許可の外に一般海外渡航者も同様旅券の下付あることを要する。此の下付出願書は渡航許可願と同一の書面に認め、本籍地又は寄留地の府縣廳へ提出するのである。

(ロ) 旅券法規 旅券に付ては昭和十年七月改正の外務省令に依る外國旅券規則がある。旅券とは外國に渡航又は移住する者に對し、外務大臣が本人の國籍を證明し併せて便宜供與方を依頼する公文書である。下付の出願は前述の通り地方廳に爲すものにして、身元申告書、戸籍謄本又は抄本、寫眞等を添附して提出する。尙領事の證明書、外國官憲の發給する入國證明書を有する者は之を出願書に添附して提出する。前者の重要にして普通に用ひられ且つ便宜なもの、呼寄證明書と再渡航證明書とである。前者は外國在留者が同國の本國領事に本國に在留する者を呼寄せる旨を出願し、領事の證明書の下付を受けて之を本國の被呼寄人に送付するもので、被呼寄人は之を旅券下付願に添附する。再渡航證明書は本人が歸國する際、領事より再び渡航することの證明書を受け旅券下付願に添附するのである。

尙中南米諸國には入國者に種々の證明を要求して居るものがある。例へば伯刺西爾に於ては善行證明書、身分證明書、種痘及健康證明書を要求し、亞爾然丁に於ては身分證明書、健康證明書、生計能力證明書を、又ペルーに於ては品行證明書を、メキシコに於ては婚姻證明書と品行證明書とを要求して居る。是等も旅券下付願書に添附することを要する。

移民の旅券は他のものと異り、出發港所在の縣廳が作成して本人に交付する。手数料は五圓である旅券も交付の日より六箇月内に出發せざるときは其の效力を失ふのである。

(ハ) 査證 旅券の下付を受けたるときは、目的國及通過國の駐日領事の査證即ち旅券の裏書を要する。前述の諸證

明書等も此の査證の際必要なものである。査證を請求するには査證料を要し、約四圓が標準である。然し我國との取極で相互的に査證を要しない國がある。其れは佛、獨、伊、蘭等の歐洲諸國である。尙山刺西爾、コロンビヤ、キューバ、比律賓、濠洲、ニューカレドニア、タヒチ島等への移民渡航手續、殊に旅券の下付、領事の査證等に於ては移民取扱人たる海外興業株式會社及其の代理人が指導斡旋の任に當つて居る。

#### 第四節 移民獎勵及保護指導に關する施設

第一 政府の施設 宣傳に關する施設 我國は徳川三百年の鎖國主義に禍されてか、狹隘なる國土に戀々として海外發展の思想を普及するに至らなかつた。大正の中年より我國に於ける移民問題が喧しく論議せられ、其の必要の唱導せらるるに及び、政府は先づ移民の安全保護の爲、誇大なる宣傳を廢して正しき移民思想の普及發達を圖るの必要を痛感し、茲に海外興業株式會社をして適切なる宣傳施設を講ぜしめ、其の費用の補助を爲すこととなつた。更に大正十二年度よりは政府に於ても宣傳獎勵費を設置し、自ら宣傳の任に當ることとなつた。是れが爲政府は或は人を派し或は在外公館をして移住地の事情及移民の状況を調査研究せしめ、或は新移住適地を調査せしめ、其の報告に基き各府縣廳又は移民後援團體の他に於て主催する移住地事情及移民講演會、講習會に講師を派して其の研究を發表し、又自らも講演會を開催して宣傳に誤なきを期して居る。

尙政府に於ては移住地又は移民狀況を活動寫眞に依つて紹介し、或はラヂオを通じて移民思想の宣傳普及に努めて居る。又各府縣の海外協會其他移民團體、移民會社の宣傳事業に付ても政府は其の統制と指導とを怠らず、昭和六年十月各府縣の移民事務主任、教育者等に對し長期の移民講習會を開催した。

更に當者に於ては移民に關する案内書、情報等を頒布する外昭和六年度より省内に海外移住相談所を設け、移住希望者に對して直接相談に應じ又は書面による照會に對しても懇切に指導し移住の便を圖つて居るが、是れ亦相當の成績を擧げて居る。

**獎勵に關する施設** 政府に於て實施して居る移民獎勵施設は、移民の汽車賃割引、渡航船賃の補助、移民取扱手数料に對する補助、支度金の補助等があるが、是等は孰れも移民の渡航費を軽減し以て移住を容易ならしめんとするものである。概述すれば左の通りである。

(イ) **汽車賃割引** 鐵道省に於ては移民の經費を軽減し移住を獎勵する意味に於て、其の乗車船賃及荷物運賃を割引する。之が割引を受ける移民の種類は内地、外地、滿洲開拓民と南米諸國、大洋洲諸島、南アジヤ、南洋諸島移民とである。割引の率は移住地に至る順路に依り片道一回限り三等旅客運賃の五割引である。

右の割引を受ける爲には移住者乗車船割引證を要する。此の割引證は海外移民に在つては外務省を経て道府縣又は警視廳より本人に交付されることとなつて居る。又移民の手荷物に付ても其の無賃制限重量を超過する分に對しては、普通運賃の五割を低減される。

鐵道省線以外の鐵道、軌道及航路で鐵道省線と連帶運輸の取扱を爲して居るものは、同様に乗車船賃及荷物運賃を五割引する。(連帶運輸規則及同取扱細則参照)右の連帶運輸の取扱を爲す鐵道、軌道及航路は「連帶運輸を爲す鐵道、軌道及航路並に連帶運輸の範圍」中に記されて居るが、内地、朝鮮、臺灣、樺太、滿洲の主なる鐵道は大部分之に含まれて居る。尙特に昭和十二年十一月一日より本省滿洲農業集團開拓民(家族を含む)に限り朝鮮清津より移住地迄全額免除のこととなつた。

(ロ) **渡航費補助** 由來我國の海外移民は殆んど小農民にして資力に乏しき爲、海外に渡航するに付ても渡航費其の他の準備金を調達するに困難であつた。邦人の移住に適して居る南米殊に伯刺西爾等の如きは遠隔の地であり従つて多額の渡航費を要するを以て、同地への移住者には渡航船賃を補助し、其の經費軽減に依つて移民の獎勵を爲して居る。

(ハ) **移民取扱手数料全廢報償金** 元來移民取扱會社は移民取扱に關する手数料を直接移民より徴收して居たが、前述の渡航獎勵金の趣旨と同じく、移民の經費を軽減し之が渡航を獎勵する目的で、移民會社に對し移民よりの手数料徴收を全廢させ、其の代り政府に於て其れに相當する金額を移民會社に報償することとした。是れが即ち移民取扱手数料全廢報償金である。

此の報償金は大正十二年度より開始したるもので移民取扱會社の取扱に係る移民に對して交付されるものにして、家族、夫婦、單獨移民には三十五圓、呼寄渡航者及再渡航者に對しては十五圓宛報償される。

(ニ) **支度金補助** 政府は昭和七年九月より、農村救済對策として一層海外移住を獎勵する爲、伯刺西爾移住者に對して多年の懸案であつた渡航船賃の外、新に一人に付滿十二歳以上五十圓、滿七歳以上二十五圓、滿三歳以上十二圓五錢の支度金を補助することとなつた。折角渡航の希望を有しながら、支度に多額の費用を要する爲、躊躇するのが從來の實情であつたが、此の費用迄も補助されるに至つたことば移住者にとつて最大の福音である。

**拓殖訓練に關する施設** 政府は昭和八年度より文部省所管として、海外に移住せんとする意志鞏固にして身體強健なる青年に對し、須要なる技能の修得、堅忍不拔の精神及勤勉力行の習慣の涵養並に心身の鍛鍊を目的として、左記三箇所に拓殖訓練所を設置した。

- 第一拓殖訓練所——盛岡高等農林學校内
- 第二拓殖訓練所——三重高等農林學校内
- 第三拓殖訓練所——宮崎高等農林學校内

第一、第二拓殖訓練所に於ては滿蒙方面の移住者を入所せしめ、第三拓殖訓練所に於ては南洋南米方面の移住者を入所せしむることとなつて居る。

各所共昭和八年六月の開設で、訓練期間は一年、入所資格は中學校(實業補習學校を含む)卒業程度以上の學歷を要し、年齢は滿十八歳以上滿三十歳以下である。收容人員は一所約三十名である。

渡航前に於ける教養保護に關する施設(移住教養所) 從來伯國行移民は出發港たる神戸に於て、所謂移民宿に宿泊して不當なる宿賃を徴せられ、又移民の風紀、衛生、教養等に付極めて遺憾なる情況に置かれて居た。茲に於て神戸に移民收容所設置の必要が認められ、昭和二年七月勅令第二百二十九號を以て移民收容所官制の公布を見、同三年二月建築費二十三萬餘圓を投じ、寢臺六百臺を備へたる總建坪一千八百坪の鐵筋コンクリート五階建の收容所の完成を見た。昭和三年三月、開所以來伯國行渡航者に對して約十日間無料で宿泊せしめ、其の期間に移住地の言語、地理、慣習、農事情等の教養を興へる一方、入移民國たる伯國法規に従ひ種痘、チブス、コレラの豫防注射並にトラホーム、寄生蟲の検診驅除等を行ひ、専ら移民の衛生、教養に努め相當の効果を擧げて居る。移民を此處に入所せしむるに當つては、先づ渡航に必要な體格検査を行ひ、之に合格したる者のみを入所せしめるのである。伯國の検査がトラホームに付て特に嚴重なる爲、收容所に於ても亦トラホームの検査には充分注意を拂つて居る。尙昭和四年度には渡航者増加の爲、從來の建物に狹隘を告げたので増築し、更に二百五十臺の寢臺を増設した。

收容開始以來昭和十四年三月末迄の收容回数は百九十八回、其の收容總日数は一千五百七十三日、收容人員は實に十二萬七千四百四人の多數に上つて居る。尙昭和七年十一月十一日、從來の移民收容所は神戸移住教養所と改稱せられ、神戸の移住教養所は主として南米方面への渡航者を收容するが、昭和八年一月よりは南洋方面への渡航者の爲に、長崎市にも移住教養所が設置せられ、同年二月には寢臺二百臺を備へたる延坪六百一坪の鐵筋コンクリート三階建の竣功と共に收容事務を開始するに至つた。衛生、教養施設共に略々神戸と同じである。收容開始以來昭和十四年三月末迄の收容回数は百八十回、收容總日数は千六百六十二日、收容人員は七千九百二十八人である。

輸送に關する施設 移民の輸送に付ては國內に於ける鐵道、汽船等が特別なる取扱をして居るので、移民は鐵道省所管の鐵道、航路及之と連帶運輸の取扱を爲す鐵道、軌道又は航路に付て乗船港迄の乗車賃及手荷物運賃五割引の特別取扱を受けることは前述した通りである。

移民船 我國よりの移民は大部分南米行移民にして、南米は遠隔の地である爲移民の輸送、保護は重要な任務を持つて居る。移民の海上輸送に關する我國の特別法規には移民保護法及同法施行細則並に船舶検査法等がある移民保護法に謂ふ移民運送船とは、命令を以て定むる地方に渡航する五十人以上の移民を搭載する船舶にして、其の指定せられたる地方とは南米諸國の外布哇、加奈陀、太平洋諸島を謂ひ、比律賓群島は近海航路區域内であるので之を除外してある。

移民運送船に依る移民の運送は行政廳の許可あることを要し、移民運送運賃の認可を受けねばならぬ。又船舶検査法施行細則には移民船の検査に付て規定がある。移民船は一般船舶と同様特別又は定期検査を受け、船舶其のものの安全に付ての検査の外、尙移民船として特に要求されて居る船内設備に付、特別の検査を受けるのである。現在移民

運送船は大坂商船株式會社所有船舶の南米航路に付てのみ存し優秀船一萬三千噸級のアルゼンチナ丸、ブラジル丸、七千噸乃至一萬噸級のブエノスアイレス丸、サントス丸、リオデジヤネイロ丸、モンテビデオ丸、を定期に使用し、昭和七年以來右船舶が交互に毎月一回出帆する其の他同會社のアフリカ航路のアフリカ丸、ハワイ丸、アリゾナ丸、アラビヤ丸、マニラ丸等の一萬噸級船をも最近は南米送延長航行し、毎月二船宛移住者の輸送に當つて居る。

航路及寄港地は横濱、神戸、香港、シンガポール、モンバザ(東阿)、ダーバン、ケープタウン(南阿)、リオ・デ・ジヤネイロ(伯國首府)、サントス(伯國)、ブエノスアイレス(亞國)等で、南米迄の航海日數は南米航路船は優秀船によれば三十五日アフリカ航路延長船は約六十日である。尙大坂商船株式會社の五隻は、遠洋航海補助法に依り命令航路として南米航路を航行して居る。補助航路は政府の補助を受け一定の期日、賃金等に依つて航海するもので、一面南米移民に對する一般的保護となるのである。

輸送途上に於ける教養保護施設、移民の輸送上に於ける保護施設たる移民船に付ては前述したが、其の人的施設とも稱すべきものに移民監督其の他がある。此の保護施設は現在海外興業株式會社をして當らしめて居るが、政府は此の費用に對しても補助して居る。

移民監督は政府が任命して各移民船に一名宛乗船せしめ、助手及船舶職員と協力して移民の教養保護に關する事務を主宰する。

移民監督に於て行ふ衛生施設は、移民として入國を禁止せらるる疾患即ちトラホーム、癩疹其の他傳染病の検査、豫防注射及療養を施し、船内に於ける消毒、給水、入浴、食事等に付て特に衛生上の處置を嚴格にし、治療費、藥代等は無料である。教養施設は大體移住教養所の施設と同様で、伯刺西爾の風俗、習慣、衛生、宗教及農業事情の講習

伯國語の教授等を爲し、兒童に對しては不充ながら小學校と同様な教育を施し、女子に對しては裁縫の教授をも實施する。其の他娛樂等に付ても運動會、演藝會、赤道祭等を催し、移民をして愉快に航海せしめて居る。移民監督は斯くて移民を目的地に上陸せしめ、之を移住地の事務員と事務の引繼を爲し、茲に其の任務は終了するのである。

移住地に於ける教養保護施設、在外邦人の教養、保護施設は現在主として外務省に於て之を實施して居るが、先づ一般在留者に對する指導啓蒙の爲、在外公館は日本人會等の團體と協力して或は講演會を催し、或は印刷物を頒布して一般在留者の知識の向上に努めて居る。伯刺西爾國サンパウロ總領事館には勸業部があつて移民の一般的指導を爲すと共に、特に産業上の保護指導を行つて居る。尙同國に於て邦人の多數在留する地方には、技術者を配置して産業に關する指導者たらしめて居る。

民間諸團體に對する指導助成、移民事業の如く其の範圍が國內のみならず海外に及び、未だ發達不充なるものに付ては政府のみならず、民間に於ても一致協力して其の完成を期すべきは言を俟たぬところにして、又是等民間に於ける種々の移民に關する施設に對しては、政府も亦十分其の指導と助成とに腐心して居る。

移民に關しては民間に於て實施せられて居る施設は後述の通りであるが、之に對し政府の指導助成を爲して居るものは、大體次の如きものである。

先づ移民の宣傳に付ては前述の如く、各府縣又は團體等に於て開催する移民講演會等には政府より講師を派遣し、又是等の宣傳機關に對しては、正確なる宣傳を爲さしむべく之に情報を與へ、或は印刷物を配布して居る。海外興業株式會社の請じて居る移民保護教養施設(移民輸送其の他の施設)に付ても之に補助金を交付して居る。海外移住組合及聯合會の事業の範圍は、國の内外に互り其の經費は相當多額に上り、且つ未だ創業期に在るを以て政府は組



合及聯合會の事務費に對し相當補助金を交付し、又聯合會に對しては海外企業費及生産資金の低利貸付を爲して居る。海外企業費借入金は聯合會に對し移住者の取得、道路の築造、土地區劃、測量、山伐、管理費、地租公課等に充當する爲貸付するのである。生産資金借入金は移住地が、豫め聯合會に供託する開拓資金準備金を以てしては入植後尙不足を感ずるので、大體一家族五百圓程度を以て移住者の生産資金に充つる爲貸付する。

民間に於ける移民の宣傳獎勵機關として、其の沿革も古く數に於ても多い團體に海外協會及之に類似のものがある。現在此の種の團體は五十七を算し、各々移民思想の普及發達を圖る爲講演會、講習會を催し雜誌其の他の印刷物を發行し、海外渡航の指導斡旋に努むる等移民の指導、保護の方法を講じて居るので、政府は是等の團體の事業を助成する目的を以て夫々若干の助成金を交付して居る。

民間に於ける移民教育機關として海外發展を志し、開拓事業の指導者たるべき者の教養に當つて居る移民學校は、其の數未だ少數であるが、各其の卒業生をして海外に渡航せしめ、南洋に又南米に海外開拓事業に活躍せしめて居る。且つ是等の學校に於ては生徒に對する教授の外、一般人に對しても移民思想の宣傳、普及に努力して居るので、前述の海外協會等と同じく政府より助成金を交付して居る。

**第二 民間の諸施設及其の活動狀況** 海外興業株式會社は移民保護法に謂ふところの、行政廳の許可を受けた商會社たる移民取扱人であると共に、又一つの拓殖事業會社である。大正六年十二月、當時移民事業會社であつた東洋移民株式會社、南米殖民株式會社等の六會社を合併し、資本金九百萬圓を以て創立し、其の後他の移民取扱會社を合併して本邦唯一の移民會社となつた。同社は本店を東京に、神戸に出張所を、支店を伯國に置き又ベルーに出張所を有し、内地主要都市及南洋、濠洲其の他に業務代理人を置いて居る。

現在海外興業株式會社に行ふ移民取扱事務及拓殖事業に付て略述すれば、先づ宣傳に關しては各地に講演會、活動寫眞映寫會を開催し、案内書を頒布して宣傳獎勵に努め、尙同社の業務代理人も宣傳に努めて居る。移民の募集は社員の巡回講演、新聞廣告等に依るの外、各府縣に在る同社の業務代理人が主として之に當つて居る。同社は移住地の事情、移民船の都合等を考慮して各地方に募集人員を割當てる。而して代理人は割當人員を應募者中より移住の條件に適したる者を選び、渡航許可の手續をとらせるのである。渡航許可のあつた者に對しては神戸移住教養所への入所手續を爲し、健康證明書、豫防注射證明書其の他必要なる書類を作成し、兵庫縣廳を経て旅券の交付ありたるときは、神戸駐在の渡航國領事より査證を受ける手續をする。

是等の手續を終つて移民を乗船せしめ、輸送監督及助手が航海中の保護教養に當ることは前述した通りである。船が伯刺西爾國サントス港に到着するや、同地駐在の同社支店員が移民取扱事務を引繼ぐのである。支店員は移民の入國手續終了の上夫々珈琲園に配耕する。配耕に當つては先づ本邦移民を要求する珈琲園主に就き、其の需要數、勞働條件等を參照して配耕豫定を作り、移民上陸の際移民の希望を加へ、同地駐在の帝國總領事館及サンパウロ州農業勞働局の認可を得て配耕を決定するのである。尙同社支店及出張所は移民配耕後の保護指導の爲、移民耕主間の紛争の調停、耕主の契約履行監視、移民の救助、歸國處理等の任に當つて居る。尙大正六年創業以來の移民取扱數は伯國比律賓、ベルー、濠洲、玖馬、其の他メキシコ、ニューカレドニア、沿海州、コロンビヤ、タヒチ島、大洋島等を合し、昭和十四年末迄の移民取扱數は合計十七萬六千五百七十四人である。

海外興業株式會社は移民取扱人たると共に、一面拓殖事業會社であり、其の拓殖事業としてイグアベ植民地及アニニマス農場を經營して居ることは前述の通りである。イグアベ植民地は伯刺西爾國サンパウロ州に在り、昭和十三



年末現在に於て七萬七千三百九十五町歩の面積あり、此處に邦人約一千二百九家族、六千九百十四人を入植せしめ、其の土地を分譲して米、珈琲、茶、玉蜀黍等の栽培に従事せしめて居る。其の投資額は約百萬餘圓にして、昭和八年度に於ける生産額は一千八百四十一コントス、同九年度には二千七十二コントス、同十年度には二千三百六十コントス、同十一年度には二千七百コントス、同十二年度には二千六百六十五コントス、同十三年度には二千四百三十一コントスに達して居る。産業施設としては精米所、珈琲精搾所、發電所、甘蔗、酒製造工場、製糖工場、製茶工場、製材所、倉庫、日用品販賣所等を設け、公益施設としては醫局の外、小學校二十五校、農業補習學校一校、幼稚園が設けられて居る。

アニューマス農場はサンパウロ州パウリスタ線コロゴリコ驛近傍に在り、一千六百四町歩の土地を有し、投資額四十五萬圓にして、此處に請負労働者、借地農、小作人等を入れ、珈琲、棉等の栽培を行つて居る。同場には昭和十三年末現在に於て九十四家族、五百二十四人あり、其中四十八家族二百八十人は本邦人である。珈琲乾燥場、同精搾所の外製材工場、倉庫、搾乳場、精米場等あり、別に小學校一校と簡易醫局等がある。

海外移住組合は相當の資金と教養とを有する組合員を自作農として送出し、最初より自己の土地に開拓事業を行はせる目的を以て設立されたことは前述した通りである。今移住組合の目的及組織に付て略述すれば左の通りである。

- 一 海外移住組合の目的は組合員又は組合員と同一の家に在る者の海外移住を助成するに在る。
- 二 組合は法人にして其の組織は有限責任である。
- 三 組合は一區域に付て一箇限り設立を許可される、其の區域は現在道府縣を以て一區域とする。

以上の外、移住組合は大體産業組合法に準據して組織せられ、特に必要な條項以外には同法の規定が準用される。移住組合は信濃の如く従來の沿革上自ら移住地を經營せるもの外は、移住者の募集、宣傳及獎勵等が主たる事業である。

海外移住組合聯合會は、是等海外移住組合が共同して其の目的を達成する爲設立せられたるものにして、海外移住組合法に依る法人にして、其の組織は有限責任である。此の聯合會は現地に於ける事業の代行機關として、伯國の法令に準據して有限責任ブラジル拓殖組合を設立し、又パラグアイ國にはパラグアイ拓殖部を設け政府の援助の下に移住地の取得、分譲並に之に對する諸施設、移住者の送付等の事業を遂行して居る。

海外移住組合は昭和五年度迄は其の數十八に過ぎなかつたが、同七年に入つて更に組合設立の機運起り、現在設立完了を見たるもの四十三組合に上つて居る。昭和十三年十一月末現在の組合員數は總計約一萬四百三十一名に上り、福岡、和歌山の如きは一千名以上の組合員を有して居る。是等の組合が昭和四年四月より同十三年十一月末迄に送出した人員は伯國に一千二百五十四家族、七千九百五人、芭國に七十二家族五百十二人である。

海外移住組合聯合會は昭和十三年十二月末現在に於て會員數五十一にして、海外移住組合は四十三其の他は一般會員である。聯合會の取得したる土地の面積は夫々伯國に於て二十二萬四千七十三町歩餘、芭國に於て八千三百町歩餘にして外に五萬二千四百三町二十歩のコンセッションがある。是等は所住地に依りバスターズ移住地、チエテ移住地、アリアンサ移住地、トレスバラス移住地及び芭國コルメナ移住地と稱し、就中バスターズ、チエテ兩移住地は最も重要なものである。又アリアンサ移住地は信濃、富山、鳥取、熊本の四海外協會の創設に係り、海外移住組合の成立に依り之に肩替されたものにして、是等の移住地には協會時代既に入植したる者が相當ある。トレスバラス移住地は既に

伯國に移住せる小作農が獨立して入植するを原則とし、内地よりの入植は例外である。芭國コルメナ移住地は昭和十一年度より入植を開始したものである。

聯合會は是等の入植者の爲に、種々保護、指導並に教養等の任に當つて居るが、現在バストス、チエテ兩移住地の主なる施設は、土地の區劃、道路の築造、一市街地區劃の外、小學校、病院、移住者宿泊所、製材所、煉瓦工場、精米所、倉庫、製糖所、製絲場、製氷場、瓦工場、電話、製粉場、製油場、精綿工場、蠶種製造所、煙草乾燥場等であり、孰れも皆移住者の爲利益するところが尠くない。又巡査駐在所、公證役場、郵便局、旅館、墓地等の施設も終り、既に創業の時期を脱し、バストス移住地の如きは殆んど滿植を告げ、今や移住地は著々其の完成に向ひ、更に新移住地を物色しつつある。

聯合會の伯國に於ける事業は右の如く完成の域に達しつつあるので、これを恒久化し、更に積極化せんが爲昭和十二年法律第四十三號に基き同年七月日南産業株式會社が設立せられ、伯國に於ける現移住地の經營完成に當る外、移住地内外の邦人に對する金融、農具肥料一般商品の供給、伯國産原料品の本邦に對する輸入等を行ひ尙伯國以外の外國に於ける新移住地の購入及經營を行ふこととなつた。

南米拓殖株式會社は伯國パラ州政府の提供せる百萬町歩の土地に於て事業を行ふ爲、昭和三年八月設立されたものである。資本金は一千萬圓で主たる事務所を東京に、伯國ベレイン市に支店がある。同社の事業は海外開拓事業並に之に附帯して商工業殊に土地の賣買、管理、經營等にしてパラ州に百萬町歩の土地を取得し、此處に移住者を送出すのである。昭和三年度より其の事業地に移民を入れ事業を開始したが、其の後同十四年十二月迄に總計三百六十家族、二千百十四人を入植せしめ入植者は各種の栽培事業に従事して居る。

同社が事業地に於て講じて居る施設の主なるものは、ベレイン市の移民收容所、棧橋、植民地内の病院、學校、宿舍、倉庫、精米所、製糖、製粉工場、カカオ乾燥場等にして、漸次他の産業施設に及ばんとして居る。

アマゾンニア産業株式會社は伯國アマゾン河流域に於ける移住民及拓殖事業並に之に關聯したる事業を行ふ爲、昭和十年十一月設立されたものである。資本金は百萬圓で、財團法人アマゾンニア産業研究所、三井、三菱、住友、東拓等の諸會社の出資に依る。主たる事務所を東京に、伯國アマソナス州パリンチンスに支店がある。同社の事業は元、財團法人アマゾンニア産業研究所が昭和五年以來其の目的として遂行し來りし前記アマソナス州に於ける邦人移住民地經營上の諸般の調査研究を了したる所に従ひ開始したる植民事業を引繼ぎ經營せるものにして昭和十三年末現在植民在住者約四百名に及び、植民は主として米、護謨、黃麻を栽培して居る。會社自らも、直營農場を經營してゐる。同社が事業地に於て講じてゐる施設の主なるものは、精米、製糖、製材の生産加工並に道路、船、棧橋を初め、病院、學校、宿舍等の公益施設を行つて居る。

移住民團體 國民の海外發展、移住民に關する思想及知識の宣傳普及は政府の施設と共に民間の施設を必要とする。其の役割を演ずるものは各府縣に在る海外協會及之に類似の移住民團體である。其の目的、事業内容は大同小異なるも要するに海外移住民思想の普及發達を圖り且つ移住民保護獎勵に關する諸般の調査、斡旋及施設を爲すことに在る。

尙右の外移住民思想涵養、開拓指導者の養成に努めて居る移住民學校其の他に之に類似のものは未だ其の數僅かであるが孰れも相當の活躍を續けて居る。政府の助成して居る是等移住民團體名及所在地を示せば左の通りである。

移植民助成團體一覽表  
一、各府縣海外協會一覽表

團體名	設立年月	所在地
青森縣海外協會	昭和六、四	青森縣廳內
岩手縣海外協會	一〇、一二	岩手縣廳內
宮城縣海外協會	七、九	宮城縣廳內
秋田縣海外協會	七、九	秋田縣廳內
山形縣海外協會	八、九	山形縣廳內
福島縣海外協會	三、五	福島縣廳內
茨城縣海外協會	六、五	茨城縣廳內
栃木縣海外協會	一、三、五	栃木縣廳內
群馬縣海外協會	六、四	群馬縣廳內
埼玉縣海外協會	六、八	埼玉縣廳內
千葉縣海外協會	七、一〇	千葉縣廳內
東京府海外協會	一〇、一〇	東京府廳內
神奈川縣海外協會	一、三	神奈川縣廳內

新潟縣海外協會	一〇、四	新潟縣廳內
富山縣海外協會	二、一	富山縣廳內
石川縣海外協會	大正一四、三	石川縣廳內
山梨縣海外協會	昭和二、九	山梨縣廳內
信濃縣海外協會	大正一、一	長野縣廳內
岐阜縣海外協會	昭和三、四	岐阜縣廳內
靜岡縣海外協會	二、八	靜岡縣廳內
愛知縣海外協會	八、一〇	愛知縣廳內
三重縣海外協會	大正一三、一二	三重縣廳內
滋賀縣海外協會	昭和一〇、八	滋賀縣廳內
和歌山縣海外協會	大正七、一	和歌山縣廳內
鳥取縣海外協會	昭和六、八	鳥取縣廳內
島根縣海外協會	二、二	島根縣廳內
岡山縣海外協會	大正九、一	岡山縣廳內
廣島縣海外協會	四、九	廣島縣廳內
山口縣海外協會	七、一	山口縣廳內
德島縣海外協會	昭和七、五	德島縣廳內

第五編 移植民及海外拓殖事業 第一章 移植民

團體名	設立年月	所在地
香川縣拓殖協會	大正 八、二一	香川縣廳内
愛媛縣海外協會	昭和 一〇、一〇	愛媛縣廳内
高知縣拓務協會	" " 四、七	高知縣廳内
福岡縣海外協會	" " 一四、二一	福岡縣廳内
佐賀縣海外協會	昭和 三、六	佐賀縣廳内
長崎縣海外協會	大正 一四、二	長崎縣廳内
熊本縣海外協會	" " 四、七	熊本市南千反畑町三三
大分縣海外協會	昭和 四、三	大分縣廳内
宮崎縣海外協會	" " 一三、一	宮崎縣廳内
鹿兒島縣海外協會	大正 一三、二一	鹿兒島縣廳内
沖繩縣海外協會	" " 一一、二一	沖繩縣廳内

(二) 其の他の團體の部

團體名	設立年月	所在地
北海道海外協會	昭和 六、一	札幌市南五條西五丁目八
海外協會中央會	大正 一三、二	東京市麹町區有樂町一ノ七寶絲會館

團體名	設立年月	所在地
海外婦人協會	昭和 二、二二	東京市麹町區内幸町一ノ三大阪ビル
海外貿易振興會	昭和 一〇、七	東京市赤坂區溜池三會堂ビル
東洋力協會	明治 四〇、二	東京市麹町區内幸町大阪ビル
日本力行會	" " 三一、一	" 板橋町小竹町二六四二
大阪YMCA海外協會	昭和 四、八	大阪市西區土佐堀町二丁目
南洋栽培協會	大正 二、五	東京市麹町區丸ノ内二ノ一八昭和ビル
南洋協會	" " 四、二	" " 二ノ一〇
日本羅甸亞米利加協會	明治 四〇、三	" " 二ノ二三、三菱ビル
神戶日伯協會	大正 一五、五	神戸海岸通一
日伯中央協會	昭和 七、一一	東京市麹町區丸ノ内二ノ一〇南洋協會内
晨星海外協會	" " 九、五	宮崎市第三拓殖訓練所内
海外渡航助成會	" " 一〇、二二	兵庫縣廳内
日本アイ協會	" " 一〇、六	麹町區丸ノ内二ノ一九
日蘭協會	" " 五、九	麹町區丸ノ内二ノ一〇
熱帶文化協會	" " 一〇、二二	京橋區橫町一ノ五梅田ビル
財團法人 柳生南洋記念財團	" " 四、二二	麹町區丸ノ内二ノ一〇
比律賓協會	" " 一〇、八	麻布區我善坊町三二

第五編 移植民及海外拓殖事業 第一章 移植民

第五編 移民及海外拓殖事業 第一章 移民

五六四

海洋漁業協會	昭和一一、五	魏町區丸ノ内丸ビル四階
日向協會	昭和一二、七	魏町區下六番町一〇
南洋水産協會	昭和一〇、三	赤坂區溜池町一番地三會堂内

(三) 移民學校の部

團體名	設立年月	所在地
海外高等實務學校	昭和七、六	東京市神田區淡路町一ノ一
東京植民貿易語學校	大正七、九	澁橋區西大久保四ノ一七〇ノ三九
日本力行會海外學校	大正一二、六	板橋區小竹町二六四一
八紘學院	昭和五、四	札幌市外豐平町大字月寒一三五
日本植民學校	大正一四、四	札幌市北六條四五丁目
廣島海外學校	昭和七、三	廣島市愛宕町
東京高等拓殖學校	昭和八、五	東京市北多摩郡小平町
海外植民學校	大正七、四	東京市世田ヶ谷區北澤二ノ四四
早稻田國際學院	昭和一一、九	東京市澁橋區戸塚町一ノ五五〇

財團法人海外渡航助成會其他

財團法人海外渡航助成會は昭和十年十二月二十一日拓務省の認可に依つて設立せ

られたる團體である。同會の目的は當省所管神戸移住教養所の身體検査で不合格となつた者及其の家族の救療保護並に移住者に對して良質低廉なる渡航支度品を供給するにある。是に依り移住者の保護救済は益々厚くなつた譯である。以上の外に財團法人海外教育協會がある。本會は昭和八年十一月二十五日、當省の認可に依つて設立せられたる團體である。同會の目的は在外邦人の子弟に訓育を興へ將來海外發展の基礎を樹てしめ、併せて在外子弟の教養に對する懸念を除き、邦人海外發展の獎勵を圖るに在る。而して昭和九年度には神奈川縣橋本郡生田村に事業地十萬坪の借地権を得、此處に寄宿舎三棟及警守詰所を建築し事業を開始して居る。

第五節 滿洲開拓民

第一 内地、開拓民

沿革 滿洲事變前滿洲に於ける内地人開拓民の實績は、(一)南滿洲鐵道株式會社實施の除隊兵開拓民、(二)關東廳實施の愛川村開拓民、(三)大連農事株式會社の開拓民等がある。今其の概略を述べれば左の通りである。  
 南滿洲鐵道株式會社實施の除隊兵開拓民 南滿洲鐵道株式會社は、大正三年より同六年に亘り、我が滿洲鐵道守備隊の除隊兵中より農業に従事して滿洲に定住せんとする者を南滿洲鐵道附屬地内に收容することとし、其の四年間に於ける收容者數は合計三十四戸を算へた。是等の移住者に對しては土地の貸付、農舎の建築、役畜及農具の購入、經營の指導等に就き諸般の便宜並に補助を供與し、且つ所要資金の一部を貸與したが、其の結果を觀るに、  
 一 右の移住者中には徒らに一攫千金を夢みて眞摯に農業に従事せざる者あつたこと  
 一 耕地を支那人に轉貸し小作料の差額を收めんとする者あつたこと

第五編 移民及海外拓殖事業 第一章 移民

五六五

一 耕種並に營農方法の組織等に就き十分の顧慮が拂はれなかつたこと  
一 滿洲に於ける特殊經濟事情に順應せず經濟生活を放漫ならしめたこと  
等の諸原因に依り移住者の過半は中途退耕するに至り、現在の殘留者は當初の半數即ち十七戸を數ふるに止つて居るが、此の中眞に滿洲農業の本質を解し孜孜として營農に精進せる者は今や成功の域に達して居る。  
關東廳實施の愛川村開拓民、關東廳は大正四年春、金州附近に水田經營を主とする開拓民十九戸を收容し、土地家屋及農具等を支給して之が保護助成に努めたが、(一)當初に於て灌漑用水の不足甚しかりしこと、(二)移住者選擇の方法宜しきを得ざりしこと、(三)開拓地に於ける生活條件の激變に移住者の耐へざりしこと、(四)當初の收穫不良に早くも移住者を失望せしめたこと等の原因に依り成績舉らず初年に退耕せる者十六戸に及び、其の後補充を行ひしも現存する移住者は僅かに七戸に過ぎない。然し乍ら是等農家は永年苦心經營の結果、大正十四年當局の施設せし地下水井戸に依り灌漑用水源確實となるに及び、水田經營自體は面目を一新した。然るに移住者は積年の負債に依り經濟的苦境に在つたが、移住者の負債償却の方法とし、最初の割當面積以上の開墾耕作を認め、昭和十年五月該開墾地全部を無償下付し、右土地の一部を賣却することに依つて負債整理に當らしめた結果、漸く獨立自營の域に達し得るに至つて居る。  
大連農事株式會社開拓民 大連農事株式會社は、南滿洲鐵道株式會社の傍系會社として昭和四年創立せられ、移住者に對しては年賦償還の方法に依り土地を讓渡し、家屋建築、農具及家畜購入等に要する資金の貸付を行ふの外經營の指導に當つた。創業後三年間に收容したる移住者戸數は七十二戸、各移住者の經營狀況も其の多くは尙未だ收支償ふに至らないが、右は

一 一般に經濟的不況に因り移住希望者に於て準備金の調達困難なること  
一 會社の土地讓渡價格が現在にては可なり高價なること  
一 移住後に其の過大なる借入金金の負擔に經濟的壓迫を蒙むること  
一 集團經濟の基礎たるべき精神的融和の缺けたること  
一 移住初年に不作、水害等に悩まされたること  
等に基因するものと觀ることを得べく、昭和七年二月以後同會社は移民募集條件を根本的に改革する爲、移住者募集を一時停止して今日に及んでゐる。  
現況 滿洲開拓地に關する調査 滿洲事變後滿洲に於ける諸般の事情一變し、邦人の滿洲移住が對滿國策遂行上極めて重要なことが一層強く認識せらるるに至り、之に關する諸調査の實施が最も緊切となるに至つた。之が爲には先づ滿洲に於ける開拓適地を普く調査するの要ある爲、昭和七年度以降當省は農業並に之に關する専門知識を有する者を以て開拓適地調査班を組織し、出先各方面の後援を得て廣く南北滿洲に互り實地調査を進め、尙ほ別に専門家に委嘱して滿洲在來農業者の營農狀況、邦人開拓民に適應せる經營方式並に衣食住其他の生活様式をも調査研究せしめた。

昭和十一年政府に於ては、滿洲農業開拓民の重要性に鑑み、之を重要國策の一項目として採擇したるにより、拓務省に於ては二十箇年百萬戸送出案を立て、其の第一期計畫として昭和十二年度より五箇年間に十萬戸を送出することとなつた。現在實施中の開拓民送出案は右二十箇年百萬戸計畫に基くものである。  
農業集團開拓民 拓務省に於ては昭和七年第一次特別農業開拓民四百九十三名(青森、秋田、山形、岩手、宮城、福

島、栃木、群馬、茨城、長野、新潟の十一縣出身者、同八年第二次四百九十四名（前記十一縣の外、東京、神奈川、埼玉、千葉、山梨、富山、石川、福井を加へ合計一府十八縣出身者）を夫々滿洲國三江省樺川縣永豐鎮及依蘭縣湖南營に、同九年第三次二百九十八名（既募集地方たる山形、福島、宮城、新潟、山梨、長野六縣の外、岐阜、鳥取、島根、高知、廣島、山口、福岡、佐賀、熊本、鹿児島を加へ合計十六縣出身者）を同國濱江省綏化縣北大溝に、同十年第四次五百名を（北海道、沖繩の二地方を除く全國各府縣より募集）、牡丹江省、密山縣城子河（三百戸）及び哈達河（二百戸）の二箇所に、同十一年第五次一千名（募集地域は第四回と同じ）を牡丹江省密山縣永安屯（三百戸）、朝陽屯（三百戸）、黑臺（三百戸）、信濃村（三百戸）の四箇所に、同十二年第六次集團開拓民五千名を北海道、沖繩縣を除きたる全國より募集、之を東安省內七箇所、三江省內七箇所、北安省內四箇所、合計十八箇所に、更に同十三年第七次には集團開拓民五千名を全國より募集、之を吉林省內四箇所、北安省四箇所、濱江省內十箇所、東安省內一箇所、三江省內二箇所、龍江省內一箇所、合計二十二箇所に入植せしめた。

更に十四年度に於ては第八次先遣隊及早期入植者合計二千六百九十六名を募集、之を三江省十五箇所、北安省六箇所、濱江省六箇所、龍江省六箇所、牡丹江省五箇所、吉林省二箇所に入植せしめたが、本隊は十五年三月中旬に送出することになつてゐる。

尙、同年度に於て募集せる第九次先遣隊一千二百五十二名は、既に渡滿し、現地に於て訓練中である。

現在、集團開拓團数は合計八十九にして、第一次より第九次先遣隊までの送出国数は合計一萬五千九百二十九である。而して集團開拓民の募集選定に就ては其の都度關係各地方廳並に聯隊區司令部の協力を得、身體強健、意志鞏固に

して滿洲農業開拓民として彼の地に安住せんとする青壯年たることを銓衡の主要條件として居る。

政府は移住者に對して渡航費を補助するの外、開田費、重要營造物、農具、家畜及共同産業施設費等營農に必要な固定資本の約三分の一に相當する金額を各戸に補助するの外、組合事務所費及衛生醫費に付開拓團の組合に對し相當額補助することにした、是等の補助額を推算せば一戸當平均一千圓に上る。各開拓團には團長、農事指導員、畜産指導員並に警備指導員數名宛を專屬配置して、同團に於ける事業經營の誘掖指導に當るの外、囑託醫各一名駐在して團員の診療衛生に努めて居る。

營農方針として畑作を主とし、之に一部水田作を取入れると共に、家畜飼養を加へたる混合經營をなすもので、農家一戸當面積は土地の状況に依つて異なるが、凡そ耕地十町歩とし、内水田一、二町歩を取入れ、役畜及用畜は牛、馬、豚及種羊を飼養し、放牧地、採草地は之を適當に利用し又副業の爲にも用ひる外、共同經營の利益を擧げ得る様に指導する。農耕は飽くまで自作農であるが、自家勞力に依る自給自足を原則とする。従つて初めは安全なる在來作物を栽培するが、將來は特用作物にも相當力を用ふることになる。

今各開拓團の概況を各別に略述すれば左の通である。

**第一次開拓團** 本開拓團は昭和七年秋現三江省樺川縣永豐鎮に入植以來既に七周年を閲し其の間幾多の難關を経つつも主業たる農耕、畜産の外農産加工、木工、鍛工、蹄鐵工等諸般の副業に着々成績を擧げ昭和九年以來家族を招致して彌々落着きを加へ昭和十年四月よりは自治村制を布き名實共に彌榮村としての内容を整備するに到り、即ち新村長を置き各部落を區と改稱して各區の代表者を以て村會を組織し、諸般の事業は合議制に依りて行ふと共に從來の組合を擴充強化して各種經濟行爲を擔任せしめ、茲に村制と組合經濟とは相提携して新農村社會の建設に邁進しつづ



ある。

**農耕** 本開拓團に於ては農耕着手初年度たる昭和八年には勞力並に畜力の不足と滿洲農業に不馴れなりし爲又翌昭和九年には農耕着手期に起りたる依蘭事件の爲め計畫及事業を攪亂されたるも、昭和十年に至り漸く本格的なる農耕に着手し耕作面積六百三十三町歩に及んだ。然るに旱霜の害に依り麥類を除く畑作に減収ありたるも、水稻は可なり成績を挙げ食糧自給の基礎確立した。尙昭和十一年度に於ては開墾に依り耕作面積も一千八十町に増加し、小麦は收穫期に於て降雨及病虫の爲收量に相當減収を見たも、他の作物は概ね良好にして食糧を自給して尙餘りある狀況なるを以て團員は彌々營農心に燃え移住村の建設に邁進しつつある。尙移住地内未墾地の開墾實施に就ては入植以來の懸案なりしも諸事情の爲め其の實現を見るに至らなかつたが昭和十年に於て哈爾濱鐵路局より開拓用トラクター五臺の貸與を受けて約百五十町歩を開墾し、十一年に於ては滿洲拓植公社と契約し同社のトラクターに依り約五百町歩の開墾をなしたので、十二年度に於ては水田百六十町、畑千三百町歩合計千四百六十町の耕作面積を見るに至つた。尙昭和十三年度に於ては水田百九十九町三反五畝、畑千九百二十六町七反八畝合計二千二百二十六町一反三畝に擴張せられた。

**畜産** 開拓團の營農方式は主穀畜産混合農業を本旨と爲すを以て農耕と相伴ひ畜産經營にも主力を傾注しつゝある。昭和十三年には近代式建築の種畜場の新築成ると共に其の擴大整備も完了し、指導員の下に各種係を置き優良なる種畜を養育し其の蕃殖を圖ると共に各部落に於ても役畜並に用畜を飼育し好成績を示し居る。今其の數を示せば(十四年七月現在)牛百四十四頭、豚七百十八頭、綿羊五百頭、鶏千八百五十一羽、蜜蜂百四十二群、山羊十四頭、家鴨二百七十八羽、鶯百三十羽等である。

**農産加工** 開拓團は冬季に於ける農閑期を利用して生産品の加工及自給用物資の製造に要する機械を設備し製粉、精米、豆油製造、醬油、味噌並に清酒の醸造に就き夫々特技の班を設けて之に従事せしめ相當の成績を挙げつつある。  
**家族招致** 開拓團員の家族招致に就ては大人一名當(十二才以上)八十四、小兒一名當(六歳以上)七十四圓の渡航費を交付するの外諸般の便宜を供與し居れる處本開拓團は昭和十四年七月現在の家族招致數は三百六名、子供九十一名、其の他の家族百五十六名、現地出生の者四百六十五名、計千十八名を算する。

**衛生** 開拓團の衛生機關としては病院の新築既に成り之に囑託醫一名を駐在せしむると共に團員中より保健衛生に關する知識経験を有するものを選び助手の地位に充て醫師と協力し、團員の衛生保健等に就き遺憾なき様周到なる注意と研究を爲さしめ居るを以て衛生状態は良好である。只入植當初の匪襲其の他に依る戦死及既往症の再發等に依り入植以來百十七名(家族を含む)の死亡者を出したことは遺憾である。尙糧食給與狀況に就て見るに團の食事は米麥食を以て主食とし、副食物は野菜に肉類を配するを以て之を内地農民のそれに比するに營養上何等遜色はない。

**教育** 家族招致以來團員の子弟中等教育未了者五十六名の爲に團長自ら校長の職を兼ねると共に團員中の經驗者三名を教師に充て小學教育を實施しつつあつたが、昭和十一年度よりは師範卒業の團員を迎へ外務省より六千六百圓の補助を受け新校舎を建築し教育設備の充實を圖つた。

**第二次開拓團** 本開拓團は昭和八年七月現三江省樺川縣湖南營附近に入植せるも昭和九年度依蘭事件の如き大難局に面し、移住地諸般の事業上多大の障礙を受けたが、昭和十年度以降は大なる障礙はなかつたので農耕にも愈々本格的に全力を傾注することを得、其の得たる收穫にて大體自給の確立を見た。昭和十一年度の耕作に於ては更に相當多量の餘裕を見たる爲團員は益々定着の精神を固め積極的に其の經營に邁進しつつある。尙本開拓團も亦昭和十一年四

月より自治村制を布き千振郷と稱し、郷長、助役、其他各機關を設置し合議制を採つて居る。

農耕 昭和十年度の農作面積は各部落を通じ五百四十六町歩なりしも昭和十一年度に於ては水田七十四町、畑一千七町、計一千八十一町に及んだ。作況は小麦に於て第一次開拓團と同様降雨の爲其の收穫の減少ありたるも、他の作物は良好にして食糧自給の確立を見たるのみならず昭和十一年度中に更に千五百町餘の新規開墾ありたるを以て十二年度に於ては水田百三十町、畑一千四百七十町、合計一千六百町の作付面積を見るに至つた。尙昭和十三年度に於ては水田百三十四町、畑一千八百二十七町一反、合計一千九百六十一町一反に擴張せられたり、尙本開拓團には農事試験場ありて品種改良、改良品種の普及等相等の好成績を示して居る。

畜産 第一次と同様本開拓團に於ても畜産が移住地經營上農耕と相伴ひ主要なる役割を爲して居る。本年度に於ては種畜場の擴大もあり、所屬畜産指導員の指導の下に優良種畜の養育蕃殖に意を注ぐと共に各部落に於ては多數役畜用畜の飼育に當りつつある。今其の數を示せば十四年七月現在牛四百七十九頭、細羊一千三百頭、豚一千四百二十七頭、鶏一萬三千百十七羽、家鴨百二十七羽、鶯七十二羽、蜜蜂四十九群。

農産 各開拓團同様自給自足方策の下に生産物の加工即ち精米、製粉、製麵、味噌、醤油、清酒醸造の外に焼酒及酒精醸造、大豆油の製造、煙草葉乾燥及調製等を行ひ團員の需要に供すると共に他に販賣して相當の收益を擧げて居る。

家族招致 家族招致に就ては十四年七月現在迄に團員の呼寄に依り渡滿したる家族數は妻三百三十八名、子供七十六名、其の他の家族百十九名、現地にて出生のもの三百七十二名、計九百五十五名である。

衛生 團の衛生機關としては第一次同様醫師一名を囑託し、其の下に團員中より醫事の素養を有するもの數名を配

し團員の保健衛生に努め居る結果衛生状態良好である。尙十二年度は福民病院の落成を見衛生機關は完備して居る。團の營養狀況は米、麥を主食とし副食物として野菜の外に自家より得る牛、豚、鶏等の肉を以て充てて居るので營養上内地農村に比して劣ることはない。

教育 團員の家族招致に伴ひ多數子弟の入植を見ることとなつたので此等子弟教育の懸念を除く爲、昭和十年四月小學校を開設し目下六十七名の生徒を教育しつつある。本團に對しては十一年度に於て外務省より九千圓の教育費の補助があつた。

尙兒童の通學上の不便を慮り學校内に寄宿舎を設け大半之に寄宿せしめて居る。

第三次開拓團 昭和九年十月濱江省松尾縣北大溝に入植したる第三次開拓團は松尾開拓組合を組織して着々其の基礎事業の歩を進め、殊に第一次、第二次開拓團の蒙りたる如き重大なる匪害にも遭遇することがなかつたので其の經過概ね順調であつた。然るに昭和十年七月組合本部及部落の一部が火災の難に遇ひ其の受けたる損害尠少ならざるものがあつたが、團員は不撓不屈の精神を以て災害復興に邁進し建設事業進展の跡は顯著なるものがある。本團も昭和十二年四月より自治村制を布き瑞穂村と稱する。

農耕 入植以來部落建設及耕作準備の諸事業に精勵したる結果昭和十年早くも三百三十五町の畑地に播種したるの外、三十町歩の水田を開いた。昭和十二年に於ては水田百六町、畑一千四百七十町、計一千五百七十六町の耕作を爲し各作物共良好なる成績を示し食糧自給の基礎確立した。昭和十三年度に於ては水田二百十九町、畑一千七百三十二町、合計一千九百五十一町歩（二戸當九町七畝）の作付を見た。尙本開拓團に於ては水田五百町開發可能である。

畜産 畜産方面は、擔當する畜産指導員の指導下に種畜場を設け種畜の蕃殖、役畜並に用畜の飼養を爲したが其の

敷を示せば(十四年七月現在)牛三十一頭、綿羊五百頭、豚六百三十六頭、鶏六百八十八羽である。  
農産物加工 本開拓團は農閑期に於ける勞力利用手段として自足經濟に資する爲生産物の加工及醸造部を設け味噌、醬油の醸造大豆油の製造に當つて居る。

家族招致 昭和十年九月、分屯計畫を實行し個人家屋の建設に伴ひて多數の家族を招致したが昭和十二年七月迄に招致せる家族數内譯左の如くである。

妻百九十七名、子供九十五名、其他三十四名現地にて出生せるもの二百九名、合計五百三十五名。

衛生 開拓團専任の醫師反醫務部員は銳意團員の保健衛生、診療等の實務に當つて居り、保健狀態一般に良好である。

教育 本開拓團に於ても家族の入植に伴ひ小學校を開設し五十名の學童あり昭和十一年秋より有資格の小學教員を内地より迎へ教育方面を擔當せしめてゐる。本團は外務省より十一年度に於て八千九百圓の補助を受け充實を圖つてゐる。尙本團も寄宿舎制度を採用して居る。

第四次開拓團 昭和十年九月約百名の先遣隊牡丹江省密山縣内の城子河及哈達河の二地區に分れて入植し、本隊入植の基礎準備に着手した。本隊は翌十一年三月城子河(三百十戸)及哈達河(百九十戸)に入植し直に第一年の農耕に着手したが極めて順調に移住地の建設に邁進しつつある。

農耕 入植以來部落建設及農耕に邁進したので昭和十一年には耕作面積城子河二百九十三町歩、哈達河二百三十町歩に過ぎざりしも既に同年秋季の收穫にて食糧自給の基礎を確立するに至り極めて良好なる成績を示して居る。昭和十二年度の耕作反別合計一千三百六町に及び昭和十三年度に於ては城子河水田二百三町二反、畑一千十四町五段合計一

千二百七町二段五畝、哈達河水田百十六町八反三畝、畑八百九十一町九反八畝、合計一千八町八反一畝に及んで居る。  
畜産 兩開拓團共所屬畜産指導員の下に種畜の蕃殖、用畜、役畜の飼育を爲したが各開拓團に於ける其の數を示せば(十四年七月現在)左の如くである。

	牛(頭)	綿羊(頭)	豚(頭)	山羊(頭)	家鴨(羽)	蜜蜂(群)	鶏(羽)
城子河	一八五	四〇〇	五七八	九	八	六	五四六
哈達河	一五五	四八五	二二六	四	三五	五〇	四八五

農産加工 既設移住地の例に倣ひ兩開拓團共精米、精麥、製粉、大豆油製造、味噌、醬油の醸造に當つて居る。

家族招致 家族招致に就ては昭和十三年十月迄に招致せる家族數内譯左の如し。

城子河 妻二百十二名、子供五十五名、其他家族五名、現地出生百三十九名、合計四百一十一名

哈達河 妻百六十一名子供七十九名、其他家族二十名、現地出生九十九名、合計三百五十九名

衛生 兩開拓團共既に完備せる病院を建築し之に専任の醫師を配し保健狀態に萬全の注意を拂ひ居る現狀にて開拓民衛生は一般に良好である。

教育 城子河は昭和十一年、哈達河は十二年一月より何れも小學校を開校し校舎は滿人家屋を改修し使用したるも現在では本建築の校舎も建ち有資格の教員擔當の下に教育し兒童は全部寄宿舎に宿泊せしめて居る。現在就學兒童は城子河二十六名、哈達河二十八名である。

第五次開拓團 第五次開拓團は昭和十一年六月―九月の間に約二百名の先遣隊牡丹江省密山縣の永安屯、期陽屯、黒

臺及黑臺信濃村の四地區に分れて入植し本隊入植の基礎準備に着手し本隊は昭和十二年三月入植し先遣隊と併せて永安屯二百九十八戸、朝陽屯二百七十八戸、黑臺二百十二戸、黑臺信濃村二百十二戸を形成し直に第一年の農耕に着手したるが極めて順調に移住の建設に邁進しつつある。

農耕 入植以來鋭意部落の建設及農耕に従事し十二年度最初の作付總計一千四百四十七町に及び其の收穫非常に良好なりし爲各移民團共活況を呈し昭和十三年に於ける其の耕作面積は既に永安屯水田百八十五町、畑六百三十一町六反五畝、朝陽屯水田百七十六町二反、畑九百四十六町三反、黑臺水田九十七町、畑六百六十四町六反八畝、黑臺信濃村水田百三十町歩、畑八百八十八町二反に及んで居る。

畜産 各開拓團共所屬畜産指導員の下に用畜役畜の飼養をなし居るが、各開拓團に於ける家畜數(十四年七月現在)を示せば次の如くである。

	牛(頭)	綿羊(頭)	豚(頭)	山羊(頭)	家鴨(羽)	蜜蜂(群)	鶏(羽)
永安屯	七四	三六六	二〇七		八七	一八	二二六
朝陽屯	九〇	四一六	二四五			三五	一三〇
黑臺	六八	七五〇	一一五		一五	二八	二二六
黑臺信濃村	一三二	三五〇	二五一		四一	三一	二四九
合計							

農産加工 既設移住地の例に倣ひ各開拓團共各種の農産加工設備を整備中である。  
 家族招致 本隊入植後未だ二年を経過せざるに永安屯五百二十二名、朝陽屯四百八十三名、黑臺三百八十三名、黑

臺信濃村四百五十七名の家族招致を見て居る。

衛生状況 各開拓團共専任の醫師駐在、保健状態概ね良好にして給養状況も亦佳良である。

教育 永安屯は昭和十二年十一月、朝陽屯は同十三年三月、黑臺は同十二年九月、黑臺信濃村は同年十一月より何れも小學校を開校した。初めは假校舍を使用したも、既に本建築の校舍も建てられ、有資格の教員擔當の下に教育し、黑臺を除きたる他の三村の學童は大部分寄宿舎に宿泊し日曜、祭日には家庭に歸ることとなつて居る。現在永安屯教員一名、就學兒童數四十五名、朝陽屯教員三名、就學兒童數五十五名、黑臺教員二名、就學兒童數三十三名、黑臺信濃村教員三名、就學兒童數四十七名を算する。

第六次開拓團 本集團は百萬戸開拓民送出第一期計畫第一年度即ち昭和十二年度に實施せるものにして、同年六月より七月に亘り、先遣隊として北海道、沖繩を除きたる全國各府縣より約一千名を募集し、之を牡丹江省密山縣南五道崗を始めとして十八箇所に入植せしめ、次いで本隊は十三年三月入植、先遣隊と合して夫々村を形成して直に農耕に着手した。本集團の入植地區及入植戸數は左の如くである。

省名	縣名	入植地區名	入植戸數
一 牡丹江	密山	南五道崗信濃村	二九四
二 "	"	北五道崗山形村	三一〇
三 "	"	六人班廣島村	一六六
四 "	"	西二道崗九州村	二一三

一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五
"	龍	"	濱	"	"	"	"	"	"	"	三	"	"
	江		江							江			
"	通	海	綏	"	"	"	"	"	"	湯	物	虎	"
	北	倫	梭							原	利	林	
老	五	海	黑	湯	湯	湯	湯	湯	湯	湯	龍	黑	東
衛	福	馬	馬	原	原	原	原	原	原	原	熊	咀	二
堂	堂	倫	劉	東	東	茨	茨	宮	宮	宮	本	子	道
				海	北	城	城	城	城	城	村	瓜	崗
				村	村	村	村	村	村	村	村	村	岡
				村	村	村	村	村	村	村	村	村	村
二一〇	二一三	二五七	三〇〇	三〇六	三〇五	二〇二	一八九	二〇六	二二二	二九四	三三〇	三二〇	一九二

農耕 入植以來鋭意部落の建設及農耕に従事しつつあるが、初年度たる昭和十二年に於ける耕作面積は、

南五道岡信濃村 水田 五〇町 畑 三一町四反 北五道岡山形村 水田 八五町 畑 二五六町九反

六人班廣島村 三八町 湯原茨城村 一〇九町  
 西二道岡九州村 二〇町 湯原靜岡村 一八九町五反  
 東二道岡福岡村 三〇町 湯原東海村 三〇〇町  
 黒咀子 四〇町 湯原東海村 一〇〇町  
 龍 瓜 六六町三反 湯原東海村 一五町  
 湯原熊本村 七〇町 湯原東海村 一〇町四反  
 湯原宮城村 三〇町三反 湯原東海村 四町  
 湯原福島村 四一四町 湯原東海村 二一三町八反

に及び收穫非常に良好なりしたため各開拓團共頗る活況を呈し、昭和十三年度に於ては作付面積は、

水田 畑  
 南五道岡信濃村 四二町 二二八町五反  
 北五道岡山形村 九七町 二〇五町八反五畝  
 六人班廣島村 二八町二反三畝 八六町一反四畝  
 西二道岡九州村 三〇町 二二五町  
 東二道岡福岡村 三〇町 二二五町九反  
 黒咀子 一〇町 四一七町一反五畝  
 龍 瓜 六六町四反三畝 三六六町一反二畝  
 湯原熊本村 五三町 三〇〇町三反一畝  
 湯原宮城村 四一八町 四一八町

水田 畑  
 湯原福島村 三七七町五反  
 湯原茨城村 一八四町八反  
 湯原靜岡村 六〇町 一六七町三反九畝  
 湯原東海村 一〇〇町 二七七町  
 湯原東海村 一〇〇町 三二五町五反  
 湯原東海村 一五〇町 二五八町九反  
 湯原東海村 一〇町四反 三八七町七反三畝  
 湯原東海村 一〇町八八畝 三八七町三反四畝  
 湯原東海村 四町 二二六町



畜産 各移民團共所屬畜産指導員指導の下に用畜、役畜の飼養をなしつつある。其の家畜數(十四年五月現在)を示せば左の如くである。

	牛(頭)	豚(頭)	鶏(羽)	蜜蜂(群)	緬羊(頭)	山羊(頭)	家鴨(羽)
南五道崗信濃村	四七	四八	七、四六〇	二六	一三五		
北五道崗山形村	七五	四〇	一、三〇〇	三〇			
六人班廣島村	一八	四六	四六	一			
西二道崗九州村	一七四	四四		二	一六二		七
東二道崗福岡村	九二	四六	三六	一			
龍 咀 子	一一	七〇	九、六〇〇	八			
湯原熊本村	一五二	二八八	八六	三			
湯原宮城村	六五	六二	一八	八			
湯原福島村	二四	三〇〇	二、五〇〇	三	九〇		
湯原茨城村	一四	八二	七	一	九六		
湯原静岡村	四三	三五	四二	三			
湯原東北村	六七	七八	八〇〇〇	二			
湯原東海村	六八	二八	一〇	二			
湯原東海村	八四	七三	二五	二			

黒馬 劉	一四〇	七六		二	一七八		
海倫群馬村	九一	七七	三〇	五	一二五		
五福堂新潟村	二九	一〇三		四	七八		
老街基塔玉村	六八	一〇五	二〇	五	一〇〇		

農産加工 既移住地の例に倣ひ各開拓團共各種の農産加工設備を整備中なるが、既に昭和十三年には精穀場及び醸造場が設けられ、生産物の加工、味噌、醬油等の製造に當つて居る。

家族招致 本隊入植後未だ一年を経過せざるに昭和十三年四月末には合計一四四名の家族が招致されたるが、十四年十月末現在の招致家族及現地出生兒は總計四三六〇人にして、其の内譯は次の如くである。

	妻	子	供	其他家族	現地出生兒	計
南五道崗信濃村	一七三		二四七	四八		四七一
北五道崗山形村	八六		一〇三	八		一九九
六人班廣島村	七九		一五四	一七		二五三
西二道崗九州村	八〇		一二二	一八		二二二
東二道崗福岡村	九八		九九	四二		二四八
龍 咀 子	二五九		三一二	一一		五九八
瓜	一七八		二五八	三六		四七八

湯原熊本村	一八四	二一九	四八	九	四六〇
湯原宮城村	一六〇	二四九	七四	八	四九一
湯原福島村	一一二	一五四	二三七	五	五〇八
湯原茨城村	七五	六三	八	一	一四七
湯原静岡村	七四	六三	一三	二	一五二
湯原東北村	一三二	一七〇	四一	二	三四五
湯原東海村	一二四	一一二	三三	三	二七二
黒馬劉	二六二	一四五	三八	七	四五三
海倫馬村	一一九	一三四	二二	四	二七九
五福堂新湯村	一〇七	一一四	二六	一〇	二五七
老街基塔玉村	九〇	九二	一四	一三	二〇九

衛生 本開拓團十箇村は東二道岡福岡村、西二道岡九州村及海倫の三箇村を除くの外各團共専任の醫師駐在し、診療所を設けて團員の診療に當り來れるが六人班廣島村、北五道岡山形村、南五道岡信濃村、湯原福島村、湯原茨城村、湯原東北村、湯原東海村(目下院長を缺く)の八箇村は既に病院建設され、尙、醫師缺員の開拓團に於ては附近の開拓團又は滿鐵、關東軍部隊の醫療機關を利用して居る。

教育 本開拓團に於ては小學校は早きは昭和十三年八月、遅きは同十四年十月既に全部本校舎の建設を完了し、専任の教員擔當の下に兒童の教育が行はれて居る。但し本開拓團十八校中、兒童を寄宿舎に收容せざるは、黒馬子、東

二道岡福岡村、龍爪、湯原、東北村、湯原東海村、五福堂、老街基の七校である。

尙、各村小學校の教員及就學兒童數は次の如くである。

村名	教員	兒童	村名	教員	兒童
南五道岡信濃村	三名	九九名	湯原福島村	二	一〇三
北五道岡山形村	二	五八	湯原茨城村	二	二三
六人班廣島村	二	四七	湯原静岡村	二	二五
西二道岡九州村	三	五五	湯原東北村	四	八〇
東二道岡福岡村	二	五一	湯原東海村	三	五〇
黒馬子	五	一四三	黒馬劉	五	一一一
龍爪	四	一二七	海倫	二	四四
湯原熊本村	四	九五	五福堂	三	四二
湯原宮城村	四	一一四	老街基	二	三七

第七次開拓團 百萬戸開拓民送出第一期計畫實施第二年度に當る昭和十三年度に實施すべき集團開拓民五千名の内先遣隊として北海道を除き全國各府縣より約一千四百名を募集し、岩手縣六原青年道場外全國三十五ヶ所の訓練所に於て昭和十二年五月―七月に互り約一ヶ月の内地訓練を施し直に渡滿せしめ、哈爾濱訓練所及既設開拓團附屬の現地訓練所に於て約十ヶ月の現地訓練を施し、滿洲の農業に對する知識を獲得せしめたる上、十三年三月迄に現地に入植せしめ、本隊入植に必要な基礎準備も終りたるを以て昭和十四年三月迄に本隊の入植完了し、更に農耕も進展し、家畜の蕃殖も著しく又家族招致も大部分済ませ、現地出生も相當あり、其の入植戸數左の如くである。



省名	縣名	入植地区名	入植戸数
吉林	額爾古納	黑石屯	一四三
	舒蘭	八道河	一五八
	磐石	牛心頂子(煙筒山)	二六七
	延壽	元寶鎮	二〇九
	五常	朝陽川	一一一
		太平川	三〇二
		小島	一二七
		三山	一一七
		十個	九九
		東馬	一四四
		安東	一六八
		拉林	一九二
		三股	二七二
		六股	二一九
		大川	二九九
		青川	一一六

十七	十八	十九	二十	二十一	二十二
龍	三	牡	江	江	江
計					
龍	湯	樺	虎	延	草
河	原	川	林	壽	河
北	四	七	清	中	周
學	合	虎		和	家
田	屯	力	和	鎮	營
四	一六六	一四一	二二六	一九八	三五六
一一七					

農耕・入植以來部落の建設及耕作準備の諸事業に精勵したる結果、昭和十三年度に於ては耕作面積も次第に増加し其の實績次の如くである。

水田	畑
三町	一七町八反
四家房	三七町
八道河子	二五町一反
牛心頂子	一五町一反二畝
元寶鎮	一五町四反三畝
朝陽川	一一町五反一畝
太平川	六〇町三反
小山	一八町八反六畝
	二三町五反
	三三町
	一五町八反四畝
	三九町八反三畝
	一六町
	二八町八反五畝
	四二町二反六畝
	二四町
	三三町七反
	一七町七反二畝
	二六町五反

第五編 移民及海外拓殖事業 第一章 移民

第五編 移植民及海外拓殖事業 第一章 移植民

五八六

中 和 鎮	一三町	二三町一反	七 虎 力	五〇町	二八町七反
北 學 田	一九町	一五町七反	四 合 屯	一〇〇町	二三町四反九畝
清 和	一九町	二七町八反			

畜産 各開拓團共に農耕の進展に伴ひ畜産を加味せる農業經營を營む様になり、役畜用畜の飼養數も次第に増加しつゝあるが、昭和十四年七月現在に於ける家畜數は左の如くである。

東 十 三 小 太 朝 元 牛 入 四 黒	東 十 三 小 太 朝 元 牛 入 四 黒	東 十 三 小 太 朝 元 牛 入 四 黒	東 十 三 小 太 朝 元 牛 入 四 黒	東 十 三 小 太 朝 元 牛 入 四 黒	東 十 三 小 太 朝 元 牛 入 四 黒
黒石屯	四家	入道河	牛心頂	元寶	朝陽
黒石屯	四家	入道河	牛心頂	元寶	朝陽
牛 (頭)	四五	二一	二一	二一	二一
豚 (頭)	三三	七九	二二	二二	二二
鶏 (羽)	二〇〇	九二	三〇	三八	三〇
蜜 蜂 (群)	一	一	一	一	一

安 拉 三 大 大 周 中 北 濟 七 四	安 拉 三 大 大 周 中 北 濟 七 四	安 拉 三 大 大 周 中 北 濟 七 四	安 拉 三 大 大 周 中 北 濟 七 四	安 拉 三 大 大 周 中 北 濟 七 四	安 拉 三 大 大 周 中 北 濟 七 四
安林拜	三拉	大青	大青	周家	中和
安林拜	三拉	大青	大青	周家	中和
牛 (頭)	一七	一五	四	三一	三一
豚 (頭)	三	三	六	七	六
鶏 (羽)	一〇〇	一〇〇	二〇	二七	二七
蜜 蜂 (群)	一	一	一	一	一

農産加工 既設移住地の例に倣ひ各開拓團共各種の農産加工設備を整備中である。  
 家族招致 本隊入植後漸次家族招致をなしつつありて、現地出生兒をも合すると總數一、三六三名を算するが、其の内譯は左の如くである。

黒石屯	妻	子	供	其の他家族	現地出生兒	計
三七			三		一	四一

第五編 移植民及海外拓殖事業 第一章 移植民

五八七

四	八	牛	元	朝	太	小	三	十	東	安	拉	三	六	大	周	中
家	心	寶	寶	陽	平	山	國	三	黑							
河	頂	川	川	川	川	子	頂	戶	劉	拜	林	流	河	川	營	鎮
九一	九一	一一	二八	五三	八	一七	二八	二二	二二	一九	四六	二六	二九	一五	三四	二〇
二六四	八	一九	一一	一五	一〇	三三	二	四	五	六	七	〇	二	二	二	二
二九	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
三九五	一〇二	一一	四八	六六	一三	二九	七三	四	二六	二五	五九	一〇〇	六一	一五	六一	三六

北	清	七	四
學	虎	力	合
田	和	也	
三二	一八	二六	三三
一四	一	二九	三四
三	一	一	一〇
四八	一九	五五	七七

衛生 二、三の開拓團を除く他の各開拓團には専任の醫師駐在し多くは診療所を設け助手、看護婦、産婆等の助力を得保健衛生に従事して居る。醫師を缺く開拓團は附近の開拓團、満鐵病院、駐屯軍病院、市街病院等と連絡の上治療に事を缺かぬ様にして居る。

教育 家族招致の進展に伴ひ學齡兒童も多くなり、殊に分村計畫に基く四家房(大日向村)開拓團の如きは就學兒童多數に及び、既に昭和十三年十一月假校舎を設け開校して居る。其の他三個項、三股流、六道河等の開拓團も昭和十四年十月には開校を見、殘餘の各團も目下學校の開設に努めつつある。四家房外三開拓團の教員及兒童數を示せば左の如くである。

四	家	房	教員	兒童
三	個	頂	二名	二二名
三	個	頂	二名	二二名
六	道	河	二名	二六名
二	名		二名	二六名

第八次開拓團 本集團は百萬戸開拓民送出第一期計畫第三年度即ち昭和十四年度に於て實施すべきものとして、北海道を除きたる全國各府縣より先遣隊として九百三十名を募集し昭和十三年六月より七月に亘り、逐次渡滿せしめ、現地に於て訓練の後十四年四、五月の交三江省三道溜外三十九箇所に入植せしめた。本集團四十箇の入植地區及先遣隊

三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六
河	占	密	占	密	占	密	占	密	占	密	占	密	占	密	占	密
屯	林	林	崗	子	屯	房	廟	子	山	府	家	泰	拜	密	炮	
河	屯	林	林	崗	子	屯	房	廟	子	山	府	家	泰	拜	密	炮
四	四	五	三	五	四	六	二	二	二	七	五	五	五	五	六	六
五	四	八	九	五	二	一	一	一	一	六	〇	二	三	五	〇	一

第五編 移民及海外拓殖事業 第一章 移民  
 入植戸数は次の如くであるが、該先遣隊は各入植地に於て本隊を迎ふべく鋭意努力中である。

一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一					
方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方					
正	蘭	川	河	原	大	北	馬	大	小	公	柞	大	張	新	小	大	舒	蜜	三
正	蘭	川	河	原	大	北	馬	大	小	公	柞	大	張	新	小	大	舒	蜜	三
三	四	五	四	四	六	三	四	四	四	三	四	四	四	四	五	四	三	三	五
五	七	三	七	四	五	〇	七	四	四	四	四	四	四	四	五	二	二	二	八







土匪の横行を見ることがある。尙本開拓團は滿洲國政府より有形無形の援助を受けて来たが本事業の發達を促進せしむる爲拓務省より昭和十一年度に一萬圓の助成費を支出し移民定着に必要な諸施設を爲さしめた。尙昭和十四年七月現在の團員戸數は四十九戸人口百十五名である。

天理村 天理村は天理教團の計畫に係り、哈爾濱郊外阿汁河の東亞勸業株式會社所有地を買収し、昭和九年十一月より移住者を送致し現在戸數七十、人口三百六十八名に上つてゐる。

移住者は天理教本部より資金の供給を受け農耕畜産の本業以外之が産物の加工販賣の經營に關し組織化せる施設を有してゐる。特に團本部には教化部として教會、小學校及び診療所を設け、又各戸獨立迄一戸當り所要資金平均七千五百圓の豫算を計上してゐる。尙昭和十二年度以降滿拓より資金の融通を受け獨立して經營することとなり、其後昭和十三年には經營を天理教青年會より天理教團に移管し山田清治郎を村長とした。

鏡泊學園 鏡泊學園は滿洲國産業の改良發達に献身すべき模範人物養成の目的を以て昭和七年十月吉林省寧安縣鏡泊湖畔に設立せられ、職員十五名の下に學生約二百名を入園せしめたるも同園は不幸匪難の爲め指導者山田第一を喪ひて事業上一頓挫を來し、昭和十年十一月第一回修了生を送出すると同時に解散の餘儀なきに立至つた。

これより先拓務省は同事業の國策的使命に鑑み之が助成の爲め昭和十年度に於て補助金一萬圓を交付したるもその難生を見るに至らざりしは遺憾である。

同園の解散に伴ひ修了生及在園生約百五十名の處置に就ては原則として昭和十一年度に於ける拓務省移民の一部として採用する方針を採り、昭和十年取敢へず其の一部として約三十三名の入植者を見たる外他に就職する者、歸國する者入營する者等十數名を算へたるも右以外の約二十九名は現地に止まりて所期の目的たる學園村樹立に努力し、そ

の後成績見るべきものありて、昭和十二年度には滿拓より資金の融通を得た。昭和十四年七月現在の團員戸數は十七戸、人口十七名である。

饒河開拓民 昭和九年以來滿洲移民協會に於ては農業集團開拓民の實績に鑑み三江省饒河附近の地を選び青少年を主體として模範的自作農創設を目的とする自由移民を計畫した。その建設工作は機械力に依るよりも寧ろ團員の勞働力により漸進的なる建設を主眼とし拓務省は之に對し昭和十二年度に補助金を交付した。昭和十四年七月現在の團員戸數は十二戸にして人口は十九名である。

吉林省松島開拓民 本移民計畫の代表者松島親造は吉林領事館員にして同地方の良好なる土地に内地人入植の必要を痛感し、入植方法を研究しつありたる所關東軍其他に於て其の眞情と意氣に感じ又其の計畫にも危険性を認められたるを以て之を具體化することとなつた。

仍つて同人は郷里長野縣より移住希望者約四十二戸を招致し、京圖線江密峰、吉奉線白山子、双河鎮、拉濱線水曲柳の四箇所に入植せしめ、各村は約十戸の組合組織とし、一戸當り概ね水田七町歩畑一町歩を耕作し、拓務省より農耕資金として一戸當り約五百圓を補助した。

呼倫貝爾開拓組合 舊鏡泊學園關係者古賀新作を中心とし、同學園の者及び學園以外の者十三名は興安北省濱線免渡河の興安農場を經營しつあつたが昭和十二年にチハル笠井部隊隊長の後援に依り同部隊の除隊兵中の入植希望者八十八名を新に加へ組合組織の村を作り、その營農方針は農牧併營にして一戸當り經營面積は五十町歩内、耕地三十町歩牧地二十町歩とし、機械農業に依り、小麦、燕麥、大豆等を栽培する豫定である。これより先關東軍、拓務省、滿洲國等關係方面に於てはその營農計畫に就き合同協議して方針を樹て之を適當保護することに決定した。尙本開拓



民間の入植を完了せるは十二年四月二十九日にして農耕は當初土地、氣候の差に依り相當に困難であつたが着々成績を収め本年度は略々豫定の收穫を見るに至つた。

蛟河開拓組合(新滿洲青年農業移民團) 昭和十一年一月吉林省額爾穆縣烏林保に小作農として入植せる片桐堅司以下九名は克く困難に堪へ、夏は農耕、冬は炭焼に依り銳意自作農たらんと努め、漸く營農資金の一部を貯ふる迄に至つた。

昭和十二年附近の土地を買収し更に郷里に於て七十二戸の同志を得、昭和十三年度より本格的に農耕に移つた。總面積五百九十町にして一戸當り水田四町歩畑三町歩の耕作豫定である。

鐵驪岩手村開拓組合 濱江省鐵驪駐屯軍守備隊長の發意に基き岩手縣より自由移民を招致、鐵驪縣石長附近に定着せしめんとし、三箇年計畫を樹てたるが、本年度に於て百二十戸七十六名の入植を了へ、一戸當り耕作面積は水田一町歩畑四町歩にして更に牧畜を加味する豫定である。

林業開拓民(滿洲國林野局移民) 昭和十一年滿洲國實業部林野局に於ては同國官行研伐事業の經濟的且つ合理的なる運営を爲さんが爲ス業労働者の中堅として内地人労働者を招致し、滿人労働者の指導誘掖に當らしむると共に之を開拓民として定住せしむる方策を樹てたり。その實施計畫は概ね十月より翌年三月迄の冬期間林業に従ひ其餘の期間は農業を營む農、林兼業の内地人開拓民である。

昭和十一年拓務省に於ては右計畫の確實有望なるに鑑み先づ農林省に對して開拓民の斡旋を依頼し、主として青森、秋田兩縣出身者にして林業に經驗を有する者百三十四名を選び、開島省和龍縣古洞河及び延吉縣草皮溝、濱江省寧安縣二道河子、三江省勃利縣大青山に移住せしめ、次で昭和十二年度に於ては更に同上地區に百三十九名を入植せしめ、次で昭和十三年度には五十七名の入植を見、漸次その擴充を計りつつあるものであつて、拓務省は之に對し渡航費及

自作農創設費金を補助した。

煙草開拓民 煙草開拓民の計畫は滿洲國內に於ける煙草増産計畫面積の一部を日本内地農民に耕作せしむるを以て目的とするものである。

入植豫定地としては、安東、奉天、錦州及吉林の四省より治安良好にして交通の便ある地點を選び、一開拓地區概ね三十戸を收容し、一戸當り六町歩の農耕地を分讓し、滿洲國産業部は指導員を派して煙草耕作の指導に當るものである。

昭和十四年末現在の煙草開拓民は、錦州省錦縣に栃木縣出身者二十名、奉天省海龍に宮崎縣出身者五十七名、熊本縣出身者二十名、安東省安東に佐賀縣出身者二十名、山梨縣、香川縣等の出身者七十五名、同省莊河に栃木縣其の他の出身者二十名が入植してゐる。

鐵道自警村(鐵道總局開拓民) 滿洲國鐵道總局は其の沿線に於ける治安の保全並に産業開發を目的とし國鐵従業員をして沿線地に鐵道自警村を設置し、業務の傍農業牧畜の經營を行はしめ、十箇年にて獨立自營せしむる目的を以て昭和十年先づ奉天線女兒河、奉天線口前並に黑山頭、濱北線綏化、齊克線、泰安及平齊線白城子の六箇所に六十九戸百三十六人を入植せしめた。此等移住者は獨立守備隊除隊兵にして滿洲に永住を希望するものの中農業に經驗有るものを以て充て、之に對しては毎月手當若干圓を五箇年間交付するの外一戸當り約十町歩の土地を無償貸與し、家畜、農具及種子等を無償交付して之が定着を助成せるものであるが、更に昭和十一年度には京圖線蛟河、拉濱線小城、京濱線双城堡、濱綏線山市、濱洲線安達、北黑線龍鎮、京白線紫崗の七箇所に、百三十五戸二百八十三名を入植せしめ、次で昭和十二年度に於ては濱北線白家、訥河線訥河、濱綏線阿城、圖佳線寧安及東京城、拉濱線四家房、京濱線

五家、奉吉線明城及靠山屯、大鄭線泡手の十箇所に、二百十五戸を入植せしめた。本計畫は國鐵沿線の警備を主たる目的とするものであつて十分當初の目的を達成せるものなるが、農事經營の方面に於ては尙施設上考ふべき點ある指導其の他の方面に於て改善を加ふると共に政府に於ても農業開拓民として効果ある計畫なるを以て昭和十二年度には一戸當り二百圓を補助し以て其の安定に資してゐる。

漁業開拓民 漁業開拓民は昭和十四年より實施せるものであつて、半農半漁即ち農業と漁業との混同經營をなすものである。入植地は牡丹江省鏡泊湖の岸石頭河にして、所要地は約五百町歩である。入植豫定戸數は五十戸にして、主として秋田縣出身者より成る。先遣隊十名は既に十四年十月入植してゐる。

鏡泊湖は溫水性及冷水性の魚族頗る多く、現在判明せるものみにても二十四種類の多きに及んでゐる。入植地一帯の地味は肥沃なる黒色植土にして、石頭河沿岸の土地は水田に適する。

滿蒙開拓青少年義勇軍

一、實施理由 邦人の滿洲移住を獎勵し、日滿不可分關係を強化する事は極めて緊要の事であり、而も今次支那事變の勃發に依り東亞新秩序建設の據點たるべき滿洲國の成育發展を速かならしむる爲、滿洲開拓民送出の重要性は著しく加重して來た。然るに既定計畫たる開拓農民は此の時局に對應するに足る大量送出を短期間に遂行する事は困難の事情に在るので、大重送出が比較的容易で、而も單獨移住の期間が長く、建國精神並に滿洲開拓の重要使命を徹底せしめ得る青少年を送出する事は時局の上より見て極めて必要となつて來たのである。

二、沿革 滿洲に於ける邦人の青少年開拓民は、昭和九年當時の滿洲國顧問陸軍歩兵大尉東宮鐵男及日本國民高等學校長加藤完治等が三江省饒河に大和村青少年隊として少年十三名を入植せしめたのを嚆矢とし、昭和十二年青年移民制

度の確立を豫想して滿洲移住協會に於て長野縣外五縣より青少年三百名を募集し、龍江省嫩江訓練所に入所せしめて相當の成績を挙げたのである。尙、第四次開拓團の城子河並に哈達河に於ても昭和十二年宮城・山形兩縣出身の青少年隊十數名を入植せしめた。

三、成立經過 滿洲青年開拓民の重要性は民間有識者の間に於ても夙に之を認めて、昭和十二年十一月石黒忠篤外五名は政府に對して滿蒙開拓青少年義勇軍編成に關する建白書を提出するところがあつた。仍つて政府に於ても同年十一月三十日の閣議に之を諮り昭和十三年度より可及的多數の青年開拓民の送出を實施する旨決定せられたのである。右閣議の決定に基き拓務省に於ては追加豫算の計上を要求し、昭和十三年度青年開拓民送出豫定數は三萬人、豫算額は昭和十二年度六十一萬九千六百圓、昭和十三年度五百三十萬七千七百五十圓にして、更に之を繼承して昭和十四年度送出豫定數は三萬人、此の豫算額は一千二百三十六萬三千七百七十七圓である。

四、制度概要

- (一) 目的 日滿兩國不可分關係を強化し、共存共榮の本義を實現して、東洋平和の確保に貢獻する爲、十六歳乃至十九歳の青少年を多數滿洲國に送出し、大量開拓民送出國策の遂行を確實且容易ならしむる事を目的とす。
- (二) 送出豫定員數 昭和十三年度及十四年度に於て各三萬人。
- (三) 募集 全國道府縣より募集し、滿洲移住協會・大日本青年團其他が之に協力する。
- (四) 内地訓練 財団法人滿洲移住協會の經營に係る滿蒙開拓青少年義勇軍訓練所に之が訓練を委託し、拓務省監督の下に約二箇月間心身を鍛鍊し、皇國精神の徹底、協同精神の涵養を行ひ、義勇軍たるの資質を鍊磨する。
- (五) 現地訓練 滿洲國內に滿洲開拓青年義勇隊訓練所(滿洲に於ては上記の如く呼稱)を設置し、渡滿後概ね三箇年

開拓拓農民に必要な心身の鍛錬を行ひ、建國精神の徹底及農業技術を習得せしむる。滿洲拓植公社及南滿洲鐵道株式會社は日滿兩國の委託により、訓練所の經營及訓練の衝に當つてゐる。

尙、現地訓練は基本訓練所(大訓練所)に於て一箇年間、實務訓練所(小訓練所)に於て二箇年間實施することになつて居り、各訓練所には日本の法令に依る青年學校が設置せられてゐる。

1. 基本訓練所 基本訓練を實施すると共に滿洲の氣候風土、衣食住等に親しましめ、滿洲國一般の事情に通ぜしむるを目的とする。

2. 特別訓練所 基本訓練所に代用せられ、又特別な訓練を實施する。

3. 實務訓練所 此の訓練所には次の四種類があり、基本訓練修了生に對し基本訓練と一貫し、更に實際の訓練を徹底せしむるを目的とする。

甲種實務訓練所 訓練修了後集團開拓民として當該訓練地に定着せしむる事を目標とするものであつて、農業の實際訓練を實施する。

乙種實務訓練所 農業の實際訓練を實施するは甲種實務訓練所と同様であるが、訓練修了後、開拓農民として他地に移住せしむる事を目標とする。

丙種實務訓練所 基本訓練所を修了した者の中、専門的技能や天分を有してゐる者に對して特殊技能を授ける所で、之によつて將來の義勇軍指導員、鑛工其他の要員を養成する。

鐵道自警村訓練所 鐵道沿線に設置せられ、開拓農民としての主要訓練の外に鐵道の安全を期する使命を持つてゐる訓練所であつて、南滿洲鐵道株式會社が政府の委託を受けて經營に當つてゐる。

### 五、現況

#### (一) 訓練生

昭和十四年十二月末現在の青少年義勇軍總數は三萬二十四人にして、其の中内原訓練所訓練生は一千七百七十七人、現地訓練生は二萬八千八百四十七人である。現地訓練生は若干の例外を除いて一應基本訓練所に收容し、約一箇年の基本訓練を施し、然る後實務訓練所に移行せしめたのである。所在別に依る訓練生數を示せば左の如くである。

基本訓練所	特別訓練所	實務訓練所			現地訓練生總數
		甲種	乙種	鐵道自警村	
九、二五〇	四、一〇〇	三、五〇〇	五、九〇〇	七、〇〇〇	二八、八四七

#### (二) 職員

義勇軍訓練所職員數は、内原訓練所及現地訓練所を合せて總數一千二百五十六名である。今義勇軍訓練所職員を大體直接訓練關係、衛生關係、經理關係其他に分けて其の内譯數を左に示す。

直接訓練關係	衛生關係	經理關係	其他	總數
七五七	一九一	一五八	一五〇	一、二五六

尙、右職員數を訓練所別に示せば、



内原訓練所	現地訓練所			總數
	基本訓練所	特別訓練所	實務訓練所	
二〇九	三七六	一六五	五〇六	一、二五六

となる。

(三) 訓練所

訓練所は内地一箇所、現地四十九箇所、計五十箇所であるが、現地訓練所数の内譯は次の如くである。

基本訓練所	特別訓練所	實務訓練所			現地訓練所總數
		甲	乙	鐵道自警村	
四	三	一三	九	二〇	四九

**滿洲開拓政策基本要綱の決定** 滿洲開拓事業は、昭和七年武装移民を送出して以來着々進展し來りたるが、其の間滿洲國は逐年發展し、制度機構も大いに整備され、名實共に獨立國家の態様を具ふるに至れると、一方我國の當面せる新東亞建設の大使命達成に邁進する爲には、從來の開拓方策の根本に就き大検討を加ふるの必要を生ずるに至つた。仍つて日滿兩國關係當局に於ては、昭和十四年一月以來滿洲開拓方策樹立準備委員會、日滿懇談會等を開催して再検討を行ひたるが、本件の重要性に鑑み、我が政府は同年八月内閣に臨時滿洲開拓民審議會を設置し、關係官廳及民間諸權威の参加を求め、官民一致協力の下に研究審議の結果成案を得たるにより、越えて十二月二十二日の閣議に於て之に關する決定を爲し、以て一般に公表するに至つた。是即ち滿洲開拓政策基本要綱であつて、今後滿洲開拓の事業は

總て本基本要綱に基いて施策され、其の運営が行はれるのである。

滿洲開拓政策基本要綱全文は左の通りである。

滿洲開拓政策基本要項

第一 基本方針

滿洲開拓政策は日滿兩國の一體的重要な國策として東亞新秩序建設の爲の道義的新大陸政策の據點を培養確立するを目的とし特に日本内地人開拓農民を中核として各種開拓民並に原住民等の調和を圖り日滿不可分關係の鞏化、民族協和の達成、國防力の増強及産業の振興を期し兼て農村の更生發展に資するを以て目的とす

第二 基本要領

一 基本方針に則り日滿兩國各分擔部門並に協力部門の各責任範圍を明かならしむると共に其の間一貫せる脈絡を保持して日滿兩國を貫く滿洲開拓政策の統制ある發展並に円滑なる實施を期するものとす

二 開拓民の種別概ね左の通とす

(一) 日本内地人(朝鮮人は之に準ず)

(イ) 開拓農民

(ロ) 半農的開拓民(林業、牧畜、漁業等)

(ハ) 商、工、鑛業其の他の開拓民

(ニ) 開拓青年義勇隊

(二) 原住民

(イ) 國內開拓移動原住民

(ロ) 開拓民移住に伴ふ輔導原住民

- 三 各種開拓民の數的擴充を期し其の調和を圖り之が實行を促進す
- 四 開拓民の指導に關し滿洲に於ては開拓政策遂行の一元化を圖り開拓用地の整備、利用開發及配分、營農方式、開拓民移住、原住民輔導等に付刷新の方途を講じ特に開拓諸機構を調整し開拓民取扱に關する責任分野を明かならしむると共に其の綜合的機能の發揮に努むるものとす
- 五 開拓民の移住に付ては各種開拓民の按配を適切ならしめ日本内地人開拓民は差當り原則として北滿方面を主とするの外全滿に於ける交通、産業開發上の重要地點に定著せしむるも理想としては廣く分布し各地に於ける民族協和の中核的分子たらしむることを期す
- 尙朝鮮人開拓民の移住、在滿朝鮮人の安定、原住民の轉住及其の國內開拓移動に付更に積極的なる助成輔導の方途を講ず
- 六 開拓用地の整備、利用開發、配分等に關しては概ね左の要領に依る
  - (一) 開拓用地の整備に關しては原則として未利用地開發主義に依り之を國營とす
  - 右の開拓用地は之を國家に於て管理し其の方法に付ては適宜有效適切なる措置を講ずるものとす
  - (二) 開拓用地の利用開發に付ては濕地干拓、アルカル地の利用、森林原野の開拓等を積極的に遂行するものとす
  - 特に治水利水、干拓事業等の機能及其の運営、取得土地の暫定的利用方策及開拓地區内の資源開發と開拓事業との調整に著意す

業との調整に著意す

- (三) 開拓用地の配分に付ては其の利用區分を適正ならしむると共に團又は開拓農家に配分せる土地に對しては自由なる私有權制度に據るの適當ならざるに鑑み適切なる規制を設け營農の根據を確固にし以て開拓目的に即應する理想的農村の建設を庶幾す
- 之が爲開拓農地制度を確立し其の適用の範圍は原則として開拓用地とす
- 七 開拓民の農業經營に就ては開拓地の自然的經濟的條件を考慮し之に即應する營農型態に據らしめ大陸新農法の積極的創成を旨とす
- 八 日本内地人開拓農民の指導に付ては滿洲開拓政策の核心として特に其の哺育發達を期する爲土地、擔稅、移住型態と民族混住、行政經濟機構、農業經營等各般の事項に付開拓目的に即應する如く基礎制度を確立するものとす
- 其の指導概ね左の要領に依る
  - (一) 開拓用地の管理配分に付ては國家、團及開拓農家間の移行關係等を適切に規制し農民の特性に鑑み土地の永代世襲的確保を圖ると共に其の所有型態を定む
  - (二) 擔稅に關しては開拓農民及之に伴ふ轉住原住民に對する減免の措置を講ずると共に物納主義の併用に關し考究す
  - (三) 開拓農民の移住型態に關しては集團、集合及分散の型態に區分し集團型態に付ては集團移住、協同經營の概成より進んで自給自足經濟の確立を圖ると共に原住民部落との混成村の完成を庶幾し集合型態に付ては集團型態に準じ集合部落の概成を、分散型態に付ては開拓農家の自立を旨とし各型態とも原住民を包容融合せ

しむる如くす

(四) 開拓地の行政經濟機構に關しては開拓團が團長を中心とする農村協同體たるに著意し開拓事業の圓滑なる遂行に即應する如く措置すると共に原住民との共存共榮的關聯を考慮し合理的且有機的に滿洲國制度下に融合歸一せしむるものとす

之が爲集團開拓地に付ては行政機構は街村制に據らしめ經濟機構は協同組合を結成せしめ之が一元的運用の方途を講ずるも移住後概ね五年は街村制其他諸制度の適用及運営に付特利の考慮を拂ふと共に開拓地建設の圓滑なる遂行を期する爲特殊法人(假稱開拓團)を結成せしめ可及的速に一般行政經濟機構に吸收移行せしむるものとす

其の他の開拓地に關しては原則として特殊行政經濟機構を構成せしむることなく當該地方關係機構に吸收せしむ

(五) 開拓政策遂行上の必要に基き開拓團に指導員を設くるものとし日滿兩國協議の上之を定むる様適宜措置するものとす滿洲國に於ける諸機構上の公の身分は右指導員及其の他の開拓團幹部中必要なる者に就き之を保有せしむるものとす

(六) 集團及集團開拓農民の農業經營に關しては家族的勤勞主義並に部落的協同勤勞主義を目標とし其の型態に付ては自作農を主眼とし協同經營を加味し特に集團開拓農民に付ては機械營農併用の協同經營又は必要なる鮮滿人との合作等に關し考究す

尙集團、集團開拓地に於ける經營に付ては全體的協同經營より個人經營への分化移行要領及之が有機的相關

關係並に經營指導の要項を確立す

分散開拓農民の農業經營に關しては適地適應主義に依り自立自活の方途を講じ自作農を設定することに努む右各項に關聯し各種協同機構、備荒制度及農業金融機構に代適切なる機能を整ふると共に農法、農機具、農産加工、副業等に付考究す

(七) 開拓農民の衣食住、保健及生活機式に關しては大陸的新環境に即應する様適切なる方途を講ずるものとし適地適應主義に則り其の綜合的改善を期するものとす

(八) 醫療に關しては各地醫療機關を整備し其の經營を合理化し開拓民醫療の萬全と醫療費負擔の軽減を期するものとす

(九) 開拓農民移住後其の經濟的基礎確立に至る間に於て死亡等の場合其の遺族等を救済する爲共濟制度を設くるものとす

(十) 移住準備に關しては開拓地の調査選定並に其の設定計畫を確立すると共に先遣隊制度の運用に付考究するものとす

(十一) 前各號に關聯し輔導助成に付更に適切なる措置を爲すものとす

九 朝鮮人開拓農民の指導に付ては開拓政策の方針に則り全體的計畫の下に集合及分散を主義として輔導安定せしめ集團開拓農民は優秀なるものに付之を行ひ善當り朝鮮内よりの移住を適宜統制すると共に在滿朝鮮人の安定に付考慮するものとす

右に伴ふ指導一般の要領は各其の區分に應じ日本内地人開拓農民の例に準ずるも其の實情に鑑み適宜按配を加へ

其の目的達成に遺憾なからしむるものとす

十 原住民の國內開拓移動に關しては集約的農業經營の指導と相俟ち全體的計畫の下に之を輔導統制す

開拓民の移住に伴ふ原住民の輔導に關しては開拓民の移住に依り可成之を移轉せしめざるを原則とし已むを得ず移轉せしむる場合は物心兩方面より其の生活安定の途を講ず

十一 滿洲國産業開發計畫、軍事的建設等と照應し開拓農民の外日本内地人の半農的開拓民及商、工、鑛業其の他の開拓民の計畫を樹立し其の實行を促進す

右開拓民に付ては開拓農民との關係調整に留意す

朝鮮人に關しても必要に準じ之に準じ處理するものとす

十二 開拓青年義勇隊は主として日本内地人青少年を以て之を結成し民族協和の中核として滿洲國の生成發展に寄與すべき各種開拓民特に開拓農民の基底たるの資質を育成訓練し以て日滿不同分關係の鞏化に資するものとし特に其の重要性に鑑み之が指導及經營に關する方策を確立す其の要領概ね左の通とす

(一) 管理運営の主體を確定す

(イ) 滿洲開拓青年義勇隊訓練本部を新京に設置す

(ロ) 訓練本部は之を日滿兩國開拓關係機關の協力合作になる指導統制機關たらしめ義勇隊訓練の一貫的指導統制に當るものとす

(ハ) 訓練本部長は日滿兩國政府の協議決定せる者を以て之に充つるものとす

(ニ) 基本訓練所は訓練本部之を經營するも其の指導訓練、施設、管理等に關しては前記合作各機關の機能を有

效に發揮せしむる様措置するものとす

(ホ) 其の他の訓練所の施設、管理及運営は夫々適當なる機關をして之に當らしむるものとす

(二) 訓練所の種別、態様を確定す

基本訓練所と實務訓練所とに分ち後者を左の如く區分す

(イ) 訓練修了後集團開拓農民として當該訓練地に定著せしむることを目標とするもの

(ロ) 訓練修了後開拓農民として他地方へ移住せしむることを目標とするもの

(ハ) 技術其の他の特殊訓練を施すもの

(三) 日本に於ける募集訓練より現地訓練及定著に至る迄脈絡一貫せる指導精神を保持し内地訓練、現地各種訓練を實施す

(四) 青年義勇隊中に各民族を包含し協同訓練せしむる様工夫す

(五) 青年義勇隊と少年工要員の募集訓練に關しては統制聯繫の方途を講ずるものとす

十三 一般開拓民の訓練は其の心身を鍛鍊陶冶し、特に八紘一宇の理想、滿洲建國の精神を振作涵養し滿洲開拓政策の本義を體得せしめ併せて開拓地の建設及經營に必要な技術を授くるを主眼とす

其の訓練所は日本及滿洲に設置するも開拓民の區分に應じ其の經營様式、訓練其の他に關し適宜考慮を加へ目的達成に遺憾なからしむるものとす

十四 指導員は汎く之が適格者を簡拔するも特に之が要員の確保の爲開拓に關する教育施設の擴充を圖ると共に日本及滿洲に訓練養成施設を設置し其の資質の向上を期するものとす



十五 開拓民移住及原住民轉住輔導に關しては民族協和具現上特に滿洲帝國協和會の活動を促進し其の機構及運営は各種開拓民の特性及開拓事業の進展等の實情に即應せしむ

尙開拓民と原住民との社會生活に於ける民族協和の實現に付特別な工夫を拂ふものとす

十六 日本に於ては滿洲開拓民の募集、銓衡、訓練送付、助成及保護に付合理的方途を講じ特に官民一途の總力的參與を圖り努めて資質優良なる者の大量移住の圓滑なる遂行を期するものとす

之が爲特に措置すべき事項概ね左の通とす

(一) 滿洲開拓に關する教育は皇道精神の涵養を目的とし滿洲建國の本義を明かならしむると共に滿洲開拓に關する諸般の知識技能を授け以て旺盛なる開拓精神を培養し社會教育に於ては特に實踐的方面に留意するものとす

(二) 開拓民大量送付を容易ならしめ且開拓團體の健全なる發達を促進する爲内地農村の恒久的更生並に開拓政策の趣旨に即應し鄉村單位の計畫的組織的團體移住に付有效適切なる措置を講ずるものとす

(三) 負債の爲移住困難なる開拓希望者に對しては其の負債整理計畫の樹立を指導すると共に極力負債の條件緩和及財産の有利なる處分の斡旋等に努め以て移住を容易ならしむるものとす

(四) 開拓民の未招致家族に對しては能ふ限り隣保相助の精神に則り之が生活維持に努めしむるも尙生活を維持すること能はざる者に對しては扶養の方途を講じ開拓民の不安を除去し滿洲開拓政策の順調なる遂行に資するものとす

十七 旺盛なる開拓思想を培養すると共に開拓地に於ける人口構成の階調的進展を期する爲汎く女性一般に對し積極的進出を鼓吹すべき有效適切なる施設を行ふものとす

日本各地に互り開拓民配偶者養成施設を整備すると共に其の女子指導者の養成訓練施設を設くるものとす

十八 開拓關係機關に關しては日滿兩國夫々當該行政機構の整備擴充を行ひ關係機關との連絡に付適切に處置すると共に開拓政策に關する重要事項の處理に付ては日滿兩國政府緊密に協議連絡するものとす

十九 開拓政策の調整に伴ひ滿洲拓殖委員會の運営に關しては適宜之を規制すると共に當該事務局の事務量の増加に伴ひ必要に應じ所要人員を増加するものとす

右に伴ひ委員、臨時委員の構成に付ては之を調整す

二十 滿洲拓殖公社を改編し滿鮮拓殖會社を統合し其の機能を調整すると共に開拓事業の一元化を圖り各種開拓民に對する公正なる輔導助成と民族協和の積極的達成を期せしむ之と共に開拓事業に關する金融、物資配給等に付ては全一的統制の下に各種開拓民の特性に應じ適切なる方途を講ずるものとす

二十一 滿洲開拓政策が日滿不可分關係を基調とせるに照し日滿兩國は文化的協同、人事の交流、資金の調達、馬其の他の家畜資源、飼料原料其の他の物資の供給等形而上下に互り協調提携するものとす

二十二 日滿兩國間の負擔に關しては日滿不可分の關係及開拓政策の兩國一體の國策たるに鑑み又滿洲國に於ける各民族間の負擔に關しては開拓政策の趣旨及民族協和本義に則り各形而上下に於て合理的且均衡を得る様調整するものとす

日滿兩國政府の經費負擔區分に關しては概ね左の要領に依る

(一) 日本人開拓民に關しては原則として日本國內に於て要する經費及箇別補助は日本政府、共同補助は日滿兩國政府同額負擔し滿洲國內に於ける施設及助成は滿洲國政府之を負擔す

青年義勇隊に關しては日本國內に於て要する經費及渡航費は日本國政府に於て負擔し滿洲内に於ける施設及助成は日滿兩國政府同額負擔とす

(二) 日滿兩國政府の補助に關しては從來の實績に徴し其の程度、内容及方法に付合理的に之を調整するものとし開拓地に對し滿洲國政府の行ふべき施設は可及的に移住前之を整備し置くものとす

二十三 開拓民に對する金融に關しては組織ある統制の下に民度及各種開拓民の特性に應じ其の機構を調整すると共に融資の豊富、低廉且迅速を圖るものとす

二十四 開拓地に於ける子弟の教育に關しては滿洲に於ける日滿兩國の教育一般方針に則り且開拓政策の趣旨に照應し教育内容、施設、經營、教師の養成補充等に付特別の考慮を拂ふものとす

二十五 開拓地に於ける神社、宗教及文化施設に付諸般の方策を講じ又厚生施設に付ては適地適應主義に則り其の整備を期するものとす

二十六 開拓民の警防的意義に鑑み兵役其の他兵事制度に付考究すると共に開拓國防衛に關する諸施設を充實する如く努むるものとす

### 第三處 置

一 以上各種事項に關し滿洲拓植公社設立に關する協定書の了解事項、公社定款等に關し適當の調整を加へ尙必要な事項は日滿兩國間の適宜なる取極等を以て措置するものとす

二 昭和十五年(康徳七年)より新體制に移行し得ることを目途とし所要の準備を爲すものとす

## 附 屬 書

### 一 日本内地人集合同業移民移住ニ關スル件

集合同業移民は概ね三十戸乃至百戸を以て構成し其の移住に付ては概ね集團開拓民に準ずるも特に左の諸點に留意するものとす

(一) 開拓地は集合同業移民の定着を容易ならしむる爲地區の選定、施設の整備等に付考慮するものとす

(二) 集合同業移民に對しては原則として短期の訓練を施したる上送出するものとし必要に依り指導員を附するものとす

(三) 集合同業移民の移住に當りては滿洲國政府其の他適當なる機關に於て移住に必要な準備を爲し置くの外建設上の必要に基き集合同業移民の協同機構に付考慮すると共に移住に必要な事項に付滿洲拓植公社をして指導助成を爲さしむるものとす

### 二 開拓農地制度ニ關スル件

一 開拓農地制度適用の範圍は原則として開拓用地とす

現に滿拓及滿鮮拓の所有に屬する土地を開拓團又は開拓民に配分する場合は必要に應じ國家に收用し措置するものとす

二 國家の管理する開拓用地は開拓團移住後は一應團をして代行管理せしめ可及的に之を團に讓渡す

三 開拓團に讓渡せられたる用地中林地、放牧地、團協同用地(團收益地を含む)等其の他公共又は公益的性質を有す

る土地は團の協同使用地として各戸に之を分譲せず永續的に其の處分、差押等を制限す  
四 前號以外の土地は之を各戸に分譲するも簡別的所有地は宅地及自家耕作地に限るものとす  
自家耕作力が普通以上に大なるものに付ては適當面積の土地を附加所有せしむることを得るものとす  
五 各戸に分譲せる土地と雖も團の地區外に轉住し又は轉業者は勞力の不足等に由り自家耕作を爲さざるに至りたる  
ときの其の事由一時的なる場合は團に於て其の土地を管理し、恒久的なる場合は團に於て適當なる價格を以て之  
を收用するものとす

六 各戸に分譲せる土地及營農に必要な家屋其の他の施設に付ては前號に依り團に於て收用する場合の外永續的に  
其の處分、差押等を制限し且相續に由る土地の細分を防止するの用途を講ずるものとす

七 協同組合結成後に於ては團の協同使用地等は其の性質に應じ協同組合又は街村に移行する如く措置するものとす  
八 集合開拓民に付ては地域に依り集團開拓民に對する土地制度を準用することあるものとす

### 三 開拓地行政經濟機構ニ關スル件

開拓地に於ては日本内地人開拓民を核心とし各種民族を包容し之と共存共榮の連帶的關聯を有する新農村行政經濟  
機構の確立を期す

開拓地以外の原住民部落の行政經濟機構は開拓地の行政經濟機構と對應關聯せしめ之を模範とし經營運用せしむ尙  
協和會の活動と相俟ち兩者の有機的協調保持を圖るものとす  
其の要領概ね左の通とす

#### 一 開拓地街村

(一) 日本内地人集團開拓民移住後概ね五年は街村制其の他關係地方制度の適用及運営に付特に左の點に考慮を拂  
ふものとす

(1) 街村の理事機關、經費負擔、公共事務の處理等に付ては開拓地の實情に即應せしむるものとす

(2) 開拓地建設の圓滑なる遂行を圖る爲中央、省、縣は特別の指導監督を行ふ

(二) 開拓地に於ける警察機構を整備し其の人的構成及教養訓練並に開拓團との連絡協調等に付特に留意するもの  
とす

#### 二 開拓團

(一) 開拓團は開拓地建設を指標とし團長の中核的指導の下に開拓團全員の鞏固なる精神的團結を以て建設事業を  
遂行し開拓地經營の基礎を確立す

(二) 開拓團の團長及一定範圍の職員は開拓團指導員及其の他の幹部に就き滿洲國政府之を任命するものとす

(三) 開拓團は中央、省、縣の指導監督を受くると共に物資購入、家屋建築其の他開拓地建設に必要な事項に付  
直接滿洲國拓植公社と連絡の上處理するものとす

#### 三 協同組合

(一) 日本内地人開拓地協同組合の要領は概ね左の通とす

(イ) 開拓團は其の本質に基き漸次協同組合たる型態を整備しつつ移住後概ね五年を経過したるとき之が制度  
を確立す

(ロ) 協同組合は信用購買販賣利用の各種事業、生産指導等を綜合的に行ふと共に街村協同使用地の管理利用

の受託經營、開拓民の負債償還、租税公課の代納等をも考慮するものとす。

(一) 協同組合長は街村長を以て之に充て其の他は組合の構成に應じ適宜之を定む

(二) 協同組合は中央、省、縣の指導監督を受くると共に開拓地の施設及經營上必要なる事項に付滿洲拓植公社との關係を持続するものとす

(三) 開拓地周辺の原住民村落の經濟協同機構は開拓地協同組合と對應關聯し之を模範とし結成せしむる様誘導す

(四) 開拓地協同組合の助成的各種事業を行はしむる爲協同組合を聯合し原住民當該機構をも綜合統一し協同組合縣聯合會を結成せしむる様考慮す

(五) 省及中央聯合會的機構

省及中央聯合會的機構は將來必要に應じ統制團體として結成せしむる様考慮するものとす

(六) 開拓地に於ける省縣行政機構

開拓地に於ける行政經濟の指導監督の強化及簡捷化を圖る爲當該省縣の機構を擴充強化し其の權限と責任を明確ならしめ以て開拓地行政の確實適正且迅速なる浸透發展を期す

(七) 開拓地醫療衛生ノ整備ニ關スル件

一 開拓地及義勇隊訓練所の各醫療衛生施設の整備を期すると共に之が綜合的運營を圖るものとす

二 滿洲國は開拓地區及其の附近一般の狀況を考慮し適當の地に綜合醫院及結核療養所を設置し前號の施設に於ける醫療の補足及療後の確實を期すると共に集合及分散開拓民の醫療に付適當なる措置を講ずるものとす

三 以上の醫療衛生施設は必要に應じ滿赤其の他をして設立經營せしむるものとす

四 醫師其の他療屬の要員確保及養成に付積極的方法を講ずるものとす

(一) 日滿兩國政府は開拓地に適應せる醫師を養成訓練する爲必要なる施設を整備擴充するものとす

(二) 日滿兩國政府は差當りの措置として別に現地醫師短期養成の方法を講ずるものとす

(三) 前記の外日滿兩國政府は給費生又は貸費生の制度に付考究するものとす

(四) 醫師の一時的故障の補充又は防疫の爲の應援に遺憾なからしむる爲適當の措置を講ずるものとす

五 醫藥の正良低廉を期する爲必要の措置を講ずるものとす

(八) 開拓民共濟制度ニ關スル件

一 共濟期間は開拓農民移住後經濟的基礎確立するに至る迄の期間(概ね五年)とし漸次一般生命保險を利用せしむるものとす但し基幹開拓民に對しては現地訓練期間を加ふるものとす

二 世帯主右期間中に死亡等の場合には一定額の共濟金を支給するものとす

三 共濟資金は適當なる場合に依り支出せらるる兩國の補助金及開拓民の釀出金を以て之に充つ

四 本事業は滿洲拓植公社の特別會計を以て經營せしめ右に要する事務費は滿洲拓植公社の負擔とする様考究するものとす

(九) 滿洲開拓青年義勇隊(滿蒙開拓青少年義勇軍)ニ關スル件

一 綱 領

一、我等は天祖の宏謨を奉じ心を一にして追進し身を滿洲建國の聖業に捧げ神明に誓つて 天皇陛下の大御心に

第五編 移住民及海外拓殖事業 第一章 移住民

副ひ奉らんことを期す

- 一、我等は身を以て一徳一心民族協和の理想を實踐し道義世界建設の礎石たらんことを期す
- 二 滿蒙開拓青少年義勇軍は右綱領の下に参加する十六歳乃至十九歳の日本内地人青少年を以て結成す
- (一) 訓練は心身を鍛錬陶冶し義勇軍たるの資質を錬磨すると共に渡滿の準備的訓練を實施するを以て目的とし中隊を以て訓練の基本單位とし實踐に依る集團的生活訓練を實施するものとす
- (二) 訓練の統一を期する爲訓練所は大訓練所主義に依るものとす
- 三 義勇軍は渡滿と共に滿洲開拓青年義勇隊訓練所に分れて義勇隊を編成す
- 義勇隊訓練生は開拓農民たらしむるを第一義と爲すも其の性能特技を考慮し之が育成に努め各種開拓民其の他諸般の要員の養成に付留意するものとす
- (一) 基本訓練所は其の訓練期間を概ね一年とし基礎訓練を實施すると共に滿洲の氣候、風土、衣食住等に親しましめ滿洲國一般事情に通ぜしむるを目的とし之を少數且集約的ならしめ諸施設の綜合的運営に便ならしむる如く組織するものとし中隊を以て訓練の基本單位とす
- 基本訓練所に於ては訓練生の指導陶冶に努むると共に訓練生の適性特質を査覈し各種開拓民、幹部要員其の他への配分に付考慮するものとす
- (二) 實務訓練所は其の訓練期間を概ね二年とし基本訓練修了生に對し基本訓練と一貫し更に實際訓練を徹底せしむるを目的とす
- (イ) 訓練修了後集團開拓農民として當該訓練地に定著せしむることを目標とするものは之を甲種實務訓練所

(假稱)とし概ね一箇中隊を以て一訓練所を組織し農事實際訓練を實施す此の場合指導員は概ね當該開拓團の指導員を構成せしむるものとす

(ロ) 訓練修了後開拓農民として他地方へ移住せしむることを目標とするものは之を乙種實務訓練所(假稱)とし一箇又は數箇の中隊を以て一訓練所を組織し農事實際訓練を實施す此の場合將來集團開拓農民と爲るべき者と其の他に區別し夫々適當に編成せしむるものとし指導員は移行の際可及的開拓團又は開拓民指導員を構成せしむるものとす

(ハ) 訓練生の適性、特質に應じ開拓農民以外の者として特殊訓練を施すを目標とするものは之を丙種實務訓練所(假稱)とし之を更に將來義勇隊又は開拓團指導員、醫師、教員其の他として養成すべき者に對し基礎教育を施し上級の専門的教育を受くるの基礎を培養するもの及専門的技術訓練を實施し重要鑛工部門に於ける基幹技術員を養成するものとに分ち後者に入所すべき訓練生の數は全訓練生の概ね一割程度を豫想す

(ニ) 心身の狀態其の他の事情に由り一時的收容訓練又は特別の訓練を必要とする者に對し特別訓練所を設くるものとし其の組織及隊の編成は夫々の目的に即應する如く工夫するものとす

(四) 實務訓練所の經營は青年義勇隊訓練本部の指導監督の下に省、縣、滿洲拓植公社及鐵道總局等をして之に當らしむるものとし特別訓練所は訓練本部之を經營するを本則とす

四 滿洲開拓青年義勇隊には滿洲現住の青少年をも適宜参加せしめ得る様措置し尙訓練所に於ては訓練の委託を受けたる者に對し之を收容訓練することあるものとす

#### 七 開拓民ノ訓練ニ關スル件

- 一 開拓民に對しては必要に應じ移住前豫め内地及現地に於て訓練を爲すものとす
- 二 開拓農民の訓練は之を分ちて一般開拓農民の訓練及基幹開拓農民の訓練とす  
一般開拓農民の訓練は精神訓練を主とし特に協同精神、勤勞精神の涵養に努め併せて滿洲事情共の他移住に必要な豫備知識を授くるものとす
- 三 基幹開拓農民の訓練は右の外特に開拓地の建設、經營に必要な知識、技能を實地に依り授くるものとす  
之が爲訓練所を内地及現地に設置す
- 四 内地訓練所は日本國政府之が設立經營に當り一般開拓農民及基幹開拓農民に對し短期の訓練を施すものとす  
現地訓練所は滿洲國政府之が設立經營に當り基幹開拓農民に對し長期の訓練を行ふものとす  
訓練の重要事項に付ては日滿兩國政府協議するものとす
- 五 内地訓練所は可及的に農業學校、農民道場等の既設施設を利用するものとす  
現地訓練所は特別の施設を設くるの外既設開拓地に於ける施設を利用することあるものとす  
現地訓練所を開拓地内に設置する場合に於ては當該開拓團長を訓練所長とし尙必要に應じ職員を配するものとす  
訓練期間は一般開拓農民に在りては概ね一月基幹開拓農民に在りては概ね一年以内とす
- 六 一般開拓農民に對しては訓練所往復旅費及訓練期間中の生活費實費を給するものとす  
基幹開拓農民に對しては渡航費、訓練期間中の生活費實費其の他必要な經費を給するものとす
- 八 指導員選定及養成ニ關スル件  
指導員は集團開拓民に在りては團長の外農事、畜産、警備、經理及保健醫師の擔當者とし、青年義勇隊に在りては中隊長の外教學、農事、教練、庶務、經理及特科の擔當者とす

- 二 前號の要員は各種關係機關の協力に依り汎く學生、農村指導者、青年義勇隊訓練生及開拓關係者中より適格者を簡拔するも要員確保の爲拓殖に關する學校の設置、拓殖學科の増設及拓殖訓練所の擴充を圖るものとす  
分村分郷計畫の場合に在りては努めて鄉村に於ける有力なる指導者を指導員たらしむる方途を講ずるものとす
- 三 内地養成所の入所資格は中等學校以上の卒業者又は之と同等以上の實力を有するものとし現地養成所の入所資格は内地養成所を修了したる者又は中等學校卒業程度以上の實力を有する青年義勇隊基本訓練所修了生、青年義勇隊實務訓練所の修了生等とし養成期間は内地現地を通じ概ね一年とす
- 四 現地養成所に必要に應じ指導員講習所を附設し現に開拓團及青年義勇隊の指導員たる者の中より入所せしめ青年義勇隊指導員をして開拓地建設經營に必要な技能を修得せしむるの外指導員一般の再教育に充つるものとす
- 五 養成所入所中の者に對しては一定の給與を爲すものとす
- 六 養成所に關する重要事項に付ては日滿兩國協議するものとす
- 九 朝鮮人開拓民ニ關スル件  
一 朝鮮人開拓民は開拓農民に重賤を置き差當り現在の實施計畫に依り移住せしめ將來之が數的擴充を期するものとす  
二 集合開拓民の數は集團開拓民の數と併せ考慮するものとし差當り新規移住戸數の過半たらしむる様務むるものとす  
三 移住要領は集團開拓民に在りては概ね日本内地人集團開拓民の例に、集合開拓民に在りては從來滿鮮拓の實施し

たる集團部落建設の例に準じ夫々現地の實情に應じ精粗其の宜しきに從ひ速に自立自營し得る如く指導するものとす尙必要に應じ先遺隊制度を實施す

- 四 集團及集團開拓地の行政經濟機構は原則として滿洲國制度に融合歸一せしむるも移住後當分の間は開拓民の型態及開拓地の實情等に應じ街村制及經濟協同機構の運用に付適宜の考慮を加へ輔導安定に遺憾なからしむるものとす
- 五 朝鮮人開拓民の訓練は開拓民幹部、基幹開拓民、一般開拓民、中堅青年開拓民等に對し夫々の目的に應じ朝鮮に在りては朝鮮總督府其の他關係機關、滿洲に在りては滿洲に於ける當該開拓關係機關之に當るものとし其の訓練に付密接なる連繫を保持するの措置を講ずるものとす

十 開拓關係行政機構ノ擴充ニ關スル件

- 一 日本國に於ては滿洲開拓關係行政の一元的運籌を行ふ爲行政機構の整備擴充を行ふと共に關係機關との連絡に付適宜措置するものとす
- (一) 滿洲開拓行政の綜合的運籌を行ふと共に其の遂行に遺憾なからしむる爲拓務省及朝鮮總督府に於ける滿洲開拓行政機構を整備擴充するものとす
- (二) 地方廳に於ける滿洲開拓事務の圓滑なる遂行を期する爲特設部課の實現を圖るものとす
- (三) 主要乘船港其の他必要の地に拓務省、朝鮮總督府出張所を設置し輸送其の他に付遺憾なきを期するものとす
- (四) 滿洲開拓政策に對する輿論を喚起し開拓事業の圓滑なる發展を圖る爲中央、地方を通じ一貫せる組織の下に民間關係團體を整備擴充し後援事業其の他に付遺憾なきを期するものとす
- 二 滿洲國に於ては現行開拓關係機構に付更に之が整備擴充を圖ると共に開拓關係行政の有機的運籌に遺憾なきを期するものとす

するものとす

- (一) 開拓に關する科學的研究を促進し之が實用を圖る爲綜合科學研究機關を設置するものとし之が構成に關しては日滿衆智の糾合に努め特に實踐的效果を擧ぐるものとす
- (二) 民族協和具現上開拓關係諸行政の運籌に付ては特に協和會との密接なる連繫保持に留意するものとす
- 三 開拓政策に關する重要事項の處理に付ては日滿兩國政府は密接なる連絡の下に協議を爲すものとす
- 四 開拓民移住前に於て滿洲國政府は豫め地區を調査決定して建設計畫を樹立し道路其の他必要なる準備を爲し置くものとす

前項の地區の調査決定に付ては日本國政府之に協力するものとす

- 五 開拓行政の人的充實を圖ると共に之が運籌を圓滑且適實ならしむる爲汎く日滿兩國關係機關相互間に適宜當該職員交流の方途を講ずると共に之等各機關に於て開拓團體、青年義勇隊訓練修了者等中の適任者を採用する如く措置するものとす

十一 滿洲拓植公社ノ改編及滿鮮拓植會社ノ統合ニ關スル件

- 一 滿洲拓植公社の運籌及機能は適宜之を改編調整すると共に滿鮮拓植會社を之に統合し以て開拓事業の一元化を圖り開拓地の建設及經營並に之に關聯する原住民の處理に關し各民族に對する公正妥當なる助成に當らしめ開拓政策の統制的遂行と民族協和の積極的達成に寄與せしむるものとす
- 二 統合の方法は滿洲拓植公社の増資に依り買収するの形式に依る
- 右の増資は日滿兩國政府折半出資とす



三 滿鮮拓植會社の統合に伴ひ滿洲拓植公社の支社又は出張所を京城に置くものとす

十二 開拓事業ノ經費負擔ニ關スル件

一 開拓農民に對する助成は原則として左記に依る

(一) 日本内地人集團開拓民に對する助成は概ね左の通とす

イ 個別補助(日本國政府負擔)

(イ) 渡航費補助 全 額

(ロ) 個人施設費補助 初度建設費の概ね三分の一

ロ 共同補助(日滿兩國政府同額負擔)

(イ) 團本部補助 初度建設費の全額

(ロ) 共同産業施設費補助 初度建設費の半額

(ハ) 醫療施設費補助 初度建設費及維持費(五年間)の全額

(ニ) 地區内道路及電話費補助 初度建設費の半額

ハ 滿洲國內に於ける施設及助成(滿洲國政府負擔)

(イ) 地區外道路費 初度建設費の全額及維持費の一部

(ロ) 地區外警備電話架設費 全 額

(ハ) 右以外の滿洲國內に於ける施設及助成

(二) 日本内地人集合開拓民に對する助成は概ね左の通とす

イ 個別補助(日本國政府負擔)

(イ) 渡航費補助 全 額

(ロ) 個人施設費補助 初度建設費の概ね三分の一

ロ 共同補助(日滿兩國政府同額負擔)

(イ) 部落事務所補助 初度建設費の全額

(ロ) 共同施設費補助 初度建設費の半額

(ハ) 地區内道路費補助 初度建設費の半額

ハ 滿洲國內に於ける施設及助成(滿洲國政府負擔)

(三) 日本内地人分散開拓民に對する助成は概ね左の通とす

イ 個別補助(日本國政府負擔)

(イ) 渡航費補助 全 額

(ロ) 個人施設費補助 初度建設費の概ね三分の一

ロ 滿洲國內に於ける施設及助成(滿洲國政府負擔)

二 商工、鑛業其の他の開拓民に對しては特に必要と認むる場合に限り日本國政府に於て渡航費の全部又は一部を補助し滿洲國內に於ける施設及助成に付ては滿洲國に於て考慮するものとす

三 青年義勇隊に關しては日本國內に於て要する經費及渡航費は日本國政府に於て負擔し滿洲内に於ける施設及助成は日滿兩國政府同額負擔す

- 四 朝鮮人開拓民に對する助成に關しては原則として以上の例に準ずるも其の特殊性に鑑み適當に考慮するものとす
- 五 右以外の政府負擔に付ては概ね左の通とす
  - (一) 教育施設に關しては別途定むる所に依り助成す
  - (二) 銃器及彈藥に付ては別途考慮す
  - (三) 指導員に關する給與等に付ては日滿兩國政府に於て同額負擔を爲す如く措置す
  - (四) 開拓民訓練及指導員養成に要する經費は原則として日本國內に於て要するものに付ては日本國政府に於て又滿洲國內に於て要するものに付ては訓練所又は養成所の建設費及經常費は滿洲國政府、訓練中の開拓民及養成中の指導員の給與等は日本國政府に於て之を負擔するものとす
  - (五) 開拓民共済制度に對する補助金に付ては日滿兩國政府適當なる割合に依り負擔を爲すものとす
  - (六) 青年義勇隊訓練生に關する弔慰金に付ては日滿兩國政府其の他關係機關に於て適當なる割合を以て支出するものとす
- 六 政府補助金交付の方法等に付ては概ね左の通とす
  - (一) 現地に於ける日本國政府の補助金は夫々被補助者に對し滿洲拓植公社を通じ交付する様措置するものとす
  - (二) 日滿兩國政府の補助金交付に關しては兩者協議するものとす
  - (三) 青年義勇隊に關する補助金の運営に付ては青年義勇隊訓練本部に於て統括指示し得る様措置するものとす
  - (四) 建設及農耕用機器資材並に青年義勇隊及建設期間中に於ける開拓民の一般所要物資の入手方に關し滿洲國政府は特別の考慮を拂ふものとす

(四) 移住用諸物資及生産物の輸送に關し滿洲國政府は其の圓滑且確實なる實行に付特別の考慮を拂ふと共に開拓地間に於て甚しき價格の高低を生ぜしめざる様適當なる調整の方途を講ずるものとす

### 十三 開拓民金融體系調整二關スル件

- 一 開拓民金融機關に關しては左の通調整する様考慮するものとす
- (一) 集團及集合開拓民に對しては長期及短期資金共滿洲拓植公社より融資するものとす
- 右融資の方法は協同組合縣聯合會を設置する區域に付ては之を通じ協同組合(又は協同機構)に融資したる上協同組合(又は協同機構)より各開拓民に貸付けしむるを原則として協同組合縣聯合會を設置せざる區域に付ては滿洲拓植公社と當該開拓地の金融合作社又は金融會及協同組合(又は協同機構)との有機的連繫の措置を講じ各開拓民に貸付けしむるを原則とす
- 建設期間中に於ては滿洲拓植公社より開拓團(集合開拓民に付ては協同機構又は直接開拓民)に融資するものとす
- (二) 分散開拓民に付ては長期及短期資金共金融合作社又は金融會より各開拓民に貸付けしむ但し必要あるときは滿洲拓植公社より融資し得る様考慮するものとす
- 二 滿洲拓植公社の貸付利率は資金コスト、危険率、各種開拓民の實情等を勘案し均衡を旨途として公正に之を定むるものとす
- 協同組合縣聯合會に付ては利鞘を採ることなく且融資手續の簡易化に付特に考慮するものとす

### 十四 開拓地ニ於ケル教育ニ關スル件

- 一 日本内地人開拓民子弟の教育に付特に措置すべき事項概ね左の通とす
  - (一) 教育内容に關しては民族の特性、日本内地との連繫、開拓民の特殊性等を考慮し現地に即應する如く配意するものとす
  - (二) 學校經營は一般在滿日本内地人學校と同様とするも初等學校青年學校を含むに付ては開拓民移住後若干期間は開拓團に委託經營せしむることを得るものとす
  - (三) 學校設備は土地の實情及學校の種類に應じ簡素を旨とし各開拓地の特質に即し實習施設に重點を置くものとす
  - (四) 小學校教員に對しては開拓地教育者として特別なる教育を授くるに努むるものとす
- 尙開拓團員及義勇隊訓練生にして適當なる者は教員として採用の途を講ずるものとす
- 二 朝鮮人開拓民子弟の教育に付ては特に措置すべき事項概ね左の通とす
  - (一) 學校經營に關しては集團開拓地及集合開拓地に在りては學校組合を設けず新學制の定むる所に従ひ地方團體をして經營せしめ教育費は滿洲國及朝鮮總督府に於て別に協議する所に依り負擔するものとす
  - (二) 分散開拓地に於ては一般朝鮮人教育の例に依る尙滿鮮共學を必要とするときは經營、職員組織等に付適宜措置す
  - 三 開拓地に於ける社會教育は醇乎たる社會道德の確立、實用厚生知識技能の啓發及民族協和達成を圖るを目途とし之が實現は滿洲帝國協和會等の組織と活動とに俟つものとす

## 第二 朝鮮人移植民

### 一、在滿朝鮮人移植民

朝鮮人の滿洲に於ける交渉は歴史的、地理的因縁深く且つ緊密なものである。皇紀五十年を前後して扶餘族の一派高句麗は滿洲に進出し、其の後裔たる渤海は滿洲全土のみならず遠く嶺南沿海州の一部を併呑した古い史實を有してゐる。然るに其の後大清帝國を創建した。太宗帝及其の後裔の諸帝は滿洲を祖先發祥の地として神聖視し他種族の入滿を禁じ又一方當時の韓國政府の鎖國政策は渡滿者を越江罪として罰した爲、近世の初期に到る迄長年間朝鮮人の滿洲進出は殆んど不可能視されてゐたが、自然的趨勢には抗する事が出来ず、又明治初年頃から渡滿禁止令も撤廢されたので近代朝鮮人の滿洲進出は茲にその勢を増し、貧困農民及労働者の渡滿する者日に多きを加へるに至つた。併し乍ら所謂舊東北軍閥政權時代に於ける官憲、地主等朝鮮人移民に對して苛斂誅求の横暴を極め、爲に彼等は常に不安・焦燥・壓迫に怯へつとも、尙幾多の犠牲を拂ひ悪戦苦闘を繼續し來つたのである。然るに偶々昭和六年滿洲事變突發し、亞いで民族協和、王道樂土を國是とする滿洲帝國建設せられ、日滿兩帝國は一體不可分の緊密な關係を結び鮮滿亦一如の精神具現化せられるや、朝鮮人の滿洲への關心著しく昂調し、大陸に進出する者日に月に増加し毎年五萬を數へるに至つた。滿洲移住朝鮮人の戸口總數は其の移動性の激しいのと輿地調査の至難なるに因つて正確を期することは出来ないが、昭和十三年末の調査に依れば二十一萬一千餘戸、百五萬六千餘人で、昭和十四年に入植した集團、集合及び分散開拓民概ね一萬餘戸五萬餘人を加算すれば實に二十二萬一千餘戸、百十萬六千餘人となり既に百十萬を突破してゐるが、更に上記以外の調査漏れをも推定加算すれば在滿朝鮮人の實數は既に百二十萬人と見るべきであらう而して此の百十萬を突破せる在滿朝鮮人の約八割は農業に従事して居る者であり而も其の過半數は開島省及舊東邊道に營農してゐるものであるが、彼等は日夜汝々として曠野を拓き今や數十萬町歩の未墾地を開墾するに至り、滿洲國

の寶庫充實に貢献しつつある。

滿洲事變前に於ける施設 朝鮮を後にして大陸の沃野に憧れ渡滿した朝鮮人の多くは、赤手空拳何等の資本を有しない爲日夜の奮闘努力に依り得た秋收も滿人地主へ納める小作料に或は高利債務の支拂に搾取せられ、殊に甚しきは舊軍閥の苛斂誅求に因り農耕資金は勿論日々の生活の糧にも追はるるが如き悲惨な生活を餘儀なくせしめられてゐたそこで韓國當時の統監府は間島に臨時派出所を設け、種々の保護施設を講じて此等同胞の伸展を圖つて來たが、更に併合後朝鮮總督府は益々其の施設を擴充し、各地に朝鮮總督府職員を駐在せしめて直接朝鮮人の保護に當らしめ、外務省、滿鐵會社等と協力し年々多額の經費を支出して教育・衛生・防疫・豫防・金融・産業救済等に關する各般の施設を爲すと共に其の充實に努めて來た。

滿洲事變後に於ける施設 滿洲事變と共に蜂起した暴逆な兵匪・共匪・土匪の魔手を逃れ、鐵道沿線其の他の市街に雪崩の如く避難し來つた奥地居住朝鮮同胞の數は一時的であつたが間島及表滿洲に於て各三萬餘人の多きに上つた。朝鮮總督府は此等避難民の救護處理の爲新京に事務官を派遣駐在せしめた外、各避難地中重要箇所を臨時に多數の職員を配置し尙又總督府内にも相當數の職員を増員し軍部、大使館、領事館等と協力して避難民の救済に遺憾なきを期した。次いで滿洲國の建國成るや滿洲の情勢全く一變し、多年舊軍閥の誅求に喘ぎつつあつた在滿朝鮮人は漸次生活の更生を期し得るに至つたが、此の劃期的な現象は又一面鮮内の一般民衆に大きな刺戟を與へる結果となり、新に多くの渡滿者を誘致することとなつた。爰に於て總督府は此等朝鮮人の保護撫育に一層拍車を加ふるの要あるを認め、先づ既移住者に對する生活安定の方途を講じ、從來の教育・醫療・金融・産業等の諸施設を益々積極的に擴充し、強いで事變及北滿大水害に因る罹災朝鮮農民中、原地歸還不能者に對する恒久的安定處置として、昭和六年度に鐵嶺、昭和八

年度に營口及河東、昭和九年度に綏化、昭和十年度に三源浦の五安全農村を建設し彼等をして將來自作農たらしめんと企圖した。而して營口農村の一部を除き昭和十二年一月から土地家屋代其の他建築費に對し年賦償還を開始した。各農村の情況を表示すれば左の通りである。

安全農村の概況 (昭和十四年七月現在)

農村別	戸數	耕作面積 (町)	一戸當 (町)	収量 (昭和十三年) (石)	償還年限別
營口 (元營口)	一、七〇〇	三、九五五	二、三二	八四、一九二	十五箇年
河東	三、八三	九一三	二、三八	二二、九四二	七箇年
綏化	六八四	一、六四二	二、四〇	三五、六八四	十箇年
三源浦	四四六	一、〇六〇	二、三四	二五、三七二	十箇年
計	一、七二二	三、五五	二、〇七	一〇、四八〇	平均 十箇年
	三、三八五	七、九二五	平均 二、三一	一七九、六七〇	平均 十箇年

又間島地方は思想的に極めて複雑であり、滿洲事變以前より不逞團の巢窟共匪の根據地として善良なる朝鮮農民は絶えず其の迫害を蒙り、殊に滿洲事變直後に在つては王徳林の擾亂があり、又兵匪・共匪隨所に跋扈し殺害・放火・掠奪・拉致等暴戾至らざるなき爲、奥地居住の鮮農は陸續として安全地帯に避難する状態であつた。總督府は此等朝鮮農民救済の爲凡ゆる障害を排し極力應急的保護を加へると共に彼等の安定策として間島に集團部落を建設することとした。右部落は自衛自作の一種特異の農民部落であつて、昭和七年度に九箇所、同八年度に十六箇所、更に同九年には

五箇所を建設した。本施設の實現は、間島に於ける安全圏を擴大し、兵共匪の蠢動を壓迫することとなるを以て、匪賊は必死の勢を以て部落建設作業に妨害を試み、數十回に亙り襲撃を敢行したが、自衛團は常に應戦し克く之を排撃して其の事業を完成した。本部落は地理的に見て要所々々を占據してゐるが爲に間島治安上最も効果的な一大役割を演ずるものであつて、總督府は此等集團部落に收容した朝鮮農民の爲、各般の施設を集中し將來模範農村たらしむべく努力して來た。

尙間島に對しては總督府は別に昭和七年度より東洋拓植會社と協定し、同社をして向ふ五箇年間に二百萬圓の資金を以て二千五百戸の自作農創定を計畫し目下着々進捗中であるが、昭和十四年八月末日に於ける實績は創定戸數二千九百十五戸、所要土地面積一萬三千四百五十五町歩、之に要した資金は百三十六萬八千五百六十九圓に達してゐる。

昭和十二年十二月一日滿洲國に於ける我が國の治外法權が撤廢されると同時に、集團部落及安全農村の施設は擧げて總督府より滿洲國に移讓し、滿洲國は總督府の方針を踏襲し其の指導監督に努むることとなつた。

朝鮮農民の滿洲新規入植、總督府は朝鮮人の滿洲既住者が既に百十萬を突破し、尙鮮内よりの新移住者が年々數萬人に上る實狀に鑑み、彼等の統制及安定を圖り之に依て滿洲國の統治及産業開發に貢獻し同時に朝鮮に於ける過剩人口の調整に資し、更に内地に於ける朝鮮人労働問題の解決に寄與するの極めて重要なを認め、朝鮮人の滿洲開拓事業を經營せしむる爲、昭和十一年制令を發布し同年九月鮮滿拓殖株式會社を京城に設置せしむると共に、又滿洲國に於ては康徳三年勅令を發布し新京に鮮滿拓殖株式會社の全株出資に係る滿鮮拓殖股份有限公司（康徳五年七月滿鮮拓殖株式會社と改稱す）を設置した。

鮮滿拓殖株式會社の事業は（一）、滿鮮拓殖株式會社に對する投資（二）、西北鮮に於ける拓殖事業（三）、拓殖訓練所

の事業であり、滿鮮拓殖株式會社の事業は（一）、東亞勸業株式會社の引繼事業（二）、新規事業としては（イ）、朝鮮よりの開拓農民移殖事業（ロ）、既住在滿朝鮮農民の安定事業（三）、金融事業等である。

滿鮮拓殖株式會社創立以來同會社の社有地に入植せしめた朝鮮（主として南鮮各道）よりの集團開拓民の年次省別戸數は左表の通り九千二百六十二戸であるが、此等集團開拓民に對しては滿洲國側及會社に於て農業上其他諸般の指導監督を爲し、當會社は一戸當農耕地（主として畑）四町歩程度を配當すること、入植旅費は昭和十四年度以降總督府より補助することとし、食糧費・家屋・耕牛・農具其他の營業費は之を貸付し、土地の熟田化を待つて年賦償還方法に依り土地・建物・耕牛代の償還完了と共に自作農たらしむる計畫である。此等の開拓民部落では總督府及滿洲國の補助に依り教育・警備等の施設を行つてゐる。

集團開拓民入植調（昭和十四年十二月末現在）

省名	昭和十二年入植戸數	昭和十三年入植戸數	昭和十四年入植戸數	計
間島	二、二八〇	一、八二四	一、〇七四	五、一七八
奉天	—	—	三五八	三五八
通化	—	六〇四	二二〇	八二四
吉林	—	四二六	八三三	一二五九
牡丹江	—	—	九一一	九一一
濱江	—	—	三五二	三五二
計				

第五編 移植民及海外拓殖事業 第一章 移植民

六三六

龍江	一九八	一	五一	五一
錦州	二、四七八	二、八五四	一三一	三二九
計			三、九三〇	九、二六二

尙昭和十四年には右に掲げた集團開拓民の外、集合開拓民として黄海道を除く全鮮各道より間島省・吉林省・奉天省・通化省・及牡丹江省に千三十一戸を、分散開拓民として鮮内より滿洲各地の縁故者を頼り移住した者が五千餘戸に上つてゐる。以上の如く三形態の開拓民即ち集團・集合及分散開拓民は孰れも所謂統制開拓民として取扱ひ、在滿既住、朝鮮農民の游動防遏及安定着の必要上、昭和十三年より總督府と滿洲國間の協定に依り朝鮮より滿洲への新規營農開拓民は毎年概ね一萬戸とし、彼等には總督府發給の移住證を必ず携行せしめ、漫然渡滿者の防止を圖ることとなつた。尙昭和十五年春期には集團開拓民として江原道外南鮮六道より北滿北安省管内に三千戸入植の計畫を立て其の先遣隊として昭和十四年九月中に五百八十八名を單身入植せしめた。

開拓民の訓練 總督府は集團開拓民の健全な發展を圖り、滿洲國の興隆に貢獻せしめる爲に開拓民の中堅者を養成せしむる目的を以て昭和十三年一月鮮滿拓殖會社をして江原道洗浦に拓殖訓練所を設立せしめ、中堅開拓民としての確固不拔の信念を涵養し來つたが其の修了生は既に約五百五十名(昭和十四年末現在)に達し其の大半は渡滿し集團部落の中堅分子として活躍中である。

二、西北鮮移植民

西北鮮開拓事業は總督府の計畫に基づき鮮滿拓殖株式會社をして經營せしめて居るが、本事業は北鮮開拓事業地域内

の咸鏡北道茂山、咸鏡南道甲山、三水、豐山、長津、平安北道厚昌、慈城、江界の三道八郡に跨り不要存置國有林野八萬町歩の貸付を受けて、之に昭和十三年度より同二十年度迄八ヶ年に亘り一萬戸の農民を主として人口稠密なる南鮮地方より移植せしめ、北鮮の沃野開發に資すると共に移植農民を自作農(一戸當畑四町歩)として安定せしめんとするに在つて、其の實績を見れば左表の通り一千五百五十二戸を收容してゐるが、鳳頭事業區及保興事業區への移植民は(一)咸鏡南道に於ける水力電氣事業に因る水没地帯農民にして移住先なき者及(二)昭和十三年夏咸鏡南道地方に於ける稀有の大洪水に因る罹災民にして、土地家屋を流失せし者を救助する爲、昭和十四年度迄の移植者は全部同道の農家を以て充當した。(三)本年十一月月上旬本事業の本來の趣旨に基づき咸鏡南道農山事業區に忠清北道、全羅北道、慶尙北道、江原道より昭和十五年に於ける入植者の先遣隊として入植せしめた外咸鏡南道農民に付同道入植地たる鳳頭事業區に補充入植を実施した。

西北鮮事業區入植實績 (昭和十四年末現在)

年度別	事業區	移植戸數	摘要
昭和十三年	咸鏡南道甲山郡鳳頭事業區	五一〇	
昭和十四年	保興事業區	四七五	
同	鳳頭事業龍岩分區	三二	
同	農山事業區	一三四	昭和十五年先遣隊として入植す
計		一、一五二	

第五編 移植民及海外拓殖事業 第一章 移植民

六三七

三、北支青島模範農村

今次支那事變勃發に伴ひ北支に於ける避難朝鮮人及阿片販賣等不正業に従事する朝鮮人の轉向者の恒久的救済安定を講ずるの必要生じたと共に、將來北支に於ける朝鮮人發展の前進據點たらしめようとする趣旨の下に計畫されたが朝鮮總督府は軍部及外務省と協議の上、昭和十三年一月冀東政府と協定して總督府及外務省援助の下に東洋拓殖株式會社をして寧河縣青島附近の土地三千五百三十町歩を租借し、之に鮮農千戸を收容し模範農村を建設せしむることに決定し、本農村の諸般工事は殆んど完成の域に達し農民住宅中二百戸は既に竣工を見、残りの八百戸も其の他土木京、唐山、山海關及石家莊方面の朝鮮人を收容せるも此等入植者は何れも不正業者であるから、彼等の指導的使命を負荷すべき優秀農家の入植の必要を認め、朝鮮總督府は外務省出先當局と協議して昭和十四年十一月鮮内農家一四九戸を厳選の上入植せしめたのである。本農村は附近の蘇運河の流れを重油發動機に因る揚水唧筒に依り灌漑し主として水田を経営せしめんとするもので、農家一戸に付水田二町歩、畑四段歩を當て將來自作農創定を目標としてゐる。警備、教育、衛生、金融に關する施設も農家人村と共に施設することとなつてゐる。

### 第六節 外地移住民

外地に於て比較的開拓の餘地多き地方に對し、之が開拓並に指導の爲内地農業者を移住せしめ、海外の其れと相俟つて開拓獎勵の方策を講ずるは極めて緊要なる時務である。即ち外地移住民の概況を述べれば左の通りである。

朝鮮 政府に於ては昭和八年迄、此の地に移住する者に對し移住費に付補助金を交付し以つて獎勵に努めた。尙主

として大正年代に於ては東洋拓殖株式會社の行つた三千九百戸の内地人移民があるが、右に付ては「第四編東洋拓殖株式會社」を参照されたい。政府の補助に依る移住地の主なるものに不二農村産業組合及平康産業組合等がある。

不二農村産業組合移住地 最初不二興業株式會社の經營に係り、大正十二年度より移住者を收容して居る。而して昭和三年三月右會社の事業中移住地に關する分のみを分離獨立せしめて不二農村と稱するに至つたものである。事業は全羅北道沃溝郡米面(群山府外)に在る約一千町歩の干拓事業地に内地農業者を招致し、土地を分譲し、以て獨立農創設を目的とするものにして、一戸に付水田三町歩、畑一反歩の分譲を爲し土地代、住宅代、水利組合費並に組合事務費其他は年賦償還の方法に依つて居る。不二興業株式會社時代即ち大正十二年度以來移住者の招致を始め、昭和十三年四月末現在に於て戸數三百七十七戸に達して居る。

平康産業組合移住地 昭和三年平康産業組合設立せられ、江原道平康面に土地を確定し、同村第一回の内地人農業者を移住せしめ、昭和十一年四月末現在に於て戸數百一戸を算へる組合員の經營地は一戸當五町歩とし、各部落(十五戸乃至二十戸)毎に共同耕作を行ひ、以て労力の利用を安全ならしめ土地代、住宅代、水利組合費等は年賦償還の方法に依つて居る。當移住地移住は主として茨城縣友部日本國民高等學校並に山形縣立自治講習所卒業生にして、其の經營成績は概ね良好である。

其他 前述の外に大體同趣旨及同條件の下に移住者を收容し、是れに對し當省より渡航費の補助を受けたるものは豆滿農場百三十三戸、山田農場十戸、其他三十六戸である。

臺灣 臺灣に於ける内地人移住民に付ては之を農業移民と漁業移民との二にして其の沿革は次の如くである。

農業移民 明治四十年の頃、島内八箇所に於て企圖されたる私營移民の計畫は失敗に歸したが、總督府に於ては明



治四十三年東部臺灣に内地人移民の計畫を樹て、吉野村、豐田村及林田村を建設せしめた。昭和十三年末に於ける是等三村の合計戸口数は六百四十八戸、三千二百十二人である。此の外大正四年臺東製糖株式會社が、總督府の補助の下に其の所有地に内地人移民を招致し、其の後に臺東開拓株式會社を設立し、其の經營の下に更に内地人を招致したこともあるが、共に成績は良好に非ず昭和十二年末に於て七十八戸、五百十五人を残すに止まる状態である。

最近に於ける計畫を一瞥するに總督府に於ては昭和七年より同十一年迄に於て、臺中州北斗郡秋津村（沙津村を改名）に内地人移民約百六十戸を移植せんとするの計畫を樹て、昭和十一年度迄既に百五十六戸を收容せり。移民一戸に對しては籍地約五町歩及宅地一反五畝を割當て、之が地代金は無利息十年々賦に依り償還せしめ、其の他家屋建築費、飲料水設備費、荒地開墾費、農具費、役畜費、醫療費等に付ては相當額を補助してゐる。

尙昭和十年高雄州屏東郡九塊庄に二十五戸を收容し日出村と稱し、更に同十一年百六十五戸を收容し、其の内百戸を同郡里港庄に收容し千歲村と稱し、六十五戸は同郡九塊、鹽浦の兩庄に跨る地域に收容し之に常磐村と命名した。

其の他臺中州北斗郡北斗街附近に昭和十一年度に於て豐里村（八十六戸）、同十二年度に於て鹿島村（二百戸）を建設し、同十三年度に更に五十戸を收容して同村を擴充した。又臺南州嘉南共榮協會の同州斗六郡榮村を移民事業統一の爲之を總督府に移管せしめ、昭和十一年度に三十二戸同十二年度に五十戸同十三年度に三十一戸を收容した。尙昭和十二年に於ては臺東廳下に五十九戸を收容し敷島村と稱した。

漁業移民 明治四十二年總督府は各地方廳に補助金を交付し、相當数の移民を招致せしめたが豫期の成績が舉らず何れも離散した。其の後大正十五年及昭和二年の兩年度に於て臺北州廳當局は總督府援助の下に臺北州下蘇澳に移民四十九戸百八十九人を招致したが、移民の定住と相俟つて其の後自由に移住する者が多く昭和十二年度末に於ては内

地人漁業者は二百六十九戸、千十五人の多きに達し沖合漁業を中心に相當の成績を擧げてゐる。

最近に於ける計畫を一瞥するに總督府に於ては昭和七年より同十二年度迄に於て臺東廳新港郡新港庄新港に内地人漁業移民四十五戸を移植したが昭和十三年度に於ては更に二十五戸を増加し計七十戸の招致を完了した。尙昭和十三年度に於ては新に修築が出来た花蓮港廳花蓮港街花蓮港に四年繼續を以て内地人漁業移民百戸移植の計畫を樹て其の第一年度に於て移民招致に必要な基本施設を完了し第二年度の昭和十四年度に於ては二十四戸を入植せしむる豫定である。移民に對しては漁船漁具の新調費、家屋建築費及飲料水設備等に相當の補助金を交付するの外、宅地五十坪以内、籍地五反歩以内の割當を行ひ之が助成を爲すことになつてゐる。

樺太 樺太に於ける内地人移民は、樺太廳に於て明治三十九年以來農業移民の渡航を奨励して居る。農業移住者に對しては一戸に付未墾地十町歩を標準として無償貸付し、五年乃至七年以内に成墾せる者に其の貸付地全部を無償譲與する。此の外トラクターに依る拔根開墾、種子の無償給與、産業獎勵補助、開墾獎勵補助、家屋建築補助、家畜貸付等を實施するのみならず、大泊は移住者に對する休泊所をも設置して保護を與へて居る。昭和三年以後は集團植民地制を併行し島内諸所に集團植民地を設定し、移住者指導所を置き指導員を駐在せしめて農事の指導及生活萬般に渉る世話をなし又一般移民と同様の助成をなすの外更に移住費（三百圓）を補助し移民の定住助成を一層厚からしむることとした。斯くて領有後内地人農業者の移住したる者は現在約一萬餘戸に上り、其の中集團移民は昭和十二年末に於て千四百七十七戸現住してゐる。

昭和八年以來移民の收容戸数は毎年集團移民百五十戸、自由移民三百戸計四百五十戸と定めたが最近五ヶ年の移民收容実績は左の通りである。

年次	集團移住民	自由移住民	計
昭和八年	一四二	五四五	六八七
昭和九年	一五八	六六七	八二五
昭和十年	一四四	三七八	五二二
昭和十一年	一六五	二九一	四五六
昭和十二年	一四三	一六七	三〇〇

**南洋群島** 南洋群島への内地人移住は固より自由であるが、從來政府に於て特に之が奨励を講じたことはない。南洋應は最近バオラ支廳及ボナベ支廳管内に移住適地を選定し、農林業を目的とする移住者の入植に應じて居る。即ち一戸割當を五町歩とし三年を一期限として土地の無料貸下を行ひ、期間内に成墾したる者に對しては所定の地代金にて賣拂ふこととして居る。其の入植者收容數は昭和十三年八月末現在三百三十戸を算して居る。南洋興發株式會社は同社農場に於ける甘蔗竝にタバコ栽培の爲時々農業移民を募集し、サイパン、テニアン、ロタ及ボナベの諸島に渡航せしめて居る。同會社は是等移民に對し渡航費及耕作費金を一箇年据置月一分の利子で前貸する。移民は一戸當約五町歩を割當てられ、五年間の契約で小作し收穫甘蔗を會社に賣却して約八割五分を小作人の所得とするものと、契約労働者として同社工場に従業するものとの別がある。是等の移民數は昭和十三年十月末現在サイパン支廳管内に於ては四千六百二十五戸、一萬一千七百十三人に達して居る。



園啡珈るけ於に州ロウパンサ國伯



燥乾のトーネジるけ於にソゾマア



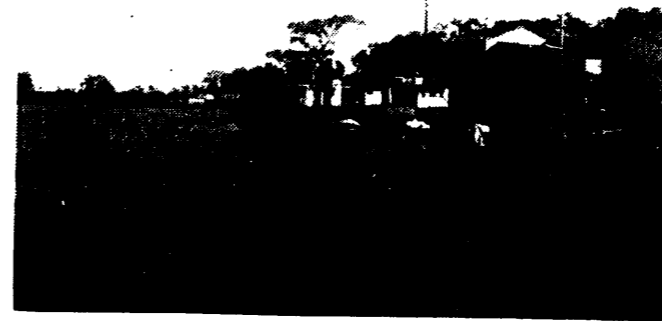
景風市・オシンスア府首・國イワグラバ



景風地住移人邦ナメロコ・國イワグラバ



地作棉ストスバ



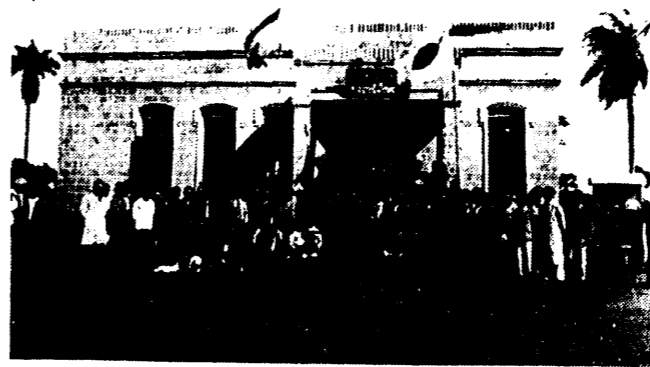
地民植ベアグイ社會式株業興外海  
庫倉・場工米糶と頭埠るけ於に



況狀展發業商の人邦るけに哇瓜  
 意の會商店商はコト・頭店の商邦るけに哇瓜  
 商は名七三八内 人八九三、二は邦留任ヤビタバ在現  
 りあのもるな大偉亦力勢のそし事從に業



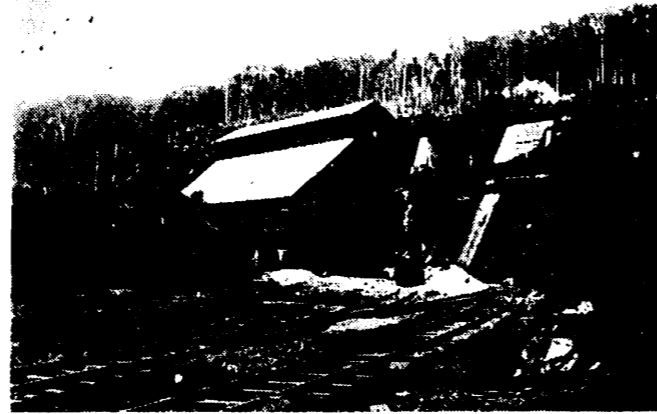
況狀培栽麻ラニマの人邦るけにオワタ・オネルボ北領英  
 るす備就て於に園麻ラニマの社會式株業工林農産日るあに地當  
 族家二百在現來以て見を航渡回一第に月二十年二十和昭は人邦  
 心に活生な易安と候氣い易き凌もれ何、るむでん及に名二百六  
 るむてしにみし樂を立獨の後年三み勵に事仕の々日でん喜らか



同...者植人邦と所務事地住移人邦ナメスロ・國イワグラバ



所米精人邦るけに哇瓜部東  
 く置てし燥乾てげ上積に様のは稻たつ取刈  
 部一の所米精原高のンヤジマル



況狀業作山鐵シグンツるけ於に島牛來馬  
鐵シグンツの社會式株業礦本日るけ於に國王ヌガント  
況狀業作の舍礦元山山



況狀釣鯨の人邦るけ於に近附島ルミヤシ・オネルボ北領英  
夫漁人邦の名百四約が社會式株産水オネオボ在現  
りあつづけ達を展發の當相に業漁鮪・鯨てつ使を



國謨護るけ於に島牛來馬  
國我るす對にれこめ占を位首の中物産農るけ於に洋南は謨護  
公五三、りあに來馬領英は分二割五約内のそ圓萬千八額資投  
。りあ數多國謨護人邦等謨護洋南、謨護和昭、謨護來馬、司

## 第二章 海外拓殖事業

### 第一節 海外拓殖事業の沿革

南洋及南米方面に於ける邦人の各種拓殖事業に付て其の發達の沿革を觀るに、馬來半島に於ける石原産業海運株式會社及日本鑛業株式會社等の鐵鑛業、爪哇高原地帯に於ける養蠶業及比律賓タバオに於ける麻、南洋各地に於ける大規模の漁業等、邦人の創意に係る三、四の例外を除いては護謨の栽培、椰子の栽培等の創業の歴史は古いが、其の大部分は歐米人に先鞭を附けられ、驥尾に附して今日の發達を爲して居るものと觀られる。従つて歐米人の事業が、今日既に組織を充實して堅實なる經營を爲せるに比し幾分遜色はあるが、比較的後年の著手に屬するものとしては、内外人共に驚異の目を以て觀る程度に發達して居るものも尠くない。南洋各地に於ける邦人の護謨や椰子の栽培事業は、明治四十年前後に創められたものであるが、爾來年と共に發達し、殊に歐洲大戰前護謨市價の暴騰に際して内地資本家の護謨事業を創始するもの續出し、以て今日の大を致したのである。又比律賓タバオ地方に於けるマニラ麻の栽培事業も、大體護謨栽培と其の發達の軌を一にするものであるが、其の著しき發展は遂に今日世界のマニラ麻市場を左右する程の勢力を有する迄に至つた。

其の他伯刺西爾國サンパウロ州西北部地方に於ける珈琲栽培、アマゾン河流域に於ける棉花、米、グワラナジュートの栽培並に植民事業、亞爾然丁國ミシオネス地方に於けるマテ茶の栽培、同國チャコ地方に於ける棉花の栽培等、

何れも邦人の海外拓殖事業中特筆すべきものである。尙其の他南洋各地に於けるオイルパーム、シトロネラ、トバ、茶、珈琲、規那、棉花等の栽培、比律賓及ボルネオに於ける木材事業、南洋に於ける遠洋漁業等、何れも力強き發展の過程に在る。

## 第二節 海外拓殖事業の現況

第一 南米地方 南米地方に於ける邦人の拓殖事業は、多くの場合植民事業を伴ふのが普通であるが、又全然植民事業を伴はざるものもある。植民事業に關係するものは主として伯刺西爾に於て行はれ、海外興業株式會社、日南産業株式會社、海外移住組合、南米拓殖株式會社、アマソニヤ産業株式會社等は、現に何れも植民事業を併行せしめて相當の事業を遂行して居る。

植民事業を伴はざるものは、ベルー海岸地帯バルパに於けるベルー棉花株式會社の棉花栽培、同國バンバヤクに於ける星製藥株式會社のココ栽培、伯刺西爾國サンパウロ州に於ける海外興業株式會社、東山農事株式會社、日伯拓殖株式會社、野村合名會社の珈琲園の經營、パラ州に於ける南米拓殖株式會社直營部の棉花、米、カカオの栽培、亞爾然丁國ミシオネス州に於ける邦人のマテ茶栽培及中米メキシコ西岸地方に於ける日本水産株式會社の水産業等がある。是等南米及中米諸國に於ける拓殖事業は其の地遠隔なる爲内地事業地間の交通、運輸並に通信上種々の不便があるが、他面當該諸國は其の人情並に土地取得の關係に於て極めて企業者に有利なる爲、目下内地資本家に於ても熱心に研究せられ、今後此の種事業は相當發達を見るの機運に在る。

農業 珈琲 南米諸國に於て珈琲の主産地は伯刺西爾にして、之が産出の主なる州はサンパウロ、ミナスセラエス、

エスピリット・サント、ベルナンブコ、バイヤ、パラナ、リオ、ゴヤス及サンタ・カタリーナの九州にして、珈琲價格調節政策も此の九州聯盟會議で決定されたものを施行して居たが、千九百三十年十月臨時政府設立と共に從來の人的爲的調節策を廢止し、翌千九百三十一年二月には珈琲對策新法令あり、又同年四月各珈琲生産州との間に協定せられた事項を基礎として珈琲對策が施行せられ、現在に於ては五千萬株以上の植付面積を有する州は植付禁止が實施せられ、又價格調節の爲過剰生産は燒棄せられ千九百三十一年以來三十八年迄の燒棄量は六千四百七十三萬袋に及んで居る。

全世界に於ける珈琲樹數は、千九百三十七年度に於て四十四億七千萬株であるが、伯刺西爾のみで二十五億九千一百四十一萬株を有し、栽培面積約三百九十七萬町歩である。其の中サンパウロ州が十三億二千五百十九萬株にして伯刺西爾植付樹數の約五十一%餘に相當して居る。

邦人の栽培狀況 近年邦人の珈琲園を經營するもの噸に其の數を増加した。一介の移民より身を起して土地を購ひ自ら珈琲を栽培せる者は、ノロエステ線に二千九百家族、此の所有樹數四千五十七萬株、ソロカバナ線に一千八百家族、所有樹數一千八百八十五萬餘株、其の他に於て四百家族、九百八十萬餘株に達して居る。尙其の他を合算すれば六千五百萬株に達する。邦人の所有樹には幼樹多く、全部は生産するに至つて居ないが、生産量多く年産精製珈琲は七十餘萬袋、其の價額は現今の珈琲不況時代に於ても尙二千萬圓以上と算定されて居る。

此の外資本家にして珈琲園を經營する者多く、三菱系の東山農事株式會社は、資本金百十萬圓を以てパウリスタ線カンピーナスに一千五百九十九アルケール（我が約三千七百九十七町歩）の既成耕地を買収し、二十五萬株の珈琲樹を栽培して居る。同社は昭和三年及同四年には更に中央線ビンダモンニヤガーバ、サブカイヤに牧畜、米作を主と



する一千四百六十アルケールの耕地を買収した。  
 神戸に本店を有する日伯拓殖株式会社は資本金五百十萬圓で、昭和三年ノロエステ線アパニヤンターバに五百アルケール（我が約一千二百五十町歩）のパラマンサ耕作を買収し、目下二十七萬株の珈琲園を經營中である。  
 又大阪の野村合名会社はパラナ州の北部カンバラ郡附近に一千三百四十二アルケール、珈琲樹數二十九萬株の一農場を經營中であるが、此の外に海外興業株式会社はパウリスラ線に一千四百六十町歩、三十萬株の珈琲園を持つて居る。  
 需給關係 千九百三十七—三十八年度は、世界珈琲産額は三千二百二十七萬袋を産出したが、伯利西爾では二千二百二十七萬袋の收穫があつた。（伯國外務省發行ブラジルに據る）  
 而して世界の消費量は

年次	消費量 (袋)	伯國外務省發行ブラジルニヨル
一九三〇—一九三一年	二五、〇九一、〇〇〇袋	一九三四—一九三五年
一九三一—一九三二年	二三、七三三、〇〇〇袋	一九三五—一九三六年
一九三二—一九三三年	二二、八四八、〇〇〇袋	一九三六—一九三七年
一九三三—一九三四年	二四、四五一、〇〇〇袋	一九三七—一九三八年
一九二八年	一三、八八一、四五五袋	一九三二年
一九二九年	一四、二八〇、八一五袋	一九三三年
一九三〇年	一五、二八八、四〇九袋	一九三四年
一九三一年	一七、八五〇、八七二袋	一九三五年

にして、伯利西爾より輸出したる數量は左の通りである。

一九三六年 一四、一八五、五〇六袋 一九三七年 一、二二二、八〇九袋  
 輸出狀況 千九百三十六、七兩年度に於ける、世界各國別輸入量は左表の通りである。（伯國外務省發行ブラジルに據る）

世界各國珈琲輸入量

國名	一九三六年	一九三七年	國名	一九三六年	一九三七年
阿弗利加			計	三、六六六、六六六	七、〇〇〇、〇〇〇
アルゼリア	三、三三三	一、六六六	亞細亞		
エチオピア	二、九二九	七、七七七	トルコ		三、三三三
ツニシヤ	一、六六六	一、六六六	日本	一〇〇、〇〇〇	六、六六六
南阿聯邦	三、三三三	九、九九九	シリア及リバノ	一、六六六	（シリア）六、六六六
計	六、七〇〇	六、二二二	計	二、七〇〇	六、六六六
亞米利加			歐羅巴		
亞爾然丁	三、三三三	三、三三三	英國	二、二二二	一、六六六
カナダ	三、三三三	三、三三三	地中	七、〇〇〇	八、八八八
智利	三、三三三	三、三三三	白耳義	八、八八八	八、八八八
北米合衆國	一、六六六	六、六六六	ブルガリア	八、八八八	二、二二二
ウルグアイ	三、三三三	三、三三三	丁抹	三、三三三	一、六六六



第五編 移住民及海外拓殖事業 第二章 海外拓殖事業

年次	ブラジル 咖啡	輸入 總額	伯國咖啡の輸入比率
一九二〇年	三、五五〇	三一、四四二	一一%
一九三一年	五、五一五	三七、七九四	一四%
一九三二年	一〇、七一	四五、九二三	二二%
一九三三年	一〇、七九六	四〇、六九六	二六%
一九三四年	一六、二六二	四八、七〇七	三三%
一九三五年	一七、二二四	五六、六八五	三〇%
一九三六年	一〇〇、五六三	—	—
一九三七年	六一、〇五七	一四二、八五三	四二%

我國に於ける各年別伯國咖啡輸入状況 (インスタチエートカフェに據る)

年次	ブラジル 咖啡	輸入 總額	伯國咖啡の輸入比率
一九二六年	五、一三	一七、六二一	三%
一九二七年	七、九四	二一、一四三	四%
一九二八年	一、五五八	二二、四一四	七%
一九二九年	二、〇〇〇	二九、七九九	六%

年次	ブラジル 咖啡	輸入 總額	伯國咖啡の輸入比率
一九三〇年	三、五五〇	三一、四四二	一一%
一九三一年	五、五一五	三七、七九四	一四%
一九三二年	一〇、七一	四五、九二三	二二%
一九三三年	一〇、七九六	四〇、六九六	二六%
一九三四年	一六、二六二	四八、七〇七	三三%
一九三五年	一七、二二四	五六、六八五	三〇%
一九三六年	一〇〇、五六三	—	—
一九三七年	六一、〇五七	一四二、八五三	四二%

最近の情勢 千九百三十年十月以來、咖啡市價暴落して一時咖啡界に恐慌を惹起したが、伯國聯邦政府は千九百三十一年五月十六日附令第二萬三號に依つて、同年七月一日以後に於ける新樹咖啡に對しては、一本に付一ミルレースの税金を五箇年間繼續徴收し、以て咖啡の生産制限の目的を達することに決定し、千九百三十二年四月三十日附令第二萬一千三百三十九號を以て、是が施行細則を發表したが、更に其の後臨時政府長官は政府令第二萬二千二百二十一號を以て、咖啡園内の補植以外に伯刺西爾全體に互つて、向ふ三箇年間咖啡新規植付を禁止することに署名するに至つた。我が移住者の最も多きサンパウロ州地方にとつては、咖啡樹並に咖啡價格の一層の保護を爲すものとなり咖啡價格の騰貴を招來し、延いては移住者の賃金、労働條件も益々良好に向ふことと思はれる。又自作農移住者は咖啡以外の各種農作物經營は更に有利なるものあり、現に豫想以上の成績を示して居る状態なれば、此の咖啡植付禁止令に依り、咖啡價格吊上策は一般各種農作物にも好影響を及ぼすに至り、伯國は將來共我國にとつて益々有望なる移住先

ることに變りはない。

次に最近に於ける我國珈琲輸入の状況を左の如くである。

我國に於ける各國別珈琲輸入状況 (一九三七年度)(大藏省發表)

國別	數量	金額
ブラジル	七、三三二、三一〇	三、四三八、三七一
ジャバ	四、四六七、七一〇	一、五六五、〇九一
アラビヤ	七九三、四六二	五一六、五八七
コロンビア	七三五、二八六	四〇四、七七八
グアテマラ	二九二、八五五	一七九、八三六
米	二二二、六八五	一九三、九一五
佛領ソマリ	一一五、四六六	七五、一八八
ハワイ	七五、一六五	三九、七八六
パナマ	六五、三三三	三八、七八四
ケニア、ウ、タ、	六三、三二二	三二、一七八
其他アフリカ	二〇、三〇〇	一三、一六五
英	二九、六六六	一四、八一
印	二五、七三三	一一、二一七
オーストラリア	二一、〇〇一	一一、九〇三
アデ	一九、七〇〇	一一、九〇三
ベル	一八、四七〇	一〇、〇三二
計	一四、二八五、三二七	六、六〇二、七八七

マテ茶 マテ茶は南米、パラグアイ國の原産にして、一名パラグアイ茶とも稱せられる。往時此の地の原住民族たるグアラニー族が、西班牙征服者に栽培法を教へたるもので、現在は伯刺西爾の南部諸州及マツト・グロツソ州、亞爾然丁のミシオネス直轄州にも栽培せられて居る。亞爾然丁に於けるマテ茶の栽培は昔は野生の新葉を採集したが、今日では殆んど自然林は見當らず、皆栽培に依つて居る。國內生産量は年約十萬噸にして國內需要(年消費量約十萬噸)を充してゐる状況にある。故に亞爾然丁に於ても國內のマテ茶栽培を保護奨励する爲に輸入品には重税を課して居る。亞爾然丁に於けるマテ茶の栽培は、千九百三年初めて行はれ爾來年と共に發展して、最近では栽培面積約六萬三千町歩、生産額約十萬噸と見られ、歐洲人植民者に依り逐年増加の趨勢を辿り、又機械調製法の改良行はれ品質の向上を期待せられて居る。亞爾然丁農務省發表の分類に依れば、マテ茶の品質はパラグアイ産を以つて最良品とし、亞爾然丁及伯國マツトグロツソ州産を中等品、伯國南三州産の茶を劣等品として居る。

カカオ 伯國は阿弗利加黄金海岸に次ぐ主要産出國にして、其の千九百三十七年に於ける産額は約二百萬噸であつた。伯國主要産出州はバイア州海岸地帯にして、同國産出額の九割八分を産し、最近バイア州は國立カカオ研究所を新設し改良増殖に腐心して居る。其の他はアマゾン河流域を占むるパラ及アマソナス兩州である。アマソンはカカオの原産地であり昔時は世界の主要産地であつたが、護謨採取黄金時代に於て全く衰退した爲十年前より之が栽培を爲し、現今漸く再興の域に至つた。南米拓殖株式會社も亦、パラ州に存する其の植民地に五年前より主要作物の一と

して之が植付を爲し、既に昭和九年より僅少ではあるが生産を開始し、加工施設として既に醗酵乾燥場二棟（建坪八十平方米）を有して居る。尙右植民地に於けるカカオ栽培状況は、直營農場及試験場に於て約三十萬本、移住者自作耕地に於て九萬八千本にして、一陌當り植付本数は四百本乃至六百二十五本である。

グアラナー。グアラナーは棕科に屬し、枝の先端に蔓を生ずる蔓性灌木にして、其の果實は多量のカフェインを含有するので醫藥の効大なるものあり、歐米に於ては製藥工業の原料に供せられて居る。

グアラナーは伯國アマソンの特産物にして、同地には野生して居るが其の産出少く、年々漸増する需要に應じ得ず爲に十數年前よりアマソナス州マウエス地方には之が栽培が始められた。

我國のアマソン興業株式會社も亦、千九百二十五年業を起し邦人移住者を移住せしめたが、事業中途にして放棄の已むなきに至つた。今日では殘留せる約四十家族の移住者が、栽培に努力して自立生計を營んで居る。

伯國に於ける年産額は約百噸を出し、大部分は輸出せられて居る。我國にも輸入せられ、藥用に利用されて居る。

棉。伯國に於ける棉花栽培の歴史は、十五世紀に於ける伯國發見當時既に北部熱帯地方に野生の棉花が存在して居つたが、是が人為的に栽培せらるるに至つたのは、ポルトガルの植民開始に其の起源を發するものと認められる。最初はバイヤ州の海岸地帯に栽培せられ、後漸次バラ、マラニオン、パライバ、ベルナンブコ等に普及し、今日では殆んど全國に於て生産せらるるに至つた。

伯國內に於ける棉花栽培の好適地は、約八千町歩あると稱せられて居るが、一九三八—三九年度植栽現在棉作の行はれて居る面積凡そ二百六十二萬町歩、其の年産額約四億六千八百五十五疋と豫想されてゐる。現在の主要生産地は大體サンパウロ、パイアの諸州である。而して南部地方に於ては主として草棉、北部熱帯に於ては主として木棉

が生産せられ、從來纖維の長さに於ては北伯棉が優れて居たが、近年サンパウロ州の棉花は政府當局の非常なる獎勵に依つて品質頗る向上し、平均二七・八耗より最長三二耗に達する良質の棉花を生産するに至つて居る。

サンパウロ州に於ける棉花栽培の歴史は古く十七世紀の中葉に發し、其の後は伯國に於ける主産物である珈琲の動きに支配せられて今日に及んで居るが、千八百六十六年度の珈琲市價の激落に因つて棉花栽培は生れたと云つても差支へない。其の後歐洲大戰と千九百十九年の大降霜とに因つて愈々棉花熱が嵩じたが、結局一進一退にして、概括的には珈琲の順調な時は之に押されて居た。然るに千九百二十九年の世界的經濟恐慌と珈琲の生産過剰とに依つて棉花熱は再び勃興するに至つた。

從來サンパウロ州の棉花生産額は約三千萬疋内外にして、州内消費額は年約四千萬疋に達する爲、之が不足高は北伯棉の供給に依つて補つて居たが、前記の如く珈琲の暴落に因り棉花の栽培生産は激増し、併せて北伯地方棉花栽培地の大旱魃とサンパウロ州紡績業の勃興とに依つて、千九百三十一年より棉花相場の高騰を示し、千九百三十二年には、一アローバ（二六疋）實棉に付十六ミルレース乃至十八ミルレースと云ふ暴騰振りを示し、引續き棉花の好景氣を出現し、千九百三十四年四月、北米に於ける棉花作付減反令は伯刺西爾棉花をして一層有利確實たらしめたのである。

一九三八—三九年度サンパウロ州に於ける棉花の生産高は、約二億七千三百疋、其の中約二分の一は在留邦人に依つて生産せらるると云ふ全く驚くべき發達を遂げて居る。

聖州棉花の本邦輸入。在留邦人間に今日の如く棉花熱の勃興を見るに至つたのは實に一九一九年の大降霜に起因する處であるが、其の後幾多の迂餘曲折を経て今日に及んだのである。殊に日本系資本の聖州進出に依つて急激なる棉花栽培熱起り、基礎堅く將來益々堅實なる發展を遂げるものと思はれる。

今聖州方面に於ける本邦資本の主なるものは日伯棉花、東洋棉花、江商棉花、日本棉花等にして日伯棉花は聖州五箇所に繰棉工場を新設又は買収し之を經營すると共に、邦人棉作者に對して金融を行ひつつある。一方東洋棉花に於いてはブラジル法律に依つて南印棉花會社を設立直接繰棉の買付を爲す外生産地帯に九箇所の繰棉工場と契約之を賃貸借經營しつつある状態である。現に本邦人農家の栽培しつつある棉花は日本棉花、江商棉花よりの派遺社員により繰棉の買付を爲すと共に之を本邦に輸入しつつある。

今伯國棉花の本邦輸入數量を記すれば大體左の如し。

年 度	數	價(俄當一八〇キロ)
一九三三年	四二六俵	一九三六年
" 三四年	一〇、〇六五"	" 三七年
" 三五年	一三、七〇〇"	三八年
		二五五、〇〇〇俵
		二三五、〇〇〇"
		三〇〇、〇〇〇"

パラグアイに於ける棉花栽培 一九三八年年度に於ける栽培面積五萬八千八百町歩實棉生産高約四萬二千噸に過ぎないが今や漸く播種時代を脱せんとする状態にある。海外移住組合聯合會の同國移住地にあつても棉作を奨励せる結果一九三八年農年度に於ける栽培面積は三百七十町歩實棉生産高は約二百五十三噸に達し繰棉工場をも有するに到つてゐる。

ペルーに於ける棉花栽培 棉花はペルー國農産物中の大宗にして、海岸灌漑地及山地等に於ける栽培地面積は約三十二萬六千エーカーに及んで居る。大部分は海岸地帯の二十七地方或は奥地の二地方に栽培せられ、其の種類は約七種ある。國産棉としてはピウラ地方のアスベロ種(粗質)及びマ種、奥地のセミ、アスベロ種(半粗質)、チンチャ地

方のスアウエ種(滑質)あり、外に埃及種より得たるミタフキ種及サケル種等があるが、大部分はタンギス種として全地帯に栽培せられ、全生産額の約九十一%を占めて居る。收穫期は一般に四月より八、九兩月迄である。

千九百三十八年度の産額は八萬四千二百二十二噸であつた。國內消費額は六千一百十噸である。因みに前記タンギス種とは同國ビスコの農學家タンギス氏が同地の棉花が天候及害虫に原因して栽培を脅かされるを遺憾とし、之に抵抗し得る品種を求め千九百五年以來改善に努力したる結果、スアウエ種より派生せる一變種が最も抵抗力を有することを發見し、之に周到なる栽培法を講じて其の目的を達成し得たもので、今やペルー産棉花の約九割は此の種のものである。

地方名	面積	地方名	面積
サンボータ	三五	サンニコラス	五〇
バラモンガ	一三〇	チャンカイ	二、三〇〇
マ	三一〇	カニエテ	六〇
合 計	二、八八五(我が約八、六五五町歩)		

是等の地方に於ける邦人は耕地を借入れ又は小作し、奥地では土地を購入して栽培して居る者もある。耕地を租借し、棉花栽培を經營する主なるものは左の通りである。

耕地名	租借面積	經營者
バルバ耕地	五〇〇	秘魯棉花株式會社
レツナス耕地	五〇〇	レツナス農事株式會社

ラワカ耕地	二五〇	岡田、元西共同經營
カキ耕地	二〇〇	同
ヘス・デル・バイエ耕地	三〇〇	岡田 幾松
ヘクアン耕地	一〇〇	同
ミラフローレス耕地	一五〇	同
サン・ホセ耕地	一五〇	同
合 (計)	二、一五〇(我が約六・四五〇町歩)	

右の中秘露棉花株式會社は、大正十五年六月設立せられ、資本金百萬圓(内六十萬圓拂込)にてペルー國チヤンカイ那バルバ耕地に五百フアネガ(約一千五百町歩)を租借して、棉花栽培事業を經營して居る。其の耕地は直營地と小作地とに分れ、小作人の現在数は百二十五家族にして、其の内日本人は百十家族、大部分は沖繩縣人である。耕地内には繰棉工場有り、直營地生産棉及小作人より買上げたる棉花を繰棉して居る。工場動力は水力電氣に依り繰棉機七臺、壓搾機二臺を動かして居る。又鐵道引込線があつてチンカイ港より輸出されて居る。農場の生産額は年額繰棉二萬キントル(一千噸)内外にして、從來は大部分を英國に輸出して居たが、兩三年來日本に於けるペルー棉の需要勃興に應じ、毎年多量を日本へも輸出するに至つた。尙棉實は國內石鹼及醬油會社へ供給して居る。レッテス農事株式會社は、昭和三年在留邦人を株主として資本金三十萬ソルを以つて設立せられ、前記秘露棉花株式會社と略々同面積の棉花栽培小作地を租借經營して居る。又在留邦人を主體とし少數のペルー人を加へ、資本金二十五萬ソルのウアラル繰棉工業株式會社が昭和六年に設立せられ、繰棉作業、石鹼及製油作業を經營し、其の成績も亦良好で該

方面へ漸次進展して居る。

我國との關係に付ては、同國にて生産せられたる棉花は主として毛織混織、其の他特殊織物に使用するに適するもので、最近我國棉業の進展に従ひ之が需要を喚起し、昭和十二年度に於て約一萬四千六百俵(五百封度俵換算)の輸入があつたが、同十三年度に於ても約一萬四千六百俵輸入せられ、今後益々増加の傾向にある。

亞爾然丁に於ける棉花栽培 亞國北部の所謂グラン・チャコ地方には棉作に適する廣大なる地域あり、就中チャコ直轄州は其の中心を爲し全國棉花栽培面積の八割を占め、フォルモサ、コリエンテス、サンチャゴ・デル・エステロ、サントフェ、サルタの諸州は之に次いで居る。千九百三十七—三十八年度に於ける栽培面積は、四十二萬四千三十噸、棉花生産高は十八萬七千四百噸輸出量繰棉二萬二千四百噸にして、仕向先は英、獨、佛、西の諸國である。チャコ直轄州には數年前棉作を主とする邦人の入植を見たが、經營上困難を生じ分散した。

ジュート(黃麻) 財團法人アマソニア産業研究所は、伯刺西爾國アマソナス州に於てジュートの栽培を計畫し、千九百三十一年十月、同州パリンチンスに於ける同研究所中央試驗所農場に於て、之が試験的栽培に着手し、其の後印度ベンゴール農事試驗場より取寄せたる種子を以て二町歩の地積に植付け各試験を續行中の處漸く昭和十一年成功し同研究所を株式會社に改組し同地に於て本格的栽培を初めた。其の栽培面積も十三年末に於て五十町歩を超え更に同國政府の勸奨の下にアマソン地方一帯に大規模栽培の調査中である。

又墨國に於ては農學士内田重雄氏が邦人として初めて黃麻の栽培を計畫し、千九百三十一年及同三十二年の二箇年に互り、ナヤリット州に於て前後三回之が栽培の實驗を完了し良好なる成績を挙げ、同國官民間に多大の注意を喚起した。

米 伯刺西爾 伯刺西爾は従來米の輸入國であつたが、氣候及土地の關係が米作に甚だ好適して居る關係上急速に之が發達を見るに至り、千九百十六年には之を海外に輸出するに至つた。千九百三十七年度に於ける伯刺西爾全體の米生産額は、百二十五萬二百五十噸にして、其の價は一億七千六百萬圓に達し、其中サンパウロ州は第一位を占めて四十八萬噸第二位はミナスセラエス州の二十五萬八千八百四十噸、第三位はリオクランデ・ド・スール州の二十二萬二千三百九十六噸其他一萬噸以上の産額ある州はゴヤス、マラニオン、パラ、リオ・デ・ジヤネイロ、パラナ、サンタカタリナ、マツトグロツソ諸州にして、殆んど全伯刺西爾に於て生産せられて居る状況である。

伯刺西爾米は千九百三十六年には約五萬四千噸（價格三萬八千五百コントス）を海外に輸出せられたが、千九百三十七年に於ては收穫量を減じ、三萬一千二百九十五噸、價額二萬六千四百コントスであつた。

伯刺西爾米の主なる輸出國は亞爾然丁を第一とし、第二位はウルグアイにして、次に獨逸、智利、白耳義、波蘭、ポルトガル等の順位となつて居る。

伯刺西爾に於ける邦人米作の歴史は相當古く、千九百十年には水野龍氏がリオ州に於て、州政府に對してサント・アントニオンに日本植民地建設の契約を爲し、之に米作を試みることとし、當時の清浦農商務大臣等の後援に依り、植民地建設の爲に派遣されて居た隈部三郎氏が其の衝に當つたが、マラリヤ罹病と資金の募集不如意との爲遂に不成功に終つた。又リオ州のデューリツヒ商會が、皮革商の傍ら三百町歩の農場を經營し、千九百十一年テキサス州の米作經驗者星名謙一郎氏を聘して米作の改善を圖つたが、同氏は雇主との議合はず、翌十二年其の關係を絶つに至つた。サンパウロ州に於ける米作は其の大部分は邦人の手に依つて生産せられて居るが、千九百三十七年に於ける在伯邦人は、二萬七千疋價格六百五十五萬圓の産出高を示した。聖州にありては邦人の在住者多きノロエステ線地方を第一位と

し總産額の約三割五分を産出し以下パウリスタ線三割、ソロカバナ線一割、ジュキヤ沿線地方一割、其他一割五分程度である。

海外移住組合聯合會經營のアリアンサ、バストス、チエテ、トレスパラス等の植民地に於ても、植民に對し稻を栽培せしめて居るが、千九百三十二年度の生産額は合計約十萬俵（秬六十疋俵）であつた。海外興業株式會社經營のイグアツベ植民地は古くより米作地として知られ、移住者は各々二、三町歩の稻を栽培して居る。其の生産額は千九百三十七年度に於て秬二萬九千八百八十四俵であつた。此の外東山農事株式會社經營の中央線ビンダ農場に於て、同會社直營にて水稲約二百アルケール（五百町歩）を栽培して居る。

此の外在伯邦人の米作地として通稱三角ミナスのイガラパーバ（モチアナ支線）附近を第一とし、此處には模範的産業組合設置せられて精米所を所有して居る。其他ノロエステ線のベンナ産業組合、ソロカバナ線ブレンデンテ・ウエンセスラウ、ノロエステ線アラサツバ及パウリスタ延長線マリリア等は邦人米作地として主要なるものである。又アマゾン地方に於ては米に不足を來し、他州及外國より年々多量の輸入を爲して居る状態に注目し、南米拓殖株式會社はパラ州アカラ植民地に於て米作に力を注ぎ爲に年々産額を増加し、近年は州産額の約一割を産し、アカラ米と呼ばれるに至つた。昭和十三年の産額は秬一萬二千俵（六十疋入）にして、生産したる秬はアカラ植民地の精米所に於て精白し、ベレーン市場に於て販賣して居る。

アマソナス州パリンチンスに在るアマソニヤ産業株式會社事業地に於ても亦、米作に力を注ぎ、約一千五百俵（六〇疋入）の生産を上げてゐる。

○ 移入）の生産を上げてゐる。

ベル、ベルに於ける米作地帯はバカスマーヨ、チクラヨ及ランバイエーケ谷に於て幼稚なる方法を以て栽培





せられ、作付面積は約十八萬七千エーカーにして、地方精米所に於て脱穀せられて居る。同國は千九百三十一年迄支那より多量の米を輸入して居たが、現在は地方の需要に應ずるに充分なる生産がある。同國米作反別は約四萬八千ヘクタレアに及び國內消費量は毎年六十萬俵（約七萬噸）、千九百三十八年度の收穫高は約十萬五千疋である。尙同國は國內米作保護獎勵の爲、輸入米に重き關稅を課して居る。此の保護政策と近來同國米作獎勵との爲、ペルー農民の米作に従事する者増加し、元來米作を得意とする邦人の間に於ても、近年是に従事する者も現はるるに至つた。併し近來棉花の暴騰に因り全國的に米作は不振の状態を續けて居るも將來大いに有望視されて居る。

亞爾然丁、亞爾然丁に於ける米作は、千八百八十年頃より行はれて來たものであるが、種々の理由で不振の域を脱せず、現在に於ても米は主として輸入に俟つの状態で、政府は之が獎勵を爲して居るが未だ消費量を充すに十分でない。亞國の米作は所謂ツクマン米を以て知られる北部ツクマン州に最も多く、サルタ、プエノスアイレス、エントレ・リオス、ミシオネス等の諸州にも栽培せられて居る。一九三四—三五年度に於ける栽培面積は約一萬五千五百町歩、生産高約三萬五千五百噸に達し、西班牙、伊太利等の國民が米作に従事して居る。亞國に於ける米作は邦人の發展上最も有望なる農業の一にして、今日栽培に従事して居る者もあり、同國に於ける邦人の米作は今後に期待されるところが多い。

メキシコ、メキシコに於ける米作は僅少であるが、昭和五年メキシコ産業株式會社が設立せられ、同國モレロス州の外人農園（面積一千二百町歩餘）を買収し、稻、玉蜀黍、アルファルファ等を栽培して居る。昭和十年の水稲作付面積は百四十二町歩にして、其の收穫高も漸時増収を見つつある。

園藝作物（蔬菜、果樹等）、伯刺、西爾、南米に於ける邦人蔬菜栽培中特筆すべきものは、伯刺西爾特に聖市近郊に於ける其れであり、北米加州に於ける日本人の生産する蔬菜が全米に供給せられて居ると同様、伯刺西爾特に首府リオ・デ・ジャネイロ市及サンパウロ市の都會人は、其の殆んどが在伯邦人の手になれる野菜に依つて生活して居ると稱しても過言でない。其の中主なるものは馬鈴薯を第一とし、蕃茄、甘藍、玉葱、苺（ストロベリー）等が主要なるもので、就中馬鈴薯、蕃茄の如きコチャには馬鈴薯生産者産業組合を、中央線モチダスクルーズスには蕃茄出荷組合を組織して、統制ある生産と出荷とを爲して居る。

今千九百三十七年度に於ける伯國並に在サンパウロ邦人の馬鈴薯栽培状況を示せば左の通りである。

馬鈴薯栽培状況

地 域	生 産 量	邦 價
全 伯 國	三三四、一六五 <small>噸</small>	三四、五九三 <small>千圓</small>
サ ン パ ウ ロ 州	一〇〇、〇〇〇	一二、七五〇
在 聖 邦 人	五四、〇〇〇	五、六二五

前記邦人の馬鈴薯栽培地方はソロカバナ線地方、聖市郊外、英國線地方及セントラル線地方である。又邦人の蔬菜栽培は主としてトマト、甘藍、草苺、胡瓜、南瓜、菜豆、花椰菜等である。

在伯邦人の果樹栽培も亦最近著しく増加し、伯國に於ても重要な海外輸出品としてバナナ、柑橘類がある。バナ

ナの栽培地は主としてサンパウロ州ジュキア鐵道沿線である。

其の他邦人の果樹栽培として主なるものは、柑橘に次いで葡萄、梨、栗、パイナップル等がある。聖州に於ける邦人果樹所有本数は大體柑橘類九萬九千二百八十四本、其の他の果樹一萬五千五百五十本である。

而して在伯邦人の蔬菜、果樹栽培者は益々増加の傾向に在り、漸次邦人獨特の技術が認められて居るので、將來此の方面に於ては、邦人の獨占するところとなるのではないかと思はれる。

亞爾然丁、邦人の蔬菜栽培業はブエノス・アイレス市郊外南部鐵道沿線を中心とし、其の數約二百家族に達し、投資額約二百萬圓年産約二百五十萬圓で此の地帯に於ける全生産量の二割乃至二割五分に當つて居る。邦人の蔬菜同業組合が組織せられてより既に十年以上を経過し、會員相互は著々健全なる歩を續けて居るが、少數の例外を除き殆んど全部が借地農たるの域を脱しない。

邦人の花卉栽培業はブエノス・アイレス市郊外中央線及コルドバ沿線を中心とし、現在に於ては其の數百家族を超え、投資額約二百萬圓、産額は約二百萬圓に達し、此の地帯の全生産額の約四割に當つて居る。元來花卉栽培業は邦人の最も得意とするところにして、此の地に於ても益々増加する傾向を有し、既に多數の土地所有者も出で、同業組合も組織されてゐるブエノス・アイレス市に於て時々行はるる花卉指導研究機關として蔬菜、花卉同業組合は昭和十三年に夫々試作所を設立し益々確固たる基礎の上に斯業の前途は赫々たるものがある。品評會に於ても、邦人出品が断然他國人を壓し、數年來邦人側で殆んど全部の賞品を獲得してゐる。

亞國は果樹栽培の盛んな國であるが、未だ邦人にして此の方面に發展せる者は割合尠く、僅かに亞國西部アンデス山麓なるメンドサ州に於ける星清藏氏を中心とした數十人が、桃、梨、メロン、葡萄等の栽培に従事して良好なる成

績を擧げて居るに過ぎぬ。又最近林檎、梨、葡萄等の栽培を目的として、南部リオ・ネグロ河に沿つて内田正練氏外數名の邦人が入植したが、其の成績は今後に俟つべきであらう其の他ブエノス・アイレス市郊外チグレ附近にも蜜柑、桃等の栽培に従事する邦人もある。

養蠶業、伯刺西爾、伯刺西爾に於ける養蠶業は千九百四年サンパウロ州で初めて試みられ、爾來州政府の保護獎勵に依り逐次増加し、千九百三十四年度於ては桑樹植付數約一千五百萬本、生繭收穫量五十萬疋に達し、之が飼育者は約四千五百家族であつた。

生絲工場は約六十三にして、養蠶、製絲、絹織業等に關する一切の投資額は約六萬三千コントスである。最近に於ける在伯邦人の養蠶状態を示せば左の通りである。

年次	桑樹數	蠶種播立量	收穫量	飼育者數	生産額
一九三四年	二、一四五、三〇〇本	一八〇、七〇〇瓦	三五九、七〇〇疋	八八一家族	一、〇七九、二二〇ミルレリス

尙千九百三十四年に於ける一家族平均播立蠶卵數量は二百五瓦で、平均收穫量は四百八疋、蠶種一瓦に對する生繭收穫量は一疋九にして、同年に於ける平均生繭一疋は三ミルレリスである。伯國に於ける養蠶業は當初は伊太利人が主であつたが其の後邦人が主として副業的に經營したものであるが、政府の獎勵補助に依つて最近は之を主業と爲す者もあり、サンパウロ州に於ける全産繭の約六割は邦人の手に依るものである。邦人の各集團地に於て養蠶に従事する者もある、特に海外興業株式會社經營のイグアツベ、レヂスト植民地に於て、又ソロカバナ線アルバレス、マツシ



ヤードに於ては共に養蠶組合を組織し之が飼育に従事して居るが、其の他パウロ市附近及マリリア地方に於ても盛んに飼育せられ、移住組合聯合會のバスターズ移住地及チエテ移住地に於ては、之が飼育に従事する者年々増加して居るので、千九百三十三年より製絲工場を建設し、移住地内生産の繭を絹絲として販賣して居る。從來サンパウロ州に於ては、千九百二十二年伯國政府の補助金に依つて創立せられたる、伊太利系のカンピーナス内國絹工業會社が、州生産繭を一手に買上げて居つたが、最近千九百三十二年にカンピーナスにアツスンソンのサンパウロカンピーナス絹業株式會社が創立せられ、益々斯業の發達に拍車をかけて居る。伯國殊に聖州地方に於ける養蠶は政府の獎勵と相俟つて、氣候、温度、地味等自然の好條件に恵まれて居る爲、桑樹は無肥料にて良く生育し、而も一年を通じて大部分繭葉を持つて居る爲、養蠶は年五回乃至八回之を飼育することが出来、現在將來共邦人の爲には極めて有望な産業である。

亞爾然丁 亞爾然丁に於ては絹絲、絹織物等の輸入の防遏の爲、種々の方法を以て養蠶の獎勵策を講じて居るが、未だに試験時代に過ぎぬ。養蠶業は米作と共に亞國に於ける邦人の發展上最も有望なる農業にして、將來邦人が此の方面に注目することを期待してゐる。此の秋に當つてミシオネス在住の山口喜代志氏が、數年前マテ茶栽培の傍ら養蠶を試みたことは特筆に値する。

又近年横濱市に在る對ラテン・アメリカ貿易商の加藤合名會社は、ブエノス・アイレスに本邦生絲を原料とする機臺三十臺を有する絹織物工場を設立し、相當の成績を収めて居る。

水産業 メキシコ沖合に於ける邦人水産業 メキシコ領低加州沿岸に於て鮑、石花菜、伊勢蝦等の採捕に従事する中小漁業者約五十人あり、別に此の沖合にサンデイゴを根據とし、大洋産業株式會社は約三百人の邦人を擁し、百五

十噸の漁船二隻と數隻の漁船を有して鮭、鮪の漁業を行ひ、年額二十萬圓の收入を得て居る。其の生産物はメキシコ、北米、日本及支那へ仕向けられて居る。更にメキシコ大西洋岸に於て鯛等を採捕し、之を首都メキシコ市へ賣捌く邦人約五十人がある。又日本水産株式會社は昭和十年より、當地太平洋岸及大西洋岸へトロール船十三隻、其の乗組員約二百五十人を派し、更に昭和十二年より魚類の鹽干製造を行ふこととなつて居る。尙林兼商店は昭和十三年より操業を開始し手操船六隻、船員九〇名を以て事業を行ひつゝある。

伯國及亞國沿岸等に於ける邦人漁業 伯國サントスは約數十人の邦人漁業者が組合を作つて、近海に於て底魚を採捕して居る。少し南下してパラナにも十數人沿岸漁業を行ふ者がある。亞國に於て漁業を行ふ爲設立されたる南米水産株式會社は、此處數年間現地官民と操業上の打合を行ひ、旁々内地水産物の販賣を行つて來たが、昭和十一年七月ブエノスアイレス市に日亞合辦の亞國水産商會社を設立し、正式に亞國及ウルグアイ沖に於て漁撈を行ひ、其の成績良好なので、昭和十二年更にトロール船一隻劍路丸を増派せり。

商業 南米諸國に於ける邦人の商業的活動に就ては、移民の渡航の目的が殆んど總て農業であつた關係上、歐米諸國人の活躍には比較すべきもないが、農業より轉じて商業を營む者も次第に増加し、中にもペルーに於ける邦人の商業は相當の發展を示し、其の勢力は仲々に侮り難いものがある。

伯刺西爾 伯刺西爾國に於ける在郷邦人の九割迄は耕作に従事し、昭和十三年十月一日現在の商業人員は約二千人である。大部分サンパウロ州内の各都市に在つて、陶磁器、玩具、雜貨、食料品等の物品販賣業に従事して居るが、農産物集散の爲農産物仲買商として深く奥地に活躍して居る邦人も尠くない。現在貿易商九、物品販賣業五百十九であるが、未だペルー等に於ける邦人商業の如き大勢力を有する迄には至つて居ない。其の主なるものは貿易商にサン

パウロ市の瀬木無限責任合資會社、合資會社蜂谷兄弟商會等があり、物品販賣業はサンパウロ市の中矢商店、サントスの菅山商店、リオ・デ・ジャネイロの蜂谷兄弟商會、ブラジル合同物産株式會社等がある。物産仲買商にはサンパウロ市に日伯物産株式會社、リベロンプレートに大海商店、プロミツソンにカーザ・東山等があり、何れも相當の成績を擧げて居る。

其の他に昭和十年十二月、日伯協會（設立當時は日伯經濟協會と稱す）が設立せられ、本部を東京に置き、伯國首府リオ・デ・ジャネイロ市に本邦事情紹介の實行機關として支部を設置し、伯國に於て本邦の文化を紹介認識せしめ、兩國の親善を増進すると共に特に兩國間の通商貿易の促進に力を注いで居る。本協會の斡旋に依り、本邦より、伯國向け送付した見本品は既に五千點を超え伯國よりも重工業に關する相當多額の引合を見るに至つたが、設立日尙淺きにも拘らず著々好成績を示して居る。

ペルー、ペルー國に於ける邦人は、明治三十二年より農業移民として渡航したものであるが、當時ペルー國の勞働條件劣悪にして奴隷と異らず、獨立せんとするも土地の獲得困難であつた爲次第に耕地を去り、現在に於ては總在留人口の八割は首府リマ及其の商港カリヤオに集中して、陶磁器、食料品、雜貨等の物品販賣業、珈琲店、理髮店等の職業に従事して居る。

現在ペルーに於ける邦人商業人員は約六千四百八十五人にして、貿易商の主なるもの二十三、物品販賣業一千七百七十三あり、資本總額は約一千五百九十萬ソレスに及び、日、秘、支、獨、英、伊人の競争激烈なる間に在つて、克く優勢なる地位を保つて居る。其の全國に互る強力なる小賣網の擴張は實に目覺しきものあり、英、米、獨の外商と雖も、商品の販賣には邦人小賣商の勢力を無視し得ざる状態にして、其の勢力は益々増大の傾向にある。

邦人貿易商の数は多きも資力薄弱にして外銀筋の信用も得られず、又固有の金融機關を有せざる爲大量の取引を爲すものは殆んどない。小賣商も近時の經濟的不況と政情不安の影響とを受けて競争激烈となり、邦人間に於ても亦競争起り、下級職業を営む者の中には、ペルー下層階級と競争する者出で、排日的氣勢を惹起する虞あるに至つた爲、在留邦人相圖り新事業、新方面への轉換策として、地方農産業の開發、森林地方への移住、新規開店の制限禁止等の自己整理案を樹て、其の一部は既に實行せられて居る状態である。

邦人商店の分布状況はリマ、カイヤオ兩市最も多く其の半ばを占め、リマ縣下のチャンカイ、カニエテ、レツテス等の棉花耕地に多く分散して居る。商店の主なるものを擧ぐれば、貿易商にはリマに野々宮商店、石井兄弟商會、未富商會、林商會があり、モリエンドに古屋商會、トルヒーヨに有馬商會等がある。物品販賣業にはリマに佐藤金物店、屋宜松商店、カイヤオにエル・ソール・デル・パシフィコ、ワンカーヨに奥川商店、サンニコラスに近藤商店、カサグランドに小泉富治商店、アヤクーチヨに石川貞一商店、サンビセンテは葉山左五一商店、サンハシントに雨森勇次郎商店等がある。

メキシコ、メキシコ國に於ける商業者は、明治三十年頃より明治三十六年に互つて渡航し、炭坑、砂糖黍耕地に入つて勞働に従事して居た邦人が風土病と内亂の爲失敗に歸し、其の半數は都會に移つて商店を經營したのに創まる。現在メキシコ國には約一千二百人の商業者が在留し、メキシコ市を始めコアウキアラ州、コリーマ州、チウアウア州、シナロア州、ソノラ州等各地の都市に分散し、貿易商六、雜貨、藥品、食料品等の物品販賣業者等多數ある。其の主なるものは貿易商のラ・ホボネサ（辻愛子）、大陸企業株式會社、ラ・ホボネサ（辻眞）、物品販賣業のラ・ヌエバ・ホボネサ、エル・セルロイデ、テイエンダ・アシダ、玉浦商會、エル・ソル・ナシエンチ、東京商會、藥種商のボテイー

カ・ハボネサ(古川常吉)、ボテイヤカ・ハボネサ(岡精二)、農産物仲買商のアシエンダ・サンピセンテ、ポブラール等である。

亞爾然丁 亞爾然丁國に於ける邦人商業の濫觴は日露戦捷の直後に於て、内地貿易商は當地の有望なるを認め、首府ブエノス・アイレス市に店舗を開設し盛んに取引が行はれるに至り、遂に今日の如き日亞貿易の隆盛を齎らすに至つたのである。爾來日亞貿易の益々親密の度を加ふるに至り商業移住者も亦年々増加し、現在當國の商業者は約一千五百人にして、大部分は首府ブエノス・アイレス市に集中し、其の主なる貿易商は二十五にして、陶磁器、絹綿布、貝釘、雜貨等を取扱ひ、物品販賣業は百三十一を算する。主なる貿易商は三井物産株式會社、高嶋屋飯田株式會社、日本棉花代理店、瀧波商店、原商店、辻才次郎商店、山田商店、勝田商店、村井商店、安藤商店、本田商店等があり、又邦人唯一の美術骨董品商としてラ・メゾン・サツマ、横濱商店、其の他カフェー店として内外人間に「カフェー東京」として普く知られて居る貝原商店等がある。日亞貿易も逐年進展を見つゝある。

工業 當地方に於ける工業は他の産業に比すれば甚だ不振である。且つ其の内容を見ると甚だ貧弱にして、内地工業者が資本と技術とを持って進出したる者は極めて少なく、其の多くは農業者の轉業したる者である。従つて移民の歴史の古いベルー、メキシコ國に於ては其の數も多く、又相當成功者もある。又農業者の轉業したる者多き結果大工、石工、塗工、洗濯業者、飲食料品、嗜好品製造の如く在留邦人目當か、又は工業的技術より見て低級なる業種に従事する者が多い。然し後に述べる如くメキシコに於ける石鹼、絹織物、ベルーに於ける電球、帽子等邦人事業として誇り得べき事業もある。大體に於て工業に従事する邦人は成功せる模様であり、又漸次高級な工業に移りつつある現状にある。又最近に於ける通商事情に依り、本邦工業者の海外に事業を起さんとする情勢の漸次盛んとなつて居ること

は喜ばしい現象である。尙近時伯國に對する小企業移民の進出は極めて有望なるに鑑み昭和十四年度に於て小企業者主として絹織物業者約十數家族を伯國に送出し同國內に製造工場を設けしめ本邦よりは原料輸出の増進を計る計畫にて十五年三月中に福井縣下より希望者十數家族を送出する運びにあり、而して右計畫の實現は我が輸出振興の一助たるのみならず海外に本邦品移出の據點を確保する所以にして其の結果期待せらる。

中南米 中南米諸國に於ては未だ工業が十分に發達せず、工産品の大部分を輸入に仰ぐの状態であるが、各國共産業の工業化促進の爲、高率なる關稅其の他の方法に依り國內の工業を保護獎勵して居るので、有望な工業が少くない。然し邦人にして工業に従事せる者進出し昭和十三年十二月現在の統計に據れば、五千六百七十人にして伯刺西爾に二千五百人、亞爾然丁に八百三十人、ベルーに一千四百八十人、メキシコに八百六十人となつて居る。而して前述の如く其の大部分は小規模なものであるが、墨國に於ける石鹼、絹織物、ベルーに於ける電球、ゴム、帽子、亞爾然丁に於ける絹織物の諸工業は、日本人の事業として誇り得るものにして、殊にベルーに於ける電球事業は、同國の製造專賣權を持つて居る點に於て注目されて居る。最近此の方面に對しても、本邦業者の進出を見んとして居ることは好ましい現象である。

鑛業 中南米地方は我國必需鑛物に富み其の埋藏資源極めて豊富なる状態なるに鑑み、鑛物資源の状態並に買鑛及開發に關する諸般の調査を行ひ當業者の便に供すると共に進んでは企業の誘導に資するは極めて緊要なるを以て之が目的達成の爲、昭和十四年度に於て太平洋應用鑛物協會の創立あり、當年度事業として南米西海岸地方ポリビア及ベルー地方の調査を爲す計畫である。

第二 南洋地方 南洋地方は所謂熱帯圈に屬し護謨、マニラ麻、椰子、砂糖、規那、棉花、木材等の農林資源を始

め鐵、錫、ニッケル及び石油等の礦物資源、鯉、鮪、眞珠貝等の水産資源が極めて豊富にして我國内原料品の一大供給地として古くより重要な關係を有するのみならず其の交通、運輸並に地理的關係等極めて好條件なる爲、邦人及邦人資本に對し其の進出を誘引する力極めて大なるものがある。

従つて近年國內工業の發達に依り其の原料の生産取得及國際的取引を目的として此の地方に各種の企業投資を見るに至り農林事業を始め鑛業、石油事業、水業等は殆ど南洋全體に亘つて行はれ其の投資額の如きも約三億圓を超過すると稱せられ其の歴史の古きと投資額の大きな點とに於ては邦人の海外拓殖事業地中滿洲を除き第一位を占めてゐる尙南洋方面に於ける海外拓殖事業は我國産業に對する原料供給地として我國經濟界と極めて緊密なる連繫の下に發達して來た爲、今次支那事變の勃發以來採られた經濟界の統制強化は必然的に南洋方面に於ける邦人の拓殖事業に重大なる影響を與へつつあるを以て之が摩擦を減少し、邦人の企業維持上必要な種々の處置を講じ以て將來建設せらるる東亞の新經濟體制に即應する様努力して居る。

護謨 邦人が護謨事業に手を染めてから三十年、其の間市況の浮沈甚しく經營上の苦辛並ならぬものがあつた。曩に大正九年に始つた市價の不振は停止する處無く大正十一年には將に二十仙臺を割らんとするに至りたるを以て豫々計畫されて居た不況打開の對策としての輸出制限は、和蘭の協調を得られざる儘に單獨、英國のみで同年十一月から之を實施する事となつた。之が爲滞貨が逐次消化せらるるに従ひ市價は持ち直し大正十四年末には實に一封度一弗八十餘仙と云ふ開騰振りを示すに至つた。然るに蘭領に於けるゴム生産の増加と密輸出とに依り輸出制限の威力漸く失はれ來りたるを以て、施行六ヶ年にして昭和三年十一月限り輸出制限は解除さるるに至つた。其の爲市價の落調は一層歩度を早め、昭和七年六月には一封度四・五仙と云ふ未曾有の暴落を見るに至つた。其の間に處して當業者は護謨

園の改良、事業の合理化を計る等銳意生産費の引下げに努めたのであるが、市價四・五仙では到底追隨すべくもなく其の苦心は容易ならぬものであつた。

然るに R. G. A. (Rubber Growers Association) は護謨栽培の此の窮境を救ふには國際的に生産を制限する以外に方法のなき事を可決し、和蘭業者も亦實際的にして有效なる案あらば限産参加の用意ありとの聲明を發表するに至つたので兩國の當事者間に於て協議を重ねた結果昭和九年四月二十八日協定が成立して同年六月一日より昭和十三年末に至る四年七ヶ月間の期間生産を制限することを發表した。協定参加國は英領馬來、英領北ボルネオ、錫蘭、サラワク、英領印度、緬甸、泰(暹羅)、蘭領印度及佛領印度支那の九ヶ國である。

其の後護謨價は幾上りに昇騰を續け、昭和十二年三月には四十五仙半と以ふ昭和四年以來の高値を現出し業者も我世の春を謳ひ、現地は非常な活況を呈するに至つた。其の間に二、三の邦人護謨園間に合併が行はれたことは喜ぶべきことである。

然るに米國に於ける不景氣は護謨の需給基調に變化を來し相場は再び下落の歩調を辿るに至り昭和十三年四月には十五仙臺に落ちたるに鑑み國際委員會は九月以降限産率を四十五%に縮減したが殆んど其の効果も現はれず、而も一方滞貨漸増する有様なので業界の安定を期する爲昭和十三年末を以て満了する限産協定を更に向ふ五ヶ年間延長する案を決議した。

本更新協定は從來の協定の修正であつて、此の延長期間内に於て現在の植付面積の五%の新植を許可すること並に昭和十四、五年に於ける植替は無制限であるが其の以後はその時の狀勢により判斷すること等が主なる協定内容である限産協定案延長の發表があつてから相場は漸騰歩調を辿り二十七仙臺を以て昭和十四年を迎へた、そして同年九月

一日獨、波開戦に伴ふ英佛の對獨宣戦布告となるや相場は急激に暴騰して三十九仙臺に跳上り、十一月始めには四十仙を突破し昭和十二年春以來の高値を現出した、其後四十仙を破つたけれども三十七、八仙程度に落付いて居る。昭和十五年第一期(一月―三月)の限産率は極度に緩和されて八十%と決定された。

邦人護謨園の分布状態

一、邦人護謨園地方別面積 (一九三八年調)

地方	推定租借面積 (英反)	植付面積 (英反)	生産面積 (英反)
馬來半島	一〇四、〇七六	七七、九〇九	六〇、三五九
英領北ボルネオ	二二、五六五	一三、八二五	一三、一〇三
サラワク	七、八四八	五、二六四	三、三四九
蘭領マラタ	一四七、〇一九	二二、四八四	一八、一三七
同 (リオ群島ヲ含ム)	四〇、八〇六	一四、〇二一	一一、〇九五
同 ボルネオ	四、五三九	四、二九七	三、一四二
同 爪哇	一、四八九	一六六	一五八
同 セレベス	一、二二三	一五七	一五七
合計	三三九、四六五	一三九、一三三	一一〇、五〇〇

二、邦人企業の規模に付ては左表に依り其の概要を知ることを得る。(一九三八年調)

規模 (植付面積)	會社		個人	
	數	植付面積 (英反)	數	植付面積 (英反)
一萬英反以上	三	六四、五六八	一	一、〇〇〇
一萬英反以下 五千英反以上	四	九五	一	一、〇〇〇
五千英反以下 二千英反以上	七	二〇、七六九	一	一、〇〇〇
二千英反以下 一千英反以上	五	六、七七一	一	一、〇〇〇
一千英反以下 五百英反以上	四	二、八七〇	三	二、一六
五百英反以下 二百英反以上	二	五〇六	一〇	二、九六八
二百英反以下 百英反以上	一	一、三七四	一三	一、九三一
百英反以下	一	一、三七四	一四九	四、二五五
合計	二五	一一六、八五三	一七六	一一、二七〇

三、邦人護謨園生産高及國內消費量對比表

年次	邦人護謨園生産高 (噸)	年次	本人護謨園生産高 (噸)
一九二七年	一〇、〇〇〇	一九二九年	一二、五〇〇
一九二八年	一二、〇〇〇	一九三〇年	一三、〇〇〇





一九三五年	一九三四年	一九三三年	一九三二年	一九三一年	一九三〇年
一〇、三五〇	一二、七五〇	一五、〇〇〇	一七、〇〇〇	一四、五〇〇	九、三五七
一九三九年(推定)	一九三八年	一九三七年	一九三六年	一九三五年	一九三四年
九、二〇〇	八、八〇〇	一二、五五五	九、三五七	一四、五〇〇	九、三五七

四、世界ゴム界に於ける邦人ゴム事業の地位

世界ゴム栽培面積(一九三八)	八、四〇九、〇二五 英反
邦人ゴム栽培面積(一九三八)	一三八、三二五 英反
割合	一・六四%
世界ゴム投資額	約三十一億九千萬圓
邦人ゴム投資額	約 八千萬圓
割合	二・五%
世界生産總額(一九三八)	英、蘭、米ニ亞キ世界第四位
邦人生産高(一九三八)	八九〇、七九〇噸
割合	八・八〇〇噸
	〇・九八%

次に嗜好料作物に就き述べれば

珈琲 南洋に於ける邦人の珈琲栽培事業としては會社が企業的に經營して居るものは從來東部爪哇に在る南國産業株式會社のテンボアセオ園及蘭領スマトラ島アチヌ州コタチヤネ町附近に在る野村東印度殖産株式會社のブキット・トサム園の二園に過ぎなかつたが最近葡萄牙領チモール島に於ける南洋興發株式會社の出資に依る日葡合辦のS・A・P・T(ソシエダデ・アグリコラ・パトリア・エ・トラバリーヨ・リミターダ)が同島に於ける珈琲栽培業を行つて居る。テンボアセオ園は大正七年に南國産業が和蘭人會社より之を買収したもので珈琲樹中には買収前の植付に係る老齡樹もあるが多くはそれ以後に植付られたもので大部分は護謨との混植である。又ブキット・トサム園は大正十五年の創業に係るもので兩國とも珈琲の種類は悉くロブスタ種である。昭和十二年末現在に於ける之等珈琲園の租借面積(S・A・P・Tは全租借面積)、植付面積、生産面積並に生産數量等は左の通りである。

會社名	農園名	租借面積	植付面積	生産面積	昭和十二年生産量
南國産業株式會社	テンボアセオ	五七九	混植	單植	一、四七六
野村東印度殖産株式會社	ブキット・トサム	一、六二三	二七五	二七五	一、八一四
S・A・P・T		一五、八〇〇	五、〇五七	三、二五七	三、二五〇

生産品は從來南國産業は悉く之を生産地に於て賣却して居り、野村東印度殖産は四分の一前後を日本向として他は地方賣(主として首都メダンに於ける委託販賣)とし、又S・A・P・Tは殆ど大部分を蘭印及歐洲に仕向けて居つた。然るに支那事變による華僑の排日は邦人生産珈琲の賣却を困難ならしめ邦人同業者は苦境に立つに至つたので邦人企

業に依るものは企業維持の見地から出来るだけ我國に無爲替輸入の途を開き其苦境打開に資する様努めて居る。  
 茶 邦人の茶栽培業は、現在南國産業株式會社、南洋興業株式會社及チカネリー栽培株式會社の三會社が爪哇に於て行つて居るのみである。爪哇に於ける茶栽培の起源は二百年の往時に遡るが、邦人會社にして之に著手したのは大正七年末で、南國産業株式會社は先づウノサリ高地に於ける和蘭人會社を買収し、次いで翌八年の初め獨逸系會社を買収したもので、南洋興業株式會社は初め東印拓殖株式會社が、大正七年和蘭より買収したものを、大正十二年に譲渡を受けて今日に及んだものである。チカネリー栽培株式會社は武田長兵衛商店の經營に係るもので昭和六年末及七年規那栽培の目的を以て西部爪哇に於て買収した二箇所の茶園に於て茶の栽培を行つて居る。昭和十三年に於ける之等三會社の茶植付面積、生産面積、生産數量等を示せば次の通りである。

邦人茶植付面積生産面積並に生産數量

經營者	農園所在地	植付面積	生産面積	生産額
南國産業株式會社	爪哇ウノサリ	六〇九畝	六〇九畝	六六六、七九二
同	チンダリ	七二	七二	七七五、〇三四
南洋興業株式會社	ハリムン	二四七	二四七	四七四、九〇一
チカネリー栽培株式會社	チカネリー	四二五	四二五	一、九一六、七二七
同	グンヌン、パデガ	一、三五三	一、三五三	
合計		一、三三三	一、三三三	

生産物の販路 南國産業株式會社のウノサリ、チンダリーの茶は少量が日本へ仕向けられる外主としてシドニーへ、又一部はアムステルダムへ仕向けられる。南洋興業株式會社のハリムンの生産茶の約七割は歐洲に仕向けられ、約三割はバタビヤへ販賣して居る。又チカネリー栽培株式會社の生産茶は殆ど大部分歐洲に仕向けられる。

カカオ 南洋に於ける邦人のカカオ栽培は、スマトラ興業株式會社が同社の事業地たる蘭領スマトラ東海岸州キサラン・プロマンデ農園に於て十數年前試験的に行ひ良好なる成績を示したので昭和七年に十英反の植付を行つた。昭和十三年八月末現在に於けるカカオ栽培状況は、植付面積三三〇英反、生産面積十英反、一ヶ年生産額二、〇〇〇疋以上に達し、カカオ豆は同園に於て醗酵調製の上我國へ輸送し、明治製菓株式會社川崎工場へ販賣せられて居る。同園のカカオ栽培はスマトラに於ける農園式の唯一のもので、若し將來同島に於て邦人に依つてカカオ栽培が著手される際に於ては、同園に於ける撰定母樹よりの種實も役立ち得るものと豫想せられる。猶葡領チモール島に於ける日葡合辦のS.A.P.Tも同島に於てカカオの栽培を行つて居り、昭和十三年末に於ける植付面積は一、二〇〇疋生産面積二〇〇疋であつて未だ其生産は極めて僅かである。

此の外比島タバオに於て最近個人に依つてカカオの栽培が試みられて居るが其の面積も少く試験的栽培の域を脱するに至らない。

尙、纖維作物としてはマニラ麻、サイザル麻及棉等がある。

マニラ麻 マニラ麻は南洋に於ける邦人の栽培事業中護謨に次いで重要な位置を占めるものである。明治四十年比律賓ミンダオ島ダバオに於て初めて邦人に依りマニラ麻の栽培が着手されて以來、マニラ麻栽培上優れたる自然的條件を具備して居る同地方に於て邦人の麻栽培に従事するもの續出し、次いで大戦の好況に因る麻市價暴騰の爲内地

資本の進出並に移植民の渡航を著しく誘致して同地方に於ける邦人マニラ麻栽培事業は著しき發展を遂げ大正七年には邦人栽培會社六十六社、在留邦人約一萬に達して居た。然るに大正八年に新土地法實施せられて邦人の土地獲得に制限を加へらるるに至り、且又大戰終了後の世界的恐慌に因る麻市價低落の爲邦人會社の解散没落等相踵ぎ其數二十餘社一擲千金の夢破れて歸國するもの亦續出し大正八年には在留邦人僅に二千七百名を數ふるに過ぎない有様となり邦人麻産業は深刻なる打撃を蒙るに至つたのである。麻産業界に一大革命を齎した動力使用の麻搾機械所謂ヘゴタンの發明は此の不況中に於ける邦人の所産であり、引揚邦人の殘して行つた全麻園を少數の邦人に依り維持經營して行く必要より生れ出たものである。然し大正十三年より麻市況好轉した爲ダバオ邦人麻産業は漸く經濟的に立直ると共に邦人の新渡航を促して事業の擴張行はれ昭和五年には在留邦人約一萬三千人に達した。然るに麻市價は昭和四年末より再び悪化し始め昭和七年末より昭和八年上半年期にかけては一時最低三比内外の未曾有の安値をさへ現出し其後も尙六比内外の安値を續け容易に好轉の兆を示さない爲、斯業の前途再び暗澹たるものがあつたが昭和十年夏以來市價昂騰し來り、遂に昭和十一年十二月以降最高二十比を突破するに至り、待望の高値に頓に活況を呈したが此の好況も僅か半歳に止り、其後米國に於ける不況、並に支那事變に伴ふ我國の爲替管理強化の聲に脅かされ市價漸落し昭和十三年に入り復々十比を割るに至り業者は不安の念に驅られて居る。猶昭和十三年十月ダバオに襲來した颱風は邦人麻耕地に甚大なる被害を與へ其被害面積約六千町歩に亙り其損害額二百萬比に達すると謂はれ業者は目下銳意之が復舊に努力して居る。

現在（昭和十三年十月現在）ダバオに於ける在留邦人數は一萬七千人であるが其の内一萬四千人はマニラ麻栽培に従事するものである。

所在分布 マニラ麻は比律賓群島内に過く栽培されて居り、從來比律賓の特産物と稱せられて居たが、近年スマトラに於て蘭人に依り試みられた栽培は急激に栽培面積を増大して一時は年産一萬五十噸に達し、將來比島の脅威たるを思はせたが後漸減し、茲數年來に於ける生産は年五千噸に過ぎない状態である。邦人の麻栽培は從來殆どミンダナオ島の東南部ダバオ灣に面する地方に限られて居たのであるが、最近英領北ボルネオ、タワオに於て試みられた栽培は同地方に於ける麻栽培適地の發見と共に漸次栽培面積擴大せられ、現在其栽培面積約四、六七五英反に達して居る。ダバオに比して未だ問題とするに足らぬが益々耕地面積の擴張を圖りつつあるから其の將來は期して待つべきものがある。事業規模及投資額 現在ダバオには邦人の栽培會社三十七社を數へるが、中四社を除き他はマニラ麻の單一栽培或は麻及椰子を併せ栽培して居り、之等諸會社のマニラ麻に對する投資額は大體千二百萬比見當と推定されるが、この外之等會社内に所謂自營者即ち請負耕作者として入耕して居る邦人の投資額が八百萬比に達すると謂はれ、又米、比人其の他の外國人經營耕地に於て麻栽培を行つて居る邦人自營者の投資額が一千萬比と推定されて居り、従つてダバオに於ける邦人マニラ麻總投資額は實に三千萬比に達するものと見られる。タワオに於けるマニラ麻投資額は現在の處大凡八十萬海峽弗位であらう。尙ダバオに於ける邦人會社のマニラ麻栽培面積は直營並に自營者栽培の分を合して一萬五千町歩、又米比人等の外人耕地内に於ける邦人自營者のマニラ麻栽培面積は約一萬七千町歩、合計三萬二千町歩に達して居り、大部分は生産面積である。

産額 ダバオに於て邦人が麻栽培に着手した當時は同地の麻生産額は極めて少く、大正四年頃でも僅に三萬俵（一俵は二擔）内外に過ぎなかつたのであるが、近年驚異的な發展を遂げレイテ、アルバイ其の他の大生産地を凌駕して遂に現在では群島内麻生産地の主位を占むるに至つて居り、又其品質の優良なる點に於ても斷然他州産のものとの區別せ

られ、所謂タバコ麻の稱を得て居る。而も其の七十五%内外は實に邦人の手に依つて生産せられて居る實状にあるから、タバコを開發して今日あらしめたのは全く邦人の力であると云ふも過言でなく、比律賓麻産業界に於ける邦人の地位は實に重要であると謂ふ可きである。尙タワオに於ける麻栽培は従來邦人の獨占事業であつたが其後同地方の麻栽培の有望なるに着目して英國系の會社が新に之が栽培に着手するに至つた。最近三箇年間に於けるマニラ麻の比律賓全生産額、タバコ州生産額並にタバコ及タワオに於ける邦人生産額等を示せば左の通りである。

年次	比律賓全生産數量		タバコ州生産		タバコ邦人生産		タワオ邦人生産數量
	數	對全比島% 對スル%	數	對全タバコ% 對スル%	數	對全比島% 對スル%	
一九三六年	一、二九五、〇一〇	依	四四三、二五〇	依	三四二、〇〇〇	依	二、一三〇
一九三七年	一、三〇四、四八三	依	四四七、三二四	依	三三三、〇〇〇	依	二、一三七
一九三八年	一、一五一、六八五	依	六一二、七七七	依	四六〇、〇〇〇	依	五、四九二

(註) タワオ邦人生産數量はタワオ港よりの輸出數量を以て當該年度の生産數量とした。

生産物の用途及販路 マニラ麻は全懸芭蕉に似た植物で其の幹莖から採れる纖維は軽くて水に浮び、頗る強靱で海水に對する耐久力が大である爲船船用ロープとして最も適して居り、産額の六割はこの目的の爲に消費されて居ると謂はれる。この外各種工業用ロープ、トロール・トワイン、麥葉用バインダー、トワイン、或は製紙、眞田等の原料として主として日本、亞米利加及英國等に輸出されて居る。

最近三ヶ年間に於ける比律賓のマニラ麻の仕向國別輸出數量は左の通りである。

比律賓マニラ麻輸出高表

年次	比島全輸出高	内米國向輸出高		内英國向輸出高
		數	對全比島% 對スル%	
一九三六年	一、三三三、八四三	三〇九、七四七	依	三一八、二一六
一九三七年	一、三二一、三二三	三六三、三二九	依	三六一、八三九
一九三八年	一、一〇〇、一八六	二三三、九四三	依	二七九、五六八

棉 外南洋に於ける棉花栽培は一般的に未だ寥々たるものである。然し近年邦人の外南洋に於ける棉花栽培熱は漸く興り、南洋興發株式會社は數年前より蘭領ニューギニア北海岸の事業地に於て苦心棉花試作を行ひ來つた處、遂にその栽培に確信を得たので、愈々昭和十二年度より本格的栽培を開始し同年度は植付面積四〇〇陌、實棉收量四、三五三ピクルの成績を挙げたが、十三年度は六〇〇陌を植付け繰綿七二八擔棉實一、四五六擔の收獲を見た。又セレベス島メナドの近郊に於て宮地貫道氏が、比律賓ミンダナオ島タバコ州バダダに於て太田興業株式會社が四、五年來棉花の試作を行ひ相當の成績を擧げてゐる。

サイザル麻 邦人の海外に於けるサイザル麻の企業的栽培は、蘭領印度中部爪哇ソロー州スンベルラワンに於ける東印度拓殖株式會社が之を行つて居るに過ぎない。同社は大正七年和蘭商法に依り、Dutch Japan Plantation Ltd. を設立すると同時に其の創立を見たもので、其の公稱資本金二百萬圓、投資額約百十萬盾で、永租借面積は四千六百六十六畝、農業租借地は一萬二千二百八十九バウを所有し、從來マゼナン、スンベルラワン及バンドンオノレロの三園にサ

イザル麻及護謨を栽培し、嘗ては五十乃至七十萬疋、サイザル麻の生産を擧げ、生産品はスマラン市コロニアルバンク經由にて委託販賣を爲し歐洲及濠洲へ仕向けて居た最近數ヶ年間は單に農園の管理維持をなして居るに過ぎない状態にあり、從而其生産量も揭示する程に達して居ない。

其の他 邦人の南洋に於ける斯業投資としては、蘭領中部爪哇ソロカルタ・クラジヤン・レジョに於けるゲダレン農事株式會社あるのみである。同社は元資本金六十萬盾の和蘭人會社であつたのを、邦人の内外製糖株式會社が千九百二十年に其の株を買収して經營したが、千九百二十三年、大日本製糖株式會社之を買収し、越えて千九百二十五年百七十萬盾に増資して專業の擴張増設を計り今日に及んで居る。

油・脂料作物 古々椰子 古々椰子栽培企業は南洋に於ける重要な農企業の一つであつて南洋に於ける邦人の農企業としても護謨、マニラ麻に次ぎ第三位を占めて居る。

邦人古々椰子栽培の最も盛んなる地方は比律賓群島ダバオであつて英領北ボルネオ及セレベス之に次ぎその他南洋各地に散在してゐる。

南洋各地古々椰子植付面積 (一九三五年)

生産地	植付面積(疋)
比 律 賓	六〇八、三六〇
佛領印度支那	二二、四五〇
タ イ 國	六、六二七

英領馬來 二四五、七四四

サラツク 八、四八四

英領北ボルネオ 二〇、八〇六

蘭領印度 四九、五〇九

南洋及世界コブラ輸出數量一覽表 (一九三五年)

地 名	輸出數量(疋)
比 律 賓	五〇九、二〇〇
佛領印度支那	一一、二〇〇
英領馬來	一七一、五〇〇
英領北ボルネオ	一〇、七〇〇
蘭領印度	四八七、五〇〇
南 洋 計	一、一九一、一〇〇
世界總計	一、五九六、〇〇〇
總計ニ對スル南洋ノ割合	七五%

邦人の栽培状況

邦人古々椰子園地方別面積 (一九三四年)

國 名	生産面積(英反)	生産量(擔)
英領馬來	四一五	二、八六〇

比 律 賓	二、九八四	四二、二八九
蘭 領 印 度	五、〇六一	三二、五三七
英領北ボルネオ	三、七二六	二〇、三三四
計	一一、七一七	一、四九八
	一一、一八六	九八、〇二〇
		一、四九八

尙事業の規模及投資額に就て觀れば古々椰子園は小規模經營にて妨げなき爲、可なり大規模のものがないではないが、概して小規模の個人經營のものが多し。従つて投資額調査の如きも明確を期し難い憾みがあるが、大體七、八百萬圓と見積られて居る。

椰子園經營者は直接コブラを製造して生産地の商人に賣却するのであるが、稀には果實の儘商人に賣渡すこともある。賣買契約を了したコブラは市場に搬出せられて輸出される。

コブラは食料油或は石鹼製造の原料として年々南洋各地より輸入せられる。

邦人の農園産コブラとしては、比律賓ダバオ産のコブラ約二千噸の輸入を最高とし、千九百三十一年より英領北ボルネオ、タワオ産のものが年々五、六百噸輸入せらるゝを主要なるものとする。

油椰子 南洋に於ける油椰子栽培の歴史は非常に新しく千九百十年代に於て漸く營利的に栽培を見るに至つた。其の後植付面積は逐年増加し、一九二三年には三萬四千英反に達した。恰かも此の年大阪の野村合名會社はスマトラ島カラニヌウに在る獨逸人經營の油椰子園を買収經營し今日に及んで居る。

南洋油椰子生産高表 (一九三五年)

地名	植付面積(英反)	生産高(噸)
英領馬來	二六、〇二七	二二、一〇三
		三、五二九
蘭領印度	七四、九一九	一四七、六三四
		三〇、六一五
		一七〇、七三七
計	一〇〇、九四六	三四、一四四

邦人の栽培状況

油椰子栽培に關係する邦人會社 (一九三七年度)

會社名	事業地	租借面積(英反)	植付面積(英反)	生産面積(英反)	生産高(噸)	投資高(千盾)
野村東印度殖産株式會社	スマタラ	一一、〇四五	五、〇〇二	四、〇六七	四、五五〇	二、四〇六
東山農事株式會社	スマタラ	八、八四九	七、九四三	三、五四一	一、五五六	三、七六三
大倉スマトラ農場	東海岸州	二五、八三二	二、五六四	二、五六四	未生産	一、一四〇

大倉スマトラ農場園は既に生産期に達し居り昨年之が生産工場設計機械購入等一切の準備を完了したれども時局關係の爲延期の不得已得状態にある。

生産物の販路 油椰子は古々椰子と異り果實より早く油を製造せねばならず、又椰子核は蘭領東印度に於ては油を

採取せず、其の儘悉く輸出せられる。本邦に於ては、パーム油は石鹼製造の原料及ブリキ製造工業用として年々輸入される。

米 米は南洋の殆ど各地で栽培されてゐるが、現在邦人の米作事業としてはサラワツクに於けるものがその唯一のものである。即ち年々多額の食糧米を輸入しつゝあるサラワツク國の國王の懇願に依り日沙商會は昭和四年以來年度調査員を派して米作適地を選び、昭和六年より邦人農家を入れて米作の實耕調査を開始し、幾多の苦難を経て昨今漸く將來の見込も立つに至つた。

尙南洋には住民の主食糧たる米に不足し、その供給を外米に仰いでゐる國が多く、其等の國の多くは、日本人の手に依り自國の米作の興らんことを希望してゐる。

藥用作物 南洋には藥用として重要な作物が尠くないが、未だ邦人栽培の見べきものがなく、僅かに次の如きものが知られてゐる。

コカ 邦人のコカ栽培は南國産業株式會社が爪哇に於いて副業的に栽培しつゝあるに過ぎぬ。

規那 南國産業株式會社爪哇のウノサリ農園等に於て一八四ヘクタール(單植全部生産國)に互り栽培し、一九三五年二四九、九四五半疋、一九三七年二一八、三五八半疋、一九三八年二四〇、九一〇半疋の生産を擧げてゐる、同社は和蘭キナ・トラストに加盟し居る爲右トラストの生産制限を受け實際生産力に對し遂に少い生産を爲してゐる。尙その生産物は殆ど全部和蘭本國に送られる。

この外大阪の武田長兵衛商店が昭和六年爪哇のチカネリ及他二農園に於て前記トラストのアウト・サイダーとして規那栽培を始めたが昭和十三年植付面積三八〇ヘクタール乾燥皮七三、六九五疋の生産を擧げた、生産量は擧げて日

本に仕向けてゐる。

尙和蘭は新制限條令により一九三七年より向ふ十ヶ年間規那の生産を統制してゐる。

トバ トバ根は古くより土人が矢毒又は漁獲用毒として利用し、特に毒蟲驅除に有效なものであるが、之が切めて産業的に栽培されたのは馬來半島であり、而も最近の事である。

馬來聯邦政府が積極的に其の栽培を奨励し始めたのは一九二四、五年以來であるが未だ之を專業とする者少く、多くは幼護謨樹又は油椰子其の他永年作物の一時の間作として栽培せられて居るに過ぎぬ。

一九三六年度に於ける馬來半島のトバ栽培面積は一萬一千三百六十六英反であつて輸出額約六百噸を示してゐる。馬來半島に於けるトバの組織的栽培は邦人が其の先驅を爲したものであるが、現在邦人にして之を栽培する者少く熱帯産業株式會社は曾て馬來半島セイナ國に於て比較的大規模に之を栽培したが、現在は僅か十二英反程に試験的栽培を行つてゐるに過ぎない。

尙馬來半島の外、スマトラ、北ボルネオ及サラワツク等に少數の邦人がトバ栽培を行つて居るが、大したものではない。

香料作物 南洋には肉豆蔻、丁香等各種の香料植物が生育するも現在邦人にして此種植物を企業的に栽培する者なく唯爪哇、ボルネオ、スマトラ等に於て樹小規模にシトロネラの間作的栽培を行ふ者あるに過ぎず。而も自ら採油することなく生草のまま採油工場に販賣してゐる状態である。

香辛料作物 蘭領東印度が世界の胡椒産地として有名なることは既に世人の熟知するところである。胡椒は世界的香辛料として用ひらるゝ外、蘭領印度を始め其の他の熱帯地に居住する一般人士の嗜好上殆ど日用品とも言ふべく



従つて自家用料として彼等の手で植ゑられて居るが、其の分布は實に廣く蘭領に於ける全生産量の九十九%迄は支那人及土人園の生産であり歐人農園産額は非常に尠い。

邦人の胡椒栽培は東南ボルネオに於ける東印度起業株式会社のスンゲイドア農園、同社移民園及バコン農園等に於て相當に行はれて居り、又西ボルネオのランダ、シンカワン、バマンガ各地方に於ても邦人に依つて栽培せられて居るが、何れも小規模の個人企業のみである。胡椒以外の香辛料植物に於ては邦人の栽培として統制に上る程のものあるを聞かない。

園藝作物(蔬菜、果樹等) 南洋に於ける邦人の園藝は主として高地蔬菜栽培であつて比律賓群島マニラの避暑地バギオの高地に於けるものは戸數六十餘戸(人口約三百人) 馬來半島のカメロン高原に於けるものは戸數十數戸である。その他スマトラのプラスタギ及ダバオ市郊外に於ても二、三蔬菜栽培に従事してゐるものがある。

林業 邦人の木材企業は現在に於ては比律賓、ボルネオ産のラワンを主とする南洋材を對象として居る。斯材の輸入は大正七、八年頃に始まり同八年立方米當り製材五圓五十錢、丸太二圓の輸入税を課せらるゝに至つたが、依然として輸入増加を示し、昭和十三年度も略前年度同様二百二十餘萬石に及んだが十三年度には輸入統制に依り其の量は半減した。

ラワン 幾多價格の變遷を経て現在東京市場にては、丸太石十二、三圓で取引せられて居る。畢竟輸入統制の結果供給不足が因をなし一方時局柄運賃高爲替關係等で高値を保つて居るのである。近時斯材の研究進み、建築家具用材、造船用材、車輛用材、軍需用材、鐵道枕木、橋梁用材、特殊土木用材、電柱、枕木等各種方面に益々其の需要を喚起し來れる外、最近ベニヤ用材として需要増加し斯業の大發展を招來するに至つた。

唐木及チーク 邦人の租借地を得て企業をなせる者無し。昭和十三年度輸入量は夫々、三百七十七萬斤、二十五萬圓、七千三百立方米、百四十一萬圓を示して居る。尙邦人事業の現況を一瞥せん。

各地商社別、規模並に總投資額を示せば左表の如し。(一九三九年調)

地名	會社名	租借面積(町歩)	蓄積(萬石)	實際投資額又は融資額(圓)	備考
比律賓	比律賓木材輸出株式會社	一六一、六四六	一五、三五〇	一、九〇〇	
	古川拓殖株式會社	一一〇、〇〇〇	三、五〇〇	二、九〇〇	
	三井物産株式會社	二二六、四七〇	二、八二四	一、九七〇	
	株式會社住友商店	五、〇〇〇	一、〇〇〇	二〇〇	
	株式會社岩井商店	三七、九〇〇	一、〇〇〇	六一九	
	ギングー木材株式會社	四五、〇〇〇	七、〇〇〇	九八〇	
	日比企業株式會社	六五、〇〇〇	七、五〇〇	六五〇	
	南洋物産株式會社	五二、〇〇〇	六、〇〇〇	一、一六〇	
	日比興業株式會社	五〇、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇八〇	
	南洋林業株式會社	五〇、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇八〇	
蘭領ボルネオ					アナカンラムバイ會社ヨリ買材

英領北ボルネオ	比律賓及蘭領ボルネオ	日本産業プラ株式会社	野村商事株式会社	合資会社山田種章商店
	株式會社掃磨造船所 株式會社安宅商會	三三、〇〇〇 一一七、五〇〇	一、二〇六 三、一六〇	七五一、〇〇〇 七六〇、〇〇〇
		四、五〇〇	一五〇	六〇〇、〇〇〇 二〇〇、〇〇〇 五〇〇、〇〇〇
				五〇〇、〇〇〇 N・B・Tヨリ買材
				五〇〇町歩内ノ伐採 B・B・Tヨリ買材 五〇〇町歩内ノ伐採 B・B・Tヨリ買材

(註)各商社の過半数は各地に事業地を有するも右表は各商社毎に一括せるものなり。

産額及販路 一ヶ年の産額は二百數十萬石に達し、地方消費又は支那、關東州に輸出せられる一部を除き其の殆ど全部が我國に向け輸出せられて居る。

我國との關係 我國との關係は貿易上より觀て比律賓との取引最も多く、ボルネオ之に次ぎ、南洋物産、野村商事及山田種章商店の三買材業社の外は何れも邦人の投資乃至融資に依つて經營せられて居る。

現在各國共に木材資源の缺乏を憂慮せらるゝ折柄、蓄積豊富にして材質優良且安價なる南洋材の輸入は、地理的優位を占むる我が邦人が直營其の他の方法により其の發展を計る可き事業と云ふ可きである。

水産業 外南洋に於ける廣大なる海洋は熱帯及亞熱帯に跨り鰹、鮪、鮫、鰯、鰱、真珠貝、高潮貝等の重要魚貝類の生棲多く海上も比較的靜穩にして周年操業し得るのみならず附近に有利なる根據地を控へ更に臺灣、南洋群島よりの出漁にも適し且つ他國民との相剋も少い、以上の諸點より考察すれば南洋漁業の將來は大いに發展の餘地あるものと思はれる。

現在外南洋根據地の邦人漁業者は鰹、鮪、真珠貝、トロール及雜漁業に従事して居り其の年産額は約八百萬圓に達する。此の他に南洋を漁場とする臺灣及内地根據地の鰹、鮪、トロール、機船底曳網漁業の六百萬圓、南洋廳管下に根據地を有する真珠貝漁業の四百萬圓を合計すれば年産額約一千八百萬圓に及んで居る。

外南洋根據地の邦人漁業表

種別	種別	種別	種別	計
漁業別	鰹鮪漁業	真珠貝漁業	雜漁業	
經營者數	八二一人	一五四人	三七三人	六〇八人
従業者數	八二一人	六九四人	二七三人	四、二三八人
漁船數	三、三五隻	九隻	三六隻	四、〇一八隻
年産額	二、三九三圓	四、〇〇九圓	五、〇三〇圓	七、八二三圓
漁業根據地	シヤミール バンギ メナード タナテ アンボイナ サンボアンガ	木曜島 グリン フム コクム ドボク ホボク ブロン	シンガポール カタビヤ マカッサル ダバオ サバオ パタオ マニラ	

**鯨魚漁業** 鯨魚漁業は比律賓英領北ボルネオ、蘭領セレベス島及附屬諸島を根據として行はれて居る。而して英領北ボルネオに於てはボルネオ水産株式會社がシヤミル及バンギを根據として漁獲物は罐詰及節に製造して居る。比律賓島 サンボアンガには日比合併のシーフードコーポレーションがあり主として節製造及鮮魚の供給を行つて居る。蘭領セレベス島のメナード及タルナテには大岩漁業組合、日蘭漁業會社等があつて節製造及鮮魚の供給をなし其の各地に個人漁業を營むもの多く斯業は南洋に於て最も盛なる漁業の一つである。

外南洋根據邦人鯨魚漁業表

地名	經營者	従業員	漁船	年産額
シヤミル	ボルネオ水産株式會社英領北ボルネオ移住漁業團	三六九人	鯨船	一、六〇〇
バンギ	〃〃	一五七人	鯨船	四二八
メナード	大岩漁業組合日蘭漁業會社其他一	二二二人	鯨船	二二三
タルナテ	大岩漁業組合	四〇人	漁機	五〇
アンボイナ	個人漁業者	二三人	漁機	二二
サンボアンガ	シーフードコーポレーション	二〇人	漁機	五〇〇
計		八二一人	三三	二、三九三

**眞珠貝漁業** 邦人の眞珠貝漁業は南洋群島を根據とする純然たる遠洋漁業組織のものと外國領土を根據として日本人に依つて經營せられたるものと大別し得べく外國人經營の斯業に従業員として雇傭せられ眞珠採取を行つて居るものがある。

茲に記する眞珠貝漁業は外國領土を根據とするものみに關する海外に於ける邦人經營の漁業は蘭領印度及比島にて行はれ濠洲に於ては日本人經營の漁業は禁止せられて居る爲契約従業員として斯業に従事するものあるに留まる。現在濠洲に於ける邦人従業員は約七百名であつて其の内地送金高は約五十萬圓に達する。此の他蘭領プートンには邦人經營のプートン眞珠株式會社があり蝶貝の養殖を行つて居る。

外南洋根據の邦人眞珠貝漁業表

地方別	種別	邦人従業員	邦人漁業者	邦人船數	備考
木曜島		三五四人			外人船主下に乗組員として採取業に従事す
グーウィン		五二人			濠洲に歸化せる村松次郎は漁船三隻を經營す
ブルーム		一九八人			外人船主下に乗組員として採取業に従事す
コック		二〇人			濠洲に歸化せる村松次郎は漁船一隻を經營す
ドボ		四七人			邦船乗組員三六名の他セレベス貿易會社従業員十一名
ホロ		一人			プートン眞珠株式會社經營に依る眞珠養殖年額十
ブートン		二二人			二萬圓
計		六九四人	一五	一九	



バラカレ山 石原産業の投資に依り稼行されてゐるもので、比律賓カマリネス州バラカレに在り。鑛石は赤鐵鑛にして品位は六〇%以上である。昭和十四年より出鑛を開始してゐる。

此外日本鑛業株式會社は西濠洲ヤンビーサウンド島の鐵鑛開發權を獲得し稼行準備進捗中の處昭和十三年濠洲聯邦政府は突然鐵鑛の輸出を禁止したるを以て休山の止むなきに至り目下交渉中である。

比律賓の鐵鑛山中の二、三は邦人が特別の關係を有し年數十萬圓の買鑛をなしてゐる。

マンガン鑛 タンドウ鑛山 日本鑛業株式會社の經營であつて、馬來半島ケランタン州タンドウに在り。鑛石の品位は四〇%以上である。昭和十一年より稼行してゐる。

ブスアンガ鑛山 日比鑛業株式會社の經營であつて、比律賓パラワン州ブスアンガ島に在り。鑛石の品位は五〇%内外である。昭和十二年より出鑛してゐる。

錫鑛 コブケブ鑛山 三菱鑛業株式會社の經營であつて、タイ國スラタニー縣バンナー郡コブケブに在り。鑛石は品位七三%の砂錫である。昭和十四年より出鑛を開始してゐる。

此外石原産業公司は馬來半島に錫鑛區を所有してゐるが、未だ着手の運びに至つてゐない。

ニツケル鑛 太平洋鑛業株式會社はニューカレドニア東海岸に鑛區を獲得し、昭和十一年六月以來出鑛を開始してゐる。鑛石の品位は四%前後である。

此外某鑛業會社は南アロヂンヤ州ブラワヨ在ノール砒化ニツケル鑛山の開發に着手したが第二次歐洲戰亂勃發に依る輸出禁止の爲に休山の止むなきに至つた。鑛石の品位は一五%前後である。

ポキキサイド 石原産業公司は馬來半島ジョホール州バトバハ附近に、株式會社日沙商會はジョホール州プリキア

チに於て前者は昭和十二年、後者は昭和十三年より出鑛を開始し居りたるも後者は第二次歐洲戰亂勃發の爲運搬水路の閉鎖を受け一時休山の止むなきに至つた。鑛石は各アルミナ六〇%前後の良鑛である。

クロム鑛 東邦金屬製鍊株式會社は比律賓サンパレス州ギスギス在のクロム鑛山の開發に投資し、昭和十四年より出鑛を開始してゐる。鑛石はクロム鐵鑛にして品位四五%以上である。

金鑛 ボルネオ物産商會は比律賓セブ島に於ける金鑛床の開發に着手し、昭和十四年度より出鑛を開始し未だ試掘の域を脱しないが將來が期待されてゐる。

此外邦人某はセレベス島パロポ附近に於て鑛區を獲得し昭和十五年頭初より試掘に着手してゐる。

石油 ボルネオ石油株式會社はボルネオ東海岸サンクリラン附近に於て試掘中である。

パットグアノ 南洋興發株式會社は比律賓ポホール島に於けるパットグアノの開發に着手し、昭和十四年より出鑛を開始してゐる。

雲母 邦人某はセレベス島東海岸ベリン島に於ける雲母の試掘權を獲得し目下開發準備中である。

銅鑛 石原鑛山會社が所有する爪哇ソロ市附近の銅鑛山は目下運搬問題に關し研究中であり開發の運びに至つてゐない。

商業 南洋地方に於ける在留邦人の商業人員は六千三百四十七人（昭和十三年十月現在）にして之を昭和十二年の六千六百九十五人に比すれば三百四十八人の減少である（減少は蘭領印度の百二十二人、タイ國の七人、英領馬來の二百九十四人、英領北ボルネオ及サラワツクの七人で増加した地方は比律賓の六十三人、佛印の二十三人である）。

之を國別地方別に觀れば、比律賓の二千六百五十四人を首位に、蘭印の二千九百人、英領馬來の二千六十八人、タイ國の百九十八人、英領北ボルネオ及サラワツクの百四十一人、佛印の百人等である。就中蘭領印度、比律賓、英領馬來に於ける邦商の勢力は相當強く各地に互る販賣網を有して居る。

日貨排斥 南洋に活躍する邦商は明治四十年辰丸事件以來數回に互り華僑の日貨排斥を蒙つて來たが最近本邦商品が南洋居住者の必需品に迄進展するに及び排日貨も昔日の如き實績上らず、反つて邦商に利益を齎らす程に立ち至つた。然し本事業勃發以來相當根強い排斥を受け一時は邦商も苦境に陥入つたのであるが、廣東、漢口の陥落を契機として漸次好轉して來た模様である。

蘭領印度 最近に於ける本邦商品の目覚しき進出と共に之が取扱商たる邦人輸入卸賣業者、小賣業者の進出も顯著となり邦人商業者は今や從來蘭印經濟界に於ける專制的價格決定者たりし歐商輸入業者、華僑小賣業者の地位を脅かすに至つた。之が爲蘭印政府當局は從來の機會均等主義を放棄し、和蘭本國産業保護の意味を以て各種の輸入制限或は割當制を實施すると共に、昭和八年には入國令を改正し、同十年八月二十四日には非常時外國人勤務條令を制定した結果、本邦人の經濟的發展上妨からざる支障を來すに至つた。蘭領印度は多種多様の工業原料品の供給地たるのみならず、六千萬爪哇人の衣食住に缺くべからざる總ての工業製品、機械、器具類を購入するの關係上、輸出入貿易は盛況を極め從來日、蘭、英、米、佛、獨等の貿易商が主要港たるバタビヤ、スラバヤ、スマラン及メダン等に雜居し商權の確保地盤の擴張に鑛を削り、國內商業上に於ては支那人が寄附として抜くべからざる勢力を有して居た。然るに最近の經濟事情の變化に因り、前述の通り蘭商、華商の地位危くなりたる爲、領内産業の保護統制を標榜して各種營業に就き、免許制度を採用する營業制限令を發布するに至り邦商側は相當の壓迫を蒙るに至つた。

現在蘭領印度に於ける邦人商業人員は二千一百九十人にして、貿易商七五、綿絲布、絹布、セメント陶磁器、硝子製品、電氣機械、自轉車、食料品、雜貨、藥品等の物品販賣業者六百七十五人である。其の分布狀況は爪哇に最も多く、總數の六七・五%を占め、バタビヤ、バンドン、スマラン、スラカルタ、スラバヤ、ルマジャン、パニユワンギ、ケデイリが中心地となつて居る。第二位はスマトラで二三・二%を占め、メダン、タンジョンパレー等が中心地で、其の他セレベス島マカツサ、ボルネオ島ボンテアナにも多く、其の分布地域は全蘭領印度に互つて居る。

邦人商業者の主なるものを擧ぐればスラバヤ、バタビヤの三井物産、三菱商事を始めとして千田商會、大同貿易、東洋棉花、日本棉花、江南、守谷商會の各株式會社、大信洋行、安藤商店、メダンの杉本商店等がある。物品販賣業にはスラバヤの松永洋行、シトアルジョの田中物産仲買店、ラワンの太陽商會、バンドンの佐藤商會、櫻洋行、ケデイリの山口商店、ブルオケルトの常盤商店、パレンパンの清榮商會等がある。

比律賓 比島に於ける邦人商業の發端がベンゲット道路工事(明治三十六年)從業の爲渡來した労働移民の一部の轉向にある事は既に移民の沿革中に於いて述べた通りであるが爾來麻耕地農業移民と共に商業移民の渡航相續き、外國貿易及小賣商方面に活躍し、現在比律賓には二千六百五十人の邦人の商業者が在留し、貿易商十、陶磁器、雜貨、食料品等の物品販賣業者六百十五を數へ、マニラ、イロイロ、セブ、ダバオ、サンボアンガ等各地に散在して居る。比律賓は未だ農業本位國即ち原料生産國にして、國內商業の如きも充分なる發達を見ず、農産物の集散、工業製品の配給の程度に止つて居る。從來商權の把持者は支那人であつたが、最近に於て日本品の進出其の他の事情に依り邦商並に比商が次第に是等の地位を侵蝕して居る。

邦人商店の主なるものを擧ぐれば、貿易商にはマニラの三井物産、三菱商事支店を始めとして岸本商店、大阪貿易、

大同貿易支店、金貨メリヤス、神戸バザール、森自轉車店、グバオに於ける三井物産グバオ出張所、太田興業、エス・ナカジマ等がある。物産販賣業にはマニラに高橋商店、日本バザール、アイデアアルバザール、イロイロ州の東京バザール村上商店、セブの大正バザール、サンボアンガの旭バザール、グバオの大阪バザール支店、飯崎、松尾、山路商店等がある。英領馬來、明治の初期に始つた邦人の英領馬來への渡航は、大正の中期に至るまで漸増し商業界、栽培界に於ける活躍は相當見るべきものがあつたが、大戦後の不況と數次に互る華僑の日貨排斥とに因つて非常なる苦境に陥つた。然し數年來の我國輸出貿易の進展に伴ひ漸く其の勢を挽回しつつある新嘉坡、マラツカ、彼南等は何れも仲繼港たる關係上、馬來半島與地は勿論タイ國、蘭領印度方面への邦品の轉買旺なる結果、此の方面への進出は有望にして年々發展しつゝあつたのであるが、最近に於ける日英間の惡空氣と排日貨は邦商發展の上にも相當の打撃を被るに至つた。現在英領馬來には一千六十八人の邦人商業者があり、新嘉坡に最も多く彼南、ジョホール州等に分布して居る。貿易商十、陶磁器、硝子製品、呉服類、自轉車、雜貨等の物産販賣業者二百十八がある。其の主なるものは貿易商には三井物産、三菱商事新嘉坡支店を始め、株式會社千田商會、加商株式會社、士母他公司、弘榮商會がある。物産販賣業には南洋商行、日本實業株式會社、越後屋吳服店、伊勢屋、櫻商會、南洋印刷所、都電氣商會、弘榮藥房、日本藥房、ロビン商會等がある。

タイ國、華僑は南洋各地の經濟界に不拔の勢力を有するが特にタイ國經濟界に於けるそれは絶對的であり内外に不拔の配給網を張つて國內商業を獨占すると共に、外國貿易の大部分を取扱つて居る。邦商の勢力は未だ極めて微力にして、最近の日本商品の進出とタイ國政府の親日政策とに依り漸く邦商進出の素地は作られたが、其の數は極めて少く現在邦人商業人員は百九十八人に過ぎない。邦人貿易商は十八名を數へるがその主なるものは三井物産會社支店、山

口洋行、江畑洋行、伊藤洋行等であり、物産販賣業には日出藥房等がある。

佛領印度支那、佛領印度支那は他の南洋諸國と同様原始産業國にして、商工業方面の發達は甚だ微弱なるのみならず、統治國たる佛蘭西が外資の流入を喜ばず、極度に佛國商品保護政策を採つて居る爲、其の發達遅々として進まず、商權の大部分は支那人に依つて占められて居る。現在佛領印度支那に於ける邦人商業人員は七十七人にして、貿易商二十六、物産販賣業六名である。主なる邦商は貿易商に三井物産會社西貢出張所、水谷商店、下村洋行、菊池漆行等があり物産販賣業には株式會社藤藤商店河内出張所、長嶋洋行、山田商店、森瀬商店、中一洋行等がある。

サラワツク、英領北ボルネオ、ブルネイ其の他、サラワツク王國、英領北ボルネオ、ブルネイ等にも少數の邦人商業者があり、雜貨の輸入販賣に従事して居るが、未だ未開拓の域を脱せず、將來の好發展地として期待されて居る。工業、南洋の如き天然資源に富める地方に於ては、加工工業又はローカルの工業にして有望なる者が少なくないが其の實權は主として支那人及歐洲人の手に在り、邦人は甚だしく立遅れて居る。昭和十三年十月外務省の調査に依れば南洋方面に於て工業に従事せる邦人數は二千一百九十九人にして、他の産業に比し甚だ不振であり、其の内容も甚だ貧弱であつて、内地工業者にして資本と技術とを持つて進出した者は極めて少く、農業者及商業者の轉業した者が多い結果、大工、石工、塗工、洗濯業者、飲食料品、嗜好品製造の如く在留邦人目當か又は手工業的小規模事業に従事する者が多い。然し後に述べるが如く、比律賓に於ける麥酒製造業、菓子製造業、護謨靴製造業、罐詰製造業並に蘭印に於ける織布業の如きは、其の經營方法近代的にして邦人事業として誇り得べきものであるが、其の他は未だ小規模なるを免れない。

而して工業に従事する邦人は大體に於て成功せる模様であり、又漸次高級なる工業に移りつゝある現狀に在る。尙



最近に於ける本邦對南洋諸地方の通商事情は、本邦工業者をして機械及原料を内地より輸入し、彼地に於て製造工業を起さしめんとする情勢を漸次濃化しつつあり今後此の方面に於ける進出は期待し得べきである。

●蘭領印度 ●蘭領印度は所謂熱帯性氣候と地味の肥沃とに依り、植物性工業原料極めて豊富なるのみならず、之が加工に要する労力には極めて低賃金なる支那人、土人あり、唯動力に於て電力料金高價にして蒸氣力に依るの外なく之が燃料用の石炭は輸入に俟つの缺陷あるも、豊富なる工業原料と低賃金の労働力とに依り、蘭印工業の前途は洋々たるものがある。蘭領印度に於ける邦人工業者数は二百十一人にして、織布業、精米、製材、護謨精製加工、製薬、蚊取線香製造、自動車タイヤ修繕、自轉車修繕、電気器具組立、麥酒、清涼飲料水製造、硝子瓶製造、鍍工、瓦斯熔接、鍍金等の凡ゆる業種に互り従事せるが、織布業を除いては何れも小規模經營に過ぎない。最近我國の經濟力が同地方に對して急激に進出した爲、蘭印の政府は本國及蘭印の和蘭人事業保護の目的を以て、千九百三十四年十月二十三日營業制限條例を發布し、同地在住の邦人營業權に干渉すると共に、同地に對する新なる工業進出を阻止し更に一九三五年非常時外國人勤勞命令を發布して邦人従業員の入國を制限したる爲邦人の工業的進出は可成の困難を伴ふに至つた。

●比律賓 ●比律賓は其の位置、亞細亞貿易に對する絶好の配給地に當り、地味豊饒にして各種の資源豊富なるに拘らず、工業に必要な動力資源並に資本の缺乏、労力の割高、住民の企業心乏しき等の諸原因に基き、其の工業は未だ不振の域を脱しない状態にある。比律賓に於ける邦人工業人員は一千五百二十三人にして、製材、製菓、シャツ製造、味噌醸造、家具製作、木炭製造、カンパス靴製造、清涼飲料水製造等の業種を擧げ得るが、カンパス靴製造及清涼飲料水製造を除き技術的低位の工業のみに限られて居る。而して最近比律賓コンモンウェルス政府の成立に伴ひ日比兩國經濟提携の見地より邦人工業者が同地方に進出し、日比合辦にて新企業を起しつつあり、ナショナル工業株式會社の護謨靴製造、パリンタワク・ピールブリューアリ株式會社のビール醸造、南洋水産株式會社の罐詰製造の如きは其の例である。

●英領馬來 ●英領馬來は護謨、古々椰子、油椰子、藤等を始め、幾多有用なる工業原料品に富めるのみならず、東洋交通の中心地として製品の搬出極めて容易なるに拘らず、其の第一條件たる燃料即ち石炭、石油及重油は輸入に俟ち、之に代るべき電力又高價なると労働者の能率低きとに依り其の工業は見るべきものがない。

●邦人の當地方に於ける工業も亦從つて微々として振はず、工業従業人員は二百四十五を算するも、其の規模小にして、地方的な需要を充す程度のものに過ぎない。

●佛領印度支那 ●佛領印度支那は光と熱とに恵まれて工業原料多く、労働者及燃料豊富にして工業發達の好條件に恵まれて居るが、佛本國は極度の鎖國政策を採り、高率關稅と土地所有の禁止とに依り外國資本の進出を妨げて居る爲、我國の經濟的進出は殆んど不可能の状態に在る。

●タイ國 ●タイ國は米を主とする農産物を始め各種工業原料に富むも、動力資源の缺乏、住民の労働能率低位、外國人土地所有の禁止等の爲、其の工業は未だ不振の域を脱しない。然し最近同國政府は國內工業の振興を圖る爲、先進諸外國の技術と資本を要求しつゝあるが、彼我經濟提携に基き我國の優秀なる技術と資本とに依り、當地方への進出は今後に俟つべきである。

因みに現在の邦人工業者は僅かに十二人を數ふるに過ぎない。

### 第三節 海外拓殖事業の指導獎勵に關する施設

第一 政府の指導 海外資源の調査及紹介 邦人の海外企業として有望なる新資源の獲得は、海外進出の國際競争に立ち後れたる我國として、將又主要工業原料品及特殊食料品等を海外よりの輸入に仰ぐ状態に在る我國としては、一日も之を忽にすべからざる實情に在る。然るに是等の資源獲得に關しては地理、氣候、風土、交通、衛生に關する状態及企業し得べき産業の種類、企業方法採算關係等に關し、科學的にして且つ精密周到なる實地調査を必要とするのであるが、斯かる調査は専門家を以て相當組織的に行はしむることが必要であり、且つ地域遠隔、交通不便等の關係上多額の經費と日子とを要するので、從來内地企業家の熱心なる希望あるに拘らず、一部の資本家を除いては容易に企畫し得なかつたところである。

然しながら今日の我國に於ては企業團體の海外進出を圖り、工業原料の合理的取得に依り國內産業の振興を圖ると共に、一方海外市場の開拓、貿易の促進に依り失業問題の緩和と國民精神の作興とを圖ることが極めて緊要なことである。故に政府は特に海外に於ける資源中

一 企業の見込あるもの

一 内地工業と聯絡を有し、其の原料を内地に供給し得るもの等に付て、民間事業の各方面に於ける調査に援助と指導とを興へ、之が具體化に努めて居る。

移住適地の調査及紹介 我國の現状に鑑み、成るべく多數の移住適地を海外に調査し、其の中有望なるものに對しては敏速且つ具體的なる移住計畫を樹て、最も安全且つ平和的に邦人を移住せしむることは極めて緊急である。然るに斯くの如き調査は前述の海外新資源の調査と同様に極めて實行困難なる種々の事情あり、移住を希望する個人又は團體のみの力では容易に計畫し、實行し得ない場合が尠くない。斯くて邦人の發展を期し得ない憾がある爲、政府は昭

和四年度以來成るべく民間に於ける此の種調査に援助を興へ、將來邦人の移住し發展の見込ある地方に付て、各般事情を調査せしむると共に、他面實際に移住者を入植せしむる場合に於て、必要なる具體的計畫に關し實地に就て試験調査せしめて居るが將來此の種の調査に依り新なる移住地を建設し得る見込である。

各種産業に對する指導 今日我が海外發展の基礎を爲して居る移住民及海外拓殖事業に従事せる者は、徒手空拳海外萬里の異郷に活躍せる者が寧ろ多數にして、是等は多く技術的知識経験を缺き、爲に往々にして豫期しない失敗を招くことがある。故に當省は適地適業の技術的指導を企圖して居る所である。例へば伯刺西爾サンパウロ州に於ける移住民は多く珈琲單作に偏し、爲に一朝珈琲の不作又は不況に遭遇すれば十年辛苦の結果が忽ちにして水泡に歸するの狀態である。故に珈琲栽培に關する基本的指導を爲すと共に、他面珈琲單作の危険分散の爲に珈琲以外の栽培物にして、珈琲と併作し得られるものに關して調査指導を爲すこととして居る。南洋に於ける護謨栽培業者に對しても同様の指導を爲して居る。

以上の施設を行ふ爲、昭和四年度より邦人事業の集團せる海外樞要の地に技術職員を配置又は増置し（以前はサンパウロ市に少數の技術員が居たのみである）専ら邦人移民の農事及各種の拓殖事業の指導に當らしめて居る。

第二 政府の助成 産業施設に對する助成 海外興業株式會社、海外移住組合、南米拓殖株式會社、アマソニア産業株式會社の如く、海外萬里の異域に於て邦人の爲に移民事業を経営する諸團體の事業は、其の事業地が遠隔にして且つ其の根本に於て多分に公益的性質を有する爲、事業計畫當初に於ては相當の成果を豫想して計畫しても、其の實際に當つては國家に於て相當の指導と助成とを興へなければ、到底所期の目的を達成することが出來ず、又將來の發展を期し得ないのを常とする。仍つて政府は從來是等の事業經營團體に對しては特に移民の常に利用する産業諸施設

即ち倉庫、精米所、製材所、珈琲精搾場、繅棉工場其の他道路等の建設費に對し相當の補助金を交付し、以て事業の發達を期して居る。尙南米拓殖株式會社及アマソニア産業株式會社の如く、海外に於て邦人移住地の經營を主たる業務とする株式會社に對しては、其の事業の性質上從來の産業施設助成の方法では不適當且つ不十分であるので、政府は昭和十一年より十年以内の期間を限り、毎年會社の移住地建設費の年六分以内を相當する金額を支給することとし、民間企業としての移住民事業の堅實な發展を圖ることとなつた。又海外に於ける邦人の鑛業、水産業、倉庫業等の如く移民事業を伴はざる拓殖事業を經營する諸事業に對しても亦、同様の理由に依り其の施設費に對して相當の補助金を交付し、是等拓殖事業の發達を期して居る。

次に茲に特記すべきものに在伯邦人産業組合に對する助成がある。伯國に於ける邦人移民が次第に其の數を増し、各地に發展して集團地を形成するや、是等の集團地に於ては産業組合の必要を感じ之が設立を見たもの既に五十一組合(其の中法律に依る正式組合は十三組合)に達して居る。産業組合は組合員に相互扶助、共存共榮の良風を馴致し小産業の發展を助長するものであるが、伯國に於ては此の外尙特殊の意義を有するものがある。即ち移民集團地自治の基礎を確立するのみならず、將來在伯同胞の金融に關して有力なる資金運用機關として中心的活動を爲す使命を有するものである。然るに既設の組合は孰れも設立日尙淺く、倉庫、事務所、精米所其の他の工場等は未だ整備せざる状態である。従つて是等の産業組合の産業施設に對して相當の補助を與へ、以て組合をして充分なる活動を爲さしむべく努力して居る。而して是は單に伯國に限らず、南洋方面に於ても、邦人移民の此の種自治的組織の出現する傾向に在り、比島グバオに於てマニラ麻栽培に従事して居る邦人間にも既に二、三の産業組合が設立されて居る。政府は是等南洋方面に於ける産業組合又は漁業組合に對しても勿論、伯國に於けるものに對すると同様可及的助成の方針を

採つて居る。

公益施設に對する助成、教育施設、政府は邦人が一地方に多數集團し、子弟に對する教育機關設置の必要が認められる場合には、教育會を設立して小學校の開設を爲さしめ、之が建設維持に要する經費に對しては相當の補助金を交付する外、教師の派遣を斡旋する等異郷に在る者の子弟教育に遺憾なきを期して居る。現在中南米諸國、滿蒙、支那、南洋方面に於て邦人の集團する大都市又は移民地には殆んど小學校が設けられて居る。然し邦人の數未だ多からざる地方に於ては勿論何等教育施設無く、爲に子弟の教育に付不便を感じて居る地方も尠くはない。此の點に付ては相當考慮中である。

衛生施設、海外に於ける邦人の爲に衛生施設の必要が認めらるる地方は、商業其の他の爲に邦人の多數集團せる都會地ではなく、寧ろ都會より隔りたる奥地の農業地帯である。即ち伯刺西爾に於けるイグアペ植民地、移住組合の經營するチエテ及バスト移住地、アマゾン地方に於ける南拓植民地の如き交通不便なる地方に建設せられた植民地、若しは南洋方面に於ける護謨園、麻園等の如く交通不便にして其の上何等施設の見るべきものが無く、而も事業の性質上多數邦人の集合せる地方である。斯くの如き植民地若しは拓殖事業地に對し政府は從來補助金を交付して醫療施設を爲さしめ、邦人に對しては勿論、地方土著民に對しても公益的に醫療の使命の發揮に努めて居る。

移住者收容所、伯刺西爾其の他遠隔の地に於ける植民地に、内地より渡航して移住する者が移住地到着と同時に住宅を建造することは不可能のことである。茲に於て移住者が各自の住宅を完成する迄、假の宿とするバラツクを準備し置くことは移住地經營上の必須條件であるが、是は移住者保護を目的とする施設である爲、政府は從來此の種の施設に對し補助金を交付し、以て移住地到着の移民に不便なからしむることに努めて居る。

拓殖金融に關する施設 海外拓殖事業は外國領土内に於ける事業であり、且つ主として未開地に於て行はるる事業である爲、内地の事業に比し種々なる點に於て不便と困難とを伴ふものである。従つて政府に於ても之に對しては特別の保護助成の施設を爲さねばならぬことは既述の通りである。而して是等施設中現在最も必要とせられて居るものは金融上の施設であらう。我國の海外拓殖事業は地域及事業の性質上、之を南米方面に於けるものと南洋方面に於けるものとに大別せられることは前述の通りであるが、拓殖金融の觀點からも亦此の區別は必要である。

南米方面 南米殊に伯刺西爾に於ける邦人の拓殖事業は珈琲、米、棉花等を栽培する企業者を主として居る關係上、之に對する金融は南洋に於けるものとは稍々其の趣を異にして居る。

從來伯刺西爾に於て之が金融に當つて居たものは、主としてサンパウロ銀行、ノロエステ銀行、コムルシアル銀行、商工銀行等の伯刺西爾銀行とコムミツサリオと稱せらるるものである。コムミツサリオは伯刺西爾の特殊事情に基いて發生したるものにして、農産物の委託販賣事業を本體とし、之に附帶して其の收穫物を擔保として短期又は一年位の中期の金融を爲して居る。

伯刺西爾在住の邦人農業者は廣大なる面積に、而も邊鄙なる地方に小集團を成して點在して居る爲、伯刺西爾銀行の利用は充分に行はれず、寧ろ前述のコムミツサリオが農業者に對する金融機關として最も恰好のものであるが、現在邦人にしてコムミツサリオを経営して居るものは、唯東山農事株式會社あるのみにして、不況時等には特に金融に困難を感ぜざるを得ない状態である。茲に於て伯刺西爾の特殊事情に適應したる農事金融機關を設置することは刻下の急務にして、拓殖省に於ても大いに之が解決策を考究して居るが、先づ金融の基本的組織たる産業組合の設立助成並に之が發展に努力して來た結果、前述の通り在伯邦人産業組合は益々發展して居る。

#### 第四節 財團法人日本拓殖協會

(東京市小石川區春日町一ノ一ノ二)

設立の趣旨及沿革 我が國は耕地狹隘にして人口は逐年激増し而も國家の存立上必要な資源は多く海外に依存するの已むなき状態である。之が爲國內に於ては動もすれば農村問題、失業問題、思想問題等の社會問題を誘發して國民生活の伸暢を阻害しつつある實情である。斯の如き状態に鑑み我國刻下の急務は、内外地を通じ帝國全版圖の眞に鞏固なる結合を實現すると共に、更に我が經濟的活動の領野を廣く海外に擴大して國力の平和的且經濟的發展を推進することではなければならない。之が爲我國一般の外地並に海外に對する認識を深めその氣宇を大にして海外進出に對する關心を高むる爲海外發展に關する強力なる綜合機關の設置が夙に識者の間に要望せられ來つたのである。

拓殖省に於ては早くより右の要望に基き財團法人日本拓殖協會設立の方針を確立して爾來之が實現に努め來つたのであるが、幸にして朝野各方面の援助を得ることとなり、昭和十二年十二月二十三日拓務大臣の設立許可を得るに至り同月二十九日設立登記完了し事業運營の緒に就くこととなつたのである。

本法人は當初數年間の計畫の下に拓殖博物館、圖書館を始め海外發展思想普及に關するあらゆる施設を網羅した一大綜合施設を完備して事業に着手する豫定であつたが、時局に鑑み物的施設の整備は之を後日に委ね、舊砲兵工廠跡に二階建五百坪の假事務所を建造し當面の急務たる國民の海外發展思想鼓吹に力を注ぐこととした。

而して本法人の事業助成の爲、政府からは昭和十二年度に於て十萬圓、昭和十三年度及昭和十四年度に於て各四萬圓宛の補助を受け、更に昭和十五年度に於ても同額補助金が交付せられる。

事業の概要 本館は我が國民の海外發展を促進助長し併せて内外地間の精神的融和と經濟的緊密化とを一層完全ならしめ、我帝國國策の遂行に寄與するを以て目的とし左の事業を行ふ。

- (一) 拓殖移民に關する智能の啓發と海外發展思想の普及並に外地事情の紹介宣傳其の他外地に對する知識の啓培
- (二) 拓殖博物館及拓殖圖書館の經營(企畫中)
- (三) 外地及海外各地の事情並に資源等の調査研究
- (四) 外地及海外拓殖並に渡航等に關する相談所の經營(未施設)
- (五) 月刊雜誌「海を越えて」、研究發表機關「季報」其の他拓殖圖書の刊行

本會役員

會長	永田秀次郎
副會長	田中武雄
理事	萩原彦三
理事	大野綠一郎
理事	大藏公望
理事	小河正儀
理事	近藤駿介
理事	下村宏
理事	副島勝

理事	鶴見左吉雄
理事	森岡二郎
理事	松江春次
理事	今村武一志

第五節 財團法人日本棉花栽培協會及財團法人東亞緬羊協會

第一 財團法人日本棉花栽培協會 我國に於ける棉花の輸入額は最近五箇年の平均に於て數量約十二億九千四百萬斤、價額七億二千五百萬圓の巨額に達し國內需要量の殆んど全部を海外に仰ぐの現狀である。斯の如く我國産業の基調とも言ふべき紡績原料の大部分を我が領域外よりの供給に俟つが如き、近時の世界經濟の動向より觀るも、洵に寒心に堪へないところであつて、之が原料確保を策するは極めて喫緊を要する時務である。斯る諸般の情勢に鑑み昭和八年三月拓務省主催の下に開催せる外地經濟懇談會棉花紡績委員會に委嘱して之が對策の樹立を急ぎ、鋭意調査研究を遂げたる結果其の大綱の決定を見るに至つたが、右に依れば「棉作適地たる朝鮮及滿洲に於て速に極力棉花栽培の獎勵助長を企圖すべし」との要旨にして、本邦棉花需給の將來に寄與すると共に日滿經濟提携の本義に即し、將又友邦並に朝鮮の産業開發上にも適當且つ劃切なる方策なるを以て昭和九年四月十八日財團法人日滿棉花協會を設立し既存の滿洲棉花協會(註滿洲國行政機構改革に伴ひ昭和十二年を以て解散し棉花増産獎勵事業は直接産業部に移管せらる)及滿洲棉花栽培協會等と協力して叙上の目的達成に努むることとなつた。

然るに爾來四圍の情勢は纖維資源確保の要愈急なるものがあるので昭和十二年從來に於ける事業を一層擴充し單に朝鮮、關東州及滿洲に止らず棉作適地たる臺灣、南洋群島にも能ふ限りの獎勵を爲すこととし目的達成を期して居たが、偶々今次の支那事變に伴ふ新局面の展開により更に同方面に對する事業進出をも企圖し昭和十三年二月九日名稱も日本棉花栽培協會と改めるに至つた。

而して協會は其の基金を當初總額二百萬圓と豫定し紡績棉花同業者、南滿洲鐵道株式會社及政府等の出捐に依ることとなつて居たが爾來纖維資源確保の要愈々急なるものがあるため、昭和十二年度より毎年の基金積立を中止し之に依り從來に於ける事業を一層擴充し又必要に應じては現存の基金をも事業費に充當し事業遂行に萬遺憾なきを期してゐる。

事業の概要 協會は棉花栽培の指導獎勵並に棉花栽培者の福利を増進し、且棉花需給の圓滑を圖るを目的とし其の事業は寄附行為に記載するところであるが、之を列舉すれば左の如くである。

- 一 棉花栽培の獎勵
  - 二 棉花賣買の斡旋
  - 三 品評會及講習會の開催
  - 四 棉花及綿業に關する調査及研究
  - 五 其の他の棉花及綿業に關する諸般の事項
- 協會は本部を東京(拓務省殖産局内)に置き事務を統轄し、朝鮮に於ては總督府の施設と相呼應し棉花増産計畫達成に努むる爲京城(朝鮮總督府農林局内)に支部を、臺灣に於ては朝鮮に於けると同様臺北(臺灣總督府殖産局内)に支部を

設置し、又協會の事業達成の爲には大阪に於ける紡績棉花當業者と特に緊密な連絡を要するので大阪(綿業會館大日本紡績聯合會内)に支部を設置して其の事業を遂行してゐる。

而して滿洲國に於ける棉作獎勵事業は農事合作社の棉花事業に對し補助金を支出し其の事業を援助し、又關東州に於ける棉作獎勵に關しては州内棉花獎勵機關たる滿洲棉花栽培協會を援助し、南洋群島に於ては南洋群島産業協會に補助金を支出して目的遂行を圖つてゐる。

次に支那に於ける棉作獎勵事業に關しては本年より既定計畫に基き北支及中支に對し夫々本格的に實施することとなつた。即ち北支に於ては本年二月、日支合辦の形態を以て設立せられたる華北棉産改進會及中支に於て本年六月北支同様の機構を以て設立せられたる華中棉産改進會を夫々現地に於ける具體的事業の實施機關たらしめ、日本側に於ては本協會より技術的並に財政的援助をなし以て支那に於ける棉花増産計畫達成に萬遺憾なきを期して居る。

昭和十四年度に於ける事業概要を各地域別に示せば次の如くである。

- 朝鮮 朝鮮に於ては前年度同様棉作講習講話會、品評會、婦人共同耕作團設置、技術員委託養成、麥間作在來棉試驗委託及宣傳等の事業を實施して居る。
- 臺灣 臺灣に於ても前年度同様技術員養成及棉花多收競作會を實施して居る。
- 關東州 關東州に於ては委託採種圃設置、蚜蟲驅除獎勵、棉作技術員講習會及集團棉圃等の事業を滿洲棉花栽培協會をして實施せしめてゐる。

- 滿洲國 前年度同様農事合作社經營の委託採種圃補助並に棉作品評會を開催せしめてゐる。
- 南洋群島 南洋群島に於ては前年度同様南洋群島産業協會をしてヤップ、ボナベ、パラオの各島に棉花試作地を設

置せしめて居る。

北支那 北支那に於ける事業は前述の如く華北棉産改進會の必要なる施設即ち採種圃の設置、棉種子の配布及技術員の養成を行はしめてゐる。

中支那 中支那に於ては華中棉産改進會事業中特に必要なる施設、試作圃の設置、技術員の養成、棉種子の配布等の事業を行はしめた。又九月下旬約一ヶ月に亘り本協會並に華中棉産改進會共同にて京都帝大教授協會顧問榎本中衛氏を主任とする中支那漢口方面の棉花試作適地調査を實施せしめた。

次に朝鮮、臺灣、關東州、南洋群島、及滿洲國に於ける最近の棉花作付反別及收穫高は左の如くである。

(一) 朝鮮に於ける棉花作付反別及收穫高調

年次	作付反別		收穫高		反當收量	
	陸地棉	在來棉	陸地棉	在來棉	陸地棉	在來棉
昭和八年	二七、三〇・八町	五、三六・三町	一、四三三・四六斤	一、五九二・五五斤	五斤	六斤
同 九年	二五、五七・四町	六、一四七・四町	一、四三三・四六斤	一、五九二・五五斤	五斤	六斤
同 十年	二四、六三・七町	六、一四七・四町	一、四三三・四六斤	一、五九二・五五斤	五斤	六斤
同 十一年	二四、三三・五町	六、一四七・四町	一、四三三・四六斤	一、五九二・五五斤	五斤	六斤
同 十二年	二五、〇五・九町	六、一四七・四町	一、四三三・四六斤	一、五九二・五五斤	五斤	六斤
同 十三年	二八、八五・五町	六、一四七・四町	一、四三三・四六斤	一、五九二・五五斤	五斤	六斤
計						
平均						

對前年比較 増上歩合(%)	陸地棉	在來棉	陸地棉	在來棉	陸地棉	在來棉
一三・八〇・六△	一、四三三・四六	一、五九二・五五	一、四三三・四六	一、五九二・五五	一、四三三・四六	一、五九二・五五
七・九△	三・一	五・六△	一〇・一△	三・一△	一・五△	一・六△

〔備考〕一、本表は日本棉花栽培協會報告に依る  
二、收穫高は實棉を以て示す

(二) 臺灣に於ける棉花作付反別及收穫高調

年次	作付反別	收穫高	反當收量
昭和十一年	四六〇・六町	二一八、二六三斤	四七斤
同 十二年	五六四・三町	五二〇、三三二	九二
同 十三年	四、三八〇・五	一、六五四、三四二	三八
對前年比較増△減	四、七二九・一	一、八四七、〇七〇	三九
同上歩合(%)	三、四八・六	一九二、七二八	一
	七・九	一一・六	二・六

〔備考〕一、本表は日本棉花栽培協會報告に依る  
二、作付反別は甲を町に換算す  
三、收穫高は實棉を以て示す

(三) 關東州に於ける棉花作付反別及收穫高調

第五編 移民及海外拓殖事業 第二章 海外拓殖事業



年次	作付反別	收穫高	反當收量
昭和九年	二、〇七八・一町	一、五〇四、六三七斤	七二斤
同十年	二、〇九六・八町	一、五九三、三九九	七六
同十一年	二、四二九・四町	一、五六六、一七二	六四
同十二年	二、六八六・五町	一、九三九、九九一	七二
同十三年	二、九一八・三町	一、七三一、二七〇	五九
對前年比較増△減	二三一・七	△二〇八、七三二	△一三
同上歩合(%)	八・六	△一〇・八	一八・一

〔備考〕一、本表は滿洲棉花栽培協會の報告に依る  
二、收穫高は實棉を以て示す

(四) 南洋群島に於ける棉花作付反別及收穫高調

年次	作付反別	收穫高	反當收量
昭和十二年	六三・〇町	七八、八八八斤	一二五・二斤
同十三年	一七〇・五町	三三三、一三一	一九四・八斤
對前年比較増△減	一〇七・五	二五三、二四三	六九・六斤
同上歩合(%)	一七〇・六	三二一・〇	五五・六

〔備考〕一、本表は南洋群島産業協會報告に依り實斤を斤に換算す  
二、收穫高は實棉を以て示す

(五) 滿洲國に於ける棉花作付反別及收穫高調

年次	作付反別	收穫高	反當收量
康徳(昭和九年)	九三、八六九・六町	一三八、八四三、六〇八斤	一五〇斤
同十年	五六、九七一・二町	六三、五一六、二六四	一一二
同十一年	八二、四一〇・七町	九五、六四七、八八〇	一一六
同十二年	一〇一、一二四・一町	一一三、九五八、一三〇	一一三
同十三年	八六、二六七・〇町	八六、六〇七、九三八	一〇〇
對前年比較増△減	一四、八五七・一	二七、三五〇、一九二	△
同上歩合(%)	一四・七	二四・〇	△

〔備考〕一、本表は滿洲國産産部報告に依る  
二、作付反別町を町に看做す  
三、收穫高は實棉を以て示す

第二 財團法人東亞綿羊協會 羊毛は棉花と共に國民生活の必需品なるのみならず、軍需品としても亦必須不可缺のものであるに拘はらず、我國に於ては地價の不廉、放牧適地の缺乏等に禍せられ、綿羊飼育は他の牧畜業に比し實に微々たるもので、従つて其の需要額二億封度、價額約二億圓の殆んど大部分が海外諸國よりの輸入に依存する外な





附 錄

拓務省官制

(昭和四年六月十日  
勅令第百五十二號)

第一條 拓務大臣ハ朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ニ關スル事務ヲ統理シ、東洋拓殖株式會社ノ業務ヲ監督ス

拓務大臣ハ涉外事項ニ關スルモノヲ除クノ外、移殖民ニ關スル事務並ニ滿洲及支那以外ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事務ヲ管理ス

拓務大臣ハ前項ノ事務ニ付、外務大臣ヲ經由シ、領事官ヲ指揮監督ス

第二條 拓務省ニ左ノ一部及三局ヲ置ク

朝鮮部

管理局

殖産局

拓務局

第三條 朝鮮部ニ於テハ朝鮮總督府ニ關スル事務ヲ掌ル

第四條 朝鮮部ニ部長ヲ置ク、拓務次官ヲ以テ之ニ充ツ、拓務大臣ノ命ヲ承ケ、部務ヲ掌理ス

第五條 管理局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

附 錄

附 二

- 一 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ニ關スル事務
- 二 拓務大臣ノ定ムル地域ニ於ケル移殖民ノ保護指導ニ關スル事務
- 第六條 殖産局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ノ産業、交通、通信、金融、租税及專賣ニ關スル事務
  - 二 東洋殖産株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事務
  - 三 拓務大臣ノ定ムル地域ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事務
- 第七條 拓務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移殖民ニ關スル事務
  - 二 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事務
- 第七條ノ二 拓務省ニ拓務局參與ヲ置キ拓務局ノ局務ニ參與セシム
- 拓務局參與ハ拓務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
- 第八條 拓務書記官ハ專任十四人ヲ以テ定員トス
- 第九條 拓務省ニ事務官專任十五人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル
- 第十條 拓務省ニ技師專任十八人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル
- 第十一條 拓務省ニ理事官專任五人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル
- 第十二條 拓務省ニ通譯官專任二人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ通譯ヲ掌ル
- 第十三條 拓務屬ハ專任八十三人ヲ以テ定員トス

- 第十四條 拓務省ニ技手專任二十八人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス
- 第十五條 拓務省ニ通譯生專任十二人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ通譯ニ従事ス
- 第十六條 第十條及第十四條ノ職員ハ之ヲ外國ニ駐在セシメ帝國領事館附ヲ命ズルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 明治四十一年勅令第百七十九號及大正九年勅令第百五十號ハ之ヲ廢止ス

拓務省内臨時職員設置制 (昭和十三年五月十八日勅令第三百四十五號)

- 第一條 時局ニ緊要ナル物資ノ需給ノ調整ニ關スル事務ニ従事セシムル爲メ拓務省ニ左ノ職員ヲ置キ殖産局ニ屬セシム
  - 事務官 專任四人
  - 屬 專任四人
- 第二條 拓務省ニ左ノ職員ヲ置キ拓務局ニ屬セシム
  - 一 滿洲移殖民ノ指導監督ニ關スル事務ニ従事スル者
    - 事務官 專任四人 内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得
    - 理事官 專任一人



- 技師 專任三人
- 屬 專任二十三人
- 技手 專任十人
- 二 滿洲ニ於ケル移住地調査ニ關スル事務ニ従事スル者
- 技師 專任二人

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年勅令第五百六號臨時拓務省ニ拓殖調査部ヲ設置スルノ件

(昭和十四年七月二十九日勅令第五百六號)

第一條 移植民及海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項ノ調査及企畫ヲ掌ラシムル爲 臨時拓務省ニ拓殖調査部ヲ置ク

第二條 拓務省ニ臨時左ノ職員ヲ置キ拓殖調査部ニ屬セシム

- 部長 專任二人
- 書記官 專任二人
- 事務官 專任二人

- 技師 專任一人
- 屬 專任六人
- 技手 專任八人
- 通譯生 專任二人
- 部長ハ拓務省勅任官ヲ以テ之ニ充ツ
- 第三條 部長ハ拓務大臣ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

拓務省分課規程

- 第一條 大臣官房ニ秘書課、文書課及會計課ヲ置ク
- 第二條 秘書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 機密ニ關スル事項
  - 二 官吏ノ進退身分ニ關スル事項
  - 三 叙位叙勳及褒賞ニ關スル事項
  - 四 儀式典禮ニ關スル事項
  - 五 大臣、次官ノ官印及省印ノ管守ニ關スル事項

附 錄

第三條 文書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 文書ノ接受、配付、發送、編纂及保存ニ關スル事項
  - 二 文書ノ審査及進達ニ關スル事項
  - 三 統計ノ編纂及報告ニ關スル事項
  - 四 圖書及印刷物ニ關スル事項
  - 五 翻譯ニ關スル事項
  - 六 官報掲載ニ關スル事項
  - 七 情報ニ關スル事項
  - 八 國家總動員計畫ノ設定及遂行ニ關スル統轄事項
  - 九 宿直ニ關スル事項
  - 十 他部局課ノ主管ニ屬セザル事項
- 第四條 會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 一般會計ノ豫算決算及經理ニ關スル事項
  - 二 一般會計所屬國有財産及物品ニ關スル事項
  - 三 一般會計ノ監査ニ關スル事項
  - 四 營繕ニ關スル事項
  - 五 備入ニ關スル事項

六 廳中取締ニ關スル事項

第五條 朝鮮部ニ於テハ朝鮮總督府ニ關スル事務ヲ掌ル

第六條 乃至第八條 削除

第九條 管理局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ニ關スル事項
  - 二 別ニ定ムル地域ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事項
- 第十條 管理局ニ行政課、司計課及警務課ヲ置ク
- 第十條ノ二 行政課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 地方行政ニ關スル事項
  - 二 土地及土木ニ關スル事項
  - 三 教育ニ關スル事項
  - 四 社寺宗教ニ關スル事項
  - 五 法務ニ關スル事項
  - 六 訴訟ニ關スル事項
  - 七 局内他課ノ主管ニ屬セザル事項

第十一條 司計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 特別會計ノ豫算決算及經理ニ關スル事項



二 特別會計所屬國有財産及物品ニ關スル事項  
三 特別會計ノ監査ニ關スル事項

第十二條 警務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 警察ニ關スル事項
- 二 衛生ニ關スル事項
- 三 兵事ニ關スル事項
- 四 社會ニ關スル事項
- 五 外事ニ關スル事項

第十三條 殖産局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ノ産業、交通、通信、金融、租税及專賣ニ關スル事項
- 二 東洋拓殖株式會社、臺灣拓殖株式會社及南洋拓殖株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 三 東亞方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項

第十四條 殖産局ニ農林課、商工課、鑛務課及理財課ヲ置ク

第十五條 農林課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 農業、林業、水産業及畜産業ニ關スル事項
- 二 東亞方面ニ於ケル海外拓殖事業ニシテ農業、林業、水産業及畜産業ニ關スルモノノ指導獎勵ニ關スル事項
- 三 局内他課ノ主管ニ屬セザル事項

第十六條 商工課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 商業、貿易及工業ニ關スル事項
- 二 交通及通信ニ關スル事項
- 三 東亞方面ニ於ケル海外拓殖事業ニシテ商業、貿易、工業、交通及通信ニ關スルモノノ指導獎勵ニ關スル事項
- 四 博覽會及共進會ニ關スル事項

第十六條ノ二 鑛務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 鑛業、鐵鋼、非鐵金屬、燃料及機械ニ關スル事項
- 二 東亞方面ニ於ケル海外拓殖事業ニシテ鑛業ニ關スルモノノ指導獎勵ニ關スル事項
- 三 理財課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

第十六條ノ三 理財課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 金融、租税及專賣ニ關スル事項
- 二 東洋拓殖株式會社、臺灣拓殖株式會社及南洋拓殖株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 三 他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外東亞方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項

第十七條 拓務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民ニ關スル事項
- 二 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項
- 三 滿洲拓植公社及日南産業株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項

第十八條 拓務局ニ總務課、東亞第一課、東亞第二課、南米課及南洋課ヲ置ク

第十九條 總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移民ノ宣傳獎勵ニ關スル事項
- 二 滿洲拓植公社ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 三 他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移民團體ノ助成ニ關スル事項
- 四 局内他課ノ主管ニ屬セザル事項

第十九條ノ二 東亞第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外東亞方面ニ於ケル移民ノ宣傳獎勵ニ關スル事項
- 二 他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外東亞方面ニ於ケル移民ノ保護指導ニ關スル事項

第十九條ノ三 東亞第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 東亞方面ニ於ケル青年移民ノ宣傳獎勵ニ關スル事項
- 二 同方面ニ於ケル青年移民ノ保護指導ニ關スル事項

第二十條 南米課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 中南米方面ニ於ケル移民ノ宣傳獎勵ニ關スル事項
- 二 同方面ニ於ケル移民ノ保護指導ニ關スル事項
- 三 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項
- 四 同方面ニ關スル移民團體ノ助成ニ關スル事項
- 五 海外移住組合ニ關スル事項

六 日南産業株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項

七 神戸移住教養所ニ關スル事項

第二十一條 南洋課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 南洋方面ニ於ケル移民ノ宣傳獎勵ニ關スル事項
- 二 同方面ニ於ケル移民ノ保護指導ニ關スル事項
- 三 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項
- 四 同方面ニ關スル移民團體ノ助成ニ關スル事項
- 五 長崎移住教養所ニ關スル事項

第二十二條 拓殖調査部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 移民ニ關スル調査及企畫ニ關スル事項
- 二 海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル調査及企畫ニ關スル事項

第二十三條 拓殖調査部ニ第一課及第二課ヲ置ク

- 第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 移民ニ關スル諸般ノ調査及企畫ニ關スル事項
- 二 海外拓殖調査會ニ關スル事項

- 三 部内他課ノ主管ニ屬セザル事項

第二十五條 第二課ニ於テハ海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル諸般ノ調査及企畫ニ關スル事務ヲ掌ル

附 錄

附 一

海外拓殖調査會官制

(昭和十四年八月二日  
勅令第五百二十五號)

第一條 海外拓殖調査會ハ拓務大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ移植民及海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

調査會ハ前項ノ事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第二條 調査會ハ會長一人及委員二十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ拓務大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ拓務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル委員ノ任期ハ二年トズ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨グズ

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ拓務大臣ノ指名スル委員共ノ職務ヲ代理ス

第五條 調査會ニ幹事長及幹事ヲ置ク拓務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事長ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

幹事長及幹事ハ臨時上司ノ命ヲ承ケ第一條ノ事項ノ調査ニ従事ス

第六條 調査會ニ書記ヲ置ク拓務大臣ノ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

海外拓殖委員會官制ハ之ヲ廢止ス

附 錄

附 一 三

歴代拓務省首脳部一覽表

	廣田		
林	永田秀次郎 二九〇—三三三		
○ 結城豊太郎	男 稻田昌植 二四二—二五二		
	入江海平 一〇二—一三二		
	林路一 二四二—三三三		
	事務取扱 入江海平 二九〇— 一〇二	植場鐵三 一〇二— 三五二	一〇二—一九二
	萩原彦三 二九〇— 三五二		
			一一〇— 一三

(○印ハ兼任ヲ示ス)

歴代拓務省首脳部一覽表

(○印ハ兼任ヲ示ス)

内閣大臣	政務次官	次官(朝鮮部長)	参事官	管理局長	殖産局長	拓務局長	殖産調査部長
田中義一 四六〇—四七三	小坂順造 四七五—六四二	小村欣一 四六〇—五三三	武富濟 四七五—六四二	成毛基雄 四六〇—四七九	殖田俊吉 四六〇—六五八	郡山智 四六〇—四七〇	
原備次郎 六四四—六九〇	紫安新九郎 六四四—六三三	堀切善次郎 五二三—七五二	杉浦武雄 六四四—六三三	生駒高常 四七九—四八五	田原和男 六五八—六三三		
若槻禮次郎 六九〇—六三三	加藤久米四郎 六三三—七五二	牧野賤男 六三三—七五二	北島謙次郎 七二二—二九二	局長心得 阪谷希一 六三三—七三三			
犬養毅 六三三—七五二	堤康次郎 七六一—九七九	河田烈 七五二—九七八	木村小左衛門 七六一—九七九	北島謙次郎 七二二—二九二			
齋藤藤 七五二—九七八	岡田啓介 九八〇—九二五	田中武雄 九七九—九二五	手代木隆吉 九七九—九二五	高山三平 九七〇—一一〇六			
岡田伯 九二五—二九九	兒玉秀雄 九二五—二九九	櫻井兵五郎 九二五—二九九	佐藤正 九二五—二九九	萩原彦三 一〇二四—二九九			
廣田 二九九—二二三	永田秀次郎 二九九—二二三	男 稻田昌植 二二三—二三四	林路一 二二三—二三四	事務取扱 入江海平 一九九—二〇六			
林 二二三—二三四	結城豊太郎 二二三—二三四			植場鐵三 二〇六—二三四			
近衛 二三四—二六五	○宇垣一成 二六五—三九三	八角三郎 二六五—二九二	伊禮肇 二六五—二九二	棟居俊一 二五二—三五七			
平沼 二六五—三九三	○公 近衛文相 三九三—二〇〇	萩原彦三 二〇〇—二二五		萩原彦三 二二五—二三四			
阿部 二〇〇—二二五	八田嘉明 二二五—二二五	寺田市正 二二五—二二五	江藤源九郎 二二五—二二五	萩原彦三 二二五—二三四			
米内 二二五—二二五	○八田嘉明 二二五—二二五	津野國利 二二五—二二五	笠井重治 二二五—二二五	副島勝 二二五—二二五			
	金光庸夫 二二五—二二五	田中武雄 二二五—二二五	加藤成之 二二五—二二五	植場鐵三 二二五—二二五			
	小磯國昭 二二五—二二五	松岡俊三 二二五—二二五	森部隆 二二五—二二五	安井誠一郎 二二五—二二五			
	田中義一 二二五—二二五	田中武雄 二二五—二二五	田中武雄 二二五—二二五				

裏面白紙







拓務要覽

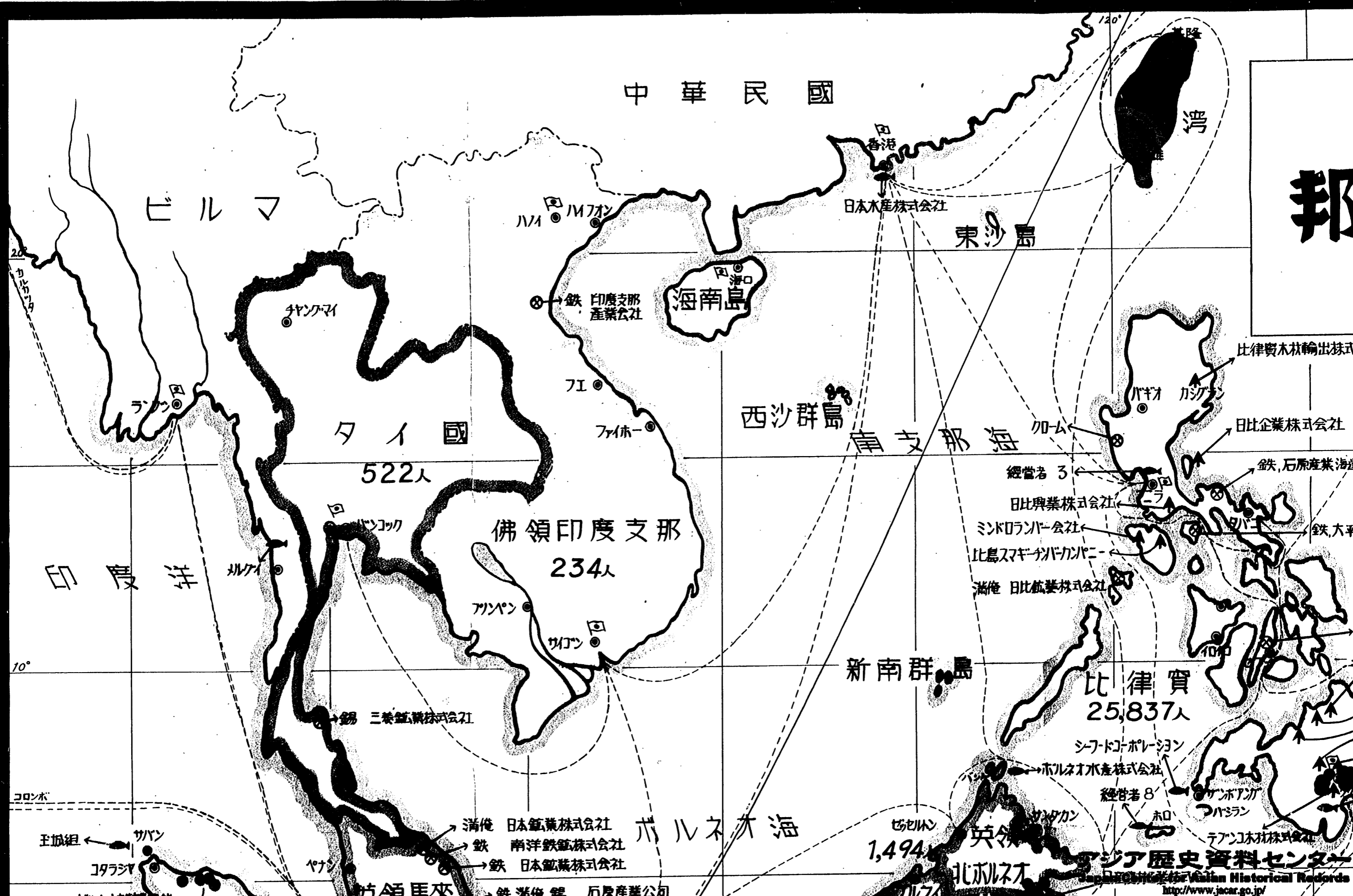
附圖

滿洲農業開拓民入植圖

中南米ニ於ケル邦人拓殖事業狀況圖

外南洋ニ於ケル邦人拓殖事業狀況圖





中華民國

ビルマ

タイ國

佛領印度支那

西沙群島

東沙島

南支那海

新南群島

比律賓

英領北ボルネオ

ボルネオ海

海南島

臺灣

チヤンマイ

ハハ

フエ

フアホー

ムクア

バンコク

アンパン

サパ

バギオ

カガヤ

マニラ

セブ

サンボアンガ

ホロ

マニラ

日本水産株式会社

鉄 印度支那産業会社

錫 三菱鉱業株式会社

満僊 日本鉱業株式会社

鉄 南洋鉄業株式会社

鉄 日本鉱業株式会社

経営者 3

日比興業株式会社

ミンドロパナ会社

比島スマギンバカンパニ

満僊 日比鉱業株式会社

比律賓木材輸出株式

日比企業株式会社

鉄、石炭産業海

鉄、大平

シフトコーポレーション

ホルネオ水産株式会社

経営者 8

サンボアンガ

マニラ

1,494

アジア歴史資料センター

http://www.jacar.go.jp/



中華民國

臺灣  
基隆  
高雄

ビルマ

ハノイ  
ハフオン

香港  
日本水産株式会社

東沙島

海南島  
海口  
鉄 印度支那産業会社

ヤンゴン

フエ

フアホー

西沙群島

南支那海

タイ國

522人

佛領印度支那

234人

経営者 3

日比興業株式会社

ミンドラナブー会社

北島スマギンバカン

満俺 日比鉱業株式会社

印度洋

マルタ

バンコック

カンパン

サイゴン

錫 三菱鉱業株式会社

新南群島

比律賓

25,837人

シフトコーポレーション

ホルネオ水産株式会社

経営者 8

コロンボ

王城組

サバン

コララシ

ヤナン

満俺 日本鉱業株式会社

鉄 南洋鉄鉱株式会社

鉄 日本鉱業株式会社

ボルネオ海

セセラン

1,494人

英領

北ボルネオ

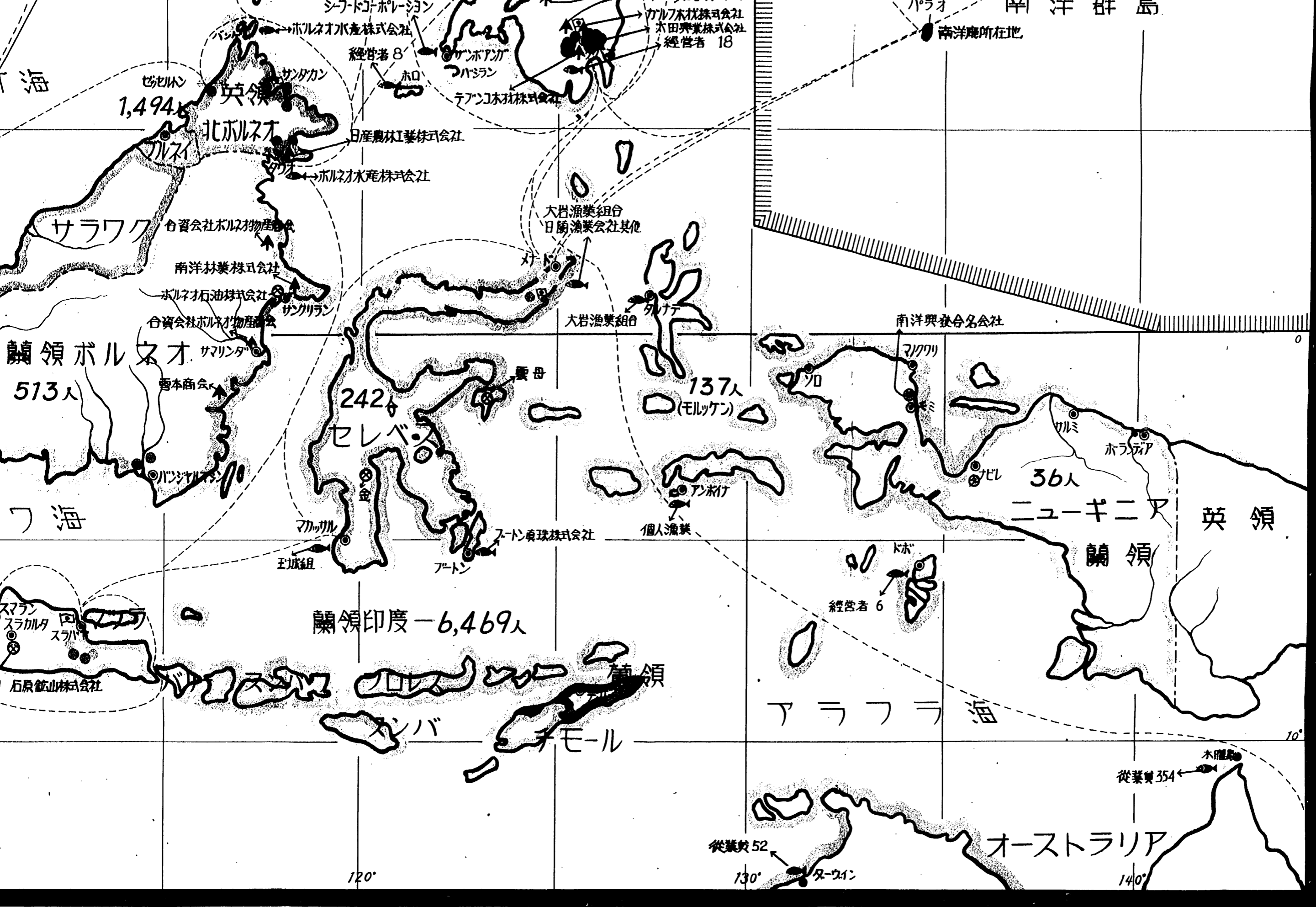
サンタカン

ツバラン

ホロ

アジア歴史資料センター

Japan Historical Records Center  
http://www.jacar.go.jp/









# 中南米ニ於ケル 邦人拓殖事業状況圖

(中南米在留邦人總数 236,592人)

昭和十三年十月一日現在



面積 114524 平方千米  
人口 4050000  
邦人 692

面積 89864 平方千米  
人口 460000  
邦人 351

面積 912050 平方千米  
人口 3260000  
邦人 25

面積 1162240 平方千米  
人口 9010000  
邦人 289

面積 451180 平方千米  
人口 2554700  
邦人

主要資源		農林畜産	
石油	石炭	羊毛	皮革
金		穀類	木材

主要資源		農林畜産	
銅	金	羊毛	皮革
石油		穀類	木材

北伯主要資源		農林畜産	
銅	鉛	羊毛	皮革
金	炭酸石灰	穀類	木材

主要資源		農林畜産	
銅	石油	小麦	烟草
銀	大理石	咖啡	甘蔗

資源		畜産	
羊毛	皮革	羊毛	皮革
雜穀	綿羊	羊毛	皮革

露光量違いにより重複撮影  
封筒在中物



# 中南米ニ於ケル 邦人拓殖事業狀況圖

(中南米在留邦人總數 236,592人)  
昭和十三年十月一日現在



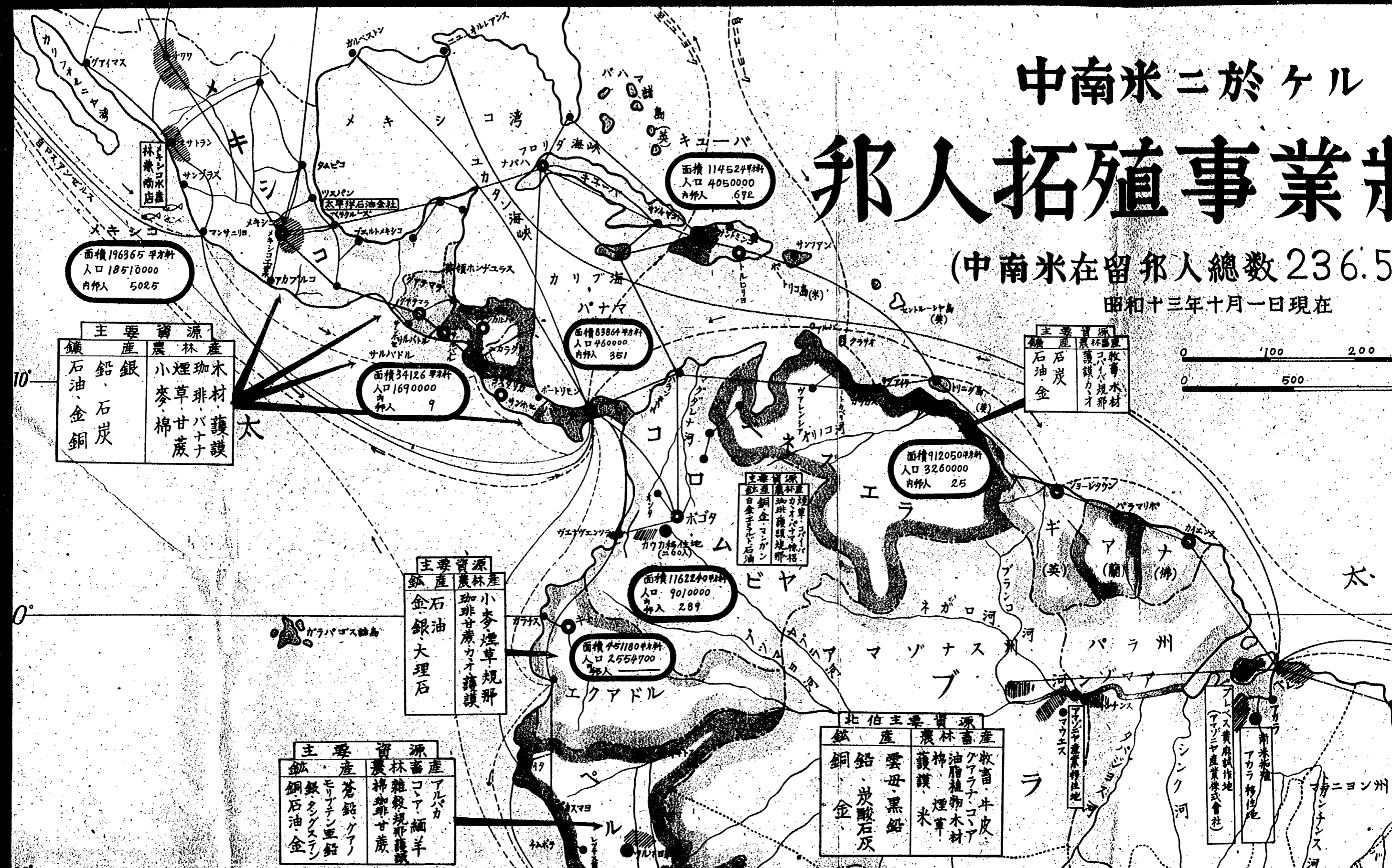
露光量違いにより重複撮影  
封筒在中物

中南米ニ於ケル

# 邦人拓殖事業状

(中南米在留邦人總数 236,500)

昭和十三年十月一日現在



面積 196365 平方呎  
人口 18510000  
内邦人 5025

面積 114524 平方呎  
人口 4050000  
内邦人 692

面積 83864 平方呎  
人口 460000  
内邦人 351

面積 34126 平方呎  
人口 1690000  
内邦人 9

面積 912050 平方呎  
人口 3260000  
内邦人 25

面積 1162240 平方呎  
人口 9010000  
内邦人 289

面積 451180 平方呎  
人口 2554700  
内邦人

主要資源

鑛産	農産	林産
石油 鉛 銀 金 銅	小麥 烟草 甘蔗 棉花	木材 胡椒 胡椒 胡椒 胡椒

主要資源

鑛産	農産	林産
石油 石油 金	胡椒 胡椒 胡椒	木材 胡椒 胡椒

主要資源

鑛産	農産	林産
金 銀 石油 大理石	咖啡 胡椒 甘蔗 烟草 棉花	胡椒 胡椒 胡椒

主要資源

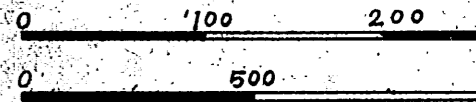
鑛産	農産	林産
白金 銅 金 石油	胡椒 胡椒 胡椒	胡椒 胡椒 胡椒

主要資源

鑛産	農産	林産
銅 鉄 石油 金	棉花 棉花 棉花	胡椒 胡椒 胡椒

北伯主要資源

鑛産	農畜産	林産
銅 鉛 炭酸石灰	羊毛 羊毛 羊毛	胡椒 胡椒 胡椒



源産	林産	畜産
アルパカ	雑穀	綿羊
茶	綿	豚
タバコ	胡椒	山羊
銅	亜麻	
鉛		
錫		

北伯主要資源	
鉱産	農林畜産
銅、鉛、雲母、黒鉛、炭酸石灰、金	牧畜、牛皮、クアラナ、ココア、油、植物油、木材、胡椒、米

中伯主要資源	
鉱産	農林畜産
ダイヤモンド、黒鉛、水晶、雲母、金	珈琲、棉、雜穀、煙草、養蚕、蔬菜、牧畜、砂糖、塩、木材

南伯主要資源	
鉱産	農林畜産
銅、大石、炭、石	小麥、煙草、砂糖、皮革、茶、草

主要資源	
鉱産	農林畜産
智利硝石、銅、銀、マンガ	木材、綿羊、小麥、葡萄、亞麻

主要資源	
鉱産	農林畜産
金、鉄、石油	煙草、柑橘、牧畜、米、棉、椰子、茶

主要資源	
鉱産	農林畜産
金、銅、大理石	雜穀、小麥、煙草、茶、麻

主要資源	
鉱産	農林畜産
銅、石、銀、金	雜穀、煙草、畜産、小麥、棉、園藝花卉

面積 741767 平方  
人口 4880000  
内邦人 675

面積 2797113 平方  
人口 12560000  
内邦人 6659

面積 1932808 平方  
人口 3170000  
内邦人 875

面積 851189 平方  
人口 42500000  
内邦人 199880

面積 1299049 平方  
人口 6140000  
内邦人 21503

ラ

平

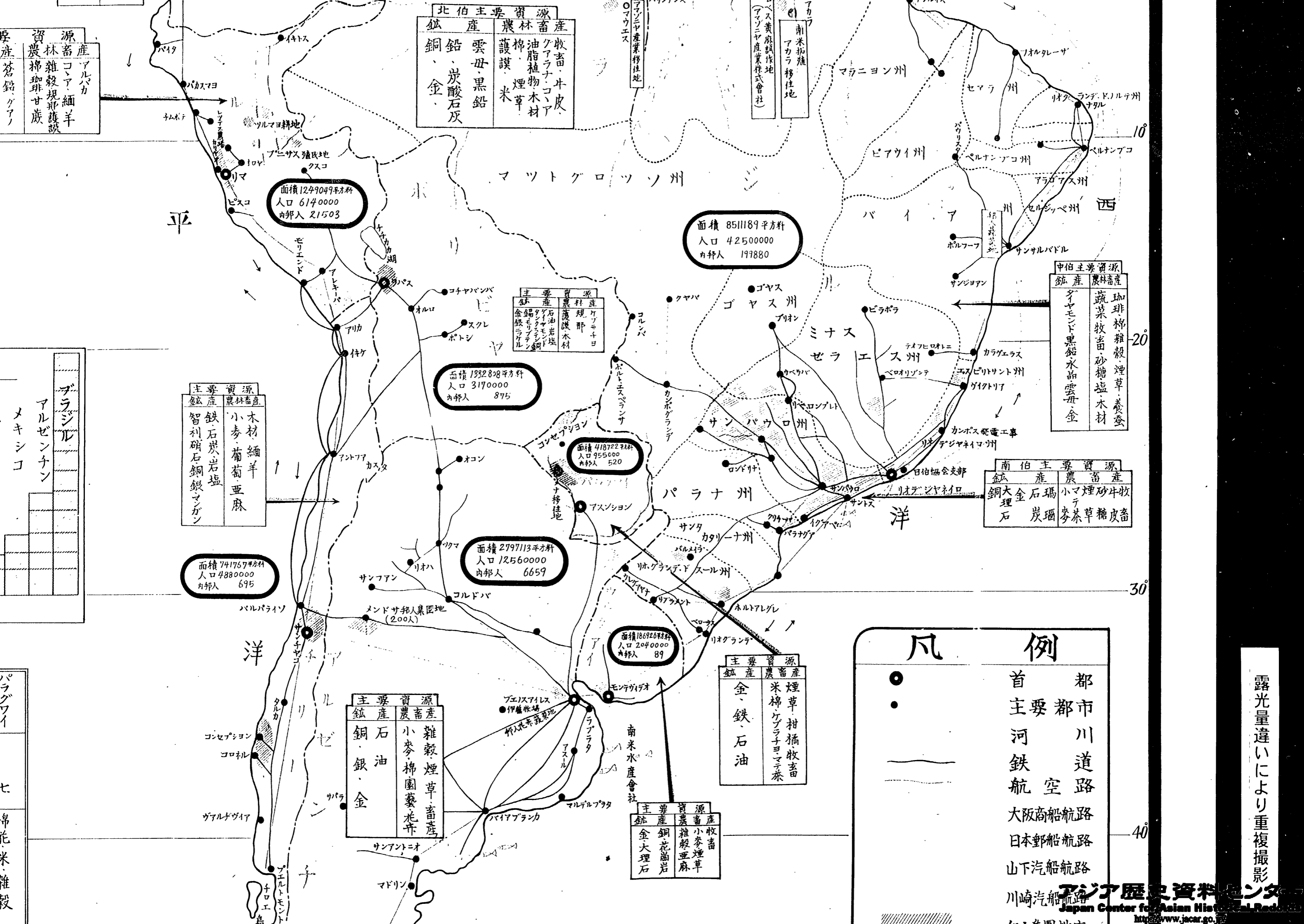
洋

洋

### 凡例

- 都
- 主要都市
- 河
- 鉄
- 航
- 空
- 路
- 大阪商船航路
- 日本郵船航路
- 山下汽船航路
- 川崎汽船航路

露光量違いにより重複撮影



北伯主要資源産

鉱産	農畜産
銅、鉛、雲母、黒鉛、炭酸石灰、金	牧畜、牛皮、クアラナ、コリア、油脂植物、木材、綿、護謨、米

南米拓殖  
アカラ移住地  
(アソニヤ産業株式会社)

源産

アルパカ	コアラ	緬羊
雑穀	規那	護謨
林産	綿	珈琲
農産	珈琲	甘蔗
資産	錫	鉛
主要産	タング	グアノ

ブラジル  
アルゼンチン  
メキシコ

主要資源産

鉱産	農畜産
智利硝石、銅、銀、マンガン	小麦、葡萄、亜麻、木材、緬羊

主要資源産

鉱産	農畜産
金、銀、銅、鉛、錫、タング、マンガン	綿、護謨、木材、油、石炭、羊毛

中伯主要資源産

鉱産	農畜産
ダイヤモンド、黒鉛、水晶、雲母、金	珈琲、綿、雜穀、煙草、養蚕、蔬菜、牧畜、砂糖、塩、木材

南伯主要資源産

鉱産	農畜産
銅、大理石、石炭	小麦、煙草、砂糖、牛皮、牧畜

主要資源産

鉱産	農畜産
金、鉄、石油	煙草、柑橘、牧畜、米、棉、ケブラチヨ、マテ茶

主要資源産

鉱産	農畜産
銅、石油、銀、金	雜穀、煙草、畜産、小麦、棉、園藝、花卉

主要資源産

鉱産	農畜産
金、大理石、銅、花崗岩	雜穀、小麦、煙草、亞麻

### 凡例

- 首都
- 主要都市
- 河川
- 鉄道
- 航空路
- 大阪商船航路
- 日本郵船航路
- 山下汽船航路
- 川崎汽船航路

露光量違いにより重複撮影



主要資源	
鉱産	農林畜産
銅、鉛、亜鉛、鉄、石油、金	アルパカ、コアラ、綿羊、雑穀、規矩、糖、麻、胡椒、甘藷

北伯主要資源	
鉱産	農林畜産
銅、鉛、雲母、黒鉛、炭酸石灰、金	牧畜、牛皮、クアラ、ココア、油脂、植物、木材、護謨、米

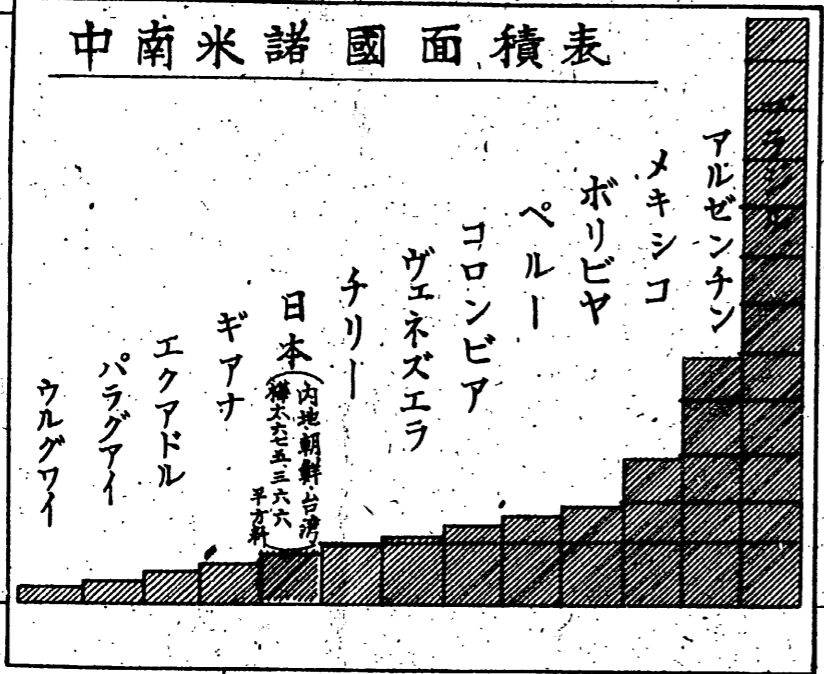
主要資源	
鉱産	農林畜産
銅、鉛、鉄、石油、金	コアラ、綿羊、雑穀、規矩、糖、麻、胡椒、甘藷

主要資源	
鉱産	農林畜産
鉄、石油、銅、銀、マンガン	木材、綿羊、小麦、葡萄、豆、麻

主要資源	
鉱産	農畜産
銅、鉛、鉄、石油、金	雑穀、煙草、畜産、小麦、棉、園藝、花卉

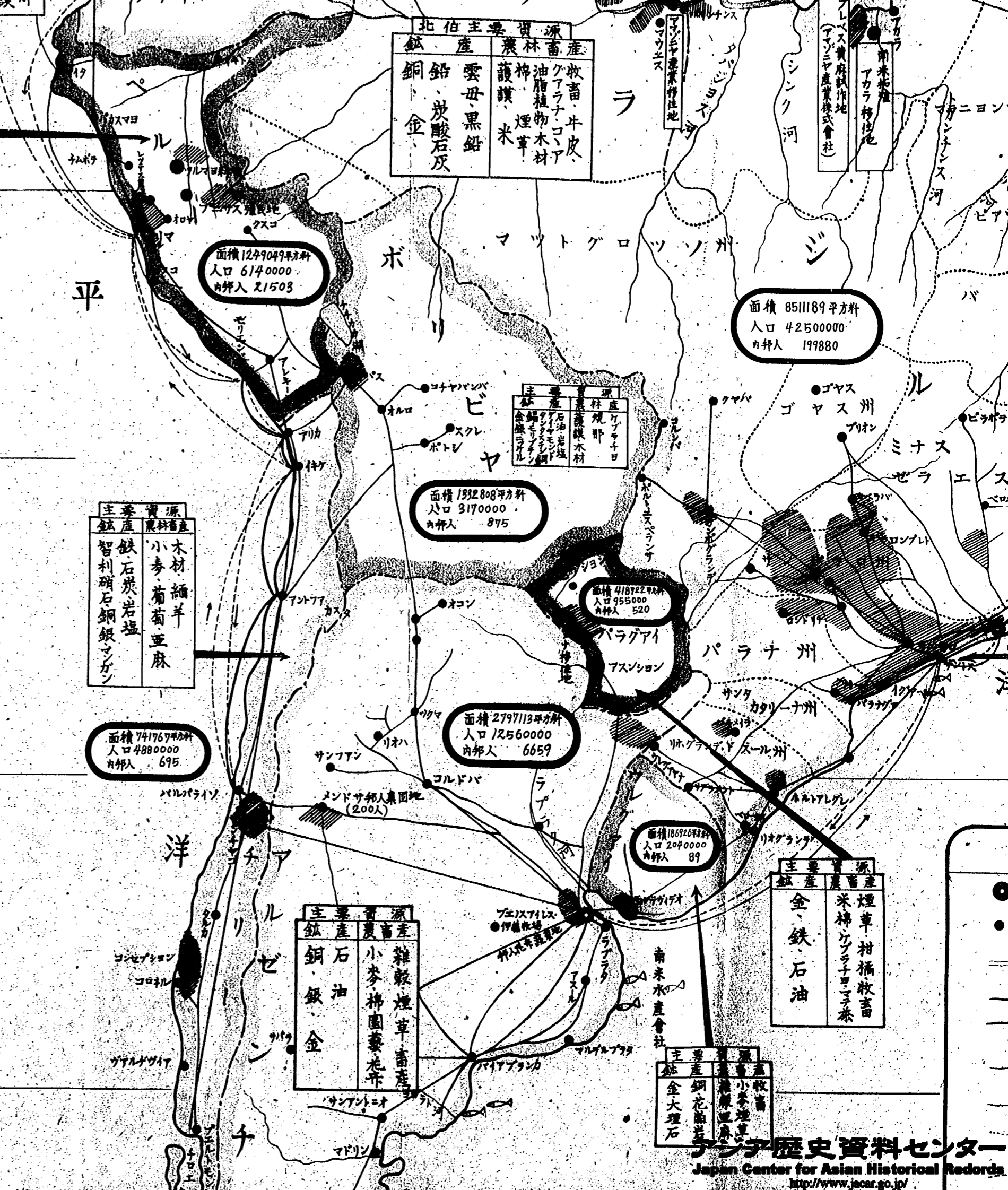
主要資源	
鉱産	農畜産
金、鉄、石油	煙草、柑橘、牧畜、米、棉、ケブラ子、ココア、茶

主要資源	
鉱産	農畜産
金、銅、鉄、石油、大理石	小麦、綿、糖、畜産



### 各國在留邦人農産産額 (昭和十四年)

國別	生産額 (万円)	主要生産物
パラグアイ	七	棉花、米、雜穀
ペルー	二二六三	棉花、甘蔗、蔬菜、咖啡
アルゼンチン	四四〇	棉花、小麦、花卉、蔬菜、マテ花
ブラジル	一四三六〇	雜穀、蔬菜、棉花、咖啡、甘藷

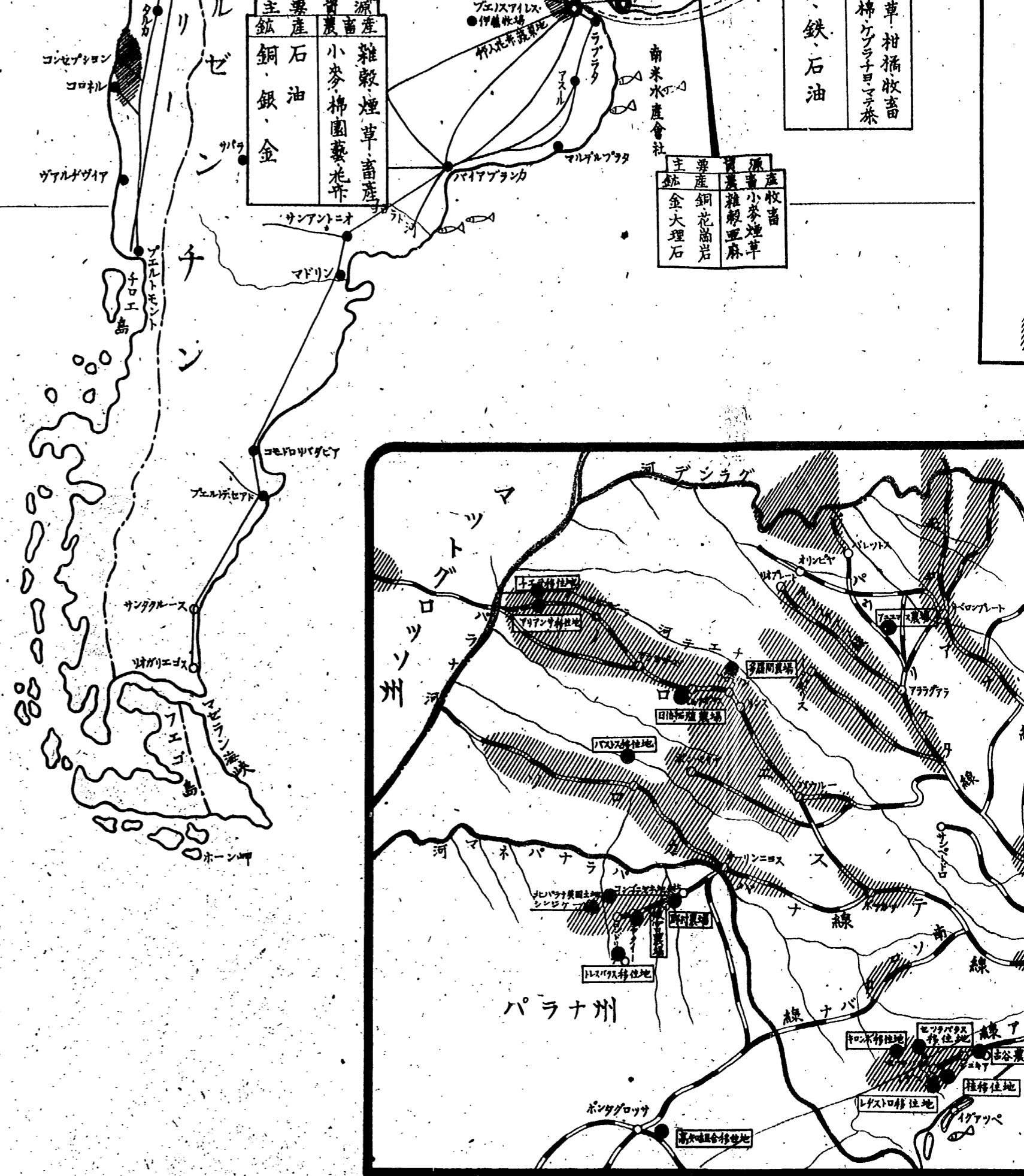




別	シル	センチン	ルー	グワイ
生産額 万円	一四三六〇	四四〇	二二六三	七
主要生産物	棉花 咖啡 甘蔗 雜穀 蔬菜	棉花 小麥 花卉 蔬菜 甘蔗	棉花 甘蔗 蔬菜 咖啡	棉花 米 雜穀

各國別ノ本邦輸出入金額(昭和十四年)

國名	輸出金額	輸入金額	計 (單位千円)
ブラジル	15.609	74.662	90.271
ペルー	6.083	6.956	13.039
アルゼンチン	8.151	11.860	20.011
パラグアイ	3.454	2.217	5.671
ウルグアイ	3.770	3.398	7.168
チリー	14.010	10.230	24.240
コロンビア	592	155	747
ボリビア	2.492	1.967	4.459
ヴェネズエラ	7.984	129	8.113
メキシコ	7.939	1.536	9.475
パナマ	8.403	42	8.445
ギアナ	1.788	208	1.996
エクアドル	3.171	3.938	7.109
其ノ他	26.085	1.893	27.978
合計	109.531	119.191	228.722



主産	銅	石油	銀	金
源産	雜穀	煙草	畜産	畜産
源産	小麥	棉	園藝	花卉

主産	銅	石油	銀	金
源産	大理石	石油	石油	石油
源産	大理石	石油	石油	石油

草、柑橘、牧畜  
棉、椰子、ゴム、茶  
鉄、石油

拓務省 拓務局 昭和十五年五月

裏面白紙



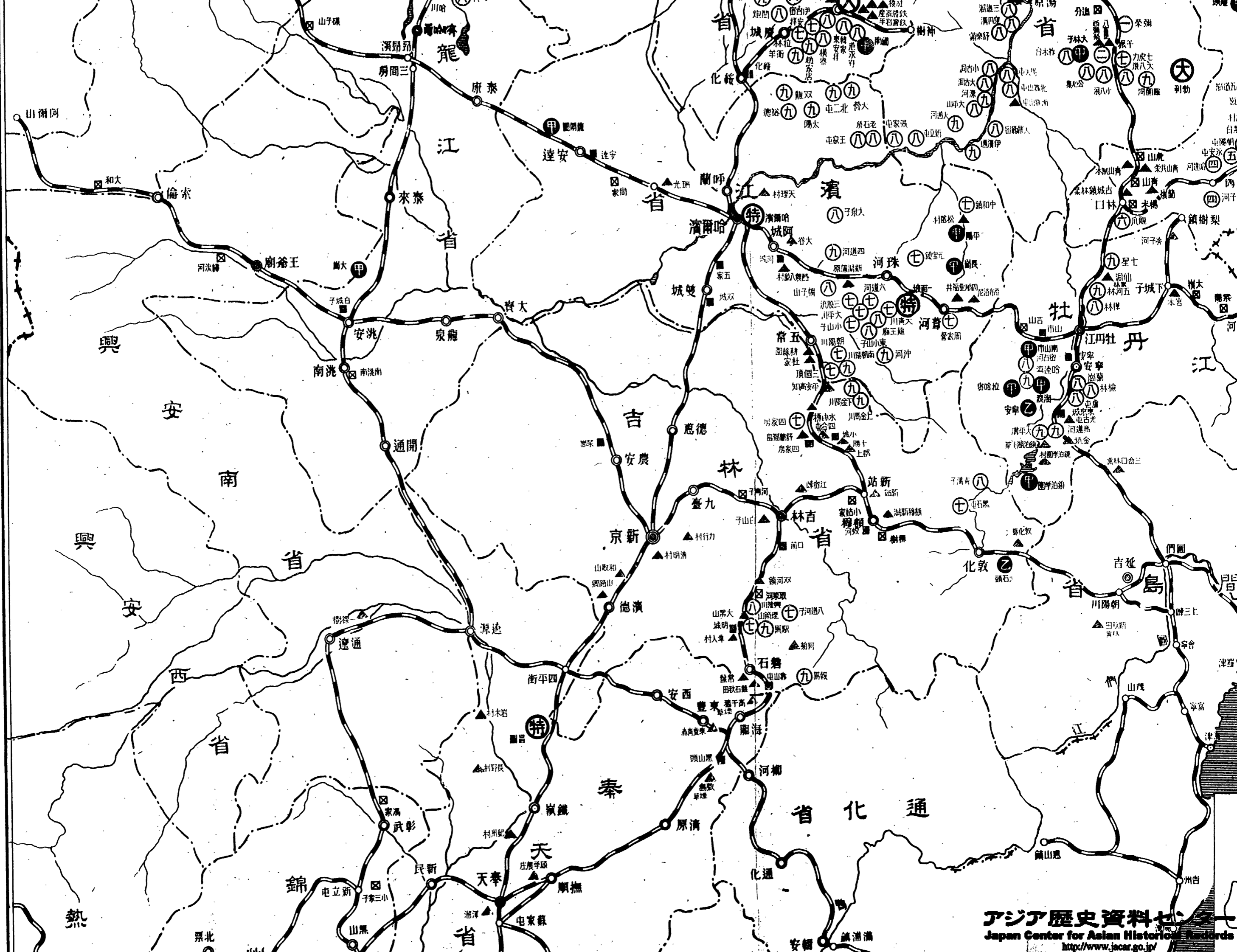






露光量違いにより重複撮影

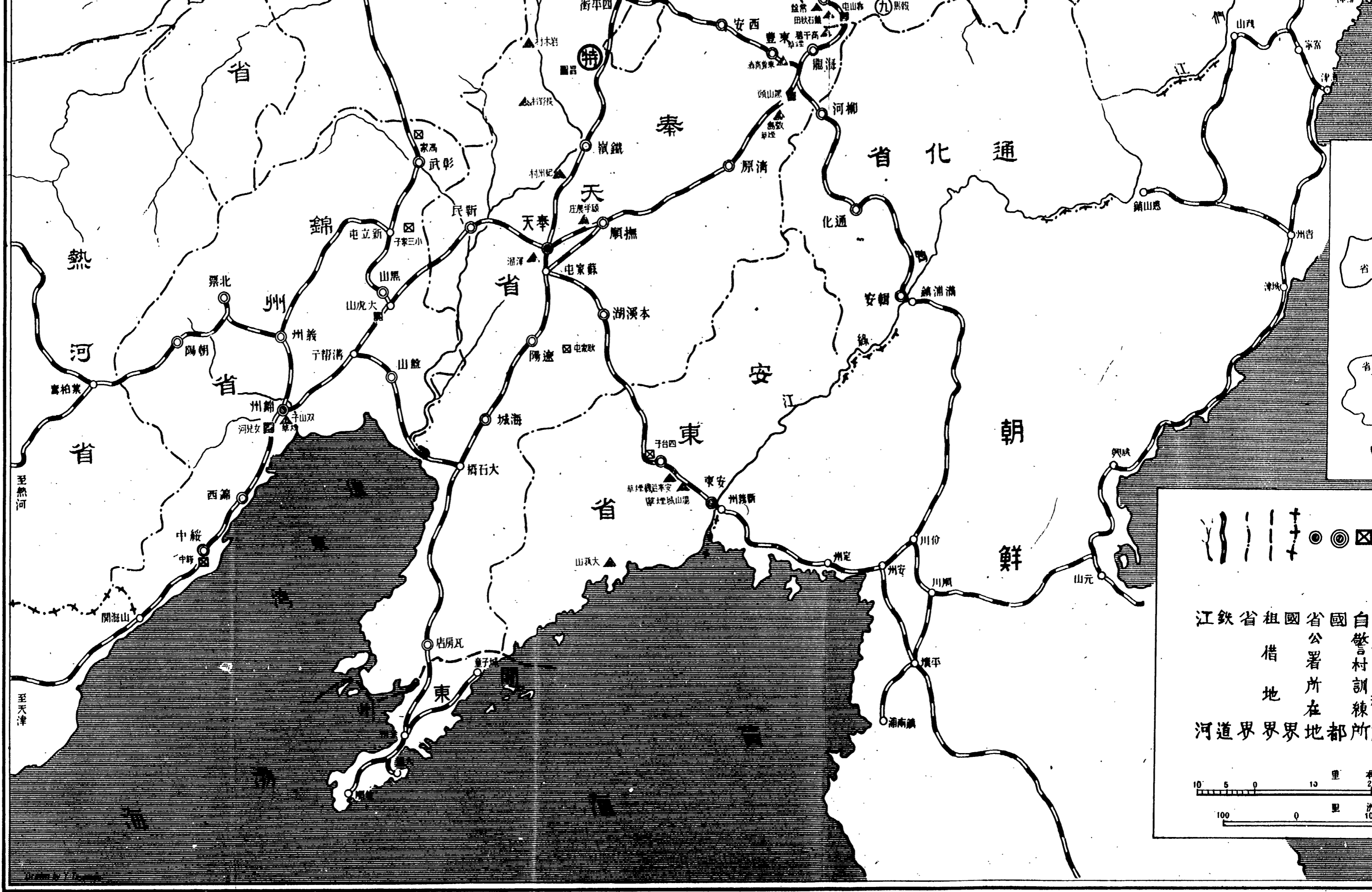








拓務省(昭和十五年)





めくれず

昭和十五年九月二十三日印刷  
昭和十五年九月二十五日發行

定價 金貳圓五拾錢  
送料 一四  
俱外地 三四

### 拓務大臣官房文書課編纂

發行人 永 丘 智 太 郎  
東京市小石川區春日町一ノ一〇  
印刷人 杉 田 麟 太 郎  
東京市麹町區龜町五丁目二番地  
印刷所 杉 田 屋 印 刷 所  
電話九段 一〇五七四番  
一〇二二番

發行所

東京市小石川區春日町一ノ一〇  
財團法人日本拓殖協會

電話小石川 一四四七七  
一三八九七一  
振替東京 一四三三五〇番